

令和3年2月定例会

環境生活建設委員会

予算決算委員会
(環境生活建設分科会)

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月24日〔関係部局所管事務概要説明〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
関係部局所管事務概要説明	3

(2月25日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、審査事件	4
4、経過	
《委員会》	
関係部局所管事務概要説明	5
《分科会》	
文化観光国際部長予算議案及び条例議案説明	5
観光振興課長補足説明	6
物産ブランド推進課長補足説明	6
スポーツ振興課企画監補足説明	7
県民生活環境部長予算議案説明	8
水環境対策課長補足説明	9
土木部長予算議案説明	10
監理課長補足説明	10
予算議案及び条例議案に対する質疑	11
予算議案及び条例議案に対する討論	34
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	34

(第1日目)

1、開催日時・場所	36
2、出席者	36
3、審査事件	36
4、付託事件	37
5、経過	
《分科会（土木部審査）》	
土木部長予算議案及び第33～35、62号議案説明	38
監理課長補足説明	40
港湾課企画監補足説明	41
決議に基づく提出資料の説明	43
予算議案及び第33～35、62号議案に対する質疑	43
予算議案に対する討論	71
《委員会（土木部審査）》	
土木部長総括説明	71
道路建設課長補足説明	73

道路維持課長補足説明	7 4
建築課長補足説明	7 6
河川課長補足説明	7 7
港湾課長補足説明	7 9
住宅課企画監補足説明	7 9
第 22、30～32、36、51～60 号議案に対する質疑	8 0
第 22、30～32、36、51～60 号議案に対する討論	8 9
陳情審査	8 9

(第2日目)

1、開催日時・場所	9 3
2、出席者	9 3
3、経過	
《分科会（土木部審査）》	
土木部次長提出資料説明	9 3
予算議案第 12 号に対する質疑	9 8
予算議案第 12 号に対する討論	1 0 8
《委員会（土木部審査）》	
第 33～35、62 号議案に対する討論	1 0 8
道路建設課長補足説明	1 0 8
監理課長補足説明	1 0 9
議案外所管事項に対する質問	1 1 0
《分科会（文化観光国際部審査）》	
文化観光国際部長予算議案説明	1 3 4
決議に基づく提出資料の説明	1 3 5
予算議案に対する質疑	1 3 6

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 5 8
2、出席者	1 5 8
3、経過	
《分科会（文化観光国際部審査）》	
予算議案に対する質疑	1 5 8
予算議案に対する討論	1 8 0
《委員会（文化観光国際部審査）》	
文化観光国際部長総括説明	1 8 1
観光振興課長補足説明	1 8 3
議案に対する質疑	1 8 6
議案に対する討論	1 9 6
陳情審査	1 9 6
国際課企画監補足説明	1 9 9
スポーツ振興課長補足説明	2 0 1
議案外所管事務に対する質問	2 0 5

(第4日目)

1、開催日時・場所	2 2 8
-----------------	-------

2、出席者	228
3、経過	
《分科会（県民生活環境部審査）》	
県民生活環境部長予算議案説明	228
決議に基づく提出資料の説明	229
予算議案に対する質疑	230
予算議案に対する討論	258
《委員会（県民生活環境部審査）》	
県民生活環境部長総括説明	258
県民生活環境課長補足説明	259
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	261
生活衛生課長補足説明	263
自然環境課長補足説明	264
議案に対する質疑	264
議案に対する討論	274
陳情審査	274
交通・地域安全課長補足説明	278
生活衛生課長補足説明	280
食品安全・消費生活課長補足説明	281
次長兼地域環境課長補足説明	282
資源循環推進課長補足説明	283
自然環境課長補足説明	284
議案外所管事項に対する質問	285

(第5日目)

1、開催日時・場所	307
2、出席者	307
3、経過	
《分科会（交通局審査）》	
交通局長予算議案説明	307
管理部長補足説明	309
予算議案に対する質疑	312
予算議案に対する討論	332
《委員会（交通局審査）》	
交通局長所管事務説明	333
議案外所管事務に対する質問	334
委員間協議	344
・審査結果報告書	345

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）（文化観光国際部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）（文化観光国際部）

2月24日

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月24日

自 午後 2時00分
至 午後 5時 3分
於 委員会室 3

水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 石川 拓哉 君

文化観光国際部長 中崎 謙司 君

2、出席委員の氏名

委員長 中村 一三 君
副委員長 北村 貴寿 君
委員 八江 利春 君
" 小林 克敏 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 前田 哲也 君
" 深堀ひろし 君
" 松本 洋介 君
" 赤木 幸仁 君

土木部長 奥田 秀樹 君

土木部技監 有吉 正敏 君

土木部次長 天野 俊男 君

土木部参事監
(まちづくり推進担当) 村上 真祥 君

監理課長 田中 庄司 君

建設企画課長 川添 正寿 君

建設企画課企画監
新幹線事業対策室長
(参事監) 中村 泰博 君

大塚 正道 君

都市政策課長 植村 公彦 君

道路建設課長 馬場 一孝 君

道路維持課長 馬場 幸治 君

港湾課長 平岡 昌樹 君

港湾課企画監 松永 裕樹 君

河川課長(参事監) 浦瀬 俊郎 君

河川課企画監 松本 憲明 君

砂防課長 鈴田 健 君

建築課長 三原 真治 君

営繕課長 平松 彰 君

住宅課長 高屋 誠 君

住宅課企画監 小山 俊一 君

用地課長 佐々木健二 君

交通局 太田 彰幸 君

管理局 安藝雄一朗 君

営業部長 濱口 清 君

経営戦略室長(参事) 柿原 幸記 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 宮崎 浩善 君
県民生活環境部次長 田中紀久美 君
次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性
活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統計課長(参事監) 笠山 浩昭 君
生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2時00分 開会 —

【中村(一)委員長】 ただいまから、環境生活建設委員会および予算決算委員会環境生活建設分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付しております委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、環境生活建設委員長を仰せつかりました中村 一三でございます。

北村貴寿副委員長をはじめ委員の皆様、理事者の皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新たな総合計画が策定され、計画実現に向けた施策等について、この一年、私どもが審議を行います部局といたしましては、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や県産品のブランド化の推進、歴史や文化・芸術、スポーツによる地域活性化、国際交流の推進などに取り組む「文化観光国際部」。

男女共同参画・女性活躍の推進、多様な主体による連携・協働や人権が尊重される社会づくりの推進、プラスチックごみ対策や節電、省エネルギー等の取組など豊かな社会づくりと暮らしの安心、人と自然が共生する地域づくりに取り組む「県民生活環境部」。

観光の振興や交流人口の拡大などを支える高速交通ネットワークの確立や生活に密着した道路ネットワークの拡充、国内外との交流の拠点となる港湾の整備、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災対策など、社会資本の整備に取り組む「土木部」。

そして、県民に必要な生活路線の確保と観光県長崎を足もとから支える「交通局」。と、県民生活の向上及び県内経済の活性化を推進するうえで重要な4つの部局を所管しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策、2040年問題やSociety5.0への対応、更には、SDGsの推進についても重要な役割を担っている部局ばかりでございます。

委員各位におかれましては、各部局の課題解決に向けて、県民目線での議論を尽くしていただきますようお願いいたしますとともに、理事者各位におかれましては、委員会における論議を真摯に受け止め、未来の長崎県づくりのために行政を推進していただきますようお願いいたします、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、一年間よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

それでは、私から、副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【太田交通局長】 交通局長の太田彰幸でございます。

よろしくお願い申し上げます。

環境生活建設委員会の開会にあたり、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

環境生活建設委員会におきまして所管いただきます、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部、交通局の4部局においては、観光産業の活性化、安全・安心な生活の確保や、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県

民の生活に密接に関連した事業を行っており、長崎県総合計画をはじめ、各部局が策定した計画の着実な推進とともに、コロナ禍への積極的な対応など、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の快適な暮らしの実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

中村委員長、北村副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、環境生活建設委員会所属の各部局長をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

今回の議題は「環境生活建設行政所管事務について」及び第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分ほか2件並びに、令和3年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島廣義委員、赤木委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

お手元に配付しております審査順序のとおり、まず始めに、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受けることとし、明日、文化観光国際部の所管事務の説明が終了した後、分科会において、付託議案に限って審査を行い、さらに審査終了後、3月9日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明に関するご質問等につきましては、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会の中で行うことにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、分科会への理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 5時 2分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から再開し、文化観光国際部の概要説明を受けることとしたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 5時 3分 散会 —

2月25日（経済対策補正審査）

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年2月25日

自 午前10時 0分
至 午後 2時41分
於 委員会室 3

県民生活環境部次長 田中紀久美 君
県民生活環境部次長 重野 哲 君
兼地域環境課長
県民生活環境課長 本多 敏博 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君

2、出席委員の氏名

委 員 長 中村 一三 君
副 委 員 長 北村 貴寿 君
委 員 八江 利春 君
" 小林 克敏 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 前田 哲也 君
" 深堀ひろし 君
" 松本 洋介 君
" 赤木 幸仁 君

土 木 部 長 奥田 秀樹 君
土 木 部 技 監 有吉 正敏 君
土 木 部 次 長 天野 俊男 君
土 木 部 参 事 監 村上 真祥 君
(まちづくり推進担当)
監 理 課 長 田中 庄司 君
建 設 企 画 課 長 川添 正寿 君
道 路 建 設 課 長 馬場 一孝 君
道 路 維 持 課 長 馬場 幸治 君
港 湾 課 長 平岡 昌樹 君
河川課長(参事監) 浦瀬 俊郎 君
砂 防 課 長 鈴田 健 君
住 宅 課 長 高屋 誠 君
用 地 課 長 佐々木健二 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 前川 謙介 君
(国際戦略担当)
観 光 振 興 課 長 佐古 竜二 君
物産ブランド推進課長 長野 敦志 君
スポーツ振興課企画監 江口 信 君
(スポーツ合宿・大会誘致担当)

県民生活環境部長 宮崎 浩善 君

6、審査事件の件名

○環境生活建設分科会

第75号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）
（関係分）

第77号議案

令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

第26号議案

長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中村(一)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、昨日に引き続き、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前10時57分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【中村(一)分科会長】 これより、分科会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案、条例議案の説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、お手元に経済対策先議分、文化観光国際部をよろしくお願いいたします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、第26号議案「長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、合計1億8,254万8,000円の増、歳出予算は、合計8億5,146万円の増を計上いたしております。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算額は94億4,314万6,000円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

国のGo Toトラベルキャンペーンの一時停止措置に伴う県内観光産業への影響を緩和するため、県独自の宿泊割引の実施に要する経費として、観光需要回復促進事業費4億円、特定有人国境離島地域の観光産業を維持するため、地域内の宿泊・飲食・交通サービス・土産品購入等に利用できるクーポンの交付に要する経費として、しま旅滞在促進事業費2億7,214万3,000円、県産品の消費回復・拡大を図るため、県産品販売事業者等を応援する「長崎よかもんキャンペーン」の支援に要する経費として、県産品消費拡大事業費5,800万円、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、事前キャンプ地となる県内のホストタウンにおいて選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として、スポーツコミッション事業費1億2,131万7,000円を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の交付金を活用する事業について、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、商業費5,800万円、観光費6億7,214万3,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第26号議案「長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」についてご説明いたします。

これは、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症

対策に要する経費の財源を確保するため、この度の経済対策補正による国からの交付金を受け入れる基金を設置しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【佐古観光振興課長】 それでは、分科会補足説明資料、経済対策補正先議分に基づきましてご説明を申し上げます。

観光振興課関係は、2ページ目になります。観光需要回復促進事業費4億円でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスの第三波ということで、現在も大きな影響を受けております県内観光業界の回復に向けまして、緊急的な誘客対策を実施しようとするものでございます。

具体的には、県内の宿泊施設を利用される方に対して1泊当たり一律5,000円の宿泊割引を実施しようと考えております。

想定的人数としましては、7万人泊。

対象者のところに「長崎県民または九州各県在住者」という記載をしておりますけれども、現時点の想定としましては、まずは県民の方に限定したキャンペーンを実施したいと考えています。

それから、実施時期につきましては、まだ明確に決定ができておりませんが、県内の感染者数の推移、感染ステージの状況、それから、この制度につきましては国のGo To Travelキャンペーンがまだ再開されていないという状況が一定見込まれ、かつ県内では感染が落ち着いているといった2つの条件が整った場合

に実施したいと考えておりますので、その政府の検討状況等もしっかり見極めながら、県内の状況、それから政府の状況、この2つを両にらみに開始時期というのを関係部局ともしっかり相談をして決定してまいりたいと考えておりますので、この点につきましてもご了承賜ればと考えております。

そのほか、このキャンペーンの実施に当たる事務局経費として2,000万円、それから情報発信について3,000万円という予算をお願いしたいと考えております。

もう一点、3ページをお願い申し上げます。こちらは国境離島交付金を活用いたしましたしま旅滞在促進事業費でございます。2億7,214万3,000円でございます。

こちらでも政府の方でコロナ対策として特別な制度の拡充が図られまして、島内で比較的自由に使用できるクーポンという制度が設けられております。島内の宿泊・飲食・交通等に活用できると。こちらにつきましても、1泊当たり5,000円というクーポンを最大3泊まで発行する予定にしております。

対象人数は、記載のとおり4万9,932人泊ということで考えております。

それ以外、同様にクーポン交付に係る事務経費、それから情報発信経費を合わせてお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

【中村(一)分科会長】 次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】 それでは、引き続きまして資料4ページの方で物産ブランド推進課関係についてご説明をさせていただきます。

県産品販路拡大事業費といたしまして、予算額5,800万円を計上しております。

この事業につきましては、県産品の消費拡大・回復を図るために、県産品販売事業者等を応援する「長崎よかもんキャンペーン」、現在第2弾を実施しているところでございますけれども、引き続き第3弾を実施しようとするものでございます。

財源につきましては、右側の臨時交付金を活用して実施することとしております。

長崎よかもんキャンペーンにつきましては、現在、第2弾として、今月末までということで実施しているところでございます。物産関係事業者を取り巻く環境につきましては、昨年後半、Go Toトラベルキャンペーンの効果でございますとか、お歳暮需要といったものもございまして、店頭販売等につきましては前年並みに戻りつつありましたけれども、12月下旬以降の感染拡大に伴う影響も受け、厳しい状況が続いております。そういった背景を受けまして、引き続き第3弾の実施に至ったところでございます。

今回の主な事業内容でございます。第1弾と第2弾で実施いたしました県物産振興協会運営の「eーながさき旬鮮市場」と県漁連運営の「長崎漁連ウェブショッピング」、この2つのサイトにて送料を無料とするキャンペーンを実施することとしておりまして、販売の目標額につきましては、両サイト合わせまして2億円を想定しているところでございます。

また、今回、県物産協会と協力しながら、県産品の販売事業者等を対象としましたネット通販の売上拡大をテーマとしたセミナー、こういったものを開催することとしておりまして、現在、本土と離島を合わせまして県内6地区で実施したいと考えているところでございます。

今回、キャンペーンを実施した際に参加いただいた事業者の方々の声をお聞きしたところ、

送料への支援の継続の声に加えて、他社の商品とのセット販売を希望する意見、単に割引だけではなくて、販売方法に期待する声も多く聞かれております。

そういった中で、第1弾、第2弾で実施いたしました商品割引の支援については実施いたしませんでしたが、第3弾ではサイト運営事業者でございます県物産振興協会において、事業者の方々からもアイデアをいただきながら、サイト上で季節や特定の地域、こういったものをテーマとしてフェアの実施、テーマに沿ったセット商品の造成・販売を実施いたしまして、売上拡大に努めることとしております。

なお、これまでの実績につきましては、下段に記載のとおりでございます。

ちなみに、物産協会につきましては2月23日時点の販売額で、現在約2億400万円となっております。2億1,000万円の目標達成まで残りわずかとなっているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 次に、スポーツ振興課企画監より補足説明を求めます。

【江口スポーツ振興課企画監】 それでは、スポーツ振興課関係の補正予算、それから条例議案「長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」について、関連がございますので、併せてご説明させていただきます。

引き続き、補足説明資料の5ページをご覧ください。

スポーツコミッション事業費として1億2,131万7,000円の補正予算を計上いたしております。

本県では、県内の5つの市とともに、東京オ

オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、海外ナショナルチームの事前キャンプ誘致に取り組んできたところでございますが、現在のコロナ禍においては、県民、市民に安心して海外チームを迎えてもらうために、さらには、チームにとっても安心して本県を訪れてもらうためには、感染症対策を万全に行うことが不可欠であり、そのための必要な経費に充てることを目的として、国から交付金を受けまして基金として積み立てようとするものでございます。

具体的には、今年度中にスポーツ庁から、県に対しましてホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金の交付を受けまして、基金として積み立てます。そして、来年度、県内5市において事前キャンプを受け入れる際に、基金を取り崩しまして各市に配分するなどして感染症対策を行うこととなります。

この基金を使って行う具体的な感染症対策ですが、この事業内容の中頃に書かせていただいておりますので、主な点をご説明させていただきます。

まず、検査と書いてあるところですが、選手団及び選手団との接触が見込まれる住民等、この住民等は具体的には通訳をされる方やアテンドをされる方になりますけれども、そうした選手やアテンドスタッフ、通訳などの方々のPCR検査を行うための経費でございます。

それから、次の移動・交通の部分ですが、海外から入国されて、例えば東京の空港から飛行機で長崎に来られる場合、または県内でのキャンプを終えて、東京の選手村に移動される際、飛行機の中ではソーシャルディスタンスを確保するために、前後2席を空席とするように求められる予定でございます。その空席を確保するための経費、それから宿泊等につきまし

ては、宿泊においてもフロア単位で部屋を貸し切るなど、選手団以外の宿泊客との接触を回避する必要がある、その空室確保のための経費でございます。

次に病床確保等とありますけれども、県内に滞在中に、万が一、選手団の中から陽性者が発生した場合の病床確保のための経費、こういった経費を感染症対策に使わせていただくこととなります。

資料6ページをご覧ください。こちらは、条例議案の補足説明資料として提出させていただいておりますが、1から3については、ただいまの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

4についてですが、今回、予算計上しております約1億2,000万円は、国が示しました積算基準により必要額を積み上げたものでありますけれども、各都道府県から提出があった必要額と国の予算総額127億円、国の方で確保されておりますけれども、それを勘案しまして3月中旬以降に配分額の決定があると聞いております。

なお、予算については、余裕をもって積み上げておりますが、最終的に残余が出た場合は国庫にお返しすることになります。それに伴いまして、条例についても令和3年度をもって効力を失うということになっております。

また、資料7ページに事前キャンプを受け入れる予定の国、それから受入市、競技種目について一覧でお示ししておりますので、ご覧いただければと思います。

以上をもちまして、スポーツ振興課関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）」の県民生活環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第77号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」の1件でございます。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、記載のとおりであり、大村湾南部流域下水道における大村湾南部浄化センターの水処理施設高度処理化及び幹線管渠の耐震化等を実施するための経費でございます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【本田水環境対策課長】流域下水道事業の補正予算について説明させていただきます。

事前にお配りしております、右上に補足説明資料、水環境対策課と記載した資料をご覧ください。

今回の補正は、1月28日に成立した国の経済対策補正予算に適切に対応しようとするものであります。

なお、流域下水道事業は、令和2年度より、地方公営企業法の財務規定を適用し、従来の特別会計から公営企業会計へ移行しております。

このため、予算は一事業年度における営業活動に伴い発生する収益と費用を示す収益的収支と将来の営業活動に備えて行う諸施設の建設改良費や企業債元金償還金の支出と、その財源となる収入を示す資本的収支の二本立てとなっております。

今回の補正予算は、諫早市にございます大村湾南部浄化センターの汚水処理設備や流入管渠の工事のための建設改良費を増額するものです。このため、補正は資本的収支がメインとなりますが、収益的収支で取り扱う消費税及び地方消費税についても、一事業年度の収支全体で計算、申告する必要があるため、収益的収支についても補正が必要となったものです。

その収益的収支の補正の内容ですが、一事業年度における消費税は、課税売上に係る消費税から課税仕入れに係る消費税を差し引いた額を納税することとなります。

今回の資本的収支の補正は、収入、支出同額の4億9,300万円を補正しておりますが、課税仕入れに当たる資本的支出が全額課税対象であるのに対しまして、課税売上に当たる資本的収入のうち企業債が不課税であるため、年度の収支全体で再計算した結果、消費税の還付額が800万円の増となったものです。

次に、資本的収支の補正内容ですが、大きく3つの工事を実施することとしております。

まず、水処理施設の高度処理化でございます。大村湾南部浄化センターでは、有機物を主に除去する通常の汚水処理に加え、窒素やリンについても積極的に除去する高度処理化の整備を実施しており、6系列ある処理系統のうち1系列は令和2年度より供用を開始しております。今回の補正により整備をさらに進め、大村湾の水質改善につなげようとするものです。

次に、汚泥濃縮機の増設でございます。流入した汚水から細かい粒子を分離するための設備で、既存設備のバックアップとして増設するものです。

3つ目は、管渠の耐震化でございます。現在の耐震基準に基づき耐震診断を実施しました結果、耐震対策、補強が必要と判定された管渠について必要な工事を実施するものです。

以上をもちまして補足説明を終わります。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、土木部長より予算議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料（経済対策補正）」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に沿って、1月28日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の令和2年度補正予算は記載のとおりであり、歳出予算は、合計402億4,976万5,000円となっています。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

道路新設改良費158億3,907万円の増、重要幹線街路費8億9,487万8,000円の増、交通安全施設費21億4,818万6,000円の増、道路災害防除費29億2,342万9,000円の増、海岸高潮対策費3億5,700万円の増、総合流域防災費26億5,010万円

の増、堰堤改良事業費22億4,498万9,000円の増、通常砂防費34億9,702万4,000円の増、急傾斜地崩壊対策費7億9,033万4,000円の増、都市改造費6億4,000万円の増などを計上いたしております。

なお、繰越明許費及び債務負担行為については記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】 土木部関係の経済対策補正予算の内示状況について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、令和2年度国の経済対策補正予算にかかる内示状況をご覧ください。

去る1月28日に、国において第3次補正予算が成立し、同日に内示があったところでございます。

内示状況につきましては、記載のとおり、公共事業につきましては道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、住宅課の各事業において、小計の①の欄にございますように、合計で387億5,922万3,000円となっております。

単独事業の6,400万円については、都市計画事業に対して補助する経費でございます。

また、国直轄事業については、道路、港湾、河川、ダムの各事業について内示がっており、県が支出する負担金は、小計の③の欄にございますように14億2,654万2,000円となっております。

ゼロ国債事業につきましては、主要地方道長

崎南環状線、新戸町から江川町工区等について、末尾の6億7,000万円の内示額となっております。

内示状況につきましては以上でございますが、今回の補正予算案は、この内示額で計上していることを申し添えます。

続きまして、2ページをご覧ください。

繰越明許費について補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。

今回お願いいたしておりますのは、合計で394件、388億2,322万3,000円であります。

年度内に適正な工期が確保できないものについて、繰越明許費として計上いたしておりますが、経済対策の趣旨から、可能な限り早期発注に努めてまいります。

金額の内訳につきましては、道路橋梁費218件、244億7,698万8,000円、河川海岸費159件、120億8,161万7,000円、港湾空港費9件、6,610万円、都市計画費8件、16億5,851万8,000円となっております、国の直轄事業負担金を除く全額を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、先ほど理事者から説明していただきましたので、順を追って幾つか質問させていただきたいと思います。

先ほど、中村(一)委員長から一人20分というお話がありましたので、その中でいろいろと質問させていただきたいと思います。

まず、最初に観光振興課長にお尋ねしたいと思います。このたび、観光客誘致対策事業として4億円計上されております。今回の4億円に伴

い宿泊人数は大体7万人泊を予定しているということですが、まずは、この経済波及効果をどのように捉えてこの予算を執行される予定なのかお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 観光振興課におきましては、直接的な観光消費額ということで数字のフォローを通常しております。今回の販売計画数が7万人泊、令和元年の県の観光統計での一人当たりの消費額単価というのが約3万2,000円でございますので、これを基に推計をいたしますと、消費額としては約18億円、17億8,200万円という推計をしているところでございます。

【山田(博)委員】 観光消費というのは、農産物、水産物の大きな消費にもつながるので、さらなる効果が出るようやっていただきたいと思うんです。

問題は、先ほど観光振興課長がおっしゃった開始時期です。国の状況、県内の状況とありました。なぜそうなっているかという、私がお話をお聞きしたら、これは長崎県民または九州各県在住者となっておりますね。

それで、こういうものを切り離して段階的にやったらどうかと思うんですよ。九州各県とすると、なかなか難しい点があると思うんですよ、国の状況を見てね。まずは県内だけを考えて、開始時期を速やかにしたらどうかと。これを観光協会等、いろんな業界の団体から、経済対策を速やかにやっていただきたいという要望がたくさんきているわけですね。そうすると、まずは県民の皆さん方を対象にして、それで国の状況がわかってきたら、それを九州各県に広げるという2段方式をとって、この経済波及効果を速やかに実施できるようにしていただきたいと思うんですが、それについてはいかがですか。観光振興課長、見解を聞かせていただきたいと

思います。

【佐古観光振興課長】 この補足説明資料では、「長崎県民または九州各県在住者」という書き方で、もともとの予算の検討の時点でこういう表現にはしておりますけれども、先ほど説明の中でも申し上げましたが、実際には県民の皆様限定のキャンペーンという形になろうかと考えております。

観光振興課としては、当然アクセルを踏む立場でございますので、できるだけ早い時点で実施をしたいとは考えておりますけれども、やはりまだ現状で申し上げて、県内で言えば佐世保市が感染ステージ3という状況でございます。ですから、これが今後どうなっていくのか、そういったこともしっかり見極め、また、県庁全体として有識者の皆様にも意見をお伺いしながら、そういうステージの検討をしていくことになりますので、私どもとしてはそういった動きとしっかり連携しながら、開始の時期というのを見極めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 そうですか。では、お尋ねしますけれども、現在、観光客数がどれだけ減少しているかというのも改めてお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 観光振興課の方で県内の主要な宿泊施設の前年の数字と今年の数字を、これはコロナ前からの統計ですけれども把握しております。まだ速報という段階ではございますけれども、昨年の1年間、それから昨年の1月から12月までの前年比をトータルで申し上げますと約6割程度、例えば昨年の5月が非常に厳しい状況で、前年の1割近くまで落ち込んでおったわけですが、その後の対策の効果もございまして、また、GoToトラベルの効果もございまして、年間で見ると6割程度の宿泊者数は

何とか確保できたのかなと今考えているところでございます。

【山田(博)委員】 いろいろ説明があっても大変な悲惨な状況でございますから、一日も早くこれはやっていただきたいと。

今、そういった現状を踏まえて、佐世保市がステージ3ということでありましたけれども、あとは佐世保市の状況がどのようになるかで変わってくると思いますが、目安として、部としてどのくらいになったらこれをやろうと、やるんだとなるのかというのを聞かせていただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】 県内全域が感染ステージの2ですとか、1といった状況になれば、少し県の方からお願いする自粛、あるいは観光施設への立ち入り等の自粛とか、そういったことがなくなっただけですので、そのあたりが一つのスタートの考え方かなとは思っております。

【山田(博)委員】 これに関して文化観光国際部長、これは大変期待する大きな事業ですから、部としての決意というか、思いをしっかりと聞かせていただいて、この質問を一旦終わりたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】 今回のコロナ感染症というのは、我々観光行政もですけれども、非常に観光事業者の皆さんが大変困難な状況であると認識しております。

一旦回復の兆しもございましたけれども、この第三波で非常に厳しい状況に置かれている中で、最近、感染状況も落ち着いてきているという状況もございます。ぜひそういった状況を踏まえまして、まずは県民の皆さんにコロナで疲れたお体を県内の宿泊施設で癒していただくというようなキャンペーンを早期にできたらと思っておりますので、キャンペーン実施の際には

しっかり効果が出るように取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、スポーツ振興課長にお尋ねしたいんですが、今回、条例も含んでスポーツコミッション事業費とあるんですが、今回、海外の事前キャンプ受け入れということで7か国があります。大体いつから入国して、どれだけの人数が入国を予定されているのか、お尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】 今のところ、我々が見込んでおります入国時期につきましては、一番早いところで7月初旬でございます。そこから競技ごと、それから国ごとに入国時期が分かれておりまして、オリンピックのキャンプが最終的に終わるのが7月の下旬頃だと考えております。

それから、パラリンピック、これはドイツの陸上競技を誘致しておりますけれども、8月の中旬から下旬にかけてドイツのチームが入ってくるものと見込んでおります。

なお、いつ頃、日本国もしくは長崎県に入られるかということについて、実は各国に対してアンケートというか、今、ヒアリングを順次やっているところですが、まだなかなか日にち等が確定できていない状況です。

それから、人数につきましては、7か国全体で166名を見込んでおります。

【山田(博)委員】 いつから入国するかわからんけれども、大体166名だということでありました。今回、PCR検査とかいろいろやります。では、166名という形になっていましたけれども、これ以上は増えないわけですね。選手は166人と言っていますが、それ以外に関係者

とかなんかで増えないんですね。それだけ確認させてください。

【江口スポーツ振興課企画監】 選手団につきましては、最大の人数で見込んでおりますので、これ以上増えることはないと思っております。それから、選手等と接触する住民等につきましては、先ほどご説明の中でアテンドとか通訳の方が主になるとご説明いたしましたけれども、もし、感染状況が少し緩和していったら、直接的な住民等との交流ができるような状況になれば、そういったこともあり得るかと思っております。住民との交流ができるようになった時には、住民の方にもPCR検査を受けていただいた上で交流していただくということになりますけれども、その分についても積算には見込んでおります。

【山田(博)委員】 数がわかったようなわからんような答弁でしたけれども、限られた時間でありますので、次の質問に移りたいと思ひます。

土木部にお尋ねしたいんですが、今回、補正予算をされましたけれども、現時点で、前日の勉強会では土木部の建設業界は大変な高齢化と人手不足ということでありました。私も農水経済委員会におりましたら、結構不落があったんですね。現在、土木部で所管している公共事業で、どれだけ発注してどれだけ落札できたのか、予算はどれだけ執行できなかったのか、それをお答えいただきたいと思ひます。

【川添建設企画課長】 私から今年度の不調不落の状況等をお話しさせていただきます。

今年度は、1月末現在で82件の不調不落が発生しております。これは入札全体の約7%に当たります。令和元年と比べまして、今年度は1ポイントほど高くなっている状況でございます。基本的に不調不落になったものは、入札の参加

資格要件というか、要は発注ロットをちょっと大きくしたりとか、積算を見直したりとか、そういうものを工夫しながら発注している状況で、不調不落によって発注時期がそういった手続で多少遅れる可能性はありますが、基本的には県民の方に大きな支障がないように発注している状況でございます。

【山田(博)委員】 建設企画課長、私が聞いているのは、進捗状況はどういったことですかということです。進捗状況を聞いたんです。パーセントで答えていただければいいんです。予算的にどうなるんですか。入札全体の7%と言われましたけれども、予算的にはどれだけかというのがわかりますか。わからなかったら、後でいいですが、今わかるんだったらお答えいただけますか。

【川添建設企画課長】 この7%の内訳を見ますと、結構小さい事業、例えば1,000万円以下とか、あるいは草刈りとか、そういうものが結構多い傾向にございます。今年度は、5,000万円以上についても幾つか見られます。トータル的に幾らかというお話は今のところ資料がございませんが、基本的に、どちらかというと小さい事業の方が多い傾向にあるかと思っております。

【山田(博)委員】 では、別の角度からお尋ねしたいんですが、今回の補正予算で経済波及効果というのはどれくらいと見込んでいるのか、それをお答えいただけますか。

【田中監理課長】 今回の公共事業は388億円ということで、この分を産業連関表で計算いたしますと約1.6倍、621億円の経済波及効果があると。誘発される雇用者数というのがございまして、4,300人程度が見込めるという状況でございます。

【山田(博)委員】 それで、関連してお尋ねしま

すけれども、これは土木部長、今回の補正予算でする時には、入札制度を今見直ししておりますね。その新しい入札制度でやるのか、過去の入札制度でやるのか、どちらなんですか。

【奥田土木部長】 今、補正予算いただいたものについては、多少見直してやろうということで業界とも意見交換をしながら、工夫しながら発注しようとしております。

【山田(博)委員】 そうすると何ですか。今、舗装とか、地滑りとかというのは不均衡な入札があったということで、新しくね。いいですか、土木部長、今の発言というのは、あなたは部長としてもちょっと勉強せんといかんよ。

私が言っているのは、舗装や地滑り等の工事は、入札において受注がきちんと、公共事業の適正化法とあるでしょう、受注機会均等法とか。それにきちんと沿った入札制度になってなかったから、今、見直しをしているんだよ。今回、これだけの予算で経済波及効果があるのであれば、私はそれに基づいた新しい入札制度にしないといかんと言っているわけですよ。ところがどっこい、土木部長の今の話では、何か後ろ向きの話だったから私は指摘しているんですよ。令和になったら、新しい制度をあなたたちがつくっていくのであれば、それでやっていかないといかんのじゃないかと私は言っているんですよ。いいですか。受注機会均等法に基づいた入札制度でやってなかったから私は指摘したんです。それに基づいてやるのか、やらないのかと聞いているんですよ、土木部長。それがよくわかってなかったら、では、建設企画課長にお尋ねしたいと思います。

【川添建設企画課長】 先ほどの委員ご指摘の法面、舗装、我々はそういったものを専門業と呼ぶんですが、そこには確かに委員ご指摘のと

り、受注機会の均等というか、そういった観点が入っていなかったもので、今回、委員ご指摘のとおり見直しを図るようにしています。ただ、これまで業界等と話をしている中では、今回の補正の前段でそういった話を進めている中では、4月1日からということで業界とも合意している状況なので、4月1日からさせていただきたい。ただ、今回の補正も3月に発注する分とそれ以降に発注する分とあるので、今回の補正に関しても4月以降に発注する分についてはそういった措置がとられると考えております。

【山田(博)委員】 土木部長、そういうことです。いいですか。あなたは国土交通省から来ているんだから、私よりあなたは詳しいんですよ。だから、もうちょっと勉強していただかないと。私は五島市選出の県議会議員で、農業、漁業が専門だったんです。しかし、専門はあなたなんですよ。もうちょっと勉強していただいて、これから土木行政をしっかりとやっていただきたいと思って期待して質問しているわけでございます。

今回、スポーツ基金がありますね。この詳しい条例というのを出していないんですね。議案説明書を出していますか。こういった詳しい議案説明書があるんですか。出しているんですね。では、これを見てから後で質問させていただきたいと思います。時間がきたので一旦終わりたいと思います。

【中村(一)分科会長】 ほかにありませんか。

【小林委員】 今、経済対策の補正予算を審議しているわけだね。いろんなことについては、また常任委員会で質疑を交わせればいいと思います。今、議案についてのみ、いろいろと疑問に思うこと、そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

まず、土木部にお願いしたいと思いますが、歳入が215億2,000万円、これに対して歳出が402億4,000万円となっていますね、監理課長。要するに、ここのところの186億円から187億円ぐらい、実はこうして差がございます。ここの財源確保については起債を起こすのか。また、いろいろな地方債がありますけれども、どういふものを使いながら財源確保をやって経済対策をやろうとしているのか、まず、その辺についてお尋ねをします。

【田中監理課長】 委員ご質問の歳入と歳出の差187億円の件でございますが、この内訳は地方債が186億円、残る分が一般財源で8,700万円ということでございます。

今回の地方債の借入れに関しましては、通常の公共事業債ではございませんで、経済対策ということでございますので、補正予算債を充当させていただきたいと考えております。

補正予算債につきましては、通常の公共事業債よりも交付税の元利償還金が有利な制度になっておりますので、補正予算債を充当するというで考えております。

【小林委員】 今お話しのとおり、地方債の中で特に補正予算債を使うと。この補正予算債というのは、公共事業債とどう違うのかと、こういう話がありますよね。基本的に補正予算債というのは交付税措置がどういうふうになるのか。また、公共工事の公共工事債、これがどういふふうに違うのかと、こういうことで補正予算債を使うならば、ここはどう違うかというところを端的にご答弁いただきたい。

【田中監理課長】 通常の公共事業債でございまして、財源に充当した分の約6割が、その後に交付税で交付されるということになっております。補正予算債につきましては、その約半分が

地方交付税の算定をするうえでの基準財政需要額の中に含まれまして、その残りの50%分につきましても地方交付税の単位費用の中で措置がされるということになっておりますので、ほぼ全てが交付税で何らかの措置がされるということになっております。

【小林委員】 ということは、なかなか今の答弁を聞くまで、補正予算債というんですか、こんなものがあるということはよく知らなかった。しかも、今のご答弁では、全額交付税措置で、県費は全く要らないと、こういう形ではないかと思うんです。我々が知っている公共事業債というのは、6割方が交付税措置で、あと4割は一般財源から、いわゆる県の財政負担になると、こういうことじゃなかったかと思うんです。

そうすると、今のご答弁でこの402億円、直轄がありますから、それを抜いたとしても388億円ぐらいは、まさに県費が要らないんだと、こういうことになる。

そうすると、今、経済対策、景気対策だからね、何ととっても。そうすると、402億円とか、388億円じゃなくして、もっともっと確保することができないものかどうかと。要するに、県の負担金がないということは、本当に我々に有利な展開ではないか。この402億円しかないのか、もっと取ることができなかったのか。大体、そもそも幾らぐらいの要求をして、この402億円に落ち着いたのか、この辺はどうですか。

【田中監理課長】 今回、国に対しましては438億円の要望を行っております。これに対しまして388億円の内示ということでございますので、内示率が88.4%という状況でございます。

【小林委員】 438億円の要求をして、388億円だと、率にしたら88.4%だと、こういうことですね。

これは、うまくやっとな、こう思っておられるのか。あるいは、もっと、実は88.4%じゃなくして、もうちょっと高めの率を確保しなければならなかったのではなかろうとか、その判断はどうされていますか。

【田中監理課長】 今回の国の第3次補正予算、これは公共事業の規模でいきますと2兆7,000億円という金額になっております。

ちなみに、昨年度の経済対策が1兆7,000億円という状況でございまして、これに対しまして今回の本県への内示、これが全国に比較いたしまして1.45%が内示されたと。昨年度は0.86%という状況にございまして、過去に遡りますと、平成28年度が0.73%、平成29年度が1.23%、平成30年度が0.72%という状況でございまして、近年と比べますと頑張ったと、よくいただけたという状況でございます。

【小林委員】 よく調べているじゃないか。みんな事前打ち合わせをしたんじゃないかと思っているかもしれないが、違うぞ。大したもんだよ。

そうすると、じゃ、この1.45%が、実はうまくやっとな、こう言っているわけだけれども、確かに全体の枠が2兆7,000億円ということでかなり増えているというところもあるんだけれども、やっぱりここは388億円ぐらいで今回まとまったということは、要するにこれは事業としては、なかなかあなた方は大変なんだけれども、実際的にもう今、現実には3月しかないわけだ。今年度はあと1か月しかない。1年間で来年度いっぱい事業を進捗させなければいかんと、こういうことになってくると、なかなか事業というものを要望しようと思っても、そこまである程度進捗するというような確信がなければこれができないんじゃないかと思うんだけれども、その点について、実際的に国から照会が昨年あったと思うんですよ。

長崎県としてどれくらい補正予算としていただきたいと思いますか、どんな事業を考えているかという照会があるんだろうと思うんです。こういう中において、先ほどから言っているように、438億円の要求をしたと。ところが388億円ということで、ここに少し差があるんだけど、この辺のところについては、全体はこれまでよりはいい率を示したけれども、本来ならばもっといけるんじゃないかと、こういう考え方を持っているかどうか。ここは監理課長でいいのか、建設企画課長か、天野土木部次長が言うのか、その辺はどうか。

【田中監理課長】今回の補正予算の国への要望のスタンスですが、基本的には用地のストックがあったり、設計のストックがあったり、そういった一定の条件があるものを箇所別に集めて、それを国に対して要望をさせていただいたという状況になっております。ですので、その全てを要望させていただいた結果として、国の方の意向と、振興を図りたいという考え方と本県の要望のマッチした部分が今回の88.6%の内示だったと受け止めております。

【小林委員】 いずれにしても、土木部長、この金額が大きければ大きいほど長崎県への波及効果と呼ぶわけだから、さっきの山田(博)委員の質疑の中で、今回の波及効果が621億円と、そして、雇用創出がなんと4,300人とかいうようなことで、正直言って驚きなんだけれども、こんなに大きいものかと。こういう波及効果はすごいなと思う。であるならば、やっぱり今後こういう国の補正予算については、しっかりいただくものはいただくというようなやり方をしていかなければいけないと。

先ほどから言っているように、これはあと1年しかないわけだ。我々の考え方では、今言っ

たように用地のストックがあります、測量もあります、あるいは設計もあります。いわゆる工事着手する前に準備しなければならないことがいっぱいあるわけだよ。この1年間で完成させなければならないということと、例えば仮に道路の建設で1,000メートルあると。この1,000メートルのうち、この予算で300メートルだけ進捗させましたと、こういうことでもあるわけか。全部完成させなければいかんということではないのか。そうやって、いただいた補正予算の総額を、それぞれの箇所づけで、これだけ全額使って進捗したと、こういうことで全て完成しなくても、これは経済対策としての補正予算の使い方としてはセーフなのかどうか、そこはどうですか。

【川添建設企画課長】今回、確かに国土強靱化という枠組みで予算付けがなされました。国の方と先ほど施策的にマッチングしたものに予算が付けられたというお話をしましたが、今回、これまでの防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策というのがあって、今回のものはそれに続く5か年対策となっています。その3か年対策に続くものと、今回比較しまして、新たに道路ネットワークの機能強化対策とか、インフラの施設の老朽化対策というものに予算が付けられて、それについてはかなりの進捗が図られると思います。

先ほど、委員ご指摘の例えば1キロメートルの道路があって、それが300メートルというのも、確かに予算付けの中ではそういった形で今年度、あるいは5か年経過してもそこで終わるものとかもあるかと思いますが、県内のインフラ整備は、間違いなく今回の5か年対策でかなりのものが進むというふうには考えております。

【小林委員】 私は単純に言っているわけだよ。

1年しかないという状況の中でどこまでできるかと言えば、わずか1年しかない状況の中で完成までもっていくことが果たして可能かと言えば、なかなかこれはもう事業に限られるのではないかと。だから、完成をさせなくても、これだけの補正予算の中でこれだけ進捗しましたと、予算の未執行はないと、残額はありません、全額使いましたということで、いわゆる長崎県の経済対策に貢献すると、こういうことでよいのかどうかということを聞いているわけだよ。100%完成しなければ、こういう経済対策のお金をいただくことができないと、ちゃんと計画の中でこれだけの予算をいただいて、これだけの事業執行ができましたと、予算は全額使いましたと、こういうことであればセーフではないのかと、こう聞いているわけだよ。もう一回、そこはよくわからんからどうなのか。

【馬場道路建設課長】 道路のお話でしたので、事例としてご紹介をしたいと思います。

道路建設課が所管します道路改良事業等におきましては、国土強靱化の5か年加速化対策におきましては令和7年度までに完成をする、あるいは部分供用をするという事業を対象とするということになっております。単年度で完成というところまでいなくても、この期間のうちに部分でもいいから完成をさせる、そういった効果が出るような箇所といったところを設定させていただいております。

【小林委員】 そういうことで、私が言っているようなことで全部完成しなくてはいかんということではないんだということ、ここはきちんと押さえておきたい。

というのは、先ほどから言っているように、こういう経済対策が毎年出るけれども、長崎県の事業を何か所ぐらいして、総額幾らいただ

るか。それが先ほどから言うような補正予算債というありがたい、全く県費がゼロで事業ができるわけだから、これは率直に言って多ければ多いほど長崎県に貢献できるし、本当の経済対策になるわけだよ、国のおかげで。こういうことだから、よくよく計画をしっかりとやっていただいて、毎年のことでありましようから、そういうことでひとつしっかりと、402億円もかなり大きい数字であることは間違いないが、しっかりと取り組んでいただくことを今後ともお願いしたいと思います。

それから、発注の平準化ということで、ここを足してみたら6億7,000万円しかないんだよね。この発注の平準化措置として、わずか6億7,000万円ぐらいしかないのかと。平準化というのは、もうおわかりのとおり、年度を越えて、つまり来年度、ここのところの実際の仕事の発注が、通常だったら7月頃になる、8月頃になる。4月、5月、6月、7月頃に仕事があんまりないと、こういうことで発注の平準化ということでやろうとしているんでしょう。だとすれば、これが道路の新設改良費で2億7,000万円、電線共同溝整備工事で3億9,800万円、トータル6億7,000万円ぐらいしかないと。これは全体的に補正予算の方が多かったからこういうふうになっているのか、ここの発注平準化についてはいかがですか。

【田中監理課長】 この6億7,000万円につきましては、ゼロ国債ということで、平準化の一部に寄与する事業ということでございまして、令和2年度の予算としては国費はまいりませんが、国は債務負担を起こされて、令和3年に国費相当分を地方に交付していただけるという制度でございます。その分の制度としていただける分が6億7,000万円と。

今回の経済対策補正で388億円も組ませていただいておりますが、この分も結果的にはほぼ繰越手続をさせていただいて、年度内に発注をし、翌年度以降も事業がずっと年度内に継続するというので、平準化にもこの分は寄与していくということですので、この経済対策分、それと11月補正でいただいたゼロ県債事業、それと今回のゼロ国債事業、こういったものを使いながら、端境期の4月から6月の時期を平準化していこうというふうに考えております。

【小林委員】 だから、このゼロ国債は非常に効果的であるわけで、4月、5月、6月の仕事を確保して、やっぱり業界の方たちが困っていらっしやると。7月、8月くらいからしか実際仕事がないわけだよ。この一番端境期の大変な時に、平準化して発注してやると。これがもうちょっとあってもいいんじゃないかと思うものだから、この6億7,000万円というのが、しかも事業名がこのくらいだから、果たしてその4月、5月、6月、こういう一番仕事がない時に、わずか6億7,000万円ぐらいしか発注できないのかと、こういう考え方を持つから聞いているわけです。よろしいですね。だから、それだけの発注の平準化ということを考えていただくならば、これがもっと効果的に、業界の冷え込んだ状況の中でこれだけの波及効果とか、雇用創出が見込まれるわけだから、そういうこともきちんと土木部では予算の確保を平準化してもらいたいと。

最後に、ここの債務負担限度額というのがあって、これが広域河川改修で5億円とか、こうして4つの項目が並び、さっきこれを足してみたら37億4,000万円ぐらい。この37億4,000万円というのは、いわゆる年度を越えるということであろうと思うんです。この年度を越えるということは、先ほどから388億円という中にこの

事業が入っているか入っていないか、ここはどうですか。

【浦瀬河川課長】 債務負担行為というのは今年度以降の債務負担の枠取りですので、令和3年度以降の予算額になります。河川につきましては、先ほどの5か年緊急対策予算の中で、河川局全体でいきますと、令和4年度以降、通常よりも倍近くの予算確保を目指しており、その中で予算についても十分確保できるものと思っております。

【中村(一)分科会長】 それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は1時30分から委員会を再開いたします。

— 午後 零時 6分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中村(一)分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

なお、前田委員から少し遅れる旨、連絡がありましたので、ご了承をお願いします。

午前中に引き続き、審査を行います。

質疑はありませんか。

【浦瀬河川課長】 午前中の小林委員からの河川改修工事等の債務負担限度額についての質疑に対し、誤った回答をいたしましたので訂正させていただきます。

今回の債務負担限度額は、令和2年度を当該年度とします令和3年度以降の予算に対する債務負担になりますので、先ほど私が「令和4年度以降の予算で確保します。」との説明を「令和3年度以降の予算で確保します。」に訂正をさせていただきます。

申しわけありませんでした。

【中村(一)分科会長】 それでは、質疑を再開します。

【松本委員】 それでは、観光客誘致対策事業費について質疑をさせていただきます。

先ほどから質疑がっておりますが、今回は5,000円の7万人泊ということで計画がなされております。この事業は、昨年も、5月、6月補正において実施をされました。

まず、昨年に実施した実績、何名が利用して、その利用した方の県内・県外の内訳、そしてまた、事業を実施してみてもの成果についてお尋ねをいたします。

【佐古観光振興課長】 昨年の6月、7月に実施いたしました県の独自キャンペーンでございますけれども、まず、販売の計画数としまして2か月全体で24万人泊、内訳として県民向けが14万人、全国向けが10万人という数字でございました。

実績につきましては、全体で24万6,000人泊です。このうち、県民の方にご利用いただきましたのが18万5,000人泊ということで、当初の想定よりも、より多くの県民の方にご利用いただきました。

全国が6万1,000人泊という数字でございます。県外からの数字として多いところは福岡、佐賀、熊本といったところで、やはり近距離からのお客様に多く利用いただいたという状況でございます。

2か月間キャンペーンを実施してみまして、成果としては2点あるかと思っています。1点目は数字的なものですが、やはり本県の場合、全国の対策よりも一足早くキャンペーンを実施したということもございまして、九州経済調査協会というところが宿泊稼働指数というデータを公表しておりますけれども、昨年の6月、7月、県のキャンペーンを実施していた時期ですけれども、この宿泊稼働指数は本県の場合、

全国1位でございました。数字で申し上げますと、7月は本県が43.1ポイント、これに対して全国平均が20ポイントという数字でございましたので、かなり県の独自のキャンペーンの効果というのがあったかと思っています。また、その後につきましても、昨年11月も全国2位の数字になっておりまして、7月22日から始まったGoToトラベルキャンペーンにうまく引き継げたのかなと考えております。

もう一点が、これは県民の皆様は県内の魅力を改めて再認識いただいたということがあろうかと思っています。これはコロナ前からの本県の傾向ですけれども、九州のほかの県と比べますと、県民の県内旅行の割合が少し低いという状況でございます。逆に関東・関西の方から多く来ていただいているということではあるんですけれども。

県民の旅行の割合、あるいは九州の近場の県からの旅行の割合が低いところが本県の課題でもございました、リピーター率の低さというところの原因になっているんじゃないかと思っていますので、昨年の取組を通じて、このあたりにもう一度力を入れていくということが本県の課題解決にもつながると思っていますので、引き続き、県民の皆様、それから九州各県向けの誘客対策に取り組んでまいりたいと思っております。

【松本委員】 昨年の観光振興・交通対策特別委員会で、私も委員としてこの議案を協議させていただいた時に、やはり短期間で14万人泊も集まるのかという質疑もありましたが、その予想をはるかに上回る実績が出て、7月では稼働率は全国1位になったということで大変期待をするところではあるんですけれども、その中で質問したいのが、24万人の実績のうち県民が約18

万人ということであります。今回の事業は、県民と九州各県の在住者となっていますけれども、先ほど山田(博)委員の質問にもありましたが、やはり県民の方に県内を回っていただくのが効果があるとすれば、やはり県民を優先して利用していただく周知もしなきゃいけないと思うし、今回が7万人泊という計画でございます。前回の実績が24万人泊と出ている中で、今回、なぜ7万人泊なのか、もうちょっと増やすことができなかったのか、その辺の見解についてお尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】先ほど申し上げましたように、去年のキャンペーンでは、当初の販売の計画としまして県民の方向けに14万人泊という計画を立てておりました。今回につきましては、GoToトラベルが再開するまでの緊急的なキャンペーンということで、期間も去年に比べれば短くなろうかと考えておりますので、おおよそその半数程度の7万人泊という計画を立てているということでございます。

【松本委員】当初予算の方にも同様の計画をなされておられるので、恐らくその部分はそれではGoToトラベルが終わった後を見据えて計画を当初でされている。だから、補正と当初で要はGoToトラベルの前と後に打ち込むということで理解をいたしました。まずは、これだけ厳しい状況に落ち込んでいますので、周知をして、GoToトラベルが始まるまでですよという期間限定で絞り込めば、去年の実績もありますので、多くの県民の方が利用しやすくなっていると思いますので、ぜひ予算が通った後は周知をしていただきたいと思います。

ちょっと気になるのは、ホテルの感染防止対策というのも今までずっとやってはいるんでしょうけれども、反動でどっと人が来た時に、ま

た感染者が増えることが、どっちもどっちなんですけれども、恐れられております。ですから、今まで以上に、また再度感染防止対策をホテルに対して求めることが必要になってくると思いますが、そちらに対しての行政側の指導等はどうなっているのでしょうか。

【佐古観光振興課長】去年のキャンペーンを実施した際も行ったんですけれども、実際に県の職員も含め、このキャンペーン参加施設については現地に足を運びまして、いわゆる業界のガイドラインが充実されているかというような確認もしております。また、並行しまして、議会からも予算をいただいて、いわゆるサーモグラフィの設置ですとか、密にならない環境でチェックインをしっかりとできているとか、そういったところも数億円の予算で支援をしてきているところですので、私としましても全国的にも体制は整っていると考えておりますので、今回のキャンペーンの実施に当たりましてもガイドラインの充実等はしっかりと徹底を図りたいと考えております。

【松本委員】県民の皆様への周知の中に、そういった感染防止対策も宿泊施設はしっかりしていますと、ガイドラインを守っているところがキャンペーンに参加していますということも一つ加えることによって、県民の皆様の安心感にもつながるし、今後のリピーターの創出にもつながると思いますので、併せてお願いしまして次の質問にいきます。

続きまして、県産品販路拡大対策費についてお尋ねをいたします。

4ページに実績が出ております。これも去年の特別委員会でも議題に上がりまして、大変な実績を上げられております。その中で、これだけ需要があったのは、一つは巣ごもり需要とい

うか、全国的に通販が伸びているということでございますが、競合する全国的な通販サイトもある中で、これだけ売上が伸びた要因は何だと思えるのか、お尋ねいたします。

【長野物産ブランド推進課長】今回のキャンペーンの取組についてのお尋ねですけれども、やはり大手のショッピングモールサイトと違いまして、やはり集客力や販売力というところでは確かに劣る部分はあろうかと思っております。ただ、一方で、今回の取組を通じまして、県物産協会のサイトにおいてもサイトのリニューアルやポイント制度の導入、あるいはお客様の声をお聞きするレビュー機能の追加といったところを取り組みまして、サイトの魅力の向上、こういったものにも努めてきたといったところがございます。

それに加えて、先ほど委員からもあったように、やはり巣ごもり需要でインターネットでの販売というところは増加しているといった中で、我々も広報を、当然新聞広告やテレビCMといったものを流したというのもございますが、会員数もどんどん増えていく中で、メルマガやSNSといったものを定期的に発信していく中で、その反応を見ながら、フォローしながらやってきたといったところが一つ成果としてあるのではないかと考えているところでございます。

【松本委員】特典として送料無料、そして2割引というのが前回はございました。今回は、先ほどの説明の中では割引率の2割はなしになると。要は、割引は影響しないということで、今回はそこを外していることになります。ただ、果たして、その部分で同じように売って、昨年買った人がまた買ってくださるかというところに不安が残りますが、そちらに対しては同じよ

うな実績が出ると想定して、今回は割引を減らしたのか、お尋ねいたします。

【長野物産ブランド推進課長】委員からございましたとおり、昨年6月から実施しました第1弾、第2弾では、商品の割引を実施してきたところでございます。特に第2弾におきましては、少し組み合わせをやって販売をしてみようという取組をやってまいりました。そんなに多額ではございませんけれども、お酒とかまぼこの組み合わせとか、そういったことをやることによって売上といった面では伸びてきたというところはございます。

一方で、事業者の皆様に今後のキャンペーンについてのご意見をお伺いしました。割引をずっと継続して続けるというのは難しいというのは事業者の方も認知されております。そういった中で、割引よりは送料の部分を見てほしいというお話がありましたけれども、商品の特集や企画にしっかり力を入れて、広報に力を入れてほしいといった声の方がかなりございましたものですから、今後のネット販売の推進という意味からも、そういったことにしっかり取り組んでいただく形で後押しできればと考えまして、今回、送料無料でやらせていただこうと考えているところでございます。

【松本委員】もう一つ注目したいのが、店舗数が大幅に伸びております。65店舗から210店舗ということで3倍近くに増えていると。県産品を扱っていただく店舗がこれだけ増えると、もちろんすそ野が広がるわけですが、この出店状況をさらに伸ばしていくことが県産品の販売拡大につながると思うんですが、ネットを使う場合ですから、もちろん出店はしやすいと思うんですけれども、やはり小規模の事業者が出店したいと思った時にネックになるような

費用とか、手続とか、そういったものがあると思います。今後、この210店舗を300店舗、400店舗と増やしていくことについての取組や、また出店者が必要とする費用に対してはどのようにお考えでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】今後の取組についてでございますけれども、まず、費用の面でございますが、今後、ながさき旬鮮市場を運営していく中では、今、物産振興協会が管理費として月5,000円を頂戴しているといった状況でございます。これは他の大手インターネットショッピングモールと比べますと、かなり安い金額となっているところでございます。そういったこともございますけれども、さらにインターネット通販というところに取り組むきっかけづくり、こちらが必要ではないかと考えております。今回の予算におきましては、そういった商品拡大へのセミナー等をやりながら、事業者の方にも取り組みやすい環境を少しずつつくっていきたいと思っておりますし、前回もそういった形でやらせていただく中で事業者を増やしてきたといった経緯もございますので、引き続きそういった取組をやりながら会員確保、拡大につなげていきたいと考えております。

【松本委員】今回の予算の中にセミナー開催の経費が上がっております。やはり出店した方々の実績とか、または成果というものが広がっていけば、そしたらうちもやろうということでどんどん広がっていくと思います。商工会議所や物産振興協会等、様々な団体に周知をしていただいて広げていただきたいと思っておりますし、やっぱり楽天、アマゾンなどの大手通販サイトとの違いというのは、長崎県の県産品のみを扱っているサイトだということを強調する中で周知拡大、例えばその中ではYouTube等でも

発信はできると思いますし、また、売れ筋ランキングを周知するとか、そういうことによって売れ筋ランキングを上げていくために民間の方も努力をしていくとか、そういった形で様々な県産品の、非常に民間の事業が厳しい状況の中でここは一つの大きな存在になると思いますので、前向きに取り組んでいただくことを要望します。

最後に、土木部でございます。午前中も非常に大規模な経済対策補正予算388億円に大変期待をするところであります。特に目についたのが、河川課の部分の総合流域防災費が26億円ということで、例年に比べてかなり多額に付いております。このところは、やはり去年は水害等もありました。大雨等で私の地元の大村市でも河川が氾濫するようなことがありました。地域の住民の方も、また今年も夏場に起こるのではないかなど。まだ爪痕が残って、土のうが積みまれている状況でございます。一日でも早い災害復旧をこの経済対策補正予算で求められるところでございますが、今回、この26億円の中で大村市の郡川や佐奈河内川等の河川が修復に向けて取り組む部分はあるのかお尋ねいたします。

【浦瀬河川課長】今回の補正予算につきましては、国の5か年加速化対策の第1弾として、来年度予算の前倒しで河川関係の予算が付いております。その中で、郡川水系でいきますと、佐奈河内川が昨年7月に大きな水害が起き、200戸以上の家屋が浸水被害を受けております。県としましては、この被災を受けた現場を、私ども、何回も現場の方を見せていただきましたけれども、やはり災害を含めて河川改修をしないといけないということで、今、郡川の本線のバックウォーター区間というのがあって、今富橋までの340メートル区間については、今の郡川の河

川改修区間に入っております。これについては今回の補正予算で総合流域防災費6億3,630万円という予算がついておりまして、これにつきましては今富橋までの間の護岸とか橋梁整備に係る予算を確保しております。これについては災害復旧費と合わせて整備を促進したいと思っています。また、今富橋から上流につきましては、災害復旧助成事業で、今、国の方に申請をしております。近々採択になる見込みだと聞いておりますけれども、これについても令和5年度までが工期の完成になりますので、それまでに着実に工事を進めてまいりたいと思っております。（発言する者あり）

ちょっと補足説明します。郡川の370メートル区間が、もともと郡川の本線の改修区間に入っておりましたけれども、河川の法線とか、若干、今回、改良計画を入れる中で助成事業と改修区間の区分を国の方と調整をいたしまして、340メートルで今修正をさせていただいているところでございます。

【松本委員】先日、郡川のある福重地区の方で県の住民説明会がございました。小林委員にも同席していただいて、今後、災害ということで4年間で完成をさせるということで、大変地元の住民の方も期待をしているところでございます。ただ、今年また大雨が起こるかもしれないという中で、早急な業務執行に取り組んでいただきたいと思えます。

最後に一つだけ、ほかもそうなんですけれども、大雨が降った時に住民の方が一番心配になるのは、私たち地元もそうなんですけれども、どこまで水位が上がってくるかというところでございます。それと同時に、ダム放水を行政側でするんですけれども、ほかの自治体でもそのタイミングというものが適正なのかどうかと

いうのをいつも住民の方が気にするところで、不安視するところでもございます。そういった中で、今回、萱瀬ダムで情報基盤の予算が付いているということで、ダムの放水に関して新たな取組をするのではないかと期待するところでございますが、今回は萱瀬ダムの情報基盤の予算はどういったものに使うのか、お尋ねいたします。

【浦瀬河川課長】今回の補正予算の情報基盤整備事業の萱瀬ダムの予算につきましては、4,935万円計上させていただいています。ダムについては、かなり老朽化が進んでおりまして、県下35ダムを河川課の方で管轄していますけれども、ほとんどのダムが老朽化しております。それで、実際今まで予算がなかなかつかなくて老朽化対策も進んでなかったんですけれども、今回の国の5か年予算の中にも老朽化対策というのがテーマに上がっておりまして、本県のダムの施設の更新費についてもそれが適用になるということで、今回大幅に予算を確保して、その中に萱瀬ダムの老朽化対策も入っております。具体的には地震計とか、ダムから水を放流する時に河川管理者が夜中でも見られるようにということで監視カメラ等を付けているんですけれども、それが20年以上前のものになりますので、なかなか精度が悪いということで鮮明に見られるようなカメラに付け替えるとか、地震計も20年以上前につけたもので、感度が悪くなっていますので、そのあたりを更新し、ダムの適正化に努めてまいりたいと思っています。

また、先ほど委員からダムの放流の話がございましたけれども、一般的に全国でよく見られる放流というのは、ゲートが付いたダムでゲートを開けて放流するというタイプなんですけれども、県内でいきますと雪浦ダム、神浦ダム、

福江ダム等がありますけれども、萱瀬ダムにつきましてはそういうゲートがついていない自然調節のダムで、入ってきた水の量をそれ以下で落として流すというダムです。ただ、昨年度から河川課の方で取り組んでいますダムの事前放流につきましては、そのゲートがついていないダムにつきましては、下に小さな穴がありまして、これは通常水道用水や農業用水等、河川の維持流量を放流するゲートなんですけれども、それを開けて放流するということで、急激に水が上がることはございませんけれども、そのあたりも含めて監視する必要がございますので、今回、この監視カメラというのも更新する予定にしています。

また、昨日、概要説明でもちょっと話をさせていただきましたが、県民が見られる河川のカメラということで、今までは水位計だけを設置していましたが、今年度の予算の中で監視カメラにつきましても、県内の28河川、29か所について、この監視カメラを出水期までにつけようということで今進めておりまして、この中に、郡川に今、水位計がございます鬼橋にも県の方で設置する予定にしております。

【中村(一)分科会長】時間がきておりますので、まとめてください。

【松本委員】ありがとうございました。今の答弁を聞いて大変安心をしましたが、地域の方は昨年度がトラウマになって、大雨が降るたびに私にも相談があります。今の答弁を聞くとわかりやすいので、やはりそういったことを県民の皆様にも周知をして、しっかり県民の安全・安心を守るために予算を投じていますというところを、今後、告知していただきたいと思います。以上です。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありません

か。

【赤木委員】観光振興課の観光客誘致対策事業費についてお尋ねいたします。既にいろいろ質疑があっているんですけれども、重ならないようにさせていただきたいと思います。

始めるタイミングについては、感染症の収束状況を踏まえつつ判断ということで理解いたしました。昨年のおふるさと再発見については、5月補正でされて、もう6月1日から実施と、それこそ、前向きに捉えれば観光事業者が追いつかないようなスピーディーな対応になったのかなと認識をしているんですけれども、観光振興課としてはそれぐらいのスピード感を持って準備を進めているという認識でよろしいでしょうか。

【佐古観光振興課長】まだ予算の議決前ではありませんけれども、可能な限りの関係者との調整等は並行して進めているところで、スタートするという判断をした場合には、速やかに実際のキャンペーンに入っていけるように考えております。

【赤木委員】かなりスピード感を持って対応されると承りました。これは感染症の収束状況を踏まえつつ判断ということで、観光振興課だけではなくて、いろんな部署との連携のもと判断されると思います。

始めることがあればブレーキを踏むタイミングというのもあるかと思います。先ほどの質疑の中で、今、佐世保市がステージ3なので、その判断は不透明な部分があるという答弁をいただいたと私は認識したんですけれども、ブレーキを踏むタイミング、ブレーキを踏むこともしっかり考えて制度設計をされているのかお尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】キャンペーンを停止なり、中止する最終的な判断というのは、私どもだけ

ではなくて、関係部とも相談して決めてまいりたいと思いますけれども、やはり感染ステージが3という状況ですと、イベント、あるいは観光施設への入場制限等を一方の手で県は県民の皆様をお願いすることになりますので、片方の手でどんどん旅行してくださいというのはさすがに難しいかなと思っています。そういうことで、今、私の考えとしては、県内のいずれかの地域でステージ3という状況が出てくるようであれば、このキャンペーンの中止も含めて考えないといけないと思っています。

【赤木委員】 わかりました。このステージ3になったらブレーキを踏むとか、それはキャンペーンが始まる前にでも、それこそ観光事業者の皆様にも、県民の皆様にもできる限り周知をしていただきたい。やはり見通しを立てていただくことは必要なことだと思います。ぜひとも、周知を一緒に行っていただくようお願いいたします。

ブレーキを踏むことを想定すれば、キャンセルが出てくるものと思います。このキャンセル料の取り扱いについてはどのように考えているのでしょうか。

【佐古観光振興課長】 今、最終調整をしております販売の手法ですけれども、コンビニクーポンを活用して、例えばですが、利用者の方が1,000円ご負担いただいて6,000円のクーポン券を取得していただき、それを宿で提示して割引を受けていただくと、それを今調整しているところではございますけれども、もしキャンセルになった場合は、その1,000円の自己負担というのは既に支払われておりますので、私どもの方でそれを還付するというところで考えております。

【赤木委員】 その点も、利用される方も、いつ

ブレーキが踏まれるのか、キャンセルした場合、事業者もどうなるのかという不安な部分もあるかと思いますが、制度を周知される時には、それも周知されるものと思いますけれども、そちらも感染が拡大する前には改めて行っていたくようお願いいたします。

このキャンペーンというのが、ふるさと再発見の旅と似ている部分があるのかなとは認識しております。昨年のキャンペーンはかなり幅広く、例えば飲食を含めて6,000円の宿泊であれば5,000円が付与される、実際の手出しというのは1,000円で、それは飲食を含めてもオーケーだというようなキャンペーンでした。昨年とその受けられるサービスの内容というのは変わるとか、規制が増えるとか、そういうことはあるのでしょうか。

【佐古観光振興課長】 基本的に、例えば朝食のみですとか、あるいは朝食・夕食付き、そういった様々なパターンはございますけれども、いわゆる宿泊料金に対して一律で5,000円を割引くという制度でございますので、昨年度と同様で考えております。

【赤木委員】 わかりました。この制度自体、多くの県民の皆さんは待っていると思いますし、観光事業者は今すごく疲弊している状況ですので、早く取り組むことができるような状況になっていただきたいと思います。以上です。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 文化観光国際部で4本、今回、予算が出てきていますけれども、しま旅とスポーツコンベンションを除いて、この観光需要回復促進事業と県産品消費拡大事業費の補正予算の財源はどこからそれぞれきていますか。

【佐古観光振興課長】 観光需要回復促進事業費

につきましては、全額、地方創生臨時交付金で
ございます。

【長野物産ブランド推進課長】県産品販路拡大
対策費でございますけれども、こちらも先ほどの
観光と同様、地方創生臨時交付金を全額充て
ています。

【前田委員】地方創生臨時交付金の全体の82
億円という枠がある中で、今回六十数億円、約
8割近く使っているということで、要は庁内
の中でどうやってより効果が出るというか、コ
ロナ対策を含めて優先的にその予算を取って
いくかというのが、財政を含めて庁内で議論
されたと思うんですが、私も昨年度、観光振
興・交通対策特別委員会に所属する中で、前
川政策監が答えにいただいたと思うんです
が、令和2年度の事業予算を執行していく中
で、コロナの関係で執行できないというか、
不用もしくは使わない予算が出てくるだろ
うと。そういうものに対して、適時私は減額
をかけて予算を組み直して、よりコロナ対策
に使ったらどうかという提案をした時の答弁
としては、まだ年度が始まったばかりなので
、推移を見ながら検討していきたいというこ
とでしたが、78号議案に絡まる話なので、
今、75号議案の審議をしていますので、端
的にお答えいただきたいんですが、文化観光
国際部としての減額は、令和2年度どれぐら
いの金額が出てきたんですか。

【前川文化観光国際部政策監】2月補正で減
額を計上させていただく予定が10億4,000
万円でございます。

【前田委員】直接的に今回の事業予算につ
いての質疑にはならないかもしれませんが、
さっき言ったように、地方創生臨時交付金
が大変有効な中で、2つの事業について交
付金があったということだけでも、私の昨年
からの指

摘というか、提案を受けていただければ、
10億円減額したものをしっかりと、11月
定例会、今定例会の中できちんと組み直
して、有効的な施策を打ち出すことがあ
ってもよかったと思うし、観光の現場
だけ含めても、まだまだ様々なニーズ
というか、やっていただきたいシーンが
求められている中で、どうして地方創
生臨時交付金だけを使った事業の今回
の上程になったのかということにつ
いて、一定説明をいただきたいと思
います。

【前川文化観光国際部政策監】今回、財
源は委員ご指摘のとおり臨時交付金を充
当させていただいております。今回の経
済対策で、部全体といたしまして8億
5,000万円余りを計上させていただ
いておりますけれども、それまで4月補
正から11月補正まで、随時、本来であ
れば組み直しということで減額と増額
とセットでお示しできればよかったと
思うんですけれども、増額補正の分
だけを先行して計上させていただき
まして、私どもの部といたしましては、
前田委員からのご指摘もございました
ので、年度当初から、その時点、その
時点でどれぐらい減額がでるのかとい
う執行見込みを出しながら財政当局
とは協議をさせていただいて、その減
額見込みも情報として財政当局の方
には提供していたところでございま
すけれども、全庁的な取り扱いとし
て、とりあえず増額の部分は4月以
降の補正で計上し、減額については2
月というところで全庁的に取り扱う
というお話をいただいております。結
果として11月補正以前で増額をお
示しし、2月で減額という形になって
しております。

【前田委員】わかりました。各部がそ
ういう取り扱いになっているというこ
とであれば、私の誤解があったと思う
ので、そこは増額した分と

減額した分がわかるような資料というものを、後刻でいいですから提出をいただきたいと思います。要望にしておきます。

土木部に質問させていただきたいと思います。午前中の審査の中で約388億円という答弁も出ておりましたが、併せてこれは各市町の方でも同じような経済対策を打たれていると思うんですが、市町の公共事業費の合計的なものもわかるようであつたらご答弁いただきたいと思っています。

【田中監理課長】国の方で全国の各都道府県の事業費を推計している資料はございます。残念ながら、本県の方で市町を集計した数字というのはないんですが、その推計値から県の予算を差し引いた分、それで計算いたしますと、本県に交付されていると推計されている事業費が461億5,300万円ございまして、そこから県分の387億5,900万円を差し引きますと、73億9,400万円というのが市町の方に交付されているだろうという推計の値になります。（発言する者あり）

【前田委員】 ありがとうございます。今、ご意見が出ていましたが、同額とはいかないまでも、かなりの金額が出ていると思っていたものですから質問させていただいたんですが、今の話でいくと、県が388億円に対して、市町を合わせても、概算でしょうけれども73億円ぐらいだということで、私の質問としてはもっとあるだろうということも含めて、一時的に出てくるものだから、不調不落も含めてどういった発注をするのかという質問を、市町と連携した動きが必要じゃないかというような疑問をしようと思っていたんですが、こういう形でいけば、そうそこは気にせずと肅々と発注をかけていけばいいというか、不調不落対策というのは何かお

考えになられておりますか。

【川添建設企画課長】昨年度もまず補正がございました。昨年の3月期の不調不落の件数は、県では2件でございました。午前中、小林委員から端境期の話がございましたが、4月、5月、6月というのは大体端境期に当たります。そこで手持ち工事量が基本的には減少していくというような傾向がある中で、またさらに業界の方から、今回、意見交換をやっているんですけれども、3月には工事がある程度終わる。だから、手が空くので非常に助かるみたいな声があるので、そうした状況を見ますと、今回の補正は確かに昨年を上回る規模ではございますが、地域の実情を把握して、そこは柔軟に対応していきたいということは考えています。

今、市町の話がございました。市町の方も我々は心配してまして、同時に国の直轄事業の発注もございます。国の方は2月末に予算が成立しているんで、もう既に公告を打って、まず先行的に、多分国の方の発注が先行してされるというか、札を入れる機会が国の方がまず開いて、その後、県の方が開いてというような動きがある中で、今、市町の議会の方も今回の補正を既に対応していると聞いていますので、そこは入札状況を見ながら、市町と調整できるものはして、やはり相手の建設業者は国であろうが、県であろうが、市であろうが一緒なので、そこは調整できるものはしていこうとは思っています。我々も常に市町の不調不落の状況も見据えて、そこはいろいろ対応していきたいと考えております。

【前田委員】 ありがとうございます。金額の多寡にかかわらず、そういった発注の時期の違いによって、確かにそういった調整が多分必要だと思います。

私の周りを見ても、小さな建設業の方は人手が足りないという声の方が大きいんですね。そういうことをちょっと考えた時に、今、課長からお話がありましたけれども、発注についての調整というものはしていただきたいと思います。

また、併せてこれは確認ですけれども、388億円というものは、さっきちょっと河川課長も一部答弁されていましたが、新年度の令和3年度の事業の前倒しというのは388億円のうちどれくらいあるんですか。全てが前倒しなんですか。補正の考え方ですけれども、これは河川課だけの話じゃなくて全体の話なので。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

— 午後 2時10分 休憩 —

— 午後 2時10分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【田中監理課長】 令和2年でいきますと、当初予算に計上されていた国土強靱化分というのがございます。来年度の予算でいきますと、公共事業予算というのは約89%程度まで落ちる形になっておりまして、今年度でいきますと約73億円相当あった予算が来年度はありませんので、その分が前倒しで国の方から15か月予算という考え方で交付がされているという状況でございます。

【前田委員】 令和3年度当初予算のポイントという資料を見ていると、15ページに公共事業の状況というのがあって、私自身が土木部は久しぶりなので読み取りきれないでいるんですけれども、令和2年度の中に3か年の対策費が入っていて、令和3年度からは防災減災国土強靱化のための5か年の加速化対策の内容も入ってくるということで、本当に数字をどう読み込んでいいのかという話になった時に、午前中も小林委

員の方からご指摘があった388億円、88.6%が、本当にその数字が頑張った数字なのか、もっと求められたんじゃないかといった時に、この令和2年、そういった3か年とか、5か年の加速化対策を含めて、横並びで見させていただかないと、なかなかこの388億円の評価というものができないような気がしているんです。

ただ、仕事を発生させるという意味でいけば、当然効果があるし、頑張っていただいたという感じがしますが、一方では、先ほど午前中にも答弁があった経済効果はどれくらいかといった時に約1.6倍、これは月並み、もうここ十数年1.6倍という数字が出てきています。1.6倍、そして100億円の金額の事業費が発生することによって1,200人ぐらいの雇用効果がありますというような答弁がいつも出ていますけれども、前倒しということを考えた時に、本当にそれが経済波及効果なのかということ、そこは純増で増えた金額ではないですね。そういう理解をするんですけれども。補正を取ったことは評価しますよ。評価するけれども、やっぱりその説明をする時には、今のようなことを含めてご説明いただかないと、なかなか数字が読み込めないんじゃないかと思っていますが、課長はさっき少し前倒しの話もされておりましたが、まとめていいですから、一度ご教示ください。

【田中監理課長】 直接的なご回答になるかどうかあれなんですけど、昨日の勉強会の中でもちょっとお話をさせていただきましたが、令和2年度の当初予算と令和元年度の経済対策の分を合計した金額が935億2,400万円ほどございます。

同じように、令和2年度の経済対策の388億円と当初予算を足し込んだところでの総事業費が1,453億円ございます。これでいきますと、全体として111.8%という伸びになっておりますの

で、全体としては投資額は大きくなっていると。投資額が大きくなることによって、経済波及効果もそれなりに増えているという認識を持っております。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。1巡目を終わり2巡目に入ります。

【山田(博)委員】 それでは、2巡目ですが、いろいろと質問させていただきたいと思います。

先ほど、第26号議案の「長崎県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」を見たんですね。この条例の中に、委員の皆さん方にも見ていただきたいんですが、基金の管理ということで「銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と書いているんですね。

これは、国のこういった基金の条例のひな型にここまで具体的に書いているか、書いてないか、そこだけお答えください。

【江口スポーツ振興課企画監】 本条例の条文を検討するに当たり、国からひな型が示されましたけれども、国のひな型にはここまで書いてございませんでした。

【山田(博)委員】 それで、企画監、実は長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例というのがあるんです。これを見たら、全く同じことが書いてあるんだ。私がこれを見ていたら、ほかの人に聞いたら、「長崎県はなんでこんなことを書くんでしょうかね」と。要するに元知事の息子さんが日興証券にいるから、どこの証券かよくわからん、日興証券、野村証券か、どこか忘れたけど、そこにいるからそこまで書かんといかんのかというふうに疑いを持たれるから書かない方がいいんじゃないか

と指摘をいただいて、これを議会できちんと山田議員指摘してもらわんといかんよと言われたから、指摘をしてこの質問を終わりたいと思います。

企画監、いろいろ見てもらった関係者に山田(博)委員がこういった危惧する声があるということ、心から心配しているということがあったということをしっかりと伝えていただきたいと思っております。あなたがこれをやったんじゃないんだから、あなたがこういった条例を一から十までわかるわけないんだから、幾らあなたが優秀でもね。一旦この質問は終わりたいと思います。

続きまして、土木部長、これは聞いてもらいたいことがあるんですが、今回、たくさんの公共事業予算を執行しますね。それで、私は県北振興局の建設部で雪浦川河川改修というのがありまして、ここでびっくりしたことがあります。

この入札の公告を見ましたら、いいですか、この管内に所在する主たる営業所とあるわけね。主たる営業所はどこかといったら、この県北振興局の工事で県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所管内（西海市の行政区域とする）とあったんです。そうしたら、入札した会社は何者かあったんですが、なんと驚いたことに、この入札に参加した会社の中に、主たる営業所がある会社が1者しかなかったんです。なんでこんなことをしたのかと、公平性を欠くようなことをしたらいかんだろうと思って建設部に聞いたんです。そしたら、理由が何かといったら、いいですか、そのまま言いますよ。「今回、雪浦河川改修工事の河口部での大規模浚渫は初めてであり、関係者との迅速な協議調整が工事の円滑、確実な実施に極めて有利と判断し、指名委員会に諮った結果、総合評価における管内を

県北振興局建設大瀬戸土木維持管理事務所と決定した」と書いてある。こういうことをすると、予算の執行に当たって大変心配です。技監、腕を組みながらいろいろと考えているけれども、何か答弁がありますか。いやいや、河川課長、よか、私は技監に聞きたいんだ、技監に。これは技監、言っておきますけど、この建設部長をされていた方が受注した会社にもその後就職しているんだよ、直前に。これは大変危惧をするような大事件だよ。私は、部長も技監も、天野次長も知らないと思うんだよ。これは技監、多分あなたは今初めて知ったかどうかわからんけれども、初めて知ったか、まずそこだけお答えください、このやりとりについて。

【有吉土木部技監】今の県北振興局とのやりとりについては承知しませんでした。

【山田(博)委員】技監、そしたら、ぜひこれはしっかり調べていただだけませんか。今回の公共事業をこれからする中で、私たち議員もきちんとした入札執行でやっていると思っているわけだよ。ところが、こういったことをされて、また同じことを繰り返すんだったら大変なことになるからさ。そういうことで、技監、調査をして、次の常任委員会で来年度予算の審査がありますね。それまでに報告していただだけませんか。

【有吉土木部技監】河川課、県北振興局の方に確認して報告したいと思います。

【山田(博)委員】ぜひよろしくお願ひしたいと思います。決して、別に技監、あなたを責めているわけじゃないんだよ、河川課長とかね。たまたまこういった県北振興局に行ったら、「どこがおかしいんですか、先生。このガイドラインのどこが問題なんですか」とか言うわけだよ。「ちょっと違うじゃないか」と言ったんです。そうしたら、「そうですかね」と言ってこうい

うことが出てきたわけね。あなた方が知らないうちにこういうことをやっているとなったら、それは大きな問題だから、技監、しっかりとよろしくお願ひします。

続きまして、道路建設課長にお尋ねしますが、今から公共事業、道路をずっとやっていきますね。そうすると白地というのがわかりますか。要するに地番がついてない道路沿いの土地があるというのがわかっているか、わかっているか、そこだけお答えください。

【馬場道路建設課長】道路改良を行う場合には測量をし、その土地の地目あたりもしっかり調べたうえで進めてまいりますので、事前に把握はできます。

【山田(博)委員】いやいや、道路建設工事をするでしょう。県道や国道をしたら、絶対番地というのはつくんだよ。番地がつかない土地というのはないんですから。それはわかるでしょう。

例えば、ここに土地があって、そこに道路を通すとしたら、ちゃんと測量をして用地買収をして、道路をつくったら残地が残るでしょう。そこにはきちんと番地がつきますよね、そのことはご存じかどうかと聞いているわけですよ。そこまで関知しているか、認識があるかないかと言っているんですよ。これは初歩的なことじゃないか。用地課長だったらわかるだろう。

【佐々木用地課長】実際、字図上、地番のついてない土地は存在しておりまして、用地買収の時には大変苦勞する土地ではあります。この白地については、基本的には国有地扱いということになりますので、買収に当たっては国の財務事務所等と協議しながら買収を進めております。そういった白地があるというのは理解しております。

【山田(博)委員】道路建設課長、勉強が足りま

せんよ。いいですか。あなたの土木部の中でそういうふうにあっているんだから。ぼんくらの山田博司でもこんなことはわかっているんですよ。いいですか。

そうしますと、現時点でもそういうのがあるかないかとなるとあるんです。あるということは、道路建設をする時に、そういったことをきちんと、無番地の土地はちゃんと国有化をして番地をつけないといけないんですよ。それが、実はいろんな国会議員の看板が立っているから調べたんですよ。赤木委員のところの立憲民主党とか、ぼこぼこ立っているわけだよ。なんでここに立っているかといったら無番地なんだよ。県の土地でもない、国の土地でもない、山田博司の土地でもないから立っているわけだよ。県としてはそれが言えないんですよ。それを無番地だから、国会議員だろうが、国会議員に出る人が堂々と看板を立てても県が言えないんですよ。土木部長、この事実を知っていましたか。この補正予算をつくる時に、現状はこんなことがあるんですよ、部長は知っていましたか、この実情は。

【奥田土木部長】 承知しておりません。

【山田(博)委員】 知らなかったでしょう。私も実は一昨年わかったんです。言う暇がなかったから今言っているわけです。土木部長、勉強しましょう、これは。

それで、道路建設課長、用地課長、今ここに上五島振興局の上五島地区だけでも、自分の後援会の人に私はお願いして調べてもらったんですよ。これを後でお貸ししますから、調べていただいて、きちんとやっていただきたいと思います。これはどちらがしたのか。県が道路建設をする時に無番地があったのをそのまま放置していたのか。どっちかなんですよ。そういう

ことで貴重な資料を私がつくったので、お金も大分かかったんです。だから、これを差し上げることはちょっとご勘弁いただき、お貸ししますので、これに基づいて県内の今後の公共事業の参考にしていただきたいと思います。これは技監、見解をちょっと聞かせていただだけませんか。部長も知らなかったんだから、技監が知らなかったかどうか知らんけれども、こういったことはこれからしっかりとやっていただきたい。あなたも道路にいたんじゃないかと思うから、勉強していただきたいと思います。こういうふうにありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。見解を聞かせていただきたいと思います。

【有吉土木部技監】 今、おっしゃったとおり、私も道路にずっといましたので、その無番地というのが存在しているのは知っていました。ただ、具体的に、今、委員がご指摘の土地がどこなのか、そういうことについては承知しませんので、ちゃんと貸していただけるなら見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山田(博)委員】 そういうことで、私はなんでもかということ、よりよい土木行政をしてもらいたいから言っているんですよ。あなた方によりよい土木行政をしてもらいたいから、今大きく2点指摘をさせていただいたわけでございます。これも3月の当初予算の審議の時にある程度の方角性はどういうふうにしていくかという見解を聞かせていただきたいと思います。道路建設課長にその見解を聞かせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

今回、こういった道路の白地というのが実際あるものだから、次の委員会でしっかりと方向性をどうするのか、聞かせてもらいたいと思います。

【中村(一)分科会長】 答弁できますか。

【馬場道路建設課長】 今ご指摘いただいたことについての対応について、内部で検討したいと思います。

【小林委員】 今、議案なのか、議案外なのかよくわからんけれども、いろいろ指摘をされて、土木部の答えの仕方とか、対応の仕方が、本当に久しぶりにこの環境生活建設委員会に来たけれども、もうちょっとしっかりしてもらいたいね。いろいろ指摘を受けて、もうちょっとちゃんと答えろよ、情けない。わからんのはわからんし、もっと明確にやらんといかんし、またこれはどっちみち常任委員会の議案外とか何かで出てくるかもしれないし、そういう点からしてみても、もうちょっと状況把握をしっかりやってもらって、しっかりとした答弁をやってもらって、土木行政がちゃんとしているということを、まず冒頭をお願いしておきたいと思います。

今日、午前中に監理課長の答弁で、全体の経済対策420億円の中で国直轄があるよと、これが14億円になっていると。国直轄の14億円の中で、この14億円は、まさに国直轄というのは100%国がやるんじゃないかと、75%は国がやって、そして県の負担が25%と、こういう状況になっていて、その25%の財源確保はどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

【田中監理課長】 国の直轄事業に対しましての県の負担金25%ということで、正式には22.4%ぐらいになります。この分につきましても、経済対策ということでございますので、補正予算債を充当して対応しようということで考えております。

【小林委員】 そうすると、この22.4%の県の負担金が、今言う補正予算債で、つまり全額交付税で措置されると。全く県費は要らないと、こ

ういう状況になってきます。ただ、午前中、県費は要らないのかと言ったら、10万円以下は要るんですと、こう言っておったな。そういうようなことだけれども。

いずれにしても、全額、こういう補正予算債というのは交付税で大体措置されると、こういうことで了解しました。国の直轄事業についても、だから、そういう面から考えていけば、もっともっと国の直轄事業でも勝ち取っていかなくてはいかんと、こういうことをひとつきちんとお願いをしておきたいと思います。

河川課長、さっき370メートルじゃないかと、こう言って、大体今まで県央振興局も含めて370メートルというふうに聞いてきたけれども、公式発言になったら340メートルと言っている。どこでどう変わったかということをさっき言っていたけれども、変わったら変わったでちゃんと事前に説明をしておかないと。今までずっと370メートルとこう言って、わずか30メートルぐらい違うと言うかもしれないけれども、やっぱりきちんと我々は君たちのレクチャーを頭の中に入れてこういう議会に出ているわけだから、そういう答えが変わるならば、いつどこで変わったか知らんが、つい最近聞いて、370メートルと言っていたのが、今は340メートルと言っている。こういうことであるならば、ちゃんと事前にきちんと対応してもらいたいことをひとつお願いしたいと思う。

そこで、今、松本委員も言った郡川の改修の問題だけれども、その340メートルのところも含めて、令和2年度の当初予算で4億円取っているわけだな。11月議会で10億3,000万円ぐらい取っているわけよ。だから、当初の予算は確保できているわけだね。そうすると、全体で26億円だから、あと12億円をどうやって取るかとい

うことで、大体、今回は災害の復旧ということではなくして、これは改良と拡張をやってもらうわけだね。これは非常にありがたく、当局の努力は、土木部長、大したものなんだよ。単なる災害復旧じゃないんだよ。そうやって、浚渫をしてみたり、川幅を広げるといようなしっかりとした対策を練ってもらって、地元業者あたりに発注がいけば、本当に大変な経済効果をもたらすと。

それで、あと12億円について、令和2年、3年、4年、5年と、この4年間で完成させないといかないということだけれども、12億円の予算確保については大丈夫なんですか。

【浦瀬河川課長】 まず、370メートルと340メートル区間の経緯につきましては、国の方と助成事業の採択に向けて詰める中で、最終的に340メートルになったということで、今回、初めてこの場でですね、（発言する者あり）そこは申しわけないと思っております。以後、気をつけます。

それで、郡川の支川の佐奈河内川の助成事業の残事業費につきましては、しっかりと災害復旧の助成事業の改良費として4年間で確保するように国の方とも話をしていますし、今後、事業の進捗に応じて適正な予算を確保してまいりたいと思っております。

【小林委員】 よろしくお願ひします。以上です。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分、第77号議案及び第26号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時34分 休憩 —

— 午後 2時34分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

これもちまして、分科会の審査を終了いたします。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

理事者の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

— 午後 2時35分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

それでは、審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、

そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 ２時３７分 休憩 —

— 午後 ２時４０分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容等については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 意見がないようですので、これをもって本日の環境生活建設委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 ２時４１分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月9日

自 午前10時 0分
至 午後 4時33分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 一三 君
副委員長（副会長）	北村 貴寿 君
委 員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	奥田 秀樹 君
土 木 部 技 監	有吉 正敏 君
土 木 部 次 長	天野 俊男 君
土 木 部 参 事 監 （まちづくり推進担当）	村上 真祥 君
監 理 課 長	田中 庄司 君
建 設 企 画 課 長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君
新幹線事業対策室 長（参事監）	大塚 正道 君

都 市 政 策 課 長	植村 公彦 君
道 路 建 設 課 長	馬場 一孝 君
道 路 維 持 課 長	馬場 幸治 君
港 湾 課 長	平岡 昌樹 君
港 湾 課 企 画 監	松永 裕樹 君
河川課長(参事監)	浦瀬 俊郎 君
河 川 課 企 画 監	松本 憲明 君
砂 防 課 長	鈴木 健 君
建 築 課 長	三原 真治 君
営 繕 課 長	平松 彰 君
住 宅 課 長	高屋 誠 君
住 宅 課 企 画 監	小山 俊一 君
用 地 課 長	佐々木健二 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活建設分科会）

第2号議案

令和3年度長崎県一般会計予算（関係分）

第9号議案

令和3年度長崎県用地特別会計予算

第12号議案

令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第15号議案

令和3年度長崎県交通事業会計予算

第16号議案

令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算

第78号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）

（関係分）

第84号議案 令和2年度長崎県用地特別会計補
正予算（第1号）

第86号議案

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第3号）

第89号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算

（第3号）（関係分）

第90号議案

令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）（関係分）

第91号議案

令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

いて他）

- ・陳情書（石木ダム建設は、市民が水道料金20万円と住民税10万円の負担が増える為、中止し、代替案の南部水系下ノ原ダムかさ上げ3.5mに変更すること）
- ・緊急要望について
- ・本件海域（別紙海図1）での海砂採取の即時中止を求める陳情

7、付託事件の件名

○環境生活建設委員会

（1）議 案

第22号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第27号議案

長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

第28号議案

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第29号議案

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

第30号議案

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

第31号議案

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例

第32号議案

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」～）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」～）
- ・陳情書（浄化槽法廷検査手数料の値下げにつ

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【中村(一)委員長】 ただいまから、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分のほか25件であります。

そのほか陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、環境生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか10件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 異議がないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第12号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」と、委員会付託議案である第33号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」、第34号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例」、第35号議案「長崎県港湾整備事業財産管理基金条例」及び第62号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について」は、関連があることから、まず予算議案、第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第33号議案乃至第35号議案、第62号議案及びその他の議案についての討論、採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案、第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第9号議案「令和3年度長崎県用

地特別会計予算」、第12号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第84号議案「令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、第86号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、第89号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、土木部所管の令和3年度当初予算関係についてご説明します。

土木部では、本県の課題である「人口減少」、「県民所得の低迷」、「頻発化・激甚化する自然災害」を克服し、持続可能な活力ある地域を形成するため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづくりなど、生活・産業基盤の整備を推進するとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って、必要な予算を確保することにより、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。また、インフラの機能を将来に渡って発揮し続けるための戦略的な老朽化対策の推進や、地域の守り手である建設業の担い手確保・育成のため、建設業の魅力発信や就労環境・処遇の改善につながる働き方改革や生産性向上などの取組を強化してまいります。

これにより、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」の土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ2ページと3ページに記載のとおりであります。このうち歳出予算につきましては、公共事業費は657億7,433万8,000円で対前年度当初予算比82.9%、単独事業費は126億8,215万4,000円で対前年度当初予算比107.7%となっています。

なお、公共事業費については、国の「防災・

減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、国土強靱化関係予算分について、令和2年度経済対策補正予算として前倒し計上しており、令和2年度経済対策補正予算と令和3年度当初予算の合計額は、対前年度比111.8%となっています。

歳出予算の主な内容については、3ページからをご覧ください。

都市計画関係では、重要幹線街路費14億4,323万4,000円、道路関係では、道路新設改良費171億7,449万1,000円、交通安全施設費、公共・単独合計で32億3,263万9,000円、道路災害防除費、公共・単独合計で26億3,432万1,000円、港湾・空港関係では港湾改修費、公共・単独合計で57億1,418万3,000円。

5ページをご覧ください。

河川・砂防・ダム関係では、総合流域防災費20億2,335万円、河川改修費23億8,540万円、堰堤改良事業費12億4,393万5,000円、通常砂防費14億1,540万円、急傾斜地崩壊対策費22億8,900万円、建築関係では長崎県大規模建築物耐震化支援事業費1億2,883万4,000円。

7ページをご覧ください。

住宅関係では、公営住宅建設費17億4,592万3,000円、県営住宅維持管理費13億6,282万9,000円などを計上しています。

このほか、主なものとして、長崎県版インフラDX推進事業費（三次元データ活用推進）497万6,000円、新幹線事業費163億2,012万6,000円、都市再開発支援事業費3,140万円、ウォークブルなまちづくり推進事業費1,630万円などを計上しています。

このほか債務負担行為については、8ページから10ページに記載のとおりです。

次に、第9号議案「令和3年度長崎県用地特別

会計予算」、第12号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」については、それぞれ10ページから記載のとおりです。

12ページをご覧ください。

第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち、土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ記載のとおりです。

補正予算の主な内容は、13ページ以降に記載のとおりですが、新幹線事業費75億1,782万円の減、道路新設改良費12億4,146万6,000円の減、堰堤改良事業費8億305万6,000円の減、河川等災害復旧費、公共・単独合計で23億1,947万8,000円の減などを計上しています。

このほか、繰越明許費については記載のとおりです。

次に、15ページからの第84号議案「令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、第86号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、第89号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりです。

最後になりますが、令和2年度予算については、本議会において補正をお願いしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未決定のものがあ、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきますと考えております。ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 ありがとうございます。

次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】土木部関係の当初予算案の概要につきまして、補足してご説明をいたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページをお開きください。

土木部関係の令和3年度当初予算案の総額は、一般会計1,017億1,471万3,000円、特別会計100億7,677万3,000円となっており、令和2年度と比較した場合の増減額及び率は記載のとおりでございます。

中段の表の「うち普通建設事業」のところでございます。公共につきましては公共事業費を示しており、前年度当初予算と比べまして82.9%となっております。ただし、再下段の表のとおり、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、国土強靱化関係予算につきましては、令和2年度経済対策補正予算として前倒し計上をしていることから、令和2年度経済対策補正予算と令和3年度当初予算の合計額は対前年度比111.8%となっております。

また、中段の表の2段目のところがございます単独事業等につきましては、前年度比107.7%となっておりますが、これは、県単独事業において、法面对策等を行います自然災害防止事業をさらに積極的に実施するため、緊急自然災害防止対策事業債を活用することにより必要な予算を計上したものでございます。

一般会計歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

続きまして、土木部関係の繰越明許費について、補足してご説明いたします。

2ページの繰越明許費理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分

が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費、その下が一般会計合計でございます。

繰越明許費の一般会計の合計は、1,152件、789億9,757万9,000円、一番下の特別会計を含めました土木部の合計は1,196件、792億6,517万9,000円となっております。この額は、9月と11月定例会でご決議をいただきましたもの、及び先日議決をいただきました経済対策補正予算に係るものを含めました土木部関係の令和2年度全体の繰越明許費となっております。

一般会計合計額の欄には、その内訳として、うち経済対策分①と通常分②に区分をして、件数と金額を記載いたしております。

先に議決をいただきました経済対策補正分に係る繰越明許費①は394件、388億2,322万3,000円、経済対策分を除いた通常分の②は758件、401億7,435万6,000円となっております。

次に、一般会計の繰越明許費を理由別にご説明をいたします。

表の右の方に、繰越理由を6つに区分して整理をいたしております。

まず、地元調整に繰越明許費が264件、176億7,097万8,000円。具体的には、関係機関との調整や工事用道路に係る調整、工事施工に伴い発生します騒音や振動など地元調整等に日数を要したために繰越しとなるものでございます。

次に、用地補償に係る繰越明許費が47件、29億8,250万円でございます。これは、用地補償額に対するご不満や代替地の要求に係る交渉、建物移転などに日数を要したために繰越しとなるものでございます。

次に、設計・工法等に係る繰越明許費が66件、35億6,077万2,000円。これは、工法の検討や当

初想定をしていなかった諸条件の変更に伴いまして、設計変更などに日数を要したため繰越しとなるものでございます。

次に、事業決定の遅れ・補正にかかる繰越明許費が718件、502億3,144万3,000円となっております。これには、先日議決をいただきました経済対策補正分に係る繰越明許費の388億円や災害復旧、こういう経費が入っております。

次に、資器材や人材のひっ迫、入札の不落・不調に係る繰越明許費が54件、21億1,886万8,000円でございます。

次に、その他の繰越明許費が3件、24億3,301万8,000円でございます。これは、新幹線整備事業の負担金等に係る繰越明許費でございます。

繰越額につきましては、本庁各課及び各地方機関に繰越縮減のための推進員という者を配置いたしまして、毎月の進捗状況、課題等を把握するなど、その縮減に向けて取り組んできたところでございます。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものでございますが、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努めますとともに、できる限り繰越額を縮減するよう、引き続き努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中村(一)分科会長】 次に、港湾課企画監より補足説明を求めます。

【松永港湾課企画監】 本分科会において、第12号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」中、基金への積立金等として港湾管理費33億3,597万2,000円を計上しておりますが、これは、企業会計の長崎県港湾整備事業を廃止し、廃止後の残余財産について新たに基金を設置して基金財産として適正に管理しようとするものであり、この後の委員会でご審査いた

だく第33号議案乃至第35号議案並びに第62号議案と密接に関係いたしますので、当分科会で一括して補足説明をさせていただきます。

横長資料の「令和3年度当初予算 予算決算委員会環境生活建設分科会説明資料」の60ページ並びに令和3年度2月定例議会 環境生活建設委員会関係議案説明資料の2ページから4ページであります。お配りしております課長補足説明資料と併せてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、補足説明の前に、港湾整備事業の概要についてご説明します。

港湾整備事業は、昭和42年に地方公営企業法の適用を受ける企業会計として発足し、約半世紀にわたり、港湾、漁港区域内における臨海開発のための土地造成事業や、港湾業務を支援する野積み場などの港湾施設提供事業を独立採算事業で実施してまいりました。

事業の大部分を占める土地造成事業は、これまで企業債872億円を借入れ、606ヘクタールの土地造成を行い、うち587ヘクタールを売却し、売却率は96.8%となっております。

しかしながら、平成11年度以降は新たな土地造成を行っておらず、長崎県行財政改革プランで見直しを提言されたことを契機として、平成22年に、令和2年度末、今年度末をもって企業会計を閉鎖することを決定し、議会にもご報告したうえで、残る販売土地の売却促進や道路法面などの非売却地の移管に努めてまいりました。

今年度末の閉鎖については、現時点で資産として約64億円、このうち現金約23億円を保有しており、企業債や長期借入金も全て返済をしていることから、健全な状態での清算を見込んでおります。

一方で、残る未売却地約19ヘクタールの円滑

な売却や道路法面など非売却地の移管までの維持管理などは引き続き行う必要があることから、行革効果も踏まえた新たなスキームを作成し、来年度以降も適切な運用を図ることとするため、今回、関係する議案を上程いたしました。

それでは、議案について補足してご説明いたします。

まず、第33号議案から第35号議案につきましては、環境生活建設委員会課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

第33号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」は、長崎県港湾整備事業会計廃止後の同事業について、現在の長崎県港湾施設整備特別会計において港湾施設整備事業と区分経理を行うに当たり、会計廃止後の港湾整備事業を追加する改正を行うものであります。

第34号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例」は、当該事業に対して、企業会計としての財務規定を適用するため、地方公営企業法第2条第3項をその根拠としてきましたが、当会計の閉鎖に伴い、同条例の廃止を行うものであります。

第35号議案「長崎県港湾整備事業財産管理基金条例」は、長崎県港湾整備事業会計廃止後の残余財産について、同会計廃止後も円滑な処分と適正な維持管理を行うため、地方自治法第241条に基づき、その移管先であり、また、会計清算後の残金等を積み立てて、維持管理等の財源となる新たな基金を設置するものであります。

2ページをご覧ください。

港湾整備事業における企業会計の適用廃止後のスキームをお示ししております。

令和2年度末で港湾整備事業会計を廃止しますが、令和3年度以降の枠組みについては、基

金と既存の港湾施設整備特別会計を合わせたスキームにより、残余財産の円滑な処分と適正な維持管理を図ることとしています。

これは、基金の運用から生じる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ各会計年度の歳入・歳出予算に計上しなければならないとする地方自治法の規定に基づくものであります。

内容としましては、企業会計清算後残金、使用料収入、土地売却収入を積み立てるための基金を新設し、これを原資として、既存の港湾施設整備特別会計の中で企業会計廃止後の港湾整備事業、これが旧企業会計事業で、これを区分経理するため新たに港湾整備事業勘定を設け、現在の港湾施設整備事業に負担をかけない形で残余財産の処分及び維持管理を行っていくものであります。

3ページをご覧ください。

区分経理を行う令和3年度港湾施設整備特別会計（港湾整備事業勘定）、この予算についてのスキームをお示ししております。

企業会計清算後の残金として23億円を見込んでおり、一旦、特別会計の歳入に諸収入として受け入れたうえで、歳出として同額を基金への積立金に計上することとしており、これが第12号議案で基金への積立金として計上している港湾管理費33億3,597万2,000円の一部となります。

そのうえで、図の下の方にありますように、基金への積立てを除いた事業について収支差が生じますので、その差を基金から繰入金として5.9億円計上するものであります。

続きまして、第62号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について」、補足説明します。

補足説明資料の37ページをご覧ください。

昭和42年に発足した港湾整備事業会計における土地の売却につきましては、平成14年度まで造成原価、いわゆる簿価を基本として売却を行ってまいりましたが、地価下落を受けて、平成15年度以降は売却単価を造成原価、簿価から時価に変更したことにより、累積欠損金が生じてきました。

今回の減資は、令和2年度末における長崎県港湾整備事業会計の廃止について、地方公営企業を所管する総務省へ届出を行う際に、地価下落により生じた累積欠損金を解消するため、地方公営企業法第32条第4項に基づき、議会の議決をいただくものであります。

内容としましては、売却損等による累積欠損金を資本金の額の減少、いわゆる減資により補填するものでありますが、これは黒字が出ていた時期の事業活動から得た利益剰余金を、企業債の償還を行うごとに資本金へ繰り入れてきた額の範囲内で処理するものであり、減資に伴う現金の支出も新たな県の負担も発生しません。

38ページをご覧ください。

令和2年度末における予定貸借対照表について、図式化したものをお示ししております。

左側の図1、令和3年2月補正時点の資本金は83億6,400万円、未処理欠損金見込み額は25億2,100万円となっています。これを、中ほどの矢印に示しています減資による損失補填により、累積欠損金見込み額を資本金へ補填したものが右側の図、減資後の予定貸借対照表となります。

なお、今年度の決算が未確定の状態であることから、累積欠損金がわずかでも残ることがないよう、実際に減資を行う額を25億2,500万円とし、減資後については右側の図2のとおり資本金58億3,900万円を見込んでおります。

以上で、第33号乃至第35号議案並びに第62

号議案についての補足説明を終わらせていただきます。なにとぞ、ご審議のほどよろしく願います。

【中村(一)分科会長】 次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明をお願いいたします。

【田中監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本分科会に提出いたしました資料について、ご説明をいたします。

資料の3ページをお開きください。

この資料は、政策的新規事業の計上状況の一覧でございます。

土木部につきましては、長崎県版インフラDX推進事業費（三次元データ活用推進）と、ウォーカブルなまちづくり推進事業費の2件となっております。事業概要、計上額等につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案、第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

まず最初に港湾課企画監、ちょっとお尋ねしたいです、今、説明があった中でね。

今の課長補足説明資料の37ページです。未処理欠損金とありましたね。先ほどの説明では、平成15年には簿価で売っていたと、それがいつの間にか時価に変わったという説明だったですね。それから累積欠損金が25億円になりましたということでありましたけど、これは、簿価か

ら時価に変わったということは、いつどのような決定過程があってこういうふうになったのか。

私も、いろんなところに相談に行ったり、こういった土地を購入したいとやりましたけど、ほとんどね。簿価というのは、どれだけのお金がかかったからということで売っているんです。これを、時価が下がっても簿価がかかったからといって、1歩も2歩も下がらなかったんですよ。こういうものを簡単に、簿価から時価に変わったということで、未処理欠損金が25億円ですよ。これは聞き逃せないことだから、詳しく、なぜそういうふうになったかというのを説明いただきたいと思います。

【松永港湾課企画監】 販売、売却価格を簿価から時価に見直したと、平成15年度以降、時価に見直したことにより累積欠損金が生じていると、その経緯、当時の経緯についてどうだったのかというふうなご質問かと思います。

実際に平成14年度までは簿価を基本として、当然これが造成原価ということで、当時は地価がまだ高かったんで、それ以上で売却がずっとできておったんですが、地価が下落をしたことで、実際に簿価で売りに出したとしてもなかなか引き合いがないということを踏まえて、平成15年度に、実際に売却の方法をどうするかということを検討しまして、やはり売却を促進していくためには時価、いわゆる鑑定評価をとって、その価格で売った方が引き合いもあって売却される可能性が高いということで、内部的に手続をとって決定をしたというふうになっております。

【山田(博)委員】 土木部長、内部で決めたというけど、土木部長が決めたんですか、これは。（発言する者あり）土木部長に聞いているんだ。

【天野土木部次長】 当時、いわゆるバブル崩壊で、長崎県におきましても平成10年過ぎぐらいから地価の下落が始まりました。

企業会計の場合は独立採算ということもございまして、当然未売却地の売却等によって収支を成り立たせていかなければいけない中で、従来の簿価、要するに造成原価から時価に見直すということは、はっきりした証拠等を持っておりませんが、当然知事までご報告したうえで決定したものだと思っております。

【山田(博)委員】 知事は誰でしたかね、その知事は。名前を教えてください。どこの知事にそんな言ったんですか。

【天野土木部次長】 その当時は、平成10年から平成22年までの間は金子知事でございます。

【山田(博)委員】 ということは、土木部として、これは知事に言って、知事が決裁をしたということですね。

これは土木部内部でしたといっても、県議会の当時の議員に、委員会で、こういうふうにしますというのを、議論をして了解をとっているのか、とっていないのか、そこだけお答えください。

【天野土木部次長】 その辺の経過につきましては、当然ご報告、ご説明したものだと思っておりますが、明確なそういった資料等は残っておりませんので、はっきりしたところはわかりません。

【山田(博)委員】 土木部長、県の財政が厳しい中に、これだけの欠損金が出て、会計を閉鎖しますから、一緒にしますからご理解ください、「はい、わかりました」と言うわけにはいかなよ、これは。

こんな財政が厳しい中に、長崎県の状況として、道路工事をやってくださいと一般質問とか

予算でもいろんな質問がありましたけれども、25億円が出たからといって、「はい、わかりました」というのはできませんね、これは簡単にはね。

それでね、土木部長、お尋ねしますけれども、ほかにも水産部とかいろんな企業会計がありますけど、一律にこういうことにするということで、それは県庁全体で話をしたんですか。

というのは、ほかにもいろいろ企業会計があるわけですよ。その中に土木部だけ、簿価をやめて時価にすると、そういうふうになっているのか、なっていないのか、まずそこをお答えいただけますか。

【天野土木部次長】 企業会計というのは、それほど数が多いわけではございません。この港湾整備事業会計につきましても、一つの会計の中に土木部所管部分と水産部所管部分がございます。それを合わせて一つの企業会計でございます。

例えば水産部所管の部分につきましては三重地区、沖平地区、新長崎漁港とか水産試験場とか移転いたしました、そういったところは水産部の所管でございます。その中で実際、三重地区にあります住宅団地につきましても、時価売却ということですから値下げ等を行って売却しております。

そういったところの実際に値下げと時価売却というものは、決してこういった役所の企業会計だけにおいてされるものではございませんで、民間等につきましても当然、採算をとるうえで時価に下げるといったことの判断は当然あるかと思えます。

【山田(博)委員】 いや、私はそういうことを言っているんじゃないんですよ。県庁全体でそういった議論をして、統一的にそういうことをや

るというふうにしたのかと聞いているんですよ。土木部はそうしましたといっても、水産部とほかの部等で全部、全庁的にそういうふうな方向性でいくように決めたのかどうかと私は言っているわけですよ。

それでね、ちょっと待ってください。私は土木部長と言っている。土木部長はわからんから、次長に答えさせてくださいというならわかるけど、それはどうなんですか、土木部長。あなたはわからないから次長にしているんですか。

【奥田土木部長】 私が答えるか、あるいはそれぞれの所管の主たる者が答えるのかというのは、大きな違いはないというふうに思っております。（発言する者あり）

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時44分 休憩 —

— 午前10時44分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開します。

【天野土木部次長】 全庁的にというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたとおり、港湾整備事業会計は土木部関係の部分と水産部関係の部分でございまして、少なくともその両部においては当然協議をしたうえで、どうあるべきかということを議論したうえで決定されたというふうに理解をしております。

【山田(博)委員】 そうしたら次長、これはいつごろ議論をしたんですか。そういうふうにしたということでありましたけど、そこを教えてくださいいただけますか。確認でございます。

【天野土木部次長】 いつごろ議論をしたかということは、はっきりとは、もう記録も残っておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、本県において、いわゆるバブルの影響が及んできた、地価下落が始まったのは平成10年度以降ぐ

らいでございます。その過ぎぐらいからだんだん売れ行きが低下してきて、時価売却も考えないといけないのではないかといったことを、当然庁内で議論がずっとあったものと思っております。その結果として、平成15年度に時価売却を導入したといった結果につながったと思っております。

【山田(博)委員】 土木部長、先ほど、次長が答えようが部長が答えようが、あまり関係ないとかさ。あなたは、次長と部長ではまた重みが違うとよ。今の発言というのは、この委員会を冒瀆しとるじゃなかか。軽視しているんじゃないか。

土木部長が手を挙げて、「私よりも詳しく次長がわかりますので、答弁させていただきます」と言うならわかるけど、どっちがしようが関係ありませんとかさ、そういった言い方をするとかね。あなたは何のためにそこにおるとかね。

まだ終わっていないんだよ。

この中村(一)委員長の采配で私は黙っておったけど、ちょっとね、そういったやり方というのは、答弁の仕方というのはいかがなものかと思うよ、俺は。私は、この25億円というのは大切なことだから質問しているのに。

土木部のトップはあなたなんですよ。にもかかわらずそういった、部長がしようが次長がしようが関係ありませんとかというのは、誠意がなさすぎるよ。土木部の部長、トップとして、もうちょっとしっかりとした姿勢をもっていたきたいと思って、ちょっとあなたの意見を聞かせていただきたいと思います。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時47分 休憩 —

— 午前10時47分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開します。

【奥田土木部長】 事実関係に関するお問い合わせの場合は、それぞれの所管で答えて差し支えないものというふうに考えております。

【山田(博)委員】 いや、部長、私は、差し支えないんじゃないくてさ、あなたは土木部のトップとして、ね。

今の発言では、あなたは、じゃ何のために。自分で自分のことを否定しておるとよ。そうしたら、今から、土木部の最高責任者は次長に変わったことやからね。「まだ詳しいことはわかりませんから、次長に答弁させていただきます」と言うならわかるけれども、どっちが答えようが何しようが、そんな人だったら、あなたは何のために来ておるとか。

というふうになるわけよ。このインターネット中継を見ている県民からしたら、土木部長は何のためにここにいるんですかとなると思うよ。これは率直に、県民の代表の一人として言っているわけですよ。あなたがそういったことであれば、あなたに聞かんでいいんだということになりますからね。質疑させていただきたいと思えますけれども。

土木部次長、今の話であれば、話をしたということでもありますけど、いつごろそういった全庁的な協議をしてこういうふうになったかというのはわからないと、資料が残っていませんとかさ。これ25億円よ。平成15年だからないとか、そういうふうな話にはならないと思うよ。

これ、委員長、大事なことから、25億円だから。欠損金よ、これ。いとも簡単に、資料がありませんから、わかりませんから、これを認めなさいと。こういうことを簡単に認めたら、この長崎県議会の議席の一人として看過できないな、これは。

もうちょっと具体的に、いつ議論してこうでしたという資料を持ってきて説明せんと、県民の代表の一人として、これは25億円と、「はい、わかりました」じゃあ、賛成できんよ、これは。もうちょっと詳しい資料を用意できないんですか。

委員長、よかですか。私は、これは水産部も関係するから、水産部にちょっと。委員長のお許しをいただいて、午後でも水産部の関係者を呼んで、一緒に協議しているかとか、記録をとりたいと思いますよ。場合によっては、これを一緒にやっているというんだったら、水産部も呼んで一緒に議論せんといかんと思いますよ、本当にそういう話をしたのかどうか。

一旦終わります。

【中村(一)分科会長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時50分 休憩 —

— 午前10時56分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 それでは、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、当初予算の横長資料の2ページです。ここに生産物売払収入とあります。生産物売払収入というのは、何の売払収入ですか。確認でございます。

【田中監理課長】 これは、海砂の土砂採取料でございます。

【山田(博)委員】 海砂採取は、あくまでも長崎県海砂採取事務取扱要領でやられていますね、監理課長。その中で、供給先の規制ということで、骨材として適切な砂は骨材以外の用途に供給してはならないということになっていますね。

それで、私に壱岐の漁業者から、すごくたくさんクレームというか要望がきましてね。壱岐の砂が、覆砂工事とかなんかに使われている

のは冗談じゃないと。

実際、私もいろいろ聞いてみたら、供給先のですね、いろんな量はいろいろとGPSでわかるんですが、砂がどのように使われているかまでは、県当局はしっかりと調査が行き届いていないということは間違いないですか。そこだけ確認をさせてください、まずは。

【田中監理課長】 それぞれの商取引の詳細までは、把握はしておりません。

【山田(博)委員】 ということであれば、骨材として適切な砂は骨材以外の用途に供給してはならないと、県がね、これを平成16年につくって、改正されて、令和3年2月3日からやっているんですね。ここは自ら自分たちがつくった要領だから、そこはきちんとやっていただきたいと思います。業界と速やかに協議して、新年度の早々には、ここをきちんとした対応ができる施策なりをつくって、議会の委員の皆さん方には報告をしていただきたいと思うんですが、監理課長、いかがですか。

【田中監理課長】 委員がご指摘なさったのは、恐らく県外への搬出のお話だと思います。

海砂の商取引を事前に抑制していくことにつきましては、砂利採取法の中で第41条第2項に、採取業者の経営への配慮というものもしっかりと求められております。こういったものも念頭に置きながら、適正な商取引において売買されるものを県の方で著しく規制するということは、なかなか難しい側面もございます。

建設用骨材資源が県内に安定的に確保されるという観点から、こういった要綱・要領等も定めております。供給の規制、適正な砂の骨材用途以外への供給の規制、こういったことにつきましては、業界の方ともしっかりと話をさせていただいて、ご協力を求めていくとともに、

有識者の皆さん、また業界団体のお話も聞きながら、併せて調査等を行ううえではそれなりに費用もかかりますし、県の体制というものもございまして、そういったことも総合的に検討して進めさせていただければというふうに考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

確かにいろんな法律の規制がありますけれども、実際問題、県の方でそういった要領をつくったわけですからね。もちろんそれは、法律に引っかかるようなことはつくっていないわけですからね。私は、そういったことで指摘しているので、速やかにお願いしたいと思います。

続きまして、24ページに建設技術者雇用促進事業費とあるんですが、建設企画課長、建設技術者雇用促進事業費が半分に減っておりますね。この理由を説明していただけますか。

【川添建設企画課長】 この事業は、入職後間もない若者の定着を図るため、技術のイロハをNERC（ナーク）で2か月間教えるというような仕組みでございます。

今年度は、コロナの影響で、この講習会自体が開催できておりませんが、その前年は開催しております。

研修自体は県が積極的にこの仕組みを作り上げましたが、お金の面では、2か月間ずっと滞在しないといけないので、どうしても本土の企業と離島の企業では費用負担に差があります。この事業は、離島の業者に対して本土との差額分を補助しようという仕組みでありまして、例えば五島の業者から1人送り込むとなったら、本土との差が2か月間で1人当たり大体11万円ぐらい出るんですが、県が半分、残り半分为市が負担するというようになっております。

この事業は、令和元年度は10名の予算をとって始めましたが、実際に離島から集まったのは5名ということで、今回計上をしている55万9,000円の予算をとっておけば、現状からいくと一応、離島の業者からの受け入れは確保できるというふうに考えて、令和3年度の予算はこれでいきたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 山田(博)委員の質問をとりあえず終わります。

ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 港湾整備事業会計の企業会計を閉鎖するということについて、関連してお尋ねをします。

資料を読みますと、この企業会計を閉鎖することについては、平成22年度に、行財政改革推進プランを踏まえて、令和2年度末をもって閉鎖することを既に決定をしていると、このようなことを書かれております。

その企業会計を閉鎖するという行財政改革推進プラン、どういうところでこれを閉鎖することになったのか、その辺のところをまずご質問したいと思います。

【松永港湾課企画監】 平成22年に、行革プランを踏まえて10年後の廃止を決定したということでございます。

行財政改革プランの中で、この企業会計について一番問題とされたのは、土地造成事業が平成11年度以降は造成自体に着手していない、造成した土地の販売に特化をしている状況で、この企業会計が、土地造成事業、港湾施設提供事業の2本の柱の中でもう既に土地の造成事業はやっていないということで、何らか見直しをという提言を受けまして、土木部内、その時点では関係各課、関係部局と、どうするかということで平成22年に、10年後に廃止して、その間は

今ある土地の売却等に特化していくというふうなことで決定をしたという経緯でございます。

【小林委員】 肝心なところだけ答えてくれよ。

行財政改革プランで、何をもって、そういう会計仕組みを変えると。企業会計から基金と特別会計をつくる新しい財政スキームに変えることになるんですが、もう一度質問します。

あなたの答弁では、平成11年度から新規土地造成事業をやっていないと。ということは、もうこの事業の役割は終わったというような指摘の中で、こういうように会計の仕組みを変えて閉鎖をするということになったのか。

企業会計を閉鎖することと、新しい財政スキームを打ち立てることと、何がどう変わるのかというのが、変わるメリットというのがあまりわからないんですよ。いかがですか。

【松永港湾課企画監】 先ほどの説明の中で、平成22年に10年後の廃止を決定することについて。

いわゆる土地造成事業というのは、土地を造成して販売をすると、それが一体になっているところで、平成11年度以降は造成をせずに販売だけやっていると。

行革プランの中では、そういう状態になっていることを踏まえて、この企業会計の在り方をどうするんだというふうなことで、それを踏まえて土木部として…（発言する者あり）

【天野土木部次長】 この行財政改革プランは、平成18年から平成22年の間の5か年の計画だったと思っております。そのプランでは、先ほど企画監から申し上げましたとおり、新たな土地造成事業をもう行っていない状況で、そうであれば企業会計は見直しが必要ではないかといった提言だったと思っております。

そのうえで土木部を中心に水産部、関係部課

が集まりまして、平成22年度中に、10年後をもって閉鎖するというスキームを決めております。その段階では閉鎖するまでです。それが令和2年度末でございました。

今回提案させていただいております、新たに基金をつくる、それから…（発言する者あり）

【小林委員】 まだそこまでいかない。

お尋ねします。新規土地造成事業を、平成11年度を最後に実施していないと、だから、そういう指摘を受けたわけですね。平成11年度を最後に実施していないということは、最初から計画として、造成を平成10年までやって、平成11年以降はやらないんだという計画ですか。

いただいている資料を見ると、売却予定地は606ヘクタール、その中で587ヘクタールを売却して売却率が96.8%と、これだけのいい成績を残してきているわけだけれども、なんで平成11年度以降、新規の土地造成事業をやっていないのかと、明確にそこだけをお答えください。

【松永港湾課企画監】 これは新たな土地造成、新たな臨海部の土地造成を行っていないと。平成11年度の長崎漁港の関係の造成をもって、それ以降、新たな造成は行っていないと。

当初の計画としてはそこまでやるということで、それ以降は新たなニーズがなかったので行っていないということだと考えております。

【小林委員】 あのですね…

【中村(一)分科会長】 ちょっと休憩しましょうか。

暫時休憩します。

— 午前11時11分 休憩 —

— 午前11時14分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開します。

【小林委員】 資料を後でですね。お待ちしてお

ります。

次の質問に移ります。そうすると結局、企業会計と、新たな財政スキームとして、基金と特別会計を合わせて新たなスキームをつくったと、そうすることによってどういうメリットがあるかということなんです。

あなた方が資料に書いている。閉鎖後の財政スキームについて、引き続き迅速な売却手続を可能とすることと、補修後の費用について一般会計に負担をかけない仕組みとするためにと、新しい財政スキームについてのメリットを書かれているわけです。

そこでお尋ねしますが、この財政スキームによって、迅速な売却手続を可能にすると、そういう形になるんですか。ここはどうですか。

【松永港湾課企画監】土地の円滑な処分につきましては、現在は企業会計として公募等による随意契約により行っております。

これがいわゆる公有財産、一般会計の財産になりますと、原則として一般競争入札等になり、手続も煩雑になり時間もかかるということでございますので、この基金に財産を移譲して、基金の目的である土地を民間の企業等に販売するということが、引き続き同様の処分促進を図ることが、基金にすることでできるということでございます。

【小林委員】要は、我々は誰しも同じだけれども、残った土地をいかにして売っていただくかと考えた時に、企業会計と新しいスキームと、どちらが土地を売りやすいかと。

私は、企業会計のままの方が、もっと自由に行動ができて、あまり議会にも気をいろいろとせずに、本当に手早く売却に近づいていくのではないかと。企業会計こそ、一番そこにメリットがあるんじゃないかと思っているわけですが、

そこをあえて変えなければならない理由が一体何なのかと。

企業会計の方が動きやすいに決まっているじゃないですか。売却をせんばいかんわけでしょう。誰しもが願っているわけですよ。これを不良債権にするわけにいかんわけですよ。

だから、そういう点から考えてみても、なぜ企業会計から、新たなよくわからん、こういう新しい財政スキームをつくらんばいかんのかと、そこについて明確にですね。

なんで今、企業会計を変えんばいかんかと。売らんばいかんとに、売りにくいやり方にもっていくということは、いかがなものかと私は思っているんですが、そこはどうなんですか。

【松永港湾課企画監】企業会計を令和2年度で廃止することにつきましては、10年後の閉鎖ということ踏まえて、新たなスキームを平成30年から約3年かけて検討をした結果、やはり企業会計にかわるスキームという形のものをつくるうえでは、この基金と特別会計のスキームにより、

まず、土地の売払いに関しては、販売土地が実際は96.8%、残る土地の大部分は神の島の工業団地になっております。これをどう売るかという中で、売却については引き続き企業会計と同様の方法で売ると、一方、やはり行財政改革ということで、一定職員の削減といったものを踏まえて、そういう効果もあらわすということで、このスキームに決定をしたということでございます。（発言する者あり）

【小林委員】ちょっと待って、もうわかっておるけん。

職員の配置、職員の削減というのは、4人の中の1人やろうが。新しい財政スキームで人が何人も減らされるということであれば、そこは

経費の面からも考えなければいかんけれども、そうではなくして、ただ事務員の1人ぐらいのことじゃないですか。

これは売却しやすさを考えた時に、目的は売却なんだから、そういう点から考えていけば、何も企業会計から別の新しいスキームにする必要もないと。

そこで、もう時間がないから、あなた方からいただいた資料で、基金残高ということでお金が23億円あるわけですね。その23億円を原資として、10年後にどういう会計収支になるかという資料が出ています。

その中を見た時に、収入が固定資産と土地売却等によって令和13年度末時点で32億円、支出が補修費、維持管理経費、人件費で38億円。38億円の支出の中で補修費が22億7,000万円と。6億円赤字で、最終的に10年後に残るお金が16億9,900万円、約17億円と出ていますよ。しかし、10年後に本当に売れる可能性があるかと、10年後に売れない時にはどうなるのかということ。

それからもう一つ、30年後の令和32年度末の時点において、13億4,800万円のお金が残るようになっている。収入が41億円になり、そしてびっくりすることは支出が増えて51億円になる。

また、50年後の令和52年には、残金が9億9,700万円と、そして収入が50億円、支出は63億円にもなると。

これは、今の残った土地を全部売ったところで23億円だと、今の単価でいけば。この23億円が売れて初めてこれだけの計算になるということなんだけれども、もうとにかく10年後前に売れなければ大変なことになるということはわかりきっていることで、一般会計からお金を持ってこないために新しい財政スキームをつくった

と言っているけれども、このまま売れなければ当然のことながら、特別会計にしたところで一般会計から持って来ざるを得なくなるんじゃないかと。

この点についてはどうですか。

【松永港湾課企画監】 今、小林委員からありました、50年間のスキームの中で、最終的にこの23億円につきまして収支の計画を立てております。その中で、おっしゃるように、まずはこの土地をこの10年間でとにかく売ってしまうということにつきましては、この中で当然10年先にそれを売却することを前提として作成をしておりますので、それに向けて。

そのために費用がかかる部分につきましては、今現在、1区画の大きな土地がございまして、7ヘクタールぐらいの一画地でしか売れない土地を、道路を整備することによって分割して売却できるようにするための費用を計上しております。そういう形で、とにかく売却をしていくと、まずこれを最優先にやっていくということで考えております。

【小林委員】 土木部長、誰が答えても一緒ということじゃないよ。我々は、やっぱり土木部の責任者は土木部長と思っている。だから、最後のきちんとした締めは、あなたがきちんと責任ある発言をしていただきたいと思いますよ。自分の置かれている立場というのは、もう言うまでもなくわかりだと思うんです。

それで、今のやりとりをお聞きになって、土木部長は、この経過についてあなたがずっと最初から関わっていらっしゃるわけじゃないから、相当前のことだから、横にいらっしゃる天野次長だってよくわからないところがあるんですよ。ずっと長い歴史だから、もう50年を超えているわけですよ、歴史は。

そういう状況から考えてみた時に、いかにしてこの土地を1日も早く売るかということ、これが50年間は一般財源に迷惑をかけないようにと考えて、こういう新しいスキームをつくっているんですが、もう何度も言うように、売れなければ、本当に不良債権となって大変な大きなマイナスになっていくわけですよ。もう長崎県の最大のお荷物になっていく。

だから、売るためにどういうふうな最善を尽くすかということ、やはり考えていただかなければいけないと思うんです。そこをもっと明確に、議会にも、また県民の皆様方にもご協力いただけるような、そういうメッセージをきちんと出していただきたいと思うんです。

これはもう何度も言う。会計を変えただけで、これが売却できると、あるいは売却しやすいということは全くありません。反対に売却しにくいわけです。

そういう点から考えて、会計をこうして変えるならば、企業会計を閉じるならば、新しいスキームの上において、いかにして売却を早めるかということ、きちんとして明確に私たちに、部長としてどういうお考え方をお持ちか、おっしゃっていただいて質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【奥田土木部長】会計スキームを変えれば売れやすくなるとか、そういうふうなことではないと認識しておりますので、どのようなニーズがあるのか、あるいは関係各部においてもどういうふうな引き合いがあるのか等について、連携をしっかりとさせていただきます。

また、私の責任で、しっかりとフォローアップもしていきますので、透明性ある運用になるように努力していきたいというふうに…（発言する者あり）

【中村(一)分科会長】一旦切ります。

ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】1点、ちょっと確認をさせてください。

当初予算の横長資料の27ページです。事業名で宅地耐震化推進事業費3,140万円が計上されております。この中身を少し教えていただきたいんです。

議案外で盛土造成地という項目を挙げておりましたが、ヒアリングをする中で、今申し上げた27ページの事業がそれに該当するというようなお話を聞いておりますので、この事業費の中身についてご説明をお願いしたいと思います。

【植村都市政策課長】宅地耐震化推進事業費についてのお尋ねでございます。

大規模な盛土によって造成した土地が県内にたくさんございますが、こういった土地は、在来地盤に比べて地震時に崩壊する危険性が高いと考えられます。このため、人的被害の防止または軽減を図りますために調査や対策工事を行う国の補助制度がございまして、それを活用した事業を来年度に実施したいということでございます。

こちらの事業制度には大きく分けて3つの段階がございます。

まず第1段階は、大規模盛土造成地、谷埋め型の場合は3,000平米以上の盛土造成地、あるいは腹付け型の場合は、在来地盤が20度以上の傾斜があるところに5メートル以上の盛土を行った造成地、こういったところを大規模盛土造成地と呼んでおりますが、その所在を把握する第1次スクリーニングというのがございます。これが第1段階でございまして、長崎県におきましては、長崎市、佐世保市は中核市ですので市において実施しておりますが、それ以外の19

市町について、平成26年度から4年間をかけて調査を行いまして、その結果をマップに記載して公表をしております。

第2段階が、各造成地の崩壊危険度を判定する第2次スクリーニングというものがございます。そして第3段階は、そこで危険と判定された造成地の安全性を確保するための崩壊防止工事でございます。

本県は、先ほど申しましたように第1次スクリーニングを既に終了しておりまして、次のステップでは第2次スクリーニングということで、こちらは現地での詳細な地形の調査とか地質調査、そして安定計算を実施して危険度を評価するというものでございます。これには相当な費用と時間がかかりますことや、また、詳細な現地調査をしなくても危険度はそれほど高くないと考えられる箇所もありますことから、第2次スクリーニングの前段で、優先的にその対象とすべき箇所を絞り込む作業が必要となっております、それを第2次スクリーニング計画と呼んでおります。

令和3年度予算に計上しておりますのは、この第2次スクリーニング計画を作成するための費用でございまして、国が示しております指針を参考としながら本県の判定基準を設定しまして、そのうえで造成時期や盛土の形状、規模、あるいは現地における変状や変状の兆候の有無などを調べまして、第2次スクリーニングの対象箇所を絞り込むという作業を行う予定でございます。以上が来年度の事業の内容でございます。

【深堀委員】詳細な説明をありがとうございます。大規模盛土造成地の話で、第1次のスクリーニングはもう既に実施が済んで、今回予算に計上されているのは第2次スクリーニングの

予算ということでありました。

これは報道等で確認をしているんですけれども、今、件数の話があったんですが、マスコミ等では、本県では790か所の盛土造成地があるというふうに報道がっております。第1次スクリーニングが終わった結果の件数をご報告いただきたいと思います。

【植村都市政策課長】件数のお尋ねでございます。まず県が実施いたしました、長崎市、佐世保市以外の市町につきましては、合計で178か所ございます。また、長崎市が実施しました調査によって323か所、そして佐世保市が実施しました調査によって289か所、合計で県全体790か所が確認されております。

【深堀委員】長崎県全体では790か所が大規模盛土造成地ということで、これについては第1次のスクリーニングが終わって、これから安全性の確認のスクリーニングに入ると。恐らく第1次調査の中で造成年代調査も完了していると思います。

第2次スクリーニングで3,140万円の予算が計上されているわけですが、このあたりは全ての対象地域に関わる費用だと認識をするのか。時間と費用がかかるという答弁もありましたが、そのあたりの今後の計画性についてお尋ねをしたいと思います。

【植村都市政策課長】来年度予算に計上しております3,140万円は、県で第1次スクリーニング調査を実施して把握しました178か所分を対象として、第2次スクリーニングを行うべきかどうかを評価、判断するための費用でございます。

【深堀委員】判断する費用だということですが、非常に気になっているのは、大規模盛土造成地の危険性が、もしかして近々にあるようなところがあるのではないかと。そこが今まで大丈夫だ

ったからということで、のんきに構えるわけにはいけないと思うんですね。

そのあたりの調査を第2次スクリーニングで選んでして、そこがやはり危険だということになれば、これはもう大規模な造成地ですから、先ほど課長が答弁でも言われたように3,000平米以上の造成地なわけで、そこが危険だと判定した時に大きな影響が。

そこに住まわれている住民の方もいらっしゃるわけで、わかった時にどういうふうに。今のスキームの中で土砂災害、例えばレッドゾーンとかに指定をするようなことを想定しているのか、そこがわかったうえでどういうふうな動きをするのかということまで教えてください。

【植村都市政策課長】 令和3年度にスクリーニング計画を立てまして、令和4年度から第2次スクリーニングを実施したいと思っております。

その結果、もし危険性が高く緊急に対策を講じる必要がある箇所が確認された場合は、宅地造成規制法に基づく防災宅地危険区域と指定したうえで、次のステップとして対策工事を実施していくことになろうかと思えます。

【深堀委員】 防災宅地として対応していくという話でしたが、マスコミの報道でも少しあったんですが、今回の予算3,140万円のうち国庫支出金が1,000万円入っているわけですね。国、自治体、そして住民の3者で負担をしていくことで、この中身についてはちょっと困難化するのではないかということがマスコミの報道であったわけです。

今は県の予算として組んでいますけれども、実際に住まわれている住民の方々の負担は今後どのように考えてあるのか、その点をちょっと教えてください。

【植村都市政策課長】 すみません、今のご質問

の答弁の前に、先ほどの質問に対してちょっと間違えて答弁してしまいまして、ちょっと訂正させていただきます。

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域、これに指定をしたうえで防災工事を実施するというのでございます。

防災対策工事につきましては、委員ご指摘のとおり、国と自治体とその土地の権利者が費用を負担して実施をするというスキームになっておりまして、なかなか住民の方の負担というのが現実的には難しい状況にありますので、全国的にも対策工事まで実施された事例がほとんどございません。

先行事例の中では、本来住民が負担すべき費用を地元の市の方で肩代わりして実施した事例もあると聞いておりますので、今後どういうふうに進めていくのかということについては、そういう事例も参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】 現段階でそういった危険度が、危機が迫っているところが判明しているわけではないので、今後調査を進めていく中で、今言った住民の方の負担とか、そういったことに対してもいろいろ、この委員会でも報告をしていただければと思います。

もう1点だけ、予算の件で確認ですけれども、少し今の話とも類似するんですが、部長説明資料の中で災害危険住宅移転費という項目がありました。災害発生のある土地からの住宅移転補助に要する経費132万7,000円であります。この住居移転補助は、どのような基準で補助の対象になるのか、補助率等々がどういふふうになっているのか、そういった点をお知らせください。

【三原建築課長】 当初予算の横長資料の47ペ

ージに記載されておりますが、災害危険住宅移転費ということで132万7,000円を計上しております。

災害危険住宅とはいかなるものかということにつきましては、長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例に明記されておりまして、昭和35年9月30日以前に建築され、崖に近接した既存不適格住宅、または土砂法による災害危険特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが指定された際に既に建築されていた住宅をいいます。

こういう危険住宅についての除却費、あるいは移転した場合の建設費、そして土地代について4分の1を県が負担をいたしまして、半分は国費、その残りの分が市町で、残りの3分の1の分はご本人というふうな形になります。

【深堀委員】対象となる物件は条例に定めているものだという事で理解をしました。費用の負担についても、4分の1が個人の負担になって、4分の3は公的な部分で出るとような報告だったと思います。

資料の47ページの予算、災害危険住宅移転費となっておりますが、これを見ると一般財源で132万7,000円と計上されています。今の課長の答弁とは少し、この整合性がとれないと思うんですけれども、その点はいかがですか。

【三原建築課長】先ほど説明が不足しましたけれども、移転費にかかる分についての3分の2が最大限で、上限がございまして、その3分の2と上限分が、今はちょっと数字が出てきませんが、3分の2のうちの半分は国費です。3分の2のうちの半分以上を県と市町で負担するというふうな形になりまして、今回の132万7,000円につきましては、これでいくと1件分でしか計上はしておりません。

なお、これにつきましては、来年度、長崎市の方で1軒、移転したいというご相談がありましたので、その分を計上させてもらっています。

【深堀委員】この事業の主体は基礎自治体なんですか。県は、あくまでここに載せている予算は、先ほど課長から答弁があった3分の2の部分の4分の1が県の持ち出しと、だから3分の2の4分の1が132万7,000円だということですか。

【三原建築課長】そのとおりでございます。この事業の主体は市町になります。

【中村(一)分科会長】ここで、1時30分まで休憩いたします。

— 午前 11時56分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【中村(一)分科会長】それでは、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】当初予算の横長資料の34ページ、電線共同溝整備について質問をいたします。

以前の勉強会の時に、無電柱化事業についての説明をいただきました。

最近、台風などの被害によりまして電線が寸断されて停電をするような事態が多発しております。主要道路につきましても電柱がございまして、電線が切れる、もしくは電柱が倒れるなどして大きな被害になっているという話を伺いました。

今回の予算におきましては、資料34ページによりますと、前年度8億5,418万円に対して、本年度は3億82万円と大幅な減になっております。

また、無電柱化事業の事業計画の説明を勉強会でいただいた時には、昭和61年から随時、第1期から現在第7期まで計画的に事業を推進していらっしゃるということですが、直近の第7

期におきましては、平成30年から令和2年度の着手年度におきまして8.3という計画に対して、完成は今、ゼロという状況でございます。

非常に必要な事業であると思えますし、これは国の補助による事業になっておりますので、早急に進めていただきたいと思います。現状における実績、平成30年、令和元年、令和2年の予算の推移についてお尋ねをいたします。

【馬場道路維持課長】無電柱化事業の予算の推移につきましては、国の内示ベースで申しますと、平成30年度で4億700万円、令和元年度で4億6,300万円、1.14と伸びているところでございます。令和2年度につきましては、当初では5億4,600万円、1.2倍の予算を確保しているところでございます。

本年度につきましては、国の3次補正予算によりまして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対象となっておりますことから、6億200万円を確保しているところでございます。ということで、平成30年度からしますと増加している状況でございます。

【松本委員】先ほど答弁の中で、令和2年度は補正が加わったことによりまして11億4,800万円と、国土強靱化の影響でかなり増額になっている、倍増になっているわけでございます。

そうであれば、事業は着実に進んでいくものと思われます。もちろん事業の規模も、工期の長いところもあるんでしょうけれども、現状における主要な事業について、どこをどのように令和3年度で取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

【馬場道路維持課長】無電柱化事業につきましては、県の無電柱化推進計画に基づきまして、安全で快適な走行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止ということを目的として、

市街地等の緊急輸送道路を中心に整備を行っているところでございます。

お尋ねの主な事業でございますが、国道404号の大村市桜馬場2丁目から池田2丁目間や、同じく大村市で長崎空港線の森園町、空港の入り口でございます。これは7期の事業計画で6路線、全体計画延長は8.3キロメートルとなっております。現在、その全ての区間において事業に着手しているところでございます。

今後も、無電柱化事業につきましては推進してまいりたいと考えております。

【松本委員】今回、国の補正がついた、国土強靱化の5か年の計画にのったことによって予算が倍増しました。そうしますと、事業もかなり推進をしていくと思いますが、これもやはり国の補正がついたのが影響しているわけございまして、本県としましても防災・減災対策に向けて、また政府要望でも引き続き、令和3年以降も予算確保を努めていかなければ、計画だけでなかなか進まないと思います。

政府への要望に対して、県としてはどのように考えているか、お尋ねいたします。

【馬場道路維持課長】委員のお話があったとおり、長崎県としまして、昨年度は令和3年度政府施策に関する提案・要望書で、防災・減災対策による強靱な県土づくりとしまして、防災・減災のための重要なインフラの整備の促進及び予算の確保をということで国に要望しております。

今年度も引き続き、政府施策要望に盛り込んで要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】特に、昨年夏の台風による停電は、かなり被害が大きいものがございました。福祉施設等が停電をした状況も聞いております。そ

ういった時の状況も踏まえて、さらなる予算確保を政府に求めていると思います。

続きまして、当初予算の横長資料の50ページ、移住者向け住宅確保事業についてお尋ねをいたします。

こちらは移住者向け住宅確保促進加速化支援事業ということでございまして、移住を希望される方にとりまして、特に離島や半島など賃貸住宅が少ない地域で住宅を探す場合に、空き家を活用するという事業でございます。最近ではコロナ禍の影響で地方回帰という動きもあっておりますし、また、過疎地域での空き家が、大変広くて快適に使えるというのをよくテレビとかでも特集をしております。

近年の移住の状況を調査させていただきました。平成27年には213名だった移住者が、令和元年度には1,479名まで約7倍に増加をしております。その中で特に顕著に伸びているのが五島市、48名が175名、壱岐市は3名が80名、また南島原市は8名が67名と、加速的に移住者が増えている状況でございます。

この移住者向け住宅確保加速化事業に着手しているのが今申し上げました五島市、南島原市、壱岐市で、成果として大きいものがあると思うんですが、そういう状況におきましても予算は減額になっております。前年度が1,220万円に対して880万円ということで、移住者が増加しているにもかかわらず予算を減額された、この要因についてお尋ねをいたします。

【高屋住宅課長】委員が言われたとおり、現在、五島市と南島原市、雲仙市、壱岐市で、空き家活用団体の認定を受けて活動を行っております。

今年度、昨年から今年にかけて活動してまいったわけでございますが、なかなか空き家の確保とマッチングの実績が伸びておりませんで、

その実績をベースに来年度予算を各市が要求をしております、その実績をもとに来年度予算を組んだわけで、結果的に減額になっているということでございます。

【松本委員】こちらのスキームを見せていただいたんですが、県や市町から空き家所有者の間をつなぐ空き家活用団体を新設しなければいけないと、そこが仲介して、様々な改修や改築の手続をするということです。

なかなかそこが進まない要因として、空き家活用団体の設立がなかなか難しい自治体があったというふうに伺っております。この部分がネックになってなかなか進まないのであれば、民間の団体にも請け負ってもらって、要は規制を下げて、どんどん空き家を改修していただくことで地域経済の推進にもつながります。そういったところを進めることによってマッチングも進んでいくのではないかなと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

【高屋住宅課長】空き家活用団体の要件といたしましては、地元の民間の方に団体をつくっていただいて、そこが空き家を借り上げてリフォームして転貸をします。そういった団体を地元の市町が認定をし、県が補助をするという形になっております。

各市の団体の要件としましては、会社であったりNPOであったり、一般社団法人であったりと、かなり幅広く認めておりますので、空き家活用団体の要件そのもののハードルが高いとは考えておりません。

【松本委員】ぜひともここを推進していただいて、地元の工務店とか、過疎地域においては個人でやられている方もたくさんいらっしゃいますし、

実際のところ空き家率を調べましたが、全

国平均が13.6%に対して長崎県は15.4%と若干高いんですが、市ごとに見ますと、一番高いのが新上五島町で27.5%、その次に五島市が24.2%、西海市20%ということで、かなり全国平均より高い空き家率になっております。

この空き家というのはなかなか難しいものでありまして、まだ所有者がいらっしゃる中で、住んでいた者の備品等もありますし、よっぽど手を加えないと、なかなか簡単に貸すことができない。

そういった中でマッチングをさせることによって、離島・半島に移住してきた時に広い庭付きの家で快適に生活できるというモデルケースになると思うんです。しかもこれは国の地方創生の交付金も活用しております。市町に対しての理解と協力を求めて、また民間の企業の方々にも周知をしてですね。

このまま予算を減らしていつていることは、移住者は増えているのに、希望者はいるのに、逆行しているのではないかというふうに思います。コロナの影響で地方に戻りたいという方も、移住の相談も増えておりますので、ここは追い風と感じて、市町と連携して実績を、予算は減りましたけれども、確保しながら、今、4市ということでございますので、ほかの空き家率が高い市町に対してもぜひ紹介をして、事業を推進していただくことを要望します。以上です。

【中村(一)分科会長】 ここで、深堀委員の質問に対し、建築課長から答弁の訂正がっておりますので、これを許可します。

【三原建築課長】 先ほど、深堀委員からの質問で、災害危険住宅移転費の補助内容につきまして、その答弁に一部、間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどは、補助率を3分の2と発言いたしまし

たが、除却費と建設助成費に限度額があり、除却費につきましては97万5,000円、建設助成費につきましては、金融機関等からの融資を受けた場合に、その利子補給分として建設費が375万円、土地代が96万円となっております。市町が事業主体となり、助成額の2分の1は国費、県及び市町がそれぞれ4分の1を負担いたします。

大変失礼いたしました。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 質問をさせていただきます。

重点戦略の土木部のところを見たら、4本の大きな柱ということで交通ネットワークの形成、防災・減災対策、インフラ老朽化対策並びに建設業における担い手の確保・育成を重点的に推進とあります。

その中のインフラの老朽化対策で、今回予算が橋梁とかトンネルとか、いろいろ上がっていると思うんですが、土木部の事業としてのインフラの老朽化。それぞれ個別で長寿命化計画をつくっていたり、公営住宅だったら公共施設等総合管理計画等に基づいて、均等に毎年毎年積み上げていつていると思うんですが、土木部のフィールドの中で、長寿命化に対しての老朽化対策は、令和3年度ではどれぐらい計上されているのかというのがおわかりになりますか。

それは令和4年度、令和5年度とずっとこれから続くわけですが、土木部としては、それは平準化しながら事業を出していくと認識しているんですが、単年度でどれぐらいの金額が事業費として出ると私たちは掴んだうえで、この予算に臨めばいいのかを確認したいと思います。

【田中監理課長】 大変申し訳ないんですが、全体というものは集計しておりませんので、個別にご説明をさせていただければと思います。

【浦瀬河川課長】河川課が所管します既存ダムにつきましては老朽化が進んでおります。うちの県は、昭和30年代から大きな水害を受けておりまして、全国でもダムの数がすごく多くございまして、35のダムを2級河川水系で所管しております。これは、県が所管しますダムの数では日本一でございまして、特に老朽化が著しくて、監査でも指摘を過去にいただいております。

ダムについては、全てのダムにおきまして長寿命化計画を立てまして、それに基づきまして予算要求をしております。

ちなみに令和3年度において堰堤改良事業では、雪の浦ダムほか9ダムの監理設備等の更新ということで約12億円、また、情報基盤整備事業で式見ダムほか16ダムの監視カメラの高度化の予算として約6億円を計上しております。

国土強靱化の5か年計画の中でも老朽化というのがテーマに挙がっていきまして、まさにこのテーマに合いますので、河川課といたしましては、この5か年間でしっかりと予算を取って、懸案となっています施設の老朽については、その中で整備を行っていきたくて思っております。

【前田委員】ご答弁いただいてありがとうございます。

私、個別にどうこうというより、全体の事業費として、今まさしく言われた国土強靱化5か年計画の中に入れ込める分も多分どんどん出てくる中で、長寿命化をそれぞれの課がつくって実践していくんでしょう。当然押し並べて平準化しながら発注していくと思うんですけども、そうする中で全体的なボリューム感とか事業費を、これからしっかり知っておかなきゃいけないという意味ですので、6月定例会で結構なので、そういう資料を取りまとめた中でまたご説明いただきたいと思います、この質問はこれで終え

たいと思います。

引き続きいいですか。

長崎県版インフラDX推進事業費、新規で497万円ついています。この分野におけるデジタルトランスフォーメーションというものを、そもそもどういうイメージをしながらこの予算を立てたのかと、この予算の積算の根拠。

この業界でデジタルトランスフォーメーションを推進するんだということであれば、もっと予算をつけるべきだという考えを持っているんですが、この内容について少しご説明をいただきたいと思います。

【川添建設企画課長】インフラDX推進事業についてのお尋ねです。

そもそも今回の事業については、今後、Society5.0の社会の実現を目指す中で、インフラ分野においても、データとデジタル技術を活用しながら、社会資本や公共サービス、あるいは働き方改革などを推進するという大きな目標があります。

今回初めての試みということで、土木の世界ではやはり座標というか、何でも図面等が一番ベースになるといった考えから、三次元のデータを活用して、こういうものを進めようと思っています。

今回の事業は、国土地理院が保有する三次元データの座標の上に、道路の計画とか、あるいは建物の座標とかを載せて三次元の世界をつくって、それを住民等に見せるというような意味合いのことを当面考えており、こういうことを行うことによって、三次元データをつくる時のルールづくりとか、それを誰がつくって、どう進めていくのか、そういうことの検証に充てたいという目的で構築したところでございます。

今回のお金の算出につきましては、もう一回

調べてお答えしたいと思います。

【前田委員】 そうしたら、県の事業に対してデジタルトランスフォーメーションで、三次元でやってみるということで、これが民間に波及するというということではないんですね。

【川添建設企画課長】 先ほど申しましたように今回は第一歩目を踏み出すということで、県の方で、こういった三次元化の活用というもののルールづくりとか、どう進めていくのかということのをイメージに抱いています。

一方で、例えばドローンを使ったものとか、ICT活用工事も進んでおります。そういったものとの複合がどんどん進めば、仕事の効率化とか、そういうものにつながっていくと考えています。

これは、国全体の国策としても進めていることで、いずれ民間等にも普及をしていくかと思っています。

【前田委員】 続いて、都市開発支援事業費、公共事業として3,140万円上がっています。説明の中では、長崎駅周辺の交通結節機能の改善と県都の玄関口にふさわしい都市開発の調査に要する経費として上がっています。

令和4年の秋に長崎駅はスタートするとして、この3,140万円の内訳というか、どういうものにこれから調査をかけていくんですか。

【植村都市政策課長】 令和3年度の予算に計上しております都市再開発支援事業は、長崎駅前におきまして、バスターミナルを核とした複合的な機能を持つ施設を整備するための、施設の内容と規模、事業手法、資金計画などに関する概略検討の費用でございます。

【前田委員】 バスターミナルのことについては、実は私は交通局の中で議案外で質疑しようと思っていたんですが、この3,140万円が都市政策課

の所管ということであれば、ここで質問させていただきます。

当初予定していたバスターミナルの事業の計画が大幅に変更になったという認識を私はしているんですけども、今現在はどうな状況にあるのか。それから、これから先どういうふうに事業立てするのかということ。

これは調査費として上がっていますが、新幹線が開業するまでに間に合うのか、タイムスケジュール感も含めてご説明いただきたいと思います。

【植村都市政策課長】 長崎駅前のバスターミナルにつきましては、現在のターミナルに代わるものを、新幹線と在来線の線路に囲まれた長崎駅北側の土地に移転する計画が進んでおりましたけれども、その後、地元の経済界とか市民の皆様から、長崎駅前における鉄道と2次交通との結節が非常に悪いと、現在進んでいる計画も含めて非常によくないというご指摘がございまして、おととしの9月から関係者で検討会議を立ち上げまして、1年弱ぐらいをかけて検討を進めてまいりました。

その結果、昨年7月に、長崎駅前については、新しい高速バスのターミナルを現在地付近で再整備をいたしまして、そこと長崎駅とを動く歩道がついた歩行者デッキで結びまして、そのデッキと国道脇にある路面電車の電停とか路線バスのバス停とをエスカレータ、エレベータでつなぐと、そういう内容の基本計画を取りまとめたところでございます。

それ以降、当課におきまして、その実現に向けた予備的な検討・調査を現在行っているところでございまして、基本的には関係者に対する意向の聴取とか、非常に概略の施設の規模の検討、あるいは事業手法としてどういうものが考

えられるか、そういったことを検討している状況でございます。

来年度、それに引き続いて、もう少し具体的な検討に進めてまいりたいと思っておりますけれども、この計画がうまく進んだといたしましても、令和4年秋の新幹線開業には到底間に合いませんので、新幹線の開業時には、高速バスについては、交通会館の中にごございます今のバスターミナルで現在と同じように処理をいたしまして、鉄道と路線バスとのアクセスを今よりも向上させるための暫定的な対策として、新しく駅の東側に整備されます駅前広場の中に、一定の数の路線バスの引き込みを計画しているところでございます。

【前田委員】 交通結節機能の会議は、県だけではなくて長崎市や交通事業者等も含めて、ずっと鋭意検討されてきたことは承知しています。最終的な取りまとめの方向的なものも私自身は個別に聞きました。

ただ、今言ったようなご説明が、庁内というか行政のしっかりとした位置づけの中で公表されているかという、多分まだそこまで至っていないと思っ

ていて。なぜこういうことを言うかという、当然今言ったようにタイムスケジュールもずれてくるし、長崎市とか公共交通機関の関わり方も変わってくるし、それぞれがまたやる事業とか、いろんな計画等も変わってくる中で、どこかの時点できちんとしたものをお示しする時期だと思います。

県民の多くの方もそのことをまだまだ承知していない中では、今のような内容をどの時点ですべてのものとしてオープンにし、それぞれ財源も含めて計画立てていくんですか。

【植村都市政策課長】 昨年7月に検討会議で基

本計画を取りまとめた後、その内容については県議会の環境生活建設委員会の中でご説明をさせていただきまして、外向けにもホームページ等でPRを図っているところでございますが、それでもなかなか一般の方は十分ご存じないというような状況はご指摘のとおりだと思いますので、きちんともう少し周知が行きわたるよう努めてまいりたいと思います。

次のステップとしては、現在やっております検討と、来年度に実施いたします調査、検討の中で、実際に事業が実施できる見込みがあるかどうかというところを見極めたいと思っておりますので、その見極めができた時点で、外向けにきちん

とご説明をさせていただきたいと考えております。

【前田委員】 最後に、2バースの新年度予算の事業費と、進捗は今の程度ですか。

併せて、概当地に造船会社があると思うんですが、立ち退きの状況というか、経過含めて少しご説明

いただきたいと思います。【平岡港湾課長】 まず、令和3年度の長崎港松ヶ枝2バース事業での国直轄事業の負担金につきましては10億3,700万円、それと航路の浚渫事業とし

まして1億9,550万円を計上させていただいているところでございます。今、委員からお話ございましたが、この2バース事業は令和2年度に新規事業化されまして、現在、造船所の移転関係につきまして調整を進めているところでござ

います。昨年から移転補償費の算定をずっと行っておりまして、造船所と調整を重ねているところでございます。【前田委員】 数年前の話も含めての話なので、私の認識が違っていたらご指導いただきた

業にならないと立ち退きにゴーサインが出ないということで、老朽化する設備の更新もちょっと控えているような状況で困っているんだというようなご相談を数年前から受けております。

やっと事業化が見えてきたんだと思うんですけど、いまだに調整事項がかなりあるというか、目に見えた形での移転が進まない要因は、移転先の問題ですか。それとも、移転するための財源が出てこないのか、何を調整しているのか。

私の立場で言えば、そこに働く人もおられるし、特に造船は今、厳しい中で、移転してしっかりまた頑張りたいのであれば、1日も早く移転させてあげたいという気持ちがあるわけですが、その辺の調整に時間を要している要因とか、今後の見込みについて少しご答弁いただきたいと思います。

【平岡港湾課長】造船所との移転の調整のお話でございますが、まず1点目は移転場所。移転候補地をいろいろ絞り込んでいるんですけども、やはり造船所の意向とか、そこらを酌みしながら、場所的に新たな要望とかもございまして、調整を行っているところでございます。

もう1点、補償費についても、新たな場所に新たな施設をつくるための費用と補償費の兼ね合いといいますか、その関係で造船所との調整がちょっと生じているところでございます。

【前田委員】いずれにしても、こういう言い方は失礼ですけども、時間をかけたら何かが変わるということであれば、それはまあ鋭意ずっと検討しながらいいと思いますけれども、そうではない状況であるならば、本当に1日も早く移転していただくために、県としても、国との協議があるのかどうか私はわかりませんが、もう少し知恵を出していただいて、事業の

推進も含めたところで頑張っていただきたいと要望しておきます。以上で終わります。

【中村(一)委員長】建設企画課長、答弁が出来ますか。

そうしたら、後ほど、前田委員の答弁をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。1巡目ですけれども、ないですね。

2巡目にいきます。

【小林委員】まず、令和3年度の当初予算について、お尋ねをいたします。

一般会計の総額は大体1,017億円というようになっておりますが、このうち公共事業費がどのくらいかと調べてみると658億円と、これは対前年度比82.9%と、かなり下がっていると思うんです。大体、対前年度比の17%減なんです。

このようにかなり公共事業費が下がっている要因、今回の原因は一体何なのか、どのように受け止めているか、お尋ねをいたします。

【田中監理課長】まず一番大きい要因といたしましては、令和2年度の当初予算には国土強靱化の予算がございまして、約73億円計上いたしておりました。令和3年度では、令和2年2月補正の経済対策で予算化されたので、この分が大きく減になっているということでございます。

それと、新幹線事業が進捗したこともございまして、この分で約30億円減になっております。

それとJRの連続立体交差事業につきましても、事業が終了したということで約57億円が減になっております。

【小林委員】今のご説明では、国土強靱化予算が73億円、新幹線事業で30億円、JRの連続立体交差事業で大体57億円というような形で、要するに事業が進捗をしてきたんだと、進捗して

完成に近づくことで予算が少なくなると。

そのあおりを受けて、公共事業全体に前年度比マイナスと、それははっきり言えば面白くないわけですよ。事業が進捗することによって予算が少なくなるということは、やはり経済対策、景気対策を一番期待している公共事業の在り方としては、若干問題があるんじゃないかと。こういう予算を別の事業にもって使って使っているかということ。

また同時に、実際にこういう事業が進捗していて、これだけの予算を足してみたら160億円ぐらいになると思うんだよ。足せばそんなに大きな減少にならないのかなと思ったりもするわけけれども、この減額された金額を他の事業にきちんとはめて、それだけの一定の予算を確保しているかどうか、その辺の取組はどうですか。

【田中監理課長】 160億円の減ということですが、先ほど申しましたように、経済対策補正の分は2月補正で予算化をさせていただいております。72億円の減は2月補正で措置をさせていただいております。

それと新幹線の分につきましては、県の公共事業を予算化する中で、地方負担額の対前年度比100%というルールで予算化をさせていただいておりますが、新幹線につきましては毎年度の事業費の変動が大きいということもございまして、その予算のルールの外側、除外的な経費の扱いになっております。

それとJRの連続立体交差の57億円の分は、当初予算を予算化する中で、いわゆる対前年度比100%の地方負担額の範囲の中で考える事業になっております。

この57億円が減った分を今年度はどうしているのかというご質問だと思うんですが、今年

度の枠内の公共事業の予算は、実は地方負担額は対前年度100%ということで予算を組んでおります。ということは、どこかで予算が増えたということになるんですが。

JRの連続立体交差事業につきましては、実はこの制度は国が55%負担していただける、市町村が残りの22.5%を負担する、県としてはその残りの22.5%を負担するという事業でございました。その分を今度はどこに予算をつけたかといいますと、一つは河川事業の佐奈河内川の改良事業に事業費ベースで18億円を計上いたしております。

それと、県下は全般的に地滑りが多くございますので、地滑りの砂防事業で地滑り対策事業の約13億円を計上いたしております。こちらの事業は、国費が2分の1で残りが全額県費でございまして、県の地方負担額はJRの連続立体交差事業の財源を使いながら予算を組み直しておりますが、事業費としてはそれだけ増えないというような形になっております。

【小林委員】 今の説明を聞いてみて、これはなかなか我々はわかりにくいんですよ。例えば枠外とか枠内とか、いろいろそんなことを言われても、どこにどういう形で予算が盛り込まれているかということがなかなかわかりにくいわけよ。

だから、今言うように658億円の対前年度比の82.9%と17%も落ちているではないかと、直接見ればそう言われるけれども、決してそうじゃないと、きちっとやっているよというようなことで、対前年度比もそんなに劣ってはいないと、取り組んでいただいているという認識をして、ご尽力を多としたいと思います。

次に我々が関心を持っているのは、公共事業プラス、単独事業に非常に我々は期待をしてい

るところなんです。

この予算を見ると、単独事業が127億円ということで、これは正直言って驚きなんだけれども、かなり上回っているわけですね。対前年度比が107.7%と、かなり頑張っていたいているわけだよ。

ただ、我々が今まで聞いてきたことは、単独事業については前年度の90%とある程度の枠がはめられていると、いわゆるシーリングになっていると。そういう点からいけば、これは超えるわけではないけれども、そこはどういう頑張りで超えているのか。

【田中監理課長】 委員ご指摘のとおり、普通建設の単独事業につきましては、対前年度比90%というシーリングのルールが、まず前提条件としてはございます。

しかしながら、先般の国の国土強靱化5か年対策の事業を受けまして、単独事業につきましても、緊急自然災害防止事業債を充当できる事業については、あと5年間延びることになりました。この事業につきましてはシーリングの対象外ということで、予算要求をしてもいいということが財政当局との間でルールが決められました。

令和2年度は、この分の予算が48億円でございました。令和3年度はこの分が64億円ということで、対前年度比でいきますと131.6%という伸びをしております。したがって、通常分のシーリング90%で減っている分に、この分が加わったことで全体として107%程度の伸びになったということでございます。

【小林委員】 今の説明を受けて、なるほどそういうふうになっているのかと。

今まであなた方は緊急自然災害防止対策債は令和2年度までだと言うとったのが、これが延

びたんですか。5年間も延ばしてもらったと。

そうすると、緊急自然災害防止対策債は、例えば交付税で措置をしてもらおうとか、それがどの程度戻ってくるとか、そういう非常に有利な制度だろうと思うんだよ。これが令和2年度で終わるところが、令和7年度まで5年間延びると、これは我々にとっては大変力強いわけだけれども、この制度はどういう有利な展開になるのか、お尋ねします。

【田中監理課長】 緊急自然災害防止事業債は、事業に対して100%の地方債の借入れができるという制度になっております。この100%の借入れをした分の7割につきまして、後年度元利償還を行う際に交付税として算定がされるということになっております。

【小林委員】 7割も後で戻ってくるとのことだから、大変有利な展開になると。あと5年間あるわけだ。これを使って大いに頑張ってもらいたいと思うんです。

それから、この単独事業の発注の中身だけど、我々は今まで、単独事業については、どちらかという小規模とか零細的なところ、つまりA、B、C、DのランクがあればB以下とか、CとかDとか、補修とか改善とか、小規模の営繕とか、そういうところに経済対策として、大きい企業ばかりではなくして、そういう零細的な小規模の事業所に大きなプラスがあったと思うんだけど、この127億円の発注については、そういう経済対策、日頃から大きい事業の下敷きになっているようなところに日の目を与えるような形で発注してくれているんですか。

【浦瀬河川課長】 この緊急自然災害防止債事業につきましては、対象の施設が国庫補助事業の要件を満たさないものになっていますので、どちらかというと、小規模なものになります。例

えば、河川事業は、護岸整備等にこの予算は使えるんですけど、大きなスパンよりもちょっと小さな延長のものを出す形になりますので、Aクラスというよりは、それよりも小さいクラスの業者に発注するケースの方が多いかと思います。

【小林委員】 河川だけじゃなくして、まさか河川課長が手を挙げるとは思わなかったけど。

【馬場道路維持課長】 この単独事業の中に、道路、橋梁、街路事業が74億円程度計上されております。その中には緊急自然災害防止対策事業、これは先ほど河川課長が申しました公共事業にのらないということで、我々道路でいいますと法面の小規模な対策等がございます。そういった公共事業にのらないということは小規模でございますので、それはもちろん小規模な工事で発注するというところでございます。

73億9,800万円ありますが、全て工事費ということではなくて、いろんな現地調査費等も入っておりますので、工事に関する分につきましては、ある程度小規模な分も含まれていると思っております。

【小林委員】 もう一回、ちょっと申し上げますけれども、経済対策と言って、国からどばっと予算が来る。いろいろ皆さん方も取ってきていただく、内示をいただく、そういうようなことで頑張っていたいっていることはよくわかるし、この間から、今回の経済対策においてどれぐらいの波及効果があるのかとか、あるいはどのような雇用創出につながるのかと数字が出るわけよ。

大きい話が出るけれども、要するに我々の足元にいらっしゃるB以下とか、CとかDとか小規模の皆様方に、もうちょっときちっと予算を与えなければ真の経済対策とは言えないんじゃないかと、こう言っているわけよ。

だから、127億円の発注の中身について委員会に出していただきたいし、それをもって、小規模の頑張っているところとちゃんと予算が行き届き、仕事もきちんと確保されると、こういうところに力を入れるべきではないかと思うが、そこは誰が答弁してくれるのか。

【有吉土木部技監】 今、委員ご指摘の点については、今回の大型補正予算の時も、各振興局の建設部長と私、直接ヒアリングをしまして、そういう目くばせをしながら、ちゃんと各支部建設業協会とも、発注についてはちゃんとやっていただきたいということで協議しました。

この単独事業についても当然、年度当初、そういう同じようなヒアリングをしていますので、その中で再度、徹底したいと思います。

【小林委員】 技監、私が今申し上げているような真の経済対策というのは、大きい企業だけではなくして。

その波及効果は、大きい会社と小規模ではどのくらいのものかと比べてみれば、その数字の差は歴然と差があるだろうと思う。しかしながら、そういう足元にいらっしゃる、本当にまじめに一生懸命頑張っている、こつこつとやっていらっしゃる、そういうところにも今回の経済対策の波及効果がきちっとあらねばいかん。

そういうようなことをもって、今の技監の答弁では少し物足りないという気がしたんだけど、声が小さいからそうなるのか、もうちょっときちっとした話で。

これを今後とも力強くやるということ。しかもありがたい自然災害に伴う事業債の有利な展開ができる、それがあと5年延びたわけだから、対前年90%というシーリングの枠も外れているということであれば、もうちょっと、小規模

の皆さん方に修繕、営繕等々がきちっと行きわたるような発注を準備すべきではないかと思いますが、いま一度決意を。

【有吉土木部技監】 委員ご指摘のように、今回の経済対策、新年度の予算の発注については、経済的効果がちゃんと県土全体に回るように、小規模の業者等のこともよく考えて、発注については指導していきたいと思います。

【小林委員】 お願いしておきますね、言葉だけじゃなくして、部長、頼みますよ。こういうのがとても大事で、各出先あたりには、よくよくその声が伝わるようにお願いをしたいと思います。

あとは国の内示率について、この間も経済対策でお願いをしました。果たして、長崎県の場合においてはどれぐらい要求して、どれぐらいが内示をもらって予算化されているのかと、それが事業につながっているのかと、それが地域の経済の活力につながっているのかと、こういうようなことを申し上げているわけけれども、例えば、令和元年と令和2年度で、どれぐらいの要求をして、どのぐらいの内示が決定したかと、その内示率はどうなのかと。

この間の経済対策では88%強だったろう。かなりの高い率だと思っているけれども、長崎県は通常において、どれぐらい要求して、どれぐらいの内示が決定しているのか、そのパーセンテージはどうなのかと。そしてそれは、九州各県でどうなのかとか、全国的に見てどうなのかということについて、総括してご答弁をお願いしたい。

【田中監理課長】 国への要望の状況でございますが、令和元年、令和2年ともに1,180億円強の予算を要望いたしております。このうち結果として内示が来ましたが、おおむね6割という

状況でございます。

先日の経済対策の88.4%と比べると、確かに低うはございますが、この6割の内示率は、九州で申しますと4番目、真ん中程度でございます。全国でいきますと20位前後というような状況でございまして、中の上ぐらいということでございます。

【中村(一)委員長】 時間がきていますので、また。

山田(博)委員。

【山田(博)委員】 それでは、小林委員の関連ですね。

技監が建設業協会と話をするとおっしゃいましたが、建設業許可を県が出していますね、AランクからDランクまでいろいろありますけど、その会社の数と建設業協会に入っている数は把握していますか。

【有吉土木部技監】 委員のご指摘の点については、全ては把握していません。ただ、特にBクラスより下の業者については、建設業協会に入っている業者が少ないということは認識しております。

【山田(博)委員】 先ほど小林委員が言っていることは、確かにごもっともなことですけど、技監が建設業協会とお話をしたら事が済むということじゃありませんのでね。

私も、先ほど小林委員が言っていることは、十分認識しております。地域で親子で頑張っているとか、たくさんあるわけですから、技監がそういった目配り、気配りをしていただくことで、またやる気も出てくるわけでございますから、そういった事業者の代表者とも、意見を聞くような場を設けていただきたいと思って、それは要望しておきます。

それでは、部長説明の6ページに河川総合開

発費とありますね。川棚町の石木ダムの建設に関連して、ちょっとお尋ねしたいんです。

令和元年5月21日火曜日に、長崎県収用委員会で裁決がなされましたね、石木ダムの建設予定地ということ。

私も石木ダムの必要性は十分理解しているんです。そこで、建設予定地の中にね。

私ばかり知ってははいかんの、河川課長、用意していますか、これ。委員長、ちょっと休憩して。ちょっと休憩していただいて、この資料を各委員の皆さん方に配っていただけませんか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時26分 休憩 —

— 午後 2時27分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 それでは別の質問を、資料を用意する間にお尋ねしたいんですが。

当初予算の横長資料の56ページに普通財産売払収入で3億円ぐらいあるわけです。これでどこを売却予定していますかと言ったら、対馬の仁位港とか、西海の肥前大島港とか、上五島の青方港とか、南島原の堂崎港とかあるんです。

お聞きしましたら、青方港は簿価で売っているんです。なぜかという、これは市とか町から要望されて造った港だということでもあります。

現時点で、市とか町から要請されて港湾用地をつくって、まだ未売却の土地の面積はどれくらいあって、金額に直すとどれくらいになりますか。それをお答えいただけますか。

【松永港湾課企画監】 山田(博)委員がおっしゃった土地に関しては、港湾施設特別会計の都市再開発用地、市町の要請を受けて造成をして、残りの面積が現在17ヘクタール、簿価にします

と63億4,900万円、未売却の状態が残っております。

【山田(博)委員】 こういった状況は早くね、先ほど、企業会計はいろいろとすと言っていましたけど。

いいですか、特別会計の時には時価で売りましたと。なぜ売ったかという、なかなか売れなかったと。

いいですか、この状態では、簿価でしているのは市とか町から言われたから、今は簿価でしか売らないと。時価で売らないと、先ほど休憩時間に聞いていますけれども、それで間違いありませんか。そこだけお答えください。

【松永港湾課企画監】 企業会計の分は平成15年度以降、時価でというお話で、この特別会計の都市再開発用地につきましては、もともと市町からの要請で、買い戻していただくということで簿価という形にしております。

そういった土地も、長く残っていると、なかなか売れないんじゃないかというご指摘に関しては、現在、各市町の方に。もともと埋め立てですから、利用計画が例えば下水場をつくるか、いろんな用途でしておりますので、その用途で本当に必要なのか、あるいはそのほかの用途で何かないのかというふうな聞き取りと、買い戻しの要請活動を一とおりやっているところでございます。

その中で、確かに今の地価との差が大きいというふうなお話もございますので、そこに関しては、これが起債の償還の財源にもなっておりますので、当然財政当局とのいろんな話もあるんですけど、何とかそういった方向で今後検討できないのかということについても、現在、いろんな角度から模索をしている状況でございます。

【山田(博)委員】 土木部長、今、港湾課企画監と議論を交わしていましたが、土木行政の最高責任者という立場で、これだけの金額が残っていることを踏まえて、あなたはどのように思われているか、今後どうすべきと思っているか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 都市再開発用地に関して、もともと利用を見込めるということで、地元の市町と協議のうえで造成を進めてきたという経緯もありますので、本来であれば、造成が完了した時点で速やかにそれを市町の方で買い戻して利用に供することが本来のあるべき姿だというふうに思っています。

まずは粘り強く、市町の方で買い戻していただけるように協議を続けるというのがまず一義でありますけれども、なかなか市町の方の事情もあるということであれば、どうすればそのあたりの支障がなくなるのかというところは考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしても、63億4,900万円という額は非常に大きな額だというふうに認識しておりますので、引き続きしっかりと部内で検討したいと思っています。

【山田(博)委員】 土木部長、これはしっかりとやっていただきたいと思いますよ。先ほどの企業会計の23億円のあれは、なかなか売れないから時価にしましたと。こういったのも、市町から要請されて、簿価では売らないんですよというふうになっていて、今は63億円ですから、これはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、資料が届きましたので、皆さん方にこれを見ていただきたいと思います。私も地元の川棚町とか佐世保の人からいろんな話を聞いて

て、やはりこの石木ダムの建設は必要ですよというお話も聞きます。しかし、強制収用というのはいかなるものかという気持ちもあるんです。その中で、地元の皆さん方にご理解をいただきながら、これはやっぱり進めていかないといけないという意見に私も理解を示している議員の一人なんです、この中にですね。

収用ができる段階にきている、きていると言っていますけど、委員の皆さん方も見ていただいたらわかるとおり、ここに町道があるんです。これは川棚町道。この川棚町道があった場合に、実際に強制収用をしようと言ったって、町道が、この中で赤線のダムをつくると水没するところがね。それを廃止していればいいけれども、いざ住民の方に強制収用しようと言ったって、この町道があれば、結局これが、強制収用の手続というのはいかなるものかと、私はそう思うわけです。

地元の町長とか、町道の廃止とか、十分に話さないといけないんですよ。それで、すぐこれがちゃんとできるようになっているのか、なっていないのか、そこをお答えいただけますか。

【松本河川課企画監】 委員質問の町道につきましては町道鶴堂矢杖線という道路でございまして、平成21年に事業認定を申請いたしました時に、地元の川棚町に対して照会を行いまして、事業地に将来的に編入することについては同意しますというふうな文書をいただいているところでございます。

【山田(博)委員】 それは、事業認定を、今度は変更すると言って、町道（発言する者あり）鶴堂矢杖線ですね、これが強制収用する時に事務的な手続は間に合うのか、間に合わないのかと言っているんですよ。同時進行できるんですか。町議会とか町が、速やかにそれに同意できるん

ですか。この手続をする時に、いろんな手続を踏まないといかんでしょう。それが同時進行できるのか、できないのか、大丈夫なのかと私は聞いているんです。それはいかがですか。

【松本河川課企画監】 川棚町からは、当該土地の起業編入については支障ありませんというふうな返事をいただいておりますので、問題ないというふうに考えております。

【山田(博)委員】 返事をいただいておりますって、これは町議会とか町の了解を取らないといかんのじゃないですか。大丈夫ですか。本当に大丈夫なんですね、これは。

あのね、普通、こういったことを開発とかする時には、事前に町道とか何かというのは変更して、こういうふうに残らないようにするのが当たり前だと私は思うんですよ。私は、これをきちんと整理もせずに、強制収用だとか言うするというのは、今、あおり運転とかといって県内では第一号の逮捕がありましたけど、この事業をあおるために、わざとこんなになっているのかと。

そのためにきちんと順番を、ちゃんこういったのは整理してから本当はやった方が、これは事業としてスマートですよ。町が大丈夫、大丈夫と言ったってさ、こういったものをきちんと整理したうえでしないといけないんじゃないかと私は言っているんです。

土木部長、どうですか。あなたの見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 川棚町とは従前から緊密に打ち合わせ、協議等をさせていただいておりますので、この町道の廃止に当たりまして、町として、タイミングが来ればしっかりと手続をとっていただけるものというふうに認識しております。

【山田(博)委員】 認識していると言っていますが、保証がとれるんですか。この町道の手続をする時に、期間的にはどれだけかかるのか、そこをお答えください。

【奥田土木部長】 町道の廃止に当たりましては、議会の議決が必要ですので、少なくともその期間は必要な手続の期間として要るものと承知をしております。

【山田(博)委員】 だから、どれぐらいかかるんですか。事務的な手続もせんといかんでしょう。

石木ダムをする時に、河川課から代執行請求とかして、代執行までやるでしょう、手続が。そういった手続まで含めた時に、事務的な手続とこれが一緒にリンクして、それが大丈夫なのかと言っているわけですよ。私はそこを言っているんだ。

ここの中に入っていたら、土木部長、普通、誰が見ても考えても、この事業をする時に、こういったものはきちんと整理してからしていくべきだと私は思うんですよ。

国も、こういった状況を普通認めるんですか。こういったやり方をしているんですか、国も。土木部長、どうですか。あなたはダムのエキスパートだと、国土交通省でも大変評価が高いと私はお聞きしているんだけど、国でも、ダムをつくる時にこういったやり方で、それが通っているのかどうか、私はお尋ねしたいと思います。

【奥田土木部長】 最終的にダムが完成して、試験湛水を始めるまでの間に必要な手続を終えておくということであれば大きな問題はないものと考えておりますで、全体、進捗状況を見ながら必要な手続を進めていくものというふうに考えております。

【山田(博)委員】 土木部長、これは議事録を取

っていますからね。必要な手続をして、これがいざやられた時に、この時に山田(博)委員が言ったことがそうでしたとならないように、私は願っております。あなたの責任、発言は重かですよ。そこを忘れちゃいけませんから。じゃあ、この質問を一旦終わって、次をお尋ねしたいと思うんですが。

当初予算の横長資料の10ページに使用料及び手数料とあるんです。港湾課にお尋ねしますが、港湾課におきましては、長崎県港湾海域条例に基づいて手数料収入が入っておりますね。

私の地元で、港湾管理条例に基づいて収入の手続をきちんとしていないということで、令和2年末から、手続の経過を書類として請求していたんですけど、なかなか来ないんだ。

これは土木部長、あなたが資料請求を拒んでいるのか、止めているのか、ただ単に担当課が悪いのか、どちらなんですかね。私はものすごく不信感を感じているんですよ。いかがですか。

【奥田土木部長】 当該事務に関しましては、各出先で事務を行っているものでして、本庁と出先との間で様々なやりとり、あるいは各出先においても、関係機関とやり取りが必要になってまいります。いろいろと是正すべき点だとかありましたら、それはその都度やっております、私のところにも都度、都度、報告は上がっております。

また、山田(博)委員の方から資料の要求があると、時にそういう話も上がってまいりますけれども、私の方で、これを出し渋りなさいとか、そういうふうなことを指導していることは一切ございませんで、事実関係をきちんと確認をすると、あるいは正確に物事を処理していくということで、一つひとつ確認しながらやって、いささか時間がかかっているところがあるのかも

しれません。

私の方では、人員も限られていますので、徹夜をしてまでというふうなことは言えませんが、なるべく速やかに処理をするように、今後とも指導してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 時間もきておりますので、最後に、関連してね。

土木部長、土木部長は本会議で、産業労働部長と隣の席ですね。

実は、壱岐や対馬で洋上風力のゾーニングとかなんとかとあるんです。私は、産業労働部の担当課に聞いた、土木部にちゃんと説明しているのかと。これは海域だから、長崎県海域管理条例がものすごく大きな問題になるとわかっているかと言ったら、わかっていますと。その所管はどこかと言ったら、土木部ですと、土木部にちゃんと説明したのかと言ったら、いえ、していませんと。パブリックコメントを昨日の時点までやっておきながら、土木部に一言も言っていないんですよ。これは言語道断だよ。土木部長の方からも、洋上風力を県がやるのであれば、しっかりと土木部にそういったことを伝えていただかないと。

例えば海砂の許可とか、いろんな許可とか、いろいろと海域条例も関係するんだからね。これは土木部長、隣の産業労働部長にしっかりと、こういったものは連携をとってやってくださいというふうに話をさせていただきたいと思います。それについて見解を聞いて終わりたいと思います。

【奥田土木部長】 当該事案につきましては、実は航路の関係で、港湾課の方には少し話がきていたことは、後で確認をとらせていただきました。

ただ、砂利の関係でいきますと、所管してい

る監理課の方に事前に話があったかという、それはあくまで事後的な話があったということでしたので、今後は、関係するところについては前広に情報をいただくことで連携をとっていききたいというふうに思っております。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時44分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【川添建設企画課長】 先ほどの前田委員の、インフラDXの予算についてはどのように見積もったのかという問いに対してお答えします。

県内3者から見積りを取って、今回予算化したところですよ。いずれの3者も三次元データを扱った実績があるところで、我々としては、このお金は県内企業に発注したいというふうに思っています。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 以上で、質疑が終了しましたが、第12号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」について、まだ資料の提出があっておりませんので、第12号議案を除いた予算議案について、先に討論・採決を行い、第12号議案については、資料の準備ができ次第、分科会を再開して説明を受け、質疑を行い、その後、討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、第12号議案を除いた予算議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第12号議案を除いた予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第9号議案、第78号議案のうち関係部分、第84号議案、第86号議案及び第89号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、第12号議案を除いた予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定をされました。

ここで、換気のため3時まで休憩をいたします。

— 午後 2時47分 休憩 —

— 午後 2時59分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より、総括説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活建設委員会関係議案説明資料土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしていますのは、第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第30号議案「長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例、第31号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条

例」、第32号議案「長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、第33号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」、第34号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例」、第35号議案「長崎県港湾整備事業財産管理基金条例」、第36号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第51号議案「契約の締結について」、第52号議案「契約の締結について」、第53号議案「契約の締結について」、第54号議案「契約の締結の一部変更について」、第55号議案「契約の締結の一部変更について」、第56号議案「財産の取得について」、第57号議案「訴えの提起について」、第58号議案「訴えの提起について」、第59号議案「訴えの提起について」、第60号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、第62号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について」であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和2年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりです。

起訴前の和解及び訴えの提起について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、基礎前の和解の申し立て2件、訴えの提起1件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりです。

公共用地の取得状況について。

令和2年11月1日から令和3年1月31日までの

土木部所管の公共用地の取得状況については、佐々町における一般国道497号松浦佐々道路（西九州道）の3件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項についてご説明します。

幹線道路の整備について。

国において整備が進められておりました国道34号新日見トンネルが、先月20日に完成いたしました。

この整備により、慢性的な交通混雑の緩和及び対面通行区間が解消され、観光をはじめとした産業の振興や地域の活性化に大きく寄与するものと期待されます。

また、西彼杵道路の未整備区間である西海市大串から時津町日並間については、昨年度設置した西彼杵道路計画検討委員会より、インターチェンジ配置や優先整備区間についての提言をいただきましたので、これをもとに今後、整備方針を決定してまいります。

今後とも、地域の振興や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に力を注いでまいります。

なお、西彼杵道路計画検討委員会からの県への提言については、補足説明資料を配付させていただいております。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画の策定について。

平成29年3月に建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が施行され、同年6月に、同法に基づく国の基本計画が閣議決定されました。

県においても、建設工事従事者の安全と健康の確保を総合的かつ計画的な推進することを目的として、長崎県計画を策定することとしています。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

そのほか、土木部関係の所管事項について今回ご説明いたしますのは、石木ダム の推進、九州新幹線西九州ルート の建設促進について、長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであり、その内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【馬場道路建設課長】 議案の説明の前に、資料の訂正を1点、お願いいたします。

先ほど部長から説明がございました議案説明資料の6ページの幹線道路の整備のところでございます。「国道34号新日見トンネルが、今月」となっているところがございますけど、先月の間違いでございました。修正をお願いいたします。

それでは、環境生活建設委員会課長補足説明資料土木部の4ページをご覧ください。

第30号議案「長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

平成31年4月25日及び令和2年11月25日付で施行された道路構造令の改正に伴い、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

まず、平成31年の改正に伴い、自転車 を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定します。また、自転車道の設置要件として、「設計速度が時速60キロメートル以上の道路

であるもの」を追加いたします。

次に、令和2年の改正に伴い、歩行者が安全、快適に通行、滞留できる空間が整備できる「歩行者利便増進道路」を新たに規定します。また、自動運行車の安全運行を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設として、「自動運行補助施設」を新たに規定するものがあります。5ページ、6ページに、条例の改正につきまして図示しているところでございます。

続きまして、補足説明資料13ページをご覧ください。

第51号議案「契約の締結について」、ご説明いたします。

工事名一般県道奥野平時津線道路改良工事（仮称）野田高架橋上部工、工事場所は西彼杵郡時津町野田郷でございます。

地域高規格道路の西彼杵道路の一部として、長崎・佐世保間の利便性向上による産業振興及び緊急医療の支援を行うとともに、国道206号時津町内での交通渋滞の緩和を目的として起工しているものでございます。

工事延長190メートル、車道幅員7メートル、全幅員で10.5メートルであり、橋梁上部工を施工するものであります。

契約相手はコアツ工業・西海建設特定建設工事共同企業体で、契約金額は、消費税を含め9億2,502万5,200円であります。工期は640日間としております。

14ページをご覧ください。

位置図・平面図及び橋梁の標準断面図を示しております。全長190メートルで、標準断面図にありますような形式のコンクリート橋梁であります。

15ページをご覧ください。

入札結果でございます。総合評価落札方式に

よる入札を行い、応札のあった6者から、表の右から2列目の欄の評価値が最も高い者を落札者として決定し、仮契約を行い、今回、契約の締結について上程させていただいております。

続きまして、16ページをご覧ください。

第54号議案「契約の締結の一部変更について」ご説明いたします。

一般県道佐世保世知原線道路改良工事、（仮称）板山トンネルでございます。

工事場所は、佐世保市知見寺町から世知原町上野原でございます。当区間は、幅員狭小のうえ、急カーブが連続し、冬場の凍結や濃霧による交通規制が多く発生していることから、2車線道路を整備することにより、安全・安心な生活道路の確保を図るものでございます。

工事延長1,640メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員で7.6メートルであり、トンネル工1,602メートルを施工しております。

契約相手は、奥村・梅林・小山特定建設工事共同企業体であり、現在の契約金額43億4,495万500円を、3億3,498万4,100円増額し、46億7,993万4,600円に変更するものであります。

工期につきましては、令和4年7月13日までとしており、変更はございません。

17ページをご覧ください。

位置図、平面図及びトンネル工の断面図を示しております。

18ページをご覧ください。

今回の主な変更内容としまして、トンネル掘削工事において、地質の相違に伴う支保構造の変更であり、地質の悪い箇所へのインバートコンクリートの追加や補助工法の追加など変更が生じております。これらにより約3億円の増額となります。

次に19ページをご覧ください。

そのほかの変更内容としまして、公共工事設計労務単価の上昇に伴うインフレスライドによる変更であります。工事にかかる労務単価が約2%から8%上昇しており、人件費が合計で約3,000万円の増額となります。

続きまして、20ページをご覧ください。

第57号議案及び第58号議案「訴えの提起について」ご説明いたします。

いずれも主要地方道平戸田平線道路改良工事（田平工区）にかかる用地取得のために、長崎県共有物分割請求の訴えを提起するものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経るものであります。

訴えの内容についてご説明いたします。

当道路改良工事の用地取得については99%の進捗であり、工事についても9割の進捗を越え、令和3年度の完成を目指しております。残る用地2筆については、相続間の同意が得られず、任意交渉での解決が極めて困難な状況であったことから、当2筆にかかる相続者を含めた権利者36名のうち、用地の譲渡に同意を得られた34名の持ち分から、譲渡に同意を得られていない2名の権利者の持ち分はそのままに残して、必要な用地面積を長崎県が取得し、共有者の一人となった長崎県が、道路改良事業の起業地として分筆を行うことを目的とし、共有者36名を相手に共有物分割請求の訴えを起こすものであります。

以上で、道路建設課の説明を終わります。

【中村(一)委員長】 次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】 課長補足説明資料7ページをご覧ください。

第31号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたし

ます。

諫早市の県立総合運動公園にありますローンボウルス場について、利用団体の解散により今後の利用見込みがなくなったことから、用途を廃止し、本条例の有料公園施設から削除をする改正を行うものであります。

ローンボウルスとは、芝生の上で球を転がし、目標となる球に近づけることを競う競技で、老人向けスポーツ施設として昭和49年度に設置し、主に長崎県ローンボウルス協会と諫早ローンボウルスクラブが大会や練習に利用しておりました。

しかしながら、当該団体が会員の高齢化等により昨年8月に解散して以来、利用者がなく、今後も利用が見込めないため、有料公園施設としての用途を廃止するものであります。

8ページに、県立総合運動公園のローンボウルス場の位置と、上に現況写真、下の左右に実際に利用している写真を添付しています。

なお、廃止後の跡地につきましては、今後、パブリックコメントを行うなど県民の意見をお聞きしたうえで活用を検討してまいります。

続きまして、課長補足説明資料9ページをご覧ください。

第32号議案「長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

改正内容は、①としまして、令和2年4月1日に道路法施行令の一部改正が行われ、国が管理する国道の占用料単価が改正されたため、本県が管理する国道、県道におきましても、長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正し、占用料単価の見直しを行うものであります。

国は、全国的な地価の変動を踏まえ、ほぼ3年ごとに見直しを行っており、本県でも昭和57

年以降、国の占用料改正後に、九州各県とともに協議を行い、国の占用料算出方法をもとに九州ブロック統一単価を決定し適用することとしており、今回も同様の取扱いを行うものであります。

資料の中段の表にありますように、見直しの具体例として、電柱や電話柱、地下埋設物の占用料単価について、現行及び見直し案をアンダーラインで示しておりますが、ほとんどの項目で減額になるものでございます。

この改正により道路占用料の全収入は、令和元年度専用物件での実績で試算してみますと、現行より約500万円の減額となる見込みでございます。

また、②としまして、令和2年11月に道路法施行令の一部改正が行われ、自動運行補助施設が道路占用物件に追加されたため、本県においても、今回、長崎県道路占用料徴収条例の別表に追加するものでございます。

いずれの改正も、施行日は令和3年4月1日としております。

引き続きまして、29ページをご覧ください。

第52号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

主要地方道若松白魚線橋梁補修工事（若松大橋P1・P2橋脚補強）で、工事場所は南松浦郡新上五島町若松郷でございます。若松大橋の耐震性能向上を目的として、P1・P2橋脚の耐震補強工事を実施するものでございます。

工事概要としましては、P1・P2橋脚のコンクリート巻立て232立方メートル仮設工1式でございます。

契約相手は西海建設・坂本組特定建設工事共同企業体で、契約金額は消費税を含め12億1,327万9,100円でございます。

契約工期は令和6年3月25日まででございます。

30ページをご覧ください。

位置図、平面図、橋梁一般図、標準断面図を記載しております。

31ページをご覧ください。

入札結果一覧表でございます。総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった4者から、表の右側から2番目の欄の評価値が最も高い西海建設・坂本組特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行い、今回契約の締結について上程させていただくものでございます。

次に、32ページをご覧ください。

第60号議案「和解及び損害賠償額の決定について」補足してご説明いたします。

相手方は、佐賀県唐津市の法人でございます。事故は、令和2年10月2日の午後8時ごろ、主要地方道佐世保嬉野線の東彼杵郡波佐見町で発生いたしました。

事故の概要としましては、道路の法面からの倒木により、走行中の保冷車の左側面に損傷を与えた事故であります。人的被害はございませんでした。

過失割合につきましては、夜間の走行中に倒木を避けることは不可能であり、相手方の過失はなしと判断し、県の過失割合を10割と判断しております。

損害賠償額は108万3,500円で、内訳は、車の修理費が74万2,500円、修理期間中に鮮魚等を配送するために代車の保冷库を借り上げた用車費が34万1,000円でございます。全額を道路賠償責任保険から支払うことといたしております。

なお、倒れた木につきましては、事故発生後に県が委託した業者により撤去、処理するとともに、近隣の倒木のおそれがある木についても

伐採を行っております。

以上で補足説明を終わります。

【中村(一)委員長】 次に、建築課長より補足説明を求めます。

【三原建築課長】 第36号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

課長補足説明資料10ページをご覧ください。

本条例は建築に係る事務に関しての手数料を規定したもので、今回は、そのうち建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

まず、改正の理由ですが、令和2年9月4日に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和3年4月1日に施行され、エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の範囲が拡大されることになります。

エネルギー消費性能適合性判定とは、地球温暖化対策の一つで、建築される建築物の省エネ性能の確保を図るため、着工前に建築物の省エネ性能の計画を判定し、適合したものだけを建築を認めるという制度でございます。

下の図が施行令改正の概要です。現在は、大規模(2,000平米以上)の非住宅建築物について、適合判定を受けなければならないことになっていますが、より一層の温暖化対策を進めるため、改正後は中規模(300平米以上2,000平米未満)の非住宅建築物にも対象が拡大されます。

中規模建築物の判定手数料については、平成29年の判定制度開始時に国から示された算定根拠をもとに算定していましたが、新たに適合性判定の対象となることに先立ち、国からその算定根拠の改正が示されたもので、県もその算定根拠に従って改正を行うものでございます。

その内容を、次のページの手数料改正の内容に示しております。

①エネルギー消費性能適合性判定手数料は、対象建築物の延べ面積の区分に応じて算定されますが、現行では延べ面積300～2,000平米となっている中規模建築物の手数料区分を、300～1,000平米と1,000～2,000平米の2つに分けるものでございます。

現在ある延べ面積300～2,000平米の手数料を1,000～2,000平米の区分に据え置き、新たに300～1,000平米の手数料を追加するものでございます。

手数料の具体例を示しますと、下の表になります。例えば、延べ面積が500平米の非住宅建築物の判定手数料は、改正前の左の表では12万9,000円ですが、改正を行うことで右の表の300以上1,000平米以上の区分となり、9万8,000円になります。同じ中規模建築物でも、1,000平米未満の建築物については面積規模を考慮し、手数料を低く設定するという内容です。

以上が改正の概要ですが、これまで説明しました省エネ適合性判定手数料に加えて、国が示した同じ根拠資料をもとに算出していた申請手数料には、12ページにございますように②低炭素建築計画の認定、③エネルギー消費性能向上計画の認定、④エネルギー消費性能に係る認定の3つの省エネに関する手数料があり、同様に区分を2つに分ける改正を行います。

最後に施行予定日ですが、改正施行令に合わせて令和3年4月1日を予定しております。

以上で第36号議案の補足説明を終わります。
【中村(一)委員長】 次に、河川課長より補足説明を求めます。

【浦瀬河川課長】 河川課及び道路建設課の契約案件についてご説明いたします。

ご審議いただきますのは第53号議案でございます。課長補足説明資料23ページをご覧ください。

工事名は、郡川河川改修工事に伴う大村線松原・竹松間30キロメートル334メートル付近、郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線松原・竹松間30キロメートル480メートル付近、福重橋りょう改良工事でございます。

工事の場所は、24ページの位置図にお示ししていますとおり、大村市皆同町及び沖田町でございます。

事業は、大村市を流れます2級河川の郡川の洪水被害の解消及び大村市街地の交通渋滞緩和と地域の利便性の向上を目的として、郡川橋りょうの改良工事については河川課、福重橋りょうの新設工事については道路建設課の所管になります。

次に、工事概要ですが、25ページの図面をお開きください。横にして見ていただければと思います。

計画平面図の左側、水色でお示ししているのが2級河川郡川ですが、郡川橋りょう部の流下能力を確保するため、延長68.9メートル、幅員6.675メートルのP C 2径間下路桁橋の構造に改良いたします。

また、右側のピンク色でお示ししています路線が池田沖田線街路になりますが、福重橋りょうは延長26.2メートル、幅員6.45メートルのボックスカルバート構造で新設いたします。

2つの橋梁の構造は、図面の下にあります一般図でお示したとおりでございます。

この2つの橋梁が非常に近接していることから、黒色の実線でお示ししています既存の軌道を、オレンジ色の破線でお示ししていますよう

に、図面の下の方に延長760メートルの仮線を設置いたしまして、列車の軌道を工事期間中一時的に切り替えて、2つの橋梁を同時に施行し、完了後に元の軌道に戻します仮線方式により、工期の短縮及びコストの縮減を図ることとしております。

令和2年度までに仮線の切り替を終え、令和3年度工事については、郡川橋りょうは赤色の破線で示します旧橋の撤去と、赤色着色部の新しい橋梁の橋台及び橋脚の工事を行うこととしております。

また、福重橋梁については、右下の図面の赤色でお示ししますボックスカルバート内の舗装工事などを施工し、工事を完成させることとしたしております。

契約相手は九州旅客鉄道株式会社で、事業の全体の工期は平成30年度から令和6年度を予定していますが、そのうち令和3年度に委託します実施協定予定額が5億円を超える見込みであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

令和3年度の実施協定予定額は8億6,188万3,000円で、そのうち河川課所管分が7億2,996万8,146円、道路建設課所管分が1億3,191万4,854円となります。

以上で、第53号議案「契約に締結について」の補足説明を終わらせていただきます。

引き続き、第55号議案についてご説明いたします。資料の26ページをご覧ください。

工事は、先ほど第53号議案で説明した工事の令和2年度の契約分になります。

契約相手は、同じく九州旅客鉄道株式会社であり、現在の契約額7億6,894万5,000円を今回12億1,599万7,720円に変更するもので、4億

4,705万2,720円の増額でございます。

工事の変更内容ですが、27ページと28ページに詳細に書いております。この2ページをご覧ください。

最初に郡川橋りょうについてです。仮線及び仮栈橋①の施工において、事前の地質調査解析の結果、基礎杭の交換等の施工方法については、玉石混じりのれき層に対応できる鋼管杭打ち工法、ロックスカット工法で施工可能と考えていましたが、想定したよりも硬質で密な玉石混じり礫層であり、当初計画した工法での施工が困難となったことから、さらに硬質な地質にも対応可能な工法の「ノバルメックス工法」に変更したことで、約8,200万円の増額をするものであります。

また、昨年7月の豪雨により被災した郡川の支線佐奈河内川を、河川等災害復旧助成事業により改良計画で工事を行うこととしており、郡川の本線の整備についても佐奈河内川の配分流量を受け入れるため、令和5年度末までに佐奈河内川の合流点までの整備を加速する必要があります。

また、河道の断面に大きな障害となっています現在のJRの橋梁の橋脚を、次期出水期までに撤去し沿線の安全性を高めるため、仮橋2の施工を今年度に前倒して施工する必要があり、約1億800万円の増額をするものでございます。これは、栈橋の2を追加するものでございます。

次に、福重橋りょうについてです。既設の橋梁の撤去について、当初、大型ブレーカーにより取り壊す計画としておりましたが、住居が近接していることから、振動、騒音の低減対策が必要となり、静的破碎工法に変更したことで、約3,700万円の増額をするものでございます。

また、福重橋りょうの施工において、当初、

紫色の実線部のJR下を通過する既設市道を、施工期間中は通行止めとして計画をしておりましたが、地元調整の結果、紫色の破線で示します迂回道路の追加が必要となり、JRとの交差工事を当契約に追加委託することで、約2億2,000万円の増工になるものでございます。

以上で、第55号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。以上2件のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】 課長補足説明資料の33ページをご覧ください。

第56号議案「港湾課関係の財産の取得について」補足してご説明いたします。

今回取得をしようとする財産は、航空事故に備えて対馬空港に配備される空港用化学消防車でございます。

対馬空港の空港用化学消防車は、老朽化が著しいため、2台あるうちの1台について更新を行い、空港の安全・安心な運航を確保するものでございます。

今回の財産の取得は、地方自治法施行令の特例を定めた地方公共団体の物品等、または特定荷役の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されることから、一般競争入札を行いました。

入札結果は34ページに添付しております。

令和3年1月18日に入札を行い、3者の入札参加があり、最低入札者である帝国繊維株式会社と1月21日付で仮契約を行い、今回、財産の取得の案件として提案させていただいた次第でございます。

なお、35ページに、配備予定の空港用化学消防車のカタログを添付しております。

以上で、第56号議案についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【小山住宅課企画監】 第59号議案「訴えの提起について」補足してご説明いたします。

お手元の課長補足説明資料39ページをお開きください。

本件は、県営住宅の明渡請求及び家賃相当損害金の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

この方は、もともとの名義人である母親と2人で県営住宅に入居しておりましたが、令和元年6月に名義人である母親がお亡くなりになったにもかかわらず、その後も入居を継続され、家賃相当分のお支払いもなされなかったため、電話や自宅訪問、催告書や呼出状を送付するなどの連絡を試みましたが、応答がない状態が続きました。

この方は、県営住宅の承継入居基準を満たしていないと判断されたため、令和2年12月4日付で催告及び契約解除通知書を送付し、家賃相当損害金の支払いと県営住宅の退去を求めました。

しかしながら、それでも応答がいただけなかったため、訴訟を前提とした県営住宅明渡請求書を令和3年2月4日付で送付いたしましたが、現在も入居を続けており、家賃相当分のお支払いもない状態が続いております。

正規入居者に対する滞納家賃についての訴えの提起は、地方自治法第180条第1項に定める専決事項として対応しているところでございますが、本件は県営住宅の不正入居者に対し、建物の明渡しと建物の家賃相当損害金の支払いを求めるものでございますので、地方自治法第96条

第1項第12号の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案に対する質疑については、分科会において終了しておりますので、そのほかの議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、第52号議案の契約の締結についてお尋ねしたいんですが、30ページを拝見しますと、これは橋梁の2本の補強をするということになっております。地元の人からお聞きしたら、これは別に1本ずつでもよかったんじゃないかという話も聞いているんですけれども、なぜこういうふうに一遍にしたんですか。

【馬場道路維持課長】 橋脚P1、P2を一本で発注する理由はというお尋ねでございます。

この工事の内容は、若松大橋は海上橋梁でございますして、橋脚の耐震補強をするに当たり、橋脚の周囲を閉め切って内部を排水してコンクリートを打設するものでございます。この工法は、県内でも初めての大規模で特殊な工事でございます。また、閉め切りに使用します円形の鋼製パネルにつきましては、P1橋脚使用後にP2橋脚においても再使用することとしております。そのため、継続して同一業者が施行することで、鋼製パネルのメンテナンスや施工の熟練度の向上が見込め、円滑な工事進捗につながるなどにより早期の事業効果発現に寄与することで、令和6年度の目標に合わせてやることとしたところでございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長、今おっしゃっていることはごもっともです。

それで、今、初めてと言っていましたけど、これは以前に入札したことがありますね。それはいつかという、平成31年にしているんです。その時にはどうだったんですか、入札はしたけれども。地元の人から、入札があったと聞いていたんですけど、その時の入札はどうだったんですか。お答えいただけますか。

【馬場道路維持課長】 前回の工事についてのご指摘でございます。

委員ご指摘のとおり、令和元年6月からの工期で、P1橋脚のみの耐震補強工事を発注したところでございますが、施工に先立ちまして現地の潮流など詳細な調査をしましたところ、当初予定よりも現地条件が非常に厳しく、航路の安全上、台船の作業が大きく制限されて工期が大幅に不足することと、長崎県の橋梁長寿命化修繕計画で令和6年度までに耐震補強を完了しようという目標があるんですけれども、それでは見込めない可能性が高いことが判明したところでございます。

このため、前回の工事におきましては閉め切り材の製作までといたしまして、大学教授などの専門家から構成される検討委員会を立ち上げて、最適な施工方法について再検討したところでございます。

その検討会で提案された工法ですと、もともと契約額は約4億円程度でございましたが倍以上になると、工期も長くなるということで、請負業者と協議をいたしましたところ、まずはこの段階で契約を完了するというふうに協議が整いまして、前回の工事は終えたところでございます。

それが終わりました、改めて今回、P1・P2橋脚の施工方法につきましても詳細な協議をしまして、専門家の意見を聞きまして、一緒に合

わせて発注し、今回提案をさせていただいたところでございます。

【山田(博)委員】 土木部長、私は、この議案を説明する時に、わかりやすく言うと、最初の1回目の入札をした時に、要するにきちんとした工法が調査不足でできなかったと、だから、もう一回やったら今回のこういった入札になりましたということを、ちゃんと事前に説明をもらえるかなと思って待っていたんです。しかし、今、課長が説明したのは、当初のあれしかなかったんです。

本来であれば、議案を説明する時には、これは実は2回目なんですと、1回目の時は調査不足でできなかったでこういうふうになりましたと説明していただければ、私もそれはわかるんです。議案を事前にこの委員の皆さん方に説明する時に、きちんとそういったことをせんといかんということを私は言っているわけです。

確かに今の道路維持課長の言うように、工法が難しいというのはわかるんです。大変これは難しいというのはわかるんだけど、きちんとそういったことはね。

道路維持課長、待っておかんですか、まだ終わっておらんとやから。

だからね、正直にそういったことは言わないと、議会の議員と理事者との信頼関係が薄れるから、今後は、そういったことは正直に言った方がいいよと思っていることを私は今言っているだけでしてね。そういったところはきちんと説明していただきたいと思います、今後はね。

土木部長、以後気をつけていただきたいと思いますので、これは最高責任者として、そういったことは知っているか、知っていなかったかは別として、ちょっとあなたの見解をいただいて、この議案に対しての質問は終わりたいと思

います。次の議案の質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【奥田土木部長】 本件工事につきましては、途中の経緯は私の方にも報告は上がってきておりました。今回議案を提出するに当たりまして、少し説明を端折った形で丁寧さに欠けたというところは反省しておりますので、以後、丁寧な説明について心がけるように指導してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 以後、気をつけていただきたいと思いますのでね、今後はね。二度はあっちゃいけませんよ。一度は私は我慢するけど、二度は我慢できませんからね。

続きまして、第54号議案をちょっとお尋ねしたいと思います。

板山トンネルの延長が1,600メートルあって、現時点は900メートルを掘っておりますということで事前に道路建設課長から説明いただいたんです。

今、大体半分近くを掘っていて、変更箇所が2か所とありますけど、残り700メートル近くあって、また起きたら同じことをするのかと思っていますわけですよ。どうするんですか、またするんですか。

これは、ある程度見込みを立てて出したらいんじゃないかと私は思ったんですけど、会社もこれだけの受注金額だからこうしたのか、ここはどうなっているんですか。

【馬場道路建設課長】 1,602メートルのトンネルを掘削中でございますが、昨日の時点で960メートル程度の掘削状況でございます。

今回、3億円の変更をしておりますが、今後、どうなのかというふうなお尋ねでございます。トンネルを掘削する場合には、事前調査、ボーリング調査等も行いながら掘削をしていきます

けれども、地山の状況を見ながら適切な支保構造を、実際に見て安全施工を努めていくことが必要になってまいります。今後出てくる中ではそういったことも予想されますが、まずはしっかり安全施工に努めていくというところかと思っております。

【山田(博)委員】 答えになっておらんよ、道路建設課長。今私が言っているのは、半分近くをやっていて、2か所変更になっていますけど、また出てきたら同じことをするのかと言っているわけです。要は、極端に言うと、すみませんけど、出たところ勝負でこうなったから変更してくださいと。またあったらするのかと。

それか、もう大体、見込みがもうないからしているのか、どういった基準でこういうふうに予算増額の議案を出しているのかとお尋ねしているんです。

【馬場道路建設課長】 トンネルの施工につきましては、通常の工事よりも地質の状況が見えないというところがございますので、今後掘り進める中で変更といったところも出てくる可能性はあります。それは、よい場合もあるし悪い場合もありますが、そのあたりは現地を見ながらやっていく必要があるかと思えますし、変更ということも可能性はあるかと思えます。

【山田(博)委員】 そうしたら、道路建設課長、お尋ねしますが、1回目の変更箇所が出た時、なんでそれを出さなかったんですか。

今の話では、出た時にすぐせんといかんという趣旨でやっていますということで理解したんです。そうしたら、1回目が出た、2回目が出たから、じゃあ、せんといかんねとなっているんじゃないか。

要はね、私は、あなた方は受注した会社のことを思っているのであれば、1回目の時にすぐ

にせんといかんのじゃないかと言っているわけですよ。2回も出たから、やっぱりせんといかんかなと言って、そういったレベルだったのかと思っているわけですよ。

本来であれば、1か所目が出た時にすぐ速やかにやっていただくのが、あなた方の本来の姿じゃないかと思うんですよ。それはどうなんですか。

土木部長、私と道路建設課長とのやり取りを聞いていて、どう思いますか。そう思いませんか。出た時にするのであれば、1回目の時にせんといかんのじゃないかと言っているわけですよ。2回も出たから、じゃあ、やりましょうかねという感じがするから、これはあんまりじゃないかと私は言っているわけです。いかがですか。

【奥田土木部長】 工事の現場状況の変更に伴って、様々な指示を出して指示簿を切ったりいたしますけれども、一定程度、ある程度まとまった段階で変更契約をするというのが常でありますので、毎回毎回、ちょっとずつ変更が出てきたたびに契約を変更していくというふうなことであれば、それは事務手続も煩雑になりますので、ある程度そこはまとまった形で取り扱うというふうなことが現実的ではないかというふうに思っております。

【山田(博)委員】 それは私もわかりますよ。しかし、まとまったといったら、2か所まとまったからするのかと、ある程度の方向性をしておかないと。それは土木部の方の職員も大変だろうけど、金額が金額だから、そう簡単にね。それは、変更は後からしますからと言ったってさ、それは大変だと思いますよ。ある程度の方針をどうするかというのをきちんとしておかないと。

今の土木部長のおる時は2か所目だったらす

るけれども、また別の人が来たらだめだと、3か所ぐらい出てからやっと変更をするんだとかとなったらいかんから、ある程度の方針とか決めておかないと、受けている業者も大変でしょうから、そこを私は聞いているわけです。いかがですか。

【有吉土木部技監】私も、道路をずっとやって、トンネルも何本も経験させていただきました。

課長補足説明資料の18ページを見ていただきたいんですが、上に縦断図といいますが、トンネルと地表との高さの比率とかがわかるような図を書いています。この変更箇所は低い、かぶりが薄いといいますが、そういうところだと思います。今はそれが過ぎて、かぶりが厚いところになっていますので、これからの変更は、かなり起こりにくいのかなと思いますが、今度は出口のところがまた低くなっていきます。そこでもし今回みたいな変更が生じた場合に、増額が今の範囲を超えてしまって、工事を止めて、また議会で承認をいただかないとというようなことが起こりかねませんので、やはりこういうかぶりが薄い軟弱なところを過ぎたところで、一定わかっているものについて変更をしたということだと考えております。

【山田(博)委員】 土木部技監はそんな見解で、あなたがいる時はそういうふうにしようとなるけど、あなたがなくなったらまた別の方法やるんじゃないかと思うんです。ある程度の方針なりをきちんとしておかないといかんのじゃないかと思うんですよ。あなたみたいな優秀な人がずっとおればいいけれども、また次の人もいるけど、しかし、そういったものはきちんとしていかないといけないんじゃないですか。それはどうですか。

【有吉土木部技監】 こういう技術の伝承という

のは大切なことなので、今後、技術の伝承に努めて、ちゃんと引き継いでいきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 おっしゃるとおりです。ぜひですね。

いろんなところで聞いていたら、技術力の低下というのが言われていますから、その伝承をしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、第59号議案の訴えの提起とあります。この訴えの中で、これは保証人をとっているか、取っていないか、それだけまずお答えいただけますか。

【小山住宅課企画監】 もとととの名義人は亡くなられたお母様でございまして、そのお母様には保証人が2人ございましたけれども、現在お住いの方は正規の入居手続をとられておりませんので、現時点では保証人はいない状態でございます。

【山田(博)委】 今回の場合は、名義人が石川ヤエノさんで、この人の保証人はおったけれども、別の人が実際は住んでいるから、その保証人はいないと理解していいんですか。そこだけお答えください。

【小山住宅課企画監】 名義人が亡くなられた時点で名義人の債務は全て完済されておりますので、その息子さんの滞納家賃についてお母様の保証人に請求することは困難だというふうに考えております。

【山田(博)委員】 それではお尋ねしますが、この息子さんが最初から同居しておったんでしょう。その時に、この人が同居していると、家賃はそれ相当な賃料を払ってもらっていたんですか。そこだけお答えください。

【小山住宅課企画監】 もちろん名義人と同居している息子さんが同居承認を受けておられます

ので、収入を認定して家賃を取っていたということでございます。

【山田(博)委員】 今でもこの方は働いていらっしゃるんですか。それはどうですか。

【小山住宅課企画監】 近隣の物販店でお勤めだということはお聞きしております。

【山田(博)委員】 この文書で経過報告を見ますと、この人は収入がある程度あるから、ここに住むのは適切ではないということで退去命令を出していると理解していいんですか。もう一度確認でございます。それはいかがですか。

【小山住宅課企画監】 収入の件ではございませんで、県営住宅の場合は承継入居基準がございまして、単なる親子関係というだけでは承継できないことになっております。この方は年齢が60歳未満でございますので、承継入居基準を満たしていないので明け渡しを求めているということでございます。

【山田(博)委員】 これ、県営住宅の明け渡しと家賃相当損害金の支払いとあります。明け渡しは裁判をせんといかんでしょうけど、家賃相当損害金等は給与の差し押さえまでやっているんですか。そこをお答えいただけますか。

【小山住宅課企画監】 給与の差し押さえを行うに当たっても、まずは訴訟等で債務名義を取得したいということですので、まずは訴訟を起こさないといけないということでございます。

【山田(博)委員】 それで、こういった状況で今回訴えをしましたが、予備軍はどれくらいあって、こういった滞納は幾らぐらいあるんですか。

【小山住宅課企画監】 このように承継基準を満たさないで退去を求めている方は3名ほどいらっしゃいます。1名につきましては、既に9月定例会で議決いただきまして訴訟を行いまして、

判決までいただいております。その方の滞納額は約100万円程度ございまして、今、退去に向けての協議を進めているところでございます。

もう1人につきましては、呼び出しに応じていただきまして、その方についても現在、退去に向けて準備を進めておられますが、滞納額は約60万円程度でございます。

【中村(一)委員長】 時間となりました。

【山田(博)委員】 わかりました。引き続き、こういったことがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望にして、一旦終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】 第53号議案、第55号議案に関連して質問をいたします。郡川河川改修事業に伴うJR橋梁の改良工事ということで議案に上がっております。

こちらは地図で説明もありましたが、昨年、佐奈河内川が氾濫をした時に、現地の映像も出ましたが、佐奈河内川と郡川が合流をする地点が氾濫をして越水する形になりました。

今回、国の事業で佐奈河内川も改修をしていくんですが、佐奈河内川の流域面積を広げると、今度は郡川に流入する水量が増えることになります。

昨年の洪水の時には、実は郡川の水量ももうすれすれのところまでいってしまして、本当にダム放水のちょっとした差であふれるんじゃないかということで、佐奈河内川の整備と併せて、やはり郡川の河川改修も同時に進めていただきたいところでございます。

かねてより河川改修の事業は県の方で担っていただいておりますが、どうしても下流から上流に向かってやっていく中で、この橋梁が一番大きな構造物になっておりまして、これを広

げない限りは、その次にも改修ができないということで、予算がなかなかつかず厳しい状態が続いていた中で、今回こういう形で十分な予算配分をしていただいたことに感謝を申し上げます。

ただ、地元で話が上がっているのが、この福重地区は、既に新幹線の工事、新幹線の車両基地の工事、佐奈河内川の工事、さらにこれから橋梁工事ということで、かなりの数の工事がこの地域に集中をいたします。

さらに、この橋梁の前の国道は、郡中学校とって生徒600人以上が通う中学校、そして福重小学校も近隣にありますので、ここの道路は生徒児童の通学路になっております。

住民の方々から、本当に工事はありがたいんだけど、工事車両がどんどん、どんどん、ダンプカーも今は出ていて、頻繁に出ることによる渋滞や事故のおそれ、安全対策は大丈夫なんだろうかという不安が出ております。

受注をされるJRに対して、県として、そういった対応についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

【浦瀬河川課長】 郡川の本線の河川改修で、このJR橋が一番ネックになっておりまして、実際に川の断面の20%ぐらいを阻害しております。

それで、来年度早々に、現在の橋梁のピアと言いまして川の真ん中に建っている構造物が撤去できますので、それでかなり流下能力が上がって、上流についても令和5年度までに何とか佐奈河内川の合流点まで本線の方も整備できるように、まず予算措置を頑張って進めたいと思います。

それと2点目の安全対策についてですけど、JRの工事につきましては基本的にJRの方で

全て安全対策も行ってもらっているんですけど、ここについては、委員から今言われたとおり学校も近いし、県も委託者の立場としてJRの方に、さらに安全対策をちゃんとやるようにということで申し入れをしたいと思います。

また、先ほど委員からも話がありましたように、今後ほかの工事、特に災害復旧の工事とか佐奈河内の工事も含めまして、大型の車両がかなり近くを通る可能性がございます。大型事業については、一般的に安全協議会というのを業者の方でつくってもらって、それで地元の地域の自治会とかと意見交換しながら安全第一に工事を進めるというやり方をしていますので、これについてもぜひ安全協議会をつくって、地元の安全について話し合い、安全第一に工事を進めていくということを徹底してまいりたいと思っております。

【松本委員】 この皆同町、沖田町というところは、新幹線工事の時にも夜間に工事をされて騒音がうるさいという声や、また道路が、ダンプカーがずっと通るものだから、水たまりが増えて困っていると、そういった地元の苦情も出ていました。

そういった中でまたさらに工事となると、やはり丁寧な地元の説明会もしていただきたいと思いますし、地元の声を聞いていただくこともですね。今、鉄道機構にもいろいろ配慮はいただいておりますが、何かあってからじゃないと動かないことが今までございました。

ですから、工事着工に入る前に、皆同町、沖田町や地域住民の方々、そして中学校、小学校に対しても、「安全対策はこのようにしております」という丁寧な説明をしていただきまして、工事もちっと長くなると思いますので、しっかり取り組んでいただくことを要望いたし

ます。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】第60号議案についてお尋ねをいたします。和解及び損害賠償額の決定であります。

賠償することの決定については異論はないんですけれども、事前にこの事案について少しヒアリングをした時に、事故の概要で、道路法面からの倒木により走行中の車に損傷を与えたとありまして、道路法面が県有地の道路敷きなのか、それとも民間の民地なのかというお問い合わせをした時に、それは民地ですというような説明を受けました。

まず、そこは間違いはないのか、確認をお願いします。

【馬場道路維持課長】民地からの倒木なのかということで報告したということでございますが、これを確認しましたところ、道路の法面ということでございました。申し訳ございませんでした。道路の法面ということでございます。

【深堀委員】今回はそういう話であれば了とするんですが、仮にこれが民有地であった時に、こういった損害賠償を行うのかという問い合わせをした時に、そうなんだという回答をもらったんです、担当の方から。

今回の事例は県有地だから補償をするのは当然のことなんですけれども、県内で県が管理している道路用地の中で、法面が民間の土地になっているところに倒木のおそれがある樹木があるならば、そういった民有地から落ちてきた倒木でも補償をするという考えなのかどうかというところを教えてください。

【馬場道路維持課長】民地からの倒木についての損害賠償のお尋ねでございます。

まずは、民地からの倒木でございまして、

交通の障害となるおそれのあるものにつきましては道路管理者が防止する必要があるということで、管理者責任が問われるところでございます。著しく通行に支障がある場合は、民地の方の協力、了解を得ながら、道路管理者の方で処理はしているところでございます。

もう一つ、落石についてもございます。道路法面の上から落石があって、それにぶつかるという事故も多数ございます。それにつきましても、道路上にそういった支障物があって、安全に通行することが道路管理者としての責務でございしますので、それにつきましても道路の損害賠償ということで対応しているところでございます。

それにつきましては、道路損害賠償保険に加入しておりまして、それに対応させていただいているところでございます。

【深堀委員】今、課長から、保険に入っているからというお話がありましたが、お金の件というよりも、私は人命に関わる話だというふうに思っています。今回は物損で済んでいますけれども、一步間違えば本当に大惨事になっていたかもしれないわけですよ。

私は、これは民有地だと聞いていたものですから、やはり道路管理者として、こういう事故が起こった時に損害賠償をするのはやむを得ないと思います。ただ、その時に著しく管理責任が、民地に瑕疵があるならば、一旦、県が損害賠償の補償はするけれども、その当事者に対して求償するべきではないのかとちょっと思ったものだから今、発言をしているんです。

今回の事例はそれには該当しないんですが、そういったことも考えて、道路敷きに隣接する法面が民有地で、そこに著しい危険、倒木のおそれとかがあったら、勝手に県が切るわけには

いかないわけで、そこを地権者の方に相談をしても協力が得られずに切れなくて、事故が起きたならば、そこは管理責任というか求償をする必要が。そういうことがあってほしくはないんですが、そういうことも視野に入れた道路管理者としての危険箇所の除去をぜひお願いをしたいと、これは要望をしておきますので、お願いをいたします。終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 第60号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、今質問がありましたけど、部長説明では、倒木とか防災シートの飛散でこういった事件が起きたんですが、土木部長、知っていますか、事前に道路のパトロールをやっているのは。

道路のパトロールを事前にどのようにしていたかというのは、確認しているか、していないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【奥田土木部長】 道路のパトロールにつきましては、基本的には車上からパトロールをすることで、一定のやり方という決まったものがありますので、それに従ってやられているものというふうに認識しています。

【山田(博)委員】 今回、私がお聞きしたら、事故になる前にパトロールをしていたと。していたけれども、後からですね。台風があったんですね。台風の後には速やかにこの地域の道路をパトロールしていたけれども、後からこれらが飛散したり何かして、こういった事故が起きたということであったんです。

そういった報告書は、部長は見たのか。

【馬場道路維持課長】 パトロールにつきましては、地方機関で毎日パトロールをやっておりまして、そのパトロール班の方から技術の職員に毎日報告があっているところでございます。

台風後には、この箇所ではなくても全ての県内の道路はパトロールを行って、支障がある箇所については対処をしているところでございます。しかしながら今回は、それを発見することできずに倒木して、車両に損害を与えたという事故でございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長、一応回ったけれども、ここは発見できませんでした、お金は払います、それで終わりなんですか。

土木部長、これで終わりか。

【馬場道路維持課長】 補足説明で申しましたとおり、事故が発生した後に、現地をパトロールしまして、倒木の除去等、近辺の点検等をして対応したところでございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長、私はそんなことを言っているんじゃないんだよ。あなたも道路維持課長として、道路行政を担った1人でしょうが。先ほどほかの委員が言ったように、お金を払って済むんじゃないんですよ。

私が言っているのは、技監が言ったように技術の伝承ですよ。ここはパトロールしたけれども発見できなかった、なぜ発見できなかったんですかと、それが大切じゃないですかと言っているんだ、私は。そこがポイントですよ、これは。お金を払えばいいというわけではないんじゃないですか。

パトロールして、お金を払っているんでしょう。道路パトロールはどういった形で、どの会社をお願いしているんですかと言ったけど、返事は来なかったんだよ、俺に。なぜ返事が来なかったか。私は、もっと言いますと、この時の報告書を見せてもらいたいよ。現地をどのように見たのか。

土木部長、なぜ私がこれを言うかということ、現場の人が本当にどれだけ見ているかが大切な

んです。そこまでチェックしているか、チェックしていないかなんですよ。お金を払えばいいというものではないんですよ、これは。二度とこういった事故が起こらないには、どうしたらいいか、当時の報告書はどのように書いていたのか、これが大切じゃないんですか。それを見ずに、後から見たけど、わからなかったから、お金を払えばいいんじゃないですかと。

私は、そこまで話が返ってくるかと思ったんですよ。返ってこないから私は言っているんですよ。じゃあ、もう一度、道路維持課長が手を挙げたいと言っているから、見解を聞かせてください。

【馬場道路維持課長】パトロールについてのご質問でございます。まず、県内にはパトロール班が24班ございます。事務所が、小さな事務所の大瀬戸土木、田平土木、上県出張所も含めまして11事務所ございます。その中で24班を配置してパトロールしているところでございます。その内訳としまして、直営班が9班、民間に委託している班が15班ございます。合わせて24班でパトロールを実施しているところでございます。

【山田(博)委員】 技監、私が聞いているのは、この時にパトロールした後の報告書を見て、ちゃんとどこまでしたのかと確認したのかと私は言っているんです。しているか、していないかと私は言っているんですよ、技監。しているのか、していないのか、そこをまずお答えいただけますか。

【馬場道路維持課長】道路パトロール日誌を地方機関からいただいて、チェックはしております。

【山田(博)委員】 その時、このところはどんな感じだったんですか。

【馬場道路維持課長】 9月25日に行っていますが、その時はパトロールでの報告はございませんでした。

【山田(博)委員】 なかったんでしょうが、これは。あなた方は、パトロールした、パトロールしたと言うけれども、ここのところは見えていなかったということがわかるじゃないですか。そういうことでしょうか。今の話はそうなんでしょう。

私が事前に聞いていたのは、パトロールしたけれども、その時にはなかったんではないかと言うけれども、パトロールでここのところをちゃんと見たかという、日誌がですね、ここの場所の日誌があったかどうかと私は言っているんです。今の話はなかったということですね、そうしたら。あったんですか。

【馬場道路維持課長】パトロールをしたということでございます。しました。それで異常箇所はなかったという報告がございました。

【山田(博)委員】 異常箇所はなかったけど、異常があったということでしょう、そうしたら。

ということは、見逃がしておったのか、パトロールの仕方が悪かったのか、行った後に木がどさっと倒れたのか、そこを検証せんといかんのじゃないかと、これが本当の技術の伝承じゃないですか。

なぜ私がこれを言うかというね、地元の人で、五島の人でエキスパートの人がいて、いろいろイロハを教えてもらったんですよ。私は県議会議員だけれどもね、「県議会議員だろうが、国会議員になろうが、山田先生、勉強せんといかん」と言ってね、私は1時間、講義を受けたんですよ。暑いさなかに、大変勉強になりました。

ということで技監、そういったところはきち

んと検証をして、今後こういったことがないように。私は、見逃しているか、見逃していないのかよくわかりませんが、そこはやっぱりあなた方がしっかりと検証せんといかんのじゃないかと言っているんです。お金を払えば済む問題じゃないんですよ。これはこれだけの事故で終わったけれども、今度は大きな事故にならないように、そこはきちっとパトロールのあり方とかなんかを見直さないといかんのじゃないかと。

道路維持課長、あなたならできる。

【馬場道路維持課長】 今後も、道路パトロールにつきましては重点的に、意見交換しながら、地方機関とも連携しながら、民間、直営いますけれども、そことしっかり連絡調整を行いながら、指導しながらやっていって、道路事故の減少につながるよう努力してまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上で質疑が終了しましたが、第33号議案「長崎県特別会計条例の一部を改正する条例」、第34号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例」、第35号議案「長崎県港湾整備事業財産管理基金条例」及び第62号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について」は、まだ資料の提出があっておりませんので、これを除いた議案について先に討論・採決を行い、第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案については、資料の準備ができ次第、委員会を再開して説明を受け、質疑を行い、その後、討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それではそのように進めさせていただきます。

第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案を除いた議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案を除いた議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第22号議案のうち関係部分、第30号議案乃至第32号議案、第36号議案、第51号議案乃至第60号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

暫時休憩いたします。

— 午後 4時22分 休憩 —

— 午後 4時23分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【山田(博)委員】 なしと言われても困るんですが、あるんですが、委員長からご指名いただきましたので、質問させていただきます。

まず、陳情番号12番です。これは、陳情書を見たら、マーキングとかA市とか、B市とか、

甲市とか乙市とかいろいろ書いていて、よく意味が分からないんです。読解力がないからですね、私は。

これはどういったことを書いているか、詳しくですね。わかりますか、担当課長として、陳情番号の12番の中身というのが。

【田中監理課長】この陳情書を見る限りでお答えいたしますが、甲者という海砂を採取した業者所有の船舶が沈没したと、その業者が今も操業を続けているということと、もう一つは、乙者という会社が政治資金規正法違反とコンプライアンス違反があるようだと。この会社もこの海域で海砂採取をされているので、地域の漁業者の方は不安に思っているんじゃないかなので、即時中止をできないかという内容だというふうに理解をしております。

【山田(博)委員】そういうことなんですね。

私が話を聞いたら、漁業者としては、やはり安全操業というのは大事だと思うんです。漁業者と政治資金規正法というのはちょっと結びつかないと思うんですけどね。しかし、漁業者がそういった要望書をわざわざ県議会議長まで上げてきているわけですから、一定の理解を示さんといかんと思うんですが。

問題は、安全操業という点は、これは見逃してはいかん観点ですから、そこはどのように、所管課としてね。

沈没という言葉は、私は好きじゃないんだよな、はっきり言って。落ちるとか、沈没するとか、私は嫌いなんだよな。大体こういったものはあまり、沈没したような船が、いろいろとやっているとというのはいかがなものかと思うんだけども。

その安全操業は、監理課として、所管課として、どのように担保をとっているのか、まず

それを聞かせていただけますか。

【田中監理課長】担保ということではないんですが、毎年度、調査には入らせていただいております。その中で操業の記録等々も見せていただいております。その中で安全操業に努めるということは、随時求めているという状況でございます。

【山田(博)委員】それは確かに安全操業はやっておりますけど、今まで、この事件が書いている以外で、海砂採取船で海の事故があったのか、ないのか、そこだけお答えいただけますか。死亡事故とか何かあったかどうか。

まき網の規定は、源福丸というのは私は聞いているんだよ。知っているんだよ。あれは記録を残したのを消去した知事がおったから、私は議会で指摘したことがあったんだけど。

この時の記録があるのかないか、今まであるのかないか、そこだけお答えください。

【田中監理課長】承知している範囲では、この案件だけということでございます。

【山田(博)委員】そうしたら、なおさらね。尊い人命が亡くなっているのであれば、そこは所管課として、そういった事件を重く受けとめて。ほかの事業と横並びではね、それは天下の長崎県土木部の監理課としてはいかがなものかと思いますよ。尊い人命が亡くなったんですよ。にもかかわらず、今までどおりの安全対策でしていますよということでは、それは私も聞いてびっくり、見てびっくりじゃないですか、それは。今まで県民の皆さん方は、土木部としてびしゃっとやっていると思っていたら、今までどおりの安全対策でしていますよと、それはいかがなものかと思うんです。ね、土木部長。そういませんか。そういませんか。

【奥田土木部長】一般的に、乗組員を生命に関

わるような危険にさらすというのは許されないことでありますけれども、通常の操業の範囲内でとるべき安全対策がとられていると確認できるならば。

より高いものを求めるということはなかなか難しいものもあります。要は、当然安全対策にはコストもかかりますので、そのコストの許す限りで当然やるべき範囲のことがやられていれば、それはもうよしとするものだというふうに考えております。

【中村(一)委員長】 ちょっと待ってください。暫時休憩します。

— 午後 4時29分 休憩 —

— 午後 4時30分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開します。

【山田(博)委員】 これ、土木部長、即時中止ということでありますけれども、この漁業者の言っていることと土木部の言っていることは、これは即時中止となるといろんな問題も出てくるということで、それは安全性を担保せんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。

そこで、この即時中止という漁業者の気持ちはわからんでもないけれども、その中で土木部として何を対応すべきかということを私は問うているわけですよ。コスト、コスト、安全コストと言っていますけど、人命を守るために必要な観点があるんじゃないかと私は言っているわけですよ。

今、委員長が言うように、ここは即時中止を求めるという陳情が上がっていますけれども、実際にそれができるかという、今は許可を出していて、この陳情が上がっているが、それはできませんよと、

しかし、その意思を酌んで、どういうふうな

ことをすべきかというのは、コストがかかるからできませんとかじゃなくてですね。人命というのはお金にかえられるものではないでしょう。私はそれを言っているわけですよ。

それについて、監理課長、もう一度見解を聞かせていただけますか。

【田中監理課長】 ただいまのご指摘もいただきましたので、より一層、業界の皆様全体も含めて安全な操業に努めていただくように、研修等、協会との意見交換等ございますので、そういった機会にしっかりと我々の考えも伝えて、業界の方にも協力をいただくような形をとってまいりたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 そういったことで、いずれにしても、この即時中止を求めるという気持ちもわからんでもないので、行政の立場もあるでしょうから、そういうふうに少なくとも対応せんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。以上です。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、その他の陳情につきましては、承っております。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時32分 休憩 —

— 午後 4時32分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

－ 午後 4時33分 散会 －

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 4時47分
於 委員会室 3

道路建設課長	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長(参事監)	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	鈴田 健 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長(参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	永橋 勝巳 君
国際課企画監 (アジア・国際戦略担当)	坂口 育裕 君
スポーツ振興課長	野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿・大会誘致担当)	江口 信 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	有吉 正敏 君
土木部次長	天野 俊男 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	村上 真祥 君
監理課長	田中 庄司 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君
新幹線事業対策室 長(参事監)	大塚 正道 君
都市政策課長	植村 公彦 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中村(一)分科会長】 それでは、環境生活建設分科会を再開いたします。

土木部次長より、提出資料についての説明を求めます。

【天野土木部次長】 おはようございます。

昨日は、資料の整理に時間を要しまして、そ

れから、昨日の私の答弁では平成16年当時の資料は残っていないのではないかとといった答弁もさせていただきましたが、一定資料を見つけることができましたので、ここにお詫びとともに説明をさせていただきます。

資料は、お配りしております「港湾整備事業会計の閉鎖に至る検討経過」と書いております20ページの資料でございます。

昨日、時価売却を決めた平成16年当時、知事決裁をちゃんととったのか、あるいは議会説明をどうしたのか等の質疑もございましたので、改めて時系列で整理をいたしております。

まず、表紙のところに、こういった項目が何ページにありますというのを全部それぞれつけておりますが、1点だけ修正をさせていただきます。

表紙の下から4項目で、港湾整備事業会計のあり方についてが13ページとありますが、これは「土木委員会課長補足説明」とありますが、「環境生活委員会課長補足説明資料」でございます。そのように訂正をお願いいたします。

それでは、中身のご説明にまいりたいと思います。

まず、1ページをめくっていただきまして、これは「神ノ島工業団地・小江工業団地における用地分譲の見直しについて」という記者発表資料でございます。

平成16年11月、パソコンでは19日と打っておりますが手書きで25日と書いてありまして、25日が正と思っております。

それから、昨日は答弁で時価売却を平成15年度からと言っておりましたが、この資料にありますとおり、平成16年度から時価売却を行ったというふうに訂正をさせていただきます。

1ページの用地分譲見直し、中身でございま

すが、ずっと表題からございまして、「記」の上の3行ですが、「このたび、現状の厳しい経済情勢の中にあっても、業務の拡大の投資に積極姿勢を示す企業を支援し、県内経済の活性化を図るため、これまでの用地分譲を下記のとおり見直します」ということで、1番、新売却単価の設定、近傍地価を目安とした新たな売却単価を設定する。これは、近傍地価を目安とした新たな売却単価が時価でございます。

それから長期貸付制度の導入。従前は売却だけだったんだけど、どうしても購入までは難しいといった事業者のことを考えて長期貸付制度を導入したと。実施時期は、新売却単価、長期貸付、いずれも年明け、平成17年の1月、2月からとなっております。

2ページは、その当時の地元紙の記事でございます。12月1日、長崎新聞25面という記載がございます。「工業団地時価で分譲」ということで、神ノ島と小江地区、貸付制度も新たに導入ということで、ポイントだけ読ませいただきますが、「県は販売不振に陥っている神ノ島、小江両工業団地25ヘクタールを簿価から時価に評価替えして分譲するとともに、20年の貸付制度を新たに導入する」ということでございます。

記事の左側、3段落ございます一番上の左端でございますが、「従来は造成費用などを盛り込んだ簿価で分譲していたが、地価の下落で時価との差が広がり、それぞれ神ノ島、小江、3割が売れ残っていた。このため時価に評価替えして初期投資が抑えられる貸付制度を導入した云々」の記事でございます。これが12月1日の新聞記事でございます。

3ページ目でございますが、ちょうどこの時期、議会も開会中でございまして、平成16年11

月定例会の12月6日一般質問の中で渡辺敏勝議員から、工業団地の現状と今後の活用についてということで質問がっております。アンダーラインを引いているところを読ませていただきます。

「県は、神ノ島と小江の残地を、従来の簿価から時価に評価替えして分譲、または貸し付けする方針を示しました。このことは、工業団地の有効活用と雇用の拡大に向け評価できますが、見直した要因と分譲価格設定の考え方を」というお尋ねでございます。

これに対しまして知事が答弁をさせていただいております。これもアンダーラインの金子知事の答弁の4行目でございますが、「県の行政システム改革大綱に沿って長期保有地の早期処分を進めるため、リース方式の導入も含めて見直しを行うもの」だということ。それから、「今回」というところがございまして、これまでの団地単位だけではなく、企業会計全体で見直しを行ったところ、時価で売却しても企業会計全体としての原価回収は可能であると確認できて、時価での売却を行おうとするものであるということでございます。

ちなみに、その下に「次に他の工業団地」云々とありますが、神ノ島、小江以外でも値下げをしているというくだりがあるんですが、東そのぎグリーンテクノパークとか吾妻工業団地、これは土地開発公社において分譲を行っていた工業団地でございます。

3ページの下から、さらに高比良末男議員からの関連質問もございまして、ここは省略をさせていただきます。

それから5ページは、同じく11月定例会の土木委員会、12月14日でございます。部長説明でまず触れております。当時の城下土木部長から、

これもアンダーラインのところでございますが、「現在、厳しい経済情勢の中で、設備投資に積極的な企業を支援し云々」と、「県の行革大綱に沿って長期保有地の早期処分を進めるため、長期貸付を含めて見直すこととした」と部長説明がございまして、高比良副委員長から質問があって、当時の松尾土木部次長が説明をしております。

松尾土木部次長の発言の3行目でございますが、「背景を見ますと、バブルがはじける前は売れる時代であった」と。その次の次ですが、「景気が低迷になった中で今までのような売上の仕方ではもう売れない」と。そういった中で、5ページの一冊下でございますが、「買い手側のニーズに合った手法をとっていこうといったことで、こういう判断をした」というふうな議事録が残っております。

それから、知事の決裁でございますが、この定例会終了後、12月24日起案ということで、これは港湾漁港事務所の起案文書でございます。金子知事、それから城下土木部長の印鑑が押されていることが確認できるかと思います。

伺いの内容は、その見出しにありますとおり、「土地売却単価の変更と長期貸付制度の導入について」ということでございまして、めくって8ページの一冊上でございまして、土地売却単価、「不動産鑑定評価の取引事例比較法による時価で単価を設定する」ということが明確に記載をされております。

福田神ノ島地区、それから小江地区において具体的な単価が記載されておりますが、おおむね福田神ノ島地区で40%程度の値下げ、小江地区で30%程度の値下げを行っているということでございます。

8ページの一冊下、今後の売却単価につま

しても、この新たな価格が硬直化しないように売却単価を決定しますと、それから時点修正を行って実勢価格の動向に努めるということが記載されております。

9ページの一番下でございますが、実施日時については、最初の資料の1番目にありましたとおり、報道に公表したとおりでございます。

それから10ページ、県の行財政改革プランでございます。平成18年2月に出ておりまして、それから平成22年までの5年間が改革実施期間ということになります。

11ページになりますが、公営企業の見直しというのが、港湾整備事業を含めて幾つかの事業において具体的な取組項目が記載されております。

その（4）公営企業の見直しですが、「公営企業は常に企業の経済性を発揮することとされており、収益性を考慮しながら、県民ニーズや社会情勢を踏まえて、事業内容等を見直し、経営健全化に努めていきます」と明記されておりまして、港湾整備事業につきましては、次の12ページでございます。

12ページの⑤でございますが、港湾整備事業の企業会計としてのあり方の検討ということで、「現在、新たな造成事業には着手していないことから、今後の企業会計としてのあり方を検討します」と、期間中に検討するということが記載されております。

それを受けまして、その検討結果が13ページにあります。「港湾整備事業会計のあり方について」ということでお示ししてあります資料でございます。これは、その次の15ページから後の環境生活委員会、農水経済委員会にもこの資料をお配りしてご説明をさせていただいているところでございます。

具体的には、13ページでございますが、どういう検討体制でやったのかというのが、Ⅰ、Ⅱとして記載されておりますが、平成22年9月にあり方検討委員会というのを、当時の土木部長が委員長となりまして、港湾課、管財課、企業立地課、漁港漁場課、用地課、監理課、港湾漁港事務所など、庁内の関係部課が一体となって検討体制を設置して議論がなされております。

その検討結果としまして基本方針が記載されておりますが、本会計は地方公営企業法の適用を受けて、土地売却面で機動的な対応が可能である。その当時も預金残高14億円ということで経営は健全である。今後10年間、ここで10年間と出ておりますが、当会計のメリットを活かして、土地の売却、非売却地の移管を促進すると。売却促進とともに非売却地の移管を促進することになっておりまして、ここで「平成32年度末までに事業概成を図り、港湾整備事業会計を閉鎖する」ということが明確に示されております。これは平成32年ですから、令和2年度末、ちょうど今の時期ということになるかと思えます。

今後の主な取組としまして（1）に①、②とございますが、①企業立地用地（神ノ島・小江地区）の売却促進ということでございまして、企業がより購入しやすい販売策を協議・検討していく、それから大幅な利用計画の見直し等を行う等でございますが、この10年間でも、おおむね約16ヘクタールほどの売却はしておりますが、それでも残念ながらまだ19ヘクタール残っているということでございまして、これに対しては申しわけなかったと思っております。

それから、2番目のマリンヒル三京につきましては売却促進ということが起こりまして、ハウスメーカーへの一括売却などを実施しまして、

これにつきましては完売をいたしております。

それから、非売却地の一層の移管促進ということでございますが、基本的にはこの非売却地というのは、道路、水路、法面でございます、長崎市で管理をしていただきたいということで、長崎市とも随時協議を行っております。ただ、そうは言いつつも、長崎市も移管を受けるとなりますと当然、今後の管理コストもかかりますので、一定進んでおりますが、これはまだまだ残っているという状況でございます。

各部局においても、財産の受け入れについて協議をする中で今回、特別会計でやるといった方向性にもつながったということになるかと思えます。

それから19ページの一番下、（3）閉鎖後の事業の清算に向けた仕組みづくりというところでございます、1）、2）、3）と書いてございますが、具体的には2年半前に、これも私が委員長となりまして閉鎖対策検討会議というものを設けました。メンバーは、13ページにあります当時のあり方検討委員会とほぼ同じでございます。港湾課、管財課、今は企業振興課ですか、それから水産部、会計課にも入っていただいております。

その中で、当初、本当にどういったスキームが一番いいんだろうかということに関しましては、なかなか難しい議論もあったんですが、結果的に今回、新たな基金を設置して特別会計に区分経理をしてやっていこうといったスキームで、庁内の閉鎖対策検討会議でも了解をいただきまして、財政当局との話も済んだといった状況でございます。

この補足説明を行ったのが、15ページからの平成23年6月の環境生活委員会と農水経済委員会でございます。それぞれ部長説明、港湾課長

や漁港漁場課長から補足説明を行っております。

環境生活委員会で、当時の中田港湾課長から、15ページの一番下のところでアンダーラインがございます、「今後10年間で、本会計のメリットを活かし土地売却を推進し、併せて非売却地の移管を促進したうえで本会計の閉鎖を行いたい」といったことが明記してございます。

17ページ、水産部の方もございますが、内容については同趣旨でございます。

それから19ページには、平成11年度の公営企業会計の決算審査意見書、監査委員からの意見書を添付させていただいております。

平成11年が開発造成の最後ということはどう決めたのかといったお尋ねも昨日ございました。それを踏まえてお付けしているものでございますが、平成11年が最後ということを明確に決めたという書類につきましては、残念ながら見つかりませんでした。

ただ、この監査からの決算審査意見書についてご説明をしますと、20ページに「4、審査意見」とありまして、アンダーラインを引いている箇所でございますが、「土地造成事業についても三重地区の宅地造成を最後に新たな計画を予定されていない。このことから、今後のあり方について十分検討をされたい」と。新たな計画を予定されていないということで、やはり明確に決めたわけではなく、できなかったんだろうなという推測になるんですが、その背景として、20ページの審査意見の上から4行目でございます。土地造成事業の土地売却の実績でございますが、全売却予定地595万5,000平米のうち545万8,000平米が売却されていると。差し引き50万平米、50ヘクタール残っていたということでございまして、この時に50ヘクタールも残っていた中で、もう既に長崎県においてもバ

イブル崩壊で非常に土地が売れにくい状況が生じていた。で、50ヘクタール残っていた中で、新たな臨海部の造成、売却ということにはなかなか取り組めなかったのかなというふうなことで判断をいたしております。

お配りした資料の説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案の第12号議案と第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

この資料を昨日1日で整理されて、どうもお疲れさまでした。本来、これだけの資料を用意していただければ、こういった審査にもならなかったんですが、以後、気をつけていただきたいと思います。

それで幾つかお尋ねしたいんですが、いただいた資料の3ページに、当時の金子知事が、簿価ではなくて時価で売却すると。そうすることによって、簡単に言うと、この時には当時の知事は、原価は回収できると、赤字にならないということでこういった答弁になったのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

【平岡港湾課長】 当時、企業会計全体の残面積が約41万平方メートルございまして、平成21年度末に売却完了するとの仮定で単純に計算をしますと、平米当たり1万6,279円以上の価格で売却すれば、企業会計全体として赤字補填はないということでご説明したようでございます。

【山田(博)委員】 現実には、令和3年2月定例会議会の課長補足説明資料の38ページ、第62号議案の港湾課の資料には、未処理欠損金見込みとして25億円上がっていますね。

そうすると、今日いただいた資料で、当時の知事は「赤字は出ないんですよ」と言っておきながら、実際は赤字が出たと、その金額が25億円になりますよと。百歩譲って1,000万円とか2,000万円ならわかるけれども、25億円となると、この時の答弁はどうだったのかと、本当にきちんと精査してこういった答弁になったのかというふうになるんですよ。誰が考えても、小学生でも中学生でもこんなことはわかるよ。

それで、私たちも議席をいただいている議員の一人、県民の代表として、これをすんなり通すというわけにはいかないわけですよ。

なぜこうなったのか、なぜ25億円にもなったのか、それを詳しく説明していただかなかったから、今回こうなったんです。

中村(一)委員長の采配で、こういうふうにきちんと資料請求をしていただいて、私たちも感謝しておりますけれども、港湾課長、しっかりとそこを説明していただけませんか。なぜこういうふうになったのか。よろしくお願いします。

【松永港湾課企画監】 平成16年度の金子知事の答弁の中で、簿価を時価に見直しても企業会計全体としての収支については影響がないというふうなことに対して、今回の補足説明資料の38ページで25億円の累積欠損金が上がっているじゃないかと、そこの整合性のお尋ねかだと思います。

平成16年当時の原価と、今後時価で販売しても回収できると、このことにつきましては、もともとは各項目ごとに、例えば神ノ島、小江、それぞれ造成した団地ごとにもともとは造成原価があって、売却したらそれぞれのくらの収支が出るというところをやってきたんですが、これを企業会計全体、トータルの造成した経費、これを今後販売した場合にどうなるかというふ

うな積算の中で、先ほど港湾課長が申し上げた、1万6,000円台にしても全体としての収支は保たれるということです。

この38ページの決算書では、確かに25億円とございます。これは、平成16年度の資料の中で、時価にして公売をしていく中で、平成16年度以降ずっと売却した結果、積み上がってきたものでございます。（発言する者あり）25億円というのは、平成16年度以降、約16年間に時価に見直して売却したことによって発生したものでございますが、最終的には、それまでの収益全体からすると、試算的には赤字超過にはなっていないというふうなことから一応判断をしているところでございます。

【天野土木部次長】金子知事の答弁の正しい意味でございますが、金子知事が「原価回収は可能である」と申し上げたのは、赤字が出ないという意味ではございません。これはキャッシュに毀損を来すことはない。

結局、簿価というのは造成にかかった現実のコストでございまして、時価は先ほど申し上げましたとおり3割、4割下げておりますから、企業会計上、簿価より安い時価で販売すれば必ず赤字は生じます。ただ、そういった場合でもキャッシュに不足を来すことはないという意味でございまして。

今回も実際23億円の現金がございまして、減資もするんですが、減資しても債務超過になることもないし、キャッシュが出ていくこともない。それは金子知事の答弁のとおり、現在まできているというふうに理解いたしております。

【山田(博)委員】土木部次長、お金はありますから赤字になっていませんと言っていますけど、現金上はそうなっているかもしれませんよ。これは次長、県民の皆さん方も議事録を後で見た

り、ネット中継で見るとですから、私たちは県民の皆さん方にわかりやすく説明する責任があるわけです。

要は、当時の知事の答弁と、今回のこの会計で、赤字が出ていません、資本金を多少減らしますけれども赤字は大幅に出ていませんと言っても、小学生でも中学生でもわかるようにせんといいかんわけです。

ここに欠損金見込額が25億円あるということは、じゃ、実際はどれだけ安く売ったんですかとなるんですよ。

このお金がどこにあるか、その現金を持ってきてくださいと、ここに積み上げてくださいと言ってもできるわけないからね。何でこれを審議するかと言ったら、この書類上しかないんです。書類上にはそういうふうに書いているんですから。私たちは、あなた方が提出した書類でしか議論ができないんですよ。今の説明ではわかりにくいですよ、よくわかりませんよ。

じゃ、どれだけ安く売ったんですかと。そうしたら、この金額が出てきたんですよという説明をしてくださいよ。土地を、簿価は幾らで時価は幾らだったけれども、実際に企業にどれだけの価格で売った結果、こういうふうになったんですよというのを説明したいと思うんです。いかがですか。

【天野土木部次長】当時、平成16年度までの簿価が、例えば神ノ島の場合は7万円程度でございました。（発言する者あり）これは平米です。平成17年1月から時価評価に見直して売却を始めておりますが、その段階で4万1,000円から4万4,200円程度でございまして、先ほど私がちょっと申し上げましたが、おおむね4割程度下げてきているということでございます。またその後も平成21年、平成22年と、その時、その

時の実勢価格に応じての値下げを行ってきております。

それから小江地区につきましても、平成16年の簿価の売却単価が3万8,600円から4万2,200円程度、それが平成17年からの売却単価の時価見直しによりまして2万5,700円から3万2,500円ということで、これは先ほど申しましたとおりおおむね3割程度下げていると考えております。ちなみに、小江につきましては、令和元年度に完売となっております。

【山田(博)委員】 土木部次長、当初は7万円で売っていたのを、最終的には平米当たり2万円か3万円で売ったんですかね。極端に言うと大体半分以下で売っているわけですよ。

それで、時価とかなんかとありますが、時価といっても周りの土地なのか、その土地をつくった時にそれだけのお金がかかるのか。

物価というのはどんどん、どんどん上がってくるわけですからね。物価は上がってくるのに、土地だけ下がってくるというのはね、どんどん、どんどん下がってくるというのはどうかなと思っているんですよ。私はそれが疑問になっているんです。

そうはいっても、この25億円というのはですね、赤字になりませんと言ったって、25億円というのはね。それで、時価がこういうふうになっていますから大丈夫ですと言われても、それはわからない、説明がしにくいんじゃないかと思っているんですよ。

もっと言いますと、この金額をどんどん、どんどん下げてきましたが、決裁は一つひとつとっていたんですか。これは、後に問題になりますからね。

極端に言うと、平成16年に1平米当たり7万円で買った人が、隣の人が3万円ですよとなった

ら、これはマンションだったら大きな問題になるんですよ。自分たちはこれで買ったのに、なんでこんなに安くしたんですかと、これでよくマンションでは問題になるんです。そういったことをきちんとね、資産価値が下がるわけだから、周りの人は。だから、そう簡単に安く売りますからご理解くださいと言ったって、最初買った人とこんなに資産価値が違ったら、これは企業の経営にとって大きな問題になるから、「はい、わかりました」とはならないと思いますよ。そういったこともきちんとわかったうえでしたどうかというのを含めてお答えいただきたいと思います。

【天野土木部次長】 委員ご指摘の件は、確かに現実問題として、よく私も理解できます。

ただ、現実には、平成17年に値下げをした後も、先ほども申し上げましたとおり、随時、近傍地価の鑑定評価を取りまして、それに沿って値下げも行っていると思います。

直近で申し上げますと、例えば神ノ島は平成30年に鑑定評価の見直しを行いまして、狭い面積の場合は20%程度、広い面積になりますと10%程度の値下げを行っております。これを実際に値下げする時には、港湾漁港事務所において決裁をとったうえで行ってきていると理解をいたしております。

【山田(博)委員】 鑑定というのは、当初から同じ会社にさせたんですか。どういった形で鑑定されたんですか。

【平岡港湾課長】 鑑定のやり方についてのご質問でございます。外部の業者に委託をして鑑定をしているところでございます。

【山田(博)委員】 そんなことはわかっているんですけど、委託は同じ会社にしたのか、都度都度、変えたのかと私は聞いているんです。

【平岡港湾課長】 申し訳ございませんでした。一般競争入札で行わせていただいております。

【山田(博)委員】 その一般競争入札は、何年ごとにやっているんですか。わかりますか。土地を売るたびにするのか、年ごとにしているのか、どうなっているんですか。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時36分 休憩 —

— 午前10時37分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【松永港湾課企画監】 不動産鑑定評価についてのお尋ねでございます。

先ほど、港湾課長から業者について一般競争入札と答弁がありましたが、これはそれぞれの土地の評価額等によって、鑑定士に要する費用が100万円以下の場合は複数の見積り、100万円を超える場合は入札という形でやっております。

それから、土地については、それぞれ販売する区画をピンポイントに鑑定する場合と、例えば一団の土地がある時は、その標準的な土地の鑑定を取るというふうに、土地に関して個別に鑑定のやり方はちょっと変わっております。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

— 午前10時38分 休憩 —

— 午前10時38分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【天野土木部次長】 この当時は、毎年といった記載もございましたが、現にいつやっているかということで申し上げますと、平成17年から、例えば福田神ノ島の場合でおおむね4割下げしております。次に見直しを行ったのは平成21年、4年後でございまして、その段階で3割強の値下げを行っております。その後、平成22年、平成

24年、平成26年、平成29年、平成30年ということで、地価の全体的な変動の動向等を踏まえまして、必要に応じて随時行っているという状況でございます。

【山田(博)委員】 質問に答えていませんよ。入札はどのようにしているかと聞いているんです。企画監の話では随意契約にしているみたいなことを言って、課長は一般競争入札みたいなことを言うし、どちらがどっちなのか。次長の答弁は、助け舟になっているようで助け舟になっていなかったということです。

分科会長をお願いして休憩してもらって、整理した方がよろしいんじゃないかと思います。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時40分 休憩 —

— 午前10時40分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【平岡港湾課長】 先ほど私が、一般競争入札でやっておりますというご説明をしました。申し訳ございませんでした。

実態は、委託額が100万円未満のものにつきましては3者での見積り合わせ、100万円を超したのものについては一般競争入札でやらせていただいております。

期間につきましては、先ほど次長からご説明がありましたけれども、大体おおむね2年から3年置きぐらいに、地価の変動があった時にやっているような状況でございます

【山田(博)委員】 ということは、同じ会社にさせていたんですか。それはどうなんですか。随意契約といっても、ずっと同じ3者でしておったのか、そこをきちんとお答えいただけますか。

【平岡港湾課長】 100万円未満におきましては3者での見積り合わせをやっております。そ

の都度、入れ替えながらやってきておりますけれども、中には、委員がおっしゃったような同じ業者が来ている場合もあるのかなというふうには思っております。

ただ、基本的には3者での見積り合わせによりまして公平にやっているところでございます。

【山田(博)委員】 私は、入札をどのようにやっていたのか、透明性はあったのか聞きたいんです。地価の鑑定をする時には、どういうふうな見方をするか、全体的に見るのか、ポイントだけ見るのか、やっぱり違ってくると思うんですよ。そこを確認したい。

というのはなぜかという、これだけの金額になったのは、違う違うと言ったって、この書類上で未処理欠損金見込額が25億円も上がっておれば、当時どういった時価の鑑定をしたのかと疑問に思うわけですよ。これが1,000万円とか2,000万円とかであればそれでもとなるけれども、会計上そういうふうになれば、普通、誰だってびっくりするわけですよ。

資本金的なお金はそんなに赤字になっていませんと、確かにそうかもしれんよ、お金的には。しかし、ずっと積み立ててきたら25億円も出ていくなれば、それは看過できないわけですよ、こちらとしては。だから私は聞いているんですよ。

それをもう一度、どうなっているのか、肝心かなめの大事なところを、一般競争入札にしていますよと言ったり、今度は随意契約でやっていますとか、そういった話はちょっとどうかと思いますよ、これ。

土木部長、これは大事なところですよ、鑑定というのは。その鑑定をどんなしているかというのを、課長は一般競争入札、企画監は随意契約ですと言っているわけですから。

ましてや、どういうふうな鑑定をお願いをしているのかと。これだけの面積でしているのか、これだけの小さい面積でしているかで、やっぱりいろいろ変わってくると思うんですよ。その都度、その都度していたら、その当時買った金額と、ここで買った金額の格差がだんだんだんだん広がれば、周りの人たちだって、それは納得できないと思うんですよ。きちんとそういったことを説明したうえで、こういったことをやっているかというのも確認したいんですよ。どうですか、次長か部長でも、課長でもいいですけど、しっかりと答えいただきたいと思います。

【中村(一)分科会長】 時間がきていますので、手短にお願いします。

【松永港湾課企画監】 鑑定につきましては、公有財産で7,000万円以上は2者以上というふうになっております。それを超える場合については、鑑定の発注をして、2者の鑑定評価をとって、それをもとに評価をしているということでございます。

【中村(一)分科会長】 時間がきましたので、ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 山田(博)委員の指摘は、非常にわかりやすくてもっともなところがありますが、なかなか答弁がかみ合わないというところで、非常に忸怩たる思いをいたしております。

今日は、大変参考になる資料をいただきました。我々は、これまでの企業会計を、新しい財源スキームの特別会計に移行すると、これを閉鎖することについてどうなんだということが、主たる今回の議案ではないかと思っているんです。

それで、まず私が申し上げたいことは、今までの経過を各委員会とかで会計の検討をされて

いる中で、この会計のあり方についていろいろと意見が出ていますが、最終的に当時の土木部長や水産部長、あるいは漁港漁場課長、港湾課長という人たちがそれぞれ答弁をしております。その基本的なことは何かというと、あくまでもこの10年間で売却を全て済ませて、そして企業会計を閉鎖してと、こういうことが前提として実は10年前に議論をされているわけですよ。

一番の問題は、結局ここ10年間、あらゆる手だてを尽くされたけれども、売却ができていないところに大きな問題があるわけですよ。

もう一回言いますが、会計のあり方について10年前ぐらいに議論された中身は、あくまでもこの10年間であらゆる手だてを尽くしてこれを売却すると、そして、この企業会計を閉鎖するという前提になっているわけでありますけれども、そういう認識でよろしいかどうか、まずお尋ねします。

【天野土木部次長】小林委員ご指摘のと通りの認識でございます。

実際問題としまして、神ノ島に限らず、現在、未売却地が19ヘクタール残っております。実際、この10年間で約16ヘクタールを売った、半分弱ぐらいは売れたんですが、半分強がまだ残ったということでございまして、それに関しては大変申し訳なく思っております。

【小林委員】次長が、非常に責任を感じて、いろいろ真剣に答弁をしていただいていること、よく肌身にしますよ。そういうことですが、あくまでも完売をして企業会計を閉鎖すると。

昨日、私は、そういうやりとりの中で申し上げましたけれども、今回ここで一番の問題なのは、未売却の残地をとにかく一刻も早く売るためには、企業会計の方がやりやすいのではない

かと、売却をするためにメリットが多いのではないかと、新しい財源スキームではなかなか難しいのではないかとというようなことを指摘していますが、そこについてはどうかということを、昨日も一貫して申し上げているわけですよ。

非常に意を強くいたしましたのは、このいただいた資料です。例えば村井土木部長は、平成23年6月定例会の環境生活委員会において、こう言っています。「企業会計の利点を活かしながら、今後10年間、保有する土地の処分を促進し」と、企業会計の利点を活かすと言っているし、また、中田港湾課長も「本会計のメリットを活かし」と、そうしてこの土地の売却を推進して本会計の閉鎖を行いたいと、こう言っています。

また、平成23年6月定例会、農林水産委員会で、当時の野口水産部長も「企業会計の利点を活かしながら」と、「今後10年間、保有する土地の処分を促進し」とここでも書いているし、壱岐漁港漁場課長も、「本会計は地方公営企業法の適用を受け」と、「本会計のメリットを活かし」と、全部、「本会計のメリットを活かす」と。つまり土地の売却については、企業会計の方がメリットが多いんだということをこうして認めて、そのうえに立って、10年後に売却を全て済ませて会計をいわゆるチェンジすると、こういう前提に立っているわけですよ。

だから、企業会計の方が売却に非常に大きなメリットがあるということを、全部こうして部長も課長も当時の皆さん方がおっしゃっているわけですが、なんで今、売れない状況の中で、そうやって会計を売れにくいやり方にしていくなのかと、ここが非常に大きな問題ではないかと言っているんです。それについてのお答えをいただきたいと思います。

【天野土木部次長】小林委員ご指摘の点につきましては、非常に重要な視点でございます。この10年間で、まだ19ヘクタール残っていることに関しては、大変申し訳なく思っております。

そのうえででございますが、残った財産をどうしていくのか。もちろん売却促進をするんですが、残った財産の管理の仕方としまして、地方自治法上の公有財産とする場合と、基金財産とする場合と2つの方法がございます。

公有財産とする場合は、売却等は一般競争入札が原則で、従来の企業会計のメリットはとれないといったこともございまして、私どもも閉鎖対策検討会議の議論の中で、これを公有財産とはしないという判断をいたしました。

基金財産とした場合は、従来の企業会計でやったような柔軟な売却方法が今後も維持できるということでございまして、これまでどおりの企業会計と同じような公募売却、単価を先に決めておいて先着順で売る、そういった格好での従来どおりの売却促進ができるというのでこの方法を選んだということでございます。

【小林委員】そうすると、そのところは非常に問題点多過ぎると思います。

要は、目的は、いかにして一刻も早く、一日も早くこれを完売するかということが、何としてもお互いの課題であることは間違いがないんですよ。

それと、これは私が非常に気になっている言葉だけれども、健全経営、健全経営ということをしきりに声高にあなた方はおっしゃる。今は確かに流動資産として23億円あると、これはわかります。しかし、これから新しい会計制度になって10年後、どういうふうになるかという新しい基金の収支の資料が出ています。これを見てもみますと、収入と支出、こういう形で書かれ

ている、例えば10年後の令和13年度時点において、プラスが16億9,000万円と、つまり約17億円が残りますよと。今、23億円あるのが、10年後に17億円になると。もうここに5～6億円の金が入るとは実はマイナスになっているわけですよ。

しかも、大事なことは何かというと、未売却の土地を全部売った時の収入金額はどうなるかということ、現在23億円の残高があるけれども、全部売れても23億円なんです。その23億円の収入を入れて、支出の補修費、維持管理費、人件費を入れてどうなるかということ、これがなんとマイナスになるわけですよ。あくまでもこの収支は、10年後に23億円で売れた場合に、しかも貸付料が収入として入ったとしても、これが16億9,000万円、約17億円で、23億円から17億円の減額になってくる。

そうすると30年後の計算は、手持ちが13億円、23億円のうちの13億円しか残らんということで、もうここで10億円損するわけですよ。

50年後、誰も生きておらんけれども、これも大体約10億円、13億円損をしますと。

しかし、それはあくまでも全部売却し、収入として23億円が入ったという前提の中で、こういう計算をしているじゃありませんか。23億円を今持っていて、全部売却して23億円入って、それでも人件費、補修費、いろんな支出の分を引いたら大変な減額になっていきよるわけですよ。

だから、健全経営というのは、今は23億円の金があるけれども、これが売れなければ、これは大変な由々しき状態になっていく。赤字になって、結局は、特別会計になったとしても一般財源から、まさに県民の皆様方の税金から補填をしなければならないと、そういう経過になっていくんじゃないかと。これについて、一体あ

なた方はどう考えているかということ、部長、明らかにあなたにお答えをしてもらいたい。

【奥田土木部長】 会計のスキームによって、売れやすいか、売れにくいというふうなところから申し上げますと、基金を導入することによって、これまでと同等の売りやすさというところを担保したいと考えております。

そのうえで、必要な人件費につきましても、行財政の改革の中で1人減らすというところで、何とか支出を抑える工夫もしたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも、時価での売却をなるべく早くしていくことで完売を目指していきたいと思っております。

【小林委員】 結局、とにかく売らなければならないという危機感を、特に天野次長はしっかり持っていらっしゃる、皆さん方もみんな、しっかり危機感を持っているんですよ。

今のままで、売れないままでいったら赤字になるということ。しかも一般会計からいわゆる繰り出しをせんといかんということになるのはもう見え見えなんです。

そして、人件費を抑えると言うけれども、今4人おる中で、事務の2人がおって、そのうちの1人が今回代わるだけのことであって、人件費全体に、会計制度を変えたからといってあまり大きな影響はないわけですよ。

そういう点からして、現在は23億円ということで健全経営などという言葉を使うが、10年後、20年後、30年後と、不幸にして今のままで売れなければ大変なことになっていく。売れても、23億円はだんだん、だんだん減っていきよるわけだよ。だからもう要は、売るしかないということだよ。

では、売るための対策を一体どう考えている

かということ。今までのようなやり方じゃなくして、これを売却するために何か、まさに非常事態宣言をあなた方はしっかりやっていただかなければいけないと、こう考えるわけだよ。

そこで、このいただいた資料の中で、平成16年11月定例会の土木委員会で、当時の松尾土木部次長がこう言っている。「今までのような売買の仕方ではもう売れない」と。今までのような売買の仕方ではもう売れないと、「県が持っている制度融資資金と完全にリンクさせて、各種優遇制度を全て網羅して、それをリンクさせて売らなければこれは売れない」と、これを平成16年に言っているわけですよ。

だから、今、会計制度をいじくって閉鎖すると。前提は、全部売却した後に閉鎖することになっておったにもかかわらず、幾らかは売れたかもしれんけれども、今、実際に23億円の残額が残ってしまっているわけだよ。

だから、そういうことから考えてみて売れないと。売るための、いわゆる緊急事態宣言というか、非常事態宣言というか、それだけの意気込みをあなた方に明らかにしていただかないと、言葉だけで危機感が全然伝わってこないということ。

これは大変なことになっていく。県民の税金を入れなければならんという事態になった時に、当時の県議会は一切何をやっておったのかと、チェックをする議会の役割を十分果たしていないと言われて、我々は、そのままでおれるかということですよ。

どうやって売るかということ、もうちょっと具体的に、非常事態宣言というぐらいたい気持ちで取り組んで売るやり方をやってもらいたいと思うけれども、今の企業会計から新しい会計制度に移し、全然人も変わらない、むしろそう

やって売却する人間、いわゆる営業マン的な人は全く変わらない、そんな状態の中で、今の状況の中で売却できるはずはないじゃないですか。

どういうふうにそこを考えるかということ、ひとつ部長、もうちょっと危機感をあおって、皆さんと一緒にこれをやる、それだけの意気込みを明らかにしていただかなければ、なかなか我々も、おいそれと「はい、わかりました」と、言いたくても言えないところがありますので、そこだけをひとつ、売却のためにこれだけの手を尽くすということをしっかりお話をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【奥田土木部長】実際に今残っている土地の多くが神ノ島にございます。では、神ノ島でどのようにして売れやすくするのかというところですけれども、今、大きな一団の土地になっておりますので、その区画を売れやすくするためには、一つ道路を設けまして、我々はここがこれぐらいの規模で欲しいんだというふうな交渉しやすくするという手があります。今、新しく道路を整備するところも具体的に計画を進めておりますので、何とかより多くの引き合いがくるように、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

【天野土木次長】小林委員のご質問の中の行革の関係につきまして、ちょっと補足してご説明をさせていただきます。

今後、来年度からの10年間で未売却地の集中売却期間を設けまして、この10年間で徹底的に売却促進に取り組んでいくことにしております。

そのためにも、現在、企業会計の中には企業経理係と企業財産班がございまして、企業経理係は3人です。この企業経理係の3人を廃止いたします。総務経理に統合いたします。

企業財産班は4人おります。これは、名前は財産班に直しますが、4人体制は減らさない、このまま維持するということで、従来どおりの販売促進体制はこれからもしっかり担保していこうと考えております。

【中村(一)分科会長】時間がきていますので。

【小林委員】最後にします。

今、神ノ島の一番広いところの真ん中に道路を通して、そこに利便性をもたらし、売りやすいようにしていきたいとか、天野次長から体制を強化するという話が出てきましたので、より一歩、期待感が出てきたと思います。

申し訳ないが、言葉だけで絶対に終わらないように。これは大変な大きな土木部等、あるいは県庁の横断的な課題だと思うんですよ。だからぜひ一刻も早く、これまでと違うやり方で一生懸命やっていたいただいていると、こういうのが我々の感動を呼ぶように、そしてできれば結果につながるように、ひとつぜひとも頑張りたい。いただきたいことをお願いして終わりたいと思います。お願いします。

【中村(一)分科会長】ここで暫時休憩いたします。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時 4分 再開 —

【中村(一)分科会長】再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】先ほど、小林委員の質問に私も関連しておりまして、結果的にはこういうふうな累積赤字が出ておりますけれども、努力をしているのは私も認めているんです。こういった経過をきちんと説明していただけなかったのはいかがなものかと思うんですが、しかし、状況は状況で、今後、改善しないといかんという

ことは、私もあなた方と考えは一致しているわけです。

土木部で売るというのは、なかなか難しいと思うんですよ。長崎県には長崎県産業振興財団があるんですから、そこと業務をしっかりと連携をとっていかないと、土木部で企業のコネクションというのはなかなか難しいと思うんです。そこをもっと連携をとっていかないと、土木部長。昨日言った洋上風力だって、本会議場で隣に産業労働部長が一緒におりながら、連携していませんからね。

そこを綿密に、密接にしっかりとやっていただきたいと思うんですよ。産業労働部には産業振興財団というのがあるんですから、ここに連携して契約を結ぶとか、何か協定書を結ぶとか、そういう形でやってほしい。

先ほど小林委員が言うように、土木部ではなくて全庁的、一環として、そういうことでアピールしながらやっていただかないと、何のために今日ここまで議論してきたのか、意味がわかりませんから、そこをね、どうですか、土木部長、それをぜひやっていただきたいと思うんですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 今、委員からの指摘もありましたけれども、土木部といたしましては、産業労働部とも、企業誘致の関係でどのような可能性があるのかということは日頃から議論をさせていただいておりますので、なお一層の連携を深めて取り組んでまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 産業労働部とは話をしているということでもありますけど、産業振興財団というのは頭にありましたか。

【奥田土木部長】 それも含めて産業労働部と連携を深めていくということで、今、検討しております。

【山田(博)委員】 連携ということでありましたが、具体的に未売却対策本部をきちんと立ち上げて、全庁的なことを取り組んでいただかないと。これだけの議論をこの委員会でやっているわけですから、宣言とか何かというよりも、そういった対策本部を、この企業会計を廃止するうえでそういった本部を立ち上げてやっていきますという表明ぐらいしていただかないと、これはなかなかまとまりませんから、その見解を聞かせていただきたいと思います。

【天野土木部次長】 土木部におきまして、現在、未売却地の売却促進を図るということで未売却地の売却促進会議というものを設けて、随時議論をいたしております。

中身は、廃川・廃道敷、用地基金、土地開発公社、住宅供給公社、そういったものの部会をつくって、頑張って売却促進に向けた議論をしているところでございます。

今回、山田(博)委員のご指摘もございましたので、新たな基金の財産の売却促進に向けても、（発言する者あり）失礼いたしました、山田(博)委員、小林委員のご指摘を受けまして、さらに未売却地の売却促進会議の中に、新たな基金財産の売却促進についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 そこに産業振興財団とか何かを入れてしたらどうかと私は言っているわけですよ。今までは全部、ほとんど土木部の中でやっているんでしょう。

【天野土木部次長】 未売却地の売却促進会議は、土木部のメンバーだけではございまして、いろいろ土木部以外の関係部課も入っております。特に神ノ島用地につきましては企業誘致が非常に大事でございまして、これまでも産業振興財団ともずっと議論しておりますので、そういっ

たところの代表にも入っていただいて、さらに売却促進に努めたいと考えております。

【山田(博)委員】 そういうことで、さらに深めてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回、この予算の審議をしている中で、説明をきちんとしていなかったのが多かったからですね。これはここだけじゃありませんよ、道路維持課もありました。

以上です。今後気をつけてください。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案の第12号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案の第12号議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第12号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、換気のため11時20分まで休憩いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

第33号議案ないし第35号議案及び第62号議

案を議題といたしますが、分科会において、議案についての説明及び質疑は終了しておりますので、これより第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第33号議案乃至第35号議案及び第62号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、議案外の所管事務一般について、道路建設課長及び監理課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【馬場道路建設課長】 環境生活建設委員会課長補足説明資料土木部の40ページをご覧ください。

「幹線道路の整備について」の中でご報告しております西彼杵道路計画検討委員会からの県への提言について、ご説明をいたします。

西彼杵道路の未整備区間であります西海市大串から時津町日並間の約23キロメートルにつきましては、昨年度より、学識経験者や経済界などの各分野の有識者9名から構成する西彼杵道路計画検討委員会を設置し、今後の整備方針の検討を進めてまいりましたが、去る2月12日に、当委員会よりインターチェンジ配置・概略

ルート及び優先整備区間についての提言が取りまとめられました。

41ページをご覧ください。

インターチェンジ配置・概略ルートにつきましては、主要道路との接続やインターチェンジの間隔、主要拠点からのアクセスなどを考慮し、さらに地域住民や道路利用者、民間企業などから様々な意見を聴取した結果を踏まえ、国道206号沿いのルートとし、「白似田地区」、「形上地区」、「長浦地区」、「西海・子々川地区」にインターチェンジの配置をすることが望ましいという結果になっております。

42ページをご覧ください。

次に、優先整備区間につきましては、インターチェンジ間ごとの5区間に分け、短縮時間や交通量など7項目の評価手法をもとに議論を行っていただいております。

その結果、まずは北側の大串～白似田区間に早期に着手するものとし、南側の西海・子々川～日並の区間につきましては、インターチェンジ周辺の交通解析を十分に行ったうえで、長崎南北幹線道路の進捗状況を見極めながら、大串～白似田区間に引き続き着手することが望ましいという提言をいただいております。

今後、この提言をもとに、早期事業化が図られるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

【田中監理課長】建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画案について、補足してご説明をいたします。

配付をいたしております環境生活委員会課長補足説明資料の44ページをお開きください。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画（案）の概要版でございます。

まず、本計画の策定に至った経緯と趣旨でござ

いますが、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進し、建設業の健全な発展に資するため、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が、平成29年3月に施行され、同法に基づきまして同年6月に国の基本計画が策定されております。

同法により、都道府県におきましても計画策定が求められておりますので、本県におきましても、県内建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針と取組の方向性を示した長崎県計画を策定するものでございます。

計画策定に当たりましては、昨年9月に、県内の建設関係団体の皆様や国、県等で構成された計画策定会議を設置いたしまして、審議を行い、この計画案を策定したところでございます。

中段に労働災害の発生状況の推移のグラフを示しております。本県の建設業における労災の発生状況は、長期的には減少傾向にございますが、平成20年以降、死傷者数は約200名、死亡者数が5名と、横ばいの状況にございます。建設工事従事者の安全及び健康の確保対策が重要という状況でございます。

計画の構成でございますが、法律に基づきまして、県の計画は国の基本計画を勘案して策定することとされておりますので、国の基本計画の構成に合わせまして、「現状と課題」、「基本的な方針」、「長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策」、「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の4本を柱として構成しております。

第1の「基本的な方針」につきましては、適正な請負代金の額や工期等の設定、設計施工等の各段階における措置、安全及び健康に関する

意識の向上、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上の4項目について基本方針を示しており、第2の「長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策」につきましては、請負契約における経費の適切かつ明確な積算等など5項目の取組について、取組の方向性と主な取組について、また第3の「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」につきましては、建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上を図るための施策など3項目について、取組の方向性と主な取組について記載をいたしました。

今回計画案を策定いたしました、本委員会でのご意見も賜ったうえで公表し、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえ、関係団体等の意見を聞きながら、必要な見直しも行っていくこととしております。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありますか。

【赤木委員】 皆様、お疲れさまでございます。

通告に従いまして、西彼杵道路と臨港道路の接続についてお尋ねをいたします。

先ほど説明もあったんですけども、西彼杵道路、そして南北幹線道路の早期整備を私も要望をさせていただきます。

南北幹線道路もいつ頃できるとか、まだ見通しが立っていない中で、まずは西彼杵道路と水産部が管轄する臨港道路畝刈時津線が接続することになります。

まず伺いたいのは、水産部管轄である臨港道路畝刈時津線について、土木部はどういった認識であるのか。土木部として、臨港道路がどう

いった状態にあるのか、どういった認識に立っているのかというのを教えてください。

【馬場道路建設課長】 現在、西彼杵道路の一部としまして、時津町の3.4キロを時津工区として整備を進めているところでございます。

この時津工区が臨港道路と接続することで、幹線道路のネットワークの一部ということになるかと思います。将来的には西彼杵道路、あるいは南北幹線道路が全線つながってくことで、その交通体系は大分変わるかもしれませんが、現在進めている時津工区が完成した時点では、臨港道路については重要な道路となるかと思っています。

【赤木委員】 重要な道路でございます。これはもちろん水産部管轄ではあるんですけども、臨港道路畝刈時津線は、もともと計画段階では1日1万台の交通量を見込んでいたものが、実際は2万台程度の交通量となって、計画よりもかなり多くの車が通っている状況でございます。

そのような中で、今回、西彼杵道路がこの臨港道路に接続することになります。既にキャパオーバーのところにさらに車が流入することになると思いますので、そこの部分に関してどのように考えていらっしゃるのかというのを私は聞きたかったんです。

【馬場道路建設課長】 現在進めております時津工区が完成しますと、臨港道路に接続して、交通の流れは大きく変わろうかと思っております。現在、国道206号を利用している皆様方が西彼杵道路、時津工区を利用して臨港道路を活用することもございますし、逆に206号を経由しない方々も中にはいらっしゃるかというふうに思います。そういった中で、接続することによって流れが変わります。

今、問題になるのは、接続する部分について

は信号、交差点を新たに設置することになります。臨港道路に右折・左折帯を設けることによって、交差点の交通は円滑に処理できるものと考えております。

ただ、井手園交差点の方は、大分車の流れが変わります。現在、渋滞箇所の一つとなっていて、右折帯の設置や左折帯の設置という交差点の改良事業も併せてやっているとございまして、その改良事業は令和3年度に完成を予定しております。

【赤木委員】井手園交差点は臨港道路の部分であるんですが、右折レーンが1つ増える計画というのを拝見させていただきました。

ただ、現状、直進・左折と右折、どちらが停車時間が長いかといえば、現在は直進・左折のレーンの方が長い状況です。臨港道路も慢性的な渋滞に悩まされております。そこにさらに車が流入することで、もちろん右折の車も増えるとは思いますが、西彼杵道路を経由して川平有料道路に入る車も相当数あると思っております。

実際に見てみないとわからない部分は確かにあるかもしれませんが、既に渋滞が常態化している臨港道路畝刈時津線に接続するわけですから、地元としては、既にいっぱいいっぱいの状態にまた入ってくる部分に関しては、できるだけ解消に目を向けていただきたいのと、入ってくる車をいかに逃がしていくか、そこに渋滞がいかに起こらないようにするかという視点を土木部としてもしっかり認識をしていただきたいと思います。

もちろん管轄は水産部であるのは重々認識しているんですけれども、ぜひ、水産部と一体となって、ここの渋滞解消に取り組んでいただきたいと思います。最後に要望で終わらせていただきます。以上です。

【中村(一)委員長】ほかに、事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【八江委員】私は、午前中の白熱した質問とかじゃなくて、おとなしく、質問に答えていただければ時間も短縮できると思いますので、ご協力いただきたいと思います。

私が通告しているのは、高規格道路有明海沿岸道路の鹿島～諫早間を計画路線としての格付けをいただきたいということ。

これは、過去にも何度となくお願いを申し上げてきましたし、もちろん一般質問、委員会でも行いました。そして、前の部長には、一昨年、委員会に所属しておった時に強くお願いをし、必ずやりますという答弁をいただいて今日に至っております。そのことについて、鹿島～諫早間、約50キロメートルの計画路線についてのことをお尋ねをいたすわけであります。

有明海沿岸道路というのは、皆さんご案内のとおりであります。熊本～天草間は70キロメートルで計画路線として既に決定をいたしておりますし、また熊本～大牟田間は候補路線として30キロ区間は既に計画されております。それから大牟田～鹿島間の55キロメートルは、計画路線として決定されております。

私がお願いする鹿島～諫早間50キロメートルを進めていかなきゃなりませんけど、このことは未指定で、何もまだ決まっていないと、候補路線にもなっていないと、ですから格上げをしていただきたいというのがお願いの一つです。

先ほど申し上げるように、一昨年、土木委員会に所属した時も確約をいただいておりますが、現状、どのように進んで、決定間近なのか、その点はいかがなのかということをお尋ねいたしたいと思います。

【馬場道路建設課長】現在、国におきましては、

今後おおむね20年から30年後を見据えた新たな広域交通道路交通計画の策定を進めているところでございます。このため本県におきましても、今年の6月を目標に長崎県内の計画の策定を進めたいと考えているところでございます。

鹿島～諫早間につきましては、佐賀県とも十分連携をしながらということになります。当該区間について、本計画にしっかり位置づけができるように、国とも協議を今後進めてまいりたいと考えております。

【八江委員】今のお話は前も聞いたような話ですから、もう一步前進をしているのかなと思っておりますので、ちょっと残念な感じです。

一つ大きな理由としては、我々が、長崎県としても強く求めている長崎新幹線の問題等があって、鹿島～諫早間、あるいは鹿島～大牟田間の関係の沿岸道路をつくることによって新幹線問題も大きな前進をしてくると、解決もしてくるようなことも、地元の県議会議員並びにいろいろな人たちとお話を進めていく中で、非常に大事な一つの理由づけになると期待をいたしております。ただ単に道路だけをつくれればいいということではなくて、そういう背景があることを十分認識しながらしていただいているのかなと、あるいはいただいているはずだがなと思っております。その点はいかがですか。

【馬場道路建設課長】道路の整備ということで、当然佐賀県とも十分連携をしながらということで、様々な意見交換をしながら進めてまいりたいと思っております。

【八江委員】「有明海沿岸道路西部地区建設促進期成会」というものもあります。諫早から太良、鹿島市との期成会となりますけれども、これが非常に重要な役割を果たせると、私はこう思っております。道路の問題によって、新幹線

の並行在来線、肥前山口～諫早間の問題等、あるいは高速道路も全て嬉野方向に配置されている関係もあって、有明海沿線にとっては非常に厳しい環境の中にあります。特に、諫早の関係も考えますと、諫早湾干拓事業との関係、並行在来線の関係、そういったものが全てここにかかってきているんじゃないかと思えますから、もう少し、全体的なことを考えながら進めていただきたいと思います。

前の土木部長は、必ずやりますと結論づけて本会議でも答弁いただいております。もちろんやらなきゃいかんということも課長からお話がありましたが、部長はどのような引継ぎをしておられますか。

【奥田土木部長】有明海沿岸道路の重要性については、きちんと前任の者から引き継いでおります。

ただ、今すぐ事業化に向けた動きがとれるかというと、いろいろな課題もあろうかと思っております。引き続き、周辺の様々な課題等を見据えながら、俯瞰的に捉えたうえで佐賀県との連携を図ってまいりたいと考えております。

【八江委員】一つ加えますと、太良、鹿島、白石、あれは柳川の方に行くわけですけど、その途中にあるのが白石町。白石町は、強調しておきたいと思いますが、山口佐賀県知事の出身地です。そして、そこを通っていくことが、知事の大きな使命にもなっているようであります。

そういった背景を考えれば、当然ながら、もう少し長崎県としても、市町村に任せるんじゃなくて、県同士がもう少し話し合いを進めながらやっていくという決意が必要だと思いますけれども、単に今後スケジュールがありますというだけでは納得できない部分があります。その点ひとつ部長、もう一度、そのあたりの背景を

考えながら、そのためにするという意味じゃないけれど、沿岸道路ですから、有明海を一周する大きな経済的なもの、物理的なもの、いろいろ含めて進めているわけであります。今の答弁では、私もこれまで長くお願いしてきた中の答弁では、ちょっと消極的な感じがします。いま一度、決意を確認できませんか。

【奥田土木部長】有明海沿岸道路の問題につきましては、非常に重要なものだという認識を改めて感じましたので、しっかりと前向きに取り組んでまいりたいと思います。

【八江委員】しっかり前任者を受け継ぎながら、部長も、課長を含めてしっかり整えていただきたいし、市町との関係もありますので積極的に取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

それから、諫早の外環状線の建設を進めていただいております。これは県道として外環状線をしていただいておりますが、併せて、これは島原道路につながる路線でありまして、非常に大きな予算を投入しながら、もう来年の春には完成することから我々も期待をいたしております。

そこで、諫早のインターから長野までに投資をされた予算は、大体幾らだったんでしょうか。

【馬場道路建設課長】諫早外環状線の長野栗面工区ということで整備を進めているところでございますが、委員ご指摘のとおり、島原道路の一部として整備を進めております。2.7キロ区間でございまして、今回の第3次補正で約14億円の予算を確保しているところでございます。令和3年度末の完成を目標に整備を進めております。

現在、本線部分の工事の発注がほぼ終わりまして、今後、軟弱地盤の盛土工事とか、交通量

の多い国道57号の交差点改良工事とか残っており、工程管理をしっかりと行いながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

予算につきましては、全体事業費で190億円としておりまして、この補正予算におきまして190億円は確保できているところでございます。

ただ、一部、国道57号へのアクセス部分については、交付金も活用することで残事業費が5億円程度残っているところでございます。

【八江委員】今、お話がありましたように外環状線の中で残っている部分の栗面鷺崎線、鷺崎というのは長野ということです。補正予算もついて、今ありましたように、それから長野のインターのところの補正予算も済んでおります。

もう来年という目鼻がついてきましたし、それを早急にさせていただくと同時に、島原道路への延伸の問題が当然ありますから、そこをしっかりとさせていただくことは現実の問題として大事なことですけれども、併せて諫早市内のインターができている部分の交通渋滞対策等についてももう少し、計画どおりにすればいいということではなくて、地元の要望にも応えながらやっていくと。これは地元の地域活性化の大きな要素でもあるし、それをやっていかなければ、その役割を果たせないインターになってしまうというふうに考えますので、もう少し地元の意見等も、もう最後の最後でもしっかり受け止めながら、交差点改良等についてはやっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

【馬場道路建設課長】長野栗面工区、島原道路につきましては、国道57号のバイパスという位置づけにもなりますので、国道の渋滞解消のためにもしっかりと進めていく区間となります。

全線がつながれば、この国道57号等の交通も大分減るかと思いますが、今回の長野栗面工区

においては、国道にタッチをする、あるいは県道にタッチをするということで、周辺の交通渋滞等も多少は影響があるかと思いますので、そのあたりは警察等とも協議しながら、しっかり整備を進めてまいりたいと思っております。

【八江委員】インターは利用しやすくなるためのインターでありますけれども、国道、県道との離合等にも関係をしてきますので、そのあたりはもう少し高い立場で、地域の要望等も含めてしっかり整えていただかないと、今の栗面の交差点みたいに、改めて今度の予算も計上してあると思いますが、そういったことが追加予算等にもなってくるという気がしますので、長野の交差点については、しっかり交通対策等を勘案しながら進めていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

それでは、時間がありませんので。

たくさん要望しておりますけど、国道207号長田正久寺深海間の延伸等についてと県道久山港線の完成について、2つ併せてやりたいと思います。

これは2014年に国道207号4車線化の協議等が進められていて、事業費は長田正久寺間が約31億円、事業期間は2014年、2015年からですので、2022年に完成させるというのが長田の延伸問題。

もう一つの久山港線については、事業費が20億円で、事業期間は来年度終わる予定になっておったはずなんですけど、まだ測量が始まっている程度で、ほとんど進んでいない、見えるような状況になっていないということ。これはどのようにしてそうなったのか。予算がつかなかったのか、用地買収等がうまくいかなかったのか、その辺もありますけど、そのことはいかがなんでしょうか。

予定を組んでいただくのは結構なんですけど、予定をして金額も概算を決めて予算要求はしてもらっていると思いますが、それがほとんど進んでいないと。そう考えると非常に心配だなと思うんですが、そのことはいかがか、ご答弁いただけますか。

【馬場道路建設課長】国道207号の長田正久寺から深海橋の事業につきましては、平成27年度から事業を開始しているところでございますが、ようやく平成29年度から用地買収を始めまして、その進捗はまだ17%といったところでございます。今後も引き続き、諫早市と協力しながらしっかり用地を進めて、用地を協力いただいたところから工事も着手したいと考えているところでございます。なかなか進まないというお話でございますが、我々としても今後、しっかり必要な予算を獲得できるように、国としっかり協議をしてまいりたいと思っているところでございます。

それから、県道久山港線の事業につきましても平成27年度から事業をしております。こちらにつきましても用地の進捗が7割といったところで、現在、国道34号、あるいは久山港側で改良工事を進めているところでございます。この工区につきましても、用地取得をしっかりと進めながら、工事を進めてまいりたいと思っております。

なかなか予算が厳しいところでございますが、今、国土強靱化ということで加速化対策も予算が確保できるという期待も大きくあるところでございますので、しっかり予算を確保し、前に進めていきたいと考えております。

【八江委員】時間の設定がちょっと間違っておりまして、残りあと1～2分しかないんですけど、今の件はひとつよろしく願います。

もう一つは、西諫早ニュータウンの集合住宅の関係と住宅供給公社の西部台の建設の今後のあり方について通告しておりましたが、これは12月の一般質問でさせていただいておりました。いろんな答弁をいただいております。おりますけど、それを果たして実行できるかどうかという問題がありますので、それを早めに、またいろいろご相談して、理事会にも相談したいと思います。

一つだけ申し上げておきたいのは、西部台の30ヘクタールの残地がある。それを用途見直しをしようというところ、その中の20ヘクタールが、もう整地してはあります。そこを何に使うかと、どういうものに用途変更するかということも大きな課題です。例えば、集合住宅はつくらないということでもありますから、方向転換していかなきゃならないですけど、じゃあ何をするのかと。文教用地とか、産業用地とか、いろいろありますけど、端的に言えば広場ができているわけです。V・ファーレン長崎の練習場も今、大きな課題です。ですから、そこは20ヘクタールあるわけですから、その半分の10ヘクタールをV・ファーレン長崎が使うとすれば、それはいつでもできるんじゃないかと。それは今後の話として進めていただければどうかなと思います。ただ、片方で、提供してくれば、公社は赤字財政でしたので、ちゃんと経営が成り立たせるためには売却をちゃんとした話になるかと思いますが、そのことを含めて検討をしていただきたいと、このように思います。最後の答弁だけ、ちょっとお願いします。

【高屋住宅課長】諫早西部台の今後の土地利用のあり方につきましては、県と諫早市、住宅供給公社含めまして、十分検討を進めてまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】 もう一人いきたいと思います。事前通告をされた委員の方で、質問はありませんか。

【中島(廣)委員】 一般質問でさせていただきました石木ダムと東彼杵道路について、ちょっと確認をさせていただきます。

私、石木ダムでは、話し合いを地権者の方々とやっていくべきだということを質問させていただきました。

県においては、ここに書いてありますように、担当者を現地に出向かせて、話し合いに応じていただくように努力をしているということですけれども、その状況はどうかを、まずお聞かせいただきたいと思います。

【浦瀬河川課長】 石木ダムについて、地権者との話し合いについてのご質問でございます。

令和元年に、地権者の方がこの県庁に来られて、その時に地権者の思いは知事もお聞きしまして、その中で地権者の方から、やっぱり今後も話し合いを続けていただきたいという話がございまして、その後、知事の方からお手紙を差し上げております。

その中で昨年、長崎新聞に記事があり、その時までは白紙撤回を条件に話し合いはできないということで、ずっと交渉を続けてきていたんですが、昨年秋に長崎新聞のインタビューの中で、地権者の一人の方が「白紙撤回が話し合いの条件ではない」ということを言われたとお聞きしまして、その真意を確かめるということで、私が12月に2回、それと1月20日に1回と3回、現場に直接出向きまして、毎日、反対・妨害活動を現地でされていまして、地権者数名とお会いして、その条件の中身をご確認させていただいています。

その中で、やっぱり白紙撤回に近いようなお

言葉もちょっとありましたので、そこを数回確かめて、今、部内、県で、その話し合いに向けて、どういったことで実現できるかということ今検討している状況でございます。

【中島(廣)委員】 いろんな面で石木ダムは、私も地権者の方とも話をしますけれども、必ず最後は白紙撤回なんですよ、彼らが話し合いに応ずることはですね。

ですから、ある程度は、知事の答弁に「条件が整えば」とかありますけど、その条件は、彼らがクリアできるような条件なのかどうかですね。どういう条件が整えば、知事はお会いになるんですか。

【浦瀬河川課長】 そこについては、私も現場の方でちょっと細かい話もさせてもらっていますけれども、そこについては、地権者の方ともまだ調整をやっている状況でございまして、この場では具体的な内容は控えさせていただければと思っております。ただ、そこについてはいろいろ、知事も含めて議論させていただいております。

【中島(廣)委員】 私は、昨日も今日も川棚を歩いて県庁に来ました。嬉野から乗るんですけども、石木の交差点に「石木ダム反対」というのぼりを持って、一人の方が立っておいでになりました、スーツを着て。ですから、皆さん方は大体、どなたかは想像がつくでしょうけれども、その方が、今日も昨日も一人で石木ダムの交差点に立っておいでになりました。

今回の当初予算も、本体工事を含む予算が組まれておりますし、なおこれから反対者の方々の反対運動は強まると思うんですよ。ですから、なるべく早く協議の場を、いろんな条件が整えばとか何とかじゃなくて、何でもいいですと、何かの糸口があれば、それに乘っていただいて、

そして中身がどうなのか、彼らが考えたのがどうなのか、聞き出すことも一つの方法だろうし、そういうことで、もうとにかくわらにもすがするような気持ちで、何かのきっかけがあれば、いろんな情報を得て、地権者の方々が知事と面会ができるような、そういう形をとっていただきたいと、そのように思います。

知事の任期もあと1年でしょう。そして、ダムの完成は令和7年度としているわけですから、日にちがないわけですよ。ですから、ある程度の話し合いにまず応じていただくように、しっかりと取り組んでいただくことと、彼らが言うのは、あくまでも白紙撤回なんです。ですから、ある時期がきたら、それなりの決断をしなければ石木ダムの完成はあり得ないと思っておりますので、ぜひしっかりと、反対者の方々と協議をしていただく努力をしっかりとやっていただきたいと、そのように思います。

そして、東彼杵道路は、ようやく候補路線から計画段階評価、第1回委員会ですか。ここにあるということは、もう計画路線になるということですか。どうなんですか。

【馬場道路建設課長】 東彼杵道路は、地域高規格道路の候補路線という形になっておりました。現在、計画路線という特別な位置づけを進めていくということではなくて、計画段階評価をやって、必要な手続を踏まえて新規事業化。新規事業化の時には、新規事業化評価をまたされて事業化されるということでございますので、計画路線になる、ならないというところは、今特に意識をしているところではございません。

【中島(廣)委員】 そうしたら、計画段階評価委員会の俎上に載ったというだけで、計画路線に必ずなるとは限らないわけですね。

【馬場道路建設課長】 計画路線になる、ならな

いということではなくて、事業化されるかどうか肝心なところかと思えます。この計画段階評価で概略ルートが決まり、構造が決まり、それが決まってくれば今度は新規事業評価という手続があって事業化されると。事業化されれば、当然整備を進めていくという形になりますので、まずもってこういう評価をより早く進めていただくというのが我々のお願いするところかと思っております。

【中島(廣)委員】 ようやくですね、候補路線が全国で五十何路線がありましたね。今の計画段階評価ですか、ここが開かれなかったわけでしょう、今までが。今まで、候補路線から計画にのるというのがなかなかできなかったということで、私は一つ格上げになるんじゃないかなと思うんです。

ハウステンボスにIRがきます、もし、区域指定されればですね。今から事業をやったにしても、長年かかるわけですから、間に合わないんですよ、実際。ですから、ハウステンボスにIRを呼び込むためにも、ここはやるんだと。交通アクセスはぴしゃっとできるんだということを示さなければ、IRにしても交通アクセスがよくないんじゃないとか、そういう評価につながってきますので、ぜひ、IRの区域指定を受けるためにも、なるべく早く東彼杵道路を計画路線として載せていただいて、そして事業化を進めていただくように努力をしていただきたいと思いますので、ご答弁をいただいて終わります。

【馬場道路建設課長】 東彼杵道路が計画段階評価に着手されたということは、事業化に向けた大きなステップだと我々も認識をしているところでございます。

IRの誘致につきましても、東彼杵道路の重要性が増してまいります。早期事業化が図られる

よう、沿線市町と一体となって、地域の実情、事業の必要性を国に、また今後もしっかり訴えてまいりたいと思っているところでございます。

【中村(一)委員長】 午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時 4分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般について、事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【深堀委員】 通告に従って質問いたしますが、まず、西彼杵道路について質問をいたします。

先ほど赤木委員からも質疑があったし、課長の方からの補足説明もいただきました。

まず、検討委員会からの提言については、資料も説明も受けて理解をしたところですけども、今回、優先整備区間についても触れられておりまして、区間①をまず早期に着手をし、その後、⑤区間についてという提言があったと。

ここで確認しておきたいのは、提言があったわけですけども、県当局としてはその方向で進めていくんだという認識なのかどうか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】 今回、提言いただいた内容を踏まえて、県として、国としっかり事業化に向けて協議を進めていくことになろうかと思えます。

【深堀委員】 その方向でいく方針だということ で理解をします。

あとは、時間軸といえますか、もちろん今のところ、何も明確に言えるところはないとは思

うんですけれども、具体的に国との協議も含めたうえで、①区間、①というのは当然大串～白似田ですけれども、その区間の着手の想定時期、そして西海～子々川～日並の⑤区間の区域への着手の時期の想定といえますか、当初、この資料を最初読んだ時に、①と⑤の工期がかなりずれ込むのかなと、大きく離れるのかなというふうに私は感じたんですけれども、事前にお話を聞くと、そこまで離れるようなことがないような意向も聞いております。そのあたりはどうでしょうか。

【馬場道路建設課長】 県としましては、この23キロ区間をいかに早期に整備するかといったところが重要かと思っているところでございます。ただ、一遍に国の方も事業採択というような形には恐らくならないだろうと思っておりますので、優先整備区間、今回の提言を受けまして北側からということになろうかなと思っておりますが、現在進めている時津工区が令和4年度完成を目標にしているところでありまして、その後、速やかに事業をこの23キロ区間においても進めていきたいと思っているところでございます。北側が最初になるかと思っておりますけれども、遅れることなく南の方にも、課題となっておりますところの交通解析等を考えながら、できるだけ早期に着手ができればというような形を思っているところでございます。

【深堀委員】 できるだけ早期にというようなことしか言えないんですかね。というのが、⑤区間（西海～子々川～日並）が優先順位でいけば2番手になった理由が、長崎南北幹線道路との兼ね合いも、そして、その地点の交通量調査等々もあるということで順位がそうなっているわけですけれども、当然南北幹線道路の工期といえますか、計画も踏まえたところで、今回の

西彼杵道路の区間の整備について、ある程度年次というのが、何年から何年の間にというようなことまで言えないのかなと思って質問しているんですけれども、再度、言えないのかどうか、お願いします。

【馬場道路建設課長】 事業化に際しましては、まず県庁内部で新規事業評価ということがございますので、まず、県庁内部での議論を踏まえて、それから国に要望、また協議をしてまいります。大きな事業という形になりますので、そのあたりも国の方でルート協議とか構造の協議とか、様々やっていく過程も必要になってまいりますので、今すぐ何年度からというところを、すぐにお答えすることはできませんが、我々としてはできるだけ早期にということを考えているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。道路建設課長のできるだけ早期にやりたいという気持ちだけ承っておきたいと思います。

もう一点、この西彼杵道路については非常に有益な道路で、早期に完成してほしいと思っています。そこは長崎の南北幹線道路と一体的に仕上がるというのが、交通量のスムーズな流れのためにも当然必要なことだと思っているんですが、これが西彼杵道路、そして長崎南北幹線道路がつながったと仮定した時に、西彼杵道路の南の始点、結局その一番近いところのインターが、ある意味その一体的な道路の交通結節点になるのではないかと私は考えています。

そうなった時に、始点である井手園交差点のすぐ近くなんですが、先ほど赤木委員からも臨港道路の話がありましたが、井手園の交差点が非常に、それが全部開通したと仮定した時に、大きな渋滞、混雑、交通量になるというふうに、恐らくそれはシミュレーションでも出ていると

思うんですね。なぜそこが結節点になるかというと、そこは、当然のことながら長崎市畝刈の長崎新漁港に行く道ともつながっているし、今度は川平有料道路にもつながっているわけです。ということであれば、新しく西彼杵道路の南の始点となる地域から川平有料道路に行くとした時に、井手園交差点の東西の流れが渋滞をしてしまう。そのことを想定して、早期にその改良を考えておくべきだと思うんですね。

具体的に言うならば、あそこを改良するというのは、立体的な交差点にして、井手園の交差点の東西の流れを、交差点を通らずに上空通過で立体で行かせる方がものすごく交通がスムーズになるというふうに思うんです。それが、結局、北部から来た車もそのまま長崎バイパスの方に、川平有料道路に行けるし、長崎の南部から来た車もそこでおりて長崎バイパスの方に川平有料道路をって行くというスムーズな流れのためには、どうしても井手園交差点のそういった改良を早期に検討しておくべきだと思うんですけれども、その点についての考え方をお尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】現在進めている時津工区の完成時点に向けて、井手園交差点については改良を進めていくというのは先ほど説明したところでございますが、将来、南北幹線がつながって、西彼杵道路がつながって、その時点での井手園交差点の立体化を考えるべきではないかというふうなご指摘でございますが、もちろん将来、西彼杵道路、南北幹線がつながってくれば、交通量というのは一定転換、よその九州横断自動車道であるとか、そういったところを利用したのがこちら転換してくるというようなことも想定されますので、交通量としては増加が見込まれます。

ただ、井手園交差点がその時にこういった状況にあるかということにつきましては、現在、立体化までという考えはないところでございますけれども、そういったことが予想されるようであれば検討していくというのも重要なことかなとは思っていますので、今後、考えてみたいと思います。

【深堀委員】長期の交通量調査、シミュレーションといいますか、確かに南北幹線道路、そして西彼杵道路が開通した時に、井手園交差点の南北の流れというのは、一定そちらの高規格道路の方に流れるので、井手園交差点自体の南北の交通量は減るんだろうとは思っています。しかし、それ以上に、それ以上にですよ、東西の流れは極端に増えるわけですよ、と私は想定するんですけれども。ぜひそういった交通量の長期的なシミュレーションをしたうえで、今でも長崎県下の中で交通渋滞、そして交通事故が多発するこのラインの、井手園交差点も含めて、そういった状況があるので、ぜひ長期的な視点で改良を検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、コロナ離職に伴う県営住宅の優先入居についてであります。

昨年、県営住宅が新型コロナウイルス感染症の影響で解雇され、住まいの確保が困難となった人たちを対象に、県営住宅に優先的に入居できるという非常に素晴らしい仕組みをつくっていただきました。その時の報道では、20戸の枠を確保したと発表がされております。

この間の一般質問でもあったように、県下でコロナによる離職というのは、2月の時点でもう1,140名ほど離職者が出ております。もちろん全ての人が住宅に困るという状況ではないにしても、この県営住宅で用意した20戸というのが、

この間どれだけ利用されたのか、そのあたりの報告をいただきたいと思います。

【小山住宅課企画監】今回の新型コロナウイルス関連の離職者向けに確保した住宅についてでございますが、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市において、家賃が比較的安くて、すぐに入居が可能な住宅を20戸確保しておりました。

この入居に当たり、家賃の算定については、前年度1年分の収入ではなくて、直近の収入で判断することとしておりましたので、入居当初から最大50%の家賃減免を可能としておりましたほか、敷金の徴収猶予、連帯保証人の免除等も可能であるということにしております。

また、県営住宅の入居要件を満たさない方、例えば60歳未満の単身者の方であっても入居可能というふうにしておりましたけれども、結果的にはこれまで1件の申し込みにとどまっております。この1件につきましても、通常の県営住宅の入居要件を満たしておられた方だったために、通常の随時募集枠の住宅を本人がご希望されたため、そちらの方に入居され、結果的にはこちらの20戸の方には入居がなかったということでございます。

【深堀委員】 結局、20戸用意していたけれども、結果的には利用される方がいらっしゃらなかった。ある意味、住宅に困窮することがなかったとするならば、それはある意味よかったのかもしれない。しかし、例えば、この有利な制度が県民に広く知れ渡っていたのか、もしくは、今の入居基準の条件が、ある意味厳しいことによって入居できなかったのかということも想定されるわけですね。

コロナ離職ということを対象にしていますけれども、離職をしていなくても、大幅な収入減に陥っている県民の方もたくさんいらっしゃる

ます。20戸確保して1軒も使わなかったということ考えた時に、そういうふうに条件をもう少し幅広に、コロナの影響により収入が激減したことによって、民間の住宅に入ることがなかなか困難になった人たちを、ある意味助けるという意味で条件を緩和して、もっと幅広くPRして、その県営住宅を活用するという考えはありませんか。

【小山住宅課企画監】 今回のこの20戸につきましては、離職者だけではなくて、収入が著しく激減した人も対象にするということで最初から設定しておりました。

ただ、家賃につきましては、50%の減免が当初から可能としておりますけれども、これについては公営住宅の目的外使用ということで対応しておりまして、もともとこの制度というのが、リーマンショック直後に、「解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方への公営住宅の入居について」ということで国土交通省からの通知があっておりまして、今回のコロナについてもこの制度に準じて取り扱うことというふうに、これも国土交通省の方から令和2年4月に通知がまいっております。

その中で、「家賃については、公営住宅の入居者にかかる家賃と均衡を失しない範囲で公営住宅の入居者家賃との決定に準じて適切に設定すること」ということでなされております。

ただ、現在、県営住宅に既に入居なされている方についても収入が大幅に減っている方が多数いらっしゃいます。この方たちにつきましては、最大で家賃の50%減免の措置を講じておりますので、今回の入居者の方についてもこれ以上の減免というのは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

【深堀委員】 わかりました。この件については

最後にします。現状の認識はわかったんですが、結局、もう20戸確保したけれども、結果的にこれだけ来なかったということは、それはそれで目的は達成したという認識なんですか。今までの答弁を聞くと、いろんな条件の中でやってきたんだけどもというような答弁があったんですが、結果的に利用されなかったわけですね。そのことについてはどう評価しているんですか。

【小山住宅課企画監】今回の制度につきましては、県だけではなくて、長崎市、佐世保市、その他の市町においても同様の取組をなされておりますが、結果的には実績が上がっているのは長崎市の4件だけでございます。

ただ、今回、本県が確保した住宅というのが比較的家賃が安いというところで、場所的に郊外の団地が多かったということもありまして、そういったこともちょっと影響しているのかなというのはあります。なかなかすぐに入居ができる住宅を用意するというのは、どうしても空き家が多いところになってくるわけでございますが、その確保する団地につきまして、今後、指定管理者の方とも協議して、もっと条件のいい団地が見つけられないかということを検討はしてまいりたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。ありがとうございます。ということは、今の答弁でいけば、入らなかった、そこを利用されなかった理由の一つには、やっぱり確保した住宅の位置とか、間取りとか、そういったものの可能性もあるので、そこは指定管理者の方とも調整しながら、もうちょっと利用されやすいような県営住宅の確保を検討していくということで理解をしいわけてですね。よろしくお願いいたします。

最後に、子育て応援住宅支援事業の実績ということで、これは予算でも載っていたんですけど

れども、令和3年度に3,000万円の予算も組んでおります。これは当然のことながら、この制度は3年目、多子世帯や3世代同居・近居を対象にした支援事業です。これまで、この前には、例えば住宅性能向上とか、いろいろ対象を分けて、違った形で支援してきたというところがあるんですが、ここの近年の実績についてお尋ねをしたいと思います。利用者の実績。

【高屋住宅課長】子育て応援住宅支援事業につきましては、昨年度から行っておりまして、令和元年度につきましては、64件の実績がございました。今年度分につきましては、2月末時点でございますけれども、92件の申請がございまして85件の交付決定を行っているところでございます。

【深堀委員】この類似する制度は、令和元年以前からあったと思います。その当時の実績も教えてください。

【高屋住宅課長】平成28年度から30年度にかけて、3世代同居・近居促進事業というのを行っておりました。こちらの実績につきましては、平成28年度が32件、平成29年度が132件、平成30年度が221件ということになっております。

【深堀委員】件数で一概に言うことはできませんが、国の補助も、国庫支出金3,000万円のうち1,350万円は国庫から出ておりますし、国の事業の採択を受けてこういった支援制度を利用しているというのは十分承知をしています。ただ、この住宅リフォームの支援制度というのは、もちろん世帯主といいますか、住宅を持たれている方への支援というのと、県内の中小の建設業の皆様の仕事、受注機会の確保にもつながるとい、ある意味経済対策の面も否定はできないと思っています。もともと、その前に求めた時には、そういった観点からも実施すべきだとい

うことをずっと要望してきた経過があります。

そこから考えた時に、今言われた件数というのが、恐らく当初、予算をちゃんと設定しているところは満額使用している状況にはないと思います。できるだけ県民の使い勝手のいい、国のメニューにも合致したうえで、県民も使いやすい、そして使いやすいことによって県内の中小の建設業の皆様の受注機会の確保にもつながるような仕組みに、ぜひその点も念頭に置きながら制度を改善していったらいいと、これは要望するんですけれども、その点について最後に聞かせていただいて終わりたいと思います。

【高屋住宅課長】現在の子育て応援住宅支援事業につきましては、令和3年度までの事業になっておりまして、その後、また見直しの時期を迎えることになります。この間、長崎市であるとか、佐世保市、諫早市等、人口の多いところについてはかなり予算の執行率は高いんですけれども、離島・半島部とか、そちらの方になると非常に執行率が悪くて、全体としてなかなか執行が100%には近づかないという状況になっております。そのあたりも含めて、実際に建てられる方であるとか工務店さんたち、それぞれのニーズを聞きながら、今後、制度の見直しに活かしていきたいということで考えております。

【中村(一)委員長】ほかの質問通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【松本議員】 それでは、通告に従いまして、まず、建設業の担い手確保について質問いたします。

補正予算でもかなり増額された予算ではございますが、その予算を実行する建設業の担い手がしっかり確保されなければ大変厳しい状況になります。建設業は、他産業に比べて高齢化が進行しておりますので、そういった中でやはり

就労環境をしっかりと確保していくことも重要な要件の一つだと思っております。

建設業の方々からのご意見を伺う中で、就労環境の改善の中で声が上がっているのが、どうしても建設業の方は、昼間は現場を見に行っていて、打ち合わせをしたりとかして、そして夜に帰ってきて書類を作成しなきゃいけないと。この書類を作成するのが、期日も決まっているから、かなり遅くまでなって人件費の残業代がかなり上がっていていると。

この土木工事書類のスリム化については、業界とも意見交換をさせていただいていると思いますが、この事務量に関しても、やはり効率化することによってお互いの負担軽減になると思いますが、そちらについての考え方をお尋ねいたします。

【川添建設企画課長】 委員ご指摘のとおり、建設業は他の産業と比べて、やはり残業とか多いような統計資料も出ております。

そうした中で、県では、今委員が言われたように、平成20年から建設業協会とか、あるいは実際に現場で活躍される土木施工管理技士会、そうしたところと意見交換を、ここ数年ずっと行っておりまして、工事の書類の簡素化に取り組んできたところです。

まず、アンケートを工事関係者にとりまして、簡素化をしてくれという要望が高かった項目が59項目ありまして、それを協議対象項目と定めて、そこをどうスリム化していくかという協議を重ねて、約半分程度不要としたところでございます。

ただ、残りの半分につきましては、どうしても法令上必要なもの、あるいは、将来見えなくなってしまうので、確認上どうしても必要で残さないといけないもの、そういった形だけが残

りまして、この辺の書類の数についてはある程度業界とは合意はできているような状況ではございますが、確かに私も時々意見交換する際には、まだまだ多いという声も聞きます。今、業界にはこういったスリム化のパンフレットをつくって周知をしているところですが、ここに原理原則で、県は求めている書類の提出は求めないと。これは受注者と発注者両方とも関係してくるんですけれども、まず、発注者側として求めている書類の提出は求めない。そして、受注者は求められていない書類は提出しない。さらに、発注者は求めている書類は受理しない。こういった原理原則を定めているので、この辺をもう少し業界側、あるいは発注者側にも周知を図る必要があるかなと思っていますので、機会あるごとに、こういった取組をやっていきたいと思っています。

【松本委員】意見交換していただいて半分に減らしたということで、そこだけでもかなりの改善になっております。もちろん、安全確認もしっかりする責務はありますので、話し合いながら、さらにスリム化に向けて進めていただきたいと思います。

それと、建設業協会は、やはり男性の職場という認識がありますが、実際のところ、県内の建設業で女性の就業の割合というのはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

【川添建設企画課長】女性の数といいますと、国勢調査が、直近と言いつつも平成27年度の数字なんですけれども、ご紹介しますと、建設業の従事者は長崎県内で約5万4,000人近くいまして、そのうち女性というのは7,500名ぐらいいます。約14%ぐらいいるんですけれども、事務所で経理や総務等を担当する女性が多いのかなと思います。今、委員がご指摘の、本当に現場

で活躍する女性ということになりますと、技術者と技能者を合わせまして全体が3万6,800人程度の中で、わずか2.1%の770人というところに女性の数はとどまっているという状況でございます。

【松本委員】こういったことを踏まえて、県の方では建設業の人材確保の協議会、女性活躍推進県とのワーキンググループを開催されたと伺いました。その中で実際に現場で働く女性の声をお聞きになったということですが、その中で課題になっているもので主なものがありましたらお尋ねいたします。

【川添建設企画課長】産学官の連携協議会というのをつくってまして、その中の分科会みたいな形で女性推進をしようという動きでネットワークをつくっております。

ここ数年、議論重ねておりますが、当初、話をする中では、女性が就労する中では、特に現場で女性が就労する中ではトイレや休憩所といったところの整備を求める声がありました。そういった中で何とか工夫できるものについてはやろうということを考えております。

【松本委員】着がえやトイレ等、男性の中に混じってしていくというのは大変だと思います。また、逆に言えば、そこを整備するのに業者側の負担もかかります。だから、これを進めていくには何らかのインセンティブがないと、なかなか業界側も進めていけないと思うんですが、そちらに対して、行政としての対応はいかがでしょうか。

【川添建設企画課長】インセンティブと申しますか、業者の費用という面からいくと、そういった女性のトイレ、快適トイレと我々は呼んでいます。そういったトイレを設置しますと、まず設置費用、それと撤去費用、あと月管理費

が5万円とか7万円とか、質によって変わるんですけど、そういうものも見積もりを提出していただければ、その分は変更で見るとなことでしています。そのようなことをしないと、なかなか女性が入ってこれる就業環境というか、そういうものはなかなか難しいのかなと思って、そういう最低限のことから今やっているという状況でございます。

【松本委員】やはりそういった地道な、課題に対して1個ずつ解決していきながら、担い手確保をしていかなければ、幾ら受注をしても、受ける人がいないと、また防災の面からも、業界の人口が減る、高齢化しているということは課題でございますので、取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

次の質問は、河川整備における防災減災対策でございます。ハード面では、本当に十分な予算をいただいているんですが、今回質問するのはソフト対策でございます。

県の事業概要の中にも防災減災対策の中で、計画規模を超える洪水に対しても、既存ダムの事前放流の運用、ハザードマップ、氾濫推定図の公表などソフト対策に取り組んでいく予定ですというふうに記載がございます。

資料を今お配りします。委員の方々にもちょっと見ていただきたいんですけども、これは県央振興局がつくってくださった大村市の洪水ハザードマップでございます。

これを振興局でつくって、色分けをしております、1000年に一回の雨の時にどれだけ浸水をするかというのが出ております。これはもちろん住民の方も大村市を通じて説明を受けておりまして、今回、ここで洪水に遭ったのが、左の真ん中より下の今富公民館あたりのカーブになっているところから右側にかけて越水をして

おります。この越水した水量というのは、松原のよし川の方にも重なって、北部の方に水がかなり流れて、道路が寸断して浸水をいたしました。

今回、住民の方々は、実は事前にタウンミーティングでも、この赤くなっている地域の中で問題なのは、その真ん中にある11分団詰所と福重出張所、要は、消防団の詰所と出張所が浸水エリアになっていると。そうしたら、災害があった時に対応できないんじゃないかと。どこに逃げればいいのかという質疑がタウンミーティングでありました。

そして、昨年、私も実はこの隣に住んでいるので、消防団に入っているものですから、午後2時から大雨が降って、1時間から2時間ほどでもう越水しました。膝上まで川の水が押し寄せてきた時に、やはり予想どおり出張所に誰も避難ができなくて。消防分団の詰所も浸水しまして、消防車も出せないと。分団の団員が来られない。道路が冠水していますから車を通行止めしなきゃいけない。

さらに、右側にあります福重小学校に迎えに行こうとしたんですけども、ここにも道路が寸断されて迎えに行けないということで、何十名かの児童が一晩学校に泊まると。左側の中学校も迎えに行けないということで、非常に厳しい状況に対して、住民の方々から今後どうするんだというお言葉をいただきました。

多くの方が、結局出張所に避難できなかったもので、高台にある妙宣寺というお寺とか、シュシュとか、山手の方に避難をしたんです。わずか2時間の間に越水をしたものですから、幸い昼間だったので見通しはあったんですが、地域がパニックに陥る状態に、私も消防団員として避難誘導していたんですけども、非常に命の

危険を感じるところでございました。

ハード対策をしっかりとやっていただくことはありがたいんですけども、こういった背景の中で、先日、3月6日に長崎新聞で、郡川、早岐川で流域治水計画を県が考えているという記事がございました。流域治水プロジェクトを郡川と早岐川の2水系で事前防災対策を検討する協議会を年度内に設置するという記事がございました。そこに住民の方々も大変期待をしているところなんです、年度内という、もう今月中でございまして、具体的に何をしようと考えているのかお尋ねをいたします。

【浦瀬河川課長】 先日、長崎新聞に掲載がございました流域治水のプロジェクトの郡川について説明をさせていただきたいと思います。

流域プロジェクトについては、河川管理者だけじゃなくて、ほかの関係する部署、例えば土木部で言えば都市計画とか砂防とか、あと農林部で言えば農林関係の山の管理をする方とか、いろんな方がここに関係します、そういう部署が集まって、まず話し合いを進めておりまして、市の方の関連する部署とも一緒に、どういうプロジェクト内容にするかということで下話を今させてもらっています。それで、今後、正式に協議会を決めてそれを動かしていくんですけども、具体的には、今回、国の2月2日の閣議決定、関連法案の中の閣議決定でもございましたように、いろんな取組というのが法で定められて、それで運用していくという形になるんですが、一つ大きな柱として、今年度はダムの事前放流というのを行ったんですけど、今後、このマップを見ていただきますと、例えば佐奈河内川の上流側というのは白地になっております。それとか、よし川についても浸水のエリアはあるんですけど、実際よし川について

は氾濫のエリアというのは示していません、これは郡川からあふれた水が氾濫するという表示でございまして。

それで、県としましては、今、29の水防法13条で指定します周知河川というのを、こういうハザードマップ、ハザードマップについては、県がまず浸水想定図というのを、どこまで氾濫しますよという図面をつくって、それに実際、緑で描いていますように、避難所というのは市の方が地元の方々と話し合って避難所を決めて、このマップについては市の方でつくって配布をしてもらっているんですけど、これが29河川しかない、今後、それ以外の河川についても、簡易的にはなりますけれども、こういう空白地じゃなくて、全ての二級河川で、いわゆる資産があるところについては、おおよそ300河川になりますけど、想定される最大の規模の雨が降った時にこのくらいまでつかりますよという範囲を、今回、3年度の予算で策定しますので、それと併せて、このマップの中に掲示をして、その中で例えばもう一度避難所を考えていくとか、そういうのもこの流域治水の中では考えていきたいと思っています。

また、ハザードマップについては、お配りするだけではなかなか難しく、先ほど委員からご指摘があったように、いざという時にどこに逃げればいいのかというのはわかりませんので、今、全国的にマイタイムラインと言って、各家庭や自治会、そういう単位で、自分たちはどう雨降った時にどこに逃げればいいのか、例えばこの中でも郡川の、見てもらうとやっぱり浸水する場所がいっぱいありますので、雨の規模等によってどこに逃げればいいのか、そういうタイムラインというのをつくってもらうような取組というのも県・市の方で協力し合っ

できればと思っています。

【松本委員】 これで最後にしますが、この流域治水関連法案が閣議決定をされて、今後は国や流域自治体、企業、住民、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるという目的の中で、改正案の概要の中に、被害対象を減少させるための対策として、災害時の避難先となる拠点の整備推進という項目が新たに組み込まれております。

住民の方々がおっしゃるのは、ハザードマップの危険水域のところに避難所をつくるのではなくて、やはりこの絵でいくと福重出張所の真上が高台になっておりまして、そこに逃げられるような避難所指定をしてもらえれば、いざという時にはその経路を確保しておいて、住民が避難できるような取組を、これから行政と一緒に地域も考えていかなきゃいけないんじゃないか。でも、その時に予算を伴いますし、もし、この法案が適用できるのであれば、その避難所の整備推進に対して、国にやはり要望をハードだけしても、実際逃げるところがなければ意味がないと思いますし、今までも地域でやる避難訓練は、火災と地震の場合を想定してしておりました。今回の経験を踏まえて、そういった要望もぜひ国にしていきたいと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

【浦瀬河川課長】 この避難所については、流域治水の取組の中で検討していきたいと思っています。

その中で、国がお示ししています災害時の避難先となる拠点の整備の中に、単純に避難所を移すというメニューというのは、今読んで中では見当たらないんですけれども、検討結果を踏まえて、対象メニューの拡充として国に要望を含め、前向きに検討してまいりたいと思っています。

ます。

【松本委員】 以上です。

【中村(一)委員長】 ほかに事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、事前通告をしている項目に従って幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画」についてお尋ねしたいんですが、これはいろいろと記載をされて、具体的に取り組んでいこうという姿勢が十分伝わってくるわけですが、実際これをするに当たって、時間も限られた中ですから、この中の12ページに「工事成績評点における安全対策にかかる取組の評価」とありますね。それとか、13ページに、「入札参加審査における安全衛生教育に取り組む建設業者の評価」とありますね。この2つがあるんですが、このように具体的に書いているのであれば、実際入札前に、例えば安全講習をどこかの機関で受けると、予定にしていますと、受注した後は間違いなくそうやっていますとか、前でもいいんですよ、工事に入札参加する前にそういった講習を受けて、今回の入札に臨むと。また、今度は、工事期間中も実際そういった安全対策に取り組んでいるということですね。要するに工事前と工事期間中の2段階でそういった評定をするというふうにこれは見受けられますが、監理課長、それで間違いはないか、それを確認させてください。

【田中監理課長】 現在、想定をしています評価の件でございますが、まず、建設業者自体の取組を評価しようというものがございまして、労働安全衛生の取組としては、現在、建設労働災害防止協会の長崎県支部の方で、現場管理者であつたり、職長さんであつたり、総合的な事業

を行うためのリスクアセスメントの研修であったり、こういった幾らかの研修を受けるということに基づいて、そういう取組をされている企業を評価するという取組が一つございますし、いろんな労働安全衛生上の取組を積極的に取り組まれた結果、長崎労働局長の表彰を受けるとか、厚生労働大臣の表彰を受けるとか、結果としてそういった表彰を受けられた方、こういった方々を評価するような仕組みというのは、既に今ございます。

【山田(博)委員】 監理課長、工事現場で事故に遭われる人は一般の作業員ですよね。今、そういった職長さんとかトップの人たちが実際研修を受けていても、事故を起こしているのは一般の作業員であるのは間違いない状況でしょう。それを確認させてください。イエスかノーかでお答えください。

【田中監理課長】 実際には、そういった現場作業員の方々が労災に遭われているという状況がございます。

【山田(博)委員】 ということは、そういった現場の方々にしっかりと教育を受けてもらうことをやられた方がよろしいんじゃないかと私は言っているわけですよ。いかがですか。

【田中監理課長】 そういった取組も積極的にこの計画の中で取り組んでいこうと思っております。

【山田(博)委員】 では、確認ですけれども、よく考えてみてください。運転免許証だって、何年かしたら更新があるんですね。教員だってあるんですよ。現場の作業員の玉掛けとか何かというのは、そういった更新はありませんけれども、これは命がかかっているものだから、安全講習を受けて、そういったのを高く評価する仕組みに取り組むべきだと私は思うんです。

これは土木部長として、安全にこういった作業をやっていくのは、土木行政のトップとして取り組まないといけないと思いますので、改めてこの件に関して、土木行政のトップとして見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 建設工事に関わる従事者の方々の安全確保というのは、最も基本的なことで、最も大切なことの一つであります。

特に、新規入場者の方々が被災するケースというのも非常に多くなっておりますので、現場での安全教育、あるいはリスクの見える化等、しっかりと取り組んでいけるように、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【山田(博)委員】 ぜひそれはよろしく願いたいと思います。

続きまして、県有地の有効活用についてお尋ねしたいんですが、先般、委員会で港湾課の企画監から、市町に要請されてつくった県有地の港湾管理の用地が18ヘクタールでしたか、63億円あるという話がありました。

それ以外に、市町から要請されてなくても、港湾の用地で未売却の土地はどれくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

【松永港湾課企画監】 港湾課で所管する未利用地につきましては、ただいま、委員の方からお話があった数量のみでございます。

あとは、議案でご説明したのは企業会計の売却地と、併せて市町の要請で造成した部分でございますので、今お答えした土地のみでございます。それ以外にはございません。

【山田(博)委員】 では、改めてお聞きします。

未利用地ですね、要するに未売却地は県の方でどれだけになりますか、ヘクタールと金額を改めて示していただけますか。

【松永港湾課企画監】 港湾課で所管する未利用

地、未売却地につきましては、港湾の特別会計、都市再開発用地、これが約17ヘクタール、金額にしまして63億4,900万円、以上でございます。

【中村(一)委員長】 休憩します。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時16分 再開 —

【中村(一)委員長】 再開します。

【松永港湾課企画監】 大変失礼しました。

企業会計で保有している土地の面積が約19ヘクタール、資産としては約23億円ということになっております。

【山田(博)委員】 そうすると、36ヘクタールの86億円があるということですね。

それでは、お尋ねしますけれども、これだけの土地があって、借りている人もおれば買いたい人もおるでしょうからね、その時に、借りるのを優先するのか、売るのを優先するのか、それをお尋ねしたいと思います。土木部としては、こういった土地を借りたい人がおって、そこを売ってほしいとかあった場合には、どちらを優先するのか、それをお尋ねしたいと思います。

【松永港湾課企画監】 ただいま申し上げた未売却地につきましては、売却優先でございます。

【山田(博)委員】 売却優先、土木部長、それは間違いございませんね。

なぜかという、これだけの資産がありながら、私が産業労働部にお聞きしたら、企業誘致をしたいと言ったら、土木部としては利用する人がいるからなかなか売却できません。今の話では、これだけの未売却地、86億円を早く、午前中の小林委員の的確なご指摘はごもっともです。早く売らないといけないんですよ。利用する、単に借りるのと売却するのでは、売却をするのが間違いなく優先事項ですね、土木部

長。そこだけお尋ねしたいと思います。

【奥田土木部長】 売却が優先です。

【山田(博)委員】 土木部長、産業労働部の方に私がお聞きしたら、企業誘致をしないと、売却をしてもらいたいということでありましたが、利用する人がいるから、なかなか売却はできないということでありました。では、今回の委員会のこういった指摘を受けて、それを方針転換するということでは理解していいんですか。

【天野土木部次長】 未利用地といいますか、県が持っている土地につきましては、基本的に行政財産と普通財産とございます。通常、未利用地と言っておりますのは、普通財産でございます。それにつきましては当然売ることができる、売っていきたくておりますが、一定の行政目的に利用されている用地につきましては、これは基本的に地方自治法の規定で売ることとはできません。ですから、その用地が行政財産であるのかどうか、行政財産であれば当然、もともと何の行政目的のために行政財産としているのか、そのところを考えて判断していくということになるかと思います。

【山田(博)委員】 では、土木部次長にお尋ねしますけれども、県内で行政財産は1件も売ったことはないという理解していいんですか。

【天野土木部次長】 行政財産は、その行政目的に使っている限りにおいては売ることとはできませんが、将来的にもその行政目的に使う必要がないということが、きちんと庁内で意思決定された場合には、これを普通財産に転用する。転用したうえで売却するといった事例はあろうかと思います。

【山田(博)委員】 事例はあるんですね。じゃ、事例はどこがあるかご存じですか。

【天野土木部次長】 それは、今現在では手元に

資料がございませんのでわかりませんが、いずれにしても、行政財産としての用途を廃止すると、廃止したうえで普通財産にするという手続きが先にあってこそのございます。

【山田(博)委員】 今、天野次長が言われたのでお尋ねしますけれども、行政財産でずうっと、なかなか使わないと。塩漬け状態であるのを、有効活用ということで、やはり活用するというのは必要じゃないかと思うんですよ。行政財産ということで持っていて活用するというのは、今、長崎県の財政は大変だと、この前の本会議でも、知事は財政が大変厳しいんですと。少しでも財源を確保するというで、目的、目的と言われますけれども、ずっと使っていないものに利用価値があるのであれば、そういったものを活用して積極的に行政財産を普通財産に転換してするというのも考えられるんじゃないですか。そこはどうですか。

【天野土木部次長】 それは、当然、行政財産としての目的、利用実態等がそれぞれ個々に違いますので、ケース・バイ・ケースで考えていくべきことと考えております。

【山田(博)委員】 土木部長、どこかの国会議員から言われたからとか言って、まずは長崎県の財政、長崎県の将来の土木行政を考えないといけないんですね、これは。それは間違いございませんね、土木部長。どうぞ、何か見解がありましたら聞かせてください。

【奥田土木部長】 その見解で、そのとおりだと思います。

【山田(博)委員】 土木部長、そういうことですね。いずれにしたって、県の財政が厳しいわけですから、幾ら行政財産であっても、それを速やかに、利用価値があるのであればしっかりと有効活用する施策を推進していただきたいと思います

いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

もう一つ、県有地の使用許可のあり方という通告をしているんですか、土木部長、これは部長に直接聞きたいと思っています。

実は、去年の12月に五島市内のツナドリームという会社が申請の許可以外の占用をしていたんですね。不法占有していたんですよ。それになかなか対応しなかったんです。挙句の果ては、長崎県の海岸占用料及び土石採取料徴収条例に基づいて請求手続をやっているんですね。この文言を入れて、なんでこれをなかなか入れなかったんですか。

土木部長、地元の人から「私たち一般漁業者とか一般の企業には大変厳しくするのに、こういった大きな会社には便宜を図っているんじゃないですか」と言われています。誤解を招いているんですよ。そういったことがないように、こういった許可のあり方とかは、しっかりやっていただきたいと思います。あなたは土木部のトップとして、この見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。いかがですか。

【奥田土木部長】 まず、いろいろなことについては事実関係を確認する、正確に事実かどうかを確認するということが大事だと思っています。特に、先方に何らかの是正を求める時には、そのあたりをしっかりと確認しないと、場合によっては問題になるケースもありますので、一定の時間を要したのかなというふうに考えておりますが、その件に関しましては、現在は適正に処理されていると認識しております。

【山田(博)委員】 土木部長、これは去年の12月に私が指摘をしましたけれども、今日まで、きちんとした明確な資料をつくるのに3か月かかりましたよ。普通、今までの土木行政でこんな

ことは初めてよ、私は県議会議員5期させていただいておりますけれども。長崎県内に起きるこういったことをきちんと、適正に、明確に対応できる方法をやってもらいたいと思います。

もう一つ気づいたことが、出先の方も一生懸命やっているんだけれども、知識というか、これに関しては、簡単に言うと私の方が詳しかったよ。もうちょっと勉強せんとだめ、はっきり申し上げて。土木部長は、私が言わんとするのが何かというのはわかっていると思いますけれども、これは土木行政をつかさどる長として、しっかりと職員の指導監督をぜひともやっていただきたいと思っております。これは叱咤激励で言っているんですよ。そういうことで、最後にこの見解を聞かせていただいて終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【奥田土木部長】土木行政の推進に当たりましては、公平公正を旨としてしっかりと対応していきたいと思えますし、必要な知識の習得等につきましては、今後、一層指導してまいりたいと思えます。

【山田(博)委員】 翻って、先ほどの建設工事従事者に係る長崎県計画ですね、監理課長、私もこれを随分読ませていただきましたけれども、よくまとめられて、こういうふうにしなないといかんなどというのができておりまして、これはぜひ土木部長、この推進をしっかりとやっていただきたいと思っております。これができると、現場で働く人も大変心強い計画になると私は信じておりますので、頑張ってくださいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【小林委員】 建設工事従事者の健康と安全につ

いて長崎県の計画を策定するというのが監理課長から説明がありました。それについて、今、山田(博)委員が大きな声で大分いろいろと質問しておりましたが、私は比較的に小さい声でやっていきたいと思っておりますから、よろしくお願いします。

まず、午前中の監理課長の説明の中で、いわゆる労働災害が長崎県でどれくらい生じているのかということについては、大体200名前後の死傷者と、そして、亡くなった方が大体5人ぐらいいらっしゃる、ということが述べられているわけであります。

そこでお尋ねしますけれども、大体この200件と、お亡くなりになった5人の方の前後ですね、こういうことについては、大体どんな業種で、例えば、公共か、それとも民間の発注の中にあるのか。また、災害の内容がどういうものであるかということをもっとお尋ねしたいと思います。

【田中監理課長】 労働災害は200件ほどございますが、主に事故が発生した原因は転落によるものが多々ございます。転落によるものが、死亡者で申しますと52%、死傷者という括りで見ますと40%程度が転落というものでございます。

転落が起きやすい工種と申しますと、どちらかというと建築業ということになってまいります。建築業は、またこれもどちらかという話になるんですが、どちらかというと民間工事が主になってくるということでございます。

【小林委員】 今、ご説明がありましたとおり、大体どんな内容の事故かということについては、建築業が多いと、それから、転落事故が多いと、こういうことと民間の工事で多いと、こういうご説明でございます。

それで、これからの対策でありますけれども、これも午前中の説明の中で、いわゆる適正な請負の代金、それから適正な工期等の設定、それと従業員の処遇改善、それから地位の向上と、こういう4つの重点取組をおっしゃいました。

それで、まず、適正な請負代金と、それからまた工期の適正さ、やっぱりある程度工期もゆっくりあって、しかも請負代金も適正であると、こういうことが当然求められてくるということについては、よくわかりますし、なるほどと思います。

それから、いわゆる建設業の従業員の処遇改善でありますけれども、今、民間では、通常週40時間、週2回公休で、大体週40時間と、こういうふうになっておりますけれども、この建設業の場合においても、当然そのような形で進んでいるんですか。

【田中監理課長】 どちらかという、休日の状況というか、週休2日の状況につきましては、建設業は週に1回、もしくは週に1日半というような休日の現状が多うございまして、例えば製造業で申しますと、製造業の場合は週1日、もしくは週1日半の休みというパターンが25.8%という状況でございしますが、建設業につきましては35.3%ということで、どちらかという週休2日制がなかなか進んでいないという状況でございします。完全週休2日がなかなか進んでいないという状況でございします。

【小林委員】 この完全週休2日制は、いわゆる労働基準監督署とかで急にやかましく言っているわけけれども、何ですか、ちょっと私が勉強不足でわからんだけれども、全産業において、いわゆる週40時間、週休2日と思っておりますけれども、週に1日とか1.5日とか言っているけれども、これは全部100%やっているわ

けじゃなくて、今の説明では25.8%であったり、建設業が35.3%だと、こう言っているわけけれども、これは労働基準監督署からの指摘はなくて、むしろこの時間帯でも、まだこの時代にセーフですか。これは認められているわけですか。週休2日でなくてもいいわけですか。

【田中監理課長】 建設工事における適正な工期のガイドラインというものが国の方で定められておりますけれども、これの中で建設業への時間外労働にかかる上限規制とか、こういうものが定められておりますが、一般的な業種にしましては、週45時間というようなものが導入されておりますが、建設業につきましては、これが令和6年の4月からが正式な適用という状況になっておりまして、一般的な業界と比べますと遅れているという状況がございします。

【小林委員】 令和6年からいわゆる週45時間と。一般的に40時間のやつが、まだ令和6年になっても45時間と。こういうことで、建設業界には特別扱いをしているような感じがするけれども、こういうことが基本的にはやっぱり事故につながっているとか、労働環境の悪さがこういうことになっているのかと、こういう感じもしますけれども、今、大体建設業は35.3%が週1日とか1.5日となっていると言っていましたね。それ以外は休みはないんですか、1日も1.5日もないんですか、35.3%以外のところは。

【田中監理課長】 すごく誤解を与えるような説明をして申しわけございません。

先ほど申しましたのは、週休1日、もしくは週休1日半制というものの導入率が建設業の方が高いと。要するに完全週休2日が割合的に低いということを申し上げたくてそういうご説明をしましたが、実際には完全週休2日の方も一定程度は進んでおりまして、建設業で申します

と28.2%は完全週休2日に取り組んでいただいているという状況はございます。

同じように、製造業の方で申しますと、27.4%ですので、完全週休2日だけを切り取ってみますと、建設業の方が若干は進んでいる部分もございしますが、相対的に見た時に、まだまだ1日だったり、1日半だったりという割合が高いということでございます。

【小林委員】 結局、今言うように労働災害は転落事故が一番多いと。しかも、建築業の中に多いと、こういうことをご指摘されておりますよね。

そうすると、今の週休2日の40時間体制というのが、なかなか建設業においては、それがいわゆる仕事になじまないということで、その労働者の方々、従事者の方々は相当厳しい環境の中にあるということ。そういうことも事故の要因につながっているかということについては、どう判断されていますか。

【田中監理課長】 建設業の労働者の方々は、大変厳しい状況で勤務をしていただいているということがございます。特に、1か月平均の労働時間数を一般的な業種と比較しますと、全産業の1か月平均の労働時間が148.2時間、建設業につきましては176.6時間という労働時間がございしますので、大変厳しい労働条件、しかも屋外での作業、天候にも左右されやすいというような、どちらかというと厳しい条件の中で事業に取り組んでいただいておりますので、このあたりがやはり労働災害の原因に起因している部分もあるのではないかというふうには推測をしております。

【小林委員】 確かに、今の時間をもってのご指摘はよくわかります。

それと同時に、やっぱり処遇改善というのを

挙げていらっしゃると思います。処遇改善というのはいろいろあるけれども、今の週休2日制とか、あるいは労働時間も処遇改善の問題の一つだけれども、例えば人件費です。つまり、週休2日制のものと、あるいは1日、もしくは1.5日ぐらいしかない。こういうところと、つまり建設業と他の全産業との人件費の差、いわゆる所得の差というものを比べてみた時に、一つ私が調べてみましたけれども、全産業の税込みの総額が大体月額26万円と、こういうふうに聞いております。そうすると、建設業の総額、いわゆる税金を引かれる前の総支給額、これは幾らですか。

【田中監理課長】 建設業につきましては、どちらかといいますと、全産業と比べて高うございまして約32万6,000円、そういった金額になっております。

【小林委員】 26万円対32万6,000円ということで、その差額は6万円強ですよ。しかし、高うございましてと、監理課長は言っているけれども、確かに26万円と32万円を比較すると建設業の方が高いけれども、労働時間からした時に、一体そこがどうなるかと。例えば時給とかいう、いわゆる1時間単位で全産業と建設業と比べるとどれくらいの差があるんですか。

【田中監理課長】 全産業でいきますと、1,787円、これは時給に換算するとそういうことになります。建設業は1,845円ということでございまして、若干高うございしますが、労働環境としましては屋外であったりと、寒い時も暑い時も厳しい環境の中で労働されているというところがございしますので、単純に時間単位では比較できないような部分もあるのかなと思います。

【小林委員】 そうすると、今のような労働時間帯の問題と、それから処遇改善の人件費、そう

いうところについても、やっぱり時間で考えた時に、しかも、こんな言い方はよくないかもしれませんが、ある場合においては劣悪の労働環境になっているかもしれないと。そういう中において事故が発生しやすいというところについては、やっぱり今回のこういう計画を策定されるという中においては、しっかりと問題提起をしていただき、法で縛ることができないと仮にすれば、やはりそういう業者の方々にその辺の環境を整えていただくということは、しっかり要望していただきたいと、こう思っております。

最後に、もう一つ、今回、一人親方というところが大変クローズアップされております。一人親方というのは、あなた方の定義ではどういうことを一人親方というんですが。

【田中監理課長】一人親方と申しますのは、元請け、もしくは一次下請け等々と直接的な労働契約ではなくて、業の契約ですね。請負契約をされる。基本的には一人もしくはご家族程度の個人事業者の方が契約をされるような方を一人親方と考えております。

【小林委員】時間がないから急ぎますけれども、一人親方が今回クローズアップされています。長崎県の中で何名ぐらい一人親方がいらっしゃるのか。そして、一人親方の問題点というのは何かと。今回のそういう労働災害を基本的になくしたいという時に、一人親方の問題点というのは一体何があるのか、お尋ねします。

【田中監理課長】一人親方は、現在、私どもの方で把握している人数が大体2,500人ぐらいでございます。ご家族の方と一緒に働いていらっしゃるような方も含めると、これが倍になりまして、約5,700名ほどいらっしゃるというふうには聞いております。

一人親方の方につきましては、労働災害保険

には労働者ではございませんので加入できないと。加入できない代わりに、特別加入という制度がございまして、そういった特別加入できるような団体がございますので、そちらを介してそういう保険には入っていらっしゃると思います。ただし、この一人親方の今申し上げました人数が、果たして県下全部かと申しますと、どうも全国の調査から類推しますと、一人親方等の人数は7,000人を超える程度本県にもいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、先ほど申し上げました一人親方の5,700人との差、1,500人程度かなとは思いますが、こういった方々も、アンケート等しっかり調査をしたうえで、先ほど申しました労災の特別加入、こういうものに加入していただくようなことを普及啓蒙して、万が一にも労働災害が発生した場合にしっかりと補償が受けられるような環境をつくっていかないといけないと考えております。

【小林委員】労災保険にまともに入れないというのも、ちょっとやっぱり問題だね。一人親方といっても、結局、経営者である場合と直接従事者と、この2役をやられているわけよ。そういう点からして見て、やっぱり特別に労災保険に加入する方法しかない。通常の労災保険に入れない。こういうところについても、この機会に前向きに検討し、もう少しそういう労働災害に対しての労災保険の活用の仕方についてはご検討いただきたいと思います。

これから取組を始められますけれども、先ほども出ておりましたけれども、例えばそれに劣悪な職場環境と、労働環境と、こういうことがきちんと発見されたり、いわゆるパトロールで明らかになっていくと、例えば県の発注工事で事故を起こしたら指名停止になりますよとか、ある程度そこにインセンティブといいますか、

そんなものがあるような感じがするけれども、今回の基本計画の中にも、むしろそういう制度、仕組みも大いに入れるべきではないかと思うが、それはどうですか。

【田中監理課長】そういう状況を確認しましたら、当然のことながら指導をしてまいりますが、その指導をしたにも関わらず、そういう環境が改善されないということになりますと、建設業法の方で指示処分というような処分の手続等も考えていこうとしております。

【小林委員】それをぜひやっていただくようにお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【中村(一)委員長】以上で議案外質問を終わります。

土木部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時47分 休憩 —

— 午後 2時47分 再開 —

【中村(一)委員長】再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

私の方から一言ご挨拶を申し上げますが、このたび、長崎県職員として土木部を3月31日で定年退職をされます天野土木部次長、浦瀬河川課長、平松営繕課長におかれましては、長年県政発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、委員会を代表いたしまして心から感謝と敬意を表する次第でございます。

これからも、今まで培った経験を活かされ、ご指導いただければ幸いかと存じます。

お三方のますますのご活躍とご健勝、ご慰労を申し上げます。本当にお疲れでございました。

ありがとうございました。（拍手）

引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時50分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】それでは、お手元に予算決算委員会の議案説明資料をよろしく願います。1ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県内観光業界をはじめとする地域経済は大きな打撃を受け、依然として厳しい状況にあることから、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組む必要があります。

新年度におきましては、文化・観光・国際・物産・スポーツ各部門の緊密な連携により、ア

フターコロナを見据えた”魅力ある観光まちづくり“を推進するとともに、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、歴史文化やスポーツを活かした交流促進やブランド力の強化によって、県内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

2ページでございます。中ほどから読ませていただきます。

それではまず、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は6億4,662万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

文化観光国際部所管の歳出予算総額は、60億5,406万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

3ページでございます。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりでございます。

少し飛ばしていただきまして、5ページの中ほどからでございます。

次に、令和4年度の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

文化観光国際部の県有施設等管理に係る令和4年度に要する経費として、1,019万9,000円、文化施設改修整備に係る令和4年度に要する経費として、1億2,850万5,000円を計上いたしております。

次に、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計5,704万2,000円の減であります。

歳出予算は、合計10億4,111万2,000円の減であります。歳出予算の主な内容については、記載のとおりでございます。

次、7ページでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国境離島振興事業費1億1,090万3,000円、観光客誘致対策事業費2,882万5,000円、県産品販路拡大対策費200万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、令和3年度の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

東京2020オリンピック聖火リレー告知業務委託に係る令和3年度に要する経費として、534万9,000円を計上いたしております。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、84億203万4,000円となります。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和2年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明を求めます。

【村田文化振興課長】 私からは、「政策等決定

過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております資料についてご説明いたします。

資料は、A4縦で、表紙の中央に文化観光国際部、県民生活環境部、土木部と記載がありまして、提出資料 政策的新規事業の計上状況と記載があるものでございます。

その資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

この資料につきましては、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業にかかる令和3年度の予算要求の内容につきまして、過程・結果を提出するものでございます。

文化観光国際部の事業につきましては、1ページ目から2ページ目の1行目までの9つの事業の計上状況について記載をしております。

それぞれの要求額について、予算編成過程の中で、事業内容等を精査したうえで予算案として計上した額を要求額の右欄に計上額として記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、質問させていただきます。

まず、横長資料の「予算決算委員会環境生活建設分科会説明資料」の歳出の19ページ、ながさきリピーター創出促進事業費について質問させていただきます。こちらは縦長資料の補足説明の10ページに詳細が記載されておりますが、

端的に県内への方面変更に対する修学旅行に対しての資金でございます。

こちらにつきましては、昨年の観光の特別委員会でも取り上げさせていただきました。昨年の質疑の中では、かなり要望が多いということで、当初、212校、6,760万円分の申請が上がっていると伺いましたが、結果的には68校、1,830万円の実績だったと伺っております。当初はキャンセル待ちで待っているような状況の中で、実際に取り組んだのが大幅に少なかったという状況について、見解をお尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 今年度のリピーター創出促進事業費ですけれども、当初は県外、特に関西方面からの中学校、高校からの方面変更の取り込みというのが、想定を上回る規模でいただきまして、予算枠を超えるニーズがあったという状況でございました。

これがそのまま実施をされれば、例年2月、3月というのは修学旅行は少ないシーズンでございますけれども、聞き取りの結果でも例年の3倍、4倍予約が入っているという宿泊施設からの話も聞いていたところです。

最終的には、現在の見込みとしまして約1,800万円程度の、もともとの予算が5,100万円でございますけれども、1,800万円程度。今、交付済みのものが1,800万円という状況で、これはもう言うまでもなくですけれども、全国的なコロナウイルスの第3波の拡大ということで、どうしても各学校におかれて実施を延期したという状況で、私どもとしても大変期待はしておりましたけれども、それぞれの保護者も含めたご判断の結果ですので、今年度の状況についてはやむを得ないものと考えておりますけれども、今回、今年度のこの事業を通じて、各学校とのつながりができておりますので、また、令和3年度の

当初予算におきまして8,700万円という予算を、今、案として提出しているところですので、これをしっかり有効に使わせていただきながら、新年度においても、関西が中心になろうかと思えますけれども、本県への修学旅行の誘致というのに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

【松本委員】 昨年の議論の中でも申し上げたんですけれども、やはり212校、6,760万円も申請があったのに、結果的には大幅に減ったというのは、おっしゃったとおりコロナの影響で県外への移動というのが制約される状況に追い込まれたために、修学旅行を翌年に変更したりキャンセルにしたという事例があったということだと思います。

しかしながら、予算を計上しておいて、それが活かされなかったことは大変問題があることだと思いますし、今回はさらに上の8,700万円の予算を計上していらっしゃいます。

この質疑の中で私は、やはり県外からの変更よりも、県内の児童生徒の修学旅行の県外から県内への振り替えを促進した方が、やはり政府としても県外への移動というのを抑えてほしいという中で、県民割もそうですけれども、県内の小・中学校への働きかけをもっとすべきではなかったのか。また、小規模の部分に関しての対応ができてないと。やっぱりある程度大規模じゃないと補助の適用になってないという足かせもありました。そういうものも含めたうえで、今年度の事業に対してはどのような展開を図られるのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 昨年の時点から、それぞれの委員のお立場から、この修学旅行の方面変更の事業についてはいろいろとご意見をいただきました。

県内への働きかけというのも、その後、教育委員会と連携をいたしまして実施をしたところでは。実施はしたものの、委員が今おっしゃられたように、もともとこの事業の目的のところが、できるだけ数を取り込むということで、100人泊以上というのが制度の対象となっておりましたので、実際、県内の小学校、中学校が県外に出るものを県内に変更する際、なかなか規模が小さいところが多いということで、実際のこの制度の適用をされて実施したのが、現在2校にとどまっております。

そういう皆様方からのご意見、それから実情を踏まえて、新年度におきましては県内の学校に限ってですけれども、100人未満の小規模な修学旅行に対しても一律で10万円という形で、支援金を交付して、できるだけ県内への方面変更というのを進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】 やはり県外の学生さんを受け入れるとなると、確かに規模は大きい、予算も大きくなるかもしれないけれども、それに伴ってリスクも上がるわけですね。もちろん、受け入れる宿泊施設、旅館に対してもその対応、万が一のことがあってはいけないというところもあるかもしれない。しかし、県内の小・中学生であれば、そのリスクは大幅に軽減をされると思います。

そもそも、修学旅行というのはただの旅行ではなくて、教育の一環ですものごとございまして、私はこの中で考えていただきたいのは、県内の小・中学生が、まだ訪れたことがない離島や半島などに修学旅行で宿泊することによって、県内に対しての思いも強くなるし、また、県内の小・中学生であれば先でリピーターになる可能性が格段に上がっていくわけございます。

それと、おっしゃるとおり、確かに100人以上という大規模よりも、100人以下の方が運用はしやすくなりますし、受け入れもハードルも下がっていくと思います。ただ、重要なのは、学校のスケジュール等もごございます。こちらは補助金をただ配るだけではなくて、やはり教育委員会とも連携して、どうやったら使っていたのかと。前は、申請があったのに適用できなかったもののずれに対しての反省をしていただいて、しっかりと周知をしていただいて、そして活用していただいて、県内の宿泊に県内の小・中学生がどんどん今年度で参加していただくように取り組んでいただきたいと思います。が、どのようにご見解がごございますでしょうか。

【佐古観光振興課長】 私も、新聞の声の欄で見たけれども、県内の中学生だったのでしょうか、離島に修学旅行で行って、こういう場所があるんだということに非常に感動したという読者の声にも触れました。

そういう意味で、県内の修学旅行を県内で回していくというのは、今後に大きくつながると思っておりますので、予算が成立いたしましたら、昨年度は県の教育委員会の力を借りて、各市教委の皆さんが、関係者が集まる場でこの制度の周知を図ったんですけれども、予算が成立しましたら速やかに、また同様の説明もいたしますし、ほかの手段でももう少し詳しく丁寧に説明できる機会があればしっかり説明してまいりたいと思います。

【松本委員】 続きまして、横長資料歳出の21ページ、情報発信拠点運営事業費について質問をいたします。

こちらの事業につきましては、予算決算の縦長資料の4ページに詳細が書いてあります。

県産品愛用運動の推進、アンテナショップ日

本橋 長崎館の運営ということで1億6,262万円計上をされております。この事業は、5年間経過して2期目の更新ということでございますが、大変大きな金額でもございます。

そしてまた、コロナ禍の中で、非常に外に出られない状況の中でどのような取組ができるのか。今までのコロナ前の時とコロナに入って、アフターコロナを見据えた場合に、この1億6,262万円が、本当に費用対効果として、これから更新した5年間で物産のアンテナショップとして生きていけるのか、お尋ねをいたします。

【長野物産ブランド推進課長】 日本橋 長崎館の予算についてのお尋ねでございます。

先ほど委員からお話がありました県産品販路拡大対策費1億6,200万円のうち、今回、日本橋長崎館の関係予算としましては1億1,524万2,000円を計上させていただいているところでございます。

現在、コロナ禍において日本橋 長崎館の状況をご説明させていただきますと、年度前半、もうご承知のとおり緊急事態宣言が出された中で、来館者数といったところでは、4月から9月までですけれども、やはり半分程度に落ち込んだといった状況でございます。

しかしながら、一方、解除後、来館者がどういった形になっているかと申しますと、10月から12月を見ますと、やはり回復傾向にございまして、一定前年度よりも10%程度来館者というのは伸びてきたというところで、回復傾向にあったのでございますが、年度後半、また、1月、2月の緊急事態宣言の中で少し落ち込んでいるというところでございます。

売上についても、今、全体で6割から7割程度といったところでございますけれども、非常に苦戦しているといった状況でございます。

今回、コロナ禍の中で、やはり来館いただけないという状況の中で、日本橋 長崎館としてどう取り組んできたかといったところでございますが、一つは当然SNS、こういったものを活用しまして、日々情報発信を行ってきているところでございます。

あともう一つ、販売の施策としまして、まずは代引きサービスといったものに取り組んだところでございます。コロナの中で結構需要もございまして、一人当たりの単価でいきますと、いつもよりもかなりの金額をご購入いただいたのかなといったところでございます。

この2月にECサイトを独自で立ち上げている状況でございますけれども、こちら5周年の記念ボックスということで発売したところ、やはり準じて販売するといったところで、ECサイトとか、通販といった取組というのにも取り組んでいく必要があらうかと考えているところでございます。

あと、長崎館は、やはり物を売るというだけでなく、いろんな意味で情報の受信、いわゆる情報収集というのが非常に重要かというふうに考えております。

このコロナ禍の中で、今SNSの話をさせていただきましたが、もう一つLINEという形で取り組ませていただいております。これは来館いただいた方に、直接いろんな意見を、生の声をお聞きしたいということで登録を促したところ、現在、約1,000人の方に登録をいただいているところでございます。

来年、そういった機能も活かしながら、日本橋 長崎館を訪れてくれている消費者のニーズ、こういったものをしっかり取り入れて、商品のフィードバックというものに取り組んでいきたいと考えておりまして、一つコーナーとしても

チャレンジコーナーというテストマーケティング機能を加えまして、日本橋 長崎館といたしましては、そういう情報の受信機能の強化を図って、県内の事業者の商品開発、改良につなげていく場所として、今後5年間頑張っていきたいと思っているところでございます。

【松本委員】先ほど予算の説明がありましたが、一番大きいのは賃料が100坪で月760万円、年間9,200万円と。これは確かに立地がものすごくいいので、私も伺わせていただきました。本当、ど真ん中の道沿いのいい場所に置いてあります。ただ、これは活動してもしなくても賃料はかかるわけでございます。そして、これから5年契約を更新しているわけですね。ということは、端的に5年間は1億円を5回払わなきゃいけないということになります。

そういった中で、いかに効果を出していくのかというのは、ここはあくまでも情報発信であり、アンテナショップであるので、100坪という広さの中で、お菓子や物産を売ればいいということではなくて、まさしくアンテナショップとしての役割を強化していかないと、その1億円を出した分、費用に対しての効果は上がっていかないと思うんですね。そこの部分で常に県の方から契約をしている業者に対してチェックをして、どういった取組をしているのか。売り場面積がある程度限定されるのであれば、例えばモニターを使って、展示できないような長崎和牛を売っているところとか、魚を売っているところをモニターで出して通販で買っていたく。通販の売上が伸びていますので、パッケージングをして展開するような、関東の大きな商圏の消費者に対していかにアピールできるか、これはほかの都道府県も同じようなことをやっていますので、その中で打ち勝っていくという

のは、かなりの戦略が必要だと思っております。

私が気にしているのは、賃料が大きいだけに、それに伴う効果というものを求められるのではないかと思います。

特に、通販が伸びているのであれば、物産もそうなんですけど、それだけではなくて、やはり移住や観光の、カステラとかちゃんぽんの知名度は高いので、それをきっかけに長崎に行ってみようという観光にも付随するし、長崎の離島の環境がいいから移住してみようとか、本当に、まさしくアンテナであるべきだと思うんですけれども、そういった取組を、じゃ業者が自発的にどこまでやってくれるのかというのと、やはりそういったものを求める時に、ちゃんとやってくださっているのかをチェックできる体制はできているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

【長野物産ブランド推進課長】 今、委員からもございましたように、長崎館といたしましては、しっかり情報を発信していく拠点というのは我々も認識しておりますし、そういった取組は当然必要だと考えております。

今、物産だけではなくて、ここには観光情報センターが当然ございます。そういった中で、今回検証する中でお話を聞かせていただいたところ、やはり丁寧な一人ひとりの対応をしていただいているということもありまして、実際旅行に行かれる行程を細かく教えていただいたということもあって、リピートされる方もいらっしゃいます。そういった意味では非常に、数的にはなかなか対応する時間というのがあるかもしれませんが、しっかりとした情報発信というのはできているのかなと思っております。

あとは情報共有ですけれども、今回、私たちも東京の方にはなかなか行けない状況も続きま

した。テレビ会議、こういったシステムを利用して、毎月1回は顔を合わせて話をするという機会をコロナ禍の中でもやってまいりました。これは継続してやっていく必要があると思いますし、日々のチェックという意味では、東京観光物産センターも現地にございます。東京観光物産センターの方も日本橋 長崎館と一緒にになって販路拡大に取り組んでいくということもございますので、そういった機能もしっかり利用しながら、日本橋 長崎館でしっかりとした情報発信をしていきたいと思っております。

【松本委員】最後にしますけれども、ですから、今後、決算が今後出る時に報告の資料として、物産のところのアンテナショップ長崎館でこういう催しをやりました、こういう成果が上がりましたというものを、1年間、決算の時に総まとめで上げていただくことによって、費用対効果の意味合いがわかると思いますし、ただ、賃料を5年間、1億円ずつ払っていただけという数字だけにならないように、しっかり観光や移住にもつながっていく事業だと思いますし、大きな商圈でございますので、しかし、全国との競争になります。そこを打ち勝っていくために、期待をしておりますので、しっかり取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【赤木委員】予算について何点かお伺いいたします。

まずは、横長資料19ページの観光需要回復促進事業費5億円についてお伺いします。

こちら、2月の補正予算でも「ながさき“心呼吸”の旅」ということで、これに関連する部分もあるかもしれませんが、まずその“心呼吸”の旅が今どういう状況になっているのか、この予算

を審議するに当たってお伺いしたいんですけれども、お聞かせいただけますでしょうか。

【佐古観光振興課長】 まず、“心呼吸”の旅につきましては、3月2日に販売開始しますという告知をいたしまして、実際の販売は3月8日から開始いたしております。合計で販売計画としては7万人泊分、全体で4億円の予算でございます。この7万人泊のうち、コンビニクーポンを利用した販売というのが、もう既に現在の時点で6万人泊分予約が入っているという状況でございます。

これを詳しく申し上げますと、例えば今日予約をした方が、明日の夜中に24時までに代金決済をしない場合は予約が解消されて、また販売にのるという形になりますので、現在そういう事例が、例えば3月8日の予約が4万人泊分ございましたけれども、その中から1,800人泊程度が代金決済がなされずに、再度販売に回ったという状況がずっと日々続いていく形になります。

今申しあげましたコンビニと別に、事務局を立ち上げておりまして、その事務局に直接電話で申し込んでいただくという形の分が、今、1万人泊分用意をしております。こちらについては、昨日の段階で1,803人泊分の予約を受け付けているという状況でございます。ですから、残りが8,200人泊程度です。ですから、現状で言いますと、事務局に直接電話で申し込むという手法と、それからコンビニの予約が取り消された分がまた戻ってきていますので、そのルートでまだ継続して予約は受け付けられるという状況でございます。

【赤木委員】 詳細な説明ありがとうございます。既に多くの県民の皆さんから様々なご意見が寄せられていると思います。私の方にもいただいております。

やはりその反省を次のキャンペーンには活かさないといけないと思っはいるんですけれども、もともと情報発信も速やかに行う予定だったと思います、今回の“心呼吸”の旅もですね。ただ、これだけ早い期間で予約が埋まってしまうような状況であれば、情報発信にそこまでお金をかけなくても、もう県民の皆さんが広く知ってしまっている状況もあるので、今回予算計上されている情報発信費についても、いろいろ考えないといけないのかなと、やり方も含めて考えないといけないのかなと私自身は考えています。そこら辺、反省も含めてどういったことが今後考えられるのかお聞かせいただければと思います。

【佐古観光振興課長】 まず、先に情報発信費の活用ですけれども、この4億円のうち3,000万円を情報発信経費として計上しております。委員おっしゃるとおり、もうほとんどの方に知っていただいているのかなと思っておりますので、その情報発信経費自体を割引助成の原資にするかどうかというところは財政当局とも相談しながら検討していきたい。私としては、少し前向きに検討はしたいなというふうには思っているところです。

それから、販売手法の反省点というところですけれども、去年の6月から幾つかキャンペーンを講じてまいりまして、特に去年の6月、まずスタートいたしました県民向けキャンペーンというのが、宿泊施設に直接予約をすれば、もう宿泊施設が割り引いた額をいただいて、その分を県に請求してくるというやり方、これが非常にご利用いただいた要因の一つだと思っておりますけれども、これがどうしても予算の管理というのが、事後的に宿泊施設から数字をいただいて、実際どれくらい利用されているかとい

うのが把握できるということだったものですから、結果的に、当初4万人泊の県民向けの販売計画を、議会からもプラス10万人泊認めていただきまして枠を広げたという経過がございます。

それから、その次に6月19日から全国向けのキャンペーンを昨年実施いたしましたけれども、この場合は宿の直接予約というのが、予算管理がなかなか厳しいということで、コンビニクーポンと、それからオンライントラベルエージェントを通じた予約、この2つのルートで販売をしたと。この販売手法であれば予算管理もできます。それから、Webの中で完結する手続きになりますので、Webをよく利用される方からすると非常に便利な制度、私どもの手間もそうかからないということです。ただ、ここの欠点は、通常インターネットを使われない方に非常にご不便をかけてしまうということもございました。

そういう昨年のいろんな状況を踏まえて、今回、県民向けのキャンペーンを実施するに当たっては、コンビニクーポンと、それからどうしても離島地域でコンビニ店舗がない地域もございますし、操作に不慣れな方もいらっしゃいますので、そういう方に対しては直接事務局に電話をいただくという販売手法、これであれば予算管理ができるということで導入をしたわけですが、私自身、7万人泊という販売計画に対して、昨年のキャンペーン時はまだ県内の感染者数は17名でございました。現在がもう1,600名を超えるという状況ですので、これを踏まえた県民の皆さんの旅行意欲というのがどの程度戻ってくるのかということが非常に心配している部分でもあったんですけれども、実際販売を開始してみますと、コンビニの分については実質5時間で6万人泊分の予約が入ったと

いう状況。それから、電話申し込みについては、これは今、大変申しわけなく思っておりますけれども、なかなか電話がつかないという状況がございまして、今日から回線も増やして対応はしておりますけれども、それでもなおつながりにくいというご不満が観光振興課なり、県の観光連盟にも数多くいただいているところで、できるだけスムーズに対応できるように、少しずつ、細かい部分からオペレーションの見直し等も引き続き行ってまいりたいと思っておりますけれども、なかなかこの販売手法、いろんな方にご不便をおかけすることなく、かつ私どもの立場として予算管理をしながらそれを実現するというのが非常に難しいということは、昨年、そして今回のキャンペーンで非常に痛感しておりますので、冒頭ご質問があった5億円の反動減対策を当初予算に盛り込んでおりますけれども、これの実施に当たりましても、今申し上げた非常に難しい部分をどう成り立たせていくかというところをしっかりと検討して実施してまいりたいと思います。

【赤木委員】詳しくご答弁いただいております。ありがとうございました。

ある意味うれしい悲鳴である部分はあると思います。多くの方が利用されて、県内の観光業が潤っていただくことがいいなと思っていますし、観光事業者からも少しずつ回復してきているという声を私も伺っております。そういう契機になればいいなとは思っているんですけれども、やはり反省は次に活かさないといけないとも思っている部分がございます。

私もいろんな意見をたくさん県民の皆さんからいただいて、お伝えしないといけないと思った部分は、先ほど課長もおっしゃったように、やはり離島では買いにくい部分があって、電話

も今おっしゃったようにつながらないというのはやはり課題であったと思っていますし、今回のクーポンの場合、コンビニが10時から販売開始であったと。そういうことで、サラリーマンの方は全く買えずに、それこそ5時間で完売してしまったということなので、普段働いている方は全く買えなかったというお叱りというか、要望がありました。

さらに、一人今回5枚が上限でしたけれども、もうちょっと多くの方に行き渡るように枚数を減らすことも検討すべきだったのではないかと、ご意見を県民の皆さんからいただきましたので、次のキャンペーンに関してはそういったことを、いろんなご意見もいただいたと思いますけれども、反省を活かした形で多くの方に、今度は全国対象となっていますけれども、多くの方に利用していただけるような検討をさせていただきたいと思っております。最後は要望です。

次の質問に移ります。次に、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費についてお伺いいたします。

こちら、もちろん観光地、宿泊施設のバリアフリー情報の提供ということも今回の予算には盛り込んであるんですけれども、実際利用される方からのお話を聞いた時に、観光地に行きたいんだけど、どこに自分たちが利用できるトイレがあるかというのがすごく大事な情報でもあると伺っております。そのバリアフリーに対応した、ユニバーサルツーリズムに対応したというんですか、それにもちゃんとトイレの情報が載るような仕組みづくりに今なっているのかというのを1点お伺いしたいんです。

【佐古観光振興課長】ユニバーサルツーリズムにつきましては、今年の1月末に長崎空港内にワンストップの窓口を設けたところです。

その間、今年度どういう取組を進めたかと申しますと、今、委員がお尋ねになられたバリアフリー情報、この収集を年度の初めにかけて、これは県内の各市町とも連携し、それから宿泊施設、観光施設、そういったところでどういうバリアフリーの状況になっているかというところをしっかりと調査をしまして、それは今、県の観光の公式ホームページでも掲載をしておりますし、ユニバーサルツーリズムセンターが立ち上がる時に、その情報を持っているという状況をつくったうえでセンターを立ち上げましたので、そこに電話でお尋ねをいただければ、今、収集できている情報についてはご案内ができようかと思っております。

ただ、例えば道路沿いのちょっとした公園のトイレとか、そこまでまだ十分手が回っていない部分もあるかと思しますので、このバリアフリー情報につきましては、毎年、どんどん積み上げていきながら、細かいところまでご案内できるような体制をつくっていきたいと思っております。

【赤木委員】ぜひともよろしくお願いいたします。多くの方に楽しめる環境がこのお手洗いの情報にもあると。お手洗いがどこにあるかという情報でいろんな障害を持たれた方が行ける一つの指標にもなっていると対象の方からも伺っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

最後に、物産ブランド推進課関係の予算に絡むんですけれども、昨年、よかもんキャンペーンで多くの県民、県外の方も県産品を買っていただいた事業がございました。今年も第3弾を考えているということだったんですけれども、昨年の反省で、サイトがつながりにくい状態がありました。多くの方々にお買い求めいただい

たことでもあると思うんですけども、サイトがつながりにくい状況があったので、それを改善していただきたいとは思っているんですけども、いかがでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】 昨年から取り組んでおりますよかもんキャンペーンでございます。購入サイトへつながりにくいといった部分ですけれども、昨年6月から開始した際には、実は旧サイト、画面としては少し古い形で実際やらせていただいて、第2弾から新たなサイトに切り替えをさせていただいたというところでございます。やはり初日などは、実際やりますとかなりのアクセス数がございまして、つながりにくいというか、サーバーがダウンするといった事態もございました。あと広報を打つたびにアクセスが伸びるというのも、我々も数字を追っていく中では見えております。

だんだんとそういったことをやっていく中でどれぐらいの負荷がかかってくるのかということも多分見えてきているところがございますので、物産振興協会の方ともそういったところは共有しながら、改良できるものは改良していきたいと思っております。

【赤木委員】 ありがとうございます。やはり購買意欲があってサイトを見られている方々がいらっしゃると思いますので、その方々がスムーズに購入できるようなサイト運営に努めていただきたいと思います。

以上です。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】 私も、今、質疑がありました観光客誘致対策事業費、観光需要回復促進事業費の件でちょっと確認します。

今の赤木委員の質疑の中で、今回、当初予算

に載っている5億円の予算の分と、先議した4億円分の費用の件ですけれども、もちろん中身は時期が分かれているだけで、目的、内容というのはほぼ同じですよ。その分は同じ地方創生臨時交付金を活用した事業ですけれども、今は、この2つの事業を総合的にできないことになっていると思います。今後、そこを総合的に運用できるような方向で進めていきたいというふうに、さっき課長が答弁されたのかどうか、確認なんですけれども。

【佐古観光振興課長】 先ほど、赤木委員のご質問の際に申し上げましたのは、4億円の事業の中で、その内訳として3,000万円の情報発信経費がございまして、ここの一部を割引の原資として使わせていただくというところは少し可能な部分かなと思っておりますので、財政当局とも相談のうえ、検討したいという内容でございます。

今の深堀委員の4億円と5億円を一緒にできるかということ、4億円と5億円につきましては、県庁内の整理といたしまして、G o T o 前の4億円とG o T o 後の5億円と分けて考えておりますので、自由に、例えば私だけの判断で4億円が足りないので5億円をもってくるというのはできないというのが現状でございます。そうするためには、県全体での判断が必要になってくようかと思っております。

【深堀委員】 予算総括質疑の中で大場議員からそういう趣旨の質問があって、多分部長が答弁されたと思いますけれども、やはりこの事業の目的を考えた時に、そこを柔軟にしなければ、特に、先ほどから3月8日の開始時点からかなり多くの申し込みが出てきているという県民の期待といいますか、県民も非常にこの事業について興味を持ち、それに乗っかろうとしているわ

けであって、そこから考えた時にG o T o トラベルキャンペーンの開始時期がいつになるか、今わからない状況の中で、これは先議の分でいけば4月30日までが対象になるわけですね。じゃ、仮にG o T o トラベルキャンペーン自体の開始時期が大幅にもしずれ込むようなことになれば、そこにどうしても空白の期間というのが生じる可能性があるわけです、これはわかりませんけどね。

その時に、この5億円、今回載せている予算をそこにもっていくという柔軟なことを考えないと、県民の期待といいますか、そして、これは全国の方も対象になるかもしれませんが、そういったところの需要を獲得するためには、そういう柔軟な運用をしなければいけない時があるのではないかというふうに思っているのです、ぜひその点は、課長の独断ではできないというのは十分わかるんですが、部内でしっかり協議をして、そして財政当局とも協議をして、柔軟な取り扱いができるように、ぜひお願いをしたいと思います。

特に、今回のスキームは、事前の申し込みをして、1,000円で6,000円分のクーポンを購入するわけですね。松本委員も買われたと聞きましたけれども、実際にそれは券を手元に持っているけれども、泊まってその6,000円分のクーポンを使わないと、実際にこの予算には連動しませんよね。

もしかしたら、こういう需要が増えたことによって、ホテルの料金も例えば上がったり、もしくは取れなかったりということで、4月30日までにクーポンを買ったけれども、利用できないケースもゼロではないと思うんですね。そういった時の予算を、じゃ、4月30日を過ぎて、その精算が終わった時に4億円実際に使わなか

ったとすれば、その余った分を本予算に回すというようなことも考えられるのではないかと、額は少ないと思いますよ、そういうことも考えられるので、ぜひそういった柔軟なことを調整をしていただきたいということを求めていると思います。

次に、21世紀まちづくり推進総合支援事業費についてお尋ねをします。

滞在型コンテンツの開発専任職員の配置ということで、この手の事業というのは過去にもあったと思うんですが、長崎県観光連盟の方にコンテンツ開発の専任職員2名を配置すると。そして、専任職員を補完するアドバイザーを地域へ派遣するというふうに、地域ならではの資源を活かした魅力ある観光まちづくりを進めることに資する事業だと思うんですけれども、さて、どういう人たちをイメージして専任職員に登用するのか、どういう方をアドバイザーとして派遣をするのか、このあたりを詳しく聞いてみたいと思って質問をしております。

【佐古観光振興課長】 まず、専任職員の配置とアドバイザーですけれども、私も観光振興課に参りまして3年たって、少し課題として考えておりますのが、やはり観光まちづくりをしっかり進めていくということになりますと、それぞれの地域の民間のキーパーソンの方ですとか、それから市町の皆様としっかり腰を据えておつき合いをして一緒につくり上げていかないといけない。

そういう中で、観光振興課の職員ですと、どうしてもどこかのタイミングで異動等もございますので、地域としっかりつき合っていける機能というのを観光連盟に置きたいと。それがそれぞれの地域でのまちづくりが進むのではないかという判断のもとに今回このような予算を要

求しております。

まず、専任職員でございますけれども、今2名を想定しております、このうち1名は既に例えば旅行会社等でまちづくり、いわゆる観光、滞在型のコンテンツの造成、そういった業務に携わられた経験、そして実績がある方を想定しまして、公募をして配置をしようと考えております。

もう一名につきましては、そこまでのレベルは求めておりません。極端に申し上げますと、大学新卒者でも構わないかなと思っておりますけれども、連盟の中で長い期間、先ほど申し上げた経験を持っている1名の方のノウハウも吸収してもらいながら成長していただける人材というふうな想定をしております。

それから、もう一つのアドバイザーにつきましてはですが、これは具体的に私どもが取り組んでいる事業、2つ関連するものがあるんですが、一つは、住んでよし・訪れてよしのまちづくり応援事業、これは各地域の住民の皆さんが主体となって魅力あるまちづくりを進める、そこを県と市町が支援をするという制度です。この中で、取組の初年度につきましては、その地域の大きな構想を描いていただくということを進めます。その中で、その地域の皆さんの中から、こういう方にアドバイスをいただきたいという提案をいただいて、その地域の方が望むアドバイザーの方を、これはいろんな方がいらっしゃいます、大学の先生もいらっしゃいますし、実際に国内のあちこちでまちづくりを応援している方とか、いろんな方がいらっしゃいますけれども、地域の皆さんのニーズに応じた方を派遣するというのを今やっております。

もう一つは、これはコロナ対策としまして、

昨年の9月補正で地域のご当地グルメを開発するという事業を今取り組んでおりますけれども、これもキーパーソンの方がいらっしゃいまして、既に国内の別の地域でご当地グルメを開発して、これも単に開発しただけではなくて、しっかり商流に乗せている、実績を上げられている方がいらっしゃいます。これは民間企業のOBの方で今はフリーで活躍されている方です。この方に今、県内の各地域にしっかり入ってもらって、なかなか厳しいご意見もいただいております、地域で本気でやらないといけないとかですね。それが逆に、地域の皆さんの何といいますか、取組意欲をものすごく喚起しているという状況もございます。

少し長くなりましたけれども、今2つ、実際アドバイザー的なものを行っている事業があるんですが、今回のこのまちづくり推進総合補助金の中でも、そのように地域でのそれぞれの取組というのはやはり地域ごとに違ってまいりますので、どういう方が適当なのか、それは地域の方が名前を挙げる場合もあると思いますし、私どもが持っている人脈の中で適した方を探して、アドバイザーになっていただいて派遣すると、そういった形を今考えているところでございます。

【深堀委員】 詳細な説明、ありがとうございました。専任職員については、当然長期的なスパンで活動していただけるものということも理解しました。決算とかでも当然この事業の成果等々は報告があると思うんですが、ぜひこういった新たな職員を配置して磨き上げをするということであれば、しっかり成果を出していただく形で、議会の方にも報告をいただければというふうにお願いをしておきたいと思いません。

最後に、プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業費2,269万1,000円の件で確認だけさせていただきます。

V・ファーレン長崎と長崎ヴェルカの活動を支援するという中身になっているわけですが、先般、2月の末にV・ファーレン長崎の開幕戦があって、そこに私の友人が参加していたんですが、その友人からものすごくよかったという報告があって、言ってほしいと言われました。何かというと、その開幕戦の時に知事が参加されていて、相手は金沢だったと思いますけれども、金沢から来ているお客様というか、ある意味来ているお客さんに対して、知事が歓迎の言葉を前面に出して挨拶された。長崎県民として、非常に他県から来ている人に対する思いがうれしかったと、長崎県民がですよ。知事が来てくれている人に対して、長崎県民に対するよりも、そっちの方を重視してよかったと。当然ここにも予算に載っているようにアウェーに来てくれているお客様に対する抽選会とか、非常にこれはいい取組だと思います。これがまたリピーターになったり、サッカーとかそういうことではなくて、長崎に来ていただくことにつながる非常にいい事業だと。

その話を踏まえたうえで、この長崎ヴェルカ、今からの話なんですけれども、V・ファーレン長崎の分についてはアウェーのお客様に対するそういった支援があるんだけど、今回のこの事業でいけば、長崎ヴェルカについて、県民に対するそういった催しのものはあるけれども、今言ったアウェーで来てくれている方に対する支援といいますか、事業といいますか、そういったものがないのかなと、この資料を見て率直に思ったものだから、質問をしています。

【野口スポーツ振興課長】ありがとうございます

す。V・ファーレン長崎は、これまで県内での県民への周知プラス支えていくと、全体で応援していくということに集中して取り組んでおったんですが、今年、今まで県外からアウェーでいらっしゃるお客様の経済効果も大きいということと、交流人口の拡大にもつながるということで、今回、新規的な施策としてアウェーのお客様の誘致を予算として計上させていただきました。

長崎ヴェルカにつきましては、来シーズン立ち上がるんですけれども、とりあえず、当面は、今までV・ファーレン長崎で実施していた県民応援フェア、試合に行ってもそこでPRをする、イベントを実施するという事業と、それから県民招待事業、まずはここから取り組ませていただいて、長崎ヴェルカ様といろいろお話を差し上げる中で、アウェーのお客様をもっとどんどん呼び込むということを次の施策として検討していきたいと思っております。当面、V・ファーレン長崎で来年度反応を見て、将来的には、委員から提案があったように検討してまいりたいと考えております。

【深堀委員】県民もそれはものすごくいいというふうに反応していると思います。おもてなしのことを一般の県民もしてほしいなと思っているので、ぜひ検討のほどをお願いいたします。

終わります。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】横長資料に沿って質問していきたいと思えます。

14ページの長崎県文化観光推進事業費の中で、これは縦長の資料にもありますが、長崎歴史文化博物館及び長崎県美術館のWi-Fi環境の整備ということで2,200万円上げていますけれ

ども、観光都市としても、文化施設のこの種のWi-Fi環境の整備というのはもうマストだと思っているんですけども、今回、こういう形で整備の予算が上がってきていますが、本県の文化観光の拠点となる施設で、今、Wi-Fiの環境の状況というのはどんな状況になっているのかということと、まだ整備できてないところがあれば、どういう計画を立てて実現しようとしているのか、環境整備をしようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【村田文化振興課長】ご質問の件でございますけれども、この文化観光推進費につきましては、国の補助金を活用して整備を進めようとするものでございまして、この国の補助額が3分2というふうに大変有利な状況になっておりますので、整備を進めていこうと考えたところでございます。

まずは、県内全体の拠点となります歴史文化博物館、また美術館については、まだWi-Fiの整備ができていなかったということもありましたので、ここをまず優先的にやっていくと、初年度はやっていくということでございます。そのほかの施設について調査をしているわけではございませんけれども、今後、市町と話をしながら、施設の管理者と話をしながら、整備できるものについては整備していきたいと考えております。

【前田委員】今、課長から初年度ということを含めて、正直まだ環境整備、Wi-Fiがなかったのというのが正直な気持ちです。私たち以上に、当然来館される他県の方々はそう思うと思っていて、そうなった時に有利な財源もあるということですから、もう少しそこは調査をかけて計画的にやっていかなきゃいけないと思うし、交流人口で潤うという話になった時に、このあた

りはイロハのイのような気がするんですが、部長としての今後の決意も含めてご答弁いただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】今後、インバウンドの方に文化施設に来ていただくということでいけば、そういった環境整備というのは非常に不可欠なものだと思っています。

なかなか今まで予算的な手当てが難しかったんですけども、今、課長が申しました国の手当てというのが、去年、文化庁の方で新しく「文化観光推進法」という法律ができて、やっぱり文化庁としても文化財の保護・保全じゃなくて、より活用を促進するというような趣旨での新しい法律でございます。その法律というのが、先ほど申しましたように3分の2の高率で、ハードも含めて幅広く支援が受けられるという内容になっておりますので、今しっかり博物館を中核とした県下を周遊するような、周遊と文化を組み合わせたような計画を立てております。ぜひそういった有利な財源を活用しながら、文化を観光につなげていく、インバウンドも含めてまた呼び込んでいく、長崎の強みでもありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【前田委員】しっかりした取組を期待します。

15ページの長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム等運営事業費について質問させていただきます。

私、孫文と梅屋庄吉での事業というのは、当初、時限的なものだという認識をしていたんですけども、今現在も含めてずっと続いているわけですが、当初のスポットの当て方からすると、かなりミュージアムの入館者も含めて減少しているということ。そして、それはKPIの評価の中でも指摘を受けている話で、5万人の入

場者に対して、これはいつですか、元年ですか、3万4,301人だったということで、令和2年は3万8,000人に入場者の目標の設定も変更しています。コロナ禍ということを含めて非常に厳しいということはわかりますが、この孫文と梅屋庄吉というものを題材とした何を、じゃ、このミュージアムとか、この事業で目標を、目的を達成しようとしているかというのが、コンセプトをいま一度見直す時期にきていると思うんですが、そういうことを含めて、実績の評価の中でも改善が必要というような指摘を受けていますが、令和3年度の事業の予算立てについて、どういうところを今回見直しをしたのかについてご答弁いただきたいと思います。

【村田文化振興課長】 孫文・梅屋につきまして、従来から積極的な対応ということでやってきたところで、今ご指摘があったように、近年については孫文・梅屋ミュージアムについても少し入場者数も減少しているというところではあります。

ただ、一方で、この孫文・梅屋ミュージアムを活用いたしまして様々な情報発信を進めていくわけですが、特に、学校教育の中でこういったものを、孫文・梅屋について子どもたちに対して認知度を高めていく取組をやっておりまして、新年度といえますか、毎年の事業ではあるんですが、4月には各学校にスタンプラリーのようなものをお配りして、ここにお越しいただくというような取組でありますとか、毎年11月が梅屋庄吉の生まれた月ということもありますので、その月を梅屋庄吉月間と題して少し手厚い展示会なども開催しているところでもあります。

なかなか入場者数に結び付いていないというところはありますけれども、今後も引き続き取

り組んでまいりたいと思っております。

【前田委員】 国が行うような行政レビューなんか例えると、やっぱりこれは大幅な見直しというのを多分求められるような事業だと私は認識していますので、令和3年、まだコロナが続く中で厳しいとは思いますが、しっかり頑張してほしいということを要望しておきたいと思います。

ほかの委員も質問しているので重なるところは省略して、観光需要回復促進事業費について質問させていただきますが、種々、今打ったやつ反省というか、検証も含めた答弁が出てきていますけれども、結局のところ、この7万人泊が2日、3日程度で売り切れてしまったということを含めた時に、委員の中から買いきれなかった人がいるとか、ネットの扱い方がわからなかった人がいる、売れたのかとか、いろんなご指摘がありますが、目的としては7万人泊を売り切ることが目的になっているんですか。そこら辺を含めたところを確認しておかないと、新年度の8万人泊に対しての臨み方というか、確認の仕方が違ってくるので。

これを立ち上げるに当たって、医療従事者とか、そういう方や介護の方は当然利用できないですよ。だから、あまねく広くの方に公平にということにそもそもならない。

そうは言いながらも、2日、3日で売り切れてしまって、買えない人がたくさんいたとか、どこかで買い占めた方がいるよねみたいな指摘もある中で、この7万人泊の売れ方の捉え方をどう捉えているのか。結局、それが純粹に使われるとすれば、経済効果としては対象の事業者に対しては当然お金が入ることだから、一定目的は達成するのかなと思っているんですが、その辺の行政としての評価というか、

立ち位置というのをまず確認させていただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】基本的な考え方としましては、この7万人泊を全部売り切るという考え方でございます。

ただ、予算規模が非常に難しいところでもございますけれども、昨年の県民向けの販売計画が14万人泊で、その半分程度という予算規模になっております。これは明確な目標で7万という数字を出したというよりも、第3次の国の臨時交付金、これを全庁的に調整する中で、観光のG o T o前の対策としては7万人泊という、調整の中で最終的に決定した予算規模ということになっております。

【前田委員】私が求めた質問と少し答弁がかみ合いませんけれども。

そういうことも含めてなんですが、じゃ、今回は期間を4月末ということで設定しましたよね。G o T oの再開がいつになるかわからないということで、もしかするとこの事業を決定する時には3月中に再開するんじゃないかとか、そういうお話もありましたけれども、今現在は、地域を限定しながら検討したいけれども、その再開時期についてはまだまだ未定という話の中で、仮にこれが5月とかに入っていって、まだG o T oが再開できない。もしくは、こういうことがあってはいけないけれども、仮にまたコロナが第4波も含めて少しまた出てきたという時になったら、当然これはG o T oの再開というのは延びるわけですが、その間のG o T oまでの7万人泊でやりまして、G o T o後の8万人泊を今予算計上していますが、その前倒しで活用するということは検討できるのか、できないのか、その辺について考え方をお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】最終的には、関係課と協議のうえ決定していくことにはなりますけれども、当初予算の5億円につきまして、これは非常に難しい見極めが必要かと思っておりますけれども、まず、G o T oトラベルの再開、私どもの期待としては、随時観光庁の方にもいろいろ状況を聞き取りもしておりますけれども、4月に入りましてから、一つのタイミングとしては3月21日の1都3県の緊急事態宣言がどうなるかということ、4月に入って早々に、例えば感染者数がもう落ち着いている都道府県限定でG o T oが再開される、そういうお考えもあるようです、観光庁においてもですね。ただ、これはどうしても医療、様々な分野含めて、最終的には政府で全体として決定をされることですので、まだ最終的なところは見通せませんけれども、所管省庁としてはできるだけ早く限定的な再開を始めたいというご意向がある。私どもの期待としても、4月にそういう状況が実現できれば、今、私どもが単独で講じているキャンペーンと、それから4月のG o T o再開というのがうまくつながっていけるのかなというふうに思っています。

これがうまく私どもの期待どおりに運ばずに、G o T oの再開が例えばゴールデンウィーク明けになってしまったりとか、そういう状況が少しでも見えてくるようであれば、当初予算については4月以降の執行になりますので、もともとの反動減のものを前にもってきて、第2弾の独自のキャンペーンをするということは、可能性としてはあり得るものと思っておりますので、引き続きいろんな情勢を見極めてまいりたいと思っております。

【前田委員】今、仮定の話をしてても仕方ないので、情勢を見ながら議会側とも相談をしていた

だきながら進めていただきたいということを思っております。

ただ、私たちも党として、そして業界の方の要望も含めて、G o T o後の急激な落ち込みに対して打っていただいたけれども、そもそもよくよく考えたら平時の時は当然G o T oというのはなくて、G o T oをしたがためにこの35%引きという話の中で、通常のプロパーの値段が高く感じてリバウンドがくるんじゃないかということで組んでいただいていると思うんですが、もろもろそういうことを考えた時に、G o T o後に本当に支援すべき施策は、このコロナ禍の中の支援もさることながら、やはりそれまでに観光の産業、もっと言えばそれぞれの事業者の体力というか、経営を強くする、もしくは事業を強くしていくということが大事だと私は思っています。

そう考えた時に、20ページの観光産業高度化事業費というものが予算に組まれておりますけれども、事業名として観光産業高度化というふうに大上段に構えている事業費ですけれども、もし、私が言うようなそれぞれの事業所を含めて体質強化を図っていくということであれば、観光産業高度化事業費のここにいろいろ書かれていることもですけれども、その事業者自身が事業展開をしていく、要は、産業労働部で掲げているような事業構築のような予算というものを、私は文化観光国際部の中でも、この高度化事業費のあたりに絡めて独自に、交流都市、観光都市である、観光で長崎はこれからも生き残っていくんだ、観光消費額を、平成30年度3,778億円をR3年の3,944億円、最終年次には4,137億円にするという目標があるならば、もうちょっとそこに傾斜して事業を打ち込んでいくべきだということを思っていますけれども、この観

光産業高度化事業費について、今後の取組も含めたところで答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

【佐古観光振興課長】 令和3年度の当初予算の検討に当たりましては、コロナの影響が非常に大きい時期で、私どもとして再認識をしたのは、やはり体質を強くしないといけないと、委員がおっしゃるとおりです。体質をどうやって具体的に強化するかと、私が考えたのは、やはり宿泊事業だけで経営をしていると、なかなか人の動きが止まった時にリスクをもろにかぶってしまうと。ですから、ほかの事業、人の動きが止まっても売上を出せるような事業を多角化するようなことが必要ではないかというふうに考えました。

私どもで予算要求ということも検討はいたしましたけれども、並行して産業労働部の方の施策についてもいろんな意見交換をして、私の思いも少しぶつけて意見交換した結果、やはり国の財源も入ってくるような、宿泊事業者も含めた事業の多角化を図るような事業もございましたので、そこはもう産業労働部の方にお任せをして、私どもとしては今記載をしておりますような、少し地域の魅力を高めるところに現状としては注力をしているところです。

【前田委員】最後に要望だけしておきますけれども、今おっしゃったように中小企業庁が事業再構築補助金ということを今度打ち出しますよね。でも、これは業種を問わず全業種になっているし、国が一括で申請を受け付けるということを考えた時に、なかなかハードルも高いと思うし、申請して採択されるまで時間がかかると思うんですよ。そういうことも含めて、おっしゃるように産業労働部で、これは規模、漏れたところという意味でとったんでしょうけれども、

100万円掛ける50社の5,000万円もの事業構築の新規の予算を組んでいますけれども、やはり今、課長がおっしゃったようなことを考えた時には、この観光産業でこういった事業の再構築をするということを特化して考えた時に、もう少しフレキシブルに動けるような、もっと事業者の期待に応えられる予算を、ぜひこの動向も見ながら補正予算も含めてご検討いただきたい。まだ地方創生交付金も残っておりますし、財政調整基金も取り崩すというような答弁も本会議で出ていますので、研究し、そして関係団体の声というものも拾っていただきたいということを最後に要望して私の質疑を終えます。ありがとうございました。

【中村(一)分科会長】 休憩いたします。

— 午後 4時26分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 まず、質問をするに当たりまして、ちょっと指摘をさせていただきたいと思うんですが、先ほど、松本委員からアンテナショップの話があったですね、課長。大体松本委員というのは委員でいらっしゃいますけど、副議長という役職で、こういった指摘を受けるとするのは、これは大きな問題になるわけですよ。しっかりと予算編成する時は、議長、副議長とも相談しながらやっておりながら、こういうふうにならないように取り組んでいただきたいということを一つ言っておきます。これは答弁要りません。

続きまして、観光振興課長にお尋ねしますが、先ほど委員の方からもながさきリピーター創出促進事業費の話がありましたけれども、これはこちらにいる八江委員が委員長の特別委員会で、

私が県内の小学校や中学校の修学旅行を対象にすべきではないかという話をさせていただきました。その時には、なかなかこう腰が重いのか、何かつかかかるものがありましたが、今になったらどう思っておりますか、現時点では。今回、そういった予算編成もしていただいておりますけれども、あの指摘をされた時から今日までの経過を踏まえたうえで、私の指摘に対してどのように思われているのか、現状を聞かせていただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】 もともとこの事業につきましては、県外からの需要の取り込みということで企画をしたものでございましたけれども、特別委員会で山田(博)委員から県内の学校の修学旅行の県内への方面変更というところも対象にすべきだというご指摘をいただきまして、決して私どもとして動きが悪かったと思ってはいないんですけれども、速やかに県教委とも相談をいたしまして、ぜひ使ってくださいというご説明を申し上げたところです。ご指摘どおりにやるべきだったかなというふうに今考えております。

【山田(博)委員】 そうでございました。私が勘違いしておりまして、大変失礼いたしました。やっぱり臨機応変、俊敏に対応していただいたということを改めて認識をさせていただきました。

観光振興課長、県議会の中には山田というのが2人あって、できれば山田博司委員と言ってもらいたいんだな。ここには一人しかおらんけれども、今後ですね。不愉快というところまで一歩も二歩もきているところでしたので、今後はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今回、このながさきリピーター事業というのは大変いい事業だと思っているんです

が、これは観光振興課長、教育委員会からこの事業をやる時にこうしてもらいたい、ああしてもらいたいという話はなかったんですか。

県内の小学校、中学校の修学旅行も一緒にやりましょうとなった時に、皆さん、いろんな人に話をしたら、それはいいことだということで、やった方がいいという話であったんですけども、なかなかしたくても実際は対応ができなかったと、規模の要綱があつてね。その時、教育委員会から、実際、修学旅行はこれだけの人数なんですよ、だから、これをこうしてください、ああしてくださいという話はなかったんですか。それはどうだったんですか。

【佐古観光振興課長】県の教育委員会の方から私のところまではいろんな要望等は特にいただいておりませんでしたけれども、ただ、この観光振興課の制度は使わない、規模の問題で使えなかった学校でも、少し時点は古いですけども、県内の3割程度の学校が方面変更をしたという情報等はいただいていたところではあります。そういうことを踏まえて、今回、新年度については少し事業対象を見直したということでございます。

【山田(博)委員】観光振興課長、部長をはじめとしてこういった事業をやるとういうことで、制度設計をいろいろやられてやったにも関わらず、教育委員会から、学校の修学旅行は長崎県の場合は100人じゃなくて、50人くらいなんですよという話がきて、そういうふうに変更してもらえませんかという話が、前向きなそういう話がきたのかどうかというのを私は確認したかったんです。ということは、話がなかったということね。

なぜこれを質問するかというと、この長崎県の中で、相も変わらず縦割り行政が続いている

のかと思っているんですよ、私は。全庁的、全庁的と言いながら、これはいい事業であるにも拘わらず、修学旅行はどれだけの人数でやっているかというのは、あなた方よりも教育委員会が一番わかっているんだから。それをなぜ一言言わなかったのかというのを、池松教育長は何をしていたのかと私は思っているわけですよ。だから、校則のこともいろいろ言いたくなるわけですね。

だから、部長、席があっちとこっちと離れておりますけれども、距離は遠くても心は近いでしょう。そういうことでもうちょっと、あなた方は連携してもらいたいなど。教育庁がそんなに敷居が高いのかと。高くはないでしょう。だから、もうちょっとしっかりやっていただきたいと思うんです。いかがですか。

【中崎文化観光国際部長】もうそれはご指摘のとおりだと思っています。我々も昨年、この事業を実施するに当たりまして、私も直接教育長にも話しながら、意見交換もしたところですけども、我々の方ももう少し、小・中学校にいろいろ情報提供する、あるいは小・中学校の状況を把握するというのには一番教育長が情報を持っておりますので、もう少し足しげく意見交換もしながら、制度の構築というところはまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】中崎部長、あなたは人間ができていね。立派よ。私があなたの立場だったら、「委員、ごもっともでございます」と、「教育長にしっかりとさせていただきます」と言うけれども、あなたもあちらを立て私を立て、板挟みで大変申しわけございませんけれども、これからも頑張っていたきたいと思っております。あなたは立派だと、今の答弁を聞いてさすがだと思ったよ。これからも頑張っていた

きたいと思っております。質問が終わったわけじゃないんですよ。まだ続きますからね、ちょっと待ってくださいよ。

続きまして、15ページに長崎歴史文化博物館企画展特別経費とありますけれども、こういつたものをする時にはどういった基準とするのかというのを説明していただけますか。簡単でいいですから。

【村田文化振興課長】特別経費負担金でございますけれども、美術館、博物館の企画展自体は美術館、博物館の指定管理の方々に企画等をお願いしているところなんですけれども、やはりどうしても芸術性の高いものを県としても企画展の中でやっていただくという必要があるものと思っています。そうしたものについては、一定県の方で政策的に判断をいたしまして、こういったものを企画展として開催してほしい、こういったものについて開催する場合は県の方から負担金を出すということでございます。

博物館につきましては、県と長崎市の共同設置でございますので、この2,000万円については県と長崎市がそれぞれ1,000万円ずつ負担をします。今回は、財団法人地域創造の助成金を1,000万円いただきましたので、実質的には2分の1の1,000万円を助成金、そして1,000万円のうち2分の1を県、2分の1を市という形で今回は負担金を出すということでございます。

【山田(博)委員】わかりにくかったので、後で休憩中にまた説明いただけませんか、申しわけございませんけど。

続きまして、物産ブランド推進課長にお尋ねしたいんですが、これは課長補足説明資料の20ページにありますけれども、今、コロナ禍の中でいろいろと輸出促進をやっていくということがあります。今回、オンラインで商談会をやる

ということでシンガポールになっていますね。世界にはたくさんある中で、なんでシンガポールにされたんですか。そこをまずお尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】今回、お尋ねの産品輸出促進事業費の中のシンガポールを対象とした事業でございますけれども、今回、民間事業者にも新規の販路開拓ということで、これは募集をかけまして事業者を選定してやっていこうと考えているところでございます。

そういった中でシンガポールでございますが、まずは、今、貿易公社を通じて販路拡大をやってございますけれども、現在の取組の中でシンガポールといったところの輸出というのがなかなか進んでいないというのが一つ。

あとは輸入規制というか、輸出の規制の部分で比較的に取り組みやすいということで、初めての試みですので、こういった意味でシンガポールというものを選定して今事業を構築させていただいたところでございます。

【山田(博)委員】大変積極的にやっていくと。積極的というのは某知事が本会議でよく言っていた言葉で、あんまり使いたくないんですけれどもね。

シンガポールということでありまして、大変それはいい試みじゃないかと思うんですが、これはどうなんですか、課長、全庁的にシンガポールでやろうかと決めたのか。物産ブランド推進課の方だけで決めたのか、そこだけお答えいただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】シンガポールというふうを選定したのは、現在、我々が取り組んでいる加工品、陶磁器、そういったものを含めた輸出額の状況を見まして、当課の方で一応シンガポールを中心にやっていこうということ

で決定しているということでございます。

【山田(博)委員】 部長、こういった輸出というのは、農林部や水産部、産業労働部でいろいろやっておりますね。その中で、私は、物産ブランド推進課長が一生懸命やっていることに水を差すわけじゃないんですけれども、やはりこういう試みというのはいいと私は思うんですよ。だから、産業労働部一緒にやりませんか、農林部やりませんか。水産部やりませんか、というのを心掛けて一緒にやっていくというのが大切じゃないかと思うんですよ。省庁で縄張り争いばかりしていたら、例えば水産部においては、いいですか、HACCPの免許をとっていない会社に委託調査をして、挙句の果ては調査したけれども、やっぱり輸出は無理でしたというような、極端に言うと、わかりやすく言うと、どぶにお金を捨てたような調査をしていたんだよ、水産加工流通課でね。その時は、起立して大変申しわけございませんでした、二度とこんなことはしませんと言ったけど、二度としませんと言いながらやってしまったんだよ、こんなことを。だからね、こういった失敗事例もあるものだから、こういったことをぜひほかの部の方にも呼びかけて指導的にやっていただきたいと思います。これは、今考えて戦略的にやっている、大したものだなと思うんですよ。部長、どうですか。

【前川文化観光国際部政策監】 輸出の関係は私の方で所管しておりますので、私から答弁をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、この輸出に関しましては、農畜産物は農林部、水産部、それから輸出の事業者の支援等につきましては産業労働部等も支援をしております、各部局連携しながらしっかり取り組まないといけないと思っております。

ます。

物産ブランド推進課は、常日頃から農林部、水産部とは非常に連携を図っておりまして、年数回の打ち合わせだけではなく、常日頃からの連携もしっかりとれていると思っております。

このシンガポールにつきましては、特に、今回、加工品を中心にまず新たな取組でやっていくということで、このやっていくということに関しましては、農林部にも水産部にも情報提供したうえで取組をやろうとしているところでございますので、しっかりと連携を図りながら、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】 農林部、水産部と言っていましたけれども、陶磁器関係でこれ売るんでしょう、今回ね。陶磁器というのは産業労働部がやっているんだよ、大体。産業労働部の話が出なかったからね。申しわけございませんけれども、私も農水経済委員会におったけれども、この件に私は関心があっていろいろ質問していたけれども、あなた方の言葉が全く出なかったんだよ。だけど、あなたの方が一生懸命やっているというのでびっくりしたんだよな。

いずれにしたって、陶磁器と言ったら産業労働部がやっているわけだから。しかし、今の政策監からは産業労働部のさの字も出なかったから、どうしたのかなと思ったわけですね。そこは、もういいです。時間がないから、今度またゆっくり質問したいと思います。

続きまして、スポーツ振興課長にお尋ねしたいと思います。サイクルツーリズム推進事業ということでやっておりますけれども、そもそもあなたは自転車に乗れるんですか、乗れないんですか。

【野口スポーツ振興課長】 自転車は得意でございます。

【山田(博)委員】 大変失礼いたしました。それはいいことでございます。

それで、スポーツ振興課長が自転車に乗ってやっているということですから、そのうえで質問したいと思います。

平成31年3月に長崎県自転車活用推進計画がつくられておりますけれども、これはご存じでしたか。

【野口スポーツ振興課長】 サイクルツーリズム関係の担当は企画監でございますので、企画監から答弁をさせていただきます。

【江口スポーツ振興課企画監】 土木部の方で計画をつくっていることは知っております。

【山田(博)委員】 では、それに沿ってこのサイクルツーリズムをやっているのか、やっていないのか、そこだけお答えください。

【江口スポーツ振興課企画監】 土木部の方で策定している計画の中でも、目標を定めてやっておりまして、その中でサイクリイベント開催における支援、それから地域の魅力を活かしたサイクルツーリズムの推進という目標が、たくさんある中に2つ掲げられております。この2点についてはスポーツ振興課が担当課ということで位置付けをさせてもらって、そういった全体的な計画の中でこういった事業についてもさせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 この自転車活用推進計画の策定にスポーツ振興課も携わったか、携わってないか、そこだけお答えください。

【江口スポーツ振興課企画監】 当時、計画を策定する段階から策定に関わっておりまして、その後、運営していく中、具体的にはサイクルツーリズム推進協議会というのを土木部の方でいただいておりますけれども、そのメンバーにも入っております。

【山田(博)委員】 この推進計画には、いろんな地域があるわけね。今回は島原半島になってますね。なぜ島原半島だったのか。ほかにもいっぱいありますね、ここもいいとか、あそこもいいとかありますけれども、なぜそこになったのかお答えいただけますか。

【江口スポーツ振興課企画監】 まずは、南島原市の方で自転車・歩行者専用道の整備に取り組まれたというのが大きなきっかけでございます。

それ以外にも、我々ソフト事業を担当する部署としましては、やはり島原半島というフィールドがすごくわかりやすい、一周してみたいというサイクリストの意見もございまして、島原半島というところに目をつけております。

あと、実は民間の動きもございまして、島原鉄道がサイクルトレイン、いわゆる自転車を列車の中に乗せて移動してもらおうとか、それから十八親和銀行も統合しまして、廃店舗というか、統合店舗を活かした地域貢献ができないかという話がございまして、実は十八親和銀行の方から島原半島でサイクルツーリズムをどうかというお話もありまして、そういった民間の動き、それからサイクリストのご意見、それから行政の動きもございまして、島原半島に注力をしていこうということで取り組んでおります。

【中村(一)分科会長】 時間がきていますので、まとめてください。

【山田(博)委員】 そのことを事前にぴしゃっと皆さん方に言って、これをやりますというPRをして頑張っていたいただきたいと思います。今の話は光っていましたよ。ありがとうございました。終わります。

【中村(一)分科会長】 分科会審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から分科会を再開し、引き続き文化観光国際部

関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 ４時４７分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月11日

自 午前10時 1分
至 午後 5時 8分
於 委員会室 3

スポーツ振興課長 野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監 江口 信 君
(スポーツ合宿・大会誘致担当)

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委 員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長(参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	永橋 勝巳 君
国際課企画監 (アジア・国際戦略担当)	坂口 育弘 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【中村(一)分科会長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

3月10日に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 おはようございます。

議案についてお尋ねをいたします。予算の10番の国際定期航空路線の維持・拡大、国際チャーター便とかいう、いわゆる航空対策費について2億540万円の予算が計上されております。

この航空対策費というのはどのような内容になっているのか、まずお尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】 国際定期航空路線につきましては、現下のコロナウイルスの感染拡大によりまして、既存路線2路線ございますけれども、いずれも運休をしております。

コロナの感染状況によりまして、来年度につきましては、年度後半からの運航開始を想定して、上海線や香港線の予算を計上させていただいておりまして、併せて台湾線につきまして、連続チャーターが実現した後、同航空会社が、昨年7月からの定期路線を見据えた計画をされておりましたので、台湾線につきましても、既存路線と同様に、10月以降からの運航開始を想定して予算を計上いたしております。

【小林委員】 まず、今、長崎県の国際戦略の中で一番重点的に、いわゆる外国からの、特に東アジア等々の活力をいかに長崎県、本県に持ち込み、これを取り込んで、いわゆる景気の活性

化、経済対策に向けていくかというようなことで、当然、重点的に取り組んでいただいているわけですが、今お言葉に出た、台湾の新規の定期航空路線を獲得しようと、誘致しようというようなことで一生懸命取り組んでいただいていると思いますけれども、今まではチャーター便等々で相当実績を上げられて、去年のうちに定期航空路線に昇格するのではないかと、こういう期待をいたしておりましたが、その後、コロナにおいて頓挫したような状況が耳に入っておりますけれども、その後における台湾の新規で、いわゆる定期航空路線につなげることができるかどうか、その辺についてはいかがですか。

【佐々野国際観光振興室長】台湾線につきましては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、連続チャーターを運航しました台湾の航空会社の方で、昨年の7月から、定期便化を見据えて計画をされていたということで、既に台湾側、日本側の定期の路線認可はもう終えております。

ただ、コロナ禍の中でありますので、同航空会社が運航しております台湾と日本を結ぶ既存の路線につきましても、全て運休という状況にありますので、既存の路線の運航再開につきましても、今のところ見通しが立っていないという状況でございますので、そういった路線の回復状況を踏まえて、長崎線についても継続して働きかけを行っていきたいと考えておりますし、この間、台湾の本社、それから日本側の代理店、それとハンドリングを受託する航空会社と、継続してメール、電話等で協議を行っております。

それと、先月2月ですけれども、航空会社と関係の深い旅行会社の台湾の事務所長が来日をされておりましたので、その際に直接面談をして、航空会社への調整もお願いしたところです。

さらに、航空会社からは、就航を見据えて、長崎県の台湾での認知度向上を図るという目的で、県産品を活用したプロモーションについても提案を受けておりますので、効果的な実施時期、方法等について協議を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】 まず、台湾の新たな、いわゆるチャーター便じゃなくして、定期の航空路線を誘致できるということになれば、相当大きな、いわゆる波及効果が本県にもたらされるんじゃないかと考えております。

令和元年度にチャーター便をかなり飛ばされて、その実績が会社に、長崎県との定期航空路線を締結しても遜色ないと、こういうような確かな手応えを感じられているかということと、コロナ終息後に、今いろいろとお話しされておりますけれども、確かな手応えとして、この航路を晴れて実現できるかどうか、その辺のところについて確かな見通しを明確にしていれば、大変ありがたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】 一昨年、5か月間連続チャーターということで運航されておりますけれども、そのときの搭乗率が91.5%ということで、かなり好調に推移していたということもありまして、航空会社の方としましては、定期便化を考えていきたいということで計画をされたという状況でございます。

コロナ禍の中でなかなか需要が、今後どう戻ってくるかというところは見通せない状況でありますけれども、JNTO等が台湾において調査を行ったところでは、台湾の皆さんが海外旅行に行きたいところというのは、日本が一番ということになっておりますので、引き続き訪日の需要というのは高いというふうに考えおりますので、コロナが終息して、日本と台湾の往来

が可能になれば、定期路線については可能性が高いというふうに考えております。

【小林委員】確かに、令和元年度の実績を見て、乗降客が91.5%と、要するに機材が180名乗りぐらいでしょう。それが91.5%、そこまで到達していると。これは大変な実績ではないかと思うんですよ。

だから、今言うように、78便もそういうような形でやっているわけだから、そういう点から考えてみても、どうしても台湾の定期航路については実現してもらいたい。

ここに航空対策費として約2億円出ていますが、これはぜひ、台湾の定期航路を誘致するために、航空対策費、かなり使っていただかなければいかんじゃないかと思えますけれども、その辺のことは、例えば長崎に台湾の航空会社が入ってきたら、どれだけの大きなメリットが台湾側にも与えられるかというようなことからしていけば、相当な配慮もしていかなんとかんじゃないかと。例えば着陸料とか、そういうところを軽減してみたりとか、いろんな利便性を図っていただかなければいけないと思いますが、その辺について、この航空対策費2億円の中では、この台湾誘致のためにかなりの部分が占めていますか。

【佐々野国際観光振興室長】こちらの定期航空路線につきましては、着陸料等の運航支援、それから、旅行会社が座席を販売していくための利用促進、それと、航空会社、旅行会社と一体となって台湾におけるプロモーションを行う費用、それと、台湾からだけではなくて、路線を維持していくためにはアウトバウンドも必要になりますので、長崎側でのアウトバウンドを促進するためのプロモーションの費用等も計上させていただいております。

【小林委員】 それでは、そういうことで、とにかく台湾の新たな定期航空路線を長崎県に持ち込むということは、何としてもやっていただかなければいけないと思います。

これまで上海、香港、この2つのルートの中でそれなりに長崎の国際線というものが維持されてきたけれども、ここに台湾の路線が入るといことは、相当大きなプラスになって、それはまた、波及効果が大きいと思うんです。それが、また別の定期航空路にもつながる可能性もあるということですね。

我々は、外国からのインバウンドで考えた時に、長崎県の中で一番宿泊率が多いのも台湾の方であって、中国が8万人ちょっとだとすれば、台湾は9万2,000人と、こういう数字を我々は以前からチェックしておりますけれども、台湾の皆様方は、相当親日家の中においても、長崎県を非常に大事に考えていただいていると、こういうことでもありますので、ぜひそれを実現してもらいたい。

これはもう一回、最後に、台湾は間違いがないという確信を持っているかどうか、そこについて確かな答えを言ってください。次の質問に移りますから。

【前川文化観光国際部政策監】台湾線につきましては、先ほどから委員もご案内のとおり、まずチャーターから入って定期化につなげていくという、国際線の誘致の私どもの一つの戦略の手法が実を結ぼうかとしているところでございますので、そのところは、しっかり結果を出せるように取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】 コロナがなかったら、去年の7月には定期航路が就航したったのではないかと、とても楽しみにしておりましたが、こういうコ

ロナの影響の中でこうして延びているということで、コロナがおさまれば、台湾の路線は確実に長崎のルートができるんだと、こういうふうにして期待をしておりますので、絶対に手を抜かないように、全力を挙げて実現をしていただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、4番の芸術文化振興費、これは6,086万円ぐらいとなっておりますけれども、時間もありませんから、私の方からお願いをしたいと思っています。

要するに、コロナの関係で、長崎県におけるところの芸術のグループとか、あるいは個人的にもいろいろと音楽等々を通じながら多くの県民の皆様方に感動と喜びを与えているような団体がいっぱいあるわけですよ。ところが、コロナの関係で演奏ができないと。そんなような形の中で、いろんなイベントの中止とか、せっかくの計画が全部なくなってしまったというようなことで、いわゆる団体・グループの皆様方が、団ですから、グループですから、それを維持するための経費もかかる中において、全くできなくなって、大変運営にお困りになっているという状況。まずは、長崎県としては、やはり芸術家を県の予算でもって育むというようなことについては絶対にやっていかなきゃいかんと思うわけです。コロナの影響の中で、県の支援が今まで以上に必要になってくると思いますが、まず、総体的にそういう認識をお持ちかどうか、お尋ねしたいと思います。

【村田文化振興課長】 今、委員からご指摘がありましたように、去年はコロナの関係で多くのコンサートでありますとか、演奏会等々が延期になったり中止になったりしたということで、大きな影響があったというふうに認識しております。

そうした中で、音楽団体の皆様等々とお話をする中で、やはり、今、委員からご指摘がありましたように、発表の機会が必要だというふうなことで、去年はオンラインを活用して、オンライン文化祭というものも実施させていただきました。

その中で、少しご紹介いたしますと、音楽部門であれば、県内唯一のプロの合奏団でございます、OMURA室内合奏団がございますけれども、そちらに課題曲の動画を作製していただきまして、県内の若者と共演をしていただき、オンラインでの共演ですけれども、そういったものも企画いたしました。

そうしましたところ、やはり参加者の皆さんからは、あこがれの存在との共演ということで、貴重な機会であったということで、今後の若者の技術、芸術活動の継続の意欲にもつながったというふうなことで、我々としては、一定効果があったものと考えております。

【小林委員】 だから、今お話が起きているように、芸術文化振興費の中において、いわゆる東京藝術大学と連携して、要するに、人材育成とか、あるいは地域芸術祭の活動とか、そういう文化芸術に貢献していきたいということで予算がとってあります。

私は、この部が総務委員会にまだある時に、今お話が出ました、長崎県で唯一のプロの楽団であります、いわゆるオーケストラであります長崎OMURA室内合奏団に対しての活動支援をお願いしまして、やっていただきました。今もお話がありましたように、オンラインを通じていろいろとイベントをやってくれまして、それが非常に効果があって、皆さん方に大変喜ばれていると。県も厳しい財政の中から、その当時お願いをして予算をとってやっていただきましたし

て、それを越える効果があったと思います。

今回のこういう芸術文化振興費というような格好で、今お話がありました、我々大村市に存在をする、今日は松本委員も北村委員もいらっしゃいますけれども、我々もこうして長崎OMURA室内合奏団については、地元大村市としては大変誇りでありますし、長崎県においても、特に八江委員が、旧県庁舎からこちらの新県庁舎に移る時に、県議会の本会議の議場で、長崎OMURA室内合奏団を幸いにして八江議長が連れてきて、そこで大きな大きな足跡と思いつくってもらったと。そういう大変ありがたいことがありました。

したがって、これからも予算は厳しいけれども、長崎OMURA室内合奏団に対しては、長崎県唯一のプロの、いわゆるオーケストラであるという視点から、もっともっと力強くご支援をいただきたいと思います。そこについてのお考え方をお願いしたいと思います。

【村田文化振興課長】委員ご指摘のとおりですけれども、OMURA室内合奏団は定期コンサート等のほか、教育普及事業等にも積極的に取り組んでいただいているというふうなこともありまして、幅広い県民の皆様に親しんでいただいていると、それとともに、良質な音楽を提供していただいているというふうに考えております。

これまでも、様々な文化芸術活動にご協力いただいているところでございます。昨年は、先ほどご紹介いたしましたオンライン文化祭とか、あと、今度3月21日には、延び延びになっていたんですけれども、対馬市の方でフルオーケストラの演奏会なども実施していただくということでございます。

令和3年度につきましても、文化芸術によるブランディング事業におきまして、本県のジュ

ニア層の演奏者の育成事業、それから、本県ゆかりの音楽家との共演をした音楽祭の開催、それから、実は、令和4年度に新人演奏会が50回目の節目を迎えます。それを控えておりまして、来年度から若手演奏会のスキルアップを目的とした演奏会を予定しているところでございます。

OMURA室内合奏団には、ぜひこうした事業にご協力いただけないかというふうに考えておりまして、今後、具体的にご相談をしていきたいと考えております。

【小林委員】最後に、要望だけ。今、具体的に事業を、こんなようなことを考えてくださっているということを明らかにしていただきました。予算額が幾らぐらいになっているかわかりませんが、とにかくあれだけのオーケストラのプロの団員を確保するためには、相当な経費がかかることは、我々がはた目で見ているとよくわかると思います。

ぜひ、育てるということと、そして活躍の場をもっともっと与えていただくというような流れの中で、ぜひ、応分の予算をきちんとやってもらうというようなことで、去年は300万円ちょっとぐらいだったから、今回は500万円を超えるぐらいの思い切った予算を出していただいて、長崎県はそういう文化芸術に相当な関心があるということを明らかにしてもらうことを、お願いしておきたいと思います。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【北村副会長】よろしく申し上げます。

私も、先ほどから質問がっております芸術文化振興費6,086万6,000円についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどもお話があったおりましたけれども、長崎OMURA室内合奏団の支援については、私

も重ねてお願いをしておきたいと思います。

また、吹奏楽については、藤重佳久先生が、国内トップレベルの指導者が活水を退職された後どうするのかといったところで、今度は大村でご指導いただけるということで、こちらの広がりも非常に期待をしているところでございますので、ぜひ緊密に連携を取りながら、長崎県の吹奏楽のレベルを上げていっていただきたいなと思います。

先ほど音楽関係に質問が集中しておりましたので、私は事業について、少しお尋ねをさせていただきます。

まず、予算であります、この6,000万円、前年度と比べると1,200万円ほど予算額が上がっているということで、これは一般財源が3,600万円ぐらい入っているんですけれども、国の国庫支出金も入っているということで、こちらの増額の財源としては、県費を増額したのか、国の財源を使っているのかというところを、まずお答えいただければと思います。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

— 午前10時24分 休憩 —

— 午前10時24分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

【村田文化振興課長】 1,000万円の増額についてでございますけれども、これにつきましては、基本的には一般財源の増ということになりますけれども、主になんですが、先ほど来ご説明しておりますブランディング事業を拡充しているところでございます。

【北村副会長】 わかりました。国費ではなくて一般財源を充当ということで、そして、新規事業ということですから、しっかりやっていただきたいなと思います。

これは中身を見ておきますと、しまの国際芸術祭の流れをくんでいくのかなという気はしておりますが、いわゆる芸術祭ですね。言ったら、全国あちこちで芸術祭はちょっと乱立ぎみというか、あっちゃこっちゃでやっているという中で、これが長崎でやる意味、県税を投入してやる意味というのが問われるんだろうと思います。

私は頑張っしてほしいなと思いながら質問させていただいているんですが、平成30年からこれまでやってこられて、東京藝術大学と、去年提携をしたり、新人のアーティストを発掘するといったことをやられてきたんだろうと思います。そして、そういった成果に基づいて、今度新規事業で、さらに長崎県の文化芸術のレベルを上げていくということだろうと思いますが、まず、そういったこれまでの成果についてどういうふうに認識をしていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

【村田文化振興課長】 この事業は、もともと県内各地で行われます芸術祭を支援するというふうな事業なんですけれども、将来的には自立していただきたいというふうな思いもございまして、地域でそれぞれ実行委員会を立ち上げていただいて、地域の人たちと一緒にやっていくというふうなことが、一つ事業としてあります。

あと、若い世代の方々にできるだけ参加をしていただいて、将来、長崎でこういうことをやっているというふうなことを誇りに思っていて、一旦出て行かれるかもしれないけれども、またUターンしていただくとかという機会にも、それを判断していただく時の一つのきっかけにもなればというふうな思いで、この事業を実施しているところでございます。

参加者については順調に伸びていまして、昨

年度はコロナの関係で少し中止だったり、オンラインを使ったりというふうなやり方になってはいますが、一昨年でありますと、全体ですけれども、1万4,200名程度の参加者がありましたので、そういった意味では、少しずつ浸透してきて、事業としては、成果も一定あるのかなというふうに思っています。

【北村副会長】 わかりました。ぜひ、さらに頑張っていただきたいなと。

芸術祭と言えば瀬戸内というようなイメージもよくあります。少し調べてみたんですが、アートフェスタが全国各地で乱立ぎみになって、消えていくものももう出てきているということで、それを何とか全国から人が集まるような、長崎県からこういったアーティストが発掘できたんだというような、具体的なアーティストが出てくるように、名前が出てくるようなものに仕上げていただきたいなと思うんですが、この3,500万円のうち、新規事業で1,812万4,000円を使って行われる文化芸術活動を通した若者等との地域との交流機会の創出というようなところで、まず、新規の5地区で新たな芸術祭の開催を支援というふうに記載がございますけれども、新規の5地区というところの地区名を教えてくださいいただけますか。

【村田文化振興課長】 新規の5地区でございますけれども、東彼杵町、波佐見町、西海市、平戸市、佐世保市でございます。これまで離島を中心に実施をしてきていたということもあって、これまでに実施していない地域を選定しているというふうなところがございます。

【北村副会長】 わかりました。離島から本土も含めて拡充をしていくというようなお話だったと思います。

その中で、長崎ゆかりのクリエイターを起用

するんだというようなところで、本県ゆかりのファッションデザイナーと書いてありますけれども、ファッションデザイナーというのはどなたか、回答ができますか。

【村田文化振興課長】 今、お話をしておりますのは、東京藝術大学との関わりのある方ということで、本県の雲仙市出身の方で、若手の世界的なデザイナーと言われております、山縣良和さんという方をお願いしたいということで、今、調整を進めているところでございます。

【北村副会長】 わかりました。雲仙市ご出身なんですね。ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

あと、漫画家の方との島原半島のサイクルツーリズムの取組というのは、「弱虫ペダル」の作者の方ということですね。わかりました。私も自転車を持っておりますので、ご案内いただければと思います。

そして、この芸術祭をいろいろやって、都市部でのイベントをやって若者のネットワーク化を構築していくんだというようなことも書いてありますが、東京藝大とのコラボでやられるというようなことなんでしょうけれども、どのような計画で、どういったことを、時期とか場所とか、決まっているというか、考えられている中でお答えをいただければと思います。

【村田文化振興課長】 東京でのイベントということでもありますけれども、実は東京藝大と話をしておりまして、東京藝大は毎年「藝祭」という、50万人ぐらい集客がある学園祭をやられております。

その中で、全体の事業を紹介していただいて発信をするということと、ネットワーク化ということで言えば、先ほど申し上げました山縣さんとか、あと、それ以外の事業にも東京藝大に

は様々関わっていただいておりますので、そこに藝大の学生さんとかも入ってきていただく予定にしております。その藝大の学生さんと県内の学生さんとのネットワークを継続的にできるように、長崎でもやり、東京でもやるというふうなことを考えているところでございます。

東京には、長崎ご出身の方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方にも呼びかけをしたいと思っております。

【北村副会長】わかりました。ざっくり言うと、東京藝大の中の文化祭で、長崎県出身者のブースを出すというような理解でしょうかね。わかりました。1,800万円ぐらいの中で単独でというのはなかなか難しいんでしょうから、ぜひそこに人を集めるような工夫もしていただきたいなと思っております。

やはりこれをどう長崎に、そこで培ったブランディングとか、力とか、流れとかをどう引き寄せるのかというようなところで、若者のネットワーク化というところがなかなかイメージしづらいなというのがあるんですが、もう少しその辺について詳しくご説明をいただけますか。

【村田文化振興課長】この事業を通して、若い世代の方々に長崎のよさを改めて知っていただいて、本県への関心を高めていただくというふうなことを一番の目的として考えております。

先ほどもちょっと触れましたけれども、大学を卒業される際に就職先、あるいはそれ以外のこともあるかもしれませんけど、そういった時に長崎をぜひ選んでいただけるような、そういった一つのきっかけになればというふうな思いを持って、関係人口の創出というふうなことで取り組みたいと考えております。

すみません。先ほどの予算の関係で訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、一般財

源と、地方創生交付金も活用させていただいているということでございます。

【北村副会長】お気持ちはよくわかるんですが、ネットワーク化にして、その成果をというようなところまで、やはり私は求めていきたいなと思っていて、それは長崎の文化に触れ合って戻ってきてほしいなとか、思いを持ってほしいなというのはわかります。

じゃ、それを具体的にどう組織化していくのかというところまでやらないといけないのかなと思っているんですけども、ネットワーク化とまで書くのであれば、私は、簡単なネットワークだったら、グループLINEを組むとか、可能であればそのリストをつくって、こちらからいろんな案内をしていって、絶えずつながりを持っていただくとか、そういったことまでやって初めてネットワークができるんじゃないかと、思いを持っていただくというのはわかりますけれども、それを具体的に手法として確立する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

【村田文化振興課長】副委員長ご指摘のとおりだと思います。私の方としても、若い世代の方々が持っておられるSNSを使ったネットワークというのは、この事業の中で期待をしているところでございますので、ご指摘を踏まえて、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【北村副会長】要望を検討していただけるということで、ぜひ具体性のあるものにしていただきたいなと思います。

コロナでなかなか行ったり来たりができない中、ただ、これも必ずワクチン治療薬で終息をして、今までのように飛行機であちらこちら世界中を、県境、国境をまたいで行き来する人間

が増えてくると思いますので、そういった時にどこを選ばれるのか。アートなら長崎だなというような長崎県づくりにしていただきたいなと思うんですけれども、もう一つ、瀬戸内芸術祭について少し調べてきたんですが、なぜそこ、瀬戸内が選ばれるか。そこは、やっぱりブランディングがうまくいっているからだと、ざっくり言うと。そのブランディングというのは一体何なんだというようなことなんです。

インターネットで、皆さんどこに行こうかなと、スマホとかタブレットとかで検索をされる。そうしたら、瀬戸内芸術祭に行ってみたいなと思うと、海の近くにでっかい、赤い「南瓜（かぼちゃ）」がある、草間彌生さんの作品を思い浮かべるわけです。ああいうものを見てみたいなど。その核となるような、強力な発信力のあるものをぜひつくっていただきたいなと思うんです。ブランディングってそういうことだと思うんですね、ブランドというのは。長崎のアートだったら、これだなと。そういったものを確立しないと、結局乱立しているアートフェスタと一緒にになってしまう。そして、収束と。収束というか、しないでほしいんですけれども、そうなくなってしまいます。

文化は心の栄養ですから、ぜひ、先ほどの音楽の話、アートの話、芸術の話、しっかりやっていただきたいなということを要望しておりますが、最後に、部長からコメントをお願いします。

【中崎文化観光国際部長】先ほど来から話がありましたとおり、私は、今回のコロナを踏まえて、当然観光とか、物産の産業分野は影響を受けましたけれども、やはり文化芸術部門というのも活躍の場を奪われたというふうな大きな影響を受けた分野だと思っています。

ただ、これも、先ほど来からお話がありますとおり、文化芸術というのは、やっぱり人の心を豊かにする、あるいは、県民の皆さんに潤いや元気を与えるというようなことだと改めて認識しております。

今、長崎の地域特性を生かしたようなブランディング事業をやっておりますけれども、人を呼び込むことも大事ですし、また、それを通じて若い人たちが長崎の芸術文化に触れ合うということで、しっかりとまた定着してもらおうというようなことにも取り組んでいきたいと思っています。

瀬戸内芸術祭も、地域の主体的な動きを後押ししながら、時間をかけて育ててきた芸術祭ということで聞いております。我々も最終的には、長崎であればそういった芸術祭があるというようなことも一つの目標として、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【八江委員】スポーツ振興課にお尋ねをしますが、スポーツ振興費として、アウトドアスポーツ推進事業というのを計上していただいておりますが、その中で本明川のボート場練習場の活用事業についてのことなんですが、センターブイというのも昨年予算化していただいてスタートしているわけです、今年度ですかね。それが出来上がることを記念してオープニングイベントをということで計上してありますけど、この内容について、どのようなイベントをしていくのか、まずお尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】委員からご指摘がありましたとおり、昨年9月定例会で補正予算を立てさせていただきまして、現在、設置の作業をしているところで、もちろん今年度中

にセンターブイ自体が完成する予定でございます。

オープニングイベントの開催についてなんですけれども、実は正直なところ、少しまだ具体的に案ができておりません。ボート協会からも、ぜひ盛大にオープニングをやりたいというふうなお声もいただいておりますので、ボート協会、それから諫早市と協議しながら、なるべく外部にアピールできるようなものとしていきたいと考えております。

【八江委員】本明川のボート場というのは、既にいろんなことで表明もされておりますけど、世界一のコースだと。それは本明川の下流の天狗鼻から閉切堤防のところまで行くと約5,000メートル、それというのは、県内、国内にはもちろんないことから、世界一だと言われておりますし、また、淡水湖の中でありますから、船艇をはじめいろんなものが競技以外に非常に大きな役割を果たしてもらおうと。

それは、一つは横波が入ってこないために十分な競技ができるということもありましょうし、そういう立派なものがここでできたのも、ボート協会のチョープロの北野監督をはじめ、10年以上前からそれを見つけ出してから、一つひとつこつこつやってきたのが今日に至っておるわけですけど、ただ、考えてみると、ボートというのは、形上に長崎県のボート関係のコースもありましたが、ここに立派なものが見つかって、新しくそこでスタートするということになってくると、そのコースの充実というものもしていかなないと、ただコースだけができたから、あるいは、あるからそこで何もかんもできるということではないと思いますので、そうなる、その整備については十分考えていかなきゃならない。周辺は、もちろん諫干の堤防とか干陸

地とかというのが、広い面積がそこに存在をしております。ただ、存在はしておっても、広々とした平原の中にあるというふうなものになりますので、そこには整備をしていかなければならないんじゃないかということになります。

今、ボート協会がつくっている艇庫が1棟あると思いますけれど、これは県内のボート協会の人たちだけが使えるものだと思っております。ここに書いてありますように、他県からのボートに関係する合宿、あるいは競技大会等になりますと、艇庫等が当然必要だと、このように思いますし、それぞれの競技用に整備が必要だと思いますけれども、その計画等についてはどのように進められていくのか、そのことについて、まずはお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】本明川につきましては、ボート競技の日本代表チームの合宿が今年も、3年連続して行われておりまして、ボート練習場として、本当に高い評価を受けておりまして、県としては、こういった貴重な資源をぜひ地域活性化に生かしてまいりたいと考えております。

来年度の予算については、委員からのご指摘がありましたように、本格的に県外から企業や大学のボート競技のチームの合宿を誘致すると。今までは、実は合宿誘致はしてないまでも来ていただいていたという状況なんですけど、来年度からは積極的にこれに取り組むということをやりたいと考えております。

当面は、合宿の拠点化を目指してまいりたいと考えておりますとともに、大会の誘致も検討を行いながら、地元諫早市と連携しまして、そういった大会をすとなると、こういった施設が必要となるかを検証してまいりたいと考えて

おります。

【八江委員】 地元の諫早市にとっても、これからの大きな事業として進めていかなければならないものでありますけれども、これは全国的に展開をする大会、あるいは合宿を進めていくとすれば、それを受入れる側は、ただ合宿だけという問題じゃなくて、地元の競技力の向上も考えていかなければならないと思うわけですね。

そうなりますと、今、大村高校、城南高校、2校が中心で、高校生としては頑張っていたいて、全国大会等にもずっと出場していただいているし、私の方の企業にも、もともと両校からは、そういう選手が会社に入社もいただいて、ずっと歴史ある高校ではありますけど、今後も、高校等の育成といいますか、拡大といいますか、そういうものを図るためには、競技力の向上と競技人口の拡大というものについても進めていかなければならないと思うんですけど、そういったことについてはどのように考えていただいているのでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】 地元の競技者の増加につきましても、諫早市とも話をずっとしておりまして、今現在行っているものといましては、本明川の魅力を地域に伝えるということ。学生だけではなくて、一般の方たちにもなるだけ認知をしていただくというような取組をやっています。

それと、地元の高校のボート部の設置ができないかということにつきましては、実は教育委員会ともお話をしまして、そういったことも学校側に打診といいますか、ヒアリングをしたこともございます。けれども、残念ながら、今は少子化の時代ということもありまして、また、新しい部活を立ち上げるのもなかなか難しい状況もあるというお話も伺っております。

です。ので、高校ができないまでも、そういったチョープロとか、地元の競技者の方たちがやる中で、地域の人たちが個人でも参加できるような形というのがとれないかと考えておりましたり、またボートだけではなくて、あそこは、委員からもご指摘がありましたように、非常にいい環境でございますので、カヌーとかSUPとか、ほかの水上スポーツでの活用もできないかということも考えているところでございます。

【八江委員】 環境は非常に整った場所でありまして、また、広大な敷地といいますか、そういう場所というのは恵まれているところだと思いますが、あとは、県がどのような形でリーダーシップを発揮して、地元諫早市と協力しながらしていくかということになります。

本明川の河川というのは、長崎県の唯一の一級河川であります。一級河川の中の淡水湖、閉切堤防の上の方になりますから、波とかいろんなものについては非常に障害が少なくなっていくんじゃないかと思います。

ただ、その周辺には小江の干陸地というのがありますし、その干陸地が数百ヘクタールあるわけですけど、そこにはコスモス、菜の花などが観光資源としてもあります。そして、いろんなスポーツの陸上関係に関わる競技場もできております。

ただ、広々としたところでありまして、大会があっても、観客がなかなか入りにくい部分があります。だから、観客というか、応援団というか、あるいはボート関係者が身近に行けるようなところはつくっておかなきゃならないと思うんですけど、そういったものも含めて、先ほど申し上げた艇庫と、それから、今の干陸地を利用した見学場とか関係者が集まれるようなところ、それから駐車場、こういったもの

は、やろうと思えばすぐできる場所です。しかも国の干陸地ですから、いつでも使える状況にあるんじゃないかと思います。民間の買収とかなんとか必要ないと思いますから。そういったものをやるのかやらないのかというのは、気持ち次第だと思うんです。その点は積極的に取り組んでいかないと、せっかくいい場所がありながら、宝の持ち腐れということに終わらないようにするためには、ここでもう一度しっかりした計画を立ててほしいと思いますけど、そのことについてはどのように検討されていますか、お願いしたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】県といたしましては、先ほども答弁差し上げたように、この資源をぜひ地域活性化に生かしてまいりたいと考えておりまして、先ほどご紹介した、ほかの水上スポーツでの活用、そのほかにも、やはり全国規模の大会ができるような、公認コースの認定取得を目指したいと考えておりまして、今回新たに策定いたしますスポーツビジョンにも、そういったことを明記させていただいております。

ですので、こういったことを実現するためにも、そういったボート練習施設等の整備というのは必要なものと考えておりますので、こういったものについては積極的に検討してまいりたいと考えております。

【八江委員】先ほど話が出ましたカヌーのことについて、同じ諫早市の多良見町のところに、西陵高校も含めて、西という先生が、全国あるいはオリンピック出場選手がおられまして、多良見を利用し、あそこも内湾ですから、波静かなところでもありますけれども、先ほどそういったものも含めて、もう一つは、形上湾にある県のボート場のことですね。このことも、やっば

り統一した形で何か集約していかないと、今のような話がうまくいかないんじゃないかと思えますから、そういったことの集約関係にはどのようにご意見を持っていますか。

【江口スポーツ振興課企画監】現在、形上のボート場につきましては、教育委員会の方で所管しておりますけれども、もちろん諫早の本明川のボート練習場の活用ということについても、教育委員会に入ってもらいながら進めております。

ですので、そういった中で教育委員会ともしっかり協議しまして、形上をどうするか、本明川をどうするかということも含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

【八江委員】オリンピックには間に合いませんが、次のオリンピックというのは、相当先の話ですけれど、世界大会等が開かれるためには、東京オリンピックなどを参考にしながら、よりよいボート場をつくるという、大村のボート場とはちょっと違いますので、それとは別にして、そういうところを言えば全国規模でできることをしていくためには、どうしても県が中心になっていかなきゃならないと思います。それで、国、諫早市と一緒にあって、その場所を利用するということが大事なことだと思うし、長崎県もスポーツ、観光等を考えれば、大きな大きな要素だと思います。

そのためには、一つのスポーツの競技だということではなくて、全体の流れの中で当然考えていかなきゃならないと思いますから、そのことをもう一度確認をしておきたいと思いますが、これは最後に、部長のお話だけ聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】私も現地、何回か見させてもらいました。本当に風や波の影響を受

けないコンディション、それから5キロの直線コースがとれるのは、全国唯一のコースだということ聞いております。

先般もコロナで大変な中、全日本ボート、ジュニアも含めて合宿に来ていただいたということで、この地というのは相当ボートに適した環境だということを認識しております。

ただ練習だけにとどまらず、今お話があったように、少し先を見据えて多くの方を呼び込むようなことができないか、あるいは教育委員会と連携した競技力向上につなげられないかというのは、様々可能性があると思っております。新幹線が通る諫早の一つのコンテンツにもなり得る可能性もあると思っていますので、地元諫早市、あるいは関係団体とも連携しながら、ハード整備のところも含めてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【八江委員】 今のような話で、積極的に進めたいいただきたいというのと、観光振興課長もおりますから、一言お願いをしておきたいと思いますが、私は前から諫干観光というのをずっと唱えてきたんです、諫干ができる時からですね。将来は、諫早湾干拓が大きな観光の資源になると。そういう中の一つが堤防道路であり、堤防道路には10年以上かかって彼岸花の植栽を7キロもして、一昨年記念碑もつくりました。そしてまた、干陸地と淡水湖、淡水湖は農林省の所管でありますけど、県が管理をしているところでもあります。こういったものが国交省、農林省、そして外の海の方では、またいろいろな魚介類の問題ももちろんあります。

そういったことで、諫早湾観光をより一層盛り立てるとスポーツ振興とをドッキングした形でいけば、必ずや今までの、汚名返上というわけじゃないですけど、諫干、諫干と言うと、

世間の敵みたいなことを言われている都会の人たちに、ここではっきりそれを見せていただきたいなという思いがありますので、そのことを含めて、今後考えていただきたいと要望して終わりたいと思います。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前10時57分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。換気のため、しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、横長資料の14ページと15ページの長崎県美術館運営事業費3億5,000万円、長崎歴史文化博物館運営事業費3億6,000万円に関連してお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

この中に所蔵されている備品、要するに美術品とか、歴史文化博物館に収蔵されている品々の管理をどのようにするかということの規程をつくられていると思うんです。

それで、委員長、これは大事なことです、資料を各委員の皆さん方にお配りしていただいて議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それを準備している間、ほかの質問に移りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【中村(一)分科会長】 資料はできますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、後ほど。

先に進みます。

資料を用意しておいてください。

【山田(博)委員】 速やかに用意していただけますか。配り終わってから、またその質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、物産ブランド推進課にお尋ねしたいんですが、「長崎は、美味しい。」食のブランド化推進事業のイベントとかありますね、これでね。先ほどいろんな委員の皆さん方から、海外の観光客を誘致するという一方で、いろんな飛行機便の予算も組んでいらっしゃいますが、昨今、中崎部長、バーチャル映像というのをどんどん活用して、観光とかでいろいろ活用しておりますけれども、これをコロナでなかなか、今、オリンピックも、海外からのお客さんを制限しようかというさなかに、そういったことを活用してやっていきながら、例えばいろんな物産の消費拡大とかに取り組まないといけないと思っているんです、私はですね。そう思っているわけですが、これは物産もそうですし、観光もそうですし、ひっくるめて、部長、見解をまず聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】 今回のコロナを踏まえれば、なかなか接触してというような戦略は、やっぱり少し見直しつつ、今の時代に合った戦略をとっていかないといけないと思っています。そういった意味では、ご指摘の手法についても、今後検討していくというようなことは認識しているところでございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、各課はバーチャル映像を活用して、予算的に今厳しい中でも、それが十分対応できるような状況になっているのか、なっていないのかというのを、例えば物産ブランド推進課長、答弁いただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】 委員からお尋ねがっております、バーチャル映像といったもの

の活用ですけれども、我々はこれまで実演販売とかをやりながらやってきたんですが、今回コロナ禍を受けて、いろんな映像でありますとか、例えばオンラインを活用した商談会でございますとか、そういったものに、今年度の予算も少しずつ切り替えながらやってきたというようなところでございます。

今回の取組の中でもそれをやりながら、いきなりいろんなバーチャルに切り替えるのは難しゅうございまして、そういったものを一つひとつ積み上げながら、やり方も考えていきたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、国際観光振興室長、そういったのもやはりやっていかないと、先ほど小林委員の方からするどいご指摘があったように、コロナが落ち着いて、じゃ、便を再開しましょうかといった時に、はい、そうですねと言ってぱとお客さんが来るというのはなかなか難しいと。前はたくさんのお客さんが来たかもしれませんが、その前に魅力を発信するといった方法もあるんじゃないかと思うんですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】 今、旅行の形態が個人旅行化が進んでおりますし、特にコロナ後ということで、密を避けるということで、さらに個人旅行化が進むと思っております。それと、さらにデジタル化ということで、紙媒体で情報を得るというよりもスマホとかパソコンで情報を得ていくというような個人旅行者の方も多いという状況がございます。

コロナの中で、現地での活動が今できないという状況がございますので、今年度につきましては、例えばSNSを使って、長崎県内の現地の観光地からライブ配信ということで、中国と

か台湾とかの個人のお客様に長崎の観光地を直接映像でお届けする。

それと、観光説明会が、昨年、台湾であった時にも、会場にお越しのお客様に直接五島とか、長崎とか、佐世保から中継でつないで、観光地の状況をお届けしたというのがありますので、引き続き、動画とかも含めて、そういった個人の方に情報を届けられるような取組を進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうことで、中崎部長、取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして、国際課長にお尋ねしたいんですが、在留外国人実態調査ということで予算が組まれておりますが、これで調査を行って日本語教育の体制をするということになっておりますけれども、現在、事前の国際課の資料では、令和2年6月現在の人数は1万448人がいらっしゃるということでありますけれども、今後の日本語の教育体制に生かすということでありますけど、これはどういったスケジュールとか体制を考えているのか、聞かせていただけますか。

【永橋国際課長】 ご質問の今後の取組ですが、まずは、今現在、技能実習生でありますとか、日本語を学ぶ学生の方々、日本語に明るくない方がたくさんいらっしゃるということで、国の方もここをしっかりと取り組んでいこうという話がございます。

今回は、国の交付金を利用しながら、まず、市町と連携して、県内にどういった外国人の方がどれくらい住んでいらっしゃるのか、そして、それを把握した上で、その学習をどういうふうにかバーしていくのかということを検討していきたいと考えております。

まずは、7月ぐらいにアンケートを実施しまして、9月ぐらいまでにはその集約をして、10

月以降にこの取組をしっかりと市町と整理しながら、次年度以降どうやっていくかを整理してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 日本語教育というのは、じゃ、どこが主体となって、どういった形でやるかというのは、まだ、全然決まってないということですか。

【永橋国際課長】 日本語教育のあり方につきましては、今現在、地域においてボランティアでやっている方々、それと日本語教室を開設して生業としてやっていらっしゃる方々、それとまた、監理団体等が実際に日本語教育の先生を雇って教育をやっている、いろんなやり方があっております。

ただ、総体的に日本語教育をどうするかということについては、どちらかというと現場任せになっておりますので、今回、県としてしっかりその部分を整理して把握した上で、県としての方向性をしっかりと取り決めてまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。それでは、方向性というのはどのように、いつまでに決めて、いつから具体的に取り組んでいくかというスケジュールというのがありますか。

【永橋国際課長】 今回の予算では、まず、調査を行って、その後に日本語教育をどのようにやっていくかということを県の関係者、市町、関係団体も含めて計画をつくっていくというものでございます。

ですから、来年度中には、日本語教育をどうするかという計画を策定して、それに応じて、順次できるものから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 それでは、来年度中に策定をして、ということは、令和5年から具体的な実

務に取り組んでいくということで理解していいんですか。そこだけお答えください。

【永橋国際課長】そのようにご理解していただいて結構でございます。

【山田(博)委員】 どうもありがとうございます。それでは、引き続き、実現に向けて頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、委員の皆様方にも、委員長のお計らいで、資料が届いていると思いますので、皆さん、ご覧いただきたいと思います。

まず、平成19年1月24日から施行されている「長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館資料取扱要綱」を見ていただきたいと思います。

この中で、収蔵品の管理ということでありますけれども、特に2番、3番というのは、簡単に申し上げますと、きちんとした書類上を持って保管をしていかないといけないとなっているんです。それは間違いございませんね、担当の文化振興課長、お答えいただきたいと思います。

【村田文化振興課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【山田(博)委員】 それで、実はこの要綱が平成30年9月25日から変わりました。どういったことが変わったかといいますと、簡単に言いますと、前よりも大変厳しくなっているんです。なぜかという、第4条の管理者の中に、「管理者は、3年間で全ての収蔵品の点検を行うための3カ年計画及びそれに対する年間スケジュールを毎会計年度当初に作成する」、そして、「収蔵品の保有状況を明らかにしなければならない」としてある。

ということは、これを見たら皆さん方もご理解いただくと思うんですが、実は平成19年からこういった規定をしているにもかかわらず、や

ってなかったんじゃないかというふうに私は思うわけですが、それはイエスかノーか、それだけお答えください。

【村田文化振興課長】 当時のことを確認いたしましたところ、点検自体はやってはいたんですけども、その際に、結果の報告の文書が出されてなかったというふうなことで、それについては、平成27年の包括外部監査においても指摘がありまして、しっかりそこは報告書をもって提出するよというということで、今回の規定の厳格化にもつながっているものと認識しております。

【山田(博)委員】 文化振興課長、平成27年の外部監査でも、常に収蔵品の管理をしっかりやらないといけないというふうなうたわれていたわけですが、しかし、ちゃんと検査はしていました、していましたと言っても、肝心要の収蔵品の整理表というのが提出されてなかったというのは間違いなんでしょう。そこだけお答えいただきたい、イエスかノーかで。

【村田文化振興課長】 もちろん詳細名簿はあるんですけども、そういった審査をしましたという報告が提出されてなかったというふうなことでございます。

【山田(博)委員】 ここで大きな問題は、平成27年に外部監査で指摘されて、要するに3年間、そういった規定の要綱というのが見直しをされてなかったということなんです。3年間なぜきちんと要綱をしなかったのかと。ましてや、ここにきちんとうたわれて、収蔵品の整理表をきちんと作っておきなさいと言っているにもかかわらず、それをしてなかったと。

そもそも平成19年、18年の時の長崎県美術館の理事長は誰だったんですかね。

【村田文化振興課長】 当時の知事が理事長をし

ておりました。当時の知事、金子知事が理事長でございました。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

— 午前11時21分 休憩 —

— 午前11時21分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

【山田(博)委員】 運営費の中に備品の管理も運用しておきながら、きちんとチェックをしてなかったということは、指摘されておきながら、3年間こういったことをしてなかったと。当時の理事長の知事も、こういったことを知っていたのか知っていなかったのか、私も本人に聞かないとわかりませんが、きちんと管理をしてなかったということで外部監査から指摘をされて、3年間も要綱の見直しをしなかった。

今、歴史文化博物館は収蔵品がどれだけあるのか、美術館はどれだけ収蔵品があるのかというのを、まずお答えいただけますか。

【村田文化振興課長】 美術館が約8,000点、歴史文化博物館が8万1,000点でございます。

【山田(博)委員】 それでは、美術館が8,000点、歴史文化博物館が8万1,000点ありますね。今、それぞれのチェック状況というのはどうなっているんですか。

【村田文化振興課長】 美術館につきましては、3年計画でやっておりますけれども、この2年間で約9割の確認は済んでおります。

それから、歴史文化博物館については6年間でやっておりますけれども、この5年間で約85%が済んでおります。

【山田(博)委員】 本来であれば、こういったことはあってはならないことなんです。なぜかという、県民の皆さん方が汗水働いて納めていただいた税金で運営しているんです。にも関

わらずこういったことがあるというのは、これは怒り心頭です。

以前、長崎県に備品の問題があれだけあったにも関わらず、こういったことが未だにきちんとされてなかったというのは、言語道断ですよ。ということは、当時の美術館の理事長は何をしよったのかと。長崎歴史文化博物館の指定管理者も何をしよったのかということであるんですが、ここについて、私も限られた時間でございますけれども、部長、これはどう思いますか。率直な見解をまず聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】 美術館・博物館の収蔵品、これは寄附されたものもございまして、県費で購入したものも多くございます。県民の貴重な財産だと思っておりますので、しっかり管理はしてまいりたいと思っています。

【山田(博)委員】 管理するのは当たり前なんです。しかし、こういったきちんとうたわれていることをしてなかったから、3年間でやりなさいとなっているんですよ。普通は、こういった規定なんかつくる必要はなかったんです。私も平成30年の委員会で指摘をしておりますけれども、その時答えたのは部長ですよ。だから、それを踏まえた上でどう思われているのかと。いまだにこういった状況があるということはどう思うかと言っているんですよ。

【中崎文化観光国際部長】 予算総括質疑でもご指摘をいただいたところでございます。

博物館、3点が本来ある場所になかったというようなことで、今、1点は見つかりましたけれども、あと2点はまだ見つかっておりません。残り1年、調査期間の中にしっかりもう一回、紛失したものがないかどうかという調査もしておりますし、また、そういうことがないように、

しっかりと再発防止策も定めて、指定管理の方にもその旨をしっかりとお伝えしているところでございます。

【山田(博)委員】 おっしゃるとおりで、それはそうなんですけど、指定管理者は、美術館は長崎ミュージアム振興財団とありますね。博物館は乃村工藝社がやっていますけど、この2社に対して、県として猛省を促して、何か始末書なり顛末書を書かせたのか、どういうふうに指導しているのかというのを具体的に教えていただけないか。

【村田文化振興課長】 まず、美術館の方でございますけれども、美術館につきましては、それまで報告書をいただいていたというふうなこともございましたものですから、当時、具体的に美術館の方と協議をいたしまして、しっかりやっていただくというふうなことが1点と、もう一つは、ここにもうたっておりますように、3年かけてしっかり点検をやっていくというふうな指導は、県の方から行いました。

それから、歴史文化博物館については、基本的に収蔵庫については、入れる人が限定されますので、恐らくは、本来置くべき場所に置いてないということだったんだろーと思います。なので、そこは運用規程を県の方でもしっかり見直しまして、そこには、持ち出したらすぐわかるように板を置くとか、そういうふうな少し基本的な部分も含めて指定管理者と協議をして、指導を含めてやっております。

先ほど申し上げましたように、5年間で85%、スケジュールどおりに点検もできているところでございますので、今後もしっかりやっていただくように指導してまいりたいと思っています。

【山田(博)委員】 部長、私はいろいろ調べてみましたけれども、美術館もこういうふうなきち

んとした提出をしてなかったというのは、美術館も美術館だと思うんですよ。それをまた県の方に報告して、また、県の方も議会の委員会に報告してないというのはいかがなものかと。猛省をしていただいて、立派な長崎県美術館と長崎歴史文化博物館の運営をしっかりやっていただきたい。

3億6,000万円ですからね、3万6,000円じゃないですからね。中崎部長、あなたならできるんですから、ぜひ立派な運営をしていただきたいと思います。

時間がきましたので、誠に残念ですけど、終わりたいと思います。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】 小林委員からも質問がありました長崎OMURA室内合奏団について、私も地元なので申し添えておきますが、2004年から17年目に当たりまして、これまでも離島とか福祉施設、教育の場に回っていただいて、村嶋監督のもとに、音楽のために取り組んでおられます。

ただ、運営というのも大変厳しゅうございまして、パトロネージュ倶楽部といって市民の寄附を募ったり、いろんな方々が応援をしてくださっております。

そういった状況の中で、コロナの状況で活動ができないという中で、リモートではやってらっしゃるんですけども、小林委員もおっしゃたとおり、やはり芸術に対しての予算というのは、今の状況では大変厳しいものがあるのではないかなと思いますので、県民の文化芸術のためですので、今後とも配慮いただきたいと思います。

それでは、昨日山田(博)委員から質問がありました、サイクルツーリズム推進事業に、私も

関連して質問させていただきます。

県内で開催されている自転車のイベントというものを調べさせていただきましたら、かなりございまして、もともと1989年の壱岐サイクルフェスティバルに始まり、壱岐のしまを一周する。その後、ツール・ド・ちゃんぽんと言って、2012年に野母半島を一周する。その後2016年、伊王島タイムトライアルということで、ここは伊王島を回ると。そして、2017年に大村湾Z E K K E I ライドということで大村湾を一周し、2017年には国境サイクリング i n 対馬ということで対馬を縦断するコースということで、昨日の山田(博)委員の質問の中でも、イッキ！島原半島ヒルクライムイベントをというのが出されておりましたが、この中で私が感じましたのは、やはり長崎県が持っている離島、そして大村湾という景色、そして、そういう環境が自転車イベントに大変適しているのではないかと、いうふうに思いますし、離島というのが、逆に県外の方にとってみれば、大きな魅力につながるのではないかと考えております。

そこで、まず、自転車イベントのこれまでの経済効果、そして参加者、そういったもの、また、県外からどれだけ来ているのかについてお尋ねをいたします。

【江口スポーツ振興課企画監】ただいま委員からもご紹介いただきましたように、長崎県内では、各地で様々な、それぞれ違った特色のあるイベントが行われておりまして、我々県としても、県外の方に魅力のある多彩なイベントが行われているんじゃないかと認識しております。

お尋ねがありました人数等ですけれども、直近の開催年であります2019年、令和元年になりますけれども、参加者数でいきますと、全体で

約2,300名、それから県外からの参加者も6割程度あるものと認識しております。

県外、島外からの参加者、対馬、壱岐ですね、島外からの参加者が宿泊するものとして想定して算出しました経済波及効果としましては、全体で8,000万円ほどであると認識しております。

【松本委員】やはり離島ですということ、県外からも6割近く、そして経済効果も8,000万円ということ、これはやはり一つの、本当にツーリズムになっていると思うんですが、先ほどの答弁の中でちょっと感じたのは、去年の実績はないということで、コロナの影響ではないかと思うんですが、去年はしなかったということでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】委員ご指摘のとおり、昨年2019年については、全てのイベントが中止、もしくは翌年度に延期となりました。

その中で、実はツール・ド・ちゃんぽんというサイクリングイベントについては、人が集まらない、リモートでの開催というのをされております。

【松本委員】コロナの影響で全くできなかったというのは残念なことではありますが、屋外のイベントでもありますし、密集しなければ実施可能な部分もあるのではないかと、駅伝等もあっておりますし、そういう意味では、できるだけ令和3年度に開催していただくために、県としてもやはり応援していくための推進事業だと思いますが、実際これまでのサイクルツーリズムのイベント等は、県の補助とかが入っているのか、それともそれぞれの団体が独自の、自費でやっているのか、状況についてお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課企画監】 ツール・ド・ちゃんぽんについては一回だけ、大会規模を全国

規模にされて実施するという時に少し補助を差し上げたことはございますけれども、それ以外のイベントについては独自の財源、もしくは参加者からの参加費を募って大会を運営されております。

【松本委員】 248万円という金額が大きいかわかりませんが、やはり独自でやられている運営がほとんどでございますが、8,000万円の経済効果も出ておりますので、これは団体等に対して協力をして、県としてもぜひ推進をしていただきたいと思ひますし、これに伴ひまして、やはり道路を使用するので、自転車道路の整備等もまた必要になってくると思ひますが、これは土木部の所管ではありますけれども、そういったものも、運営していく中で、この自転車道が非常に厳しい状況になっているとか、そういったものの情報は、道路の改修とか、そういった保全に向けての取組というのはどのようになっているでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】 昨日も山田(博)委員からのご質問でご答弁差し上げたとおひ、土木部の方で進めていただいております自転車活用推進計画については、スポーツ振興課も入らせていただいております。

それで、こういったサイクルイベントをそういったものにどうひいうふうひ活用するかということですが、実は、去年は、先ほども申し上げましたように、コロナ禍において、皆さん方はイベントができなかったんですが、スポーツ振興課の方では個別に意見交換をさせてもらひました。そういった中で、ちょっとご質問から離れるんですが、皆さん方は来年のイベントをどうひいうふうひ開催したらいいのか、コロナ禍の中で感染症対策をとってどのようにイベントをしたらいいのかということ

を悩んでおられたり、それから、ほかのイベントの主催者との情報交換ができないかというふうなお声が聞かれまして、そういったネットワークというか、意見交換を個別にしてきたんですが、今後、皆さん方一緒に協議、意見交換する場を設けてまいりたいと思ひております。

そういった中で、県の取組として、我々はソフト事業だけじゃなくて、ハードの面の整備状況なんかも積極的に、こういったことをやっていますというのをお話しさせていただいて、イベントの主催者の皆さん方から、そうしたら、ここについてはこういうふうひ直した方がいいんじゃないかとかということの意見も引き出すことができるのではないかと考えております。

【松本委員】 やはり事故とかがあつては、道路の劣化に伴ってパンクが多いとかですね、せっかくレースに來たのに、コースがよくなかったとなれば、また問題にもなりますし、自転車道を整備することによって、県民の方々も、レースでなくても、自転車をまた活用することも出てくると思ひますし、先ほどもありましたけど、「弱虫ペダル」という漫画が映画化もされて、大変な自転車のブームになっておりますし、作者は長崎県の出身であるというふうひ聞いております。

そういった意味では、一つの契機でもございますので、推進をさらに強めて、そして、今後大会の開催に向けて、ぜひ応援をしていただきたいと思ひます。

もう一つ関連して、アウトドラスポーツアドバイザー業務委託についてお尋ねをいたします。

非常に大きなくりのアウトドラスポーツというものが、實際何を想定して、具体的にその方に何を業務委託されるのか、お尋ねをいたします。

【江口スポーツ振興課企画監】こちらのアドバイザー業務委託についてですが、平成28年に創設しました長崎県スポーツコミッションにおいて、過去のこの方の経験によるノウハウ、それから人脈を生かして、主にアウトドアスポーツを担当して業務をサポートしてもらうための予算として計上させていただいております。

当人は福岡在住でいらっしゃるしまして、国境サイクリング in 対馬の立ち上げの時から大会の運営とか広報に関して助言を行っていただいているほか、中央の自転車競技団体、例えば全日本実業団自転車競技連盟だとか、日本学生自転車競技連盟だとか、こういったところに人脈を有しておりますことから、今後、県のサイクルツーリズムの推進に必要な人材であると考えているところでございます。

また、大手のIT企業に勤務した経験がございまして、映像作成やIT分野にも明るい方でございまして、サイクルツーリズムとか、本明川のボート練習場の活用など、情報発信面でサポートいただくほか、スポーツコミッション全体のホームページの運営など、この方のノウハウを活用してまいりたいと考えております。

【松本委員】 このアドバイザー業務委託費は、サイクルツーリズム推進事業費の中に含まれていると伺いました。サイクルツーリズム推進事業費248万円に対して、この業務委託の費用は、その中で幾らに当たりますか。

【江口スポーツ振興課企画監】本人に対する委託費として132万円を想定しております。それから、この方が実際活動して回るための経費として46万2,000円、つまり178万2,000円を考えております。

【松本委員】 この予算が少ないのではないかと
思うという中で、実は業務委託にもう既に178

万2,000円が投じられているということです。もちろん、その方の存在が大きいことはわかります。しかし、団体の方々はやはり手弁当でやってらっしゃるし、会費を集めながらやっていく中で、そのアドバイザーの業務委託という部分に比重を置いているということに、やはり結果を求めていかないといけないのではないかと
思っております。

具体的に、その方が受けて、じゃ、一つの大会だけの業務委託ではなくて、先ほど答弁でもありましたとおり、全体に対してのしっかりとした結果を出していただくために、こちら側もチェックをしていく。限られた財源のほとんどをその方に注ぎ込むということに対して、関係者にとってもやはりいろいろな意見があると思いますので、そこはしっかり運営をして、そして大会の実行に向けて、また合宿の誘致等もあると思います。スポーツコンベンションという意味では、今後オリンピックも始まれば契機も広がっていくと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 一つだけ確認をさせてください。大型客船誘致促進プロジェクト推進事業費ということで、令和3年度当初で4,785万4,000円組んでいますけれども、先ほど国際定期航空路の維持、拡大についても質疑があっていましたが、クルーズ船の誘致も非常に大事だと思っているんですけれども、まずもって4,785万4,000円の内訳を教えてください。

コロナ禍で厳しいという状況の中で、令和元年度と令和2年度、それから令和3年度、もし予約等が入っているような状況があれば、目標も

含めて実績値をお答えいただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】こちらの予算につきましては、先ほどの国際航空路線と同じように、年度前半は寄港が難しいというふうに考えておりますし、国の方でも、国際クルーズにつきましてはガイドラインをまだ検討中ということで、国際クルーズそのものはまだ再開しておりません。ということで、年度後半からの寄港を想定した予算となっております。

内訳としましては、県で直接する事業と、市町、民間団体と一緒に設立をしております長崎県クルーズ振興協議会という協議会がありますので、そちらの事業になります。県事業でおよそ1,900万円、長崎県クルーズ振興協議会の方で2,900万円ほどの予算となっております、県事業の方ではC I Qの補助、離島航路のタグボートの支援、協議会の方では、各港での歓迎イベント、それからインセンティブの補助金、こういったものを予算としては計上させていただいております。

実績につきましては、令和元年が272隻となっております。令和2年につきましては、年初からコロナの影響がありましたので、長崎港と佐世保港と合わせて14回ということになっております。令和3年につきましては、先ほど申し上げましたように国際クルーズがまだ認められていないということで、邦船社による国内クルーズがスタートしておりますけれども、佐世保港において2回、予約としては入っております。

【前田委員】それじゃ、令和3年は国際クルーズの方はまだ予約は、受け付けないというか、それは全国含めてゼロという状況と確認しました。

それで、年度後半に向けて航空もクルーズも

含めて、再開することを踏まえて準備していくということなんでしょうけれども、経済活動というか、県内で消費してもらうために、当然促進するという立場は理解するんですけども、県民の意識というか感情として、外国から人が入ってくることに対して、非常に心配な点があると思うんです。

そういう意味を含めて、この推進事業費の内容にも書かれていますけれども、感染症等の環境変化を踏まえた受入体制の整備というところで、本県として空港とか港を含めて、コロナの状況が、これから推移していく中で、受入体制をどういうふうなてこ入れをするとか、水際対策をとろうとしているのか、少し考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】これは国の検疫所の方とも意見交換をさせていただいているんですけども、長崎空港については、今、検疫を行う体制がありませんし、スペースとしても、検査の待機、それから検査をする場所、こういったところが今はないという状況でございます。

港についても同じ状況ということで、政府施策要望の中でも、そういったC I Q体制の強化の中で、検疫についても要望させていただいている状況でございます。

それと、受入環境のところにつきましては、国際クルーズにつきましては、まだ国の方でガイドラインの策定を検討しているところでございます。国内クルーズにつきましては、船社向けのガイドライン、港湾管理者向けのガイドラインができておりまして、それぞれ港湾管理者、船社の方で安全対策を講じて、今、国内クルーズについては再開しているということで、県の受入れの運用方針につきましては、土木部の方で最終の詰めをしているということで、その策

定が終われば、県の管理港湾でも受入れるということになっていくかと思っております。

佐世保港につきましては、管理者が佐世保市ということで、先行して運用方針を定められて、今、受付を行っているという状況でございます。

【前田委員】政府施策等での要望というのは承知しているんですけども、そうは言いながらも、後半から再開していただくという中で、その整備が追い付くのか追い付かないのかということもあろうかと思いますが、仮にそれがなかなか十分な整備が、整わないと言うのは失礼ですけども、そうした中でも再開することになれば、よほどの県市独自の水際対策をとって行わないと、県民の理解というのはなかなか得られないと思っていますので、そういう状況の中でもし再開することであれば、長崎モデルというか、長崎独自の取組というものを少し考えていかなきゃいけないと思っていて、そうした時に、個人質問とか、これは予算総括の中でも言っていましたが、抗原検査キットを活用したツアーを組んでいくとか、そういうことも含めて、あらゆる方法を少し部内で検討して実行に移していただきたいということを要望しておきたいと思います。

何かあっては、今はコロナの変異株のことも出てきていますけれども、そこでまた感染とかクラスターが発生したとなったら取り返しのつかない事態になりますので、期間があまりないですから、ぜひしっかりとした対応をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それともう一点、これも要望だけにとどめますが、昨日、観光需要回復促進事業費について質疑をさせていただきましたが、質疑が終わって、私は夜、家に帰ってネットで九州各県の取組が

どうかと思って見たら、やはり長崎県同様、それぞれ同じような事業を組んでいます。

ただ、他県を調べてみたら、特徴的なものは、例えば平日と金土祝日の補助額、助成額を変えたり、旅行会社を経由した場合を想定したり、人数の制限をしたり、宿を直接手配した場合のそれぞれの宿ごとの助成額の枠を配分したりとか、いろんな工夫がされています。

今回は8万泊、5億円の予算の審査をさせてもらっていますが、大枠の中では予算を私たちは審査していますけれども、実施の中身についてはお任せしている部分もあるものですから、ぜひ他県の特徴的なものを研究していただいて、過去2回実施したことの検証や課題も含めて、よりよい形で、他県でもしいい取組があるとするならば、そこを真似るような形でも結構なので、この8万泊について、よりいい内容にして実施していただきたいということを最後に要望して質問を終わります。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分及び第78号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午前 11時51分 休憩 —

— 午後 1時27分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、お手元に議案説明資料をよろしく願います。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「長崎県観光振興基本計画について」であります。

第68号議案「長崎県観光振興基本計画について」は、長崎県観光振興条例第10条第3項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見や長崎県観光審議会のご審議をいただきながら検討を進めてまいりました「長崎県観光振興基本計画」について、令和3年度から5年間を計画期間として策定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（文化の振興について）

本県固有の歴史文化を活かしたまちづくりを

推進するため、昨年5月に施行された文化観光振興推進法に基づく国の支援制度を活用し、長崎歴史文化博物館や県美術館をはじめとする県内文化観光拠点施設の魅力増進や機能強化、周遊促進対策等に取り組むこととしております。

このため、県・市・関係団体による推進協議会を設置したところであり、今後ともより多くの皆様に、本県の歴史文化の魅力を感じていただけるよう地域一体となって文化観光の推進に力を注いでまいります。

（世界遺産の保存活用について）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録2周年を記念し、2月13日から2月28日まで五島市の五島観光歴史資料館にて「潜伏キリシタンの祈りの世界」の展覧会や講演会を開催いたしました。また、3月3日からは新上五島町の鯨賓館ミュージアムにて、同様の展覧会を開催いたしております。

出品されている信仰用具は、世界遺産の構成資産と同様、各集落で営まれた世界でも類を見ない信仰の歴史的変遷を物語る、非常に価値の高いものであり、本展覧会を通じて、世界遺産のさらなる理解が深まることを期待しております。

（観光の振興について）

ユニバーサルツーリズムの推進については、食事や入浴などの支援を必要とする高齢者や障害者など、旅行を躊躇している方々に安心して本県を旅行していただけるよう、各種相談にワンストップで対応する長崎県ユニバーサルツーリズムセンターについて、去る1月30日から長崎空港内での運用を開始しました。今後は、高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう、本センターによる観光客と各種サービスとのマッチング、車椅子・ベビーカー貸出システムの

運用など、市町や地域の民間団体等と連携しながら持続可能な受入体制の継続に向け取り組んでまいります。

（インバウンドの推進について）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、依然として観光を目的とした入国は見通せない状況が続いているところですが、日本政府観光局等の調査によれば、引き続きアジアを中心に海外における訪日旅行の意欲は高いとの報告がなされております。

昨年11月末には、多言語Webサイトのリニューアルを行い、県内各地の交通情報やモデルコースに関する情報を充実させたほか、旅ナカでの利用の多いスマートフォンによるアクセスの改善を図っております。また、市町や関係団体等と連携し、インバウンド向け観光コンテンツの磨き上げに取り組んでいるほか、1月には「コロナ後のインバウンド市場」をテーマに、オンラインセミナーを開催いたしました。

引き続き、コロナ後のインバウンドの受入再開に向けて取組を推進してまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

主に首都圏等県外を中心に供給されてきた県産食材等の県内飲食店での利用を促進し、観光客等への本県食材の魅力を発信するため、2月8日に県内のシェフと生産者、首都圏の高級ホテルシェフとの意見交換会を開催したところであります。新年度は、地元シェフによる県産食材を活用したメニュー化を支援するため、産地視察や生産者によるセミナーを実施するなど、「食」の魅力向上・情報発信の強化に取り組んでまいります。

（アジア・国際戦略の推進について）

新年度のアジア・国際戦略の取組については、これまで構築してきた人脈や交流の歴史、ゆか

りを活かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、海外活力の取り込みに向けた各種施策を推進してまいります。

中国においては、今年、上海市との友好交流関係樹立25周年及び湖北省との友好交流関係樹立10周年という大きな節目を迎えます。この機をしっかりと捉え、青少年交流事業や訪中団の派遣による記念事業等の実施を通して、長年にわたり築いてきた本県と中国との交流の絆をさらに強固なものにしたいと考えております。

（V・ファーレン長崎2021シーズン開幕及び県民応援フェアの開催について）

去る2月27日、サッカーJ2リーグ2021シーズンが開幕し、V・ファーレン長崎はJ1昇格に向け新たなスタートを切りました。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に大きな夢や感動を与えるとともに、チームを応援することで県民の一体感や郷土愛を育むものであり、県としましては、引き続き、V・ファーレン長崎に対する関心をさらに高めるため、県の広報媒体を活用したチームのPRや、イベントの開催など、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体になって、チームのJ1昇格を力強く後押ししてまいります。

（「ながさきスポーツビジョン（2021－2025）」最終案について）

本年度で計画期間が終了する「ながさきスポーツビジョン」については、新たに「ながさきスポーツビジョン（2021－2025）」として策定することとしており、昨年11月議会において、素案についてご審議いただき、その後、パブリックコメントや長崎県スポーツ推進審議会からの答申を踏まえて、最終案を作成いたしました。

今後は、ビジョンの実現に向けて、市町、関係団体及び民間事業者との連携を深め、県民の

皆様のご理解とご協力を賜りながら、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

（第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について）

文化観光国際部においては、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」の項目の2つのKPIについて、総合計画のKPIに合わせる形で名称をより正確な内容に変更することを予定しております。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

文化観光国際部においては、全庁的な取組である事業の選択と集中や内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、行政手続や庁内業務におけるデジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくり、企業や大学等の多様な主体との連携・協働の推進などに取り組んでまいります。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【佐古観光振興課長】 それでは、「環境生活建設委員会補足説明資料 長崎県観光振興基本計画の策定について」、こちらに基づきまして、計画の概要についてご説明を申し上げます。

まず、表紙を開いていただきまして、1ページでございます。

本計画につきましては、昨年11月の本委員会におきまして、素案という形で一度ご説明を申

上げました。その後、県内の各地域での意見交換等を経まして、今回、最終案として取りまとめております。これについてご審議をいただくものでございます。

まず、1つ目、計画策定の根拠と位置づけですけれども、こちらは記載のとおりでございます。5年間の計画ですけれども、これまで3回にわたって策定をしてきております。

2つ目、こちらはグラフで、これまでの本県の観光客数、観光消費額等の推移をお示ししております。このグラフの中の右下、少し小さい数字が表の横の方に記載しておりますけれども、こちらは過去10年間、平成22年から令和元年までの10年間を比較しまして、10年で観光消費額については140%、日帰り客数が112%、延べ宿泊客数が117%という伸びを示しているという状況でございます。

グラフを概括して申し上げますと、平成23年は東日本大震災でございます。それから平成28年は熊本地震、この2つの落ち込みを除きますと、おおむねいずれの指標についても増加の傾向を示してきたというのが、この10年間でございます。

そして、足元、最後の令和元年につきましては、こちらはまだ新型コロナウイルスの影響は出ている時期ではございませんけれども、大きく2点、一つは韓国人観光客の激減、もう一つは中国発着クルーズの市場の調整局面ということで入港数が減ったというこの大きな2点の要因で、前年から数字が落ちているという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、まず2ページに、私どもが考えております本県観光の課題というものを記載しております。

(1)1つ目が観光まちづくりに関するもの、いろ

んな各種サービスの充実ですとか、観光の「質」の強化をしていく必要があると。この「質」の強化をしていくのには、観光まちづくりというのを強力に進めていく必要があるわけですが、その一方で、なかなかそれぞれの地域に、こういったまちづくりを強力に推進していく人材というのが、まだ豊富にいるという状況ではございませんので、こういった人材の育成を図っていく必要がある。それから、その下ですが、新幹線開業、あるいはI R、今後、大型プロジェクトが動いてまいりますので、こういったものを最大限に生かしてまちづくりを進めていく必要があろうと思っております。

それから、飛びまして(2)点目、九州圏内から本県への誘客に関する課題でございます。

こちらは、私どもの方で把握しておりますデータで申し上げますと、九州の平均、あるいは全国の平均と比べて、本県においでいただく観光客の方は少しリピーター率が低いという状況でございます。

その要因として私どもが考えておりますのが、その下に2つ記載をしておりますけれども、九州の各県から本県に訪れる方の割合というのが少し少ない。それから、県民の皆様が県内で宿泊旅行する割合というのが、他県に比べると低いという状況がございますので、このあたりの改善も図ってまいりたいと思っております。

それから、(3)点目はインバウンド観光でございますけれども、やはり日本といったものを感じさせるような観光コンテンツを磨き上げていく必要があると。あるいは、二次交通、多言語対応、これらも進めまして、受入環境の整備を図っていく必要がある。そして、情報発信の強化、あるいは、その下の国際定期航空路線の維持拡大、クルーズ船に関しましては、感染症対

策はもちろんですが、入港を経済的な効果につなげていくといった取組を進めていく必要があろうかと思っております。

3ページをご覧くださいまして、4としまして、基本的な計画策定に当たっての考え方を3点掲げております。

やはり国内旅行者の実数というのは、今後減ってまいりますので、国内について申し上げますと、リピーター率を上げる、滞在日数を増やす、そして、並行して外国人観光客を拡大すると、こういった取組で観光消費額を拡大していく。そして、2点目としまして、大型プロジェクトを生かしたまちづくりの推進、そして、3点目が、現下の情勢を受けまして、安全・安心対策、高付加価値化といったものを推進していきたいという考え方でございます。

5で計画の概要ですが、計画期間は、記載のとおり、5年間でございます。

(2)点目に、長崎県観光の将来像というものを記載しております。「感動あふれる長崎県」としまして、サブタイトルとして「～みんなで磨く、文化と食と真心と～」というものを掲げたいと思っております。

ここでご注意いただきたいのは、この将来像と申しますのは、私ども県内の観光関係者の中で共有をしたい将来像、5年後の長崎県観光をどうしたいと、そこを共有したいという意味ですので、対外的に誘客をするためのキャッチフレーズということではございません。そういうものとしてご理解いただければと思います。

考え方としましては、記載しているとおりのとおりですが、やはり本県の特徴を生かしまして、県内の各地域で、訪れる方に感動を与える歴史文化、あるいは食、それからおもてなしと、そういったものをしっかりと提供できる長

崎県にしていきたいと考えております。

その下に、大きな5つの柱を掲げております。こちらは、後ほど別のページでご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

数値目標についてでございます。現在の基本計画の中でも、複数の数値目標を掲げておりますけれども、掲げ方としては、全て列挙しているという形でございます。今回につきましては、そこを少し立てつけを見直しまして、やはり最終的に達成すべきミッションというのが何かというところを明確にするために、観光消費額というものをまず基本目標として定めようということでございます。この基本目標を達成するための手段というものを「重要評価指標」という位置づけをしまして、その下のリピーター率のところからクルーズ船入港数までを掲げたいと考えております。今回、新しく設定します指標については、「（新規）」というふうに記載をさせていただいております。

それぞれの目標値の設定根拠につきましては、その下に記載のとおりでございますので、ご参照いただければと思います。

それから、5ページですが、先ほど5つの方向性というお話を申し上げましたけれども、その5つに沿って、これまでとは少し違う新たな観点といいますか、取組を掲げております。

まず、①つ目の観光まちづくりですけれども、こちら全てもご紹介できませんので、さらに主なものを少しご紹介いたしますと、有人国境離島法に基づく滞在型観光の促進、それから少し飛びまして、出島メッセ等大型プロジェクトを契機とした観光まちづくりへの支援の強化、それから、最後の新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しいニーズへの対応でございます。

②つ目の「おもてなし」の部分ですけれども、こちらは新しい考え方としましては、訪れていただいた方をしっかりおもてなしするということは、やはり県民の皆様それぞれが郷土に対する愛着というものを持っていただきたいと思いますので、そういった取組も進めてまいりたいと考えております。

次の③点目、安全・安心対策、高付加価値化でございますけれども、こちらは下の方2つ、産業労働政策との連携による観光関連産業の経営体質強化、こちらにつきましては、昨日も前田委員からご意見いただいて、現状で申し上げますと、産業労働部の施策と連携をしていきたいという考え方なんですけれども、ご意見を踏まえて、今後、観光振興課の立場でどういった施策が考えられるのか、引き続き検討してまいりたいと思っています。

それから、その次でございますけれども、今後、県内におきましても、長崎市、五島市、あるいは平戸市の「城泊」ですとか、ハイグレードな宿泊施設というのが立地をしてまいりますので、また、さらにその先にはIRというものも視野に入れて、やはり富裕層の方が増えると、富裕層向けのソフト・ハード両面での受入環境整備も進めてまいりたいと思っています。

6ページでございます。

④つ目の柱で、訴求力のある情報発信と周遊観光の促進、こちらでご紹介をしたいのは、やはりウイズコロナ・ポストコロナの旅行需要を捉えた近隣の市場へのプロモーション強化、九州内、あるいは少し広げて中国地方等のプロモーションを強化してまいりたい。それから、県民の皆様の県内旅行についても、引き続き促進をしてまいりたい。それから、一つ飛びまして、令和4年の新幹線開業に合わせたデスティ

ネーションキャンペーン、それから離島空港、こちらは主に五島市、対馬市などで、地元も意向を持っておりますけれども、離島空港へのチャーター便の誘致、そういったものにも取組たいと思っております。

そして、最後の⑤番目、インバウンド観光でございますけれども、1つは個人化、デジタル化を踏まえたプロモーションの強化、それから2つ目、その下でございますけれども、「レップの設置」と記載しております。香港・台湾、これは具体的には、現地の事業者の方に依頼をして、本県の情報発信を現地でしていただくとか、あるいは現地での情報収集をしていただくという手法ですけれども、こういった手法を通じて現地活動を強化してまいりたいと。それから、少し飛びまして、午前中の質疑でも出ましたけれども、台湾線の新規誘致にもしっかり取り組んでいくということでございます。

7ページ、検討経過は記載のとおりで、ご説明は省略いたしますけれども、現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、観光は非常に大きな打撃を受けました。私どもとしましては、引き続きコロナを踏まえた新しいニーズ、こういったものにしっかり対応する、あるいは、コロナ前からの本県の観光の課題、これをしっかり解決に結びつけていくと、こういうことに向けてまして、今回、本計画に基づいて、今後5年間を通じて、効果的な個別施策を検討し、そして、しっかり実践しながら、具体的な成果に結びつけてまいりたいと考えているところです。

説明は、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 それでは、今説明を受けまして、何ていいますか、的確な受け止め方と、現状と課題がはっきり浮かび上がってくるわけです。そういう点については、今回、基本計画を立てるという前提に立って、現状分析が十分よくできておられるのではないかと、こういうことで、関係の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。

やっぱり長崎県は、何だかんだ言っても、人を呼んで栄えないといかんと。人を呼んで、いわゆる交流人口を増やして、それをもって県内の活性化につなげると、これは避けて通ることができないと。したがって、この観光振興計画というのは、とても大事なことだと思うわけです。

それで、今の現状と課題の中で、いわゆる課題が、まず、九州平均や全国平均と比べてリピーター率が、実はあまり芳しくないんだということで、これを向上させなければいけないと。それから、もう一つは、九州圏内からも長崎県に入り込むお客様が少ないんだと、観光客は少ないと。こういうようなこととか、それから、さらに県民の皆様が、いわゆる県内旅行については、これも実は、他県と比べた場合にいい状況ではないと、こういうところの3つを的確に明らかにされております。

この課題を乗り越えることによって、どれくらいのプラス効果が出てくるかというようなことを、実は考えてみたいと思うわけです。

まず、リピーター率の向上ということで、長崎県がそんなに魅力のないところかと。大体我々も、一度行ったところに大変な感動を覚えて、またいずれは戻って来たいとか、いずれはまた訪れたいと、こういうリピーターの、再訪れるということを、旅行の一つの醍醐味とし

て、感動と夢がそこに生じるわけですよ。

このリピーター率がなぜあまり芳しくないのかと、こういうところについてどういうふうに分

【佐古観光振興課長】本県の観光地の魅力というところは、民間のいろんなデータでも、総合的な満足度も、例えば、少し古いデータですけども、2018年ですと、総合的な満足度は全国で6位なんですね。それから、再来訪意欲度も10位以内に入っておりますので、一度来ていただいた方が、また来たいと思う観光地ではあると認識しています。

ただ、委員ご指摘のリピーターに、実際、その次の行動につながっていないということにつきましては、例えば数字で申し上げますと、長崎県のリピーター率が58.6%、九州平均ではこれが66%になります。全国平均では68.5%という数字になります。

この要因として、私ども計画を策定するに当たって、これは仮説にもなろうかと思えますけれども、やはり先ほどご説明を申し上げましたように、県民の方の県内宿泊の割合が少ない、あるいは、九州各県からのお客様が少ないということが要因になっているかと思っております。

逆に申し上げますと、関東・関西の市場規模の大きいところからは、ほかの九州各県に比べると、割合としては多く来ていただいています。ただ、どうしても交通費がかかりますので、何度も行くというのがなかなか難しい。また、行きたいとは思ってもらっているけれども、交通費等費用の問題で、すぐすぐまた来ていただけるという状況にはなっていないのかなというふうに考えているところでございます。

【小林委員】きちんとした数字が出てまいって

おりますので、実にわかりやすいんです。だから、リピーター率が、本県の場合は58.6%しかないよと。九州各県でも66%、全国で68.5%と、そういうことからして見て、要するに、観光は長崎県の一番の基幹産業だと、そういうような位置付けの中で今取組を持って、コロナ前の動向というのは非常に伸びておったと思うわけです。

そういう点から考えてみても、何としてもリピーターということで、リピーターというのは、やっぱり旅行する方々ですから、度々旅行する方々で、初めて旅行するというのではなくして、意外と人生設計の中で旅行するということを、人生の生きがいを感じているような、そういう方々でありますから、結構お金がたまったら、次はどこに行く、次はどこに行くということで、ちゃんと計画が、毎日の生活の中に組み込まれているわけです。そういうことから、いろんなところを回ってみたけれども、やっぱり長崎県が一番よかったんだと、こう言っていただきたいわけですよ。

それが、実はそうでもない、ということですから、ここのところについての取組を、例えばどうすればそういうことが乗り越えられるのか。地域住民の皆さん方と一緒に、県民挙げて観光まちづくりというものを目指していくよという新たな、それから市町も、やっぱり自治体も一緒になって取り組んでいただくというような、そうでなければいけないと。

例えば、我々の大村市みたいなところは、非常に風光明媚で観光の皆さん方が多いのではないかと一見思われるんですけども、長崎県に市町がある中で、そんなにいい成績を出しているわけではないと。

だから、まだまだ余力というか、取り組めば、

まだまだ観光資源の開発と同時に、アピールできるものがある、リピーターを増やすこともできる、そういう可能性もあると思いますので、この辺は、やっぱり市町、それから県民、地域住民の皆さん方と一体となった観光まちづくりに力強く前進することが必要だと考えますが、リピーター率の向上については、いかがですか。

【佐古観光振興課長】やはりリピーター率を上げていくためには、来ていただいた時にしっかり感動していただくということが大事かなと思っています。そういうことで、「感動」というのをキーワードに、将来像に掲げようと思っています。

感動を与えるというところは、やはりほかではできない体験ですとか、食ですとか、これは長崎の強みでもあります歴史とか文化、そういったものをしっかり体感していただくということが大事だと思っていますので、令和3年度の予算の中でも、市町、地域としっかり連携してまちづくりを進めていくための補助制度がございますので、その補助制度についても、従来の補助枠を2倍に拡充し、さらに、人的な支援も地域に入り込んでいけるように、人的な支援の部分も新たにつくるようにしておりますので、そこをまずはしっかり、とにかくほかの地域では体験できないものを幾つつくっていかるところにかかっていると思いますので、そこをしっかりと取り組みます。

それから、もう一つは、やはり情報発信、長崎にはこういうものがあるんだというものもしっかりお届けしていかないといけない。遠方の皆様にはある程度、長崎市の異国情緒ですとか、ハウステンボス、大きな観光コンテンツについては知っていただいています。ただ、九州各県の皆様にいかに長崎にも、例えば温泉があり、

離島があり、いろんな体験ができるんだというところもしっかり発信も、併せてしてまいりたいと思っています。

【小林委員】正直言って、今のリピーターの少なさとか、あるいは九州全県からの観光客の少なさ、ましてや地元の近場の観光というような、このコロナの状況の中で、この5,000円の割引が、率直に言って、こんなに大きな話題と関心と、また実績を残すとは夢にも思わなかった。

そういう点から考えていけば、県内のお客様がそういう観光客として少ないというようなことも、正直に言って、今のあなた方の取組の5,000円割引の爆発的な売れ行きを見た時に、どうもそこが、何かちょっと一点まとまらないんですよ。恐らく、長崎県にはこうしてリピーター率がよくないぞとか、九州各県の中でもお客さんが一番少ないよとか、あるいは県内のお客様も少ないよと、こういう今おっしゃった3つの課題を、もし県民が等しく知ることができれば、正直言って驚くだろうと思うんです。この3つは、全部クリアしていると思っているんですよ。我々も、今こうして、あなたからこうやって説明を受けて、正直驚いているわけですよ。

ですから、こういう問題を、先ほども言っているように、長崎県はやっぱり21の市町をどうやって巻き込んで、一緒に問題意識を持って共に行動するかと。人口減少の問題をはじめとして、市町の認識のずれというか、受け止め方のずれとか、そういうものは、正直言って否めないことだと思うんです。

だから、そこをいかにしてきちんと、やはり県が主導権を持って、市町の皆さん方とご一緒にやっていくことをぜひともやっていただいて、この3つの問題をきちんとクリアしていただけるように、そして、これが大きな観光客の増大

につながるように、この辺をひとつお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つは、観光消費額をいかにして上げるかということ。まず第一番目は、観光客としてお客様に来てもらわなければどうにもならない。次に大事なことは、いかにしてお金を落としていただけるかと、その仕組みを、仕掛けをつくるかということだと思うんです。

今まで、例えば観光におけるところの波及効果はどうかといえば、大体1泊ちょっとぐらいで3万2,000円ぐらいをかけるんだと。人数掛ける3万2,000円で波及効果だと、こういうようなことをおっしゃってありました。そういう点からしてみても、今の資料では、3万2,000円を3万3,400円ぐらいに、約1,500円ぐらい上げるというようなことだけれども、それは価格の値段を上げるんじゃないくて、お金を落としていただくその金額を上げるということなんだから、物価を上げて3万4,000円にするわけじゃないわけだから、そういう点から考えてみた時に、このところはどやって消費額を拡大させていくのかということ。

それから、もう一つ、長崎県の観光客の一つの特徴は日帰り客が多いのではないかと、こんなようなことも実は指摘されておりますけれども、その辺のところ、一日の日帰りのお客様が平均してどれくらいお金を使っているのか、その辺の消費額をいかにして上げていくかということ、この辺のことについて質問させてください。

【佐古観光振興課長】観光消費単価につきましては、なかなか起死回生といいますか、簡単に上がるとは、私ども認識はしてないんですけれども、上げていくためにどういったことができるかということになりますと、一つは宿泊施設

です。宿泊施設で、県内のある地域などでは、例えば毎日よその、競争相手の宿泊単価が幾らになっているかというのをウェブサイトで確認して、自分たちはそれよりも少しでも安い価格で提供するというようなことをしている地域もございます。これは悪しき価格競争だと思っていますので、そうではなくて、ほかの競争相手と違うサービスをいかに提供できるかという方向で、宿泊プランの造成などに取り組んでいただきたいと思っています。そのための取組も、去年の9月補正で今取り組んでいるところでございますので、しっかりしたサービスを提供して、しっかりお金をいただくと、これは宿泊施設側の問題でございますけれども。

それから、もう一つは、一日の時間をどういうふうに過ごしていただくのか、宿に缶詰めになるわけではございませんので、宿から出た時に、じゃ、どうお金を落としていただくのか。例えば昼食を市街地でしますので、その昼食も、従来の安い、どちらかというと、本県の昼食の単価というのは、よく知られているものは、そこまで値が張らないものが多いですので、そういうものではなくて、地元のしっかりした高付加価値の食材を使った、ある程度価格帯の高い昼食を提供する取組、これも今、進めているところです。

そういう一日の時間、観光客の動きを想定しながら、ここでこういうふうなサービスを提供してお金をいただくとか、そういうことを不断に考えて実行していくということかなというふうには、今思っているところです。

【小林委員】 それでは、結局、今言われるような、この課題と現状をよりよき、観光によって長崎県が力強くなるために、もっとも今の課題をクリアしなければいけないと。だから、この

課題をしっかりと県民の皆様方にお分かりいただけるような形で、いろんな方法があるかと思いますが、やっぱりそれを徹底するということ、もう少し意識を高めていただくような、その取組を、これは県が主体的になってやってもらいたい。それと、市町で関係者を一緒にテーブルの中で、こういう問題点があるということ、市町の皆様方の情報ではなかなか伝わらないのではないかと思います。これは、やっぱり県がイニシアチブをとって市町に徹底をして、そこをクリアしていかなければならないということ、ここをしっかりと申し上げてもらいたいと思っています。

そして、今、言うところの観光消費額をいかにしてアップさせるかということ、日帰りのお客様も入れてもう少し、ある意味ではおもてなしに相当な力を入れて、やっぱりここも成果を上げてもらわなきゃいかんと。だから、これはやっぱりビジネスの戦略の問題でありますから、ここも大きな情報を皆様方に提供していただきながら、その取組を、それぞれの業者の皆さん方の今までのようなやり方ではなく、新しい取組を、どうすればアップにつながるかと。自分の問題として、そういう経営戦略をしっかりと練っていただけるような、そこを皆さん方に喚起してもらいたいと思いますので、ここは要望しておきたいと思います。

これだけの分析をしていただいたんだから、今回の観光振興基本計画は、これまでの基本計画とは違うと、具体的な戦略、具体的な問題点がここまできちんと詰まっていると。こういうような形の中でプラスに向かうように、ぜひとも向けていただくことを、重ねて強く要望しておきたいと思います。お願いをします。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、第68号議案の長崎県観光振興基本計画について、幾つかお尋ねしたいと思います。

この基本計画を拝見させていただきますと、スポーツツーリズムの推進とありますね、観光振興課長。このスポーツツーリズムというのは、専門はやはりお隣のスポーツ振興課になると思うんですが、これはスポーツツーリズムの推進ということで、他の課とどのような協議をしながら、この推進の基本計画なりをつくられたのか、お尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 観光振興基本計画につきましては、全てが観光振興課で実施する事業ではもちろんございませんので、ほかもそうです。グリーンツーリズムとかブルーツーリズムについては農林・水産と話をしながら、スポーツツーリズムにつきましてはスポーツ振興課と相談をしながら策定をしているという状況でございます。

【山田(博)委員】 ということは、この観光振興基本計画、観光とスポーツは密接だということ、理解していいんですね。それは間違いございませんね。

【佐古観光振興課長】 はい。そのように考えております。

【山田(博)委員】 そうしますと、長崎スポーツビジョンとありますね。このビジョンの中に、例えば長崎県スポーツ推進審議会委員の中に、私がずっと見てみたら、観光の人たちが1人入っておりますね。これをつくる時に、県の方も事務局で入ったんですか。ですから観光振興課の方が。

私はなぜこういったことを言うかということ、片方ではスポーツツーリズムと謳って、片方では観光と一緒にやらないといけないと言ってお

きながら、実際にスポーツビジョンとあるでしょう。こちらの方に、観光連盟の人が1人入っているわけね、1人ね。やはり密接にするんだったら、もうちょっとしっかりとした、お互いのがっちりとスクラムを組んでやるような方向性がですね、メンバーの1人を含めても、やっぱりそういうふうには私には映ったものだから、ちょっとお尋ねしているわけですが、何か見解がありますか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時14分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【野口スポーツ振興課長】 関連いたしますので、スポーツ振興課から説明させていただきます。

スポーツ推進審議会の委員につきましては、外部委員として、私どもが作成した素案ないしはアドバイスを頂戴する機関として機能させていただいております。中には、委員からご指摘があった観光連盟専務理事の園田専務を委員として入れさせていただいております。

ただ、この全体の構成を検討する、特にスポーツツーリズムに関しましては、当然同じ部内でもありますので、観光振興課ともきちんと協議しながら、我々の方向性についてはこういう方向でいきますよということをお話しした上で案を作っております。それを承認いただいて、今回出させていただいているということでございます。

それから、審議会の委員の中でも一般社団法人九州スポーツツーリズム推進協議会の杉島代表理事という方がいらっしやいまして、この方は九州観光推進機構にもおられた方で、観光に関してツーリズムの視点で非常に深い見識をお

持ちの方でございます。その方から観光とスポーツツーリズムについてご意見を頂戴して、案を作成いたしました。

【山田(博)委員】 ということは、これはスポーツツーリズムと観光振興と、しっかりとスクラムを組んでやっているということで認識をさせていただきました。

それで、今回この中で、午前中に、バーチャル映像の活用もこれから取り組んでいかないといけないというふうに話がありましたけれども、これは、そういったところは、どういったところで読み取れるのか、聞かせていただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】 計画案の本体で申し上げますと29ページの下の方に、(5)Society5.0という記載がございます。大きくはこの中で、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、具体的に取り組んでいただきたいと思います。

それで、もう一つお尋ねしたいのが、観光振興課長、私もいろんな地域を回ると、隠れた資産があるわけです。この前言った、島左近が対馬に流れ着いたと、島左近の墓があるんだってね。これが本当か、本物かはわからないわけですね。そういったのを、各市町とかは再認識をして、もっと言うと、例えば五島で言うと、網本珍平さんという人がおってね、軍神がここに眠っているとかですね。

そういったものをどんどん、どんどん吸い上げて、先ほど言う、「感動あふれる長崎県」というのをぜひ、そういった形で具体的に取り組んでいただきたいと思います。思うんですが、いかがですか。

【佐古観光振興課長】 そういった地域の、まだ

大きくは知られていない歴史とか文化、あるいは地元だけの食事とか、そういうものもそうかもしれませんけれども、地元の方が思う以上に外からのお客様に響くものはたくさんあると思っていますので、そういったものについては、市町ともしっかり連携しながら掘り起こしをして、先ほど島左近のお話もいただきましたけれども、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、言った者勝ちという部分もございますので、先んじて発信していくことで、より多くの方に知っていただくというようなこともあろうかと思っていますので、そういう掘り起こしと発信というところは、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

【山田(博)委員】 中崎部長は、対馬振興局長でおらんやったですかね、おったですね。前川政策監は五島振興局長をしておったから、さっき言った島左近と網本珍平さんは、知らないということはないと思うんです。あえて、知っているか知っていないかは確認はしませんが、そういったことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

最後に、基本計画をするに当たって、全体的に終わるまでの事業費の予算というのは、想定はされているんですか。この基本計画を実施するに当たって、大体どれだけの予算をつぎ込むと見込みをされているのか、お尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 結論から申し上げますと、全体事業費というのは集計をしておりません。今、計画の中に記載をしているものは、従来から取り組んで、引き続き今後も取り組んでいくものもございますし、今から検討して事業化を図りたいと、結果はちょっと今後の話になってまいりますので、そういうものも入っておりま

す。

予算はどうしても、毎年の予算編成の中で決めていくことになりますので、現時点では、全体の事業費というのははじいておりません。

【山田(博)委員】 観光振興課長、議会に出す時に、これは議案で出しますよね、基本計画としてね。議会に出すということは、ある程度この基本計画に基づいてやっていくということを経済会も承認して、理事者としてやっていくということであってね、確かに予算というのは多少の変動はあると思いますけれども、最低ライン、この基本計画を推進する上で1年間でどれぐらい、2年間でどれぐらいと、そういった算定をしながらやっていくんじゃないかと。

この基本計画をつくる時に、財政当局と話をするんでしょう。しないんですか。まず、するかしないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 記載しております一つひとつについて、財政課と具体的な協議をしているというものではございません。こういう方向性のもとで進むというところは、認識は共有をしておりますけれども。

【山田(博)委員】 そういいますか。しかし、大まかに基本計画というのは、財政当局も承認していただくということで理解していいんでしょう。それだけお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 もちろん議案として提出をしておりますので、財政課もしっかり了解をしているという状況です。

【山田(博)委員】 最後に部長、基本計画というのは、先ほど小林委員が言ったように、いろんな現状を分析して、これからこうやっていくんだといって、担当課として少ない人員でここまでよくまとめられて、頑張っているなど私も、もっと言うと、私たちから言うと、指摘するど

ころか、よくまとめたと、これは拍手喝采だと私は思っているわけですよ。コロナ対策でこうしながらもですね。

あとはこれを、基本計画をつくって、じゃあ、こういうふうに基本計画に基づいてやりたいという時に、財政当局が、お金がないからできませんよとか言ったら、絵に描いた餅になってしまうわけですよ。基本計画を当委員会で承認していただいたからには、きちんと財政当局には、錦の御旗にして、がたがた言うんだったら、水戸黄門みたいにはっと出すような基本計画で推進をしていただきたいと私は思っているわけですので、そういった思いで、ぜひ中崎部長におかれましては、その決意で頑張っていたきたいと思うんですが、その決意を聞かせていただいて、私は質問を終わりたいと思います。決意があまりなかったら、もう一回聞きたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】我々は、長崎県の最重要課題は人口減少だと思っています。ですから、観光行政を活性化させる。これは単に交流人口の増大だけではなくて、多くの方において、しっかりお金を落としてもらって、そして観光事業者の皆さんにも稼いでいただく、それを良質な雇用に結び付ける、そういった先まで見据えた思いで今回の計画は立てているところでございます。

計画をつくっただけでは全く意味がないと思っていますので、いかに実効性ある施策を組み立てて、そして先ほど申しましたような県の課題の解決の中に観光産業の活性化が貢献するというようなところをしっかりとっていくことが必要だと思っています。

実りある施策をつくることが予算の獲得にもつながると思っていますので、部の職員一丸と

なって取り組んでまいりたいと思っております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】1点だけお尋ねをしたいと思います。

計画策定に当たっての考え方の説明がありました。ここで注目しているのは、やはりウィズコロナ・ポストコロナを踏まえた宿泊施設等における安全・安心対策と高付加価値化の促進という考え方、基本的施策別の「新たな取組」という中で、そこに該当するのは、一番下にある新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた新たなニーズへの対応というところだというふうに思うんです。

その中に、括弧書きでワーケーション、リモートワーク等々が記載されていますが、ワーケーションであったりリモートワークであったりというものが本県に定着をするとしたならば、計画策定の考え方の中の1番目にあるリピーター率の向上や滞在日数の増加につながるわけにありますけれども、具体的に、今言ったアフターコロナ、ウィズコロナの中でのワーケーション、リモートワーク、これをどうやってこの長崎県に誘導していくのかというところの考え方、予算の中でも、なかなかそこらあたりについては、より具体的なことが見えなかったので、考え方でもいいので、お知らせをいただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】まず、ワーケーション、リモートワークにつきましては、それぞれの市町のお考えを踏まえて、地域振興部の方で具体的な誘致ですとか、そういう取組は進めております。

私ども観光振興課として今取り組んでおりますのは、受入施設となります宿泊施設がワーケ

ーション対応のための施設改修をするような場合、そういった場合に、これは昨年の9月補正で4億円の予算をいただきましたので、その予算を活用しながら、施設面での受入体制づくりを支援しているという状況です。

【深堀委員】 今、宿泊施設におけるワーケーション受入れのための施設整備の補助があるというお話を聞きました。

雲仙市が、ワーケーションに対する取組を非常に進められているというのがありました。それは、もちろん雲仙ですから国立公園なので、環境省のワーケーション推進補助金制度を活用して取り組んでいるという記事があるんですけども、その中に「コワーキング」という表現があって、コワーキングというのは、事務所スペース、会議スペース、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共同ワークスタイルを指すと。

ですから、今、課長が答弁された、ホテルの中でワーケーションをする施設整備の改修の部分と、実際に雲仙市で起こっていることは、例えば旧市立雲仙小学校校舎をコワーキングの交流施設として改修をするような事業を、今、公募していると。長崎市の企業が、雲仙にある社員研修所をコワーキング施設に改修することによって、雲仙の観光資源というか、誘客資源として活用するような動きが始まっています。

ですから、そう考えた時に、先ほどから繰り返しているような長期滞在型であったり、リピーター率の向上に、もし夏場、雲仙という避暑地でワーケーションをするために、コワーキング施設も充実をしている、全国からそういった方が雲仙に来るということも戦略として考えられると思うんです。

先ほど、地域振興部という話も出ましたし、

コワーキング施設を整備することが、文化観光国際部の所管なのか、それとも、もしかしたら産業労働部なのか、部を越えた形での連携をして、長崎県内がワーケーションのメッカになるような仕掛けをしていくことが、この基本計画の一つの施策となり得るんじゃないかと考えているんですが、そういった視点というのは持ち得ているんでしょうか。

【佐古観光振興課長】 今のご質問からすれば、そういう視点が現状で十分かと言われると、少し足りない部分も、観光振興課としてはあるかなと思っています。

先ほど申し上げました、昨年9月補正での施設改修の支援ですけれども、もともと観光振興課で宿泊施設のハードの支援をするというのは、従来踏み込めていなかったところで、コロナ対策の交付金があったからこそできた部分です。これはワーケーションだけではなくて、露天風呂付きの客室の整備ですとか、客室単価を上げるための、観光消費額を上げるための支援も含めて、今取り組んでいるところでございます。

そういった中で、先ほど深堀委員がおっしゃったコワーキングスペースについても、これは施設という形ではないですけれども、例えば、ある宿泊施設では大宴会場を、もう今後はなかなか利用がないということで、そこをコワーキングのエリアに改修するとか、そういう動きもございますので、そこはしっかり、今、支援をしているところです。

地域づくり推進課等関係課としっかり連携をして、例えばこのエリアはこうしていこうというところを観光振興課も入り込んだ形で、現状ではまだできておりませんので、今後、関係課とも話をしてみたいというふうに考えます。

【深堀委員】 今、雲仙市の取組を少し紹介しま

したが、長崎県内は自然環境もあふれていて、離島も多くあって、そういったところで都会から、仕事をワーケーションという形でやりたいという方も、特にこのアフターコロナの中では、私は希望はあると思うんです。ですから、そういった意味では観光戦略の中で、文化観光国際部だけの話ではなくて、いろんな県庁の課、部局とも調整をして、そういった方々を長崎に誘致をしていくという考え方をしっかり念頭に置いて、観光振興基本計画の中にもそういったエッセンスを取り込んだ形で事業をぜひ実施していただきたいということを、要望しておきます。

何か答弁があれば、お願いします。

【佐古観光振興課長】 繰り返して申し訳ございませんけど、関係課としっかり共有して、ワーケーションをそれぞれの地域で進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】 時間がないので簡潔にしますが、今回の観光振興基本計画というのは、第3版です。ね、平成28年から令和2年度の後の第4ということになるわけですが、前回と今回と大きく違うところというのは、明らかにコロナが入っているということ。

つまり、インバウンドが第3の時には、国が総力を挙げてどんどんインバウンドを呼び込んで、バスで何台も何台も外国人の観光客が来られて、その対応でどんどん、どんどん観光客数が伸びていった。しかし、コロナを受けて、一気にそれがぴたっと止まった。県民の方々の周遊も遅くなった中でつくる計画です。よね。

そこもちろん踏まえてつくっていらっしゃると思うんですけれども、そこの中でいろいろ分析した結果、県民の県内宿泊割合も低いと、九州も低いということでした。

今回の国の予算で、確かにコロナの特別の交付税措置で5,000円の割引でどっと来たところはあるんですが、これはあくまでもコロナ対策であって、これから5年間それがずっと続くわけではありません。ですから、それに依存するわけではないということで、恐らく、基本施策の第1番目に、滞在型観光というのをを出していらっしゃると思います。滞在型観光は何なんですかと聞くと、今まではただ見るだけだった観光が、その地域に滞在して観光していくものということです。で、今回、滞在型コンテンツ開発専任職員という予算をつくっています。

ただ、これをずっと聞いていく中で、この滞在型観光をどんどん促進していくために、先ほど山田(博)委員の質問にもありましたけど、予算を取り込む部分もないし、今回2,000万円挙げているんですけども、あくまでもこの滞在型観光というのは、各市町が率先して行うものに対して県も応援しなきゃいけない。市町がどのように考えているのか。

先ほどの深堀委員のワーケーションに関しても、今までの観光と違うところを特化して、滞在をしていただくために観光客に何をアピールできるのかと。全国でも同じことを考えている中で、本県は、もう観光のあり方をシフトしていくという計画です。よね。そこの部分で、滞在型観光コンテンツの充実具体的に今どういうやり方を考えているのか、端的にお尋ねをいたします。

【佐古観光振興課長】 観光コンテンツですけれども、委員おっしゃるとおりに、やはりそれぞれの市町、あるいは地域住民の皆さんがどうやって稼いでいくかという目的の延長線上で、それぞれの地域の魅力を生かして、ほかの地域にはない体験をいかに創出できるかということに

なりますので、まずは、そういった意欲をお持ちの方がいらっしゃる地域を重点的に支援したいと思っていますし、そのための令和3年度の専任職員の配置ですとか、支援枠の約2倍への拡充、そういったものを考えているところです。

現在も、県内で今把握しているのが、13地域ぐらいでは、そういった一生懸命にやろうとされているキーパーソンがいる。そして周りを巻き込んで動きが始まっているプロジェクトもございますので、そのあたりをしっかりと支援していくことで、コンテンツの充実を図っていきたいと思っています。

【松本委員】 私が気になるのは、それで2名雇用するという、21市町ある中で2名。

一番大事なことは、今回のこのメインのところがMICEや新幹線、スタジアム、IRとか、観光のメインが長崎・佐世保重点になっている。それ以外のところも含めた上で、どういうふうに市町に、滞在型コンテンツに対して実行委員会をつくって、それぞれ考えていただく中で支援をしていく。

ワーケーションに関しても、21市町にワーケーションの受入施設が県内にこれだけありますというのを、長崎県としてパッケージとして提案する。体験型も、それぞれ市町単発ですのではなくて、体験型の補助を県が国から幾ら持ってこられるか、それで市に支援をして、市が考えたものに対して補助をしていくとか、そういうふうにそれぞれ21市町全体でボトムアップしていかないと、パッケージでしていかないと、県だけが旗を振って文言だけを出しても、それぞれのすそ野が広いので、全体でやっという取組のところ、これからつくっていくかと思うし、意見交換もしていられるので、話はしていると思うんですけど、ちょ

っと見えない。予算のところに、ぜひ今後出していただいて、今はコロナ対策で大きな予算がありますけど、その後、だんだん厳しくなってくる可能性もあるので。

特にワーケーションに関しては長期滞在の可能性もあるし、移住の一手手前でワーケーションで1か月とか、お試しでとか、そういうのも、部署は違いますけど、連携すればできると思うんですね。だから、観光のあり方もこれから5年間変わってくるので、そこを見据えて、先んじて動いていただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。9番です。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号9番の一般社団法人

日本旅館協会 長崎県旅館・ホテル生活衛生協同組合から、緊急の要望ということで来ているんですが、この要望の中で大きく二つ来ております。その中で関係するのは、一つなんですね。地域内でのG o T oトラベル事業の早期再開。感染状況が落ち着いている地域においては、家族とか4名以下などの条件をして、G o T oトラベル事業の早期再開に向けて国への働きかけをお願いしたいということで来ておりますが、これが今年の2月25日に来ているわけでございますが、担当課として、これは実際、今どのように受け止めて取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】G o T oトラベルの早期再開につきましては、私どもとしても期待をしているところです。地域限定、感染者が落ち着いているところにはですね。

そういう意味で、観光庁に対しましては、私どもの方からも随時お願いとか、あるいは、現在の政府内部での検討状況の聞き取り等を行っております。観光庁サイドだけの考え方は、基本的には、この要望に沿ったようなお考えはお持ちとは聞いていますけれども、最終的には、やはり政府の分科会ですとか、医療全般含めたところでの政府全体としての決定になると思いますので、そこを注視しているというのが現状でございます。

【山田(博)委員】注視しているということでありますけれども、国の感触とか何かをどのように捉えているのか。

この前、長崎県独自の観光振興の施策を、ステージ2から1に下がれば再開しますと言ったら、次の日でしたか、知事がステージ1になりましたと言ったら、すぐ再開するとなったですね。

私のところに電話があって、「山田(博)先生、あれは最初からわかっていたんじゃないですか」とか言われて、「そんな神様じゃあるわけがないのにわかるわけじゃないじゃないですか」と言ったところだったんですね。

そういったことを含めて、今、国の方を注視するとありましたけれども、もっと踏み込んだお話を聞かせていただきたいと思います。こういう時しか私たちも聞けませんからね。

【中崎文化観光国際部長】私が直接お話をしましたので、私の方から。

今、課長が答弁したとおりでございますけれども、私も一昨日は、観光庁の担当参事官とも直接お話をさせていただきました。特に、これは報道にもありますとおり、観光庁としては、部分再開でもしたいという意向の中での各県の事情の聞き取りということでもあったんですけれども、私の方からは、今の県内の感染状況の落ち着き、それから、県単独で県民を想定した県内宿泊を開始したら、非常に好評で県民の期待も高いというようなことを併せてお伝えしたところでございます。

我々としましては、できましたら、今の県内キャンペーンをG o T oキャンペーンにつなげたいという思いがございますので、直接に思いを伝え、国の制度の、部分的ではございますけれども、早期再開を呼びかけたところでございます。

ぜひ国としても、そういった各県の事情をくみ上げながら、総合的な判断での再開になると思いますけれども、観光の分野での立場ということとは十分理解していただいたところでございます。

【山田(博)委員】ありがとうございました。中崎部長、あなたがそういうふうな一生懸命やっ

ているというのは、私も驚きました。今、高く評価させていただいているわけございまして、引き続き、私も応援させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 G o T o トラベルの再開が、今お話があったとおり、期待されているということです。それで、国の流れが、予算を2兆7,000億円ぐらい組んで、その2兆7,000億円ぐらいの中で6,000億円ぐらいを消化したと言われているわけですね。だから、残り2兆1,000億円ぐらいがあるわけです。かなり大きな予算が2021年度に繰越されるということで、予算の確保ができています。

したがって、例えば今、緊急事態宣言が、これからどうなっていくのかということで、東京都をはじめとして、今の近場の大都市の方がいろいろ言っていますけれども、やはり九州においては、長崎県においてもステージ1、大体落ち着きを見せ始めたところで、そういうところから先にやっていこうかというような意見もあるわけですね。したがって、九州知事会なんかで、中村知事からも積極的な発言をしていただいて、やはり長崎県としても…。

【中村(一)委員長】 質疑の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年目に当たるということで、ここで震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙祷。

〔黙 祷〕

黙祷を終わります。

ありがとうございました。

質疑を再開いたします。

【小林委員】 歴史に残る中村(一)委員長の、もう一回やってよろしいということですから。

部長、今言いかけたように、2兆7,000億円の2兆1,000億円は繰越されるということがもう決まっていますから、大体。そういう点からしていけば、東京都を中心として、近場のまだまだ大変なところではご苦労されているということは十分承知をし、大変な状況であるということについては、我々もしっかり認識をしておかなければならないけれども、やっぱり長崎県が、例えば今、ステージ1になったということも、やはり県民の皆さん方の相当なご尽力、生活に注意をしながら、県民の協力を絶対忘れてはならないと。

そして、実際G o T o キャンペーンをやってみたところが、相当な波及効果が、それは5,000円の割引でも相当なものでありましたけれども、G o T o の破壊的な人気の高さは、即地域の活力につながっているわけです。一番疲弊している旅館とか、飲食とか、いろんなこういうところに大きな影響を与えますので、ここはやっぱり早めに、まず、そういうG o T o キャンペーンが解禁されるような形の地域を急いでやってもらうように、私は中村知事が知事会なんかにおいて強く要請をしてもらいたいと思っているわけけれども、それについて部長は知事に進言をし、そういうようなことをやってもらうような方向に向けてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】 今、委員からお話がありましたとおり、今回の県民キャンペーンが非常に好評だった要因はいろいろあると思うんですけれども、やっぱり感染が長崎県内はおさ

まったということ。それには、県民の皆様が自粛によるご協力、あるいは医療従事者の皆さんのお力添え、それから、大変な時にも安全・安心に努めていただいた宿泊事業者の皆様、そういった皆様のご協力があって今の状況、キャンペーンの出足が好調ということですので、それについては、まず感謝申し上げたいと思っています。

また、そういった思いをつなげるためのGOTOの早期再開ということですので、先ほどの観光庁の参事官と話した時にも、やはり単県だけというより、九州ブロックでの全体的な声、そういった声もありがたいというようなお話もございましたので、少し担当の企画部長も含めて、今回の委員会の議論、あるいは知事の方にも、そういった働きかけについてもぜひお願いをしたいと思っております。

【小林委員】これは、中村知事が九州各県の知事会でイニシアチブをとっていただいて、IRにもつなげてもらわんといかん。ぜひ力強い進言をあなたの方でやってください。いいですか、お願いをしておきます。

【中村(一)委員長】ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、国際課企画監、スポーツ振興課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【坂口国際課企画監】それでは、私の方から「アジア・国際戦略」行動計画について、ご説明をいたします。

資料の方は、補足説明資料の「アジア・国際

戦略」行動計画についてでございます。

資料の2ページをお願いします。

「アジア・国際戦略」は、次期総合計画の政策横断プロジェクトでありまして、本行動計画は、その具体的な取組の方向性をお示しするものであります。

右に記載のとおり、行動計画は3層構造となっておりまして、これに戦略の推進になります9つの戦略プロジェクト、そして、国・地域別の取組の方向性で構成をしております。

3ページをお開きください。

行動計画では、インバウンド誘致をはじめ3つの分野において、5年後の数値目標を設定しております。コロナの影響により、先行きに不透明感がありますが、外国人延宿泊者数は、直近5年間と同水準の32万人増を目指し、県産品輸出額及び外国人労働者数は、基準値からおおむね倍増を目指します。

続いて、4ページ、行動計画の推進体制をご覧ください。

国際戦略の推進には、官民が連携して取り組む必要があり、ここでは、各分野の官民で構成する推進団体の一部をお示ししております。

次の5ページに、官民連携の具体的な取組事例を記載しております。官民で連携し、海外の博覧会に出展した事例であるとか、地域の特性を生かしたインバウンド誘致の取組などを記載しております。

6ページ以降は、中国、韓国など6つの国・地域別の取組の方向性について記載をしております。

7ページをお開きください。

アジア最大の消費市場である中国は、県産品の最大の輸出先であるとともに、観光客数も国・地域別3位の重点市場となっております。

右側の交流の歴史のとおり、本県は、古くは遣隋使、遣唐使の往来、近年では、日中国交正常化後、日本の自治体では初めて訪中団を派遣するなど、全国に先駆けて中国との交流に取り組んでおります。

8ページをご覧ください。

中国からのインバウンドについては、現状欄に記載のとおり、令和元年の延べ宿泊者数は好調に推移したものの、本県の認知度は低下傾向にあり、ウェブ、SNSによるデジタルプロモーションの強化や個人旅行への対応、教育旅行の誘致拡大などに取り組んでまいります。

輸出については、中国は、本県水産物及び加工食品等の最大の輸出先であり、水産物については、上海、北京といった既存市場向け輸出ルート of 拡充等により、また、加工食品等については、越境ECサイトへの登録促進等により、輸出拡大を目指します。

9ページをお開きください。

中国やアジアへのショーケース機能を有する香港は、観光客数及び輸出額が共に、国・地域別4位であり、また、親日で訪日リピート率が高い台湾は、観光客数が、韓国に次いで第2位の本県の重点市場であります。

10ページをご覧ください。

香港からのインバウンドについては、一昨年の長崎～香港線の就航とともに増加しており、コロナ後の航路の早期回復、さらなる増便に向けて取り組んでまいります。

また、台湾については、午前中、国際観光振興室長から答弁いたしましたとおり、定期便化の実現に向けて取り組んでまいります。

輸出については、香港は、本県農産物の最大の輸出先であり、これまでに構築した商流を活用し、さらなる輸出拡大を目指します。

11ページをお開きください。

韓国は、観光客数が、国・地域別1位、輸出額が第2位の重点市場となっております。右側の交流の歴史に記載のとおり、17～19世紀には、朝鮮通信使の往来を通じ、近年では、長崎県日韓親善協会が、日韓国交正常化に先立ち、日本初の民間使節団として韓国を訪問するなど、全国に先駆けて日韓交流に取り組んでいます。

12ページをご覧ください。

韓国からのインバウンドについては、課題欄に記載のとおり、延べ宿泊者数の伸び率が、九州各県と比べて低い状況にあることなどから、ブログやインスタグラムなど、利用頻度が高い媒体による情報発信や、本県の強みである巡礼ツアーの誘致などに取り組んでまいります。

輸出については、水産物が輸出全体の半数を占めていますが、輸出規制が厳しいことから、放射能検査や輸出証明書の発行などにより、引き続き事業者を支援してまいります。

13ページをお開きください。

東南アジアは高い経済成長率、親日国が多いなど、将来的にインバウンド、輸出で大きな伸びが期待される重要な市場であります。

14ページをご覧ください。

東南アジアからのインバウンドについては、現状欄に記載しておりますとおり、有望市場であるベトナムなどからの宿泊客数の伸びが大きいことから、歴史的なゆかりといった本県の強みが生かせるベトナム、フィリピンをターゲットに認知度向上対策やチャーター便の誘致に取り組んでまいります。

15ページをお開きください。

本県とベトナムは、朱印船貿易の時代から続く歴史的なゆかりがあり、2017年に本県とクアンナム省が、翌年には県議会とクアンナム省人

民評議会が友好交流関係を樹立しており、東南アジア各国の中では特に活発な交流が行われております。

16ページの下段、外国人材受入をご覧ください。

現状欄に記載のとおりで、ベトナムは県内の外国人労働者数及び技術実習生数で共に第1位となっております。現在、介護や農業分野では、ベトナムの大学と連携し、また、産業分野では、クアンナム省との協定締結によって関係強化を図っており、今後もさらなる人材の安定確保に向けて取り組んでまいります。

17ページをお開きください。

欧米各国とは、県内の自治体や県内の各国友好協会を中心に活発な交流が行われております。また、米国については、経済的なつながりも強く、輸出額は、国・地域別3位、観光客数は第5位の重点市場となっております。2つの世界遺産などの歴史的なつながりや、これまでに築いてきた交流のネットワークを活用し、人的・経済的交流の拡大に向けて取り組んでまいります。

18ページ以降の戦略プロジェクトにつきましては、国・地域別の取組と重複する部分がありますので割愛をさせていただき、以上をもちまして、私からの説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【野口スポーツ振興課長】 それでは、「ながさきスポーツビジョン（2021－2025）最終案」について、私からご説明させていただきます。

環境生活建設委員会 補足説明資料をご参照いただければと思います。

1ページめくりまして、コンテンツは省略させていただきますまして、1ページ目のビジョンの概要でございます。

1、ビジョン策定の背景及び趣旨におきまし

て、本県のこれまでの流れ、国の流れを説明するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響、SDGsとスポーツについて触れております。

2、ビジョンの位置付けといたしまして、本ビジョンがスポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」であること、また、本県の「長崎県総合計画」及び「長崎県教育振興基本計画」の下部計画であることを記載しております。

3、ビジョンの期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間を想定しております。

2ページでございます。

「スポーツとは」といたしまして、スポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であること、過大な負荷をかけずとも、うまくはなくとも、楽しみながら体を動かすことが「スポーツ」であることを記載するとともに、スポーツへの参画の仕方として、「する」、「みる」、「ささえる」の要素があること、それから、スポーツの例として、散歩やサイクリングのほか、本県の特色と言えるものとして、ハタ揚げやペーロンを記載しております。

また、下段に「スポーツの力」としまして、スポーツには、健康長寿社会、平和で持続可能な社会を実現させる力、地域・経済を活性化させる力があることを記載いたしております。

次に、3ページ目でございます。

「新しい生活様式におけるスポーツの在り方」では、適度な運動・スポーツを行うことによって得られる効果、それから、安全に運動・スポーツをするポイントを記載しております。ここは感染症対策も考慮しております。

次に、4ページ目、「ビジョンの基本理念と基本方針」でございます。

ビジョンの基本理念でございますが、「長崎の未来をスポーツで創る」といたしまして、スポーツにより県民が健康な体や生きがいをつくり、将来を担う子どもたちの健全な心と体を育み、県民に感動や活力を与え、地域ににぎわいや豊かさを生み出していくような長崎の未来をスポーツで創ると掲げております。

次に、2、基本方針につきましては、県民スポーツの振興を目的とした生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技スポーツの振興、スポーツを通じた地域の活性化と、トータルで4つの基本方針で整理させていただきまして、それぞれの基本方針ごとに、5年後にどのような状況になっていることを目指すのかについて記載をいたしております。

次に、5ページの3、施策体系につきましては、各基本方針に従う具体的施策を記載しており、県の施策としましては、当然に継続性を持たせる必要があることをベースといたしまして、現施策項目に加えて幾つか新たな指標並びに施策項目を設けました。

基本方針1の指標についてですが、成人の週1回以上のスポーツ実施率について、現総合計画の進捗状況把握のために毎年実施している県民意識アンケート調査の調査結果の実績値45.5%を基準値といたしました。さらに、目標値につきましては、九州各県の状況も調査した上で、令和元年度の全国実績53.6%を超える54%に設定することといたしました。

次に、総合型地域スポーツクラブの会員数につきましては、スポーツ実施率の伸び率、目標値54%を基準値45.5%で割った値が約1.2であることから、現状値の5,316人に1.2を掛けた数値をもとに6,400人を目標値として設定することといたしております。

以下、基本方針ごとに指標を設定しております。基本方針2につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国平均以上の種目数、「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合、基本方針3につきましては、国民体育大会の順位、本県ゆかりの日本代表選手数、基本方針4につきましては、スポーツ合宿参加者数、スポーツコンベンション参加者数をそれぞれ数値目標として定めております。

次に、6ページ目以降でございます。

個別説明でございますが、共通のつくりとしましては、基本方針ごとに現状と課題を2つのページ、次に、基本的な施策を2つのページ、計4ページずつの構成としております。また、基本方針1と基本方針4が、当スポーツ振興課の直接の所管事務でございまして、基本方針2と基本方針3は、教育庁体育保健課との連携した取組となりますので、本日はお時間もございまして、基本方針1と4を中心に説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず、6ページと7ページ目に、基本方針1の現状と課題として、県民のスポーツ実施状況、総合型地域スポーツクラブの状況、県民の健康の状況、県民の高齢化の状況について記載をしております。

スポーツの実施状況につきましては、県民意識アンケート調査の結果と全国調査の結果を比較し、20代以外は全国平均を下回っていること、スポーツを週1回以上できなかった理由などを記載しております。

総合型地域スポーツクラブの状況では、認知度が低いこと、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあること、会員数だけではなく、指導者・後継者の確保等といった課題について記載をし

ております。

健康の状態では、健康寿命が、男女とも全国平均に至っていないことなどを記載しております。

高齢化の状況では、本県が全国平均を上回る早さで高齢化が進んでいることを記載しております。

それを受けまして、8ページと9ページの具体的施策でございます。

まず、1のスポーツ活動への参加の促進におきましては、(1)としまして、スポーツ活動の機会の充実として、「ながさき県民総スポーツ祭」や「県民スポーツ月間」について記載しております。

(2)スポーツ活動への参加促進に向けた普及・啓発では、地域スポーツ情報の発信及び「がんばらんば体操」の普及啓発に努めることと記載をしております。

2のスポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実では、(1)総合型地域スポーツクラブの拡大充実のため、クラブに対する支援、市町とクラブとの連携・協力関係の構築、クラブの認知度向上・文化団体等との連携に取り組むこととしております。

(2)スポーツを支える活動の推進では、スポーツ推進委員等の指導力と資質の向上、各種スポーツ表彰制度による表彰について記載をしております。

(3)既存施設の有効活用によるスポーツ環境の整備では、学校の体育施設や余裕教室の有効活用の推進等について記載をしております。

3、スポーツを通じた健康増進・生きがいづくりでは、(1)健康・体力づくりの推進として、健康・体力づくりに関する情報発信、職場における健康づくりの取組推進、「ながさき3MY

チャレンジ」の普及啓発、「ウォーカブルなまちづくり」の推進について記載をしております。

(2)高齢化がスポーツを楽しむ機会の充実では、スポーツやレクリエーションの普及推進、長崎県ねんりんピックの開催について記載をしております。

4の障害者スポーツの推進では、(1)障害者スポーツの裾野を広げる取組として、指導者の派遣や障害者スポーツ大会やスポーツレクリエーション教室の開催、アスリートや指導者との交流について記載をしております。

次の10ページから11ページには、もっと知ってもらいたいという趣旨で、総合型地域スポーツクラブ、ながさき3MYチャレンジ、ウォーカブルなまちづくりの具体的な説明を掲載しております。

基本方針2と3につきましては、当課の事業とも関係する部分としましては、15ページの4の(2)持続可能な運動部活動の在り方研究・推進の中で、学校部活動の受け皿としての総合型地域スポーツクラブとの連携について記載をしております。

次に、20ページからの基本方針4、スポーツを通じた地域活性化についてご説明いたします。

まず、現状と課題についてですが、スポーツ合宿・大会誘致について、スポーツ合宿とスポーツコンベンション参加者数の実績を記載しておりますが、基本的には増加傾向にございます。しかしながら、今後の受入環境の整備や情報発信により、新規の合宿・大会の誘致に向けての取組が必要であることを記載しております。

海外チームキャンプの誘致につきましては、海外ナショナルチームキャンプ受入実績、これまでの実績を記載しております。こうした実績を一過性のもので終わらせることなく、キャン

ブ実施を定着化させること、スポーツによる地域ブランド化をさらに推進していく必要があることについて記載をしております。

長崎県スポーツコミッションにつきましては、これまでの実績を踏まえた上で、将来にわたって求められる役割を担うためには、持続可能な組織体制の構築や戦略の構築、ノウハウの継承といった運営面の強化などの改善が必要と記載しております。

プロスポーツクラブにつきましては、V・ファーレン長崎においては、さらなる交流人口の拡大のため、県外から訪れるアウェイ客の誘客が必要となっております。また、新たに誕生した長崎ヴェルカにつきましても、県民に親しまれるクラブとなるよう、情報発信や、クラブと各自治体の連携体制を構築していく必要があることについて記載しております。

最後に、新型コロナウイルス感染症につきまして、スポーツ合宿や大会の誘致に取り組むに当たっては、新しい生活様式に対応した受入体制を整備する必要があることを記載しております。

22ページ以下の具体的な取組でございますけれども、スポーツツーリズムによる地域の活性化では、(1)の地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進として、受入体制の整備、リピーターの確保、長崎県スポーツコミッションの体制強化に記載しております。

(2)の海外チームキャンプでは、今後の海外キャンプの持続、それから武道ツーリズムの推進について記載しております。

(3)のスポーツを通した国際交流の推進につきましては、そういった情報発信をいかに充実してやっていくかについて記載しております。

(4)のサイクルツーリズムにつきましては、島

原半島においてナショナルサイクルルート指定を目指すこと、それから、ボート公認コースの認定取得では、諫早市の本明川ボート練習場について記載をしております。それから、アーバンスポーツの可能性等も記載をいたしております。

2、プロスポーツクラブを活用した地域の活性化は、県民がスポーツに触れ合う機会の充実、自治体の連携体制の構築、県外から訪れるアウェイ客の誘致について記載し、スタジアムシティアプローチプロジェクトとの連携では、スポーツイベントの誘致に対する協力、スタジアム建設や新幹線の開業を機に、民間及び関係自治体と一緒に、にぎわいづくりの創出に向けて取り組んでいくことを記載しております。

24ページに、ビジョンの実現に向けてということで、推進体制と数値目標を記載しております。

それから、25ページに、今後5年間に予定されている主な競技大会の一覧、それから、26ページにスポーツとSDGsとの絡み、27ページにコラムといたしまして、eスポーツについて記載をしております。

最後、28ページに審議会の委員について記載をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

ここで、換気入れ替えのため、3時25分まで休憩いたします。

— 午後 3時11分 休憩 —

— 午後 3時25分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これより議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまでございます。

質問に入ります前に、先ほど予算審議の中で北村副委員長が、芸術文化振興費の中で漫画家と島原半島の取組を取り上げておられました。北村副委員長は自転車で参加するぐらいの心意気があられたようですけれども、私も漫画やアニメに関しては強い関心がありますので、ぜひともご案内いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

私は、観光振興に関しては、わくわくすることを真剣に議論しなければならないと考えております。その観点で、アフターコロナを見据え、まずはお寿司に関して質問いたします。

言うまでもなく、長崎は水産県でありまして、お魚、おいしい加工品があり、県も様々な形で後押ししております。長崎市は「＃さしみシティ」というプロモーションも始められました。私はこれまでホストファミリーもしてまして、様々な国から50名以上受け入れてきましたし、世界から日本を見た時に、長崎という地名が認知度が高いことが誇りでもありました。

一方、食に目を向けますと、魚に関しての認識はあまりなくて、日本と言えば「SUSHI（寿司）」というイメージが強いことにも気がかされております。「SUSHIと言えば長崎」というイメージ戦略ができれば、インバウンドを考える上で、大げさに言えば鬼に金棒になり得ると私は考えているのですが、寿司に関して県の認識はどのように考えているのか、答弁は

難しいかもしれませんが、お伺いいたします。

【長野物産ブランド推進課長】お寿司についてのお尋ねでございますけれども、今回、新たな取組としまして、本県のお魚であったり、あともう一つ、我々物産ブランド推進課としてはお酒、これは経済産業省が一生懸命推進していこうという立場でございます、やはり両方のよさを顕在化させていく取組というのが重要ではないかと考えております。

そういった中で、やはり時期に応じて水揚げされるお魚をお寿司という形で提供する。あるいは、それをフライであったり、天ぷらであったり、いろんな形で提供していただける方がいいのではないかなと思っておりますし、それと酒を合わせることで、双方のよさを引き出せるのではないかと考えております。

今年度、そういった中で酒造組合や卸組合、当然飲食店の中では寿司組合といった方々とも一緒になってそういった取組を進めていきたいと考えておりまして、そういった意味では、お寿司というのは重要な取組の一つではないかというふうに認識しているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。長崎県は捕れる魚の種類、魚種が日本一と言われております。私も寿司について勉強を始めたところであるんですけれども、魚種が日本一であるので、寿司のネタの種類も日本一だろうという仮説をどうにか立証できないかと考えております。

例えば、寿司ネタの種類でギネス挑戦とか、一回でもそういった企画ができたならば、今後長い期間において、寿司と言えば長崎、世界の観光客の皆様も、寿司を食べるなら長崎に来ていただいて、寿司を入口として様々な観光振興に波及できるのではないかと考えておりますので、今後、検討していただければと思います。

次に、セスナ観光について質問いたします。

長崎は多くの離島を抱えております。その移動が課題でもあります。県は、今回、世界遺産を歩いて巡る旅を提案しております。今後、コロナが落ち着いた後は、多くの方に巡っていただきたいなとも私思っております。

ですから、例えば壱岐・対馬から五島列島、反対でもいいんですけど、観光移動となればかなり難しいなとも感じております。こういった部分にセスナ機を用いたり、周遊できるプランでしたり、もちろん長崎の本土地区の遊覧飛行でしたり、後押しすることは選択の幅が広がるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】セスナ機の場合は、搭乗の人員数が非常に少ない、3名～4名ということでございますので、そこが少し難しいところかなと思っております。

実際、現在の県の取組としましては、国境離島の交付金を活用いたしまして、例えば壱岐、対馬、そして五島、いわゆる3島巡りの旅行商品を、旅行会社へ支援することで造成しまして、実際ある社の実績で言えば、令和2年は800名近くの方が、そういった3島を巡る、これはもちろん飛行機も活用しながらですけども、そういう実績もあります。ですから、中心になるのは、セスナというよりも、いわゆるORCの機材とかを使った形かなと思っております。

ただ、可能性としてございますのは、遊覧飛行の部分かなと思っております。全国でも4か所ほど、把握している範囲ですけども、セスナを使った遊覧飛行、過去に本県の中でも、これはヘリコプターになりますけれども、遊覧飛行とかもございました。ただ、今営業されているところもかなり高額になります。本県でやったものも継続してないと。なかなか採算の部分

が、搭乗定員が少ないということもあって、難しいのかなと思っておりますけれども、遊覧飛行という形の部分については、少し頭に置きながら考えてまいりたいと思っております。

【赤木委員】ありがとうございます。観光客の皆様のニーズというのは、かなり多様化してきているものと認識しております。様々な要求に応えていくことが、今後の長崎県内の観光の満足度を上げ、リピーター獲得につながっていくものと考えております。

長崎県は豊かな自然とか、食とか、歴史とか、観光コンテンツは豊富にあります。先ほどサイクリングのお話もございましたし、様々なアクティビティもございます。そして、県としても動画やネットを通じて魅力の発信を行っていたことは認識しておりますが、今後は、いかにそれらをつなぐか、長崎が持つ様々な観光コンテンツと観光客の皆様の要求を結び付けていくかが鍵であると思っております。

先ほど観光振興基本計画の中で、おもてなし力の向上という部分がございました。長崎コンシェルジュのネットワーク構築によるサービス向上というふうに書かれておりました。例えば、私も茂木の方によく行くんですけども、茂木は大村湾ですので、海の上で散歩するSUP（スタンドアップパドルボード）というものを私自身楽しんでおります。

じゃ、長崎の中心街にいて、外国の方がSUPをしたいと思った時に、どうしたらよいかという視点が結構大事だと私自身は思っていて、課題としては、どうやって情報を得て、どうやってそこまで行って楽しんでもらうかが課題であると思っています。

一つ事例を出しますと、ハワイはそれがすごく進んでいまして、やりたいことが全部できる

と、満足度が高かったと思っております。何かがすごかったかという、ラウンドオペレーターがしっかり対応できていて、そこで決済とピックアップして楽しむということが、本当にストレスフリーで楽しむことができました。

今後、これが長崎の鍵を握ると私自身は思っているんですけども、事例を出させていただきましたが、先ほどの長崎コンシェルジュを絡む、さらに、その未来の話になるかもしれませんが、つなぐ役割というものをどのように県は考えているのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 県内で申し上げますと、地域によりましてけれども、例えば壱岐であれば、壱岐の観光連盟というのが、基本的には壱岐島内で体験できるものをほぼ一元的に管理をしてご紹介もできると、旅行会社に対して販売もできるという体制がございます。

それから、離島で申し上げますと、これも国境離島交付金を活用いたしまして、五島市、新上五島町、小値賀、宇久には、いわゆる「島旅コンシェルジュ」という名前にしておりますけれども、コンテンツづくりももちろんですけども、観光客の方からの相談にも乗れるような体制というのをつくっております。

それから、長崎市、佐世保市、あるいは島原半島で申し上げますと、DMOという組織がしっかり立ち上がっているところもございますので、それぞれの地域の中でどういう体験ができるかというのは、提供できる体制は一定とれているのかなというふうには認識しております。

【赤木委員】 ありがとうございます。それぞれの地域でされているということで、私も見てはいるんですけど、インバウンドを考えた時に、やはり言葉の課題だったり、言葉の壁がある方にどうやって楽しんでもらえるかというのは、

まだまだ長崎県内を見てもすごく課題があると思っています。そこを解決する仕組みづくりは、今後も検討していかなければならないと思いますので、各地域の取組を、さらに一元化できるような仕組みづくりとか、いろいろ検討はできると思いますので、私自身も勉強しながら提案をさせていただきたいと思っています。

最後に、もう質問はないんですけど、要望として、一般質問で長崎ヴェルカに関して質問させていただきました。これからもV・ファーレンと同等の支援を重ねてお願いしていきたいと、今後発展していく分野であると思っていますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかに、事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【深堀委員】 通告に従って質問します。

ながさきスポーツビジョンについて、少し伺います。

先ほど課長から詳細な説明がありましたが、4つの基本方針に基づいて施策を体系付けています。一つの視点として申し上げたいのは、1～4までの基本方針の中で、特に2と3です。子どもスポーツ機会の充実や競技スポーツの振興ということに関わってくるんですけども、施策体系の中で、例えば競技力の向上であったり、指導者の育成であったり、そういった項目があるんですが、その前提となる個人の体力ということに着目した時に、やっぱり栄養学、食育計画とも少し関連するんですが、栄養学という要素が、このビジョンの中になかなか出てきておりません。

そういう観点で見た時に、ながさき3MYチャレンジの表現は出てきています。あと、スポーツ医・科学の活用の中にも、スポーツ栄養士等々との云々という表現は出てきているんです

けれど、スポーツをするに当たって基本となる個人の体力、体、それをつかさどる食育、栄養学、その視点がなかなか入ってきてない。

競技力を上げるためには、当然のことながら、幾らいい指導者が技術を教えたとしても、体がそれに伴ってなければけがをするし、競技力の向上にはつながらない。現場の、例えば学校教育で言うならば、そこで言う指導者は、基本的には栄養学の知識というのはそこまでない。幾ら3MYチャレンジで「ご飯を食べろよ」、「野菜を積極的に摂れよ」と言うだけでは、スポーツの競技力向上にはつながらないという視点を持っているんですけれども、この計画は最終案ですから、ここの中にどうやって取り込んでもらうのかということを少し考えているんですけれども、私が今申し上げたような視点をどうにか今後の、このビジョンに沿っていく時に、それを生かしてもらいたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】私どもにおきましてもスポーツと栄養学、それから、アスリートと栄養学については、体力向上、けがの予防、競技力向上の観点から非常に重要なポイントとして認識しているところでございます。

ビジョン自体には、今、委員がおっしゃられた部分の記載しかございませんが、ビジョンの上部計画でございます「長崎県教育振興基本計画」におきましては、特に子どもの体力向上の観点から、学校における食育の推進や給食の充実、あと、競技力向上を目指したスポーツ栄養学に基づくサポート体制の必要性について記載がございます。

具体的に体育保健課の方では、年4回、部活動における指導者研修会という事業を実施しているんですけれども、その中でうち一回は、栄

養学に関する講座を実施しているというふうに聞いております。

私どもスポーツ振興課サイドからの具体的なアプローチとしましては、例えば総合型地域スポーツクラブとか、スポーツコミッションにおいてセミナーを実施いたしますけれども、その中でスポーツ栄養学に関する要素を取り入れてセミナーができないかということを検討してまいりたいと考えております。

【深堀委員】教育委員会の体育保健課の授業の中であると、それも認識をしています。県立体育館の方でも栄養指導の体力診断のコースがあって、県内のスポーツの強豪校と言われるところがそこに入ってやっているというのも知っています。

ただ、数が少ないんですよ、実際に。本当に長崎県の競技力を上げていくには、そういった事業をもう少し広くやらなければいけないし、指導者の方に言うという話も、もちろんそれが必要ですし、実際に、例えば小・中・高生のことを考えた時には、家族を巻き込んでそこを理解してもらわないと、子どもたち、生徒児童だけが理解しても、家族も含めて理解をしないと、そこは進展しないんですよ。

ですから、そういった意味では、ちょっと所管が違うのかもしれませんが、このスポーツビジョンを達成するためには、そういった視点で教育委員会ともしっかり連携を図って、栄養学の要素というのをしっかり取り入れた形で展開していただきたいということ、これは要望として申し上げておきますので、お願いいたします。

次に、簡単な話なんですけれども、先般部局の概要説明があって、観光振興課の説明の資料の中で、分掌事務の中に、「旧長崎県亜熱帯植

物園に関する」という表現があって、非常にこれが気になっておりました。

もう数年前に廃園になって、その場所自体は地すべりといいますか、非常に環境が悪くて活用ができないと、今後、利用することは一切できないと言われる土地だというふうに報告を受けています。

そういった中で、分掌事務の中に、旧長崎県亜熱帯植物園に関することが観光振興課にあるということ自体に、ちょっと驚きを持っているんですけれども、今の現状等々をお知らせください。

【佐古観光振興課長】亜熱帯植物園につきましては、平成28年度末で閉園しました。その後、令和元年度末で行政財産としての用途も廃止をしまして、現在は普通財産になっております。

ただ、これまでの経過、特殊な地形ということがございまして、観光振興課が管理する普通財産ということになっているのが現状です。

現在、観光振興課で行っておりますのが、園地内にある建物の解体工事、これは土木部に依頼をしております。それから、海岸線沿いの消波ブロックを設置するという防災対策工事を実施しております。今年の10月には、長崎市の恐竜博物館もオープンしますので、それまでにはいずれの工事も終了予定にしております。

ですから、この工事が終了しましたら、私どもの事務分掌からは削除しようというふうに考えております。

【深堀委員】今の現状の説明があって、それが完了した暁には、観光振興課の分掌事務から外れるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

最後に、日本遺産の「シュガーロード」について、少しだけお尋ねしたいと思います。

五度目の申請でようやく認定をされたこのシュガーロード、3県8市で構成する連絡協議会の皆様のこれまでのご努力に敬意を表したいと思います。

長崎県としても、一つの観光資源というのが確立されたというふうに私は喜んでいるわけですが、今後、どうも予算等々を見た時に、このシュガーロードに関して、長崎県で言えば長崎市、諫早市、大村市がそれぞれ該当するわけですが、県としての関わり方、支援のあり方、観光資源として磨き上げていく県の役割等々について、お尋ねをしたいと思います。

【村田文化振興課長】今ご紹介いただきましたとおり、昨年、5回目の申請ということで日本遺産に認定をされております。

この日本遺産に認定をされますと、スタートアップ事業ということで、国から3年間にわたって手厚い支援が受けられます。補助率100%というようなものもありまして、全体で3年間で4,000万円かけて様々な事業が実施されるということをお伺いしております。

これまで長崎市を中心に関係自治体として取り組んでこられたということでございますけれども、そこでは推進協議会というのを立ち上げておられまして、その中には、もちろん長崎県を含めて関係の県、市町、それから観光団体、製菓関係の団体で協議会を設置されているということでございますので、その事業を実施するに当たりましては、そういった関係団体とも協議しながら連携して取り組んでいかれるというふうなことでございます。

長崎県といたしましても、ちょっと繰り返しくなりますけれども、関係課で協議会の構成員に加えていただいておりますので、実施事業に対して助言等の支援を行っておりますほか、2月に

は、初めての試みとして、県庁のロビーで日本遺産を紹介するパネル展を実施したところでもございます。

また、歴史文化博物館において、シュガーロードへの理解を深めていただくということを目的としまして、食文化体験「桃の節句とシュガーロード」というのを2月と3月に一回ずつ実施しております。これは、講師の方にお越しいただきまして、解説を聞きながら、長崎の食文化について常設展示を見学していただいて、それから博物館内のレストランにおきまして、長崎の桃の節句料理、こちら砂糖を使った料理などを味わっていただくというふうなことでございます。3月にも実施を予定しておりますけれども、こちらの方は、15名ですけれども、定員いっぱいということで、ご好評をいただいているのかなと思っております。

それから、この企画には、旅行雑誌の編集者やマスコミの方にもモニターとしてご参加をいただいております。今後、様々な媒体で情報発信をしていただくという予定としております。

今後、協議会の幹事でもあります長崎市としっかり協議をしまして、多くの皆さんに知っていただきまして、長崎の方にお越しいただき、そしてお菓子、お土産等を手にとっていただけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】 詳しくご報告、ありがとうございます。

国のスタートアップ補助金が、ちょうど4,000万円ぐらいということで、3年間に分けて連絡協議会の方に給付されると。当然ながら、連絡協議会の幹事といいますか、長崎市になると聞いています。ぜひ、そういった協議会の中で、県もしっかりと役割を果たしていただきたいな

と思います。

先ほども観光振興基本計画の中でも、最大の目標は観光消費額を上げるという話でした。この日本遺産のシュガーロードに関して言えば、観光資源という言い方を私はしましたけれども、ここは、先ほど課長から答弁があったように、食文化も大きく影響していて、菓子業界の皆さんもかなりそこには携わっておられて、一つのチャンスだというふうに認識をされていると思います。

そういった意味でも、パネル展や歴史文化博物館での食文化体験をやられているわけですから、そういった業界団体の方ともしっかり連携をして、全国に長崎のシュガーロードの認知を高めて、来ていただいて、食文化でしっかりお金を使っていただくということをやらないといけないというふうに思いますので、その視点で、ぜひ、これからもお願いしたいなと思っております。

【中村(一)委員長】 ほかに、事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【前田委員】 物産ブランド推進について、県産品の販路拡大ということで質問させていただきます。

大きく2つあって、県産品の販路拡大に向けて、県としていろんな施策を打っておりますけれども、当然並行して、基礎自治体の市町においても物産ブランドの推進ということで販路拡大の事業を行っているわけですが、まず一つお聞きしたいのは、そういった市町の事業とか、販路拡大に向けた価値観というか、そういうものと県の意識というものが共有ができているのかということと、併せて、市町が行う販路拡大、物産ブランド推進の事業等に対する県としての支援というのはどういう形で行われているのか、

お尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】県産品のブランド化への取組、販路拡大への取組についてでございます。

市町と年に一回でございますけれども、まず、我々の取組、市町の取組を情報共有するという場を設け、そういった会議を設けながら、私どもの事業の説明と、当然、市町が取り組む事業の説明、こういったものを受けながら、21市町とどういった取組をやっているかという情報共有をやっているところでございます。

また、日本橋 長崎館の取組の中では、イベントスペースをしっかりと活用いただきたいということで、我々も市町の方にも話をさせていただいておりますし、市町の方からも、そういった活用をしていただいているところでございます。

いろんなブランド化への価値観といったところでございますけれども、我々が重点戦略で掲げている22品目のブランド化という取組については、市町の方にもしっかりご理解をいただいているというふうに思っておりますし、市町独自でブランド化を進めようという動きに関しましては、我々も実際議論の中に入っているところもございまして、そういった意味では、お互い気持ちとしては共有できているのではないかと考えているところでございます。

【前田委員】気持ちとして共有できているんじゃないかというご答弁があったわけですが、しかし、各市町にしてみたら、当然、県としてはオール長崎で売り込みをかけるんでしょうけれども、各市町はそれぞれ、佐世保であったり、平戸であったり、壱岐、五島であったり、対馬とか、それぞれの市町の名称、市町のブランドで売り込むといった時に、もっと各基礎自治体

がやっているブランド振興、販路拡大についての応援する体制というか、支援のスキームがあっていいと思うんですけども、22品目の共通の理解というのはわかりますけれども、それぞれの、例えば都市部に働きかける、もしくはそれぞれの企業等に働きかける市町の戦略等を応援する支援メニューというのは、例えば今の新年度の事業の中で言えば、どんなメニューがあるんですか。

【長野物産ブランド推進課長】実際、販路拡大であったり、ブランド化という基本的な進め方の中で、我々は物産展でございますとか、百貨店とか高級スーパーの中でのフェア、あるいはホテルフェアといった形で、首都圏、関西圏を中心にPR活動を行っているところでございます。

予算として、具体的にどこの市町というところではございませんけれども、通常、我々がそういった販路拡大の動きをしていく中で、フェアや商談会など、各事業者への働きかけについては、市町を通じてご紹介いただいたりしながら取り組んでいるところでございまして、そういった意味では、我々の事業と一緒に進めていただけるというふうに考えております。

【前田委員】わかりました。現状において、今、課長が答弁したようなことで事業が進んでいると思うんですけども、部長、すみません、できたら、県と市町と認識を共有してやるのもいいでしょう。もちろん、さっきからたびたび出てきている日本橋 長崎館を使っただけの事業展開もいいと思うんですが、それぞれの各基礎自治体が行っている施策に対する、応援することに対して、もう少し具体的な支援メニューを組んでほしいと思っていて、それは一つひとつ

の自治体に、やっぱり求める方向性が違うから、それは全部聞いて、一つのメニューというのは難しいかもしれないけれども、例えばですけども、文化観光国際部の予算の中で21世紀まちづくり推進の事業費がありますよね。これは観光関係ということになっていますけれども、ある意味、物産ブランドも観光と連動した中で、できれば、そういった各自治体が、本当に3年間、短期間の事業をつくって、これをやりたいんだというものに対して、財政的にも県が支援できるような、21世紀まちづくり推進総合支援事業費の中にも、そういった物産ブランドも事業としては対象になりますよみたいなものを少しご検討いただければなと思っていますし、ぜひこのことについては、各市のトップの方々と少し意見交換をしていただきたいなと思っています。

コロナ禍の中で物産ブランドが厳しいというところで、幾つかの市町とお話をした中で、県が目指すべきものと、市町として頑張っていることに応援してくださいというような、少し認識の差があったので、その点については新年度少し検討し、来年度の施策、また次の年の施策に生かしてほしいと思います。

アンテナショップについて質問しますが、予算の中で松本委員の方からも質問が出ていましたので、重複するところを避けて、まず端的に、日本橋 長崎館、アンテナショップの令和2年度の実績と、今のアンテナショップに対する評価、それから課題、そして新年度の新たな取組、課題等を踏まえて、新たな取組があればご答弁いただきたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】 日本橋 長崎館についてのお尋ねでございますけれども、昨年度までの取組の中で、来館者数におきましては、

実績としまして、令和元年度58万7,000人、昨年度末の累計で約200万人を超える方々に来館をいただいているという状況でございます。

これまでの成果といたしましては、こういった来館者、これまで200万人を超えて来ていただいているところ、また、その売上についても徐々に増加しているというところから、多くの県内事業者にとって、首都圏における販売、PR、そういった拠点になっているものと考えているところでございます。

一方、情報受信機能として、日本橋 長崎館としましては、首都圏における情報収集機能というのも有しておりますが、これまでの取組の中で、商品改良でありますとか、販路拡大の取組、こういったものにも一部つながっているものもございます。

ただ、いろんな市町、事業者、こういった方々から意見を聞きますと、やはりもっと日本橋 長崎館を商談の場として強化してほしいという声でございますとか、首都圏の消費者のニーズを、もっと生の声をフィードバックするような仕組みを検討してほしいといったお話もございます。

そういった中で、今年度取組といたしましては、テストマーケティングの実施に取り組んでいきたいと考えているところでございます。具体的には、日本橋 長崎館の中に、一つチャレンジコーナーといった場所を設けまして、そこに市町から推薦いただく商品を具体的に置いて、そこでの販売の状況でございますとか、消費者の声、こういったものをしっかりと地元に届けていく。そういうことで、県内の事業者の商品開発とか、あるいは商品の改良につなげていくような取組を今年度やっていきたいと考えているところでございます。

【前田委員】 ご答弁ありがとうございます。

情報発信、情報受信という答弁があったわけですが、発信という意味で、来館者の数とか売上額が増えたというような答弁をいただきましたけれども、来館者とか売上が上がるのは、もちろんそれに越したことはないんですが、それは、もしそこが本当に重要な指標であるとするならば、それはどこか、百貨店でも何でも預けて売ればいいだけの話であって、さっき言った中でいけば、情報受信の商品改良の事例とか、販路拡大事例が一部増えてきたというのはありましたけれども、むしろそっちの方の数字が大事だと思っていて、例えば売上という意味でいけば、並行して、じゃ、日本橋 長崎館を使っている商品のマッチングというか、百貨店との成約というか、契約した金額というのは年間幾らぐらいあるんですか。

【長野物産ブランド推進課長】具体的な成約の金額までは申し上げられないんですけれども、商品の拡大の事例でお話をさせていただくと、やはりアンテナショップで販売されているということで、実際バイヤーの方の目に止まって、大きな受注につながっているというものもございます。あと、商品の改良という部分では、運営事業者のアドバイスによってパッケージの工夫でございまして、そういったものをしてきたという事例もございます。

ただ、我々としても認識しているのは、こちらからいろんなバイヤーさんですとか、消費者の方に直接生の声を働きかけながら能動的に動いていくという機能を、やはりもっと強化していかないといけないんじゃないかということで、今年度、そういったフィードバック機能の強化に努めていきたいと考えているところでございます。

【前田委員】 5年間建物を借りたということで、

昨年、N T T都市開発株式会社とさらに5か年の契約を結んでおりますね。それで、運営についても公募をかけて、昨年の12月にデイ・ナイトというところに決まっていますが、この運営事業者は、お聞きするところによると、N T T都市開発の子会社だというふうに聞いているんですけれども、このデイ・ナイトの契約の中で、これは期間は何か年なんですか。

【長野物産ブランド推進課長】運営事業者との契約は、基本的に1年という形になっています。

ただ、運営状況を見まして、お互い問題がなければ更新ができるという形になっておりまして、現在の運営事業者デイ・ナイトとは、今後5年間はそういった更新ができるといったような形になっております。

【前田委員】私は個人的にすごくうがって見ちゃっているんですけれども、建物の所有がN T T都市開発で、年間の賃料が9,100万円、それで、子会社がデイ・ナイトというところで、そこに幾ばくかの費用がまた出ているんでしょうけれども、そういうことを考えた時に、デイ・ナイトという運営事業者にどこまでの権限を与えて、どれだけのミッションを与えるかというのは、これは松本委員の質問にも共通するんですが、果たして何を求めて年間活動していくかということがわからないんですね。何らかの目標があって、そこを達成したら評価しますとか、そういうのにもなってないし、もともとのデイ・ナイトの運営事業者の契約自身も、しっかり頑張ったら儲かりますよというふうにもなってないようですし、一体全体、このデイ・ナイトに、デイ・ナイトと特定しちゃいけませんけど、運営事業者にどんな権限で何をやらせるかというのが、私は全くわからないんですけれども、このあたりについてはどのような考え方ですか。

課長が先ほど、特にお互いに対してなければ、また更新できますよということでやっていますが、商工会議所連合会が埼玉にした物産館が3月で閉館するというので、アンテナショップというのは全国的にも、本県だけじゃなくて難しい。コロナ禍を迎える中で、新たに戦略の見直しというのを必要とする中で、本当に一民間の運営事業者にそこを託せるのかとなった時に、やはり私は、本来は担当の部署からだと思うんですけども、もしそこが難しければ、東京事務所か誰か職員をきちんと、担当を張り付けて、行政が主導となって、アンテナショップをこれから頑張るという姿勢が必要だなと思うんです。

今の仕組み上でいけば、何となく運営事業者に、不確かなところでの権限を与えて、どこまでやればいいという目標もよく見えない中でやっていくということに対して、非常に問題意識を持っているんですが、このあたりについては、部長はどういう認識を持たれていますか。

【中崎文化観光国際部長】 まず、NTTの子会社デイ・ナイトというお話がございましたけれども、経過から申しますと、最初にビルがあって、その子会社に決まったわけではなくて、ビルはございましたけれど、最初の運営管理者は別の運営管理者でございました。5年のうち2か年あって、なかなか県としての思ったような成果ができなかったものですから、再度公募いたしました。（発言する者あり）

そして、逆に言うと、デイ・ナイトの事業者の皆様は、ビル運営じゃなくて、いろんなお店を持っていますので、一つはビルを有効活用すると。今まではその敷地内だけでしたけれども、ビルの所有者ということもあって、いわゆる前面のいすであったり、柱であったり、そこにPRをしたりということでも有効活用する。あるいは、

自分らのお店を使って、できるだけレストランを使ったところと連携しながらいろんな食材を提供するというので、ビルの所有者という幅広い利点を使って、いわゆるアンテナショップの効果を発揮するというような取組に尽力していただいております。

先ほど、目標値も来館者数と売上数を目標にしております。変わることによって1.5倍になったという実績がっておりますので、そこは非常に取り組んでいるというのが一つ。

それと、これは県の大事な施設でございますので、任せるということは全くしておりません。基本的には、我々も月一回の担当者の会議の中で戦略は練っているんですけど、現地でというのも必要なので、東京物産センターの中に東京アンテナショップ担当職員を置いて、現地からも意見交換であったり、今後の戦略の方向性であったりということは、しっかり共有しておりますので、県の大事な拠点施設として、できるだけ効果を発揮するような形で取り組んでいきたいと思っております。

【前田委員】 私個人が批判を受けるのを是としながら言いますが、そう言っても、非常にお粗末ですよ、申し訳ないけれども。デイ・ナイトがどれぐらい能力あるかわからないけど、私は以前から提案しているけれども、顧客の買い物、買った顧客のデータすら持っていないじゃないですか。スタンプカードをつくってPOSシステムで、レジを打つ人がその人を見て、大体これぐらいの年齢でこういうことでって。だって紙ベースの会員カードですよ、データが入力もされてない。それで本当に顧客のデータが分析できるかということ、できてないと思っていて、もう何年も前から私はそこを指摘しているけれども、一向に変わりません。

これは私個人の意見だけれども、じゃ、そう
いった意味で言って、この運営事業者も含めて、
そして、今、部長が言ったようなことも含めて、
本当に全国47あるうちの、アンテナショップを
出していない県も4つか5つぐらいありますから、
ただ、その中で、同僚議員も言ったように、こ
れから熾烈な競争をしていく中で、しっかりと
拠点施設としての力を存分に発揮していただく
という意味においては、一定専門的な第三者の
方に、このアンテナショップのやり方を含めた
ところで、一遍見てもらった方がいいと思うん
です。

批判ばかりするわけじゃないけれども、立ち
上げてこれだけの年数がたった中で、次のステ
ップに向けて、そして周囲の環境が大きく変わ
ろうとしている中では、お互い、ちょっと辛辣
な言い方になりましたけれども、一度立ち止ま
る作業をして、戦略をしっかりと構築するとい
う時期だと思いますので、ぜひそういうことも
含めて、努力は、私も重々承知していますけれ
ども、新たな可能性を見出すために、しっかりと
取り組む新年度であってほしいということを
要望しておきます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【八江委員】 国民文化祭の誘致と今後の計画に
ついてお尋ねしますが、これまで何回となく開
催のお願いをしてまいりました。九州では、佐
賀県と長崎県だけがまだ未開催だと。大分県、
あるいは鹿児島県等については2回の開催もあ
っておると。そういう中で、遅れてしまった原
因も、またお尋ねしておきたいと思えますけれ
ども、いずれにしても、ちょうど記念する時期
にということで、今後計画をいただいております。

被爆80周年や長崎県美術館・長崎歴史文化博

物館の開館20周年とか、また、全国の障害者芸
術文化祭なども含めて誘致をするということであ
りますし、この節目の年に全国から多くの人
に訪れていただく。その中には、天皇皇后両陛
下がこれまでも参加をいただいておりますので、
我が長崎県としては、豊かな歴史と文化を持つ、
本県の魅力ある国民文化祭を精力的に開催をい
ただきたい。

開催の予定については、この間から話もあっ
ておりますけれども、その確認を、もう内定か、
決定がはっきりしているのかどうか。令和7年
というような話もありました。そのことについ
て、まずはお尋ねしたいと思いますが、どうで
すか。

【村田文化振興課長】 国民文化祭につきまして
は、昨年9月定例会の本会議で誘致表明をさせ
ていただきまして、国に要望書を提出したとこ
ろでございます。

本県が開催を希望しておりますのは、今ご紹介
がありましたとおり、令和7年度でございま
して、その前年度、令和6年度につきましては、
昨年の秋に岐阜県ということで内定が出ており
ます。ですから、長崎県としては、開催につい
てまだお願いをしている状況ということでござ
いますけれども、文化庁におきましても、こう
した節目の年に長崎県で開催するということに
ついては意義があるということで、高い評価を
いただいているところでありまして、私どもと
しては、確度が非常に高いのではないかといい
ふうに思っておりますけれども、まだ、内定が
出ているというふうな状況ではございませんで、
引き続き、内定がいただけるように努力をし
てまいりたいと思えますし、情報収集にも努め
てまいりたいと考えております。

【八江委員】 その大会も、相当数を重ねておる

と思いますけど、今度は、長崎県の大会の回数、何回目になりますか。

【村田文化振興課長】 こちらも第40回ということで、節目の回になります。第40回でございます。

【八江委員】 40回という節目の年でもあります。47都道府県から考えていけば、2回しているところももちろんありますが、随分遅れた誘致だなと思って、競争の心配もしながらもですけれども。本県は国際都市でもあるし、国際文化といいますか、文化では、九州でも文化県だと誇りを持っておったのが、なんでこのように遅れたのかというのは、いろいろな事情があったと思います。長崎県は離島・半島が多いし、開催するに至っては、市町等の協力がなければならぬし、文化団体等の協力もなければならぬとありますけれども、そのことについてのこれまでの経過はいかがだったんですか。

【村田文化振興課長】 各文化団体、あるいは経済界、そして自治体を含めて協議、意見交換は重ねてまいりました。市町については、昨年7月にスクラムミーティングですけれども、そちらで議題として取り上げまして、皆さん、全会一致で誘致について取り組んでいくというふうなことでご理解をいただいたところでございます。

文化団体につきましては、県の文化団体協議会の方で県としての意向をお伝えし、皆さん、それに賛同していただいておりますし、また、ぜひ開催してほしいというふうなことで、ご要望もいただいているところでございます。

【八江委員】 文化団体等についても、各地区文化団体、もちろんありますけれども、この連携の強化といいますか、こういったものも含めて、この際、しっかりと団結をして、県下の地域地

域には古い文化、あるいは郷土芸能を含めたふるさと文化も相当あると思いますから、一堂に会してすることと、もう一つは、期間が少し長くなると話を聞いておりますけれども、大体何か月ぐらいのスパンでやられるんですか。

【村田文化振興課長】 ここ数年の先催県の例で見ますと、平均でおおむね3か月弱ぐらいの期間で、それぞれの地域でいろんなイベントが開催されていると、そういうふうな国民文化祭でございます。

【八江委員】 その前に、話は、前のことを調査すればわかることだと思うし、言われているのは、動員といいますか、視察、観客といいますか、観光客も含めてのことなんですけれども、一番多いところは、京都なんか開いた時は300万人ぐらいの集客的なものがあったということなんですけれども、長崎県としてはどのくらいを目標にしておりますか。

【村田文化振興課長】 過去7年の平均で、総参加者数といたしましては、193万人ということでございます。

こういった目標等については、来年度以降に基本構想というのを計画したいと思っておりますので、その中で具体的な目標等は設定をさせていただきたいと考えております。

【八江委員】 現在はコロナ禍ですから、大きな計画もできにくいと思いますが、2025年となれば、もう終息もし、そしてまた、一番全国が一緒になって羽ばたく時期ではないかと思っております。

そういうように集客をするためにはいろんなイベントといいますか、大会の内容そのものが大きく変わってくると思うんです。その前に、今まで各県は各県ごと特徴のある開催をしてきたと思いますが、文化の国体というようなこ

とに位置付けていけば、体育大会等については、各県選手が一堂に会して競ってやるわけですが、この文化の事業についても、各県が大会に参加する中で、やっぱり各県では県展等があるはずだと思うし、あっているとすれば、そのあっている県展で入賞したり、あるいは知事賞なんかいただいたものが一堂に会するとすれば、それは物凄いことにもなるし、また、全国競って優秀な作品が集まるということもありますから、そういったものを併用して実施するということの考えはないですか。

【村田文化振興課長】 実施する事業の中には、様々な分野の全国大会を開催するというものと、あと、地域独自の、先ほど委員からもご紹介がありましたような様々な地域の個性を生かした文化事業、そういったものが複合的に合わさって、この国民文化祭というのは開催されるわけですが、そうした中で、全国大会というふうなことも実施いたしますので、今、委員がご指摘いただいたような内容も、一緒に検討していきたいと考えております。

【八江委員】 一つは、全国各地から長崎に訪れていただくためには、各県から出展されるものがあれば、それぞれ参加が多くなってくると。北は北海道から南は沖縄までという感じで、そういったものを織り交ぜながらやっていただくことが、長崎県の特徴ある文化祭となるんじゃないかと思いますので、その点をひとつ、ぜひお願いをいたしておきたいと思います。

そして、長崎県の文化の発信をすることも一番大事な時ですから、それに負けないようなことを日頃からといいますか、これから開催までの間に、しっかり各地区の大会を盛り上げていただいて、各市町の協力を得ながら、あるいは文化団体の協力を得るためには、頻繁にいろん

な話を進めていただくよう、これは要望しておきたいと思います。

それから、もう一つの質問は、コロナ禍の中でのASEANの交流事業等でありますけど、長崎県は、特にASEANの10か国の中でも、今、ベトナムとの友好交流を盛んにやってきておりますし、その中で、私たち長崎県の県議会も、クアンナム省の人民評議会と友好交流の関係を結び、同意書を結んでから活発に交流を進めてきております。

ちょうどと言いますか、幸いと言いますか、ベトナムの首相のフックさんはクアンナム省出身でありますし、我々が県省を結んだのもフックさんの指導のもとだということも聞いておりますし、長崎県の地元の本田商会の本田会長たちはフックさんとお友達であるということも考えてみれば、非常にいいところに今あると思います。

そしてまた、フックさんは、次期国会で国家主席になるということも新聞報道でも確認をしておりますので、そういう人たちが、交流を盛んにするためにも中心的な人物になると思いますし、長崎県、あるいは長崎市の原爆記念碑等にも照明もしたらどうかというような話もあっていますが、そういったことを考えていけば、人的交流ももう少し、一回り大きなものにしていく必要があると思いますけど、その点、国際交流の立場から考えた時に、ASEANの中でベトナムとの交流関係、あるいはそれを促進するため、どのような手当てをされていくのか、お尋ねしたいと思います。

【永橋国際課長】 ベトナムクアンナム省との関係につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。これまでもいろんな交流を進めてまい

りましたけれども、今年度は、残念ながら、計画していました事業はほぼ中止、延期となっております。

ただ、この間、メール、オンラインでずっとやりとりをしております、去る1月21日には、県の福祉保健部とクアンナム省の医療短期大学の方で人材交流に関する覚書協定も結びましたので、こういったことは、できることは今後も引き続きやっているところでございます。

来年度につきましても、クアンナム省との連携を核としながら、ベトナムについて強化していきたいと思っておりますけれども、現時点では、おくんちの時に御朱印船が奉納されますので、その際にクアンナム省訪問団を受け入れることを、今調整しております。

それと、ホイアン市が、旧ホイアン市街地、これは世界遺産になっておりますけれども、その中に、古民家を改修して日本文化館、これは仮称でございますが、それをつくって日本の文化を発信するという話があっておりますので、その中に長崎県情報コーナーをつくっていただいて、ベトナムクアンナム省の皆様方に情報を発信していこうという取組をしております。

コロナでいろんな影響、制約がっておりますけれども、コロナ終息後のベトナム、特にクアンナム省との交流の促進と拡大に向けて、今後でも取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】今お話がありましたように、ホイアン市と長崎市の友好交流と言っていいですか、そういったことも視野に入れてのことだと思うし、我々も訪問した時に、ホイアンのところで日本人橋をはじめ日本人街というのが存在しておったと、それを復元したいという話もちろんですけれども、そういう中で、特にベトナムのクアンナム省のホイアン、隣町はダナンと

いう大きな町が、今後大きく発展するだろうと、そこの国際便との問題も、我々が訪問した時にはお願いはいたしておりました。あるいは、中村知事も一緒にそういう話もして進めていただいておりますけれど、ベトナムと九州は福岡だけしかつながっておりません。そういう中では、長崎空港とダナンの町との定期航空路の開設については、もっともっと精力的に進めていくことによって、可能性がある。

そのためには、先ほど申し上げたフックさんをはじめ政治的な関係も強くありますので、今が一番チャンスじゃないかと思って申し上げたところですけど、その点の考え方はいかがですか。航空路線も含めての話は、どうなんでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】東南アジアからのチャーター便につきましては、先ほどからベトナムの話がありますが、本県との歴史的なゆかりや強みを生かせるということと、東南アジアの中でも人口が多く、経済成長によって、年々訪日客も伸びておりますので、ターゲットの一つとして、これまでもチャーター便誘致に取り組んできております。

今年度は、定期便も含めて既存路線が運休している中で、なかなか具体的なチャーターの運航といった話まではできておりませんけれども、福岡、東京のチャーターとなる旅行社、それから、ベトナムの航空会社の日本支社を訪問して、コロナ後につながっていくような意見交換は行っているところです。

今後も、コロナの感染の状況を踏まえながら、チャーター便の実現に向けて、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

【八江委員】ASEAN10か国の中でベトナムが一番日本と友好国といえますか、親交国と

いいですか、そういう面では、非常に特筆された部分が出てきていると思いますけど、現在、長崎県に外国人の在住者等について、大体どのくらいおられて、どこが一番多いのか、その点がわかったら教えていただきたいと思います。

【坂口国際課企画監】 今、ASEANの状況についてのお尋ねでございますけど、県内の在留外国人全体で約1万500人程度いらっしゃると思います。

この中でASEANが、おおむね半数の5,000人弱ぐらいを占めております。このASEANの中で一番多いのがベトナムで、約2,700人いらっしゃいます。次いでフィリピンが約1,100人、その後がインドネシア、カンボジア、ミャンマーと、大体300人前後ぐらいで続いておりまして、今申し上げた5か国で大体97～98%占めますので、おおむねこの5か国というような状況です。

【八江委員】 ASEANから長崎在住者の中で、技能実習者、あるいは研修生を含めてたくさんおるとは思いますけれども、今後、一番心配されるのは、労働力不足の中での農業関係の従事者、それから介護、こういったものが心配をされておりますので、そのことについては、先ほどの話にありましたように、大学、短大との交流などもありますので、そのことをしっかりまとめながら、コロナが終われば、東南アジアに全国が一斉に羽ばたいていくと思いますので、事前に十分な対策を考えながら進めていただきたいと思います。

最後に、部長のASEANに対する取組について、どのようにこれから進めていきたいのか、それを含めてお尋ねして終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【前川文化観光国際部政策監】 私の方の所管で

すので、私の方からご答弁させていただきます。

ASEANは、先ほどからご質問いただいておりますとおり、比較的親日の国も多く、高い経済成長が見込まれる国でございます。海外の活力を取り込んで、本県の経済活性化につなげていくという長崎県の方針を実現していくためには、しっかりASEAN各国と関係を結んでいくことが重要だと思っておりますので、コロナ後を見据えてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】 長崎県は国際県と我々は思って、皆さんもそうだったと思いますが、ややもすると、今は全国が国際県になっていますので、それに落ちないように、それに増して活動していかないと取り残されるというようなことにもなりかねませんので、その辺はしっかりお願いして終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

実は大きく2つ通告しているんですが、高校教科書における原爆に関する記述についてなんですが、これは平成30年6月21日に質問して、その後また、令和2年6月22日に一般質問させていただいているんですが、その後は、特段進展はないみたいですので、この質問は次回にさせていただきますと思います。

それでは、もう一つの県立美術館の運営のあり方及び美術品等の購入のあり方について、お尋ねしたいと思います。

まず、美術館の運営は、大きく2つの時期に分かれるんですね。それで、まず第1期というのが、財団法人長崎ミュージアム振興財団ということでやっているんですが、このとき、この財団の場合には、法人の経費は運用財産をもつ

て支弁するというのがありますけれども、こういったことを、今わからない場合には、後日調べて回答していただくという形で結構でございますので、この件に関して状況はわかっていますか。わからなかったら、後日報告していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【村田文化振興課長】 すみません。承知しておりますので、後日報告させていただきます。

【山田(博)委員】 続きまして、第2期の公益財団法人になった場合に、収益事業をやっておりますね。例えばショップとか、カフェとか、いろいろやっていますけど、赤字か黒字かというのもおわかりですか。わからなかったら、また後日でも調べて報告してもらいたいんですけど、いかがですか。

【村田文化振興課長】 細かい数字は手元に持っておりますけれども、累積して赤字というふうな状況にはないと考えております。

【山田(博)委員】 わかりました。それで、今、公益財団法人ということでやっていますが、財団の評議員があって、それから理事会というのがありますね。この財団の、長崎ミュージアム振興財団というのは、各分野から、マスメディアとか、文化団体とか、教育の関係者が来ているんですね。理事の方となると、現在の理事となると、今は企業がほとんど占めているんですね、企業の方が多いです。理事が6人おって、その中で企業が4人です。過半数を占めているんですね。

私が言いたいのは、理事を選ぶ評議員というのは、各分野の専門の人たちがある程度集まってくるんですけど、理事を選ぶ時になると、そういった専門とか何かが企業とかになるんですけど、評議員が理事を選ぶんですけど、

こういった選定というのはどうなっているのか。

例えば平成30年には、企業の方もおればマスコミの方もおらんといかんということは、私はわかるんです。そのときのマスコミの代表ということで、テレビ長崎の代表取締役会長の金子源吉さんがいらっしゃるんですね。今、令和2年はどうなっているかといったら、マスコミの人は誰もいないんです。いるのは、東洋漁業会長。東洋漁業というのは漁業ですからね、マスコミの人がおったらわかるけど、今度、東洋漁業の会長がなんでそこにいるのかなと。

いいですか、もう一度言いますね。評議員でマスメディアとか、教育とかなんかで知識がある人はいいけど、大体こういったのはある程度、分野ごとの専門とか何かがある人がいるけれども、なんでこうなっているのかと。今おわかりか、おわかりでないか、わからなかったら、また後で財団に聞いて、これはなんでかということ、私に県民の人からきたんですよ。「山田(博)先生、知っていますか、こういったことを」と、「いや、知らなかった」ということだったものですから、今お答えができるかできないか、できなかったら、後日調べてご報告いただきたいと思うんですが、いかがですか。

【村田文化振興課長】 財団の役員に関するご質問だと思いますが、財団の役員の人事については、今ご紹介がありましたように、評議員会の決議事項になっております。

ですので、そのときそのときに、その評議委員会の方で議決をされたというふうに認識をしており、それ以上、私の方からお答えするような内容はございません。

【山田(博)委員】 評議員の人が、確かに議決はしますけれども、誰が案をつくるかというのを、ほかの方からもご指摘いただいているんですけ

ど、それで、誰がこの案をつくるんですか、評議員に対して。

【村田文化振興課長】詳細について確認したところではございませんけれども、基本的には、財団の事務局の方で役員、理事会、評議員会のご意見を聞かれて名簿を作成されているものというふうに認識をしております。

【山田(博)委員】ということは、手前みそじゃないかということです。手前みそですよ。

私が言いたいのは、公益財団法人長崎ミュージアム振興財団というのは、評議員で各分野ですばらしい方々が集まって、その方がこういった人がいいんじゃないかということで、いろんな分野で際立った人がやればいいと私は思っているんです。私も、この長崎ミュージアム振興財団には、マスコミの代表としてやっぱり一人おらんといかんということで、誰が入ったかという、金子源吉さんが入っていたと。それはいいことじゃないかと思ったんです。

ところが、最新の理事の名簿を見たら、いないんですよ、マスコミの関係者が。いるとしたら、東洋漁業の会社がいるんです。私は、確かに漁業の会社というのは立派な会社だけれども、このミュージアムには、今までずっとマスコミの代表が入ってきていたんですよ、ここ数年。だから、ここは、財団事務局が案をつくってするとなれば、手前みそになってしまいますから。

初代の理事長は、誰か知っていますか。これは、金子原二郎知事なんです。この方がつくったんです。私は、これは立派だったと思うんです、つくる時は。しかし、今こういうふうになってきているので、私は大変危惧をしているわけでございます。

なぜ危惧をしているかという、部長、今年の2月6日の西日本新聞に、びっくり仰天のこと

が書いていたんです。これは、「テレビ長崎前会長に不適切な支出の疑い」ということで、私は目を疑ったんですよ。これは、「前会長が関係する会社から大量の美術品を複数のグループ会社に購入させ、一部は適切な手続をとらなかった可能性がある」という記事が載ったものだから、私は、この金子源吉さんはそんな人じゃないと信じているんです。にも関わらず、なんでこういうふうな新聞記事を書いたのか、今日、西日本新聞の記者がおったら抗議をしようかと思っていた。今日はたまたま来てないからですね。

これはとんでもないことだから、いずれにしたってこういったことがマスコミに載れば、長崎ミュージアム振興財団にとって大きな痛手にもなるから、そこをしっかりと明確に、どうなっているのかというのをしっかり確認していただきたいなと思っているんです。

今回の大きなポイントは、やはり理事のあり方というのは、しっかりとそこをやらないといけないということです。確かに、評議員があって、評議員が議決しますと言っても、実際、誰が理事になるかとか推薦するのは、財団でやっているというんだったら、手前みそじゃないかと思っているんですよ。私は、各分野ですばらしい人がきちんと選ばれて、よりよい長崎ミュージアム振興財団を運営していただきたいから、こう言っているんです。だから、そういったことの確認をもう一度していただきたいというのが一つ。

西日本新聞のこの記事はけしからんと、なんでこんなことを書くんだと、私は全くわからない。私は西日本新聞に抗議をしたいんだけど、今日は来てないから、何度も言いますけど、この記事を確認していただきたい。私は、金子

源吉前会長の名誉毀損にも当たるんじゃないか
と思っておりますので、ぜひ確認していただい
て、名誉を回復していただきたいと思うんです
が、その2点について、今ここで明確な回答が
できなければ、後日きちんと、次の6月の委員
会でも報告していただきたいと思うんですが、
いかがですか。

【中村(一)委員長】 休憩します。

— 午後 4時41分 休憩 —

— 午後 4時41分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

【村田文化振興課長】 私どもも報道された内容
以上のことは、もちろん承知はしておりません。
先ほど来ご説明しておりますとおり、役員人事
を含めた組織体制につきましては、財団の定款
等により、財団の理事会、評議員会の決議事項
になっているというふうな状況もございます。

あと、財団の独立性の観点というふうなところ
もございますので、県の指示などを受けるこ
となく、自ら体制を整えていただくと、そうい
うふうな立場をとっております。

財団の方からは、今回の報道をもって何らか
の対応をされるというふうな報告は受けており
ません。おりませんけれども、改めて、状況に
ついてはお尋ねをしたいというふうに考えてお
ります。

【山田(博)委員】 それで、財団を独立、独立と
言っているけれども、この財団には、長崎県も
基本財産として700万円かな、やっていますか
らね。ましてや、この財団には大きな役割があ
るんです。それは何かというと、美術館とか何
かのいろんな購入をする時に、2億円という基
本財産のお金を預けて、どういったものを買う
かというのをきちんと選定するような委員も選

んで、それをちゃんと保管するという大切な役
割があるんです。間違いありませんね、これは。
どうですか、文化振興課長。

【村田文化振興課長】 収集資料を購入するのは
県の役割でございまして、今お話がありました、
美術館の方でも、日頃の調査研究の中から収集
資料、こういった収集資料が市場に出ていると
か、こういったものを収集すると、より美術館
の役割に適しているとか、そういったものは日
頃から日常的な活動としてやっていただしてい
ます。

そこで、そういったものを踏まえて、こうい
ったものを収集するというのは、美術館の中
でも館長をトップに学芸員の皆さんで委員会を設
置して、候補作品、収集資料について県の方
にご提案をいただいていると。最終的に、県の方
で決定をしているというふうな状況でございま
す。

【山田(博)委員】 だから、私が言っているのが
間違いか、間違いじゃないかということを知
っているんです。イエスカノーかで答えていた
きたい。回りくどいですよ、あなたらしくない。
ストレートでいこうじゃないか、真っ直ぐで。

【村田文化振興課長】 私の方が美術館で資料収
集の作品を決めているというように受けたもの
ですから、今のようなご説明をさせていただきました。

【山田(博)委員】 私は、今日午前中の質疑でも
話したけれども、本来、財団の方々には大きな
責任と責務があるんですよ。この財団の人たち
が幾ら無報酬とはいえども、きちんとした責任
を与えられているにもかかわらず、その財団の
中で理事の人たちが、過去、平成30年まできち
んとした、財団をつくったのは平成17年です。
つまり、13年間、きちんとした管理をしてなか

ったんですよ。万死に値するんです。それをあなた方は、この人は大丈夫だと任せたにもかかわらず、あなた方は公表してなかったんです。ということは、中崎部長、この理事長を含め理事の皆さんには裏切られたんですよ。私たちも裏切られた感じなんですよ。だから、評議員の皆さん方には、理事を選ぶ時にはきちんとやってもらいたい。

先ほど、理事の方で、事務局でやっていますからとか言ってますけれども、そうしたら、そこまで言うんだったら、財団の職員全部の責任だよ、これは。私は、この問題をスルーできませんよ。だから、それぐらい大きな問題ということで、ぜひ中崎部長、重く受け止めていただきたいんです。

私は、なぜここまで言うかということ、この美術館というのは、各県の人に聞いたら、長崎県の美術館は素晴らしいと言っているんですよ。評価は高いんですよ。これは間違いございません。だから、中崎部長、一方ですばらしいところで、その裏ではこういったことがあるということは、誠に悲しいことです。だから、私は、美術館を愛する一人として、県民として、よりよい美術館にしてもらいたいと思っているんです。中村知事がこれをやっているから、素晴らしいですよ。

その一方で、中でこういったことが、ごたごたがあったら、私は大変悲しいんです。だから、中崎部長、この問題に関して、今後どのように取り組んでいくかという思いと決意を、あなたの見解を聞かせていただけないか。

【中崎文化観光国際部長】県美術館につきましては、先ほど申し上げましたけど、収蔵品も含めて県民の貴重な財産でございますし、非常に高い文化を県民の皆様が見られるという環境を

提供しているところでございますので、そういった事業の効果を発揮させるという意味では、県もしっかり関わりたいと思っています。

ただ、先ほどの役員人事等につきましては、今回、指定管理の制度の導入により、長崎ミュージアム振興財団も、公募する一つの団体になった経過もございまして、そしてまた、県の大きな出資団体の見直しの中で、県の関与を薄くするという方針もあり知事も理事長を退き、一定組織運営については財団の自主性を重んじると。これは、県の全体の方針の中でそうなったということでございます。

いずれにしても、今の役員人事は、財団において適切にされているという我々の認識でございますけれども、今日、いろいろご心配の点もお話がございましたので、財団の方には、こういうふうな議会のご議論についてもお伝えはしたいと思っております。

【山田(博)委員】部長、今お話がありましたけれども、適切に人事がやられているのであれば、なんで収蔵品の管理ができてなかったのか。ましてや、私がこういったことで議会でも言って、それで美術館も収蔵品のをやっているというのはいかがなものかと。もっと言うと、人事は任せて、収蔵品の管理も任せて、挙げ句の果てはこういうふうになっているじゃないかと指摘しているわけですよ。

確かに、長崎県があまり関与すると、自主性が保てないとか何かと言いますけれども、さっき言った指定管理と言って、その指定管理に今までずっとさせていたら、こんな有り様ですよ。本来であれば辞退すべきですよ、収蔵品がこんなあり方だったら。ましてや、それを長崎県も、こういった収蔵品のあり方をしていたというのは、言語道断で

すよ。指摘をされておりながら、3年間も放置していたんだよ。そこを反省した上でしっかりとやらんといかんということを言って終わりたいと思いますけれど、深く反省して取り組んでいただきたいと思います。

この美術館では、「山本二三展」を今度やりますでしょう。長崎県の子どもたちが大変期待しているんです。その夢と希望を崩さないように、しっかりとした美術館運営をやっていたきたいということを要望して、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。休憩します。

— 午後 4時50分 休憩 —

— 午後 4時52分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】スポーツ振興課長、オリンピックが開催されるか開催されないか、よくわかりませんが、聞くところによりますと、5月7日、8日、いわゆるオリンピックのリレーを長崎県は行おうということで、今準備が進んでいると思います。

まず、その聖火リレーについての概要を教えてくださいたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】長崎県における聖火リレーでございますが、5月7日金曜日と8日土曜日の2日間にかけて、県内の17の市町を走ることとなっております。

ランナーの総計が184名でございますが、1人当たり約200メートルを走りますので、総走行距離として34.15キロメートルというふうになっております。

イベントの概要としましては、ランナーの走行に加えまして、各走行市町ごとに出発式や聖

火の到着を祝うセレモニー、それから、毎日の終点となる長崎市と佐世保市では、セレブレーションという一日の終わりを祝う式典を行います。

【小林委員】聖火リレーは大変なイベントだと思うんです。ただ、県民の皆さん方の聖火リレーの中で出てくる言葉は、本当にオリンピック、あるいはパラリンピック、この両大会は、世紀の大会として東京で開催されるかどうかということを今なお、現状のコロナの関係の中で心配をされているわけですね。

そうしますと、今回の聖火リレーについては、長崎県独自で判断して、5月7日、8日で開催されるのか、それともオリンピックの組織委員会から、ぜひ予定どおりやるようにとか、そういう指示のもとに今回の開催になるのか、その点はいかがですか。

【野口スポーツ振興課長】聖火リレーに関しては、3月25日に福島のアサヒスタジアムをスタートしまして、121日間かけて7月23日、東京で完結するというので、組織委員会の方で全国の日程がもう決められております。

長崎県は其中で、熊本県から入って佐賀県につなぐ5月7日、8日という日程を国の方で決めて、我々はそれを受けて実施するということになっております。

【小林委員】例えば新聞報道だけでも、島根県の知事がマスコミの前面に出て、取り巻く環境の厳しさの中で辞退をするとか、やるべきではないとか、その種の発言があったんではないかと記憶していますが、要するに、今回の聖火リレーについては、オリンピックそのものから、既に3月25日からスタートするわけだから、この流れに沿って、長崎県も当然聖火リレーは行くと、こういうことでございますね。

そうすると、こういう聖火リレーを実施するという中において、心配する点もたくさんあるわけですが、どんな課題として受け止めておりますか。

【野口スポーツ振興課長】 コロナ禍のこの状況の中で、やはり皆様が心配されることとしましては、感染症対策をどのようにしっかりやるかということだと認識しております。

特に、ランナーの走行の沿道、それから、先ほど申し上げたイベント会場において人が密集することに対してどのような対策をとるかということが、しっかりと課題として認識すべきことだというふうに考えております。

【小林委員】 この課題をどのような具体的な対策をとるのかと、こういうことが一番我々の知りたいところなんですね。

まず、先ほどの話の中で、184名の方が約200メートルを走られるということの中で、例えば184名の中にマスコミでよく登場する人とか、いわゆる芸能的な関係者とか、マスコミで売れている人、有名な人、そういう人たちが何名ぐらい出られて、そのときに人が、コロナ対策の観点から考えましても、その辺の対策は何かあえてしなければならないようなことがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

【野口スポーツ振興課長】 今申し上げました184名のうちに、私ども県の実行委員会で選出した枠が44枠でございまして、グループランナーと申しまして、長与町で北陽台高校のラグビー部の子たちが10名で走りますので、トータル53名ということでございますが、その中で、今委員会がおっしゃられた有名な方、「著名人ランナー」という言い方をしておりますけれど、私どもの枠では、今、4名著名人ランナーが認識されております。

こうした著名人ランナーは、皆さん心配するところで、人が密集してしまうと非常にリスクがあるので、著名人ランナーの方には、できるだけ密にならないところを走っていただく、道路の広いところを走っていただく、そういうことを検討していくようにしております。

【小林委員】 道路の広いところを走るということは、人が集まりにくいところ、何か一説では、田んぼあたりを走ったらいいみたいな、そんなようなことをおっしゃった方もおられましたが、それは大変失礼なことだと思っているんですが、密にならないところを走ってもらうということで、大体コースも決まっているんだと思います。

そんな内容は事前に明らかになるものか、明らかにならないものか、その辺のことについては、どう考えていらっしゃるでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】 実際にランナーがこのスロット、どこを走るかということは、直前の発表ということになっております。

実は、去年の段階ですと、少し早めの発表の予定だったんですけど、やはり人が密集すること、著名人ランナー以外の方の走行のスロットを発表してしまうと、著名人がどこを走るかということも限定されるので、非常にそこは、直前まではクローズということで、国の方でそれは指定されている状況でございます。

【小林委員】 では、長崎県で184名、17市町、そして44名の枠の中で、有名な、著名な人ということの中で4名の方が走られると。そういう事業効果をどのように考えておるのか。当然、オリンピックの機運醸成を考えられてのことだろうと思いますが、事業効果を最大に出すためにどのようなことを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】 今、おっしゃられたとおり、事業効果としては、オリンピックを身近に感じられる地域参加型のイベントでございまして、オリンピック開催に向けた、今特に、このコロナ禍の中で機運醸成につながるとともに、県民に夢や感動を与えて地域のにぎわいづくりに寄与するものというふうに捉えております。

さらに、離島を含む県内各地で、今回、聖火リレーが実施されますので、映像での聖火ランナーの放映とかもいたします。本県の多様な歴史文化とか魅力を世界中に発信する絶好の機会となるというふうに考えています。聖火が走っているのが、世界でそこだけ、長崎県のある一ポイントだけになりますので、PR効果は非常に大きいと思ひまして、そこを市町と連携いたしまして、その効果を最大限に発揮できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 世界遺産の保存活用についてということで、議案外についても世界遺産課長にお尋ねしますが、この部長説明の中で、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のいわゆる世界遺産登録2周年記念ということで、五島市で、あるいは新上五島町でいろいろイベントをやったという報告がっております。それなりの成果が出ているような部長説明になっています。

私はいつも思うんですけれども、今回の潜伏キリシタンというそもそものまさに発祥は、「大村純忠」という戦国大名であって、その第1号の洗礼を受けたキリシタン大名であると。大村純忠がいなかったら、今回の潜伏キリシタンもすべからくなかったであろうと、こういうことが容易に推測ができます。

残念ながら、構成資産が本家本元にあったか

なかったか、よくわかりませんが、我々はあると思っているんですが、それが残念ながら漏れた。最初の頃は、純忠の名前さえ出て来ないぐらゐの取組があつていて、何回か私は、「なんで大村純忠が出ないのか」と、こういうことでしばしば指摘をして、やっと大村純忠の名前が出るようになったわけです。

そこで、大村には県立・市立の図書館とか、あるいは市立の歴史博物館というのがあります。ぜひこういうイベントは、構成資産がないところでもあるけれども、大村で開催してもらって、いわゆる本家本元でまずしっかりやるべきではないかと考えますけれども、その点について、担当課長としてどう考えられますか。

【馬場世界遺産課長】 本日、予算の審議をいただきましたけれども、ちょうど来年が3周年記念でございまして、それと併せて、熊本県と関係市町と併せて連携して3周年記念事業をやるんですけれども、その中の一貫として、我々も、本来であれば今年度、ミライon図書館の方で何かやりたいなというのはあったんですけれども、コロナ禍でなかなかできない状況がございましたので、来年度、何かしらのパネル展等をするような形で検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】 今の言葉で「何かしら」と、ちょっとその発言は訂正しなさい。「何かしら」と、パネルとかなんとか、もっとアカデミックな、我々が言っている本家本元の純忠の、そういう状況の中で、ややもすれば世界遺産が、潜伏キリシタンの状況が少し薄れつつあるというような話も聞くわけだから、もうちょっとその辺は真剣に、こちらの意見も聞いてもらって、やっぱり事実関係を言っているわけだから、私だって山田(博)君みたいな怒り方もできるとぞ、本

当は。ただ、遠慮してやらんだけのことだから、もうちょっと丁寧に答えたらどうですか。

【馬場世界遺産課長】 申し訳ございません。

1つ考えておりましたのは、今年、長崎開港450年ということで、長崎市内ではいろんなイベントが行われます。もともとここは大村領で、やはり純忠の功績でもございますので、今、大村市史料館の館長等と、450年を一つのキーワードにしながら何かやれないかということで話をさせていただいておりますので、ぜひ開催をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】 純忠について、あなたが勉強してないわけではないと思いますけれども、もうちょっと造詣の深い、味わいのある答弁をさせていただかないと、私だからあまり文句を言わないけれども、これが山田(博)さんだったら大変ですよ。そういうことを考えて、冗談抜きにして、ひとつ開催をしていただく。中身の濃い、世界遺産の潜伏キリシタンが改めてクローズアップされるような、部長、そんな取組をぜひお願いをして、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 これで議案外審査を終わります。

文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 5時 7分 休憩 —

— 午後 5時 7分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係

の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 5時 8分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月12日

自 午前10時 0分
至 午後 5時58分
於 委員会室 3

食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 石川 拓哉 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 一三 君
副委員長（副会長）	北村 貴寿 君
委 員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長	宮崎 浩善 君
県民生活環境部次長	田中紀久美 君
次長兼地域環境課長	重野 哲 君
県民生活環境課長	本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長	有吉佳代子 君
人権・同和対策課長	丸田 哲久 君
交通・地域安全課長	永尾 俊之 君
統計課長（参事監）	笠山 浩昭 君
生活衛生課長	嘉村 敏徳 君

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時 0分 開議 ―

【中村(一)委員長】 おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】 おはようございます。

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

関係議案説明資料、県民生活環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第2号議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第16号議案「令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第91号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の4件であります。

はじめに、第2号議案議案「令和3年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

県民生活環境部では、県民の皆様と共に新たな時代を生き抜いていく力強い長崎県をめざし、

令和3年度から新たにスタートする「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」の基本戦略のうち、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」「みんなで支えあう地域を創る」「安全安心で快適な地域を創る」の4つの戦略を中心に、自然環境資源の活用、女性の活躍推進、若者の地域活動等への参画支援、多様な主体による協働の推進、脱炭素・資源循環型社会の実現を目指した持続可能な環境づくり、統計データを活用した企画立案の支援などの各種施策を積極的に推進してまいります。

歳入予算は、2ページ上段に記載のとおりで、合計で28億1,879万円、歳出予算は、合計で56億2,751万5,000円を計上いたしております。

歳出予算の主な内容につきましては、2ページから6ページに記載のとおりであり、県民協働の推進等について727万6,000円、女性の活躍推進について2,093万2,000円、人権尊重社会づくりの推進について4,231万5,000円、交通安全対策の推進について7,661万8,000円、統計調査について4億1,318万4,000円、食品衛生の確保について8,943万円、食育の推進について873万8,000円、地球温暖化対策の推進について2,351万7,000円、水道施設及び污水处理施設の整備について15億1,741万8,000円、廃棄物対策の推進について7億1,801万円、自然環境を活かした地域づくりの推進及び生物多様性の保全について2億3,943万6,000円を計上いたしております。

続きまして、6ページの下段になりますが、債務負担行為につきましては、記載のとおりであります。

次に、第16号議案「令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

予算の内容及び債務負担行為につきましては、7ページに記載のとおりであります。

8ページをお開きください。

続きまして、第78号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で3億4,611万5,000円の減、歳出予算は、合計で3億6,830万1,000円の減を計上いたしております。

これは、予算年間所要見込額等に基づく補正であり、主な内容は9ページから10ページに記載のとおりであります。

また、繰越明許費の設定につきましては、10ページ上段に記載のとおりであります。

次に、第91号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の内容につきましては、記載のとおりであります。

最後に、令和2年度予算につきましては、本議会におきまして補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整、整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和2年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【本多県民生活環境課長】 「政策等決定過程の

透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

これは、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部における政策的新規事業の計上状況でございます。

県民生活環境部では、「地域・若者・NPO」つながる協働推進事業や、女性が活躍できる環境づくり事業費など、全部で11件を計上いたしております。その内容については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、横長資料から質問をさせていただきます。

歳出23ページの男性の家事育児等参画促進事業費について、質問をいたします。

これは一般質問でも北村副会長が取り上げていらっしゃいましたけれども、私も質疑を聞いて思ったんですけれども、コロナ禍になりまして、自分自身が在宅する機会が増えて、その中で今まで全くしなかった家事を手伝うようになりまして、料理をつくったりとか洗濯物を干したりした時に、改めて妻の苦勞がわかったというか、ほとんど家にいないで、選挙も手伝ってもらってと。やっぱりそういう立場になってみないとなかなかありがたみがわからないというか、どうしても意識がそういうふうに向かっていたのかなという反省をしたわけです。

しかし、ふだん男性が家事をするというのは、

なかなか積極的に気運を変えるというのは、プライベートの家のことでもありますし、簡単にできることではないのではないかなと思ひまして、実際、では、この事業を使って具体的にどのように男性の意識を変えていくのか、お尋ねをいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を実現するには、家庭生活を男女が協力して担うことが大変重要になっておりますが、家事や育児を多くの女性が担っているのが現状になっております。このため、男性が家事や育児に参画するためには、男性の意識を変えていただくということが必要であると考えております。

意識を変えることが求められるわけですが、制度などで変えられるものではありません。そこで、令和2年度に、「パパ検定シート」というものを作成し、これを活用した意識啓発に取り組んでおります。

この内容ですが、子どもがどれだけ父親のことを知っているかということを、このシートに子どもさんに記入していただき、それを客観的にお父様に見ていただくことで、子育ては期間限定ということに気づいていただいて、家族とのコミュニケーションについて改めて考えていただくきっかけとしているものでございます。

【松本委員】 委員の皆様にもぜひ見ていただきたいと思います。配付をさせていただければと思います。

このパパ検定というのが、結局、今答弁がありましたとおり、客観的に子どもから見た父親の姿というものが、自分自身が子どもからどう見られているのかというのを、子どもから見て、そして、自分が父親としてしっかりやっている

かどうかというのを、自分自身もまた自己認識するというもので、大変面白い試みだなというふうに思います。

裏の方を見ると、家事辞典とか育児辞典というのがある、レシピがあったりして、要は、確かに男性が仕事から帰ってきた後も、こういうやり方だったら家事ができるよというような、家事・育児の勧めというふうに思います。子どもと向き合う時間もそうだし、男性も、今、女性ももちろん働いていらっしゃるから、その中で、言われる前に自分から自発的に、お互いに助け合うというような取組だと思うんですけども、こういったことは本当にいいことだと思うし、男性の意識を変える上でも大事だと思いますが、ただ、このシートをどれだけの県内の男性に周知できるかというのがすごく難しいんじゃないかと思うんですけど、その手法についてはどのようにお考えですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 令和2年度にこのシートを作成いたしまして、連携企業等を通して県内の事業所の方に約5,000枚ほど配布しております。あと、子育て情報誌や、全世帯広報誌への掲載を令和2年度にいたしました。

令和3年度事業の内容につきましては、このパパ検定シートを通して夫婦で協力した家事や育児などをテーマとして、SNS上で写真コンテストをしようと考えております。その中から男性が取り組みやすい事例を集めまして、新たに事例集を作成し、子育て情報誌に掲載をするなど、各家庭への周知を図っていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】 特に、県庁も夫婦で県職員をされている方がいらっしゃるというのはよく聞きます。やっぱり男女変わらずお仕事をしてくる

るわけでありまして、一番共働きが多い率が上がるのかなと。だから、まず県の職員の方にももちろん、足元ですから、しっかりお伝えして、そして意識を少しずつ変えていく。そして、企業等にも取り組んでいく。そんなに大きな予算ではないですけども、これはやっぱり大きな一歩にもつながると思います。

具体的にコロナ禍の中で在宅の機会が増えているので、逆に男性が家事・育児をする機会も増えるということでもありますから、そういったことをきっかけとして、やってみましょうという気運をぜひ積極的に醸成していただきたいと思います。

次に、歳出39ページ、みらいにつなぐ大村湾事業について、質問をいたします。

こちらは、大村湾の水質改善のほか、情報発信や環境教育の強化と書いてありますが、具体的に水質改善対策というのはどういうことをするのか、お尋ねをいたします。

【重野次長兼地域環境課長】 大村湾関係ですけども、みらいにつながる大村湾事業ということで、来年度につきましては、水質保全ということで、浅場造成後のモニタリング調査を行うようにしております。

その他、みんなでにぎわう里海づくりというところで、浅場を利用した体験学習を実施して、親水意識の醸成を高めることとしております。

また、そのほかとして、大村湾浮遊ごみの除去対策ということで、大村湾をきれいにする会に対して助成をすることとしております。

【松本委員】 先ほどありました浅場造成ということですが、大村市の森園公園の先に浅場造成事業を平成27年から平成28年にかけて実施をしていただきました。ここが話題になったのは、「ガラスの砂浜」といって、再生砂を使って水

質改善をするという新しい試みで、インスタ映えするということで、SNSやテレビ等で全国放送されるなどメディアで取り上げられておりますが、今回は、これに対して、実際に環境にプラスに働いたのかというものの調査というふうに伺っていますが、現状の中で水質改善は具体的にあったのか、お尋ねいたします。

【重野次長兼地域環境課長】目に見える水質改善ということでは、はかり切れないところはございますけれども、まずは水生生物、アサリなどの貝類、ゴカイ類などの確認ということで、生物の生息が確認できるか調査をした結果、アサリの増加がみられているというところと、そのほか多くの貝類、ゴカイ類などが確認されており、生物の有効な生息地となってきたのではないかと考えております。

今後につきましては、浅場造成のモニタリングを来年度まで続けて、このような状況がどのようになっているかということを検証していきたいということで考えております。

【松本委員】すごくいい事業だと思うんですね。結果的に砂浜もきれいになって、そして、そのきれいな砂浜に人も集まって、さらに水質改善になって生態系も変わって生き物が生息するようになったと。これはやはりモデル事業として、今、調査をしているということですから、しっかり調査をしていただいて、報告をしていただいて、環境にこれだけ成果が上がりましたと。

ただ、報告しただけではなくて、やはり今後につなげていきたい。大村湾の海岸はいっぱいありますから、その中でこれだけ成果が上がったということを報告することによって、今後も同じような事業をしていただきたいと思うんですが、予算を見ますと、これは県単でほとんど、一般財源を使っているということで、やっぱり

環境の部分にいきましたら、大村湾は閉鎖性水域で、全国で最も大きい閉鎖性水域でございますので、やはり国にこの成果を報告して、政府要望で今後の拡大する部分には国の補助をもらえないかというような提案も、これはいい事例なので、していくことが必要だと思うんですが、そちらに対しての考え方はいかがでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】今、委員がおっしゃられましたように、造成浅場の検証を踏まえた上で、大村湾が本来持つ再生能力の回復を助ける浅場としての有効性があつた場合につきましては、水産部や市町、漁業関係者に情報提供をして、既存の浅場の活用を含めて検討していきたいということで考えております。

また、国への要望につきましては、先ほどおっしゃられたように、県の財源が厳しいというところがあって、国の支援がなければ、県におけるさらなる浅場の造成というのは難しいと考えておりますので、令和3年度の政府施策要望において、国に対して支援の要望を今考えておりますので、今後も引き続き要望を行ってまいりたいということで考えております。

【松本委員】しっかりした調査をして、また、情報の共有の意味でも、大村湾をきれいにする会の方々や、もちろん地元の大村市、また漁協の方々にもしっかりとした成果をご説明して、そして、さらに国に要望して、今後の財源確保に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、歳出31ページ、統計課の移動理由調査事業費について、質問をいたします。

統計課は様々な統計をもちろんしてらっしゃいます。経済センサスや労働力調査、教育統計調査、消費経済統計調査と様々な調査を続けていらっしゃいますが、今回私がこれを質問したのは、移動理由調査事業というのが新規事業で

取り組むというふうになっております。転入・転出の理由等を把握し、各種施策の立案や効果測定に活用するということで、恐らく人口減少対策を見据えた新規の調査になると思うんですが、この経緯についてお尋ねをいたします。

【笠山統計課長】ご質問ありがとうございます。

移動理由調査事業でございますが、経緯というご質問ですけれども、ご承知のとおり、本県の人口減少というのはなかなか歯止めがかからないところでございます。

これまで県では、住民票の届出情報をもとに、長崎県の転入・転出の実数を把握していました。その届出情報で見えるものというのは、年齢やどこに行ったか、どこから来たか、あるいは男女別、そういった基本的な情報でございます。

そういった情報をもとに、各部各課共有をいたしまして、一定推測もしながら、あるいはそれぞれヒアリング等もしながら対策を行ってきているところでございます。

そのほか、人口減少対策を推進するためには、統計課独自で調査・分析も行っておりまして、例えば、昨年度でございますが、国の統計調査の調査票情報を活用して、マイクロデータというんですけれども、そういったもので人口の移動の状況を調査しておりました。

統計課としても、このように人口減少対策に一定の役割を果たしていくため、いろんなことをやっているんですけれども、先ほど申し上げたマイクロデータの分析では、これまで一定推測で考えていたことをデータで裏づけることができた部分がございました。

このマイクロデータというのが、実は国の統計調査が、おおむね5年おきに実施されておまして、平成29年時点の調査でございまして、その調査票情報というのは確かなものでござい

ますが、現時点の転入・転出の理由等を把握するためには、タイムラグがありまして、調査設計上、県全体の動きは見えるんですが、市町ごとの把握というのはなかなか難しく、今回、移動理由アンケートという形で新たに予算を要求させていただいたところでございます。

【松本委員】要は、端的に言うと、社会減の実数だけはわかってただけけれども、要は、窓口で転入・転出の理由というのを書くこともないし、把握をしてなかったということじゃないかなと思うんですね、ここに理由等把握というのはそういうことじゃないかなと思います。

ということは、数字だけをとるんじゃなくて、なんで転入・転出するのかという理由を分析して、恐らくその後に施策に反映させる。データをとるだけが目的ではなくて、そのデータをどう生かすかというのが、もちろん人口減少対策に大きな効果があると思うんですが、じゃ、その調査をした次の段階ですね。そのデータを活用して、政策の活用にまではどういうふうを考えているのか、お尋ねをいたします。

【笠山統計課長】活用についてのご質問でございますが、収集したデータについては、統計課の方で集計、一定分析をしまして、庁内関係部局、そして各市町と共有をいたします。

今、委員お話があったように、就職、進学、転職、転勤、そういった移動の理由だけではなくて、このアンケートでは、移動先でのお仕事については、業種、あるいはこういった職種、そういったものを問うようにしています。転入についても、一定同様でございます。

そういった事実ベースで移動の内容を見ていくことができる調査なんですけれども、これでは、今まで存在していなかったデータが把握できるということで、関係した部局、市町には速

やかに共有をするということで考えておりまして、一番移動が多いのがこの3月、それから来月の4月でございます。県全体の移動の中の大体4割ぐらいをこの3～4月が占めているんですけども、残り6割というものもございますので、施策に速やかに生かせるものは各部局で生かしていただきますし、全体を見て、1年間の動向がどうだったのかというところを見極めた上で施策に生かすということも必要だと思いますので、そういったところは、施策のターゲットが何なのか、誰なのかというところも含めて分析、検討していくものと思っております。

統計課としては、各市町から集まったデータを集計し、一定の分析をして提供するんですけども、その分析のために必要な分析スキルの研修を試みたり、あるいは、必要があれば一緒に共同研究をすると、共同分析をするということも考えております。

【松本委員】これは、窓口業務をするのは市町ですので、21市町の協力も不可欠でありますし、集積したデータというのをやはり政策決定に生かす、それが政策決定の裏づけにも大きくなると思うんですね。今まではその部分がただの数字だけだったものが、やはり理由がわかることによって、それに対応する施策を打っていく。そうすることによって、効果がどんどん上がっていくと思うんですね。

今おっしゃったとおり、やっぱり3～4月が非常に移動が多い時期でございますので、その部分のデータを速やかに市町にどんどん発信をしていただきたいと思うんですが、気になるのは、やっぱり継続的にしていけないと、一回こっきりで終わってしまったら、単発的にもなりますし、今、コロナの影響でいろいろ状況も変わっていますから、継続性が求められて

いくと思うんですが、今後の展開についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【笠山統計課長】委員ご指摘のとおり、効果的な施策につなげていくためには、こういった調査というのは、継続的に見ていく必要があると考えております。各月の分析、それから年間の分析、どういった見え方がするのか、分析を深めていく必要がありますし、統計課としては、一定年数継続してデータを収集して分析していく必要があると考えております。

いつまで実施するかということにつきましては、本県の転入・転出の状況をよく見極めながら考えていくことになろうかと思います。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】横長資料の45ページ、PCB廃棄物の処理推進事業について、少しお尋ねをしたいと思います。

事業の概要はここに記載のとおりであります。低濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査等を実施という事業になっておりますけれども、委員会の部長説明資料の中にも少し記載があります。令和9年3月31日までが低濃度の処理期限になっているわけですが、この事業、どういうふうに進めていくのか。

令和9年3月までの処分期間ですから、この単年度だけの取組ではいけないと思うし、今回載っている369万8,000円の予算、どういうふうな形で使っていくのか、そして、令和9年までに向けたスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問のこのPCB廃棄物処理推進事業につきましては、昨年まで高濃度のPCB安定器の調査を行いまして、調査の結果、発見された件数が41件ということ

になっております。

その41件に対しましては、今後処理期限までにきちんと処理をしていくよう、所有者の方に指導を随時やっていくということにしております。

また、これまで一定濃度のPCBにつきましては、委員からご質問があったように、処分期限が令和9年3月末までというふうになっておりますので、適正処理を随時指導してきておりますけれども、そこで現在判明しているのが橋梁等に塗ってある塗料に含まれるPCBも含めて99件発見しております。

先ほども申しましたように、これまで高濃度PCBについて調査をしてきましたので、今後低濃度PCBについて調査をやっていくということで、経済産業省の九州産業保安監督部というところがあるんですけれども、そちらに電気工作物の取扱いの事業所の台帳がございますので、それを入手しまして、4,900の事業所に対してPCBの廃棄物を持っているか、持っていないかというアンケート調査をやっていこうと考えております。

先ほど高濃度のPCB安定器の調査は「昨年度まで」というふうに話をしましたけれども、間違えました。「今年度まで」です。訂正をお願いします。

【深堀委員】高濃度の話は今あったとおり、そして、低濃度については、現在判明しているのが99件で、アンケート調査をしようとしているのが4,900件ということでした。もちろん有害なといいますか、人体に影響のあるものについて適切な処理をしなければいけないということで、もちろん高濃度の期限でも、まだ完全に処理が終わっていない状況も、5事業所にあるというのは部長説明資料の中にも記載があります。

ここで大きな課題というのは、当然、処分費用なんですよ。私も以前、ある事業者の方から相談を受けたことがあるんですけども、高濃度、例えば3キロの安定器が5個あった時に、処分費用が65万円ぐらいかかるというような試算表をいただきました。高濃度の場合には、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）の支援制度があって、中小事業者であれば、最大90%の補助があって、個人であれば99%補助があると。非常に高濃度のPCB廃棄物の処理についてはそれを使えるからいいんですけども、令和3年度から調査を始める低濃度については、その支援制度がないというふうに聞いています。

処分費用は、当然、高濃度と低濃度では差が生じるわけなんですけれども、高濃度であれば、1キログラム当たり大体3万800円、低濃度はキログラム当たり500円ぐらいというふうに聞いていますけれども、やはりそれでも運搬費であったり費用がかかる中で、そういった支援制度というのを、これから令和9年までに全て処分しなければいけません。数がどれだけあるかは、今のところわからないと思いますけれども、それについての考え方というのを聞かせていただきたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】このPCB処理にかかる助成制度については、委員のおっしゃられたとおり、機構の方から、高濃度PCBに関しては助成制度がございます。ただし、低濃度PCBについては、処理費用が安いというところもございまして、今のところ対象になっておりませんけれども、やはり数も、今後かなり多く出てくる可能性もございます。個人の方の負担というものも、運搬費用で例えば15万円ぐらいかかるというところもございますので、これについては、全国環境衛生廃棄物関係課長会議と

というのがございますけれども、そこを通じて国の方に、この助成制度をつくるように働きかけをしていこうと考えております。

【深堀委員】そういった全国組織に要請を行っていくということで、それは少し期待を持って見ておきたいと思います。特に、期限が令和9年3月末まで、ある程度何年かあるわけですから、できるだけ早くそういった制度ができることを求めているということです。

当然、今から調査をするのでわからないわけですが、既に高濃度でも、今の時点で5事業所に手続の指導をしているということでした。これは低濃度でも、そういった新たな支援制度が仮にできたとしても、それに協力をしない方も出てくる可能性は否定できないですね。そういった時に、これは事前に聞いた時に、そこは何か処分の命令ができるのかという話をした時に、それはどうもできないような話をお聞きしましたが、仮に処分をしない方が出てきた時にどういう措置をするのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】委員のおっしゃられた処分に関しまして、所有者の方がそれに同意しないと、処理をしないというふうになった場合には、行政の方からその所有者に対して、処分を行うように改善命令をかけます。改善命令をかけて従わない場合については、措置命令を踏んで、処分をきちんと行うようにということで命令をかけていくようになります。

それでも従わないという場合においては、行政の方で代執行を行うということになります。

【深堀委員】代執行を行うんですね。事前にお話を聞いた時に、そこまではできないようなニュアンスで聞いていたものですから、そこは安全に保管をする、させるというような言い方だ

ったので、もう一回それを確認する意味で聞いたんですけれども、措置命令をかけて、そこに従わない場合には行政代執行を行うということで、それを聞ければ、もう安心します。

ただ、件数がどれくらいあるかというのが、今現時点では判明してないので、これは長期的な話なんですけれども、しっかり取り組みをお願いしておきたいと思います。

終わります。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

それでは、予算について幾つか質問させていただきます。

まず、水環境対策課長にお尋ねしたいんですが、水環境対策課で水道適正化の管理対策費として400万円計上されておりますので、それに関してお尋ねしたいと思います。

そもそも水環境対策課というのは、市や町の水道の指導監督ということで立場がありますね。その中で水道施設が、一昨年の台風9号・10号によって断水状況になりました。それは、皆さんしっかりと状況は把握していますよね。まず、それをお尋ねしたいと思います。

【中村(一)分科会長】暫時休憩します。

— 午前10時39分 休憩 —

— 午前10時39分 再開 —

【中村(一)分科会長】分科会を再開します。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の件ですけれども、昨年の台風9号・10号におきます被害につきましては、まず、9号の時に延べ1万3,452戸の断水が発生しておりまして、10号におきましては3,670戸の断水が発生しております。

【山田(博)委員】それで、私は地域の皆さん方

にご意見を聞いて、県当局で調べましたら、もともところいった断水というのは、普通はあり得ないんです。なぜかという、停電してから水道というのは止まるんですね。私はびっくり仰天しましたけれども、この件で、私は随分地域の皆さん方からお叱りをいただきました。

それで、そもそもこういったことにならないように、水道施設にはきちんと非常用発電整備をしないといけないという施設がどれだけあって、そのうちどれだけ整備がされているのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

— 午前10時40分 休憩 —

— 午前10時41分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

【本田水環境対策課長】 本県の停電対策の状況でございますけれども、平成30年度時点で、施設が833ございまして、そのうち停電した場合に滞りますのが443で、そのうち50が、今のところ非常用発電設備を備えております。

【山田(博)委員】 水環境対策課長、私はこの状況を見てびっくりしましたよ。あなた方もしっかりと指導してやらないと、台風が来るたびに断水していると、各事業者の市とか町の首長も、台風が来たから仕方ないんですよと住民に言っていますけれども、やるべきことをやらなくて、こんな状況だというのは大変遺憾なことですよ。何回も言いますけれども、私も随分お叱りを受けました。電話で、ひどい時は1時間ですよ。怒り心頭、これはごもっともです。

それで、水環境対策課長、830というのは重要給水施設で、そのうちのたったの50しかしてないんでしょう。だから、そこはしっかりと、来年度この問題に取り組んでいただくように、

県の方も国にも予算的にも力を借りながら、積極的にやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【本田水環境対策課長】 国の方も、従前よりもっと小さい施設にまで補助金の方を拡大しております。

水道事業につきましては、事業経営ということで、一応企業体として行うものですから、それぞれの経営状況があって、その中で優先順位をつけて施設の整備をするわけですが、今回、補助金の範囲が拡大されましたので、それを極力活用して整備を進めるよう、こちらからも市町の方に指導したいと考えております。

【山田(博)委員】 最後には、住民の人から、「雨が降って水がたくさんあるのに、水が出ないというのはどういうことですか」といってね、ごもっともですよ。随分怒られました、私も。

部長、課長がこういうふうに言っておられますけれども、部長の方でも部を挙げて、ぜひやっていただきたいと思うんですよ。部長の決意を聞かせてもらわないと、この問題には納得できませんね。

【宮崎県民生活環境部長】 委員ご指摘の上水道につきましては、実は県民の皆様の生活、また企業活動の根幹をなすものでございまして、それはやはり安定的に供給されなければならないというものでございます。

ですので、今回、台風等で停電によって断水が生じたわけでございますけれども、なおかつ、それに対する非常用発電が整備されてないということでございますので、市町にそこら辺を適正に設置していただくよう、強く求めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、生活衛生課長にお尋ねします。

生活衛生課におきましては、食品衛生対策費とありまして、2,700万円の中に食品関係営業の許可調査等とありますね。そこで、生活衛生課長、暴力団対策法というのは1992年に施行されて、2019年に、実は長崎市内で海鮮丼500円をして、年間売上3,000万円という衝撃な事件が起きたというのは、生活衛生課長、ご存じですか。まず、そこをお答えください。

【嘉村生活衛生課長】報道でもございましたし、存じ上げております。

【山田(博)委員】それで、これは暴力団の組長の親族が経営をされていて、年間3,000万円を売り上げた。暴力団関係の資金源になっているんじゃないかということで、最終的にはなんで逮捕されたかということ、漁業調整規則違反ですよ。私はてっきり食品衛生法で逮捕されたかと思ったら、そうじゃなかったんです。なぜなかったかということ、この食品衛生法には、反社会的な規定がないんですね。それは間違いないかどうか、そこだけお答えください。

【嘉村生活衛生課長】食品衛生法に、暴力団ということでの欠格条項というのはございません。

【山田(博)委員】それで、食品衛生の営業に関して県警から通知が来ているかということ、来ているか、来てないか、そこだけお答えください。

【嘉村生活衛生課長】食品衛生の営業許可に関して、暴力団ということでは許可をしないようにというような要請とか、そういった法の改正についても、県警からは話はあっておりません。

【山田(博)委員】私は、これは県警本部も反社会的勢力の資金源を断たないといけないと言いながら、こういったことが県警本部から来てないというのはいかがなものかと思っております。

それで、今のこの法律の中では、そういった

ことが規制ができないのか、また、条例にそれをつけ加えることができないのか、それか、条例の施行規則の中に、そういうことを盛り込むことができるかできないか、そこをお答えください。

【嘉村生活衛生課長】法に基づく食品営業許可に関して、欠格条項を条例で定めることはできないということになっております。

【山田(博)委員】条例はできなくても、よくあるじゃないですか、別表に欠格条項は別に定めるとかなんとかとありますけど、それができるかできないか、そこをお答えください。

【嘉村生活衛生課長】許可に関しては、やはり難しいと考えております。

【山田(博)委員】難しいというか、（「できない」と呼ぶ者あり）

【嘉村生活衛生課長】そこは、できないものと考えております。

【山田(博)委員】生活衛生課長、委員長から言われて発言せんとだめですよ。それはお願いしたいと思います。

わかりました。それはそれで別の機会に、また議論していきたいと思っております。

続きまして、もう一度戻って、水環境対策課長にお尋ねしたいんですが、この生活排水ということで、全庁的に長崎県の大村湾の排水問題はしておりますけれども、長崎県内の個人設置型の浄化槽というのは、国も負担してもらいますけれども、県は全地域が全て3分の1負担になっているのかどうかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】浄化槽の補助につきましては、まず、浄化槽の費用の4割相当というのが補助の対象の基本になっておりまして、その3分の1を国が、離島につきましては2分の1

を国が補助しまして、県の方は、その4割のうちの3分の1が基本でして、浄化槽には通常型と高度処理型とございます。高度処理型と申しますのは、有機物を処理するだけではなくて、窒素やリンまで少し低減するというものですが、これにつきましては、ちょうど3分の1、通常型につきましては3分の1の9割ということで補助をしております。

【山田(博)委員】 今、島原半島とか大村湾の状況を考えますと、その補助率というのを、私も、水環境対策課は大変お忙しい中で、5年間の浄化槽の設置基数をいただきまして、その中で驚いたのは、平成30年だけで考えますと、1,800基あるうちの427基は五島市です。その次に大きいのは佐世保、次に多いのが島原の195基となって、大村が22基と、下水道設備もやっておりますけれど、ここは、こういった大村湾とかの地域をさらに、島原半島もそうですけれども、する時に当たっては、浄化槽の設置の補助率を、県は財政が厳しいですから、長崎県の状況を踏まえて、もっと補助率を、期間を限定なりして集中的にやる方法をしないと、今回も島原半島の計画は出ていますけれども、具体的に制度とか予算があるのかと言ったら、ないと言うんですから。そういったところをしっかりと、水環境対策課長、今まで以上に忙しくなりますよ。そういうことで、見解を聞かせていただきたいと思います。いかがですか。

【宮崎県民生活環境部長】 まず、県内の污水处理の状況からご説明しますと、現在、長崎県の污水处理人口ですけれども、その率というのは約82%が污水处理をしております。全国の数値と比べれば、約10ポイントの差があります。

個別に見た場合に、離島地域、半島地域がまだ普及率が50%を切っているような状況でござ

います。

県といたしましては、その地域の污水处理の人口普及率というのを向上させる必要があるんですけれども、やはりそれらの地域については、今後、いわゆる公共下水道的なものではなくて、やっぱり浄化槽で処理をするというふうな方針で臨んでいるところでございます。

そういうふうな観点から、その地域については浄化槽の設置を進めていく必要があるんですけれども、先ほど言いましたように、国の補助率、県の負担、市町の負担があるわけでございますけれども、そのままではなかなか、個人が設置されるものですから、普及が進まないということで、特定の地域、先ほどお話がありましたけれども、五島の地域におきましては、市の方で継ぎ足し単独をやってもらっています。その結果といたしまして、先ほど委員がおっしゃられるような数値が出てきているところでございます。

ということで、実は私ども県といたしましては、国に対して、その継ぎ足し単独を行っている部分について追加の補助をやっていただきたいということで政府施策要望を行っているところでございます。

【山田(博)委員】 引き続き、ぜひそこをやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部長、課長以上のえらい知識とあれがあるから、驚きました。それぐらいしっかり把握しているんだなと思ひまして、感銘した次第でございます。引き続き、これには取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、横長資料の32ページを見ていただけますでしょうか。この中に県有墓地管理費とあります。これは75万5,000円あるんですが、いろいろと事前に勉強したんですけれども、墓

地があって、これは897区画あるんですね。実際、今借りているのは幾らかあるんですけど、まだ借りてない空き区画がどれぐらいあるのか、そこをお答えいただけますか。

それと、それを代金にしたら、永代使用料としてどれくらいの金額になるか、その2つをお答えください。

【嘉村生活衛生課長】 今、県有墓地の空き区画というのは52区画になっております。

これを平成26年度から平成28年度まで公募を行って貸し付けた金額をそのまま当てはめて換算しますと、約2,000万円ぐらいということになります。

【山田(博)委員】 最後に公募したのは、いつですか。

【嘉村生活衛生課長】 平成28年度でございます。

【山田(博)委員】 私も驚きましたけど、この委員会に来て、予算書をつぶさに見ていましたけど、76万円といえども県のお金が使われておきながら、平成28年からしてこれだけの区画が空いていると。驚いたことに、これは、部長聞いていただきたいんですけど、平成28年からしてないということで、駐車場もない、水道設備もないというんですよ。ましてや、ごみステーションもないというんですよ。私は驚きだよ、これは。私の五島では考えられないね。こんなことだったら、私は袋だたきだよ。選挙なんか通らんよ、こんなことをしよったら。

そうということで、生活衛生課長、これもしっかりと募集をしてやっていただきたいと思います。

それで、土木部におきましては、住宅課がする時は、保証人もちゃんととって、ちゃんと後始末をしない場合には、地球の果てまで追いか

けるような請求までやっているんです。私は、今回、こういった状況を踏まえて、速やかに、県の財産だから、しっかり有効活用していただきたいということで、再度公募を、平成28年度からしてないというのであれば、速やかにやっていただきたい。

それと、少なくとも保証人はきちんとして、飛ぶ鳥跡を濁さず、それと、少なくともコロナ禍ですから、水道施設ぐらぴしゃっと用意してやっていただきたい。隣の隣に水環境対策課長もいるんですから、鬼に金棒じゃないですか。言うことを聞かんかったら、部長を連れて行って、黄門様がいるんだから、そういうことで頑張っていたきたいと思うんですが、生活衛生課長、あなたの決意を聞いて、この質問を終わりたいと思います。

【嘉村生活衛生課長】 委員のおっしゃるとおり、現在、使用者の方々にはご不便をおかけしている点があると認識しております。

ご指摘いただきました、例えば水道等につきましても、検討させていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 生活衛生課長、きちんとさんと、長崎県を今まで支えてくれたご先祖様の思いが、悲しいと思いますよ。先祖供養しない人はいいいことはありません。そうということで、しっかりとやっていただきたいと思っております。

時間がきたので、一旦終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 おはようございます。

横長の資料で質疑をしたいと思います。20ページの県民生活推進費のNPOボランティア推進費について。NPOについて、議案外も届け

ていますので、予算に限って質問したいと思います。

クラウドファンディングチャレンジ事業ですが、すみません、私が今年ここに所属したものですからわからなくて、これは新規事業ですか。もし新規じゃなければ、昨年の実績と、今年の118万円という金額ですが、どういう形で予算を執行するのか、事業の概要も含めてご答弁いただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】 このクラウドファンディングチャレンジ事業につきましては、昨年度から実施している事業でございます。

事業内容ですけれども、NPOボランティア団体の資金調達に当たって、こういったクラウドファンディングという手法があるということを知っていただくため、まずはセミナーを開催し、クラウドファンディングというのが資金調達に当たっての有効な手段であるということをまず理解していただいた上で、実際に取り組もうとされる団体について、専門の事業者が伴走支援をし、最終的には、クラウドファンディングの実際の募集につなげていくというような事業でございます。

昨年度の実績としましては、セミナーを開催した後に7団体がクラウドファンディングに取り組もうということで手を挙げられまして、そのうち年度内にクラウドファンディングの実際の募集まで至ったのが2団体ということになっております。実績としては、以上でございます。

本年度につきましては、事業の中身としては同じような形で進めておりまして、本年度も、昨年度と同じく7団体が手を挙げ、現在のところ1団体が既に募集に至っているところです。そのほかの6団体についても、年度内に募集まで至るかどうかというところはありますけれど

も、今後、実際に募集することを検討している団体もあるという状況でございます。

【前田委員】 産業労働部でやっているクラウドファンディングの支援ということじゃなくて、県民生活環境部の中でやるクラウドファンディングですから、お金を集めるということよりも、むしろ社会的な課題を解決するためにクラウドファンディングという手法を活用するということに、多分重きを持っていると思うんですが、そうであるならば、セミナーを実施されているということですが、少し実績を含めて成果が弱いのかなという気がしているのと、併せて、2年目に入っていく中で、まず2年やったことをもう一度新年度やるということで、目標数も少し確認できましたけれども、そこにとどまらず、クラウドファンディング自体の手法が、行政自らその活用をして、他の県とか町では、ガバメントクラウドファンディングという新しい社会解決の手法が今生まれてきているんですが、せっかくならば、そういうところまで含めて、行政自らもクラウドファンディングを活用するんだと、課題の解決、もしくはそのための財源を集めるために。そういったことまで持てこないと非常にもったいないと思うんですが、他県等の動きも参考にしながら、ぜひ新年度において、次のステップに進むところまで検討してほしいと思うんですが、そういったことについては、何か今、庁内でお話できていますか。

【本多県民生活環境課長】 私どもで実施しておりますのは、やはりNPOボランティア団体が、日頃から資金調達で苦慮されているという実態とかもございまして、まずはそういったNPOにとって不可欠な賛同者でありますとか、資金調達、それから広報の効果もクラウドファ

ンディングには実はございますので、そういった効果が同時に得られる有効な手段ということで、まずはNPO団体の方にクラウドファンディングを知っていただくということが重要と思っています。

委員からご提案のありましたガバメントクラウドファンディングにつきましては、今後、私どももNPO団体をはじめ多様な主体との協働事業というのを、さらに力を入れてやっていこうというふうに思っておりますので、そういった時の財源の確保として、他県の状況等もお聞きしながら、今後、研究をさせていただきたいと思います。

【前田委員】横長資料の25ページの県民生活推進費の中の人権尊重社会づくり推進費の中で、2点お尋ねさせてください。

まず、性の多様性について、正しい理解を深めてもらうためのテレビCMとありますけれども、これはいつからやっている事業で、この内容については、施策の中ではどういう位置づけをされているんですか。

【丸田人権・同和対策課長】性の多様性についての理解のテレビCMの件でございますけれども、今年度からテレビCM等については実施をいたしております。

その前の、平成30年度から、性の多様性の理解に特化したフォーラム、ハンドブックの作製等、そういったものを実施しておりまして、やはり昨今、LGBTをはじめとした性的少数者の方々の人権についての様々な問題等が顕在化もしているということで、既に平成29年に人権教育・啓発基本計画を改訂いたしておりますけれども、その改訂時に、性的少数者の人権につきましては、重要課題ということで位置づけまして、こういった施策を実施しているというこ

とでございます。

【前田委員】重要課題といって抜き出していますよね。その中での施策の目標というか、実績の管理というのは、どういう形で指標があるんですか。

【丸田人権・同和対策課長】性的少数者の人権についての大きな施策の目標といいますか、そういったものはございませんけれども、具体的な事業について、例えば研修会とかもやっておりますので、理解度といったものの指標を一つ定めてやっているという状況でございます。

【前田委員】この分野というのはまだまだ理解がされてない部分もあるし、そういうことも含めて、いろんな報道機関等の情報の中では、いろんな場面で出てくるんですが、そういうことを考えた時に、例えば三重県だと、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」という形で条例化されています。市町の中でももう条例化しているところがたくさんある中で、県として、この内容について施策を推進していくという立場であれば、やはり条例の制定の検討、並びに抜き出した形での推進計画というものが需要だと思いますので、新年度初めてこういう形でテレビCMを打つということですので、テレビCMを打つという上にある計画というか、全体的な推進する目標的なものも必要かと思うので、ぜひ新年度においてそのことを検討してほしいと思います。要望しておきます。

あと、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等事案に対する支援ということで、昨年コロナの中でそういった誹謗中傷があるということで対応していただいておりますが、対応の実績と対応の受け付けというか体制について、少し確認をさせていただきたいと思います。

【丸田人権・同和対策課長】今ご質問がありました、コロナ関係の人権相談の対応でございますけれども、コロナの人権相談窓口への相談が、昨日、11日現在時点で33件の相談がっております。

相談体制といたしまして、人権・同和対策課内に専門の相談員を2名配置いたしまして、相談対応しているところでございます。

【前田委員】まだまだコロナ禍の中で、こういったものに対してしっかりとした対応を行政がすべきと思うんですが、これは県に相談窓口があるということで、各市町、基礎自治体にはこういったものの対応というのは、今どういうふうになっているんですか。

【丸田人権・同和対策課長】長崎市においては、コロナに特化した人権窓口を開設したという情報は得ております。他の市町につきましては、人権の担当の課がございますので、そこで、もし相談があった場合は対応するという形になっておりまして、実績はございませんけれども、ネットワークを開設した時に市町へのお願いをいたしましたけれども、例えば市町に相談があった場合は、相談があった場合で県の方で何か対応できるようなものがあれば、ぜひ情報を提供していただきたいということをお願いしているところでございます。

【前田委員】感染された方もそうですけれども、そこをケアする病院とか医療従事者に対しても、やはりいろんな中傷とかが出ているという話を私たちは聞きます。そういうことを考えた時に、実績としては33件ですけれども、相談に至らないような案件というのは、多分山ほどあると思うんですね。

そういうことを考えた時に、相談を受けた中で、どういった相談の内容がっているかとい

うのも分析しながら、もう少し広く県民の方に誹謗中傷をやめようというか、正しい理解をしてもらうために働きかける作業が必要だと思うんですが、ホームページ等とかを見たら、当然、そういうことはやめましょうとか、知事や市長とかの会見時にそういうことももちろんアナウンスはしていますけれども、まだまだ足りないし、そうやって一般的にわかっているも身近な方、周囲の方でそういうものが発生すると、一転、我が身となった時にそういった批判とか中傷してしまうという事態も多分出ていると思うので、県民に対する働きかけが少し弱いと思っているんですが、この辺については、部長はどのような認識をされておりますか。

【宮崎県民生活環境部長】まず、相談件数が33件ということで、水面下にはもっと多くあるのではないかというふうなお話でございすけれども、その点につきましては、相談に関しまして、LINE等でも相談を受け付けられるように、とにかく相談のハードルを下げたいと考えて、そういうふうに進めているところでございます。

また、県民の皆様への周知につきましては、現在、市町の広報誌であるとか、県のCM等で行っているわけでございますけれども、今後さらに、相談につきましても、市町、また法務局等々と連携いたしまして、積極的に展開をしていきたいと思います。

【前田委員】続きまして、端的にお聞きます。今般、第3次の長崎県動物管理推進計画というものが策定されておりますけれども、過去質問を私がした中で、こういった施策を推進する中で、の拠点となる施設が必要ですよという話の中で、県南においては、長崎市と協議する中で、他県の宮崎県とかの事例も引き出しながら、も

う少し県民に対してオープンな施設も含めてセンターが必要じゃないかということ。そして、県央か県北に関して言えば、大村の空港の近くにある施設、私も実際見させてもらったけれども、さすがにあそこが、管理という意味ではあれで足りているのかもしれませんが、愛護ということを含めた時に、もう少しあそこの施設の建て替えというか、新たな計画というものが必要じゃないですかということで要望してきておりますけれども、今般、新たにまた推進計画を立ち上げた中で、この拠点となる施設関係についてはどのような認識があるのか、お尋ねしたいと思います。

【嘉村生活衛生課長】委員ご指摘のとおり、今、大村にございます動物管理所につきましては、管理メインで設立されたという経緯がありますので、どうしてもそういった機能がメインになっておりますが、少しずつ動物愛護の機能を持たせながらやっている状況でございます。

ただし、今後、やはり拠点施設としますと、別にそういった施設を検討していく必要があるということで、今検討を始めているところでございます。

【前田委員】最後に、検討を始めているということだったら結構ですけども、今のあそこの施設に一般の方が、動物愛護という視点で来てくださいとなった時に、正直、一般の方から見ると、愛護の気持ちを育むというよりも、この施設何とかならんとですかということで、多分帰っていかれると思うんですよ。だから、検討はわかるので、少しスピードを上げてほしいというのと、ちょっと答弁がなかったけれども、長崎市については、今どんな調整をしているんですか。

【嘉村生活衛生課長】長崎市におきましても移

転の計画があるということは伺っております。

県としましては、どうしても県央地区というところに拠点を置かないと、県全般を所管できないというところがありまして、長崎市と県と共同でやるということも一時期考えたことがありますけれども、なかなかそこは運営が難しいような状況がありますので、県としましては、やはり県央地区を拠点として検討を進めたいと思っております。

【前田委員】長崎市は少し進捗が遅れていますが、移転することは確実ですので、そういうことと言えば、やっぱり県央の方を急いでほしいということと併せて、せっかく長崎市がつくるのであれば、長崎市の方にも県の考え方も含めたところで意見が反映されるような施設になるように、今後も調整してほしいということをお願いしておきます。

最後に1点だけ質問します。

長崎県の海岸漂着物対策推進計画のもとに、海岸環境保全対策推進事業費が組まれています。この6億3,500万円の財源の内訳をまずお尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】海岸環境保全対策推進事業6億3,538万1,000円の分になりますけれども、この事業の内容としましては、海洋ごみの回収処理発生抑制対策、市町が実施する対策の支援、そして、陸から海へのごみ流出を抑制するための事業というものに充てている事業でございます。

この6億3,538万1,000円のうち、回収処理に使う費用が5億8,783万4,000円で、発生抑制対策に使う費用が4,754万7,000円というふうになっております。

【前田委員】私の聞き方が悪かったですね。5億8,700数十万円という財源の中の国庫分が幾

らで、その他がどれぐらいあるかという質問です。

【宮崎県民生活環境部長】この海岸漂着物対策事業費の国の補助金でございますけれども、まず、本土地区につきましては、補助率が70%、そして半島・過疎地域におきましては80%、離島地域におきましては90%というふうになっております。

【前田委員】わかりました。ありがとうございます、部長自ら。

資料にその補助率が書いていますので了解する中で、やっぱり全体の額からすると、各市町の負担というのもばかにならない金額があるのかなと思っているんですね。その確認で質問したんですけれども、その上で、この対策推進計画は平成22年につくられていて、もうかなりの期間、途中改定も入っていますけれども、当初計画をつくる時に、ざくっとした調査だと思うんですけれども、漂着物というものが8万立米、9,000トンあったということですが、実績として、今それがどれぐらい減しているのか、これに近い金額を毎年かけているわけですから、今現在の状況というのはどうなっているのか、確認をさせてください。

【吉原資源循環推進課長】今現在、ここ10年ぐらいは、毎年2,000トンぐらいの海洋ごみの回収を行っているところでございます。

【前田委員】ということは、差し引いて、まだ7,000トン近くのごみが毎年ずっとあるという理解をしていいのかということと、最後に聞きたかったのは、対策推進計画が随分と時間が経つ中で、仮にこの環境というのがなかなか改善されてないということであれば、推進計画の見直しであったり、協議会の開催をもう少し密にやるべきだということを、提案を含めて質問し

たかったんですけれども、時間ですので、総合的にそこに対しての答弁というものをいただきたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】先ほど委員ご質問の2,000トン回収していて、残りの分はどうなっているのかというのがまず1点でございますけれども、その分に関しましては、国の方から日本近隣の諸国に関しまして、発生抑制対策というのを共同でやっていくということで調整をかけてもらうように、県の方から要望しているところでございます。

次に、計画に関しましては、平成22年度に策定しまして、その後改定がなされていないという話でございますけれども、一昨年から、内容について改定の検討を行っておりまして、今年度中に内容を精査して調整したいと考えているところでございます。

あと、協議会も、今年はコロナの関係で開けなかったものですから、書面会議で調整をとったところでございます。

【中村(一)分科会長】ここで換気のため、30分まで休憩します。

— 午前11時21分 休憩 —

— 午前11時30分 再開 —

【中村(一)分科会長】分科会を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】それでは、女性の活躍を推進することについて、お尋ねしたいと思います。

女性が、今、活躍をするということ、その活躍を推進するということは、率直に言って、時代の要請だと思います。時代は、男女共々大いに第一線で活躍してもらいたいと、これが時代の流れであるということは、誰も異論はありませんね。

それで、あらゆる分野で女性が活躍するためには、やはり前提として、女性が結婚されて育児とか家事とか、あるいは介護とか、そういうような一連の必要な流れがあるわけですが、これを、要するに男女共に関わっていくというようなことがとても大事になってくるし、また、その前提がそうでなければ、女性に活躍してほしいと言いましても、育児、家事が、ただ女性の仕事なんだと、こういう意識の中で流れてくれば、いかんともしがたいと思うわけです。

そこで、男女共に育児、家事とか関わっていくんだというようなことのためには、県民の皆様方の意識の変革というか、社会の変革というか、そういうものが当然必要になってくると思います。現時点でそういう意識の高揚とか、社会の変革とか、そういうようなことについて十分県民の皆様方に、あなた方のそういう活動の中において、きちんと熟知されているとか、受け止めていただいているとか、そういうところについてはどのように考えておられますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】昔からの固定的な性別役割分担意識で、「男は仕事、女は家庭」と言われておりますけれども、令和元年度に県民意識調査を行った結果、「その考え方に反対」という方が、長崎県内には45%いらっしゃいました。それに対して、令和元年度の、内閣府の全国調査では反対の方が60%いらっしゃいました。

ということは、本県にはまだまだ固定的性別役割分担意識を持たれている方が多いという状況にあり、広報啓発活動を、これまでずっと努めてまいりましたが、さらにその必要があると認識をしているところでございます。

【小林委員】まず、今申し上げるように、やは

り男女が共に法の趣旨のもとにおいて、第一線で活躍をします。そのための前提は、お互いに共有してやっていかなければいけないと、こういうことですね。

しかしながら、今、45%ぐらいしかないのではないかと、こういうようなことをおっしゃいました。その45%をもっと変えなければ、おっしゃるような女性の社会進出につながっていかないのではなかろうかと、こう思いますけれども、その45%ぐらいで果たしていいのかどうか、この点については、何か難しい問題があるのかよくわかりませんが、どのくらいお互いの意識を高めていこうという努力をされて、どのくらいのパーセンテージであるならばそうやって目的が達成すると、こういうふうなお考えですか、お尋ねします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】本県の現状は、国から約15%、数値的には遅れているため、まずは全国並みの意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】ということは、約60%ぐらいまでにいきたいと。だから、今、45%だとすれば、それを60%に上げたいと、こういうことで国のレベル、国の調査並みにしたいと、こういうことをおっしゃっているわけですね。

じゃ、これから60%にやっていくとする時に、正直言って、女性の活躍というのが時代の要請で、もっともっと促進していかなければいけないと。その点から考えて、60%ぐらいに上げるためにどのような活動等、もちろん、今、こういうパパ検定みたいなものをいただきましたし、その他どういう活動の中で、60%ぐらいで満足をするのか、60%ぐらいで、本当に社会が求めている、時代の要請に応えることができるのかどうか、この辺についてはいかがですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 まずは全国並みの理解度を県民の皆様にしていただけるように働きかけをしてまいります、さらに60%以上の数値を求めて啓発活動を行ってきたいと考えております。

【小林委員】 実は、あなたもご存じのように、総合計画はありますよ。先ほどから総合計画を見ておられますと、ちょうどこの問題が、いわゆる問いかけが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対だと、つまり時代の流れではないと、こういうようなお気持ちのある方が、実は令和2年度の基準値として47.6%と、あなたが45%と言われたけれども、大体同じですよ。そして、目標年は令和7年ですね。つまり、これから5年後ですから。5年後において59.8%、つまりあなたが言われる国並みの60%にしたいということで、5年もかけてやっと60%になるのか。本来、私が何度も言っているように、女性の社会進出は、そうやって時代が求められているとするならば、もっと意識の変革を早い時期に県民の皆様方に植えつけていかなければいかんじゃないかと、それがあなた方のお仕事ではなかろうかと考えるんだけど、その点についてはいかがですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 数値でまず申し上げますと、令和元年度が45%で、令和2年度が、47.6%となっております。

目標値は、令和7年度までに国並みの数値を目標とし、59.8%、約60%ということで記載させていただいておりますけれども、少しでも前倒しで達成し、それ以上を目指すというスタンスで、約60%という数値を令和7年度に設定させていただいております。

【小林委員】 総合計画のもう一つの指標として、20歳から59歳のうち、「家庭生活において男女

が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合」が、まさに昨年令和元年度で42.4%、そして、基準値の令和7年度になってくると、これが47.5%と、わずか5ポイントぐらいしか5年かけて上がらないと。要するに、20歳から59歳の一番の現役のばりばりの方、「家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合」、これが、今言った令和元年度の基準値が42.4%、そして、目標値の令和7年度には47.5%と、わずか5ポイントぐらいしか上がらないと。

この取組についても、何か立ちはだかる問題とか、なかなかご理解をいただけないとか、そのように受け止めていただけないと、そういう風土が長崎県の中にあるとお考えなのかどうか、そこはどうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 この目標値の設定は、これも内閣府の調査を参考にして設定しております。私どもが設定しているのは、「家庭生活において、男女が家事や育児を協力していると思っている人の割合」ですが、国の調査の、「家庭生活における男女の地位の平等感」の数値を参考にさせていただきました。令和元年度に内閣府が行った調査ですが、現時点で比べましても、先ほどと同じく、本県においてはその意識がまだ遅れているというのが現実でありますので、5年後には、内閣府の数値以上を目指すという設定をしております。

それぞれのご家庭の中で家事・育児を平等にやっていただきたいという思いはございますけれども、それぞれの家庭のご事情がございます。本県で作成した「パパ検定シート」、パパ検定の動画を参考にいただき、男性の方が家事や育児をすることの必要性、そして、子育ては期間限定である、そういったことに気づいてい

ただいて、自ら取り組んでいただけるように、啓発をしていこうと思っております。

【中村(一)委員長】 休憩します。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【中村(一)委員長】 分科会を再開します。

【小林委員】 それで、室長、今、内閣府の目標値に合わせたと、こういう形でみんなやっているのかなと思って、ちょっとびっくりするわけだな。あなた方が長崎県の目標値をどう考えるかということで、相当な議論の中で、私は目標値が決まっていると思うんですよ。今言うように、今回も2,000万円ぐらいかけている。5年後に、今からやっていくわけでしょう。

そうしてくれば、内閣府がそこまでとか言うんじゃないくて、長崎県のあらゆる分野において、女性の進出は時代の要請なんだということを考えていけば、長崎県独自の目標を立てなければいけないと。今、部長がいらっしゃいますけれども、この部長は何でもかんでもわかっている。何でもかんでもわかっている中で、部長はこの47.5%の内閣府の、ここであなたは印鑑を押したんですか、どうですか。部長にお尋ねをいたします。

【中村(一)委員長】 休憩します。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時45分 再開 —

【中村(一)委員長】 分科会を再開いたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 内閣府の令和元年度の調査結果を目標値の方に設定させていただいたところであるんですけども、目標値は、設定根拠というものを必ず求められます。独自の調査結果よりも、客観的に判断でき

る調査結果を参考にさせていただいて、それに対して目指す数値を部内で検討して設定をしたところでございます。

【小林委員】 室長、よく頑張っていたいただいていると思うんだけど、何といっても女性の活躍、これを考えると、まず県民の皆様方、我々も含めてこの意識の改革、社会のそういう改革をやっていかなければ、この数字はなかなか上がっていかないし、あなた方がおっしゃる女性の活躍推進につながらないから、ここの点についてもう少し取組を考えてまいりましょうと、こういうような意見を申し上げているつもりです。すから、ぜひご理解をいただいて、またいろいろと、この数値目標は早く到達したら、もっと目標を上げていいわけだから、そういう取組でやっていただくようお願いしたいと思っています。

それから、女性の方の企業進出等々があります。その中で、やはり女性の方々に管理職等々をきちんと任せて、女性が第一線で本当に活躍できるような、そういう背景をつくろうと、こういうようなことでも取り組んでいただいております。

女性の活躍、女性の管理職の状況についてはどういうふうに受け止めておられますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 女性の管理職登用ですが、まず、それを進める前に、係長級の女性を育て、女性活躍の土壌を広げていくことをまず最初に重視いたしました。

統計調査では、県内企業における係長相当職の女性の割合は、統計を始めました平成26年度は、29.2%でございました。それが令和元年度には39.4%、約30%から約40%と、10%ほど上昇しております。これによって、今後管理職に登用される女性の土壌が整ってきたと考えてお

ります。

【小林委員】 これも、今の発言を聞いてみて、例えば調査した時に、平成26年に29%ぐらいだったと。そうすると、我々はやっぱり総合計画の「チェンジ&チャレンジ2025」というようなことで、ちゃんと見ながら、どういう目標で仕事をしていただいているかと、そして、その目標値にきちんと到達していただきたいと、そういうことで県政を推進してもらおうと、こういう願いを込めているんだけど、例えばこの数値目標を見た時に、実は基準値22.9%と、これが平成30年度となっている。あなたの話では、平成26年に調査して29%とおっしゃっているわけよ。ところが、この基準値を見た時に、これが平成30年度、平成26年を超えて平成30年度だと。これが22.9%で、そして目標値の令和7年度が29.9%ということで、平成26年の時の数字が目標値になってしまっているという、この辺のところの理解が、先ほども触れさせてもらいましたが、ちょっと理解ができないんですが、どうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 県の総合計画では女性の係長級以上を数値目標に設定してまいりました。私が先ほど申し上げた数値は、その中でも係長だけを抜き出してお話をさせていただきました。その係長に登用される女性の割合が、今や40%ほどに上がってきているということを先ほど述べさせていただきました。

そして、委員がご指摘されます「チェンジ&チャレンジ2025」では、さらに目標を上げ、今度は課長相当職に占める女性の割合といたしました。管理職として登用される課長相当職の女性をもっともっと増やしていかないと、いろんな意思決定の場に女性がいることが大切になってまいりますので、レベルを上げて課長相当職

に占める女性の割合を設定しております。

【小林委員】 実は、この総合計画を見て、大変意を強くしているのは、管理職の多さ、管理職が最も多いというようなことで、総務省の2017年の統計では、なんと第2位なんです。2位というのは、1番、2番の2番なんです。長崎県の強みの中に、女性の管理職が多いと。今言う総務省の統計で、2017年、それで第2位になっているんです。だから、第2位と言いながら、その管理職というのを係長ぐらいのことを言っているのか、課長ぐらいのことを言っているのか、それ以上のことを言っているのかよくわかりませんが、いずれにしても管理職は第2位と。だから、いろいろな職場において管理職というのはそれなりの役職を持った方だから、そういうところに長崎県の会社は、女性の管理職の任命というか、昇格させるということについては、長崎県の経営者はそういうことについてはしっかり意識を持っていだいているのではないかと、全国第2位です。

ただ、今言うように、2017年の調査で、ここから3～4年の歳月が流れておりますので、この全国第2位が、果たして現時点においてどうなのかと、ここのところもよくわかりませんが、ただ、表に出ている総務省の統計が長崎県の強みとして、女性の管理職は第2位なんだと。そういうところをよく考えて、これからの取組をしっかり、毎回、議会ごとにお会いしますので、お元気で、よろしくお願いします。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。手短かにやりたいと思います。

まず、横長資料23ページの男女共同参画推進費についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど松本委員からもパパ検定のお話がありました。私も、先ほど資料もいただきまして、動画も以前から拝見させていただいております。動画がすごくよくて、あれを見て自分自身も、8か月の娘がいるんですけれども、もっともっと関わらなければいけないなと思いましたし、やはり日々の行動にも変わってくるものがあったなと認識しております。動画が配信されて、まだ3か月ほどですけれども、これは一個すばらしい事例だったなと私自身は思っております。

今後も啓発活動は続けていかなければならないなと思っていますけど、ああいうふう到一个の動画から、こういうふう紙の検定にも落とし込めている部分はあると思うんですけれども、そういった取組というのは、今後もされるご予定があるのでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 男性の家事・育児参画促進ということで、3か年計画で事業を構成しておりまして、1年目は企業の経営者・管理職の理解促進を図るために、「イクボス」に取り組みしました。2年目の今年度は、家庭における男性の意識を変えていただくということで、「パパ検定動画」や「パパ検定シート」を作成しました。3年目は、SNS上でフォトコンテストなどを開催いたしまして、各ご家庭で取り組まれている家事や育児の、優良事例集を作成して、それを県内各地で配布するように考えているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。フォトコンテストの件は、先ほど松本委員の質疑の中でもございました。私としては、長崎県が一ついい、パパ検定の動画をつくっていただいて、すばらしい、誇れる事例が一個できたんじゃないかと思っているので、それを検証することも必要だと思いますし、また、そういうはっとさせ

るような取組というんですかね、動画も含めてだと思いますけど、3年目の計画は今お話をいただきましたけど、また違う形でも取り組んでいただければありがたいなと、これは要望の部分かもしれませんが、お願いいたします。

フォトコンテストの点で、私も日々、SNSで家庭の様子を上げて、少しでも啓発になればなという思いでSNSもさせていただいているんですけれども、子どもをSNS上に上げることに對して、なかなか難しい面もあるのかなと思っています。そこら辺は、県として何か対策というか、そこも含めて考えていらっしゃるのでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 フォトコンテストにおける写真の内容につきましては、それぞれのご家庭のご判断になってくるものということで考えております。

【赤木委員】 わかりました。かなり敏感に考えていらっしゃるご家庭もありますので、気をつけながら県としても判断いただきたいなと思います。もちろん、各家庭のご判断もあると重々承知していますけれども、何か問題が起こるような形がないように取り組んでいただきたいなと思います。

あと一点、次の25ページの新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等事案に対する支援について、お伺いいたします。

一般質問でも取り上げさせていただきました、今の状況についてはお話をいただきました。私はネットパトロールについて、一般質問では、「今まで5件ほど悪質な投稿を確認しております」と答弁いただきました。私が感覚的に、5件というのはものすごく悪質で、個人名が特定されるというものを保存しているということはわかるんですけれども、先ほど前田委員の質疑

にもあったように、もっともっと多くの誹謗中傷があっていると私は感じております。5件ではおさまらない部分があると私自身認識していますので、個人名だけを悪質だと考えないで、例えば施設名でしたり、言葉でしたり、もっともっと多く、幅広く抽出することが必要ではないかと考えているんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】 委員おっしゃいますように、ずっとネットパトロールをやっておりますけれども、その中でも、個人名だけではなくて誹謗中傷ですね、それから流言飛語等の書き込み等を実際に目にしております。

ただ、この目的が、訴訟等の準備をされて、相談者の方から訴訟等の資料として、悪質な画像の投稿を自分で保存してないので、もう消えているのか、そういった形で提供の申し出があった場合に備えて保存するという形にしておりますものですから、そういった分になりますと、やはり個人名が出されて、個人の方に対する非常に強い誹謗中傷であるということを、今、一定の基準として保存しておりますけれど、実際には、委員おっしゃっていましたように、例えば施設の誹謗中傷等、そういったものも実際はございます。

ただ、最近の部分で見えておりますと、各サイトにつきましては、一定、体制的にも制限といえますか、例えば5チャンネルとかいろいろ、Yahoo!知恵袋とかございますけれども、全てのということはなかなか難しいです。一部そういった部分について、今ネットパトロールをやっておりますが、それ以外についてもやはりあっているのかなというのはございますけれども、我々が把握できている分については、今の状況では、前よりも少なくなっているのかなと

いう実感はございます。

【赤木委員】 コロナの感染がおさまってきて、やはりそういう誹謗中傷は少なくなってきていると、私も認識はございますけれども、やはりデジタルタトゥーと申しますか、ずっと残ってしまう部分もありますので、そこは、私としてはもっと厳しく対応してほしいなと思います。

北海道、これは警察なんですけれども、サイバーセキュリティ対策として、誹謗中傷はもちろんだめですし、侮辱罪に問われる可能性があります。かなり強い言葉で啓発活動も行っていきます。今のこの部と、警察が管轄する部というのは分けられていると思いますけれども、そこはぜひとも連携して、強い言葉で啓発活動を行っていただきたいなと思いますので、最後要望させていただいて、終わります。

【中村(一)分科会長】 ここで、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分から再開します。

— 午後 零時 2分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

午前中の深堀委員の答弁に対し訂正がっておりますので、これを許可します。

【吉原資源循環推進課長】 午前中の深堀委員のPCB廃棄物の処分に応じない場合の対応についてはどうかというご質問に対しまして、PCB廃棄物の処理については、PCB特別措置法に基づいて処理をするのですが、高濃度PCB廃棄物については行政代執行まで規定されているものの、低濃度PCB廃物については、法に代執行について規定がありませんでしたので、この答弁の方を訂正させていただきます。

なお、所有者が処理に応じない場合については処理を行うよう、行政からは粘り強く、今後指導していきたいと考えております。よろしくお願いします。

【中村(一)分科会長】 それでは、質疑を続行します。

質疑はありませんか。

【北村副会長】 よろしく願いいたします。

午前中の審査の中で、女性の活躍についていろいろ議論があっていたかと思いますので、それに関連して質疑をさせていただきます。それと、パパ検定についても議論があっておりました。私が一般質問で取り上げた時には、動画の再生回数が10万4,000ぐらいだったかと思いますがけれども、先ほど確認したら、もう12万2,000を超えているんですね。この調子で頑張っていたかと思いますが、よろしくお願いします。

これは新規事業ということで、女性が活躍できる環境づくり事業費の1,767万2,000円のうち、女性にも魅力的な職場環境等の見える化に451万8,000円ということで計上されていると思いますが、女性にも魅力的な職場環境というのは、一体どのようなものを想定しているのか、そして、見える化ということで、これは情報発信をどうやっていくのかというようなことだろうと思いますので、その辺については具体的なお話をお聞かせ願います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 女性にも魅力的な職場環境づくりということで計上させていただきます事業では、具体的には、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の支援を行い、これによって女性が働きやすい環境づくりを進めるものです。

そしてもう一点が、いろんな職種で働いてい

る女性が県内にはたくさんいらっしゃいます。そういった方々をご紹介する経費として計上しております。新聞やタウン誌、そういったツールを使って、様々な女性の方がいろんな仕事で、技術系も含め、活躍されているということを等身大のロールモデルとして、仕事をしながら子育てをいらっしゃっている女性など、手の届かないようなロールモデルの方ではなくて、自分の将来としてイメージしていただけるような方を紹介する経費として計上しているところでございます。

【北村副会長】 わかったようなわからないような答弁だったかと思いますが、先ほど申し上げられていたのは、魅力的な女性像そのものというような捉え方を私は今しまして、新規事業で重点事業のこっちの方には、「女性にも魅力的な職場環境の見える化」というふうに上がっているものですから、県というか所管が、女性にも魅力的な職場環境というのを一体どのようなものだと捉えているのかということについて、私はお尋ねをしたつもりだったので、その辺について追加の説明があれば、お願いいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 女性にも働きやすい職場環境の見える化ということで、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる行動計画の策定が企業には求められているところでございます。行動計画を策定して、自ら積極的に女性活躍に取り組んでいるという企業をご紹介することによって、女性が働きやすい環境が県内では整っているということをお知らせするものです。

その背景には、女性の転出超過がございます。県内に女性が働く職場があるということをご存じなくて、就職活動の際に県外にターゲットを絞っている方がいらっしゃると聞いております。

そういった方々に県内に、女性が活躍できる職場があるということを知っていただくことで、女性の県内定着を促進することが目的の中にあるものでございます。

【北村副会長】わかりました。「くるみん」のことですかね。ではない、そっちの方じゃない。行動計画というものがあるわけですね。わかりました。そういったものをしっかり定めている企業を紹介していくんだというようなお話だったと思います。

これは国が進めていることかと思えますけれども、不妊治療を総理の肝いりでかなりやっていくんだというようなことで報道があっているかと思いますが、いわゆる妊活と言われておりますけれども、そういったことに取り組んでいる、女性が働きやすいような職場環境を整えたところに、たしかインセンティブがあるような施策が、今、ちょうど具体化されようとしておりますので、そういったところもこういう魅力的な職場の一つではないかなと私は思うんですが、そういったところについてはどうお考えですか。魅力的な職場の中に、そういったところに取り組む企業も入れていただければと思うんですが。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】私どもが推進しております女性が働きやすい環境づくり、女性の管理職の登用を進めるとか、あと、採用者の男女比を限りなく同率に持っていくなど、そういったことに取り組む企業を増やしていくというものでございます。

不妊治療を受けられる方は仕事を休んで、治療を受けることに当たり、仕事と治療のバランス、スケジュールなどなかなか思うようにいかないという声はお聞きしております。そういったことに対しては、それぞれの企業において休

暇制度などでの対応になっていくものだと思います。

【北村副会長】わかりました。よくわからないというか、これは人それぞれかもしれませんが、やはり子どもを持ちたいという家庭は必ずあると思うんですね。女性の方もいらっしゃると思います。そういった希望を持ちながら仕事もしたいという女性の方も少なからずいらっしゃると思いますので、そういったところにも配慮をしていただけるような企業を積極的に掘り出していただければと思います。これは要望ということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、女性の未来参画推進事業費326万円ということで計上されて、これも新規事業ですね。その中に、地元商店街等と一緒にあった、女性に選ばれる「わがまち」づくりの取組を支援していくんだというようなことでございます。

まず、地元商店街等と一緒にあったということで、相手があることだろうと思いますが、今、具体的に商店街というのはどことか、何か所とか、そういったところがもう定まっている部分があれば、教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】令和3年度から取り組む事業ですが、1年目はモデル的に実施するということで、島原の方に相談にまいりまして、島原市の商店街の中で2つの商店街に内諾をいただいて、4月以降、取り組むこととして、現在、調整をしているところでございます。

【北村副会長】わかりました。島原でということで、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思うんですが、島原の商店街の皆さんと一緒に、女性に選ばれる「わがまち」づくりということ

で、最初の質問と似たような質問になってしまうんですが、女性に選ばれる「わがまち」というのをどのように考えられているのかということについて、お聞かせ願います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 今回は、そのフィールドを商店街の方に求めているところですよ。お買い物をする方は女性が多いという現状がございます。そういったところから、県内の女子大学生の方に協力をいただきまして、どういったところで購買するというマインドになるのか、また、効果的な広報の啓発はどういうものなのか、例えばSNSを活用した情報発信を商店街の方は期待していらっしゃるんですが、具体的なノウハウを商店街の方が持たないということですので、若い女性の方が魅力的だと感じていらっしゃることを商店街の方に伝えていただいて、そして、それを発信する仕組みづくりも含めたところでまちづくりに主体的に携わっていただき、地元とコラボして進めることによって愛着を深めていただくということを、事業の目的の一つとしております。

学生時代に地元で愛着を持った方々は、卒業した後、Uターンにつながることを期待できるという調査結果もございますので、若い時に地元で愛着を持つ活動を通して、将来的な県内定着、もしくはUターン促進につなげていくことを、目的の一つとしております。

【北村副会長】 わかりました。Uターンにもつながるんじゃないかということで、非常に喜ばしい取組だなと思います。

女子大学生の方々と、女性に選ばれる「わがまち」づくりというのは何なのかということと一緒に考えていって、それを発信しようということですね。ですから、今からつくっていくんだというようなお答えだったかと思います。

島原の商店街と一緒に取り組んでいただける女子大学生ですが、何人ぐらいとか、どこの大学からとか、多分県内かなと思うんですけども、そういったところをお聞かせ願えますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 県内の女子大学生にまずはご協力をいただきたいということを考えており、令和3年度は、活水女子大学、長崎大学の経済学部内に内諾をいただいているところでございます。

【北村副会長】 人数とかそういうのは、まだ決まってないということですかね。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 ゼミやサークルにお話をしております、具体的な人数につきましては、これからになってまいります。地元と深く関わることを期待しておりますので、大人数とはいかないのかなというところでございます。

【北村副会長】 わかりました。非常に大人数でやるよりも、少数精鋭という話もありますし、しっかりとタッグを組んでやっていただきたいなと思いますし、できれば、大学生というのは、島原でやるということであれば、やはり島原出身の学生とかの方がいいのかなと、限定はしませんが、そういった方が行った方がいいのかなというのも、併せてご検討いただければと思います。

あと一点だけ、これも新規事業なんですけど、長崎食育推進事業費に、新規事業重点で873万8,000円計上されております。私も反省しないといかんと思いつつながら、朝食の摂取の頻度の向上ということで、私も今日、食べておりませんが、私もこの事業をしっかり審査して、朝食を食べないといかんと思っているんですが、そういった中で、食育の啓発の県民会議などをやっていくんだというようなことでありま

す。これも大学と連携をしたというようなことでございますので、この事業について、少々詳しいところ、概略お聞かせ願えますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】 今年度873万8,000円ということで計上させていただいておりますが、基本的には、昨年度まで食育推進事業をやっております、その中で、終期がきておりますので、新たに組み直して、今回、873万8,000円計上させていただいているというような形になっております。

その中で、新しい取組といたしましては、横長でしております2つ目のポツであります、大学生の食育向上委員会活動支援や学生ボランティアの育成・活用等と書いておりますけれども、こちらの学生ボランティアの育成・活用等を来年度新たに取り組もうとしているところでございます。

食育啓発につきましては、活動表彰につきまして、ちょうど今週水曜日ぐらいに長崎新聞の方にも載っておりますけれども、作品募集をしまして、絵画とか写真とか標語を募集いたしまして、それを表彰して、6月が食育月間でございますので、そのときに県庁等で展示をしたりとか、こちらも平時であれば講演会等いたしますので、そういうときに展示をするような形で皆さんに見ていただくというような事業をやっております。

また、講演会は、やはり食育ということで、皆さんの食を選択する力をつけるというような形で、それに関する講演会と併せて、県内の伝統食とか文化の継承をしていくために、そういうところの試食をしながら講演会をするというようなことをやっております。

また、大学生の食育向上委員会というところにつきましては、食に結構関心を持っていらっ

しゃいます栄養学部がある大学と、あと、家庭科系がある大学ということで、長崎大学、活水女子大学、県立大学、長崎国際大学の学生さんたちと、先ほど委員がおっしゃいましたように、若い方というのが朝食欠食率が高い状況がございますので、いかにそこを減らしていこうかというような形での取組をしていただいております。

ただ、やはり、この方々は栄養に関しての意識が高い方たちですので、ほかの若い人たちにもっと広がりを持たせないといけないということで、今回、その4大学以外の大学生の方たちにも参加していただくということで、来年度から新たに学生ボランティアの育成と活用で、我々の食育事業に関わっていただくというふうに考えているところでございます。

あと、市町が行う食育推進事業としましては、市町が行っている様々な食育講演会の事業とかにつきまして、国の交付金を活用しながら補助金を交付しているというような事業でございます。

【北村副会長】 よくわかりました。丁寧なご説明、ありがとうございました。

時間がなくなりましたので、これで終わりますが、ちょうど私も、今お預かりしているインターンに來ている学生さんの中に、栄養士を目指しているという学生さんもいらっしゃいますので、先ほどの話もそうですが、若い学生の皆さんと一緒に長崎県政を推進していくようなお話だったろうと思いますので、ぜひ若い視点をしっかり取り入れて、頑張っていただきたいと思います。

終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 二巡目ですので、手短にさせていただきますと思います。

まず最初に、部長、私はこの委員会に来まして、土木部と文化観光国際部と来て、この県民生活環境部におかれましては、やはり知事が地産地消をやっている中で、部としてきちんと地産地消のお茶を出して推進するという姿勢はすばらしいと思います。まずそれを指摘して、質問に移りたいと思います。

まず最初に、実は昼休みに県民の人から連絡がありまして、水環境対策課長、県民の皆さん方からご意見がありました。2件ほど連絡がありまして、やっぱりこれを聞いていたんですね。去年の台風9号・10号であいった断水状況が二度と起こらないように万全の体制をしてもらいたい。緊急事態の非常用の発電機とか、あと、それに代わる水を用意できるような体制を十分とってもらいようにぜひ要望していただきたいということで連絡をいただいておりますので、それを強く要望して、質問に移りたいと思います。

交通・地域安全課長にお尋ねします。

横長資料の28ページに、交通安全母の会育成費で68万2,000円ありますね。昭和53年7月20日に結成された連合会は、21市町にあって302団体、なんと7万4,277人です、令和2年7月末現在ですね。まず、これで間違いはないかどうか、そこだけお答えください。

【永尾交通・地域安全課長】 この母の会の人数に関しては、基本的に小学生、当然、保育園、幼稚園もそうなんですけれども、その保護者の数ということで、市町の方で統計をとっておりまして、その数字を加算した人数になります。

あと、302団体という数字ではありますがけれども、これに関しては、地区の母の会という形

で、これは警察署単位になるんですけれども、大体警察署単位の中に、また、その町の母の会というふうなことで、それを全て含めたところがこの団体数というふうに理解していただければと思います。

【山田(博)委員】 交通・地域安全課長、68万2,000円、私が質問しているのは、21市町で302団体あって7万4,277人の連合会で、これこそほとんどの雀の涙じゃないかと思っているわけです。これは、課長、一生懸命頑張っても財政当局が認めないのか、もともととらなかったのか、どっちだったんですか。

【永尾交通・地域安全課長】 7万4,000人という数なんですけれども、これは、先ほど言ったように、市町の方でその保護者の数を出しているということなんです、実際に活動をされているというのが、母の会連合会の中でいわゆる役員の方、ですから、人数は、実質かなり少ない人数で活動されております。

先ほど言った7万4,000人の中には、自分が母の会の会員になっているということ自体を、大体はご存じなんですけど、自分の子どもがいるからですね。ただ、活動されているかといったら、されてはいないんですよ、実質的には。実質されている数というのは、かなり少ない数です。

この分の、例えば60万円の数なんですけど、この半分は、道路の地面に貼ってあるんですけど、パンダマークのストップマーク、「止まって右左確認しましょう」、この配布分、これがもう半分の30万円ぐらいかかっております。

あとは、三世代交流ということで、いわゆる孫、親、おじいちゃんおばあちゃん、これを各地区で、この年はどこの地区でしましょうというふうな活動をしていて、全て年間でどこもか

しこもしているわけじゃなくて、ある程度どこかの場所という形でやっていると。その分の事業費ということで、その支援をする計算で出しております。

【山田(博)委員】 交通・地域安全課長、今話を聞いて、私は驚きました。21市町で302団体で7万4,277人おって、実際やっているのは、ごくわずかですよ。

そうであれば、これだけの団体が加盟して、さらに認知度を高めて、この活動をどんどんしていただいて、地元の県議会議員の先生方にも、ぜひこの活動を応援してくださいよとプレッシャーをかけるぐらいの活動団体にしていただきたいと思います。もっと言うと、宝の持ち腐れです。絵に描いた団体なんじゃないかと思うんです。

ぜひ、これだけの団体があって、それだけの加盟がいるとなったら、意識を高めていただいて、ここに目的が書いてあるじゃないですか。

「子どもを交通事故から守るために、母親が中心となってやっていく」と。さっきの男女共同参画社会で、こういった積極的にしてくれるように、どんどん支えていくようなことをやりませんかといかと思うんですよ。隣の課長も聞いてましたよ、と私は認識したわけでございます。それで、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。これは激励で言っているんですよ。何か見解がありますか。

【永尾交通・地域安全課長】 基本的に、この母の会というのは、今お話がありましたように、これだけの数があって、確かに活動されてない方というのも実際おられるかもしれませんが、自分の子どもというふうな観点を積極的にアピールして、やはりいろんな活動にどんどん参画していただいて、当課の方もアピールしてい

たいと考えております。

【山田(博)委員】 続きまして、横長資料の34ページにカネミ油症の被害者対策として、いろいろと予算が使われておりますが、実態調査事業ということで9,600万円余りきていますけれども、生活衛生課長、私はあるカネミ油症の患者から、大変悲痛な叫びを聞きました。これはやはり県もそうですけど、国の人たちの協力がないといけないわけですね。その中で、某国会議員の先生が、このカネミ油症の支援をお願いしたいと言ったら、「あなたたちは内科の先生に外科を診てもらうようなものだから来るなど、こういうふうなことを言われて失望しました」と。「それで、行政もそういうふうな見方があるんですか」とか、悲しい連絡をいただいております。生活衛生課長、そういうことは全くありませんよね。それをきちんとして明言していただだけませんか。これはぜひ質問していただきたいと要望があったものですから、よろしくをお願いします。

【嘉村生活衛生課長】 県としてはそういった認識は全く持っておりません。

法の枠組みの中ではありますが、被害者の方に寄り添って対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ありがとうございます。それを帰ってから伝えますからね、本当にありがとうございます。その気持ちを引き続き持っていただきたい。

最後に、横長資料の35ページの貸金対策指導費とありますね。これは、一昨年ですかね、私の地元でも貸金で逮捕された人がいらっしたんですが、実際、今、許可件数は幾らあって、年間立ち入り検査はどれぐらいやられているかというのをお尋ねしたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】こちら当課が所管しております貸金業登録といいますと、知事登録、県内にある貸金業についてですが、こちらは14社ございます。

そちらにつきまして、14社、毎年検査の方に行っておるような状況でございます。

【山田(博)委員】14社というのは、毎年入って、それでこの中には、反社会的勢力の方は、もちろん入っていませんよね。それだけ確認させてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員おっしゃいますように、まず貸金業法でそういう方々は条件として外れておりますので、入っておりません。

【山田(博)委員】それでは、後日、担当課長と状況を確認して、いろいろとまた質問させていただきたいと思います。

ほかの委員の皆さんの質問もありますので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号議案のうち関係部分、第16号議案、第78号議案のうち関係部分及び第91号議案については、原案のとおり、可決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案と議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】環境生活建設委員会関係議案説明資料の県民生活環境部をお開きください、

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」、第28号議案「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」、第29号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例」、第61号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第69号議案「第4次長崎県環境基本計画について」、第70号議案「第4次長崎県男女共同参画基本計画について」の7件であります。

第22号議案のうち関係部分につきましては、食品衛生法及び特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、移譲事務の根拠条項等について所要の改正をしようとするものであります。

第27号議案につきましては、特定非営利活動促進法等の一部改正による条ずれ等に対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

第28号議案につきましては、厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の改正に

に伴い、浴場の混浴制限年齢が見直されたため、施設の衛生等の措置基準について所要の改正をしようとするものであります。

2ページをお開きください。

第29号議案につきましては、食品衛生法の改正により、業種ごとに県が条例で規定する施設基準について、改定する必要があることなどから、所要の改正をしようとするものであります。

第61号議案につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び自然公園内県営公園施設条例第5条の規定により、金泉寺山小屋及び野営施設の指定管理者として、多良岳金泉寺山小屋の会を指定しようとするものであります。

計画議案についてご説明いたします。

第69号議案につきましては、「第4次長崎県環境基本計画について」、長崎県環境基本条例第9条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

第70号議案につきましては、「第4次長崎県男女共同参画基本計画について」、長崎県男女共同参画推進条例第7条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしておりますのは、3ページから順に、男性の家事育児等参画促進事業について、新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口への相談状況について。

4ページをご覧ください。交通安全対策の推進について、令和3年経済センサス-活動調査の実施について、移動理由調査事業について、地球温暖化対策の推進について。

6ページをご覧ください。PCB廃棄物の適正処理の推進について、国立公園雲仙の活性化

に向けた取組について、各種計画の策定について。

8ページをご覧ください。長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定についてであり、内容は記載のとおりであります。

なお、各種計画の策定につきましては、補足説明資料により、関係各課室長からご説明いたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】 それでは、第69号議案「第4次長崎県環境基本計画について」、計画案についてご説明をさせていただきます。

資料は、お配りしております補足説明資料の4でございます。そちらの方をご覧ください。

本計画の策定の趣旨でございますが、現行計画の流れを継承しつつも、現行計画の策定後に生じた社会経済情勢の変化や地球環境の危機的な状況に対応しながら、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsの考え方も踏まえた本県の環境政策の大きな方向性を示すことを目的として策定するものでございます。

次に、計画の役割でございますが、本計画は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の環境分野の基本的な計画であり、本県の環境行政のマスタープランとして、県民の皆様や事業者、市町などの各主体の取組の指針となるものでございます。

本計画は、4つの柱を設定しておりますが、柱ごとに関連する個別の計画とビジョンを共有

しながら、目指すべき将来の環境像を実現することといたしております。

計画期間につきましては、総合計画と整合をとって、10年先を見据えた、今後5年間で取り組むべき施策の方向を示すこととし、令和3年度を始期とした令和7年度までの期間としております。

次に、計画の目標でございますが、本県が目指すべき環境像を、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めております。これは、長崎県環境基本条例に掲げる3つの基本理念である、①健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承、②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくり、③地球環境保全の推進、この3つを考慮しながら、本県が目指すべき環境の方向性を表したものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

目指すべき環境像の実現に向けて、横断的かつ総合的に関係する施策を進めるために、4つの分野に分けて、それぞれ基本目標ⅠからⅣを掲げております。

環境問題は、その解決に長期間を要することから、基本的にそれぞれの基本目標は、現行計画を継承することとしておりますが、地球温暖化対策に関連する基本目標Ⅰにつきましては、去る10月26日の衆議院・参議院本会議の菅総理の所信表明演説におきまして、2050年の脱炭素社会の実現に向けた宣言が行われたことを受けて、現行計画の「低炭素社会づくり」から「脱炭素社会づくり」に変更しております。

次に、3ページをご覧ください。

本県の課題等につきまして、柱ごとにポイントをご説明いたします。

まず、基本目標Ⅰでございますが、脱炭素社

会づくりにおきましては、気候変動に伴う災害の頻発・激甚化や農林水産業などへの影響を緩和し、変化に適応するため、県内産業の状況や人口動態を踏まえたエネルギー消費量を推定し、適切な削減目標を設定する必要があります。

それから、基本目標Ⅱでございます。人と自然が共生する地域づくりにおきましては、生物多様性を保全するとともに、自然公園利用者の多様なニーズに対応していく必要があります。

それから、基本目標Ⅲ、循環型社会づくりにおきましては、海洋プラスチック問題や食品ロスの問題にしっかりと向き合い、廃棄物排出量の削減とリサイクルをさらに推進する必要があります。

4ページに入りまして、基本目標Ⅳ、安全・安心で快適な環境づくりにおきましては、大村湾や諫早湾干拓調整池など閉鎖性海域の水質改善といった、本県特有の地域課題への対応が引き続き必要でございます。

次に、5ページをご覧ください。

先ほど申し上げました、目指すべき環境像及び基本目標を達成するための主な施策の方向性と、それに沿った事業群を示した施策体系をお示ししております。案の中では、総合計画の体系図と、見開きにして左右で関連がわかるように記載をしております。

主な点を説明いたしますと、まず、地球温暖化による気候変動や海洋プラスチックの問題など地球規模の課題への対応といたしまして、基本目標Ⅰ、脱炭素社会づくりの地球温暖化対策の推進におきまして、温室効果ガス排出量のさらなる削減、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むとともに、気候変動適応策の普及促進において、気温上昇、豪雨や海面水位の上昇など、今後、数十年は避けられない地球温暖化に

よる影響の軽減に取り組む、いわゆる緩和策と適応策を車の両輪として進めることとしております。

次に、海洋プラスチック問題につきましては、基本目標Ⅲの循環型社会づくりのプラスチックごみ対策の推進におきまして、海岸漂着ごみの回収に加え、プラスチックごみの発生抑制、また、廃棄物の4Rの推進の中で、食品ロス問題にも取り組むこととしております。

一方、本県の地域特性に応じた対策といたしましては、基本目標Ⅱの人と自然が共生する地域づくりの施策の方向性、自然の恵みがもたらす地域資源の活用におきまして、国立公園をはじめとした本県の優れた地域資源を活用し、交流の拡大につなげる取組を促進することとし、基本目標Ⅳ、安全・安心で快適な環境づくりでは、水環境の保全として、本県の地域課題である大村湾・諫早湾干拓調整池の水質の改善や島原半島の地下水の保全を図ることを掲げております。

そして、これらの取組を実効性のあるものにしていくためには、環境保全のための共通取組といたしまして、環境保全の重要性に対する県民の皆様の認識を深めていただくための環境教育の充実や多様な主体による連携・協働に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、計画案の概要でございます。

これまで、11月定例会の環境生活建設委員会におきまして説明をさせていただき、ご意見をいただくとともに、パブリックコメントや市町からの意見を踏まえ、環境審議会で審議を行い、去る1月15日に答申を受け、案として策定したもので、今議会に議案として上程させていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 第70号議案「第4次長崎県男女共同参画基本計画（案）について」、ご説明いたします。

補足説明資料5の「第4次長崎県男女共同参画基本計画（案）概要」をご覧ください。

まず、計画の策定の趣旨ですが、国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」や、昨年度県が実施いたしました県民意識調査を踏まえ、本県における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、第4次の基本計画を策定するものでございます。

次に、計画の性格と役割ですが、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「長崎県男女共同参画推進条例」第7条に基づく、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、女性活躍推進法第6条の女性の職業生活における活躍の推進に関する県の計画も兼ねております。

また、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の個別計画として、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「長崎県子育て条例行動計画」と整合性を図り策定しております。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

2ページをご覧ください。

計画の基本理念ですが、「長崎県男女共同参

画推進条例」の5つの基本理念に基づき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会づくり、女性活躍推進法の3つの基本原則に基づき、女性が自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指すものです。

次に、SDGsについて、5のジェンダー平等やすべての女性及び女児の能力強化は、本計画の施策の方向にも重なっており、本計画の推進が、SDGsの推進にもつながるものと考えております。

次に、本県における現状・課題として、5つの項目で整理しております。

（1）つ目は、人口減少社会の本格化、少子高齢化の進行です。（2）つ目は、人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革です。（3）つ目は、法律・制度の整備と女性の意思決定過程への参画拡大です。（4）つ目は、女性に対する暴力根絶と貧困等生活上の困難に対する支援でございます。（5）つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大・頻発する大規模災害でございます。

このような現状や課題、現計画の達成状況などから、今後取り組むべき施策の視点として、

（1）無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識、（2）多様性の視点、（3）女性の人材育成と女性が参画しやすい環境づくり、（4）様々な不安の解消、（5）トップ層の意識改革を挙げており、具体的な施策に生かしております。

これらを踏まえ、4ページに施策の体系を記載しておりますが、基本目標に、「Ⅰ. あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ. 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり」、「Ⅲ. 安全・安心な暮らしの実現、Ⅳ. 推進体制の整備・強化」を掲げ、12の政策目標

のもとに具体的な施策を展開していきたいと考えております。

まず、「基本目標Ⅰ. あらゆる分野における女性の参画拡大」については、審議会等委員への女性の参画促進や、県における管理職等への女性の登用推進など、政策・方針決定過程への参画拡大、地域社会における男女共同参画の推進、女性の再就職支援などの施策を盛り込んでおります。

「基本目標Ⅱ. 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり」につきましては、経営者・管理職の意識改革や女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進など、雇用の場における男女共同参画の推進と生活の調和、子育て支援や介護支援の充実などの施策を盛り込んでおります。

「基本目標Ⅲ. 安全・安心な暮らしの実現」につきましては、女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進や配偶者等からの暴力への対策の推進など、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、防災・復興における男女共同参画の推進などの取組を行うこととしております。

「基本目標Ⅳ. 推進体制の整備・強化」では、この計画の多岐にわたる具体的な取組を着実に展開するために、県、市町における推進体制の整備・充実と、官民一体になった推進体制の充実を図りながら施策を推進していくこととしております。

3ページにお戻りください。

計画策定の経過ですが、昨年度は県民意識調査を実施し、今年度は、外部有識者からなる県男女共同参画審議会にて3回ご審議いただき、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。また、11月定例会県議会で計画

素案をご説明いたしました。このような経過で策定した計画案を、本定例会県議会に議案として上程しております。

以上で、第4次長崎県男女共同参画基本計画（案）についての説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【嘉村生活衛生課長】 第28号議案「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（案）」につきまして、ご説明いたします。

補足説明資料1をご覧ください。

まず、改正の趣旨と内容につきまして。公衆浴場の衛生及び風紀に関しましては、公衆浴場法において、営業者が必要な措置を講じることとされておりまして、その措置の基準につきましては、都道府県が条例で定めることとされております。

本県でも、厚生労働省が示す「公衆浴場における衛生等管理要領」に沿って、条例に規定しているところでございます。

女兒が男湯で盗撮の被害に遭う事件や、親が嫌がる子どもを無理やり異性の浴場に入浴させる事案の発生などから、公衆浴場の事業者等から、現行の混浴禁止年齢のあり方について問題提起がなされ、研究事業の結果やパブリックコメントでの意見を踏まえ、厚生労働省は、令和2年12月10日、公衆浴場における衛生管理要領の中で示す、男女の混浴制限年齢の目安について、これまで「おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと」との規定をしておりましたが、この年齢を「7歳以上」と見直しを行いました。

これを受けまして、本県においても、条例で定める混浴制限年齢について同様とするため、

所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公衆浴場営業者及び利用者に対する周知のための期間を設けるため、令和3年7月1日としております。

続きまして、補足説明資料2をご覧ください。

第29号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明いたします。

まず、改正の趣旨につきまして、食品衛生法におきましては、都道府県は政令で定める営業の施設について、条例で必要な基準を定めなければならないこと、また、営業を営もうとする者は、基準に適合する施設において都道府県知事の許可を受けなければならないことが規定されております。

平成30年6月13日の食品衛生法の改正に伴い、現在、政令で定められている34の許可対象業種が、統合、廃止及び新設により32業種に再編されるとともに、許可対象以外の業種については届出の対象となりました。

また、都道府県が条例で定めている営業許可の要件となる、業種ごとの営業施設の基準については、厚生労働省令で示す基準を参酌しなければならないということになりました。

このことを受けまして、長崎県食品衛生法に関する条例について、所要の改正を行う必要が生じたものであります。

本条例の改正内容といたしましては、3つございまして、まず、（1）許可対象業種が再編されたことを受けて、厚生労働省令で示す基準を参酌した上で、新たな許可業種ごとに施設基準を規定し直すこと。

次に、（2）現行条例で許可の対象と規定している魚介類加工業、無店舗魚介類販売業の2業種が、おのおの政令で規定される許可または

届出業種となることから、関連条項を削除すること。

そして、（3）現在、条例で定めております手数料につきまして、新たな許可業種での許可申請手数料を規定し直すことでございます。

施行期日は、政省令の施行日と同じ令和3年6月1日としております。

同じページの下の段をご覧ください。

第22号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明いたします。

本条例の改正は、先ほどご説明しました、長崎県食品衛生に関する条例で定める許可業種、2業種でございますが、関連条項を削除することに伴い、長崎県の事務処理の特例に関する条例の関連部分について削除するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【中村(一)委員長】 次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【石川自然環境課長】 続きまして、第61号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

お手元の補足説明資料3をご覧ください。

本議案は、多良岳県立自然公園内に設置しております、金泉寺山小屋及び野営施設の指定管理者の指定についてでございます。

この施設でございますが、昭和47年に登山者の利便性の向上を目的に設置したものでございまして、登山者への宿泊・休憩場所の提供、多良岳の自然や登山道の情報提供などを行っております。

指定管理の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

また、昨年11月の定例会において、3年間で

限度額を133万8,000円とする債務負担を決議いただいております。

選定の経緯でございますが、昨年の11月から12月にかけて公募を行ったところ、多良岳金泉寺山小屋の会、1団体から応募がございました。その後の12月22日に選定委員会を開催いたしまして、審査の上で、同団体を指定管理者の候補者として選定しております。

2ページ目をご覧ください。

選定理由でございますが、山小屋の管理運営に必要な経歴や能力を持つ人員を確保しており、公平かつ適正な管理運営が見込まれること。情報発信やイベントの開催などを通じて山小屋の活性化が期待できることとなっております。

指定管理者が行う主な業務及び施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、第70号議案「第4次長崎県男女共同参画基本計画（案）」について、質問をいたします。

先ほど説明がございました。この計画は、男女共同参画社会基本法及び長崎県男女共同参画推進条例に基づき策定をしておるものでございます。第4次ということでございまして、平成14年からこれまで、第1次から第3次まで取り組んでこられました。

そこで、まず第一に、これまでの1次から3次まで、平成14年から取り組んでこられた総括として、これまでの計画を実行する中での成果、また、その中でこれまでの課題について、お尋ねをいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 平成14

年度に第1次計画を策定いたしまして、18年間にわたり様々な視点からの取組を進めてきた結果、本県の男女共同参画社会の実現は着実に歩みを進めていると考えております。

どのようにそう判断したかと申し上げますと、これまでの取組の成果として、代表的な2つの指標から検証いたしました。まず、県の審議会委員への女性の登用率ですが、平成14年当時は18.6%でしたが、令和2年4月1日には37.3%と飛躍的に伸び、令和3年4月1日の目標である40%に近づきつつあるという状況にございます。

また、県内の事業所における係長以上に占める女性の割合ですが、統計調査開始時の平成25年当時は23.9%でしたが、令和元年度は29.6%になりました。令和2年の目標30%に近づきつつあるという状況にございます。

本県におきましても社会的、経済的な男女間の格差が現実存在いたしますので、実質的な機会均等を実現するということを目的として、女性に対し参画する機会を積極的に提供する暫定的な措置、ポジティブアクションと呼ばれておりますけれども、この措置を行うことで一定進んできておりますが、男女共同参画社会への実現への道のりはまだまだでございます。

このため、あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、引き続き積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、1次から3次で見てきた課題ですが、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで県では様々な取組を行ってまいりました。また、国におきましては様々な制度の見直しや取組がなされてきましたが、いまだに「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が残っており、社会の中で女性が活躍しにくい環

境があると感じております。

このため、これまでの意識を変えていく必要があることから、誰もが持っている「男だから、女だから」といった無意識の思い込みがあることに気づいていただくように、さらなる意識啓発を進めていきたいと考えております。

【松本委員】 これまで18年間取り組んだ結果、数字的には上がっている部分があります。もちろん国の法律に基づいて、県も具体的に取り組んでいただいていることの結果は評価をいたしますが、その中の課題というところで、この資料の中にも、今後取り組むべき施策の視点の一番に、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識というのがございます。

委員の皆様にも、資料をまたお配りしたいんですけど、よろしいでしょうか。

この「アンコンシャス・バイアス」という言葉、そちらの部署で冊子をつくっておられます。私もこれを見て、なるほどと思いました。冊子を広げてみると、今、室長がおっしゃったように、無意識の中、意図をせずともどうしても潜在的に、「男はこう」、「女はこう」という意識がどうしても入ってしまう。だから、別に意図的にしているわけではないけれども、思い込みというものが入ってしまう。そういう誤解を生じることが、社会の中で出ているのではないかと。

ですから、やはり制度もそうなんですけれども、先ほどの男性の家事・育児もそうなんですけれども、社会の意識というのを多くの方々に変えていただくというか、持っていただく、そういったことをいかに、これも伝えていくかということが大事だと思います。

ただ、これも、先ほどの午前中の男性の家事・育児と同様で、どう伝えていくのかということこ

ろが重要になっていきます。今後取り組むべき施策の視点の第1位にこのアンコンシャス・バイアスを入れてらっしゃるということは、これに対して、では、具体的に何をされるのか、お尋ねをいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 この無意識の思い込みに気づいていただくということが、男女共同参画に向けての第一歩だと私は思っております。

県の方では、これまでも積極的に広報をしてまいりましたが、やはり県からの発信だけでは、限界がございますので、県内各地に男女共同参画推進員を配置いたしまして、その推進員の方々が男女共同参画の啓発を、それぞれの方の生活圏内で、例えば銀行や郵便局や病院などに、冊子などを配布し啓発していただくことで、面的な広がりを持つ啓発を行っております。

【松本委員】 やはり今おっしゃったように、これは草の根の活動がすごく大事だと思います。地域に推進員がいらっしゃるということですから、これをつくって終わりじゃなくて、推進員の方々に、これをやはり地域で広げていただく取組、そして、企業、団体、またそういったところにも理解していただく働きかけが、恐らく第4次なのかなと思いますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

たまたま昨日ニュースで「国際女性デー」があって、特集がたくさん出ておりました中で、ジェンダーギャップの対応が世界一のアイスランドの特集が出ておりました。この国は、女性の就業が85%で、父親の育休が74%、日本はわずか5%に対して、大幅に対応していることで、もう10年以上世界一になっていると。ここの特集をやっている中で、そのアイスランドでさえも、実は何十年か前には、男女の賃金格差でス

トライキが起きて、大変な国としての問題として取り上げて、そして、社会全体でこれを変えていった、制度も変えていった。結果的には世界1位になったという実例をニュースで拝見しました。

そういった取組が、今の私たちのこの計画に求められていると思いますし、これはやはり行政だけでできるものではないです。意識でございますから。そこをしっかりと社会に対して理解していただくための、これはあくまでもスタートでございますので、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 今の基本計画について、関連してお尋ねします。

この計画の中に、人口減少社会の本格化、少子高齢化の進行と、こういうようなことの中で、いわゆる女性の転出超過が大きな課題になっています。

まず、転出超過がどういう実態の中にあるのかということをご存じでしょうか。まず、その点についてお尋ねします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 近年は若者、特に女性の人口流出が顕著でありまして、女性の転出超過の約4割は20歳から24歳までの若年の方になっております。

【小林委員】 基本計画ですから、まず、女性が社会に進出をして、あらゆる活躍をしていただきたいと。午前中にも申し上げたように、時代の要請であると、これはしっかり受け止めてやっていかなくちゃいかんと。

他方、本県の問題は、人口減少の大変な状態の中にある、しかも少子高齢化がどんどん進んでおります。そういう状況の中で女性が、長崎県の人口動態を見ましても、転出超過が著しい

状態になっているわけです。長崎県の人口動態のこの5～6年の数字を見ておりましたが、毎年、女性だけで1万3,000人県外に流出をしているわけでありまして。もちろん1万3,000人の中で転入が約1万人ぐらいて、こういう状態にもあるわけですが、何と言っても1万3,000人出ておるわけです。これはずっと、データを見ましても、5～6年間は全部そうなっているわけです。恐らく、これからも同じ数字ぐらいて推移をしていくんじゃないかと思われまして。

そこで、こういう状態を、1万3,000人で流出している状態を、我々は人口減少という立場から考えてみても、どうしても歯止めをかけなければならない。長崎県にとどまっていたら、そして、あらゆる分野で活躍をしていただきたいと、これが本当の我々の願いではないかと思えます。

そういう点から考えてみて、1万3,000人も流出していると、転出超過をどのように受け止めておられるか、お尋ねしたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性が転出する理由として考えられることは、様々ございますが、統計データでは、進学より就職の際に県外へ出ていく傾向が強いといった状況がわかっております。

【小林委員】私が質問すると、あなたはあまり答えなくて、ほかの時はべらべらしゃべっているけれども、何か相性がよくないですかね。

そういうことで、1万3,000人という大きな数字でしょうが。これをやっぱり女性活躍を推進する責任者として、ここを避けて通るという議論は、正直に言ってあり得ないわけだよ。この辺のところは、もう少しきちんと基本計画の中に、現状をしっかり認識し、どういう対策を打っていくかと、問題点としてどういうふうにか

れから長崎県にマイナスが生じてくるかと、こんなようなことははっきり謳っていただかないと、基本計画は宙に浮いてしまう。

ただそうやって社会に出る、しっかり活躍をしていただきたいと願うという裏腹には、やっぱり長崎県の中にとどまっていたら、そして、活躍をしてもらいたいと。こういうような形の中で、働きやすい環境というのをつくってまいりましょうと。では、具体的に、働きやすい環境をつくるためには、経営者の皆さん方にも協力をいただかなければいけないし、また、ご主人、あるいは男女ともに育児・家事とか、そういう役割分担もはっきりしていかなければいけないんだと、こういうようなことを、やっぱり私は、おたくの活動の中に、しかも基本計画の中にしっかり入れていただかないと、現実の問題が、一番大事な問題が、実は言葉の1行、2行だけで何か浮いてしまっていると、これは正直言って残念なんです。

それから、室長、もう一つの問題は、今、長崎県はUターンとか、Iターンとか、あるいは移住とか、そういうところに力を入れております。それで、ただ、はっきり分析をしてみたら、戻ってくるというか、Uターンとか、女性の方々が一回出てしまったら、なかなかお戻りにならないと。そのお戻りにならないという背景をどういうふうにあなた方は分析をされているかということ、こういうこともデータを見ながらしっかり分析をしていただかなきゃいかんと思いますけれども、その辺のご認識はいかがですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性の方が一旦県を出まして他県で就職されて、その後、長崎県になかなか戻られていないという状況であります。

そういった背景の一つの理由として考えられるのが、地元には固定的な性別役割分担意識が根強く残っているところが、一つの大きな要因ではなかろうかと私は考えております。

このため、女性のUターンを促進するに当たっても、女性の県内定着を促進するに当たっても、この「男は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識をまずは解消していく、これが一番求められていることではないかと考えております。

【小林委員】 室長、今のお答えで、私は十分だと思います。

なぜ女性の方々が県外にお出になってなかなか帰って来ないのかと、その分析をずっと調べてみますと、やっぱり長崎県の風土です。男と女の役割が固定観念の中にあってしまって、なかなかそこが抜けないというような形で、それこそそういう意識を変えていく、そういう意識を取っ払ってしまうという役割にあなた方の活動があるんじゃないかと思いますが、なかなか長崎県の置かれている風土、特に人のうわさ話とか、とにかく周りのことが気になってしょうがないとか、人の悪口ばかり言っているとか、そんなような形がとても嫌だと。例えば仮に都会に行けば、自己主張もできるし、どんな出で立ちをしようとも、人様にご迷惑をかけないという一つの法令を遵守すれば、ある程度自分の人生を謳歌できると。大分気持ちを込めて東京に行って、いつまで東京で過ごすことができるだろうかと、こう思ったら、慣れてしまったら最後、やっぱりこの醍醐味は、地方に帰って来たくない、こういうような形になってしまうと、ここのところが一番の問題なんだと思います。

ですから、今みたいなそういう考え方でしっ

かりと、女性の問題を語る時に、社会で活躍するという一方と、やっぱり長崎県のそういう人口流出の中で、女性の方の流出がかなり大きなウェイトになっている。しかも、県外に行かれてなかなか帰っておみえにならないと。そうすると、これは子どもを生むとか生まないというのは、誰でも自分の自由でありますけれども、特に今から結婚、出産というものに、これまで巡り合いの事業もいろいろやりながら、子どもを生みやすいような環境、しかも、生んでも仕事ができるような環境、いろんな形でやっているところです。

ですから、例えば20歳から39歳、40歳ぐらいまでのそういうご年令の方が流出して、なかなかいない、帰っておみえにならない。こういうような状況も、長崎県にとっては、人口減少の視点から考えても、とても大変なことになっているわけです。

ですから、そういう点を考えながら、しっかり基本計画の中にそういうことも盛り込んでいただき、そして、今の現状認識を室長には、危機感を込めてしっかり訴えていただきたい。今、誰がいろいろ訴えるよりも、あなたがしっかり訴えてもらうのが、多くの方々に共鳴を呼ぶわけです。あなたはその責任者ですよ。そういう意識の中でしっかり頑張ってくださいようお願いして、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 さっき予算のところで確認すればよかったんですけども、この男女共同参画基本計画の、本計画の中の50ページに、計画の進捗を図るための指標というのがあって、おおむね令和7年に向けての目標値が掲げてあるわけですが、所管が男女共同参画・女性活躍推進室ということを含めて確認しますけれども、1-6

のウーマンズジョブほっとステーションの利用者のうち、就業・起業した人の割合を、平成30年49.1%から81.3%にしたいということになっていますが、直近の数字がどうなっているかということと、併せて、所管ですから、この課題の認識だけ、この際確認をしておきたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 このウーマンズジョブほっとステーションの利用者のうち、就業・起業した人の割合の直近の数値が、平成30年度の49.1%でございます。

令和7年度に81.3%を目標値としておりますが、この考え方の根拠は、女性は出産したら一旦職を離れ、そして育児が終了したら、再就職されるという傾向が見られることから、女性の労働力をグラフに描くと、M字カーブとなっております。そのM字カーブの両方の頂点に近づくため、そのへこみのところを少しでも上げようとするものです。令和7年度には、女性が離職することなく、希望される女性の方はそのまま就業を継続できることを目指し、この目標を定めたところでございます。

【前田委員】 この上で、令和3年度、新年度の事業予算として1,316万2,000円組まれています。その中で、今言ったような課題をクリアするための事業の内容の充実というのは、何かなされているんですが。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 このウーマンズジョブほっとステーションは、長崎市に設置をしております。来所しての相談がメインにはなりますが、県内全域の方がご利用できるように、オンラインでの相談や電話相談も行い、県下全域から相談できるようにしております。

令和3年度からの新たな取組といたしましては、ウーマンズジョブほっとステーションでは

セミナーも行っておりますが、そのセミナーを希望される方には、オンラインで受講できるような環境を整えて発信するようにしているところでございます。県下全域からの相談が可能で、し、セミナーの受講も可能という環境を整えております。

【前田委員】 相談の数を増やすというか、長崎市内に窓口を設置しているから、例えば県北とか、島原半島とか、離島の方とかはなかなか来所してというのは難しいから、オンラインにしましたというのは、コロナ禍でもありますし評価されると思います。

ただ、この目標は、そうやってほっとステーションを利用した人の就業・起業した人の割合を上げるということですね。その方策としては、じゃ、さっき言ったようなセミナー等の内容を充実させていくという理解をしていいんでしょうか。

あまり深くやることはないので、新年度期待したいと思いますが、数字が大きく離れていますので、また、この81.3%というのは、先ほど室長がおっしゃったような根拠立てをしているんだったら、令和7年と言わず1年でも前倒して目標値に達してほしいという思いがありましたので、少し確認をさせてもらいましたので、新年度に期待したいと思います。

最後に一点だけ、この指標の一番下の男女共同参画基本計画策定が21市町中18市町となっていますけれども、こういう情勢の中で、基礎自治体の中で、まだ基本計画が策定できてないというところがあるとするならば、そこは県から強く助言をしながら策定をさせるべきだと思うし、そのことが県下全域での意識高揚も含めて図れると思うんですが、このことに対しては、今はどんな認識をされておられるんですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 現在、市町におきまして、この基本計画を策定していない自治体が3自治体ございます。1自治体は、今年度中に策定をするということで準備を進めております。もう1自治体は、策定に向けて本格的に検討に入っております。残る1自治体が、まだ策定の検討をしていないということでございますので、こちらにつきましては、県の方からも強く働きかけをいたしまして、少しでも早く全市町策定できるように注力をしていきたいと考えております。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、第70号議案の第4次長崎県男女共同参画基本計画について、お尋ねしたいと思います。

私も聞きたかったんですが、まだ検討すら入っていない市というのはどこですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 川棚町でございます。

【山田(博)委員】 そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

本来であれば、長崎県の第4次ですね、こういうふうな状況の中におきながら、いまだにしないということは、やっぱり各市とか町で温度差があると。残りの2市町は検討すると言っていましたけれども、この際だからというか、そこはどちらなんですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 今年度3月までに策定をするようにしておりますのが、東彼杵町でございます。策定に向けて前向きに検討しておりますのが、小値賀町でございます。

【山田(博)委員】 いずれにしても、今回、県は第4次ですから、いろいろと温度差があって大変だと思うんですけども、ぜひ頑張っていたきたいなと思っております。

これは、県議会でもいろいろとご指摘をいただいて速やかにしていただきたいということを、再度伝えていただきたいと思いますというわけでございます。

それで、この計画において、実際予算的にどういうふうに確保されているのか、また、来年度も、今後5年間、間違いなくこの計画が推進できるように、ある程度の予算なりを確保できているのかどうかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 この計画は、当室だけで進めるものではなく、庁内の部局横断的に総合的に推進していくものでございますので、それぞれの所管課で予算を計上しているところでございます。

当室におきましては、中心になって進めていく立場として、1,300万円計上させていただいております。

【山田(博)委員】 室長、各課でいろいろと予算とかありますけれども、これはつくる時に、財政当局としっかり話しされていますよね。財政当局も、第4次をする時に、ある程度の予算の確保というのは認めてもらっているのかももらっていないのか、認めてもらっていないといったら、これは大きな問題ですから、そこをきちんと明確にしていきたいと思います。

今回、午前中から今までこの計画に対して、委員の皆さん方も関心があって、関心があるというのは、裏打ちをすると、予算的に大丈夫かというのに関心があるわけですから、そこを、激励を込めて質問しているわけですよ。激励を込めてですね、誤解せんでくださいよ。何か、私は若干声が大きいからといって、あなたを責めているんじゃないんですよ。激励しているんですから、ぜひですね。どうぞ。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】先ほども申し上げましたように、分野横断的に進めていくものでございますので、そこも財政当局にご理解をいただきながら、総合的に進めて、実行力のある計画として、実りあるものとしていきますように、注力をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 続きまして、第4次長崎県環境基本計画は、予算的にはどういうふうに確保できているのか、財政当局とどういった議論をされているのかというのを、全般的な展開を聞かせていただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】 第4次環境基本計画の実行にかかる予算の措置でございますけれども、今回、環境分野の基本的な、総合的な計画を定めたということで、その実行に当たりましては、それぞれの具体的な柱を実現する、また実行計画というのがございまして、そういった実行計画の中で具体的な事業を進めていくという形になっております。

そういった指針を計画及び実行計画で示しているところでございますので、予算の措置につきましては、各年度の予算を計上する中で、財政課の方とも議論をしながら計上をしていくという形になっております。

【山田(博)委員】 私がお尋ねしているのは、基本計画をつくって、そうすると、ある程度財政的な裏打ちができないと、基本方針というか基本計画も実行できないじゃないですか。そうしますと、ある程度財政当局としっかりと、この5年間なら5年間の予算の見通しが立っているのか立っていないのかというのを聞いているわけですよ。私も県議会議員を5期しておりますけど、そういった答弁を私は聞いているんじゃないですよ。課長、私もあなたが言っているこ

と、そんなことはわかっていますよ。

私はなんでこの質問をするかという、あなたがこの基本計画を実施する時、財政当局は、これをつくった時にはどうぞとなったけれども、いざ実施する時に、予算的にはそれはできませんと言ったら、これが絵に描いた餅になるからです。だから、私は質問しているんですよ。多分、これは財政当局は聞いているはずですよ。私は激励で言っているんですからね、誤解しないでください。見解を聞かせていただけますか。

【本多県民生活環境課長】 この計画を策定する際には、こういった形で議会にもお諮りしておりますし、財政当局の方も把握して発していると思います。

こういった指針に従って今後進めていくということで、具体的な施策を今後立案する際に、より効率的、効果的な事業となるように財政当局とも協議しながら、必要な予算を確保していくという形になっていこうかと思いますので、5年間、この計画に従って進めていくということは認識をしていただいているものと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、よりよい基本計画になるように、頑張ってくださいと思います。

続きまして、第61号議案の公の施設の指定管理者について質問したいと思うんですが、金泉寺の山小屋建築物は、定期監査でも指摘をされておりまして、これは修繕計画を検討されてないということで指摘がありますね。これは、そういったことですね。

それで、指摘を幾つかされておって、今、改善は修繕計画なり対応方針はできているということでありますけど、確認の上で、状況を再度お答えいただけますか。

【石川自然環境課長】 簡単に経緯を申し上げます

すと、昨年、委員監査というものがございまして、先ほどご説明した金泉寺の山小屋について指摘がございました。

指摘の内容といたしましては、この建物は3年ごとに建築基準法に基づく法定点検というものをやっているんですけれども、そして、直近の点検というのが、令和元年度に実施したものです。その令和元年度に指摘をされた事項が幾つかあったんですけれども、それについて対応ができていなかったと。一番大きなところは消防法の施行令が改正されまして、火災報知器を設置しなければいけないという状況になっていたんですけれども、それが設置できておりませんで、大変深く反省するとともに、その指摘を受けまして、早急に現場に設置をさせていただいたというところでございます。

【山田(博)委員】 火災報知器がつけてないとか、人が年間225人泊まるんですね。それで、「火事だ」といった時に、ピーポーピーポーと鳴る前に消火器もついてないと、痛ましい事件になるわけですよ。ほかの公園には何千万円もかけておいて、こういった指定管理でしておきながら、こういったことでしっかりやってないのはどういうことかとなるんですよ。これは、私は誠に残念極まりない。

私は、自然を愛する政治家の一人として、これは痛ましい事件にはならなかったからよかったものの、こういった状況で指定管理を今までずっとさせていたというのは、申し訳なかったと思うんですよ。課長、あなたも自然を愛する課の代表として、しっかりやっていただきたいと思うんですよ。聞くも涙、語るも涙じゃないですか。そういったことで、大切にしていきたいと思っております。

あなたの反省は聞いたけれども、よりよい施

設にしたいということで意気込みを聞かせていただかないと、今の状態で、はいと言って賛成はできませんから、もう一度見解を聞かせていただませんか。

【石川自然環境課長】 ご指摘ありがとうございます。

私も、去年、定期監査で結果として指摘をされたので、指摘がされなければ、なかなかそれすら対応できていなかったということで、監査という仕組みに対してありがたかったというふうに率直に思ったところでございます。

今後の管理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新しい指定管理者、この山小屋と多良岳の自然をこよなく愛する方々が指定管理者として応募していただきましたので、我々は去年の反省も含めて、より一層その団体と連携をして、多良岳の金泉寺山小屋の管理に努めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 自然環境課長、あなたの思いというのは十分わかりましたし、私は、あなたが東京から来ていただいて、そういった姿勢というのは素晴らしいと思います。その姿勢を、初心を忘れず、ぜひ長崎県の自然環境を守っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【八江委員】 公的施設の指定管理についてのことも含めてですけど、今、山田(博)委員から話がありましたように、指摘されたことについてはちゃんとやっていただくということでありますから、感謝いたしたいと思います。

その中で、我々の耳に入ってきているのも、私も何回となく過去に、山小屋の改修工事につ

いてはお願いをしましておりましたし、隣にある金泉寺が新しくできてから、そこに立ち寄る登山者というのも結構多くなってきております。この2ページに書いてありますように、令和元年には、施設利用者は約6,000人近くあるということで、宿泊者が225名ということです。

その中で、今ここのところに書いてあります山小屋と便所と洗い場ということ、特に便所と洗い場のことについては、もう以前からいろんな相談があってありました。無臭のトイレなども含めてつくっていただいたけど、それも今は使用不能に近いような状態じゃなかったかと思うし、洗い場がほとんど使えなくて、今、立入禁止だということでもあります。そして、小屋の中の踊り場といいますか、そこも傷んで利用しにくいというような状況。

こういうものを考えれば、指定管理者が、登山愛好者にやっていただいているのはありがたいことだと思いながらも、こういった築後もう50年以上経っているような施設でありますので、もう少し思い切ってやって欲しいというのは、過去、金泉寺の建設をする時点からお願いをしておりましたが、部分改修でありましたので、今のようなことが、数年に一度、触らないといかんような状況と。

それを抜本的に考えていただく計画を今後立てていただきたいというのと、まずもっては早急に、今ご指摘がされているトイレとか洗い場、こういったものに対する、今の133万8,000円という金額の中ではとても及ばない金額じゃないかと思うんです。だから、これは早急に別予算でもって、指定管理者に支給される以外に、やっぱり早急に対応していかなければ、その目的達成ができないんじゃないかと思いますが、そのことをお尋ねしておきたいと思いますが、い

かがですか。

【石川自然環境課長】 お答え申し上げます。

まず、施設の状況ですけれども、おっしゃるとおり、昭和47年に設置された施設でございまして、先ほどおっしゃっていただいたような雨漏りを含めて、いろいろなところが悪くなっている状況でございます。

県といたしましては、まず、利用者の安全が一番大事だと考えておりまして、これは平成25年からなんですけれども、3年ごとに、先ほど申し上げた建築基準法の法定点検をやっていく。そこで、まず建物自体の安全性は確認をしていく。さらに次に、先ほどご指摘のあった、いろいろな不具合が生じているところ、我々も県の中でいろいろな施設を持っています、先ほどご説明した133万8,000円以外の補修費というのもございます。そういったところを使ってトイレなども計画的に改修を進めてきているところでございます。

今ご指摘いただきましたので、早急に、また、この指定管理者の方と話をしながらきちんと対応してまいりたいと考えております。

それから、県の施設の位置づけですけれども、なかなか抜本的に改築、建て替えをして続けていこうという判断は、今時点ではできておりませんで、3年ごとに法定点検をして、いよいよ建物自体も存続が危ないという状況になりましたら、今後の方向性について、諫早市や関係の皆様とよくよく慎重に議論をして、今後の施設のあり方を検討するということになっておりますので、引き続きご助言賜るようお願いいたします。

【八江委員】 ここの中には、施設の警備とか、清掃とか維持管理、軽微な補修というのと別に予算をつけるということですから、それはぜひ

していただきたいんですけど、少しずつしながらも、耐用年数が切れるような状況の中にありますので、先ほど申し上げるように、建て替えるみたいなことを含めて検討いただくということと、隣にある金泉寺との調和の問題もありますし、また、それを含めて、あそこの建設に当たっては、道路建設の問題もあって、林道をつくってこしらえた経緯があります。その林道そのものも、去年の台風等で被害があって、通行止めなどもしておりますので、そういったことを含めて、総合的な検討をしながら、県立の多良岳公園の整備も兼ねながら検討していただくように、強くお願いをしておきたいと思います。

【中村(一)委員長】 これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第22号議案のうち関係部分、第27号議案ないし第29号議案、第61号議案、第69号議案及び第70号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

— 午後 3時12分 休憩 —

— 午後 3時24分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付したしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は1です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【松本委員】 陳情番号1番、浄化槽関連事業者5団体からの陳情について質疑をさせていただきます。

こちらについて調査をさせていただきました。県内の浄化槽の総数は、平成28年に6万8,788から、令和元年は7万2,191と増加傾向にございます。午前中も山田(博)委員の質問にもありましたとおり、公共下水道がない地域5市町、特に島原市、五島市、対馬市、平戸市、新上五島町においては、この浄化槽の普及が進んでおります。こちらの方は、特に個人で浄化槽を設置するという事になって、補助ももちろん出ておりますが、個人の管理ということになっております。

今回の陳情で議題に上がっておりますのは、浄化槽の法定検査手数料についてでございます。この浄化槽につきましては、通常の保守点検は団体で行いますが、11条検査と申しまして、毎年の定期検査というものを個人が負担しているという状況でございます。陳情書にもありますとおり、現状では5,000円ということで、これは毎年5,000円が個人の負担でかかっているということで、この金額を何とか下げていただくことができないかという要望でございます。

こちらの方は、対応書にも書いておりますが、現在は、一般財団法人浄化槽協会が請け負っております。この浄化槽協会の状況について他県の実例を調べてみますと、検査の方法を簡易検査にすることによって金額を下げている実例も

ありますし、そういったのも考えまして、利用者の負担軽減、また業務の効率化のため、コストを下げることは必要だと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の件にお答え申し上げます。

11条検査といいまして、毎年行う検査につきましては、本県の方では、平成16年度まで国のガイドラインというものがございまして、いわゆるフル検査と申し上げておりますけれども、外観検査を75項目やるということで進めておりましたが、平成17年度からは、5年のうちに4回は外観検査の一部を省略しまして、それにプラスしてBOD検査を取り入れると、客観的な数字を得ることができるBOD検査を加えて、外観27項目プラスBODという形で実施しております。

それによりまして、検査の手数料と申しますのも、現行の水準、陳情書の方にもございますけれども、全国平均よりは下回っているという状況ではございます。

しかしながら、他県では、委員のほうからもご指摘がありましたように、本県が実施しております効率化検査よりもさらに外観検査を省略し、同じく5年に4回程度は、主にBOD検査で判定する検査方法が採用されておりまして、調べましたところ、全国では18都道府県、九州内でも福岡県と宮崎県、鹿児島県で導入されている状況でございます。

BOD検査のみで判定する方法を導入しております県の中には、浄化槽の密度や分布などの影響もあると思うんですけれども、福岡県の5,600円から、本県よりも安い宮崎県が3,800円、鹿児島県が3,000円というような事例がございます。

このため県では、将来的に浄化槽基数が減少に転じるということも一方である中で、管理者の方の負担をとにかく低減するというのが一番必要なことだというふうに考えておりますので、指定検査機関であります浄化槽協会が、将来的にも安定した経営と検査体制を維持しつつ、効率的で適正な法定検査を継続し、浄化槽管理者の方の適切な維持管理が確保されますように、法定検査手数料の値下げを含めました、効率的で持続的な検査体制の構築について検討を始めるということで、浄化槽協会の方に対しまして、2月1日付で文書で依頼を行っている状況でございます。

【松本委員】このポイントは一つ、先ほど答弁にもありましたとおり、他県の実例で宮崎県や鹿児島県は効率化した検査に切り替えて値段を下げているということ。これはどうしてですかというふうに調べますと、結果的には保守点検、通常の保守点検はもう民間でやってらっしゃると。毎月の車検のような定期点検が、重複する部分があるので、その部分は通常の点検をしているので、定期点検に関しては、一部もう民間に任せてもいいんじゃないかという認識だというふうに伺いました。

実際に効率化検査を実施しているのが、18都府県の26機関と伺っておりますので、こういった陳情が出ていることに対しては、前向きに対応していただくという答弁でございましたので、ぜひお願いしたいと思っております。

実際に浄化槽は増えているし、5市町では公共下水道がない中で、やはり利用者の方々の負担、今後も懸念されますし、今後も増加していく可能性も示唆されておりますので、そちらに対してお願いしたいんですが、今、検討していきますと、協議をしていくということですが、

いつまでに、どれぐらいのスパンで、そしてどれぐらいの期間に値下げという形で、現状の段階ではお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の値下げまでのプロセスということでございますけれども、浄化槽協会内に陳情を提出された浄化槽関係団体の方からのメンバーも含めましてワーキンググループを、先日設置しております。その中では、他県の効率化検査の状況を調査したり、本県の検査結果のデータを分析しまして、効率化をしてもちゃんとした判定ができるかという視点での検討をまず行いまして、それに併せて、浄化槽協会自体も人員は縮小していく方向に絶対いかなきゃいけないというふうに、少なくとも県の方は考えておりますので、中長期的な経営雇用の計画とかをそこで踏まえまして、効率的な検査手法や体制等、それによって法定検査手数料をどの程度まで低減できるかを検討していこうと考えております。

タイミングにつきましては、毎月1回のペースぐらいでワーキンググループを開くような感じで進んでおりますので、できれば年度内に、業界団体の方たちも含めて一定のコンセンサスが得られればというふうに考えております。

【松本委員】もちろん効率化もそうですし、値下げも大事ですけども、やはり安全も担保されなければいけません。一足飛びにすぐぱっと下げて検査を簡易化してしまって、万が一のことがあってはいけませんので、そこはやはり陳情いただいている団体とコンセンサスを取りながら、しっかり進めていただきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】陳情番号1番で質問したいと思うんですが、この出資団体が長崎県と長崎市と佐世保市と、今回陳情いただいている5団体

となっておりますけれども、県と浄化槽関連事業団体5団体で出資の何%になるんですか、そこをお答えいただけますか。

【中村(一)委員長】休憩します。

— 午後 3時34分 休憩 —

— 午後 3時34分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

【本田水環境対策課長】出資の金額のお尋ねですけれども、県が48.4%、そして長崎市、佐世保市がそれぞれ16.1%、業界の団体の方が5団体で19.4%となっております。

【山田(博)委員】そうすると、これは過半数は過ぎていて、5団体と長崎県で半分以上占めているので、意思決定はできるわけね。

先ほど月に一回ということで、この陳情が来しておりますけれども、私は速やかにせんといかんのじゃないかと、そういうふうな見解があるんです。速やかにね、スピーディーに。

そもそも陳情が来た中で問題なのは、同じ出資団体でこういうふうな意思の疎通ができてないのかと。もう一つは、こういった陳情が来なくても、速やかに、先ほど他県はこうでしたという話がありましたけど、長崎県の県民所得は全国でも最低クラスです。さらに、離島とか何かを含んで、そこを、水環境対策課長、陳情が来んでも、腹割って団体と意思の疎通ができるように、日頃からぜひやっていただきたいと思います。うんです。そもそもそれがスタートじゃないかなと思うんです、私は。陳情が来んでもこうしましょう、ああしましょうと言えるような仲でないといけないんじゃないかなと思うんですが、その点について、見解を聞かせていただけますか。

【本田水環境対策課長】委員ご指摘の件でござ

いますけれども、協会自体の運営に歴史的なものがございまして、当初、昭和55年に設立されて、それからずっと県の知事とか副知事、環境部長が理事を務めながらずっと運営しておったわけですが、平成20年に、県がなくていいものについては民間に任せるようにというふうなことがございまして、その際に、関係5団体の理事のみで運営していただくような形に、一回移行しております。

その中でずっと運営が行われていたわけですが、平成26年に協会内部で経営側と労働側の若干の不協和音がありまして、5団体の理事の方が全て退任されたというのがございます。その後は、県のOBが理事長と専務理事という形で入りまして、6年間ほどやってきたわけですが、私もここに参りまして、これは早くみんなと一緒にやれるような状態にしなければいけないということで、調整をずっと進めまして、やっと昨年の7月から5団体の方にも理事に入っていて、当面は、行政の方であります私とか、あと佐世保市、長崎市の方にも理事に入っていて、まさしくみんなで協力して、利用者の方目線の一番いい姿をつくっていかうということで進めているところでございます。

今回、コロナ禍もありまして、7月に新しい体制になったわけですが、少し動きが見えないというようなことの焦りが5団体の方たちにもあったということで、今回の陳情書になっているというのが事実でございます。

今後は、しっかり協力して、利用者の目線での一番いい姿をつくっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 聞くも涙、語るも涙のご苦労があると思うんです。私もそういったのを聞いて

ておりましたけれども、課長から、大変なご苦労をされているのを私は聞いております。今のお話というのは、よかったじゃないですか。今回、あなた方が大変苦労しているということは、委員の皆さん方にもご理解いただいたわけですから、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、この検査員の資格取得についてのことなんですが、県の方から推薦はしていますという回答書みたいなものが出ているんですけど、この文章と陳情書とちょっと違うなと思っています。これは、要するに法定検査の検査員になるには、浄化槽協会所属の検査員にしか受験資格がないというふうになっておりますけれども、しかし、県の方は、県から推薦して受験できるということになっています。陳情書の趣旨と陳情・要望事項対応要旨というのを書いておりますけど、よく理解できませんので、そこをちょっと、陳情書は、いずれにしても検査員資格者を増やすには、長崎県浄化槽協会所属の検査員しか受けられないとなっているものですから、それはどのようになっているんですか、この状況というのを説明いただけますか。

【本田水環境対策課長】 今、委員お尋ねの件につきましては、指定検査機関が検査をすることに法律でなっておりまして、現在、長崎県浄化槽協会が唯一の指定検査機関になっております。

その中で、現在必要な検査というのはほぼ100%、現体制で実施できております。全国的には4割も受験率がないんですけれども、本県は9割いっておりますので、例えば4割とかないようなところでしたら、新たな指定検査機関に指定をしてほしいというような意欲のあるところが、一般財団法人が出てきましたら、当然そちらの方を推薦しまして、受講もしていただい

て、新たなものが立ちあがるというような形になるんですけれども、きちんと検査ができるだけの検査員を、浄化槽協会は、現在は抱えておりますので、これから浄化槽の基数が減っていくという流れの中で、もちろん生首を切るわけにはいきませんので、徐々にですけれども、退職の補充を極力抑えていくというような方法を取りながら減らしていった場合には、民間の方のお力も借りなきゃいけなくなると。その場合に、講習を受けていただいた方が絶対いいというふうになれば、当然、協会の方を通じての推薦依頼になりますけれども、県の方からも推薦をいたします。

【山田(博)委員】 わかりました。そういったことだったんですね。

水環境対策課長、2つ目の要望も、料金と浄化槽協会の一体的な経営に大きく関わる根幹ですものね。この趣旨を読んでいくと、要望についてアクセルをどんどん踏み過ぎると、今度は、極端に言うと、中がうまくいかなくなるというおそれが感じられるわけです。やはりそこは、先ほど言ったように、平成26年みたいに、ああいった事態にならないように、そこはグリップを、ブレーキを踏んだり、またアクセルを踏んだりいろいろしながら、ご苦労が絶えないと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これは、浄化槽協会を所管している部長として、この要望に対してはすべきことはすべき、守る時は守るということにしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【宮崎県民生活環境部長】 この浄化槽につきましては、一つは、浄化槽協会の安定した経営、それともう一つは、やはり浄化槽の管理者、要

するに浄化槽を設置されている県民の方、この適正な維持管理が行えるようなシステムを必ず死守しなければならないと考えております。

そういうふうな中であって浄化槽協会、そして関係団体、皆さんがお互いに効果を楽しむような、そういうふうなシステムづくりをやっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 今回、長崎県と、自治体と、これを利用する県民の皆さん方、この浄化槽5団体の方々がお互いに、また、長崎県浄化槽協会働いている皆さんが満足いくような調整をうまくしながら、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して、この陳情に対する質問を終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、交通・地域安全課長、生活衛生課長、食品安全・消費生活課長、次長兼地域環境課長、資源循環推進課長及び自然環境課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

簡潔にお願いします。

【永尾交通・地域安全課長】 交通・地域安全課から、第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画（案）の概要について、ご説明いたします。

資料につきましては、補足説明資料6の資料1－①をご覧ください。

まず、第1章の計画策定の趣旨でありますけれども、これまで「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」、さらには、平成18年から

ですけれども、3期にわたる行動計画、これに基づく取組によって、刑法犯認知件数は毎年減少を続けております。ただ、一方で、子どもや女性、高齢者、障害者の方々が、いわゆる防犯上配慮されるべき人たちが被害に遭うという事件が発生していると。こういう現状を踏まえた上で、今回、第4次計画を策定しております。

第2章の計画の性格につきましては、目標としまして、これまでの計画に引き続き、「犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指す」と掲げた上で、この指標につきましては、刑法犯認知件数における全国トップレベルの治安水準の維持と掲げております。これは、本県の刑法犯認知件数における、いわゆる人口10万人当たりの割合については、平成28年から令和元年まで、大体全国で低い方から2位もしくは3位の全国トップレベルを維持しているということで、引き続き、この治安水準を定着させるために指標として掲げております。

次に、第3章の犯罪の現状と防犯活動の取組でありますけれども、これは、ここに記載してありますように、犯罪情勢、その背景、さらには、裏面になりますけれども、2ページ目、防犯活動の状況等を整理しております。内容は、記載のとおりでございます。

最後に、第4章の犯罪のない安全・安心まちづくりの展開方向につきましては、3ページになりますけれども、施策の基本体系ということで、これは全体像になるものであります。県、県民、事業者がそれぞれ連携して取り組む、いわゆる「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」、これの3つの基本方向のもとに14の施策、さらに77の事業ということで体系化しております。

以上が、犯罪のない安全・安心まちづくりの

行動計画の概要になります。

引き続き、もう1件ございます。

第11次長崎県交通安全計画（素案）の概要になります。

これは資料10－①になります。こちらをご覧ください。

これにつきましては、まだ素案段階になります。

まず、1の計画策定の趣旨についてでありますけれども、この交通安全計画につきましては、交通安全対策基本法によって国の計画、これに基づいて各県が作成することが義務づけられております。これは昭和46年から、もう既に10次にわたる計画を策定して、これまでこの計画に基づいた取組によって、交通事故は年々減少しております。

その上で、依然としてやはり交通事故は毎日発生をしている。特に、高齢者関連の交通事故の割合が高まっているという現状を踏まえて、今回また、第11次の計画を策定するものになります。

次に、計画の目標についてでありますけれども、数値目標に関しまして、令和7年度までに年間の24時間死者数を30人以下にする。年間の重症者数を280人以下にするということで設定し、各種施策を推進することとしております。この数値につきましては、当然、県警と協議をしながら、過去の死者数の変化を精査して、大体減少傾向が始まったのが平成16年、過去15年間、ここの減少率から算出をしたものになります。

なお、現計画では、この死者数と死傷者数ということを目標にしております。これは県も国も同じです。今回の次期計画からは、国の計画において、いわゆる命に関わりの優先度が高い

重症者数を目標として掲げているということで、本県においても国の計画に合わせて重症者数の数値目標を設定しております。

次に、3の計画の主な内容につきましては、大筋としては、前計画を継承した形になっております。（1）として、今後の道路交通安全対策を考える視点として、6つの視点を項目立てをして、交通安全にかかる視点を明確にした上で、これは2ページ目になりますが（2）の講じようとする施策、これを8つの柱という表現で各施策に取り組むこととしております。

本計画の主な追加、変更点につきましては、国の計画では、やはり近年の交通事故情勢を踏まえて、主に高齢者に対する施策が盛り込まれております。道路横断時の交通ルールを促すための、高齢者の交通安全教育、安全運転サポート車の体験機会の推進など高齢者に対する交通安全教育、また、高齢者等の移動手段の確保・充実、さらに、これは令和4年になるんですけれども、一定の違反歴のある高齢運転者に運転技能検査制度が導入されるということで、この改正道路交通法の円滑な施行に向けての準備というふうな内容が新たに盛り込まれております。

本県の計画においても、同様にこれを反映させた内容としているところです。

次に、4の計画の体系につきましては、3ページ目に体系図としてつくっております。本計画は、計画の基本理念のもとに、一番メインになるんですけれども、第1章の道路交通の安全、第2章の鉄道交通の安全、第3章の踏切道における交通の安全の3章で構成しており、各部局の方に、現在、意見聴取をしておる段階であります。

最後に、本計画につきましては、冒頭にもご説明しましたように、国の計画に基づくもので

あります。国の計画はまだ中間案の段階でありますので、今後、パブリックコメントをはじめ皆様のご意見を伺った上で、3月末に決定予定の国の計画の内容を踏まえて、再度整理して審議を経て、大体7月をめどに策定することとしております。

説明は、以上でございます。

【嘉村生活衛生課長】 私からは、第3次長崎県動物愛護管理推進計画（案）の概要について、ご説明いたします。

資料2-①をご覧ください。「動物愛護管理推進計画」は、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める「動物の愛護及び管理に関する施策」を総合的に推進するための基本的な指針に即して、都道府県が定めなければならないこととされており、今回、お示ししております計画案は、令和2年4月に基本指針が改定されたことを受けて策定するものであります。

計画の期間は、令和3年度から12年度までの10年間としております。

これまでの計画、前計画の動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養管理の推進、県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくりという基本方向は踏襲し、それに沿って7つの施策を進めていくこととしております。

施策につきましては、資料2ページ中ほどの5、施策別の取組に記載のとおりでございます。

市町との連携が必要なものにつきましては、連携を図ってまいりたいと考えております。

本計画では、成果指標として2項目掲げておまして、まず、犬猫の引取頭数については、平成30年度に情報修正した現計画の目標を引き継ぎ、令和7年度には引取頭数を1,000頭以下とすること、殺処分頭数につきましては、同じ

く令和7年度に900頭以下とすることとしております。

なお、この指標につきましては、国の示す基本指針が、5年後の令和7年度をめどに見直しを行うこととされておりますので、本計画もそれに合わせて見直すこととなるため、令和8年度以降の目標については、その際に改めて設定したいと考えております。

なお、令和2年12月14日から令和3年1月13日までの1か月間、パブリックコメントを実施した結果、40件のご意見をいただきました。多くは素案の考え方には合致しており、今後進める中で反映させていくものでありましたが、4件については、ご意見を反映させていただいたところでございます。その上で、長崎県動物愛護管理推進協議会の委員にも了承いただき、本県の計画として取りまとめたものでございます。

【峰松食品安全・消費生活課長】 当課からは、第2次食品の安全・安心推進計画、第4次長崎県食育推進計画、第4次長崎県消費者基本計画の3つの計画について、説明させていただきます。

これら3計画は、前回の環境生活建設委員会で素案の報告を行った後、実施いたしましたパブリックコメントの意見を踏まえ、それぞれ食品の安全・安心委員会、食育推進県民会議、消費生活審議会でご審議いただき、取りまとめたものが、お手元に配付いたしております計画案となっております。

最初に、第2次長崎県食品の安全・安心推進計画でございます。

補足説明6、資料3－①をご覧ください。

この計画につきましては、「長崎県食品の安全・安心条例」に基づき策定するもので、令和3年度からの5年間の計画期間としております。

食を取り巻く現状としまして、食品に関する

理解が進んでいるところではありますが、食のニーズの変化や高齢化、また、今なお、食中毒が発生しているという現状があり、さらなる食品の安全・安心に理解促進を図っていくため、3ページをご覧ください。このように食品の安全・安心確保のための施策として、生産から消費までの安全性の確保、より高い安全性を目指した取組の促進、食品に関する理解促進と信頼の確保、食品の安全・安心を支える体制及び連携の強化という4つの視点から施策を展開することとしております。

特に、第2節1. HACCPに沿った衛生管理の取組や、3節3. 自主回収情報の適切な提供については、食品衛生法の一部改正を踏まえ、今後強化していくこととして、新たな施策として打ち出しております。

これらにつきましては、現行計画と同様、関係各課と相互調整を行いながら、計画を推進することとしております。

第2次長崎県食品の安全・安心推進計画の説明は、以上であります。

続きまして、第4次長崎県食育推進計画でございます。

資料4－①の方で説明させていただきます。

この計画は、食育基本法に基づき、本県の食育推進のための各種施策を総合的、かつ計画的に推進するためのもので、令和3年度からの5年間の食育を推進するための計画を策定しようとするものです。

食をめぐる現状と課題として、本県の健康寿命が全国平均を下回っていることや、食への感謝の念が不足していること、また、ほかの世代に比べ若い世代の朝食の摂取頻度が低いことなど、これらの課題を掲げております。

2ページをご覧ください。

下の方でございますが、ライフステージ別に見る食育につきましては、今回の計画で新たに追加した項目であり、6つのライフステージに分けて、それぞれ目標を明確にした上で、生涯を通じた食育を推進することとしております。

3ページをご覧ください。

こちらで目指す方向性と施策の展開として、感謝の気持ち（いただきます）を育むための食育、健康長寿につながる食育、食に関する理解を深めるための食育、長崎県の特色ある食文化の継承の4つの方向性を示し、その下に、具体的な施策を掲げております。

その中でも、第3節食に関する理解を深めるための食育では、今回、新たに災害時に備えた食育を追加し、3つの施策を掲げております。

また、第5章では、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進にも触れ、これまでの計画と同様、食育を県民運動として推進するための体制や取組等を記載しております。

第4次長崎県食育推進計画の説明は、以上です。

次に、第4次長崎県消費者基本計画でございます。

資料5－①で説明させていただきます。

当計画は、「長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、県民の消費生活の安定と向上を目指すこととして策定するもので、令和3年度からの5年間を計画としております。

一般的に、消費生活をめぐって、人口減少と高齢化の進行、成年年齢の引き下げ、デジタル化の進展・電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多様化、新型コロナウイルス感染症の拡大、SDGsの機運の高まりなど、それぞれにおいて課題があり、また、本県におきましては、令和

元年度に県及び市町の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の受付件数は1万276件であり、60歳以上の高齢者層からの相談の割合の増加が続いているという状況があります。

それを踏まえまして、また、第1次から第3次までの消費者基本計画の考え方を押さえながら、消費生活の安定と向上を実現するため、3ページでございますように、消費者被害の防止、消費者による持続可能な社会づくり、消費者教育の推進、消費者行政の体制の充実の4つの柱で施策を展開することとしております。

この4つの柱の右側にそれぞれの施策体系の概要を記載しており、それらに基づき、各種事業を推進してまいります。

第4次長崎県消費者基本計画の説明は、以上でございます。

これで、食品安全・消費生活課の補足説明を終わらせていただきます。

【重野次長兼地域環境課長】 続きまして、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（案）の概要につきまして、ご説明いたします。

補足説明資料6－①をご覧ください。

まず、1. 計画策定の趣旨ですが、平成25年度に策定した現実行計画が、今年度末に終期を迎えることから、昨今の気候変動による国内外の状況、本県における影響などを踏まえて、第2次実行計画として改訂するものであります。

次に、2. 計画期間ですが、令和3年度から令和12年度までの10年間としております。また、今後の国の計画や社会情勢等を踏まえて、中間年度の令和7年度頃を目処に見直しを行うこととしております。

次に、3. 基本方針、削減目標ですが、（1）の目指すべき将来像といたしまして、「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害

リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を掲げております。（2）の基本方針ですが、省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入促進、気候変動への適応策への更なる推進、様々な主体との戦略的連携のもとに取組を推進、「環境と経済の好循環」の実現を目指した取組の推進の4つの方針を掲げ、取組を推進していくこととしております。（3）の削減目標ですが、中期目標として、本計画の終期であります2030年度までに、県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31.5%削減することとしております。また、長期目標といたしまして、昨年10月の菅総理大臣の宣言を踏まえ、長崎県としても、国と同じ方向性で取り組む必要があると判断し、国が目指す「2050年までに脱炭素社会の実現」を踏まえて、必要な対策に取り組んでいくこととしております。

次に、2ページをご覧ください。

4. 施策の体系についてですが、3ページ目の施策の体系図に示しておりますように、温室効果ガス排出抑制や吸収源対策といった「緩和策」、気候変動による影響を予防・軽減するための「適応策」と、大きく2つに整理し、各主体と協働し全庁的に取り組むこととしております。

次に、5. 計画の推進についてですが、記載のとおりでございます。

最後に、6. 今後のスケジュールですけれども、本日の長崎県議会環境生活建設委員会でご審議いただき、年度内に計画を策定・公表する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【吉原資源循環推進課長】 私の方からは、第5次長崎県廃棄物処理計画（案）及び長崎県食品

ロス削減推進計画（案）について、ご説明させていただきます。

まず、第5次長崎県廃棄物処理計画（案）について、補足説明資料7ー①をご覧ください。

この計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、廃棄物の減量化や適正化に関する施策を推進するために策定するものですが、平成27年度に策定した、現在の第4次処理計画は5年を経過し、今年度末で終期を迎えることから、食品ロス対策やプラスチックごみ対策などの課題を解決するための方策を盛り込んだ次期計画を策定することとしております。

3. 検証と評価のところに記載しておりますとおり、令和元年度の1日1人当たりのごみの排出量は969グラムであり、前回目標886グラムを達成しておらず、平成30年度の全国平均918グラムを51グラム上回っている状態でございます。また、再資源化率も15.6%であり、全国平均19.9%を4.3ポイント下回っております。これらの原因としましては、一般廃棄物では、焼却されるごみの組成割合で見ますと、紙類や生ごみが多く占めておりますが、それに応じた減量化対策が十分でなかったものと分析しております。

裏面をご覧ください。

一般廃棄物に係る目標値につきましては、全国の令和7年度の推計値レベル900グラムにするため、本県の令和7年度の排出量を、将来予測値である961グラムから61グラムに削減することとし、生ごみや紙ごみの削減対策を進めることとしております。また、リサイクル率は、全国平均並みに15.6%を20%とすることとしております。

産業廃棄物の排出量につきましては、今後とも増加することが見込まれますが、排出事業所を

対象とした研修会の実施、処理業者の監視指導などを行うことにより、排出事業者において排出抑制に努めていただき、令和元年度の排出量に抑えることを目標として取り組んでいくこととしております。

以上で、長崎県廃棄物処理計画（案）に係る補足説明を終わります。

続きまして、長崎県食品ロス削減推進計画（案）、補足説明資料8―①をご覧ください。

食品ロスの削減につきましては、「食品ロス削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、本年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

本県におきましても、大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成と有効活用を図るため、法及び基本方針を踏まえた「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定し、県民運動として食品ロスの削減を推進してまいります。

現状につきましては、令和元年度の1人1日当たりの食品ロス発生量は、家庭系は64グラム、事業系は44グラム、合計で108グラムとなっており、平成29年度の全国値と比べると、家庭系は3グラム上回っておりますが、事業系は27グラム下回っており、合計で24グラム下回っている状況にあります。

本県の課題としましては、今年度実施したアンケートの調査結果で、食品ロスを認知して削減に取り組む消費者の割合が95%と、県民の皆様の意識の高さがうかがえましたが、家庭系におきまして全国値を上回るほどの食品ロスが発生していることから、自身の取組につきまして再認識をしていただき、さらに取り組んでいただく必要がございます。また、事業系でも、生産、流通段階で食品ロスが発生しているため、

事業者の方にも、その対策にさらに取り組んでいただく必要がございます。

目標については、上位計画である廃棄物処理計画及び国の削減計画に準じ、令和7年度までに家庭系食品ロスは58グラム、事業系食品ロスは40グラム、合計で98グラムまで削減することとしております。

また、食品ロスを認知して削減に取り組む消費者の割合につきましては、実効性の伴った数値として、95%を令和7年度まで持続することとします。

施策の展開につきましては、別添の「施策体系概要」のとおり、法及び基本方針に示される県の責務と役割を果たすため、図中段に記載しております県の施策を庁内関係部署と連携して取り組んでまいります。

計画実現に向けた推進体制としましては、学識経験者や事業者から構成される「長崎県食品ロス削減推進協議会」を中心に推進するとともに、目標達成状況を毎年調査し、計画の推進を検証してまいるところでございます。

以上で、長崎県廃棄物処理計画、食品ロス削減推進計画（案）の補足説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

【石川自然環境課長】生物多様性保全戦略(案)の概要について、ご説明いたします。

補足説明資料9―①をご覧ください。

この戦略は、本県の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に関する基本的な計画として策定しているものでございます。今般、他の計画と同様に見直し時期を迎えることから、昨年度より、県環境審議会の意見を聞き、パブリックコメントを実施し、それらのご意見を踏まえて、最終案として取りまとめたところでございます。

続きまして、内容についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

第3章では、2050年目標として、生物多様性の観点から、目指すべき3つの社会の姿を掲げ、第4章では、今後5年間で取り組むべき5つの行動目標を掲げております。

例えば行動目標1として、生物多様性の主流化を推進すること、目標2といたしまして、種の保護・生態系の保全を強化すること、目標4として、人と自然とのつながりを回復し、地域資源の活用を進めることなどでございます。

続きまして、第2部行動計画編となります。

3ページ目をご覧ください。

第2章では、5つの行動目標に対応する形で行動計画を定めております。合計で122の具体的な取組を掲げ、それらに関連する29の指標と目標値を設定しております。

例えば行動目標1につきましては、様々な媒体を活用した県民への普及啓発、民間団体による保護活動への支援などに取り組むこととしております。また、行動目標4につきましては、鳥獣被害防止対策としてのニホンジカの捕獲や地域振興策としての国立公園やジオパークにおける受入環境整備などに取り組むこととしております。

最後に、4ページ目をご覧ください。

ここでは、年度ごとに実施状況の点検を行うことなどを整理しております。今後のスケジュールといたしましては、今月末までに策定・公表することとしております。

説明は、以上でございます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告された委員の方で、ご質問はありま

せんか。

【中島(廣)委員】 私から人口移動について質問させていただきます。

小林委員、松本委員からもそれぞれ転入・転出の質問がっておりますけれども、私は私なりに質問をさせていただきます。

私もずっと一般質問の中で申し上げてきました。その中で転入・転出を、3月から21市町と連携を持ってアンケートをとりながらデータをとっていくというようなことですが、その前に、昨年の7月から試行的にやられています。その転入・転出の主な理由、それをまずお聞かせいただきたい。

【笠山統計課長】 移動人口調査についてのご質問でございます。

重ねてになりますけれども、この趣旨といいますか、背景をもう少しご説明させていただきますと、住民票の移動届けの情報から転入・転出の実数はわかるんですが、その移動の理由がわかっていなかったということで、ご質問の理由のことではございますが、この移動理由アンケートでは、転入・転出の手続の際に、転出入の客観的な理由として、進学、就職、転勤など転職も含めて調査しております。このアンケートのように、「どこから来たのか」、あるいは「どこへ行くのか」、そして、「どうして行くのか」、あるいは「どうして来るのか」、そういった客観的な事実に基づいて分析することが可能となります。前振りが長くなりました。

それで、7月から試行しております。7月は、試行の参加市町がそんなに多くなかったものですから、集計・分析が一定進んでおります、8月から11月までの4か月間のデータについてご説明をさせていただければと思います。

この間のデータが3,700ございます。これは、

対象市町が17市町でございます。現在は21になっております。ただ、この全ての市町が全期間実施しているものではなくて、一部の市町では、途中から入ってきたり、あるいは、その市においては、試行の期間は本庁だけさせてくれというところもありました。そういう前提の数字ということでご理解をいただきたいと思います。

それで、3,700のうち転入が1,800、転出が1,900、ほぼ近い数字でございました、この期間は。移動には県内と県外の移動がございますが、県外移動が2,200、県内移動が1,500でございました。

このうち県外移動の内訳で見ますと、県外からの転入が1,200、県外への転出が1,000でございます。ということで、この期間はコロナの影響もあるかもしれませんが、転入の方が若干多かったと。ご質問の理由なんですけれども、サンプル数がちょっと少のうございますので、構成比で申し上げさせていただきますと、転出を理由別に見ますと、最も多いのは「転勤」でございました。こちらが23%、次いで「家族の都合」、これは世帯単位の調査にしております、世帯主の方が例えば転勤をしますと、それが4人世帯だとしますと、2人目以下の方は、この集計では家族の都合という整理をさせていただきました。そういう方が20%、それから「転職」が17%、ほか「就職」12%、「進学」5%、合わせて17%ということで、「結婚」を理由にする方も一部いらっしゃいました。こういう状況でございます。

移住という観点で見えますと、本県では、現在、市町相談窓口及びサポートセンターを介した方を移住者として捕捉しておりますけれども、この試行期間の分析で見ますと、転勤や進学といった理由以外の転出について見てみます

と、転出先の実際の地域がどこかという地域情報や就職先の業種とか職種、そういったものも調査しておりますので、それをもとに分析することが可能となります。

今回の試行期間中の転勤、進学、そして家族の都合という3つの要因を除く転出は500で49%を占めております。この間は3月、4月ではございませんので、特に若者、高校生、大学生の進学とか就職の部分は入ってないんですけれども、こういった状況でございます。

【中島(廣)委員】 私は一般質問でも言いましたけれども、今年3月、令和3年3月に卒業する高校生が、県外に就職する人と県外の大学、短大、あるいは専修学校、ここに行く人を合わせたら6,100人ぐらいいるんですよ、高校生だけで。そして、今、課長がおっしゃったように、仕事で転勤とか、それは、転勤されたら必ず代わりが入ってくるわけですから、仕事の移動というのは、私はそうプラス・マイナスは、何百も何千も違いはないだろうと思います。一番問題は、高校生が県外に就職する人と、県外の学校に行く人、これで6,100人ぐらいおるわけですから、ここが一番問題なんですよ。

ですから、一般質問でも言いましたように、県外の大学に行く人、これがUターンで県内に来る人は206人だったですね。なぜ県外に行くのか、それなりに理由があると思うんですよ。ですから、こういうデータをせっかくとられるんですから、なぜ県外に就職をするのか、また、なぜ県外の大学に行くのか、大学を卒業してもなぜ長崎県になかなか戻って来ないのか、そこら辺の何らかの理由があるはずですよ。

これは、答弁をいただいた中に、やはり給料の面も都会の方がいいとか、そういう問題もありました。あるいは、学校を卒業しても自分が

求める仕事がないと。ですから、せっかくそういうデータをとられるんですから、なぜ県外に行くのか、なぜ県外の大学に行くのか、ここら辺の調査を十分して、長崎県に足りないところ、例えば彼らが求める業種がないとか、そういうものをしっかりと、今のうちから長崎県に呼び込むような、そういう施策をとってください。そして、今度のデータでそういう分析をして、施策の中に生かしていくと、あるんですから。なぜ彼らが県外に行くのか、そして、県外の大学に行ってなぜ戻って来ないのか、そこら辺の調査を十分して、本当に長崎県が足りないところ、これを産業労働部あたりと十分議論しながら、そして、そういう足りないところをしっかりと長崎県の中につくっておくということが一番大事だと思うんですよ。

もう一つは、これは部長がこの前、一般質問の後に見えましたけれども、ここで調査するのは、外国人を含めて転入・転出をやっているというようなことですが、直近の転出超過はどのくらいですか。

【笠山統計課長】直近の転出超過数でございますが、今年の1月1日までの1年間の転出超過数でございます。細かな一桁の数字は、現在精査をしております、概数で申し上げますと、長崎県全体で社会減が6,400の減でございます。自然減も参考に申し上げますと、8,300の減、合わせて1万4,700の減で、人口が130万8,300という数字でございます。

それから、もう一つだけご答弁させていただきたいのは、委員ご指摘のとおり、今回、転出の事実と業種、職種について調査をさせていただきますけれども、意識の部分も調査をしております。それは、県外への転出に当たっては、選択肢が、「都会へのあこがれ」、「県内にな

い学部で学びたい」、「仕事からの収入が少ない」、「県内に希望する業種や職種がない」など8つの選択肢を設けております。この選択肢と年齢、性別、行き先、それから、実際就く業種、そして職種をクロスで分析すると、見えてくるものがあると思います。

そういった観点で、産業労働部、あるいは政策企画課とも連携しながら分析を進め、支援していきたいと考えております。

【中島(廣)委員】今、課長が言われたように、一度は都会に出て、家族と離れて生活をしてみたいと、そういうのもあるでしょう。しかし、大半は、やはり長崎県の中に、高校生の県内就職率は、今度上がりましたよ、4.6%ぐらい上がっています。しかし、県外に行く人は、今、部長が言われたように、一度は地元を離れて独り立ちをしてみたいと、そういう考え方もあるでしょうし、あるいは、やはり自分が求める職種がないとか、あるいは、さっき大学に行っても学部がないとか、ですから、私はこんな時にしょっちゅう言うんですけど、「長崎県の大学に学部がなかったら、学部を増設したらいい」と言うんですけども、とにかくそういうふうにして、可能な限り長崎県にできることは今からやってください。社会減の中で一番大きいのは高校生の県外流出、これが一番多いわけですから。

そして、企業誘致をやって、正社員の雇用ということをずっと長崎県は言ってきました、正社員で雇用してくださいと。恐らく企業誘致の中には正社員と非正規社員がおいでになるでしょうけれども、なるだけそういうふうにして、彼らが求める業種、そして希望する、これは賃金格差がありますよ、確かに、長崎県と福岡とか東京あたり、関東周辺はですね。しかし、長

崎県は、「都会の家賃とか物価とかしたら、逆に長崎県の方が暮らしやすいですよ」とずっと言っているわけですから、そこら辺のデータもしっかり出して、賃金差はこれだけあるけれども、長崎県で暮らせばこれだけの暮らしができますよというようなことももっとPRをしてやってほしいと、そういうように思います。

ぜひ21市町と連携を取って、転出の理由とか、転入の理由をやられるわけですから、何が長崎県に足りないのか、そこを十分に調査して、なるべく早くそういうものが長崎県の中にできるように努力をしていただきたいと、そのように思っておりますので、部長から最後に答弁をいただけますか。

【宮崎県民生活環境部長】 本県にとりまして、人口減少対策というものが最重要課題であるというふうなことは十分認識しております。ですので、いかに長崎県に残ってもらうか、いかに長崎県に来てもらうかということを考えていく必要があるわけでございますけれども、それらを解決するためには、やはり背後にある要因というものを的確に把握する必要があると。今、委員がおっしゃられたように、例えば県外に仕事で出ていくとした場合に、どういう業種、どういう職種で出ていっているのかと。例えばそういうふうな業種、職種というのが仮に長崎県にあったとした場合に、そうしたら、なぜ出ていくのか、どこの違いがあるのか、そういうところを的確につかんで、やはり実効性の高い政策につなげていく必要があろうかというふうに思っています。

そういうふうな意味で、今回の調査というものは、大変タイムリーなものだと考えておりますので、21市町と協力して調査に努めてまいりたいと考えております。

【中島(廣)委員】 ぜひ、今、部長がおっしゃったように、そういう長崎県に足りないもの、この辺を十分調査をして、長崎県にそういうものをつくっていくというようなことで頑張りたいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに、事前通告をされた委員の方で質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまでございます。短くいきたいと思います。

通告に従って、まずは、ペットの同行避難について伺いたします。

昨年9月の一般質問で、私、このペットの同行避難を取り上げさせていただいて、台風10号で、ペットが理由で避難ができなかったケースというのを取り上げさせていただいて、そういったことがないように市町に働きかけをお願いしたいと言わせていただきました。宮崎部長も課題を認識させていただいて、「市町に働きかけます」と言っていました。ありがとうございます。その今の進捗状況ですね、どういった働きかけを行っているのか、進捗状況について伺いたします。

【嘉村生活衛生課長】 ペットとの同行避難にしましては、昨年10月19日に、県内全市町を対象として、台風10号の際の対応についての検証会議を開催し、同行避難所の設置の必要性和、設置に向けた課題について共有したところでございます。

その後につきましては、現在、県内の各市町を個別に訪問し、これは動物愛護全般についてですけれども、今後の取組について協議を行っているところでございます。

その中で、ペットとの同行避難につきましては、大雨の時期を迎える前に設置箇所を決めて

において、事前に周知しておく必要があることを改めてお願いしているところがございます。この訪問は、年度内に全ての市町に対して行うこととしております。

現在、13市町を回っているんですけども、台風10号の際に同行可能な避難所を設置した市町以外は、実際には検討が進んでいない状況もございます。

その大きな要因としましては、動物愛護管理担当部局と危機管理担当部局との連携した協議が進んでいないということがわかりました。環境省から、自治体の危機管理担当部局と動物愛護管理担当部局の双方が、災害対応の準備、実践に際して利用できるチェックシートというものを年度内に示すということが言われておりますので、これをまず、風水害時の対応用として使えるものに加工した上で、市町に配布したいと考えております。

また、新年度早々に市町の動物愛護部局と危機管理担当部局に参加いただいた上で再度会議を持ち、協議したいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。課題は、私も同じ認識を持っております。

やはり、答弁にもあったように、6月に大雨が考えられる状況にありますので、それまでにできる限り県民の皆さんに周知できるような状況にしてほしいと思います。もちろん、難しい状況というのは、今答弁いただいたんですけども、県でできることはできるだけやっていただいて、全市町がそろわないかもしれませんが、それでも取りまとめて、例えば県内でも、この市町だけはこれこれの箇所をペット同行避難が可能な避難所として設定していますというのを一元化していただいて、逆にそれができてない市町にプレッシャーになるような形になるかもし

れませんが、できる限り県としては、やれることをぜひともやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。喫煙禁止地区について、お伺いいたします。

平成20年から、長崎県が喫煙禁止地区を設けて、違反した場合は2,000円の過料が適用されることになっております。今までの違反した件数と取組状況について、お伺いいたします。

【吉原資源循環推進課長】 喫煙禁止区域での喫煙につきましてですが、未来環境条例では、地球温暖化対策、それから生活環境の保全、自然環境の保全、快適な環境の創造と美しいふるさとづくりを進めるために、この条例で必要な措置を定め、総合的な環境条例としてこの条例を設定しております。

この条例においては、喫煙禁止地区というのは、県内各地のたばこの吸い殻の散乱防止に努める場所として、その地区を指定するというものになっております。

これまで県において、この条例に基づいて、資源循環推進課、それから保健所に環境美化指導員という者が28名おりますけれども、長崎市を除いた県管轄の指定地区を定期的に月2回巡回して、喫煙者がいた場合には、その場で喫煙禁止地区であることを伝え、近場の喫煙所の方を案内しているところです。喫煙者の方も素直にこちらの指導に従う方がほとんどですので、特に2,000円の過料というのを適用した事例はないということです。

実際、県が指定しております指定地区26か所、これは令和元年度になりますけれども、801回ほど巡回しまして、ポイ捨てについてはゼロです。喫煙については14件指導をしたものがございます。あと、平成20年度からの推移は、今準

備ができていないんですけれども、平成29年度からの推移を言いますと、指導件数としましては、平成29年度が指導件数48件、平成30年度が41件、うち平成29年度の喫煙件数が47件、平成30年度が41件というふうに減少している傾向にあります。

【赤木委員】ありがとうございます。設けても、今のところ過料を徴収したことはない。指導はされているというご答弁でした。

少しずつ効果というか、最後、指導の件数が下がってきているというご答弁でしたけれども、この取組の効果が上がってきているという認識なんですか。

【吉原資源循環推進課長】こういった巡回指導をすることで、市町の担当の方も、自分の地域のここが重要な、美しいまちづくりをするための場所ということで認識いただいて、また、住まれる方も、観光客で来られる方も、そういったところを認識していただいているというところで数が下がってきたものだというふうに考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。徐々に認知も広がってきているという答弁だったと思います。

一定効果があったのかなと思いますので、この禁止地区を広げるような活動はなかなかされてないのかなと思いますけれども、それこそ、長崎県は観光県でもありますし、やはり美しい環境というのは残していかなければならないと思っております。そういう取組の効果が見られるようでしたら、それこそ文化観光国際部と連携して、各市町とも連携しながら、必要な箇所を広げるですとか、さらに強力な取組ですとか、そういった形で美しい環境を残していただきなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【八江委員】観光振興と雲仙国立公園の整備等についてという通告はしておりましたが、長崎県は観光立県だということになって、2000年にスタートしたと思います。そういう意味で、観光県だということから考えてみますと、それは一つは、日本で初めての雲仙国立公園というのが誕生し、そしてまた、西海国立公園という2つ目ができ、あるいは国定公園なども対馬をはじめたくさんの公園があると。景観その他については、他県に増して立派な長崎県の風土がそこにある。

そういったことを考えていけば、今後のコロナ禍が済んだ後に、Go Toトラベル等も考えていけば、やっぱり公園の整備というものは常に前向きに取り組んでおかなきゃならないことだと思うし、また、海外からいろんな方々が見えいただく場合においても、やっぱりお山、雲仙についてのことは懂れて、また来客される部分が多いんじゃないかと。そのように思いますので、国立公園雲仙の利用拠点上質化プロジェクト事業というのがありますけれど、この中身について説明をいただければと思います。

【石川自然環境課長】ご質問ありがとうございます。令和3年度の予算に計上させていただきました、国立公園雲仙利用拠点上質化プロジェクト推進事業費について、ご説明させていただきます。

雲仙については、30年前の噴火以降、宿泊者数・利用者数が減少しておりまして、それがなかなか改善しない。さらに、去年はコロナの状況もありまして、温泉街の皆様、非常にご苦労されております。

そのような中でも、国や県の補助制度をうま

く活用していただいて、コロナが終息した後に、観光客の皆様が戻ってきた時に、観光客の皆さんを満足させられるような体験プログラムなどの準備を今進めているところでございます。そのような地元の動きに対するような形で、国、県、市それぞれが、それぞれの立場で支援を進めているというところでございます。

具体的には、県といたしましては、歴史的に雲仙地域には県有地や公園施設がたくさんあります。そのような公園施設のうち、令和3年度は2つ、温泉街から1～2時間程度でゆっくり散策できるような歩道の整備を進めていきたいと考えております。

具体的には、絹笠山の登山道、おしどりの池沿いにある遊歩道、その再整備を予定しているところでございます。

【八江委員】 それ以外に、温泉街の中でも雲仙というのは、温泉街の中に地獄があるというのは、ほかのところもそんなに多くないわけで、非常に珍しい地域だと思っておりますので、雲仙の地獄の散策をする中で、過去にも何回か整備をしていただいた経緯はありますが、もう少しいろんな外人が訪れていただくための表示板とか、また、そういったものにふさわしいものの整備をしていくことも必要だろうと思いますし、また、平成新山というのが、先ほどお話のように、できてから30年、その登山、あるいは見学をする場所の設置の問題等、考えてみるとたくさん整備するものがあるんじゃないかと思います。

幸いに課長は、環境省からの出向をいただいていると思いますので、この事業については、環境省の委託事業といいますか、そういったことで予算の確保もできているんじゃないかと思うし、そうなれば、もう少し思い切った金額を

もって整備してほしいと。今、1億500万円ぐらいの予算が計上はされておりますけれども、これは一桁違うんじゃないかと思うぐらいですね。10億、あるいはそれ以上のものがあるべきじゃないかなと思いますので、そのことはもう少し幅広くといいますか、環境整備のための予算化にも努めていただくことが必要かなと思います。

今まで少しずつは県単位でやってきたものだと思いますけど、ここでは国も観光国日本というものを、今後、ASEANを含めて売り出していくならば、なお一層のこと力を入れることも必要だし、また、それだけの予算の確保ができる状況の中にあるんじゃないかと、このように思いますが、いま一度、そういった環境省の考え方などについてはいかがなんでしょうか。

【石川自然環境課長】 おっしゃるとおり、雲仙温泉街の中心街には地獄の歩道というのがございます。そちらについては、環境省が所管している施設でございまして、環境省が直轄で行う事業について、積極的に県で引き受けて整備を進めております。

具体的には、地獄の歩道については、今年度、環境省の施行委任を受けまして、歩道再整備のための設計を行ったところでございます。環境省からは、来年度以降、地獄歩道の再整備の工事に入るといふふうに聞いております。

今後とも、おっしゃっていただいたように、積極的に国の予算もうまく県の方に取り入れる形で、雲仙の再整備を進めていきたいと思っております。また、雲仙、これほど大規模な再整備をするのは約20年ぶりです。以前、緑のダイヤモンド事業ということで再整備をしましたが、それについて、やっぱり地元の方々が、先ほど申し上げたような動きを非常にしてくれ

ていますので、引き続き環境省と雲仙市と、また地元の皆様と連携をして、しっかりと整備を進めていきたいと考えております。

【八江委員】雲仙には、先ほどお話がありました緑のダイヤモンド、そして西海国立公園は海のダイヤモンド計画、そういったものは既に済ませていただいて、立派にでき上がっておりますけど、今、話のように、いま一度、今の時代に合った見直しが必要だろうと思いますし、あと1年半後には、新幹線の開通というものも出てきます。あるいは、ジオパークというものもこれから進展をさせていかなければならないことだと思います。

もろもろを考えると、やっぱり受け皿をちゃんとつくっておかなければ、いざ来てくださと言っても、備えがなければ、来た人たちにあまり満足感を与えなくて済んでしまうということになります。

そういうことを考えていけば、もっともっとやるべきものはたくさんある。自然環境課は、以前は自然保護課でしたが、大きな予算の中で活動していただいておったんじゃないかと思っています。

そういう中で国道57号が長崎から雲仙・島原を経由して、海を渡って熊本、あるいは阿蘇、それから別府というやまなみハイウェイを通していくのが57号なんですけど、57号のことも、昔できたばかりの道なんです。だから、道路の改良も併せて必要になってくるけど、これは国道57号ですから、国道との問題がありますけど、そのあたりもやっぱり提言をしながら、交通の利便性を確保していただくことも必要だろうと思っていますので、その点をひとつお願いしたいと思うんですけど、総合的には、やっぱりこれは部長の管理でしっかり、環境省の課

長もお見えいただいておりますけど、併せて県の立場で物を申しただけかなければならないと思いますけど、そのこともちょっと確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮崎県民生活環境部長】今回の雲仙の上質化事業でございますけれども、これに関しましては、先ほど課長から説明がありましたけれども、普賢岳噴火以降、なかなか厳しい状況が続いていると。そういう中であって、国において国際観光旅客税でこれを活用して上質化ができると、そういうふうな方針が出ましたので、雲仙市において、昨年の6月に、観光戦略をつくっていただいているところでございます。

その中で雲仙温泉の魅力を高めるために、国、県、市、そして民間団体、それぞれがそれぞれの役割に応じて整備を進めていくということにしておるところでございます。

県といたしましては、先ほど話がありましたように、周辺部の遊歩道等の整備を担うような形になっているわけでございますけれども、最終的には、例えば南島原につながるようなロングトレイル、そういうところまで念頭に入れて整備ができればというふう考えておりまして、結果といたしまして、新幹線を含めまして、最終的には島原半島全体の観光の底上げができればというふうに考えているところでございまして、事業の推進につきましては、国に対して積極的に支援を求めてまいりたいと考えております。

【八江委員】地元の雲仙・小浜ですね。あるいは島原観光協会をはじめコンベンション関係は、非常に団結して観光客の受入れを盛んにやっておられるし、女将会さんをはじめ、本当に積極的な活動をなさっております。それに報いるだけということではなくて、長崎県が誇りとする

雲仙というものをもう少しアピール、改めてアピールしていくことが必要かなと思います。

島原半島は農産物の約5割近くを生産する農業地帯でもありますけど、同時に食の提供もできる地域だと位置づければ、もう少し力を入れていただきたいというふうに思いますし、環境省出向の課長には、特に環境省に対する予算の確保等について、改めてお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【前田委員】 高齢化が進む中で、そして現状の社会の情勢や県民が求めるニーズに対して応えていくためには、NPOの役割というのがさらに重要視されてくるんだと思います。

そうした中で、NPOの認証をつかさどる県として、まず、全体的な数字として、ここ直近の数年でのNPOの認証の数の推移と併せて、残念なことに、NPOを設立しても解散に至っている事例もありますので、その解散の進捗について、1点お尋ねしたいと思います。

併せて、コロナ禍の中でNPO団体が活動で非常に苦労しているという話を聞く中で、県として、NPO団体のコロナ禍での活動について聞き取り等もされているかどうかも含めて、どのような現況の厳しい情勢にあるのかということについて把握しているのかということと、そのことに対して、新年度も含めてどういう支援をしているかということについて、簡潔にご答弁いただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】 まず、NPO法人の設立、もしくは解散の状況でございますけれども、まず、新規設立の近年の推移につきまして、平成28年度が34法人の設立がありまして、平成29年度が21、平成30年度が11、令和元年度が19という状況で最近では新規設立は若干減少

傾向にあるところでございます。

一方で、解散数でございますけれども、同じように平成28年度から申し上げますと、平成28年度の解散数が18、平成29年度が10、平成30年度が14、令和元年度が12ということで、解散数の方も若干減少してきている状況でございます。その差し引きで累計の法人数を見ますと、平成30年度に一旦減少はありますが、平成28年度以降も令和元年度まで若干増加しているという状況で、令和元年度は506法人ということになっております。

それから、NPOのコロナ禍での支援の状況でございますけれども、委員のご指摘がありましたように、コロナ感染症の影響が継続する中で、NPO団体にとっても、活動に当たって様々な困難とか悩みを抱えているということは私も認識をしているところでございます。

一番影響を受けやすいというのが事業系、いわゆる介護施設とか、障害者施設とか、学童保育とか、そういった施設運営の事業活動などで、従業員を常時雇用して活動を行っているようなNPOなどが、やはり収入の減少という影響を受けやすいということでございます。これらへの支援につきましては、国の持続化給付金をはじめ、県においても緊急雇用維持助成金でありますとか、業種によっては休業要請に伴う協力金でありますとか、新しい生活様式に対応するための補助金などがあり、いずれの給付金、助成金もNPOを支給対象としているところでございます。

そういった状況で、昨年第1回目の全国的な緊急事態宣言が解除された後の7月頃に県内500法人にアンケートをとったところ、8法人がコロナの影響により活動に問題が生じたという回答がございました。その内容のほとんどが、

人を集めて実施するような集会、講演会、研修会やイベントなどの開催が延期、または中止を余儀なくされたというものでございます。そういった事業活動が制約されることに困惑しているというふうな内容がほとんどでございました。

事業系の法人については収入減というところはあるんですけれども、国または県の支援を受けて持続的にやっていただいているところもありますし、あと、事業活動に制約を受けている法人につきましては、県民ボランティア活動支援センターでありますとか、私どもの方で相談を受けて、国の制度でありますとか、事業実施に当たってのアドバイス等をさせていただいているところでございます。

【前田委員】 まず、NPO法人の数ですけれども、今、課長の方から答弁をいただいたんですが、冒頭私が話したように、NPOに担っていただく役割とかニーズがこれから増していく中で、私は、数については少ないという認識をしているんですね。もっともっと出てきてもらうことが望ましいと思っています。

一方で、数の増減というか減少は、数は少ないということだけれども、解散が一定出ているということを含めて、新しくできたところと解散したところのプラスマイナスで見るということではなくて、やはりNPOが十分活動を維持していくことに対して、市町と役割を分担しながら支援していると思うんですが、市町のどういった事業をしているかというのも事前に資料でいただきましたけれども、見させていただくと、各市町のやっている支援のボリュームも内容もかなり格差というか差がある中で、一定まだ県と市町が連携して、このNPOを支えていくというところに対して足らざるところがあるんだと思います。

併せて、コロナ禍の中の影響をアンケートをとっていただいたことはありがたいんですが、活動の制限だけではなくて、届いてない声なのかもしれません、運営自体が非常に厳しいというところ。その運営のバックボーンとして、事業をやらないところは寄附等が集まらなくなっているとか、そのことによって常時置いていた事務所の家賃も払えず、事務所も公的な場を借りるような形でやっているとか、いろんな困った情勢であったり、要望というものがあろうかと思いますので、また、今議会が終わってから、担当の課の方とはそういうことも確認しながら、次の6月定例会では、具体的な課題の認識と提案を含めた質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【深堀委員】 通告に沿って質問をさせていただきます。

先ほどご説明をいただいた各種計画についてであります。

まず、第4次長崎県食育推進計画に関してですけれども、今回、ライフステージごとにということで、新たな考え方として項目が設けられております。考え方は理解できるし、その計画の中でそれぞれのポイントというのも記載がされています。そういった中で、ライフステージ別に代表的な指標等々を掲げて取り組むということが、計画の中にそれぞれいろんな数値目標がありますけれども、ライフステージごとにその重要度というのは違うと思うんですね。ですから、そういった考え方を取り入れた方がいいのではないかということで思ったものですから、提案として申し上げておりますけれども、いかがでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】 今回、食育推進計画に「ライフステージ別に見る食育」ということを加えさせていただきました。これにつきましては、食育の県民会議の方でもかなり好評をいただいておりますのでございます。

こちらにつきまして、資料4-②の16ページですけれども、ライフステージ別に見る食育に数値目標は、確かに、委員おっしゃるように、記載しておりません。しかし、こちらはあくまで第4章以下の本文のところから外れているものではなくて、各項目は本文の施策と連動するものになっております。ですから、多少表現は違いますけれども、連動しております。そのため、第4章以降の施策の数値目標というのは、それぞれのライフステージにほぼ当てはまるというような形になっております。

ですので、ちょっと見ますと、44ページに数値目標の一覧がございますけれども、こちらの食育計画に基づいた推進計画がある保育所・幼保連携型認定こども園の割合というのが、乳幼児期に当てはまるというようなことで考えられますし、例えば第2節の健康長寿につながる食育につきましては、小・中学生の朝食摂取率が小・中学校期に当てはまるなど、このような形で捉えられていけるというふうに考えております。

【深堀委員】 わかりました。全ての数値目標云々ということよりも、代表的なものを一つ、このライフステージごとに、これが一番大きな影響があるんだというような、数値目標の中でも重要度は違うと思うんですよ。ですから、そういった視点を持って取り組んでいただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

次に、この数値目標の中で少し気になることがあって、例えば食育の視点を踏まえ、授業を

行っている小・中学校の割合というところの数値目標があるんですが、基準年の令和元年では88.1%、目標の令和7年では91%というふうに目標の設定がされています。食育の観点というのは、これは物すごく重要なテーマだと思っていますけれども、なぜここが、少なくとも、例えば公立の小・中学校であれば、教育委員会と連携して、公立の小・中学校はもう全て、この食育の視点を踏まえた授業を行うということではできるというふうに考えたんですけれども、どうしてこの91%になったのか、そこらあたりを教えてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】 こちらは、担当のところが義務教育課でございますので、そちらの方にお尋ねしたところ、現在、食育の年間計画を作成している公立の小・中学校は100%になっております。各学校において給食集会やお弁当の日、料理教室など教育活動を通して食育の推進が現在も図られているところでございます。

ただ、委員ご指摘の「食育の視点を踏まえ、授業を行っている小・中学校の割合」という指標につきましては、各学校で食育推進の校内組織を立ち上げて、食育指導に関する年間指導計画を作成して、学校の教育活動全体を通して全職員で食育推進を意識した授業実践ということで、例えば国語なり、理科なり、社会なり、家庭科なり、総合学習なり、そういうそれぞれの授業で実践を行っているという小・中学校の割合であって、非常に高い内容で、ですから、食育計画を作成している学校の取組よりさらにレベルアップした取組というような形になっているということでございます。

こういった高い内容の指標としているところで、今回の目標は100%ということではなくて、

9割弱の学校において食育の実践が行われているということは大きな成果だというふうに捉えており、ここ5年間での伸び率を当てはめて91%というふうに設定したということでありました。ただ、その後もさらなる食育の推進を図って100%を目指していきたいということでございます。

【深堀委員】 100%を目指しているということなので、それは一定理解をいたします。

数値として出てきた時に、どうしてもそういう視点で見えてしまうものですから、お尋ねした次第です。

同じくこの数値目標の中で非常に気になったのが、食育に関心を持っている県民の割合です。基準年で、令和2年69.9%で、令和7年で目標が80%掲げておりますけれども、国の第4次食育推進基本計画を確認したんですけれども、その中で数値目標、これは国の食育基本計画の中にもかなりいろんな数値が載っております。そこに該当するのは、国の分でいけば、「食育に関心を持っている国民の割合」というところです。これが、現状、国の指標でいけば83.2%、目標値、令和7年度で90%以上ということが国の食育基本計画の中に掲載をされているわけです。

当然のことながら、国の第4次食育基本計画を踏まえて、長崎県のこの計画も立てられたというふうに思うんですけれども、これが著しく国の目標と乖離があるところについて、これは実際の長崎県民の実態ですから、そこら辺、どういって全国の部分とそれほど差があるのか、そのあたりどういうふうに分析をされていますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】 今、委員がおっしゃいました、国の現状値の83.2%といいますのが、先月2月に公表された現状値で、当課

としましては、昨年の値の76.2%を今までずっと基準として捉えておりました。国が毎年食育に関する意識調査を実施している中で、それまでの最高値が、平成28年度の79.6%でございました。そういう中で、長崎県につきましても、これまで食育に関心を持っている割合が国よりも低い状況は、委員おっしゃったとおりでございまして、まずは、国の最高値である79.6%を上回ろうということで、80%の目標を立てたところでございます。

食育に関心を持っている県民の割合が、国の現状値を下回った原因としましては、やはり全国平均と比較して野菜の摂取量が少ないとか、果物の摂取量が100グラム未満の人の割合が高いとか、そういうところで、食に対する意識とか、知識とか、食を選択する力がまだまだ弱いのかなと。そういう健全な食生活が送れていないというようなところが、一つの要因として考えられるのではないかと考えております。

【深堀委員】 わかりました。現状値から考えた時の目標として、あまりにも極端に高い目標であれば、実現性が低くなるので、本当にどうか頑張れば届きそうな数字だということで設定をされたということだろうというふうに認識をしますので、それぞれの項目、かなり難易度といますか、達成に向けてかなり努力をしなければいけない部分もあると思うんですよね。そのあたりしっかり取り組んでいただきたいということ。

あと、通告の中で、食育計画と食品ロス計画と2つ一緒にまとめて載せていたのは、こういった数値目標の中に食育ということと、食品ロスの削減ということは物すごく密接に関係していると思うわけです。せっかく小・中学校で食育の計画をつくって、子どもたちにそういった

指導をする時に、こういった食品ロスの削減の観点も、せっかくであれば、そこに入れ込むことによって、どちらの計画にも反映できるということになると思うんですけれども、そういった考えがないのか、お尋ねをしたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】先ほど申し上げました義務教育課の食育の視点を踏まえた授業であります、その食育の視点というものが、文部科学省の「食に関する指導の手引」の中で、「食べ物を大切に、食料の生産等に関わる人々への感謝する心を持つ」という項目がございます。ですから、この中で食品ロスの削減に関する授業が実施されているところであり、現在、既にもう実施をされているということで理解しております。

【深堀委員】それなら、私の理解不足だったんでしょうけれども、この食育の授業の中に食品ロス削減の観点、食料の大切さといいますか、そういった観点で指導が行われているということで理解をいたします。ありがとうございます。

次に、ごみ削減という項目で挙げておりましたけれども、実際は、これは第5次長崎県廃棄物処理計画に直接リンクするものでありますので、その計画のことにについて少しお尋ねをしたいと思います。

第5次の廃棄物処理計画においては、一般廃棄物にかかる目標値として、先ほどの説明の中で、現状969グラムを令和7年度に900グラムということで、全国推計値レベルにするという説明がありました。

ただ、この計画を見ていくと、1人当たりのごみの排出量というのは、平成28年度以降増えてきている状況にあります。そもそも最初の説明でもありましたけれども、もともと令和2年

度の886グラムという目標を長崎県の第4次の計画の中で掲げていたわけですね。それが結果的に、平成28年度以降、944グラムから952、958、969というふうに1人当たりの排出量が4年連続で増加をしてきている。そういった中で令和7年度の目標を900グラムにしたというところが少し違和感というのを感じて、そこあたりの算定をした、本当に実現できるのかというのもあるし、目標をもともと令和2年度から大きく下げたということに関してもどうなのかという思いがあるんですけれども、そのあたりの見解を少し教えてください。

【吉原資源循環推進課長】まず、削減目標の設定についてご説明したいと思います。

先ほど深堀委員がおっしゃった886グラム、第4次計画を策定した時の排出量の目標値886グラムにつきましては、資料7ー②、計画案の9ページの上段を見ていただきたいと思います。

そこに、現計画である第4次廃棄物処理計画を策定した平成27年度において、当時最新データでありました、本県の平成26年度の排出量は955グラムと、全国平均の平成25年度排出量は958グラムとなっていて、ほぼ変わらない状態でありました。

ごみは、事業所から発生してくる事業系ごみと、家庭から発生してくる生活系ごみに分かりますけれども、9ページの下の方には、事業系ごみの排出量が載っております。この排出量は、本県の平成26年度の値は304グラム、そして全国の平均の平成25年度の値が280グラムとなっていて、本県の排出量が、全国に比べて24グラム多いという状態でした。

そして、次の10ページの図表の2ー1ー5を見てください。生活系ごみの排出量につきましては、本県の平成26年度が651グラム、そして全

国の平均、平成25年度の値が678グラムとなっていて、全国平均よりも27グラム少なく、年間およそ3グラム程度ずつ減少しているような状況にありました。

このときに令和2年度の排出量の目標設定をしておりますけれども、県内の市町の廃棄物の排出実績を勘案して予測した結果が926グラム、先ほど述べました事業系ごみについては、全国平均との差で24グラム、そして、生活系ごみについては3年間で約16グラム、5年間の計画ですので16グラム削減可能とトレンドの方から判断しまして、合計40グラムを削減するということで886という目標を設定しております。

【深堀委員】いろいろ説明を受けましたが、結局、近年のごみの排出量のグラフとかを見ると、全国と比較すれば、長崎県は悪い方にいっているわけですよ。事業系にしても、生活系にしても、この何年かの動きをグラフで見ると。

そこを考えた時に、本当に実行性のある目標なのか、実際に第4次で行ってきた事業の成果が本当に出てきたのか。逆に、第4次の計画を実行しても、傾向としてはあまり出てきてないわけですよ、実際に具体的な数字として。だから、第5次の計画の実行性が本当にあるのかということを、どうしても、この数字を見れば、そう感じるわけですよ。ですから、しっかりと第4次の総括で、どういう点が足らなかったのか、そして、その足らなかった点を第5次では、目標数値だけを言っているんじゃないくて、第4次でやったけど、ここがだめだったから、第5次には、計画ではこういったことを打ち出して、本当にこの目標を達成するために頑張るんだというところがなかなか聞こえてこないものだから、聞いているんですよ。その点、何かありますか。

【吉原資源循環推進課長】委員ご指摘のとおり、グラフを見ると、なかなか下がっていくような状況にはないというところですが、ごみの中の成分を見ました時に、紙類が結構入っておりまして、まだ再生が進んでいないと。また、先ほども話がありますように、食品ロスの関係で、まだ食べられる食材、そういった生ごみの量がかなりのウェイトを占めているというところがございますので、その部分を削減していけば目標を達成できるということで、今回、900グラムの設定をしたところでございます。

【深堀委員】通告していたのは、地球温暖化の温室効果ガス削減の部分も少し質疑をしたかったんですが、もう時間がないので終わりますけれども、その温暖化計画の方もかなり、2030年に向けて31.5%、中期目標として下げることが載っています。これも数値を見ると、非常にハードルの高い目標値だというふうに思います。中間の目標は達成できると思います。令和7年とかの分はですね。しかし、この2030年の目標は非常に高いのかなというふうに見ているんですね。

ですから、今言ったいろんな計画、いろんな目標値があるんですけども、それぞれハードルの高い目標を設定しているので、ぜひそこは、答弁は要りませんけれども、部長、着実な推進によって、こういった目標を達成するように、議案じゃありませんけれども、先ほど説明された計画はそれぞれ非常に重要なものだと思うので、ぜひその点は決意を持って取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

【中村(一)委員長】 答弁の方はペーパーで、深堀委員にさせていただきたいと思います。

ここで、あとお二方おられますので、換気入れ替えのため、25分まで休憩いたします。

— 午後 5時18分 休憩 —

— 午後 5時24分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 理事者の皆さんお疲れさまでございます。時間も差し迫っておりまして、議案外ということで20分でございますが、時間も時間ですので、短縮して質問させていただきたいと思います。

通告は、NPO法人の政治活動のあり方について、お尋ねしたいと思います。

私がお聞きしているところによると、県内の某市でNPO法人の政治活動があって、県の方で調査が入ったということになっておりますが、いつ、どこで、誰が、どのようなことをしたかというのをまずご報告いただけますか。

【本多県民生活環境課長】 すみません、休憩をお願いします。

【中村(一)委員長】 休憩します。

— 午後 5時26分 休憩 —

— 午後 5時26分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【本多県民生活環境課長】 失礼いたしました。
事実の確認ということで、2月12日に現地を訪問いたしまして、NPO法人の方から聞き取りの調査をいたしました。その際は、私と担当の二人で現地を訪問いたしております。

【山田(博)委員】 課長は、私の日本語がわからないんですか。私は、いつ、どのようなことがあったかと聞いているんですよ。行ったから、私は聞いているんですよ。いつ、どういった形であったかというのを聞いているんです。私の日本語はわかっていただけましたか。

いいですかね、課長、私は事前通告して、お互いに疲れておりますけれども、疲れているといっても短縮してやろうと言っているじゃないですか。しっかりととした答弁をいただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】 先ほど申し上げましたように、2月12日に現地に行って、当該NPO法人で実際に運営をされています代表の方にお会いしまして、当日の講演会を実施されているんですけども、講演会の内容とか、その講演会に出席されていた方とか、そういったところの聞き取りの調査を行っています。

【山田(博)委員】 もう一度言いますよ。私の日本語がわからないんですか。いつ、どういった形で、誰が、どういったことをしていたかというのをお尋ねしているんです、私は。あなた方が調べに言ったんでしょ。それを明確にしっきりとお答えください。

【本多県民生活環境課長】 12月17日に講演会を当該NPO法人が開催をされておりまして、その講演会の内容というのが、農業を行っている方や就労意向のある方を対象として、農業の現状とか、将来の農業のあり方とかについての講演会を実施されたということでございました。

【山田(博)委員】 課長、3回目です。誰がされてたんですか。

【本多県民生活環境課長】 その講演につきましては、元農林水産大臣である山田正彦さんが講師として講演をされたというふうにお聞きしております。

【山田(博)委員】 それで、この講演の内容というのは、私があなた方から、ほかの課からいろいろお聞きしましたら、業務委託外のことをされていたということで、産業労働部と、あとNPO法人を所管しているそちらの課と両方が

入れ替わり立ち替わりで調査をしたというのは間違いないですか。

【本多県民生活環境課長】 私どもの方にそういった講演があったというお話があります前に、産業労働部の方でも、委託業務という範囲の中で調査をされたということをお聞きしております、それに加えて、私どももNPO法人として、NPO法に照らした時に政治活動に当たるかどうかというところの視点で、あくまでもNPO法上の政治活動に当たるかどうかについて、改めて調査をさせていただいたということでございます。

【山田(博)委員】 結論から言うと、それによって多大に周りは振り回されたわけですね。このNPO法人も、こういったことがあったということで深く反省しているということでもありますけれども、それは間違いないかどうか、お答えください。

【本多県民生活環境課長】 私どもが聞き取りをしたところ、今回の講演会については、NPO法上で禁止されている活動には当たらないというふうには判断をしたところなんですけれども、そういった一般的に疑いを持たれるようなことに関しては注意された方がいいのではないかとという助言をNPO法人にさせていただいたところでございます。

【山田(博)委員】 その回答は何だったんですか。

【本多県民生活環境課長】 それについては、当該法人の方も、今後気をつけるというお話でございました。

【山田(博)委員】 要は、私がなぜこれを聞くかということ、NPO法人として、簡単に言うところのところでやっていたということですよ。ましてや、県の業務委託以外にやっているということで、今回はNPO法人として法には触れ

てなくても、県の業務委託として、NPO法人がそういった政治的な活動をしているというのは適切か不適切かという、どう思われますか。

【本多県民生活環境課長】 私どもは、先ほどから申し上げていますように、NPO法に基づいて、法律で定めるところの禁止事項に当たるかどうかという判断はできますけれども、一般的に政治活動に当たるのかというところを判断する立場にはございません。

産業労働部の方では、委託事業の中でどういう判断をされているかというところですが、私どもは、先ほどから申し上げているように、あくまでNPO法に基づいて判断するというところでございます。

【山田(博)委員】 課長、私はそういったことは知っていますよ。NPO法上の政治的活動というのは制約されているというのは、わかっているんです。私が言っているのは、委託をされたNPO法人がそういった政治活動をするというのはいかなるものかと言っているわけです。委託ですよ。委託業務の中でそれがいいののかどうかと聞いているんですよ。

あなたは、先ほどおっしゃるように、それは法人の担当課としてですけれども、委託をするという担当の課長になった場合、あなた方もする時に、それをよしとするか悪いとするかということ、私は聞いているんですよ。あなたが言っているのは、よしとするということで理解していいんですか。そこだけお答えください。

【本多県民生活環境課長】 私どもは委託をする立場ではございませんので、そういった判断は申し上げかねます。

【山田(博)委員】 じゃ、次長、あなた方はNPO法人に委託することはあっても、そういったことは政治的な活動をしてもいいということで

理解していいんですよ、私は。これは全庁的な問題で、今、新行政推進室としてもいかなものかと。この担当をしていた厚生労働省の長崎労働局は、今回の入札に入れたんですよ、政治的な活動をしないということで。国はすぐ入れたんだ。県当局は、今まで入札項目にこれを入れたことは一切ないんだよ。今回を機にこういったことを問題にせんといかんのじゃないかと言ったんだけど、あなたたちは逃げるのか。国はぴしゃっとやっているんだぞ、今回指摘を受けて。国はぴしゃっとやって、肝心要の長崎県は逃げるのか。見解を聞かせてください。

【田中県民生活環境部次長】 今、委員からお話がありました政治活動に対しましては、今回、私どもといたしましては、NPO法人としての政治活動に当たるかどうかというふうな部分での判断をさせていただいておりますので、そういった全庁的な委託のお話ということでは判断をさせていただいておりません。

【山田(博)委員】 私は、一般論を言っているんだよ。今回のこの小っちゃいことを言っているんじゃないんだよ。全体的なことを言っているんだ、私は。実は、そういった見解なんですか。あなたも逃げるのか。

【田中県民生活環境部次長】 NPO法人が、今、様々な県の機関から委託を受けるということはあるかと思いますが、NPO法人としての政治的活動はそもそも認証を受けました時点で、活動の中ではしないというふうなことで認証を受けている団体でございますので、私どものNPO法人の法律上の政治的活動といったものは行われていないというふうに考えております。

【山田(博)委員】 だけどね、次長、今回、実際委託する時の中に、そういった誤解を招くとい

うことがあってるんですよ。私が言っているのは、NPO法人が政治的活動というのは、確かに特定の候補者とか政党を押してはいけないという法律があるというのはわかっているんですよ。そのことを言っているんじゃないですよ。委託業務を受けた時に、果たしてそういった法律に触れなくても、そういったことをしてもいいのか悪いのかと言っているんです。

しかし、今回の事件に関して、長崎労働局は、そういったことが一切ないようにきちんと仕様書に明記をしているんです。国はしたんだよ、長崎労働局は、この事件を機に。私が言いたいのは、あなた方は今回を機に、こういった事件があったので、全庁的に関係機関と協議をして取り組んでまいりますと、二度とこういった誤解を招かんように頑張って取り組んでいきますという答弁を聞くんだったら、私はまだしも、なんで逃げるんだ。こういった事例をした時に、こういったことは誤解がないようにせんといかんというのが、なんで答弁出ないんだ。

【本多県民生活環境課長】 委託事業でされていることに関しては、私どもは言える立場にないというのは、先ほどから申し上げておりとおりでございます。

NPO法人がそういった委託を受けるに当たって、発注者である県の所管部局の方が、入札等で選定する際に、そういった国の制度を参考にして、県としての制度をどうするかという話は、私どもだけではなくて、全庁的に、会計の問題でありますとか、そういったところも含めて検討すべき問題というふうに思っております。

【山田(博)委員】 私は、今回聞いているけれども、私は思いますけど、今回の件は、しっかりとこの回の事件を聞いて、どのようにすべきかというのを検討せんといかんのじゃないですか、

もともと。問題が、事件があったら、それをどういうふうにするかというのを考えないといけないと私は思うんです。それを、自分たちは担当じゃありませんから、これは知りませんかというふうに聞こえるから、私は言っているんですよ。

確かに、あなた方は担当じゃないです、委託してませんから。こういった問題があったと、これは担当課にお伝えして、じゃ、これを長崎県でこうしましょう、ああしましょうというのを連絡せんといかんのじゃないかと、協議していこうという姿勢は、私は大切じゃないかと言っているんですよ。私は担当じゃありませんから、そういったことを言うのはいかなものかと、地方公務員法でもちゃんと謳っているじゃないですか。もう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】制度上の話につきましては、先ほども申し上げたように、県庁の中で関係する部局と、情報も提供いたしまして、関連する部分があれば、必要な見直しを検討するようにお伝えをしたいというふうに思います。

【山田(博)委員】ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

私は、個人的にこのことを言っているんじゃないんですよ。この件を振り返って、あなた方の姿勢が後ろ向きだから言っているんですよ。この機会に改善すべきは改善して、よりよい長崎県政をつくってもらいたいと思って指摘しているんです。

若干声が大きくなって大変申し訳ございませんけれども、そういう思いがあったということでご理解いただいて、質問を終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】第2次長崎県地球温暖化対策実行計画概要というのが案として出ていますね。先ほど次長から説明がありました。深堀委員が時間があったら質問されようとしておったんじゃないかと思いますが、そういうことで少しダブるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

今、私たちは、脱炭素社会ということに非常に関心を持っております。国の方では、非常に激しい動きになっております。今、我々長崎県においても、非常に自然災害が多発をいたしておりまして、自然災害が起こるたびごとに地球温暖化の問題が非常に話題となっております、そういう点からも、もう地球全体が、あるいは地球環境が大きな変化をきたしている、これはもう間違いのない事実だと思うわけであります。

まずは、この地球温暖化の問題については、我が国のみならず世界のそれぞれの国で非常に関心が高まっておりまして、いずれ脱炭素社会を目指して、その動きは加速化されるだろうと、そういうようなことを考えているわけであります。

今、日本では、ご案内のとおり、10月の菅総理の所信表明の中で、2050年には、まさに温室効果ガス排出量をゼロにすると、こういう表明がありまして、そういう点からいきましても、日本の産業構造、あるいは経済を取り巻く社会というのが、相当大きな変革をもたらすと思うわけであります。

そこで、本県においても、ずっと長い間というか、ここのところ地球温暖化対策についての取組が行われております。そういう取り組んだ結果が、今どういう状況にあるのかと。いわゆる長崎県の地球温暖化対策に取り組んで温室効

果ガスの排出の現状がどのようになっているのか、そこのお尋ねと、同時に、この取組の中においてどういう課題があるのか、そういうことも取り組んで初めてわかったのではないかと思いますが、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

【重野県民生活次長兼地球環境課長】委員ご質問の件ですが、先ほどの対策の実行計画を見ながら説明をさせていただきたいと思えます。

資料6―②、16ページをお開きください。

そこに、現在の長崎県内の温室効果ガスの排出量について、ということで書かせていただいております。

現在の計画の目標といたしましては、2020年度における長崎県内の温室効果ガスの排出量を、森林吸収による削減率3.3%を含め、1990年度比で13.4%削減することとしております。

17ページの図2―19に示しているとおおり、平成29年度の本県の温室効果ガス総排出量は924.6万トンということであり、一番左側になりますけれども、計画の基準年、平成2年の898.2万トンと比較すると、2.9%の増となっております。これは、平成19年度以降減少傾向にあったものが、平成23年（2011年）の東日本大震災によって火力発電のウェイトが高まって、二酸化炭素排出量が急激に増加したことなどが影響したことによるものと思われまます。その後、平成24年度をピークに、毎年、減少している傾向にあると思われまます。

19ページの図2―21を見ていただければと思えます。

一方、県内のエネルギー消費量を見まますと、平成19年度以降減少傾向を続け、平成29年度は平成19年度比10.2%の減となっていることか

ら、これまで実施してきた省エネ、再エネ推進施策による一定の効果が発現しているものと考えております。

次に、20ページの表2―4をご覧ください。

温室効果ガスの総排出量を見まますと、近年、減少傾向にありますけれども、部門ごとの目標に対する進捗状況を見てみると、家庭部門、それから運輸部門における削減が計画どおりには進んでいないということが、この表を見てわかれると思われまます。

こため、引き続き家庭での節電活動や住宅の省エネ改修の推進、エコドライブやノーマイカー運動の推進を含むスマートムーブのさらなる展開、あと、国の制度を活用した電気自動車の導入等を促進する必要があると考えております。

【小林委員】県内においてはエネルギー消費量が10.2%減という減少傾向にあるというようなことを、今答弁されました。しかもその中でうまくいってないところが、なんと家庭部門ですね。それから、運輸部門、こういうところが削減が計画どおり進んでいないと、こういうご答弁でありました。

では、これから計画を立てる中において、国が脱炭素社会の方針を示しておりますけれども、今回の第2次の実行計画の中で、県の新たな削減目標はどうなっているのかということ。県の新年度のそういう目標はどうなっているのかということと、その目標を達成するに当たって、具体的にどのような取組をやろうと考えているのか、その2点についてお尋ねをしまます。

【重野次長兼地球環境課長】改めまして、実行計画の24ページの方に、長崎県の温室効果ガス削減目標ということで記載しております。

先ほど補足説明でも説明させていただきましたけれども、中期目標としては、2030年度にお

ける県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31.5%削減する。長期目標として、国が目指す「2050年までに脱炭素社会の実現」も踏まえ、県として必要な対策に取り組んでいくこととしております。

この脱炭素社会の実現につきましては、現在国が進めているグリーン成長戦略にある14分野のうち、例えば電気自動車の普及拡大とか、洋上風力の導入促進などのほか、現在、国と地方による脱炭素実現会議において、今後示される予定の8分野のうち、住まい、まちづくり、交通、地域など、本県の実情に即した取組を市町や関係機関とも連携しながら、今後進めたいということと考えております。

なお、次年度からは、これまでの既存の取組に加えまして、電気自動車の導入促進、アプリやYouTubeなどのSNSを活用した普及啓発、再エネ分野の県内企業の参入支援なども新たな取組として進めていくこととしております。

【小林委員】 何のことはない、これを読めば全部わかるわけだね。しかし、やっぱり読むのおっしゃっていただくのでは、議事録にきちんと残って、これをぜひ実行していただきたいと思いますから、それなりに評価をさせてもらいたいと思うけれども、要するに、県内の温室効果ガスの排出量の中期目標として、まず中期目標として、2030年に31.5%を削減すると。いろいろと国のグリーン成長戦略、これから電気自動車とか、風力発電とかを導入しながら、これを実現していくということ。

さらに、長期の目標としては2050年、国が目指す2050年に、いわゆる脱炭素社会を実現させると、ここまでおっしゃっているわけですから、また世の中も、県内においても変わっていくだろうと思うわけでありますが、ただ一つ、そう

いう目標に対して気がかりなことがあります。

何が気がかりかというと、目標達成を上げられた以上、限りなく実現をしてもらいたい、それに近づいていただきたいと思うんだけど、こういう現状のコロナ禍の社会の中において、もうまくいって、このコロナが終息をして、元の生活、暮らしに戻った時に、まず我々が、あるいは多くの国民の皆様方が何を求めていくかというと、何だかんだいっても経済の回復であります。この経済の回復をこれからやる中において、二酸化炭素の規制が果たして守られるかどうかと、こういうようなことを考えてまいりますと、過去においてもいろいろリーマンショックだとか、かれこれがありましたけれども、そういうものが、実は大きな足かせになっているわけです。

ですから、そういう意味において、アフターコロナの経済活動は、皆さん方はかなり頑張らなければならない。しかしながら、そういう頑張るがゆえに、経済活動であるがゆえに、その目標というものからかなり遠くなっていくのではないかと、そういう懸念と心配をいたしますが、その点についてはどうのお考えをお持ちですか。それは、これに載ってないと思います。

【重野次長兼地球環境課長】 今、委員がおっしゃられましたように、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の停滞によりまして、短期的には二酸化炭素の排出量は減少することが予測されております。

ただ、先ほど委員もおっしゃられたように、将来的にはリーマンショックの時みたいに、一時的に減少した世界の二酸化炭素の排出量が再び増加に転じるというように、コロナウイルス終息後にも、経済危機からの回復過程で二酸化炭素の排出量についてはリバウンドするという

ことが考えられます。

そこで、まずは、新型コロナウイルス問題の克服と経済的ダメージからの回復に注力を注ぐことが最優先ということでもありますけれども、こうした中でも、温暖化対策の手を緩めてはならないと思っております、これまで同様、今示しております県の実行計画に基づきまして、県民、事業者、行政機関など多様な主体が一体となって、各種施策を推進していきたいということで考えております。

また、国のほうもそういうふうな動きを示しておりますので、我々も国の施策に基づいていろんな対策を進めていきたいということで考えております。

【小林委員】最後に、部長、これは大事な問題だし、せっかくの機会でありますからお尋ねをしたいと思います。

部長は、本当に県民の生活という視点で、環境問題かれこれ、たくさんの実績を残していただきました。諫早湾干拓の担当課長としても、それなりのことをやられたし、管財課長としても大変な実績を残し、それは高い評価を受けて今日あられるわけであります。今一番、我が国の難題である、この地球温暖化の中で脱炭素というものを長崎県もひとつやっていきたいと、国に合わせて2050年に、まさに排出ゼロというような目標にチャレンジすると、こういう厳しい環境の中で、それだけの目標を明らかにされたわけであります。

部長は、これを実現するために、基本的などういう取組の中で、また、県としても難しい問題はいっぱいあると思うけれども、どうぞひとつ、部長のご見解を聞かせていただきたいと思います。

【宮崎県民生活環境部長】脱炭素社会の実現で

ございますけれども、はっきり申し上げまして自治体レベルで取り組む温暖化対策だけでは、その実現というのは非常に厳しいというふうに考えております。

ですので、今後、国が進めますイノベーションであるとか、エネルギー転換等によるところが大変大きいもので、それが現実的な話ではないかというふうに考えているところでございますけれども、国が脱炭素ゼロを掲げておる中であって、やはり県といたしましても、積極的に取り組んでいくこと、それが当然であるというふうに考えております。

ですので、今後の国の動向を踏まえまして、本県の実情に即した取組というものを県民や市町、そして関係機関、ここにつきまして、県がリードして取り組みを進めたいというふうに考えております。

【小林委員】ありがとうございました。

終わります。

【中村(一)委員長】これで、議案外審査を終わります。

県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 5時57分 休憩 —

— 午後 5時57分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

私の方から一言ごあいさつを申し上げますが、このたび長崎県職員として県民生活環境部を3月31日で定年退職されます宮崎浩義部長をはじめ、丸田課長、笠山課長、嘉村課長におかれましては、長年にわたり県政発展のためにご尽

力をいただきましたことに対し、委員会を代表いたしまして、心から感謝と敬意を表する次第でございます。

これからも、培った経験と実績を生かされ、ご指導いただければ幸いかと存じます。宮崎部長をはじめお三方のますますのご活躍とご健勝とご慰労をご祈念申し上げます。本当にお疲れさまでございました。

ありがとうございました。（拍手）

本日の審査はこれにてとどめ、3月15日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

本当にお疲れさまでした。

— 午後 5時58分 散会 —

第 5 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年3月15日

自 午前10時 0分
至 午後 2時27分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委 員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰之 君
管 理 部 長	安藝雄一朗 君
営 業 部 長	濱口 清 君
経営戦略室長(参事)	柿原 幸記 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中村(一)委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案の説明を求めます。

【太田交通局長】 おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

予算議案をご説明いたします前に、まず経営状況をご説明した上で、議案の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、環境生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

（交通局の経営状況について）

交通局の経営状況につきましては、運輸収入において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、昨年1月～3月に2億円の減収となり、今年度4月～12月の実績で16億円の減収となっており、甚大な被害をもたらしております。その内容としましては、交通局の収益の柱とする空港リムジンバスや高速バスの乗客減が顕著であり、貸切バスにおいては修学旅行等のキャンセルが多数となっております。一般路線バスにおきましても、土日や昼間帯の乗客減が進んでおります。

これに対して、国県等からは、バス事業者等へのコロナ感染対策等の支援策を講じていただくとともに、交通局におきましても職員給与の削減や経費の削減等により経営の効率化を図ってきておりますが、今年度の収支見込においては、これまで経験したことがない赤字を見込んでおります。

事業の継続のためには、多額の運転資金が必要であり、公営企業に対して国が設けた特別減収対策企業債を活用することとし、これまで県

議会環境生活建設委員会において、起債限度額を20億円とすること、その返済については、バス利用者の減少等に伴う事業規模の見直しや資産の活用等を柱とする経営計画をお示しいたうえで、ご議論いただき、ご了解をいただいたところであります。

今春以降、当該感染症対策としてワクチン等の接種が始まる予定であり、それに伴って想定される経済情勢の回復により、運輸収入に一定の改善を見込んでおりますが、令和3年度においては、利用実態にあったダイヤ編成や資産の活用、事務の効率化などを着実に実行し、経営の健全化を進めてまいります。

今後とも、県民の皆様に必要とされる県営バスを目指すとともに、全職員が一体となって経営の立て直しを図ってまいります。

それでは、予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第15号議案「令和3年度長崎県交通事業会計予算」、第90号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）」であります。

はじめに、第15号議案「令和3年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

（予算編成の基本方針）

令和3年度当初予算におきましては、県営交通事業として、輸送の安全確保と輸送品質の向上に努め、地域生活交通の維持・確保及び本県観光振興への貢献を基本方針とするとともに、コロナ禍による利用者の減少などによる影響と対応につきましても盛り込み、編成いたしました。

た。

業務の予定量につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

（収益的収入及び支出）

事業収益につきましては、合計で53億3,494万4,000円を計上いたしております。

事業収益の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

その下、事業費用につきましては、合計で52億9,779万円を計上いたしております。

3ページをお開きください。

事業費用の主なものについては、記載のとおりでございます。

中ほど、収益収入及び収益的支出の差額は3,715万4,000円となり、消費税抜き収支差として、1,706万1,000円の黒字を見込んでおります。（資本的収入及び支出）

資本的収入につきましては、合計で2億41万6,000円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

資本的支出につきましては、合計で6億6,197万1,000円を計上いたしております。

建設改良費の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和4年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、令和3年度に入札・契約事務等を行うため、インタンク軽油購入等2億4,349万7,000円など6件を計上いたしております。

次に、第90号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

（収益的収入及び支出の補正）

事業収益につきましては、合計で22億1,062万3,000円の減を計上いたしております。

5ページをお開きください。

事業費用につきましては、合計で8億1,526万3,000円の減を計上いたしております。

その下、資本的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

最後に、令和2年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和2年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上もちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、管理部長より補足説明を求めます。

【安藝管理部長】 それでは、私から、令和3年度当初予算（案）及び令和2年度2月補正予算（案）の補足説明をさせていただきます。

お配りしている令和3年2月定例県議会予算決算委員会環境生活建設分科会補足説明資料（交通局）の資料をご覧ください。

まず、3ページのほうからご覧ください。

先に令和2年度2月補正予算（案）について、からご説明させていただきます。

上段の①収益的収支は、新型コロナウイルス感染症の影響により、運輸収入がマイナス21億8,200万円となるなど、事業収益（A）の補正額

をマイナス22億1,100万円としております。一方、事業費用（B）の補正額についても、交通局独自の賞与カットによる給与見直し、バスの減便に伴う軽油費や通行料などによる費用減少及び収入源に伴う支払消費税の減少などにより、マイナス8億1,500万円としており、2月補正後、予算の収支は約14億円の赤字見込みとなっております。

下段の②資本的収支については、経営の見直しに伴う車両購入の見送りなどの事業費の執行見込みに従って、収支をそれぞれ補正させていただいております。

前後して申し訳ございませんけれども、資料の1ページにお戻りください。

1、交通事業会計令和3年度当初予算（案）について、ご説明いたします。

①収益的収支につきまして、一番上の事業収益（A）は53億3,500万円としております。これに対し、中ほどの事業費用（B）が52億9,800万円としており、下段の当年度純損益について、1,700万円の黒字を計上しております。

続きまして、令和2年度当初予算と比較した増減の主な内容についてご説明させていただきます。

まず、営業収益は44億100万円で、コロナ禍による乗客減等の影響を見込み、マイナス8億6,100万円、16.4%の減となっております。

そのうち、運輸収入につきましては40億8,700万円で、マイナス7億7,500万円、15.9%の減となっております。さらに、運輸収入の内訳として、乗合、高速、貸切の3つがあり、乗合収入は30億6,400万円で、マイナス3億7,300万円、10.8%の減となっております。減少の主な理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客やビジネス客の大き

な減少が続くとの見込みから、空港リムジンはマイナス1億8,200万円としております。また、一般定期路線につきましても、コロナによる利用者の減少によるマイナス1億4,800万円としております。続きまして、高速収入は2億8,400万円で、対前年度比マイナス1億5,500万円、35.4%の減となっておりますけれども、コロナ禍に伴い利用者が減少し運休する宮崎線や他の路線の減便等の影響を見込んでいるものでございます。貸切収入につきましても、コロナ禍により大きく受注減となっていることから、7億3,900万円で、対前年度比マイナス2億4,600万円、25.0%の減となっております。

運輸雑入は3億1,400万円、対前年度比マイナス8,700万円、21.7%の減となっております。これは貸切収入の減に伴うガイド料収入の減少などを見込んでいるものです。

次に、営業外収益は9億3,400万円で、補助金及び繰入金と長期前受金戻入の増加により、前年度に比べプラス9,700万円、11.5%の増となっております。

続きまして、費用について、営業費用は50億7,000万円で、前年度に比べマイナス7億3,100万円となっており、内容は、人件費、物件費、経費でございます。まず、人件費につきましては、乗務員や事務職員の削減により32人の定数減となっており、25億1,800万円、前年度比マイナス3億2,500万円となっております。人件費の主な内容ですが、前年度比で、給料はマイナス9,300万円、各種手当マイナス1億3,600万円、法定福利費マイナス4,200万円、退職給付費マイナス5,800万円となります。

次に、物件費につきましては7億200万円で、対前年度比マイナス1億9,100万円となっております。主なものは軽油費の減で、前年度比マ

イナス1億6,900万円であります。要因としては、コロナ禍による軽油の市場価格下落に伴い、単価を1リットル当たり約3円減の95円としていくこと、また県外高速の運休、減便や貸切バスの受注減等による軽油使用料の減少を見込んでいることによります。

続きまして、経費につきましては18億5,000万円で、マイナス2億1,500万円となっております。バス購入の抑制による減価償却費の減少や減便等に伴う高速道路ETC使用料の減などを見込んであります。

営業外費用につきましては2億2,800万円で、マイナス1,000万円、主なものは、支払消費税の減であります。

以上、ご説明した令和3年度当初予算の収益的収支については、コロナの影響による運輸収入の大幅な減少を見込んでおりますが、コロナ対策として、先般見直した中期経営計画に沿った各種経営改善により人件費及び経費を削減することで、収支均衡を見込んでおります。ただし、コロナの影響が長期化することや軽油価格の高騰など不安定要素も大きいことから、資料の1ページ末尾に記載しているとおり、特別減収対策企業債について、5億円の限度額を計上し、コロナによる収支不足に備えることとしております。

続きまして、2ページをご覧ください。

資本的収支につきましては、一番上の資本的収入は2億円で、前年度比マイナス5億7,000万円、74%の減となっております。主なものは、バス車両購入などの建設改良費減に伴う企業債マイナス5億6,800万円であります。

下段の資本的支出につきましては、6億6,200万円で、前年度比マイナス6億1,500万円、48.2%の減となっております。主な項目は、車

両購入や土地購入の減等による建設改良費マイナス5億6,900万円、企業債償還金マイナス4,200万円などであります。

続きまして、2、交通事業会計への補助金等の概要について、ご説明いたします。

交通局が受けている補助金につきましては、上段の①国・県・市からの制度補助金と下段の②一般会計からの繰入金となっており、合計の金額では、一番下の欄になりますが、令和3年度は7億9,500万円となっております。

まず、上段①の制度補助金でございますが、令和3年度当初予算（A）の欄を上から説明いたしますと、バス運行対策費補助金2億9,200万円であります。これは生活バス路線の維持を目的とした広域的・幹線的路線等の経常収支不足額に対する補助でございます。次に、生活路線確保対策市単独補助金2億8,300万円、これは国や県の補助対象路線以外の生活路線の収支不足に対し、地元自治体であります諫早市及び大村市からの補助であります。以上の路線関係補助金については、コロナ禍に伴う運輸収入の減少により、令和2年度当初予算より伸びがあるものと見込んでおります。

次に、運輸事業振興助成補助金100万円、これはバスの時刻表の印刷代など、運輸事業経費に対する補助でございます。次に、車両減価償却費等補助金1,700万円、これは主として生活交通路線の運行の用に供する補助対象車両の減価償却費等に対する補助であります。

続きまして、下段の②一般会計からの繰入金でございますが、まず基礎年金拠出金補助金7,800万円となっております。これは基礎年金拠出金のうち公的負担部分に対する補助であり、民間企業では国が負担しており、制度的に負担が発生しないものでございます。次に、共済追

加費用補助金4,300万円、これは昭和37年の共済年金制度発足前から在職されていた地方公務員の恩給部分に関して地域公共団体が負担している費用への補助でございます。こちらは民間企業においては発生しない費用であります。次に、児童手当補助金2,100万円、これは中学校修了までを対象とする児童手当支給に対する補助であり、民間企業は国等が負担しており、制度的に負担が生じないものであります。次に、生活路線維持対策負担金6,000万円、これは広域・幹線的なバス路線経費のうち国等の補助を受けても収支不足となる額についての負担金でございます。以上は国が定める基準に基づく繰入金となっており、全て国からの交付税措置がなされているものであります。

当初予算及び補正予算に関する補足資料の説明は以上でございます。

続きまして、本日追加配付させていただきましたA4縦一枚の補足説明資料をご覧ください。

令和2年度の最新の収支見込み等について説明をさせていただきます。

まず、先ほど説明いたしました2月補正予算については、予算編成スケジュールの都合上、令和2年12月時点の見込みで編成しており、賞与の独自カットや時間外手当の縮減、県外高速の減便等の経費の削減に努めているものの、コロナによる減収が22億円に達すると見込み、年間の赤字は14億円と予想しておりました。

これに対し、令和3年2月時点での最新の収支見込みですが、首都圏等や長崎市における緊急事態宣言等により12月以降、減収は拡大しております。しかしながら、従前から、冬季におけるコロナ感染の再拡大等による乗客減等の可能性は想定をしておりまして、22億円の減収見込みの中に織り込み済みであります。一方、費用

については、県外高速の全便運休などで、軽油費や高速道路の通行料など、さらに経費の削減を進めております。また、国、県、市からの路線バスへの補助金について、乗客減に伴う減収に伴い、補助金の増額を見込んでおります。これらにより、12月時点での見込みよりも収支に改善が見られ、令和2年度の最新の収支見込みは、10億円前後の赤字となる見込みであります。

これを受け、2、資金不足についてですが、11月の県議会環境生活建設委員会では、資金不足に伴う特別減収対策企業債の発行予定額を17億円とご説明しておりましたけれども、赤字額が縮小するため、最終的な特別減収対策企業債の発行額は12億円を予定しております。

続きまして、3、企業債の残高について、ご説明いたします。

まず、上段の建設企業債は、バス購入や改造工事、土地建物の購入等の際に発行するものですが、令和元年度末の残高は17億3,200万円でした。令和2年度については、現年分として、バスの改造等に2億7,600万円、新諫早ターミナルの建物購入や内装工事に1億700万円、合わせて3億8,300万円を借入れ予定です。繰越分の3億7,200万円は、令和元年度から繰り越した長崎ニモカ機器整備等に関する借入れでございます。

これに対し、令和2年度の償還額は5億300万円であり、令和2年度末の残高は19億8,400万円となる見込みです。

令和3年度については、経営見直しによりバスの新規購入を控えるため、借入れ予定が既存バスの内容やエンジンオーバーホールなどの改造工事等1億9,400万円にとどまる一方、償還額が4億6,100万円あり、令和3年度末残高は17億1,700万円となる見込みです。

下段、特別減収対策企業債につきましては、

令和2年度の発行予定額は12億円であり、令和3年度については、現在のところ発行を予定しておりませんが、想定外の収入不足に備え、5億円の限度額を設定しているため、括弧書きで表示させていただいているところです。

以上でご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明を終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 幾つかお尋ねをさせていただきます。

現状の交通局の厳しい経営状況というのは説明の中でよくわかりました。その中で、補足説明資料の中で、厳しい経営状況の中で、営業費用、特に人件費を絞り込むということで説明がありました。人件費に対しては、令和3年度で3億2,500万円ほど縮減をするという予算案であります。令和2年度も既に、先ほどの説明の中にも、人件費の縮減の話は出ておりました。給与の見直しで6億1,000万円ほど見直している中身だったと思います。職員の減というのがあります。マイナス32名ですね。正規で17名、そのほかで15名ということなのですが、先般、交通局の事業概要の説明の時の職員数で見れば、正規職員が334名で、嘱託職員が84名ということでありました。そこから考えると、今回のこの令和3年度の職員の減32名の内訳、正規17名、これは正規職員に占める約5%で、その他の15名、これが嘱託職員だとすれば、これはマイナス18%になるんですよ。人員がですよ。これはものすごく大きな数だと思うんです。確かに高速等々の観光バスの需要が減っているのは事

実でしょう。ただ、一般の路線バスというのは、確かに乗客数が減ったにしても、ほとんど減便等々はせずに運営をされてきて、市民、県民の足を守ってきたわけですね。そういった中で、これほど大きな人員を令和3年度の中で削減するというのが、確かに収支が厳しいから、そういうふうに人件費に手をつけるのはわかるんですけれども、ここまで大きな人員削減というのが本当に今まで同様の県民の生活を守る足として、公共交通として維持できるのか。今までもそうだったんですけれども、コロナの前、なり手が不足して運転士不足というのは長年ずっと言われてきたことなんですよ。そういった中で、ここまで大きな人員削減というのが本当に可能な話なのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

【柿原経営戦略室長】 委員ご指摘のとおり、大変厳しい状況の中、今後、運営をしていかなければいけないというところで、今回、中期経営計画の見直しというところで、今回大きく影響が出たところの対応を考えているところでございます。

具体的には、効率的なダイヤ編成及び路線の効率化に努めてまいりたいと考えておりまして、基本的には、運行ダイヤの見直しや運行形態や運行経路などの見直しによって路線再編を行っていくということを考えております。

これまでも、人口減少等に伴うバス利用者の減少などから、乗客の利用状況の変化に合わせまして、毎年4月ではございますけれども、1回ダイヤ改正を行ってきたというところでございます。そうした中で、適宜、増減便であるとか、路線の新設、廃止というものに取り組んできたというところでございます。

ただ、今回のコロナの影響によりまして、バ

ス利用者の減少というのが急速に進んだということがございます。多大な影響を受けていることも考慮いたしまして、今後については、まず利用の減少に見合った見直しというものを行っていきたいと考えております。中期経営計画におきましては、今後数年間で路線の見直しを行う計画としておりますけれども、現在、関係市で進められている地域公共交通計画の策定の動きであるとか、実施に向けた動き、そうしたところで地元市ともしっかりと協議を行いながら具体化を図っていきたいと考えております。

【深堀委員】 コロナ禍において輸送人員が減っている、それに応じた効率的なダイヤ改正に努める、そのことはわかるんです。しかし、それはコロナの影響の中で減った。それがコロナが収束をして経済が回復してきた時に、県民の足として守れる体制というのは持つておかなければ。それは交通局の使命だと思えるんですけれども、それが本当に守れるんでしょうかと。ここまで今、厳しいから、32名ぐらい一気に人員を落としていくことで、将来、1年後、2年後、本当にそこが担保できるのかということが少し気になっているところなんです。もちろん、それも踏まえてのことだとは思えるんですけれども、そういう視点をしっかり持っていらっしゃるということですよ。

【太田交通局長】 今回のコロナの影響というのは、これまで経験したことがない大きな影響を受けております。昨年の4月、5月については、路線バスについてもお客様の数が50%台、だんだん伸びてきてまして、11月頃になりまして、ようやく8割台から9割台に戻ってきたというような状況でございます。

今後のコロナの影響というのが、これから先も続くであろうということは前回、概要の説明

の時にもさせていただいておりますが、併せて、先ほど経営戦略室長からもお話をしましたけれども、路線バスの事業の見直しというのが今回の大きな経営再建の柱になるというふうに思っております。

職員については、今後、職員の高齢化が進んでおりましたので、退職不補充という形で職員数を少し減らしていく、そして路線については、3年から4年をかけまして、関係の市とも協議を行いながら、慎重な検討を行いながら路線の見直しをやっていくということで考えております。

ご心配される路線バスの維持というのが大丈夫ということでございますけれども、路線バスの維持方策というのは、現在、市町村が公共交通について中心的な役割を担うというふうになっておりますので、当然、市町と十分協議をしてやっていきたいと思っております。

まず、これまでご利用いただいております県民の皆様がご利用できなくなる、そういうことは考えておりませんので、十分慎重に、路線の維持というのは県営バスの使命でございますので、その辺を踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

【深堀委員】 ありがとうございます。そのあたりの路線の維持というのをぜひしっかりお願いしたいと思います。

人件費の削減の中で、職員減だけではなくて、給料の削減、これは令和3年度でいけば9,300万円で、令和2年度も給与の見直しを行っております。ここも概要を、どういうふうな見直しをして給料を削減したのかというところを教えてくださいませんか。

【安藝管理部長】 人件費についてのお尋ねでございますけれども、コロナ禍というこれまで経験したことのない状況の中、雇用を守るという

ことを第一に考えて対応してきたところでございます。

具体的には、交通局独自の期末手当の一部カットと時間外手当の縮減に取り組んでおりまして、期末手当につきましては、正規職員を対象に、令和2年6月の支給分から令和3年6月の支給分まで、3回に分けて合計1.3月分をカットすることとしております。令和2年度の支給実績としましては、6月、12月分で計0.9月分をカットし、交通局で約9,500万円、県央バスで約2,100万円、合わせて1億1,600万円の削減を実施しております。令和3年度の6月支給分につきましては、0.4月分をカットし、効果額として、交通局で約4,300万円、県央バスで約900万円の合わせて5,200万円の削減を見込んでいるところでございます。

また、時間外手当の縮減につきましては、業務の平準化や効率化による事務職員の時間外縮減に加え、新型コロナウイルスの影響による高速便の減便、運休を踏まえた柔軟な人事配置を実施いたしまして、運転士の非番勤務回数、時間外勤務を削減するなど、令和3年1月までの累計で、前年度比約60%の減、金額にして約8,700万円の削減効果が出ております。令和3年度も、引き続き時間外手当の縮減に努めることとしておりまして、前年度比で約7,800万円の削減を見込んでいるところでございます。

【深堀委員】 厳しい経営環境の中で、こういった人件費に対してメスを入れていかざるを得なかったというのは十分わかるんですけれども、時間外勤務の手当の分は、業務の効率化といいますか、いろんな配置の中で、そこは時間外労働の時間自体は、縮減するということであれば、当然のことながら、それが下がるのは当たり前のことで、先ほど説明がありましたけれども、

期末手当を1.3月であったり、今度の6月が0.4月ということなんですよ。経営状況が厳しいというのはよくわかるんですけども、特に、バスの運転士の皆さんというのはエッセンシャルワーカーですよ。コロナ禍の中で、確かに人が出なくなって、ただ、ある意味、乗客を乗せて運転するということは、多分、自分自身が感染のおそれがあるという恐怖感がある中で業務をされていられているわけです。確かに乗客は減ったかもしれないけれども、その人たちの期末手当をカットしていくというのは、非常にやるせないというか、もちろん従業員の皆さんと丁寧な話し合いをして、納得をいただいた上での結果だと思うんだけど、ものすごくモチベーションが低下していないのか。先ほど人員削減の話がありましたけれども、人員削減をする前から、もうやっておられんよということと辞めていく人がもう出ているんじゃないかという懸念まで持ちます。そういった点は、厳しい経営環境でしょうけれども、そういったエッセンシャルワーカーで頑張っている人たちに対する処遇としては、ぜひ考えていただきたいということだけ申し上げておきます。

退職がだっと出てきたという状況にはありませんか。

【安藝管理部長】 退職に関しては、一定、希望退職というところで毎年出てきているところでもありますけれども、今年度は、例年に比べて少し多いかなという感覚ではあります。

モチベーションのお話がありましたけれども、期末手当のカットを実施するに当たっては、交通局長と私と営業部長と、幹部職員そろって全ての営業所を回って職員と意見交換をしてまいりました。厳しいご意見もいただきましたけれども、このコロナ禍の中の経営状況、収入状況

について説明を行いまして理解を求めるとともに、職員組合とも丁寧に交渉を重ねてきまして、その結果、削減については一定の理解をいただいたものと考えております。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、人件費の削減が職員のモチベーションの低下につながるというところは課題として認識しております。まずは、先般見直しを行った中期経営計画に基づいた経営改善を着実に実行していきまして、一刻も早く経営の改善を取り戻して、職員の処遇改善につなげていきたいと思っております。また、今後も様々な形で職員との対話を続けていきまして、現場の意見も聞きながら、職員の士気向上につながるような取組を行っていききたいと思っているところでございます。

【深堀委員】 今、費用を抑えるというところでの話をしましたけれども、収入を上げるという観点もぜひお願いをしたいと思います。これは要望だけにしますけれども、収益的収支の運輸雑入という欄があります。令和3年度、ガイド料の減等で8,700万円ほど収入見通しが減っていますね。特に思うのは、ラッピングバスという広告の収入が他の事業者、バス、電車、いろいろありますけれども、そういったところと比較して、交通局の広告収入のレベルといいますか、どこまで他社と比べて上がっているのか。事前に聞いた時に、他社の状況まで聞いていないというような話もありましたけれども、積極的な収益を上げるというところ、運行だけではなくて広告収入ですね、こういったところにも力を入れていって全体の経営を改善していくということ、その視点をぜひ持って取り組んでいただくことを要望して、終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

幾つか質問させていただきたいと思います。

今回の人件費を削減するというふうなことがありまして、退職者分の補充をしないということでお聞きしておりますけれども、現在、交通局の現場で働く運転手さんの平均年齢、それと全国に比べたら、どのような立ち位置になるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それで、現在、交通局で遊休資産としてどれだけのものがあるのか、またそれを金額にしたらどれだけあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

【安藝管理部長】 交通局の資産でございますけれども、今、交通局で使用していない土地が5か所で合計7,000平米程度でございます。ただ、この中には、使用許可等で貸し出している土地がありますので、遊休地としては2か所ございまして、1か所が島原の公舎でございまして、面積が483平米、もう一か所が諫早の方向変換場の今使っていない土地でございまして、それが1,219平米でございます。簿価としては、島原の職員公舎の土地が511万円でございまして、小野島の方向変換場が550万円というところでございます。

【山田(博)委員】 遊休資産というのはそういった状況だと。今、企業債で負債がありましたね。合計すると39億円ぐらいになるんですか。私が聞いたのは、今、遊休資産とかいろんな見直しをしてみると言っても、遊休資産でも1億円も満たないと。企業債の要するに借金、39億円ありますけれども、これは返済の用途はどういうふうになされているかというのをまずお尋ねしたいと思います。

【太田交通局長】 先ほど管理部長より説明をさせていただきました今日お配りした資料の一番

下に、建設企業債の残高を記載しております。今年度が5億円償還をいたしまして、来年度4億6,000万円を償還する予定にしております。概ね4億円から5億円程度の償還をしていくという形になっております。

【山田(博)委員】 それは大体いつ頃を目途に完済になる予定になっていきますか。

【太田交通局長】 建設企業債につきましては、毎年、バスの購入、それからバスの改造等に借入れもございますので、大体今までは借入額と償還額がほぼ見合いの金額になっておりますので、なかなか残高は減っていないと。今回のコロナによる再建計画の中で、当面、新規のバスの購入を控えるということにいたしておりますので、5年程度、毎年2億円ぐらいのバス購入費が減ってまいりますので、ここ5年ぐらいで10億円ぐらいは減っていくだろうと思っております。

【山田(博)委員】 ですから、交通局長、今言われたことで、じゃ、いつまでにこれを返済ができる目途が立つのかと私は言っているんです。もう目途は立てているんでしょう。立てていないのか、場当たり的なのかというのをお尋ねしているんです。それはどっちなんですか。今の話だったら、計画的にやっているというふうな感じじゃないから。予算というのは、ある程度の見通しを立ててやっているかやっていないかというのが一番ポイントなんですよ。その一方で、こういった積極的にやらなければいけないというところもあるし、やっぱりそこはちゃんとしっかりと押さえなければいけないところもあるから言っているんです。要するに、車で言うところ、アクセルをどんと踏んで、頑張れというところと、ぴっとブレーキを踏まなければいけないというところもあるということを言ってい

るわけです。私は、ブレーキを踏まなければいけないというところを今、質問しているんです。それをきちんと明確にお答えいただけませんか。

【太田交通局長】 山田(博)委員のご質問は、負債である長期の借入金をいつ返済できるのかということだと思いますが、県営バスのこれまでの経営状況、これから先の経営状況からいきますと、なかなか長期の借入金を全額返済できるという目途は立っておりません。先ほども言いましたように、これまでも建設企業債というのは、借入れをしてバスの購入に充て、そして毎年、5か年程度でそれを返していくということの繰り返しでございまして、それがずっと継続していったというような状況でございます。

【山田(博)委員】 確認ですけれども、交通局長、今、建設債というのをいろいろしながらしていますけれども、残高のもともとの17億円というのは、ほとんど今までずっとあったということなんですか。私は、県議会議員を5期させていただいておりますけれども、今回初めてこの委員会に来させていただいて今、質問をしているものですから、そこはこういったところで明らかにしなければいけないところだと私は思っているんです。その上で、じゃ、こういうふうに行っているんじゃないかとお互いに議論をしなければいけないということで、ここはしっかりと押さえていかなければいけないということで私は聞いているんです。しっかり明確にお答えいただけますか。

【太田交通局長】 毎年、17億円からその程度の残高はずっと生じていたということでございます。

【山田(博)委員】 そういうことですね。これは普通の一般企業であつたら、今まで借金が17億円がずっと来ておって一向に減らないというの

は、将来、交通局で人生をかけてやろうという時に、これを見たら、不安の1つの材料になると思うんですよ。確かに経営の厳しいところはあるかもしれないけれども、積極的にそこは減らすようなことを組合の皆さん方と話し合って、ざっくばらんに話さなければいけないというポイントじゃないんですかと私は言っているんです。そこはどうですか。見解を聞かせていただきたいと思います。

【太田交通局長】 先ほど管理部長からも申しましたが、今回の経営が非常に厳しいという中で、新たにコロナ禍による起債を増やすということで、そういう借入れをしなければいけないという状況も説明をさせていただいております。そして、今回12億円を借りようとしておりますけれども、その返済については、その返済期間であります15年で返していくということで計画を策定しておりますので、しっかりやっていきたいと思っています。

【山田(博)委員】 交通局長、確かにコロナで今回大変ですよ。12億円はわかりますけれども、今まで17億円、はっきり言って、きちんと減っていなかったということは、今の時点ではわかるんですよ。じゃ、今まで何をしていたんですかと、今までの交通局長は誰だったんですかと、ここはやっぱり指摘をしておかなければいけないと思うんです。別にあなたが悪いんじゃないけれども、今までの交通局長は、確かに2年3年交通局長をしておつたら、無難に済んだらよかったかもしれませんが、この交通局にしっかりと根を張ってやっている、頑張っている職員の皆さん方にしては、大変不安だったと思いますよ。県のほうから人事として偉い人、立派な人が来ているんですから。局長もしかり、部長もそうですから、そこはやっぱりし

っかりやっていたかなければいけないと、私はそこは指摘をしておきたいと思っております。それについて、あなたの見解を聞かせていただいて、次の質問に移りたいと思います。いかがですか。

【太田交通局長】今回のコロナによります経営の非常に厳しい状況に置かれたわけですので、この機を逃さず、県営バス事業としての維持ができるような確固たる仕組みというのをつくっていききたいと思っております。それは路線バスの維持というのが私どもの使命でございますので、それを地域と一緒にどう支えるかという仕組みをしっかりと地元の市と協議をいたしましてつくっていききたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 最初の答弁を。

【安藝管理部長】 申し訳ございません。職員、運転士の平均年齢でございますけれども、正規職員におきましては、交通局、県営バス合わせて平均で51.3歳となっております。会計年度任用職員がおりますけれども、昨年度まで嘱託職員なんですけれども、正規職員になる前の会計年度任用職員においては平均で44.3歳で、正規職員を定年退職した後、会計年度任用職員としてまた運転士として勤務していただくケースがありますけれども、この平均年齢が63.9歳というふうなことでございます。申し訳ございませんけれども、他社の運転士の平均年齢との比較は、資料を持ち合わせておりません。

【山田(博)委員】 交通局長、先ほどの17億円の差に関して、今の話では、それは今まで何も手つかずでしていなかったということの反省というか、見解というのは述べていませんよ。今回のコロナでそういった織り込みをやるというのは大切だと私は思うんです。それについて、もう一度聞かせていただきたいと思います。過去

はこうだったから、これからこうしなければいけないと言うけれども、過去の場合はこれをどういうふうにな。これから入れなければいけないわかるんですよ。しかし、極端に言うと今まで何もしてなかった、減らさなかったということについて、見解をしっかりと聞かせていただきたいと思います。それがなかったから聞いているんです。もう一度お願いします。

【太田交通局長】 建設企業債の仕組みにつきましては、これまでも、厳しい経営状況の中で、その都度、経営計画を策定いたしまして、資金繰り等の状況、それから経営の状況を踏まえて、借入れと償還とを行ってきたという経過がございます。今後は、借入れ等の投資を少し抑えまして、そういうもので減らしていくということにしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 あまり納得できないようなご答弁でしたけれども、先輩がやってきたものだから、なかなか言いにくいことはあると思いますけれども、指摘はきちんとしなければいけないと思うんです。

それで、先ほどの平均年齢ですけれども、管理部長、この状態が他社に比べてどういうふうになっているかと。というのは、これから積極的に頑張っていかなければいけないというさなかに、補充はしないということになりますと、平均年齢高齢化になればなるほど、やはりバスの運転手の皆さん方というのは大変重労働であるわけです。そこで補充はしないということになると、また負のスパイラルになるんじゃないかと大変危惧しているんです。経営が厳しいからといって人員を補充しない、若い人は採用しないというふうになれば、これこそまた負のスパイラルになるわけですよ。当委員会の委員長

をはじめ委員会の皆さん方にご理解いただいて、そこは私は人員は採用する方向でしていかないと、経営が厳しいからといって、どんどん、どんどん高齢化になると、これはまた負のスパイラルになりますよ。交通局長、あなたはあと1年2年いるかどうかわからないけれども、今、現場で働いているこの交通局の将来を考えたら、そういったことをやっていかなければいけませんよ。あなたは県の職員でおって、委員の皆さん方にもものすごく人脈があるんだから。それで、あなたはそこにいらっしゃるんでしょう。そういったところをしっかりとやっていただきたいと思うんです。いかがですか。

【安藝管理部長】 委員おっしゃるとおり、運転士の平均年齢が高いというところについては、コロナ禍の影響の前から非常に課題として認識はしておりました。深堀委員も山田(博)委員もおっしゃるように、バスの運転士、エッセンシャルワーカーでございますので、なかなか手がいないというところも事実でございます。これまで過去に苦労してきた経緯もございます。ただ、このコロナ禍の影響の中、経営を立て直すためには、ずっと永久に採用しないというところではなく、ここ数年間、中期経営計画の計画に見込むまでは退職不補充で対応してきまして、そこが達したら、再度、採用を始めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 管理部長、そういった大変に難しいハンドルさばきをやると思うんですよ。そこで、交通局長、一つお話をさせていただきたいことがありまして、私の地元の人が地元の五島バスを退職する時に、お父さんが運転しているところに家族で乗ったというんです。そうしたらその時に、お父さんがこういった仕事をしておったと、奥さん、また娘さん、お孫さん

が一日ずっと乗って、お父さんの仕事がわかったということで、大変感動だったと、そういう話がありまして、家族でできるだけバスに乗ろうというふうに思ったというわけです。そこで、退職の時に初めてお父さんのバスに乗ったということで、バスがこんなにすばらしいと思わなかったということで話がありまして、これから乗客を増やす時には、身近な働いている従業員の家族をそういったことでどんどん積極的にして、ファンをつくらなければいけないと思っています。私はこれを聞いて、いい話だなと思ってですね。だから、OBになっても自分の会社が心配だと、こうしてもらいたい、ああしてもらいたい、路線の木を伐採してもらいたいとか、私にいろいろ相談あります。だから、そういった愛社精神が続くような、会社を辞めたから自分たちは関係ありませんじゃなくて、そういった企業体制をつくってもらいたいと思う。この中に営業外収入とありますけれども、これは今お聞きしたら、前年比で25%削減になっていますけれども、この臨時運輸収入をどのように考えているのか、私の言ったものも参考にしながら、見解を聞かせていただきたいと思います。

【太田交通局長】 今回の経営の見直しにつきましても、まず現在いる職員の雇用というのを確保するというのを第一にいたしました。それと、私は各営業所を回りまして、それぞれにご説明をさせていただいたわけですが、職員が県営バスを愛するという気持ちが一番大事だろうと思っております。山田(博)委員がおっしゃられたことも参考にしながら、少しでも県営バスのファンが増えるような取組を進めていきたいと思っております。

収入につきましても、何らかの形で増やなけ

ればいけませんので、そういうことで、できるだけバスをご利用いただく方を何とかつかんでいきたいと思っております。収入につきましては、今年の実績等も踏まえて予定をしておりますので、今後、取組を進めて、収入が増えるような取組もしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 時間が来ましたので一旦終わりますけれども、もう一回、臨時運輸収入についてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【小林委員】 お尋ねします。

県営バスの経営状況でありますけれども、私も何十年ぶりか、ほとんど初めてこの委員会に来たようなものでありまして、県の交通局の今の経営状況というのが正直言って、つぶさにわかってはいないんです。ただ、誰が考えても、こういう吹き荒れるコロナ禍の中で、大変な経営になったなという感じがするわけです。

ただ、我々が今、交通局、正直言って、いろいろ意見もありましようけれども、頑張っているなというような思いをしたのは、平成25年度から29年度まで中期経営計画を立てて、いわゆる経営の健全化を目指してやっていただいたわけです。果たせるかな、その健全化の経営計画について、非常にいい結果が出ているということについては、実は、この委員会に所属する前の状況の中で、それぞれ委員長の報告とか、皆さん方からの流れで、ある程度、頑張っているんだと、こう考えておったわけです。

つまり、一般財源から長い間、繰り出しをしておりました。平成27年度ぐらいに、これがぴたっと止まったと。つまり、黒字化になったんだというようなことで伺っておりますけれども、

その辺の状況について、まずお尋ねをしたいと思います。

【安藝管理部長】 委員おっしゃられるとおり、中期経営計画に基づいて交通局は経営改善を行ってきたところでございます。また、平成27年度以降は、一般会計からの県独自の交通局への支援というものは頂いていない状況でございます。

しかしながら、クルーズ船の貸切り等の受注による黒字化というものがございましたけれども、その後、クルーズ船の寄港、発注の減少及び軽油の価格高騰というところで、コロナ禍以前にも赤字というものが少し出てきたところでございますけれども、そこは交通局の敷地内の新幹線の工事に伴う補償金というところの特別利益で対応してきたところでございます。

【小林委員】 管理部長、もっと自信持って、はっきりやったほうがいい。平成25年度から29年度まで、あなた方の頑張りと同時に職員の皆さん方の協力の下において、健全化に向けて、あらゆる売上、収入をきっちと確保すること、それから無駄を省くことについての削減することは削減すると。経営の本質は、何といたっても収入を上げること、無駄な経費を削減すること、もって収益をはかる、これが経営の根幹であることは言うまでもないことではないか。だから、例えば、今私が言うように、中期経営計画の中で、きちんと皆さん方が努力された結果、ずっと赤字体質であったものが、今、コロナの場合は別として、それを改善されてきたということについては、自信持って言っていたかかないと、今まで一生懸命努力した人たちに対して申し訳ないじゃないか。クルーズ船、軽油の高騰とかいうのはその後の問題で、県費から一般財源に幾ら入れたか、そしていつから一般会計から繰

り出しがなくなったかということをもっと明確に言ってもらわなければいけないと思うんです。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩。

— 午前11時 4分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開します。

【安藝管理部長】 申し訳ございません。県独自の繰出金につきましては、平成17年度には約3億5,000万円ありましたが、それを徐々に減らしてまいりまして、平成27年度にゼロになっております。

【小林委員】 そういう経営を健全化するための皆さん方の努力によって、今答弁のとおり、非常に頑張っているわけですね。コロナになる前の状況というのが、我々が資料を頂いたものを見るだけでも、頑張って、相当な経営努力が見られているわけですね。さっきからも言うように、何といたってもやっぱり収入を上げなければいけない、それから出る経費を削減しなければいけないと、こういうような形の中で経営が成り立っていくという、この根幹的なことをやっていると。

それと同時に、何だかんだ言っても公営企業として一番これから大事なことについては、皆さん方がいわゆる地域の生活路線として、路線バスをいかにして維持するかと、これを考えた時に、その維持するための対策として、効率化を図っていかねばいけないと、こういうふうにおっしゃっているわけですね。この効率化という言葉というのは一体どういう内容なのかと。当然、輸送の収入はトーンダウンしているわけですね。何といたっても、乗合バスの事業によっての収入が一番大きいわけですね。それが乗客の減少によって一番落ちていっていると、こういう考え方

でいくなれば、そこにどういうメスを当てるのかと、これが非常に心配されているわけですね。今言うような路線バスを維持するために、どうやって効率化を図ると。この効率化の内容というのは、ダイヤの編成をするのか、あるいはダイヤの見直しをするのかとか、当然そういうことになるかと思いますが、ならば、そのダイヤの編成とか見直しによって、果たして、何がどうなるのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

【太田交通局長】 路線バスの維持方策でございますが、これまでコロナ以前のお話をさせていただきますと、人口減少それから少子化によりましてバスの乗客というのは年々減っていく状況にございました。それに合わせまして、毎年4月にダイヤ改正で減便等の調整をしていくという形で効率化を図っていくと。それにもやはり限度がございます。バスの路線として最低限これだけは走らなければいけないということがございますので、その辺は市と協議いたしまして、補助金等のご相談をさせていただいているという状況でございます。

今回のコロナの影響によりまして、お客様がかなり減っております。これはこれまでの人口減少の率を考えると、10年、20年ということが一遍に来たというような状況かと思っております。それで、バスの路線をどういうふうに維持するかといいますと、お客様が減ったところを適正な便数にしていくというのがまず第一でございます。そして、今回の4月のダイヤ改正におきまして、主に長崎市の路線バスにつきまして、お昼時間帯、それから夜の時間帯、そういうものを主に減便等を行って、バス等、その職員を少なくしてやっていこうというようなところでございます。

【小林委員】 結局、ここのところが一番大事なことなんです。交通局長も、口では生活路線は守らなければならない、維持しなければならないと、先ほどの深堀委員とのやり取りの中でも、しきりにそういうことは強調されているし、一貫しているわけです。当然我々も、通勤、通学とか、病院に行く、そういういろんな県民の皆さん方の足の確保ということについて、県営バスの果たす役割は大きいと、だから、ある程度、一般財源から繰り出しをしても仕方がないところがあるんだと。赤字だから、直ちにこういう路線をなくせというようなことについては、これは民間と違って我々の公営企業としての県民の皆さん方の足を守るという立場だから、そのところは、ある程度、一定の我慢しなければならないところ。しかし、経営健全化に向けて最善の努力はしてくださいと、こういうようなことをお願いしてきているわけです。それを守って皆さん方は経営をやっているんです。我々も幾らか経営のかじりだけしておってみても、よく頑張られているということはよくわかります。以前の県営バスの体質では絶対ないと、これだけははっきり言えると思うんです。

ただしかし、今言うように、こういうまさに誰も予想だにしなかった国難、こういう状況の中で、しかも、予想以上に長引いているということで、令和2年度には壊滅的な大きな減収、また令和3年度に、直ちにそれが元に戻るかということも非常に厳しい。こんなようなことを考えていけば、どこにしわ寄せがいくのかといえば、先ほどからも、人件費をカットするとか、あるいは辞めていただく方が30名を超えとか、そんなようなことの対策を講じていただいているかと思いますが、しかし、それがイコー

ルいわゆる減便につながるということであるとすれば、結果的には、県民の足が奪われたというようなことになりはしないのかと。ここのところはどう思っているんですか。

【太田交通局長】 経営とご利用いただく皆様の利便性というのをやはり均衡を図っていかねればいけないと思っております。これまで、朝夕ご利用いただくというのがバスの主なお客様を運ぶ大きいところでございますけれども、そういうところでそれなりにお客様が減っていきますと、過剰な形でのバスの運行というのは無理がございますので、そこを適正な規模にしていくというのがまず第一かと思っております。

なかなかどこが一番いいバスの形かというのは、これからも模索をしながらと思いますけれども、できるだけお客様に不便をかけないような形で何とかやっていきたいと思っております。

【小林委員】 ここは交通局長、あなたはしっかり答弁しなければいけないですよ。何かどこでも聞けるような発言の内容では、この非常事態を乗り切る言葉としては、私は正直に言って、経営者としての交通局長として、そういう発言がいま一つやっぱり足りないと思う。だから、今あなたがいみじくも言われたように、経営と利便性の均衡をどう図るかということは一番のポイントであること。確かに今言われるように、経営と利便性の均衡をどうやって図るか。

今、長崎県の県営バスは、全体の355の系統がある中において、約7割が赤字路線ではないですか。そうした時に、その7割を今回のコロナというこの一時的な状況の中で、今言われる経営と利便性の均衡という中において、現時点において、これだけのコロナのいわゆる被害の中で収入減があっていると。しかし、その減収が、人口減少とかは否めないが、乗合バスで12

億円とか、あるいは県の高速収入で4億円、貸切でも6億円、トータル22億円になっているわけです。こんなものがいつまでもコロナの影響であるということは考えられない。しかし、人口減少とかそういうようなことについてのお客さんが少なくなるということはわかる。だから、人口減少をもってダイヤの編成を見直すというやり方が1つと、コロナのこういう状況によって一時的なダイヤの見直しと、この2つの考え方があると思いますが、その点については、どういう考え方を持っていますか。

【太田交通局長】 コロナの影響を受けました乗客の減というものにどう対処していくかということですが、今後3年から4年かけて、しっかりと地元の市と、どういうふうにバスの路線を守っていくかということを協議しながら、慎重に効率化を図っていきたいと思っております。

【小林委員】 4月にダイヤを改正するんでしょう。もう目の前です。そうすると、今の交通局長の答弁を聞いてみると、今から市町と話し合いをしていくような内容にしか聞こえないんですが、まだできていないのか。要するに、ダイヤ改正で、減便が一体どのくらいなるのか、今言うところの赤字の243の系統、この路線を、要するに、どのくらい減便という形でやっていくのか、7割を何割まで考えているのかとか、そういうところについて、もうちょっと具体的に突っ込んでいただかないと、非常事態宣言が、あなた方の非常事態になっていないような気がする。

【濱口営業部長】 この4月1日からダイヤ改正を考えております。まず、その内容でございますけれども、先ほど交通局長からも申し上げましたとおり、どうしてもコロナの影響で昼間の

利用者数、それから夜の利用者数というのが減っております。そういう利用実態に合わせてダイヤ改正を実施するようにしておりますが、内容といたしましては、まず一般路線のほうが、平日で交通局全体で820便ほどございます。それを対象路線に関して約80便程度、約1割ぐらい減便を考えております。。

【小林委員】 それは昼間か夜か。

【濱口営業部長】 申し訳ございません、昼、夜の時間帯までは今、手元にはございません。

【小林委員】 80便を減便するという事は、かつてないことじゃないのか。今まで、そんな80便なんか減便したことがあるのか、これによって、どのくらいの足が奪われるかということ。この減便というのは、例えば、10本あった便数が7本になるとか8本になるとかそういう意味で、その路線をなくすということではないのだろう。はっきり言ってください。

【濱口営業部長】 路線の廃止というのは全く考えておりません。今、80便減便と言いましたが、これは主に長崎市内線でございます。1時間に4～5便程度ございますものを1便程度削減する、そのようなレベルでございます。それと、一般定期以外にも、高速バスとか、空港線あるいは都市間輸送というものの減便というのも考えております。

【小林委員】 今の話で、ダイヤ改正については市町と話をしながらと、こう言っているわけです。市町の了解は既に得ているのかどうか、そこだけ聞いておきます。

【太田交通局長】 現在、県営バスで、長崎市それから諫早市、大村市で主に路線バスを走らせております。その中で、大村市は、今回の4月のダイヤ改正でも増便をいたしております。これは市と協議を重ねて、増便という形になって

おります。市との協議につきましては、現在、市町村でその地域の公共交通計画というものを定めるよう努力義務がございまして、それが一番進んでいるのが大村市でございます。大村市とは、細かい実施計画まで定めていただきまして、その中で、バスもこの計画の中で協議をしながら走らせるという形にさせていただいております。諫早市と長崎市については、公共交通計画がまだ定まっておりませんで、長崎市については、昨年から計画をつくるという作業が進んでおります。今年中にはできるかと思っております。諫早市については、今回のコロナの影響で補助金額も相当増えておりますので、市としても、それなりの動きというのが今後出てくるかと思っておりますので、その中で協議を進めていきたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【前田委員】 コロナ禍の中で大変だという状況もよくわかります。そうした中で、資料2でもらった交通局経営計画の33ページ、計画期間中の収支見通しということで、これについては平成30年の3月当初をまずつくって、これはコロナに関係なく、平成31年3月に一遍修正をかけて、改めて令和2年12月に修正ということで、昨年の11月議会にかけていると思うんですけども、そういう意味でいけば、33ページの令和3年度の前期計画の数字、これが今の予算計上も含めて、このとおりになる、コロナが今後どうなるかということによって左右されるんですけども、このR3の数字の変更はないという理解でいいですか。12月に修正かけているので、当然そう大きく数字は動かないと思いますけれども、確認の意味で、まずそこから質問させていただきます。

【安藝管理部長】 見直し後の中期計画における令和3年度の収支につきましては、提出している予算のとおりでございます。

【前田委員】 それでは、提出している予算のとおりのいうか、提出している予算を執行すると、このR3の数字になるという理解をさせていただきました。

その上で、これまで質問した方にも重なるんですけども、改めて、退職不補充ということをやられているということですが、平成30年から結構なので、採用の実績と退職者の数の実績を年度ごとでおっしゃってください。

あわせて、運転士の方の正規の方と会計任用制度による嘱託の方といらっしゃると思うんですけども、平均給与で結構なので、運転士に限って結構です、正規の方と非正規の方の所得の差というのがどのくらいあるのかお知らせください。

【安藝管理部長】 まず、採用実績でございますけれども、運転士では、平成28年度は、運転士は採用ございません。平成29年度から報告をさせていただきます。平成29年度が採用数が12名でございます。平成30年度が採用者が8名でございます。平成31年度が採用者12名となります。

【前田委員】 人件費の削減とかいうところを含めて、退職者不補充ということを経理局長もおっしゃったので、私は、採用と退職の数は一覧として持っていると思っていたのでお尋ねしたのですが、時間がかかるようでしたら、昼休みに資料として頂いて、また午後から質疑したいと思います。

言わんとしたいことは、最初述べたように、平成30年に組んで、平成31年に変更して、令和2年12月に変更して、令和2年の分は、当然、これはコロナウイルスが発生したということによ

って致し方ないという分もありますけれども、この数字をずっと追っかけていたら、じゃ、どこで収支を調整してくるかというか、改善に向かわせているかという、当然、収入を増やすことはもちろんですけれども、支出のところでは、正直言って、人件費を削減するところと減価償却費を削減するしかないんですね。ただ、人件費も、深堀委員もご指摘していたように、正直言って、やれるだけやった上で搾り取っているような感じがしていて、私も、交通局で勤務されている方のモチベーションというよりも、本当にこれで将来的な、この職場で頑張ろうというところになるのかというのが非常に不安を感じています。

ですから、何を言わんとしたいかという、人件費や減価償却費で、言い方を悪く言えば、数字をどれだけ合わせてくるかというところでは、もう既に限界が来ていると思っていて、さっき聞いたのは、R3年の数字が変わらないということです、例えば、減価償却費の1点だけ見てR3年を見ると、一番最初は5億5,100万円となっていて、平成31年3月の資料は5億9,000万円になっているんですよ。それが今回の12月に修正したものは、これは4億円という数字になっていますけれども、減価償却がこれだけ大幅に変わってくるということは、要は、さっきご説明の中で言っていたバスの買換えの更新とか、建設の建物とかを先延ばししているということになりはしないのかと思っていて、本来は、これを説明するのであれば、当然、長寿命化という、バスの更新の計画は、これから何十年か分多分あると思うんです。建物の公共施設等総合管理計画に基づく長崎バスターミナルであったり、諫早、大村、そういう更新計画もある中で、それを標準化して、毎年どれだけ

支出として出てくるかといったところを、私は、逆に数字を調整していると見ているんです。そういうことを考えた時に、果たして、この収支見通し、計画を変えていく中で、本当にこれだけでいいのかというのを1つ感じています。

あわせて、1点質問させていただくのは、収入のほうに転じて見た時に、貸切バスの収入というのは、これまでもかなり上がっていて、多い時で10億円程度、去年が、9億8,600万円で当初見ていたけれども、R3年当初ということで7億3,900万円ということなんですけれども、貸切バスの収入、そもそも貸切バスをやるということは、交通局、県営バスが公的にやるという意味において、どういう位置づけをされて、これは自分たちにとって必要な事業だという認識をされているんですか。

【太田交通局長】経営計画の中にも位置づけておりますが、県の観光振興に貢献をするということで貸切バス事業というものを位置づけているということです。

【前田委員】そういう位置づけだと思うんですが、それは民間でやれているんですよ。だから、私は、ある意味、この貸切収入のところ、貸切バスの事業というのは民業圧迫だという認識をしているんです。ただし、この貸切収入等がないと、収支が合ってこないんですよ。だからやらざるを得なくて、さっき小林委員からも路線の再編について危惧するご質問があっていて、私もそのとおりだと思っているんですが、今の説明の中でびっくりしたのは、80便減便する中で、長崎市内が入っているというお話でしたけれども、私は、路線の再編もほぼほぼ限界に来ていると思っていて、そうすると人件費、人員削減するための路線の再編となってくると、さっき言った長崎市内。しかし、長崎市内とい

うのは、私は、ある意味、今、収支でいくと黒字路線だという認識をしていて、その収入が上がっているところの減便をかけるということは、片方の面では、その分の収入が下がってくるんだろうと思っているわけです。もっと言えば、長崎市内は長崎バスが大体網羅できているような状況の中で、そもそもとして、滑石であったり、ああいう路線も含めて、長崎市内で県営バスを競合するような形で延ばしていること自体が、民間とのすみ分けの中で、本当にこれから公共交通の厳しい、乗降客が少なくなっていく中で、果たしていいのかなと考えた時に、全般的に見て、かなり収支計画、県営バスの収支というのは、これから先も難しいと思っているんです。

平成29年までの努力は私も大いに評価します。しかし、これから先を考えた時に、コロナ禍ということを除いても厳しいということ、そして、これから先も、当然、車両や建物の更新というものがある中で、私は、一定交通局がこれからはしっかりとやっていくという話の中で言えば、外部の方に、今の状況とか、これからの皆様方の見通しや思惑というものをしっかり開陳する中で、存続するとしても、交通局の在り方というものを一度立ち止まって検討すべき時期に来ているんだと思うんですが、そのことを私はずっと思っていたけれども、しかし、それは交通局内部からなかなか出る話じゃないと思っているので、行革のほうから公営企業の在り方ということを考えるべきじゃないかということで提案してきていたけれども、今回の行革の計画の中にも、公営企業として経営の健全化に努めるというところで止まってしまっていて、在り方等にまでは触れていません。そのことは大変不満に感じているんだけど、交通局と

して、今言ったような話を含めた時に、もう再編もままならない、収支もままならない、そして後から資料をもらいますけれども、職員の配置の状況、採用の状況もいびつです。40歳以下の職員は多分6%ぐらいしかいないでしょう。また不補充ということは、ますます高齢化してくるという中で、なおかつ、子会社化している県央のところなんかは、当局と比べたら、もとの基本給も2割ぐらい違うんじゃないですか。そういうことを考えた時に、一度、存続するにして頑張っていたくにしても、在り方というものを外部の方に、交通局自らがそういう検討会を設置して検討する時期だというふうに私は思っているのですが、そのことに対して、交通局長、どんなご認識をお持ちですか。

【太田交通局長】 後ほど、一般の状況の説明の中で行財政運営プランのご説明をさせていただく予定にしておりましたが、その中で、今回の行財政運営プラン2025の中に、公営企業を取り巻く環境変化を踏まえた地域公共交通サービスを提供していくということを掲げておりまして、その中で、今、前田委員がおっしゃられた内容についても議論が進むのではないかと私は認識をしております。

それと、先ほどの貸切バスの状況ですけれども、これは委員がおっしゃられたように、路線バスの赤字を高速バス、貸切バス、それから県内の都市間輸送、そういうもので埋めております。そういうことで、貸切バスを行うものについては、県の観光振興に貢献をするという位置づけでございますが、一方で、内部的な資金の提供ということも当然あるわけでございます。

それから、先ほどの職員の問題については、高齢化をしている運転士の状況というのは、私どもだけではなくて全国的な傾向ではなかろう

かと思っております、その中で、今回、退職不補充という部分については、先ほども各委員からご心配の旨の話がありましたけれども、この数年間で計画を実施する中で、当然、軌道修正もございますので、その中で、採用と退職を見ながら、状況変化もあり得るかなと思っております。

【前田委員】 手元に行財政運営プラン2025を持っていて、今、交通局長がその中から「環境変化に対応した公営事業サービスの提供」というところの答弁をされたと思うんですが、この文章の読み込みの中に、経営健全化に取り組むというところの中に、交通局長が言われた、私が指摘した外部の方からの在り方も含めたところの検討にも入っていくんだという認識を交通局長はしているというふうに今、答弁したのですが、そのとおりの理解でいいですか。

【太田交通局長】 議論は、そういう形で進むのではないかと思っております。

【前田委員】 今まで、平成16年2月の「県営交通事業のあり方に関する方針」の中でずっと進めてきて、その中の答申の中に、路線ごとというか、民間移譲とか、民営化みたいなのところも触れてあるんです。しかし、そこについての検討がなされていないということでずっと指摘してきたけれども、今、交通局長が言われた外部の方も踏まえて在り方を検討するだろうということは、今まで多分、本会議場で一切答弁出ていないんです。ということは、大きな前進だと思います。その中で、交通局がこれからどうやって存続していくとか、県営としての役割を果たしていくかというのを明確にしていこうということであれば、その議論の推移に期待したいと思います。

ただ、路線再編については、今、4月の80便

減便の話が出ましたけれども、当然これは令和3年度の実施計画として、来年の4月に向けて、今後とも効率的なダイヤ編成をされるということで理解していますので、そういうことであるならば、ぜひ早い時期に、6月か9月の時期に考え方を示してほしいと思っておりますが、私は、今までの交通局の努力の中で、路線の再編はもう限りなく限界に来ていると思います。

ただ、新しい取組として、ハブ・アンド・スポークの導入とかいうのも出ていますから、そういうものをどういうふうに展開するかということをもた確認させてもらいたいと思いますが、まずは、先ほどから言われたように、一義的に市町に公共交通を維持するという役割があるとするならば、ぜひ路線再編と併せて、市町も責任を持つ形で、高齢化する中で交通弱者がだんだん出てくる、公共交通空白地帯が増えている中で、コミュニティバスをどう走らせるかというところ、これは県営バスが直接タッチする分野じゃないかもしれませんが、路線の再編とコミュニティバスをどうこれから張り巡らせていくかというところを同時に議論して、生活の足というものを守ってほしいと思っておりますが、その辺も含めて、きちんと検討していくことをできれば答弁いただきたいのですが、いかがですか。

【太田交通局長】 長崎市の公共交通計画の状況でございますが、昨年の半ばから法定協議会が立ち上がりまして、今年半ばに公共交通計画を策定するとお聞きしております。また、その後に、公共交通網の実施計画というのは策定をされるかと思っておりますので、その経過等を含めて、当然、来年4月のダイヤ改正、その後のダイヤ改正もございますので、十分市と協議をしたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩。

— 午前11時49分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

ほかに、質疑はありませんか。

【小林委員】 今、特に総務省が創設をしました特別減収対策企業債で12億円を確保しようというようなことの説明がっております。この特別減収対策企業債というのがどういう内容のものか。要するに、交付税措置で、どういう有利な財政措置をしてくれるのか、この辺のところについて詳しく説明を求めたいと思います。

【安藝管理部長】 公営企業における特別減収対策企業債でございますけれども、新型コロナウイルス感染症により資金不足が発生または拡大する公営企業について、当該資金不足額について、資金手当に係る企業債が発行できるというふうな制度でございます。その発行済みの特別減収対策企業債に対して、償還利子の2分の1の額を一般会計から繰り出すことができまして、なおその繰り出しに対しては、特別交付税措置が措置率80%で講じられることとなっております。なお、償還年限は15年以内となっております。今回発行する特別減収対策企業債についても、15年間の償還を計画しております。

【小林委員】 こういう非常事態において、企業債としてそういう減収対策債を創設していただいたということは大変ありがたいと。しかし、今の説明を聞いて、何が一番いいところかと思ったら、3年間据置きというところが大変ありがたいと思うんです。起債をいろいろ発行する時に、3年の据置きがあるというようなことは、今、銀行だって1年ぐらいとかそんな状況で、3年間も据え置いてくれるということは大変あり

がたいと思うんです。

ただ、交付税措置がどのくらいあるのかと、こういうことを大変期待しておったんだけど、今の管理部長の説明では、結局、償還期間は15年と。今頃、起債というのは、通常20年間ぐらいのものを30年間ぐらいまで延ばそうとか、そんな長期の償還期間というのを設けている状況の中で、15年と。しかも、交付税はどこに措置されるかということ、利息に対して80%の措置があるというだけで、利息は15年間で全体で大体幾らになるのですか。

【安藝管理部長】 利息は、概算でございますけれども、15年間で1,500万円を予定しております。

【小林委員】 そうすると、1,500万円で、これを8割見てくれるわけだな。全額じゃないわけです。12億円そのものの元本に対しては、交付税措置は全くないのですか。もう一回確認します。

【安藝管理部長】 特別減収対策企業債の利子の2分の1の80%が特別交付税措置になっております。元金に対しての交付税措置はございません。

【小林委員】 利息の2分の1、1,500万円の2分の1は750万円、750万円の80%を交付税で見ると。こういう大変な時に、地方創生臨時交付金なんかを見ている時に、どうして公営企業が、先ほどから何回も言っているように、ダイヤを減らすわけにはいかないとか、減便はなるべく抑えてくれ、県民あるいは住民の皆さん方の足を守ってくださいと、こういう状態の中で、全国軒並みにバスの公営企業については運輸収入がめちゃくちゃに減額されていることはわかり切っているわけです。ないよりはましだけれども、びっくりしたんだけど、こうい

う今のご時世に、何か高飛車の、ないよりはましだといいいながら、この減収対策債は何か減収対策債に値しないような内容ではないかと思っているんだけど、これは例えば、令和2年度で12億円、じゃ、令和3年度でも、当然これを発行するという考え方があるのかどうか、そしてあるとすれば、どのくらいを発行したいのか、その辺のところはどうですか。

【安藝管理部長】 令和3年度におきましては、収支均衡を見込んでおりますので、発行そのものは予定しておりませんが、コロナ禍の再拡大等の想定外の事故が起こった時のために、特別減収対策企業債を5億円限度額として予算計上させていただいているところでございます。

【小林委員】 今聞いたとおり、減収対策債が、失礼だけでも、それはないよりはましだと。これで今言う1,500万円の利息に対して2分の1の750万円の80%、これだけが要するに、交付税措置としてと、あとは自前で努力をしなければいけないと。償還金額は年間幾らになりますか。

【安藝管理部長】 償還金額でございますけれども、元金の償還を据え置く令和3年度から令和5年度までは利子だけの償還になりまして、200万円程度の償還になります。令和6年度以降、元金の償還を始めまして、年度につき約1億円程度の償還を考えております。

【小林委員】 1億円の元金を令和6年度から、3年後から払わなければいけないと。経営的に大丈夫ですか。

【安藝管理部長】 先般見直しました中期経営計画の内容に沿って経営改善を行っていきまして、その金額をもって償還に充てていきたいと思っております。具体的に申しますと、路線の効率化や事業規模の見直し、バスの更新等の計画の

見直し、資産の活用、本局、営業所の人員の見直しなどを行いまして、令和3年度から17年度までの改善額として約83億円を見込んでおりまして、そこで収入源と起債の償還を賄っていくこととしております。

【小林委員】 利率は幾らですか、元利の利は。

【安藝管理部長】 今、総額12億円のうち、11億円を起債発行しておりますけれども、金利は0.13%でございます。

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 手短にお尋ねしたいのですが、先ほど質問していました時間外勤務という話がありまして、時間外勤務というのは、要因というのは、こういったことをされているのですか。それをまずお尋ねしたいと思います。

【安藝管理部長】 運転士の時間外勤務につきましては、通常、運転士は勤務スケジュールを決めておりますけれども、そこで急に用事があったり休んだりする方がいらっしゃれば、代わりの運転士が運転をしなければいけませんので、その時に、本来休みである運転士が代わりに乗務するというので、そこで時間外勤務が発生するというのが運転士の時間外勤務の主な要因でございます。

【山田(博)委員】 本来であれば、それが大きいというのは、どういうことかとなりますよね。というのは、それは運行管理が十分なされていないんじゃないかとなるわけです。そこはきちんと運行管理者を置いてやっているわけですから、時間外勤務が、本当は休みがあって、それを体調が悪いとかといって、体調管理は全部が全部十分じゃないといえども、それが大きいというのはどうかと思うんですよ。そこは反省しなければいけない、改善をしっかりとっていか

なければいけないのじゃないですか。ここは士気をしっかり高めなければいけないというところの一つじゃないかと思います。

続きまして、先ほど、交通局は平成27年から県の補助金はなしということでありましたけれども、企業債の17億円というのは、いつから発生したのですか。

【安藝管理部長】 基本的には、バスの購入等で発行している起債でございますので、長崎県交通局発足当時から発行しているものと考えております。

【山田(博)委員】 だから、17億円というのは、いつ頃からこういうふうに常態化したかというのをお尋ねしているんです。

【安藝管理部長】 申し訳ございません、今、いつからかというところが手元にございませんで、後でお調べいたします。

【山田(博)委員】 それがないとね。これは経営の根幹に関わることだから、こういったものは、いつからこんなになったのかというのがわからんというのはいかがなものかと思いますよ。

委員長、ここは大切なところだから。先ほど、小林委員とか、いろんな委員の皆さん方も経営の中身を確認している中に、確かに平成27年から補助金をもらわないように頑張ってきたというふうに私も高く評価していたんですけれども、この17億円の企業債というのは、今までずっとほとんど変わらなかったんだと。それじゃ、いつからこの17億円というのはあったのかというのがわからないというのは、経営というのは、あなた方はどうしていたのかとなるわけです。心配で、これはいかがなものかとなるんですよ。これは大切なところですから。自分たちがいつからそういったものがあるかといったら、わかりませんというのでは、話にならんよ。

だから、そこをきちんと明確にしてからしてもらわないと。

というのは、先ほど、前田委員が外部からの経営の話をしておりましたけれども、交通局長、これは毎年、長崎県営バス経営評価委員会というのがあるでしょう、外部の人が来ていろいろと。そこにバスの経営、事故とか、いろいろと経営の評価等をやっているじゃないですか。やっているにもかかわらず、そこをきちんと前田委員に言わないと、改めて入れるとかなると誤解を招きますよ。実際28回もやっておきながら、経営評価委員会があるにもかかわらず、外部の皆さん方が経営の評価、審査というか、されているわけですから、そういったことがあるのに、何で前田委員から、初めて聞きましたとか言われましたが、やりますとか、今やっている村木委員長、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長に対して失礼じゃないか。交通局長、知っておったんでしょ、これは。外部で審査してもらいながら。第28回ですよ。その一方で、まだ入れるというのは、どういうことですか。この経営の根幹というか、状況というのは、交通局長、わかっているんですか。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩。

— 午後 零時 5分 休憩 —

— 午後 零時 7分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開します。

【太田交通局長】 起債の関係がまず1点ございます。公営交通事業の制度といたしまして、企業債の借入制度がございますので、先ほど管理部長からもご説明をいたしました、県営バスが発足以降、かなりの程度でこの企業債制度を利用させていただいておりますので、現在のようない借入金の額というのは続いているというふ

うに思っております。

それと、先ほどの外部の評価委員につきましては、現在、県営バスの経営状況につきまして、いろんなご意見をお伺いするという事で、5人の委員の方を任命いたしまして、意見をお伺いしております。

それと、先ほど、前田委員に対してのお答えの中で、私の認識といたしまして、外部委員を入れた形での行財政改革の議論が進むのではないかなという認識ということでお答えをしましたが、これについては再確認をいたしまして、お答えいたしたいと思っております。

【山田(博)委員】 企業債というのは、使うというのはわかるんですよ。だから、17億円がいつから常態化しているんですかと私は聞いているわけです。それを答えられないじゃないか。企業債を使うのは、それは私はわかるんですよ。問題は、17億円がずっと減らない状態がいつから続いているんですかというのを何で答え切れないのかと言っているわけです。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩。

— 午後 零時 9分 休憩 —

— 午後 零時10分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開します。

【安藝管理部長】 企業債でございますけれども、手元に持っている資料から遡って、平成27年度末の残高でございますけれども、その時点で17億3,400万円ございました。平成28年度末が15億3,600万円、平成29年度末が17億5,200万円、平成30年度末が17億8,300万円というふうな形でございます。

【山田(博)委員】 交通局長、この17億円という企業債というのは、私は活用は否定しないんです。しかし、この状態が、県の補助金はもらわ

なくても、頑張っていますという姿勢はわかるんだけれども、結局、17億円のこの企業債があるとなれば、ほかのいろんなものを使っている、これが減らないとなれば、小学生でもわかりやすく言うと、この交通局は頑張っている一方で17億円の借金があるんだよ、としか思えないじゃないかと言っているわけです。だから、ここもしっかり経営を見直すため、今の時期はできなくても、そこの企業債というのは返済をしっかりやっていくような姿勢というか、経営体質にしなければいけないのじゃないかと言っているわけです。だから、先ほど、私が17億円はいつから常態化していたかと言ったら答えきれないというのは、交通局長、それはあなたの方が経営をしっかりと把握していないんじゃないかと思えないんだ。だから、そこを私は指摘しているわけであって、頑張っていたきたいと思うから言っているんです。激励を込めて言っているんですよ。私は夢と希望を運ぶ県営バスを応援している1人の議員ですからね。交通局の経営評価委員会というのは、私も会議録を見させていただいております。県議会議員ぐらいのすばらしい指摘もされていますから、ぜひこの経営委員会の皆さん方と一緒に頑張っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。それで、交通局長、私の見解について、見解を聞かせていただいて、終わりたいと思います。

【太田交通局長】 ただいま借入金の状況を踏まえて山田(博)委員からご指摘をいただきました。企業の経営といたしまして、再生産できるような余力というものが必要でございますので、ぜひご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑はありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第15号議案及び第90号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から分科会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中村(一)分科会長】 分科会を再開します。

午前中に引き続いて、前田委員からの資料の提供がございましたので配付しますので、よろしくお願いします。

それと、交通局長から、午前中の審議について説明をしたいという申入れがっておりますので、これを許可します。

【太田交通局長】 午前中の前田委員のご質問に対してお答えした内容に誤りがありましたので、再度お答えをさせていただきます。

前田委員から、県営バスの在り方につつまし

て、独自に外部の委員を入れて議論をすべきではないかというようなお話がありましたが、現在、交通局では、新たにつくりました行財政改革のプランの中で、中期経営計画を着実に推進するなど、経営健全化に取り組むということにしております。

また、外部の方の意見ということにつきましては、現在、県営バスの経営状況やバス事業全般につきまして、県営バス経営評価委員会というものを設け、外部の委員の方からのご意見を伺うようにしておりますので、このような形で今後も健全化に資するようなことをやっていきたいと考えているところでございます。

【前田委員】 質問というか、意見ですけれども、午前中答弁いただいたものが今、修正が入ったんですけれども、私が質問した中で、平成16年2月に「県営交通事業のあり方に関する方針」というものに沿ってという話をしましたよね。結局、今、経営委員会と言いましたけれども、その経営委員会がやっている目的と、結局、知事が諮問した中で、いわゆる在り方会議等とはまた全然別個のものなので、ある意味、行革の中で、交通局長が間違ったと言ったけれども、そういう認識を示されたことを私は了としましたけれども、交通局長が最後に言った、経営委員会があって、外部の委員から聞きますというのは全然目的が違うのだから、私の中では、それは全然別個の話ですよ。平成16年の話を切り出したのは、そういった形で知事が諮問する中での目的意識を持った中でのメンバーの選定であったり、議論の内容をきちんと集中してやるようなことが必要じゃないかという意味で言っていて、その意味を受けての前向きな答弁が出たと思いましたが、一応交通局長の答弁は答弁としてわかりましたので、また今後、別

の場で意見をしていきたいと思います。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般の質問を行うことといたします。

まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】 環境生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

2ページをお開きください。

高速バス等のバス運行の状況につきましては、記載のとおりでございます。

（令和3年4月ダイヤ改正について）

交通局におきましては、バスの利用状況に合せ、毎年春に一般路線バスのダイヤ改正を実施しております。コロナ禍の影響によりバス利用者が大幅に減少していることから、今年4月においても、バスの利用実態に応じて、通勤時間帯の増減便を含めたダイヤ改正を実施する予定としております。

主な改正内容につきましては、長崎市内の一般路線バスにおいて、乗客減が著しい昼間及び夜間を中心に減便いたします。昼間帯においては、路線により1時間あたり3～5便運行しているところを1便程度減便するとともに、夜8時以降の便についてダイヤの調整を行ったうえで減便する予定としております。

都市間輸送のうち、諫早市・大村市と長崎市を結ぶ高速シャトルにつきましては、通勤客の利便を図るため朝の便を増便するとともに、利用者の少ない深夜の便を減便いたします。

空港リムジンバスについては、バスの利用状況に合せた便数とするとともに、利便性の向上を図りたいと考えており、住吉経由便を浦上経由便に統合し減便して効率化を図るとともに、長崎バイパスの畦別当バス停に停車いたします。

雲仙～長崎線は、平日3往復、土日祝は4往復を運行しておりますが、全ての日とも3往復に変更いたします。

今回はコロナ禍による影響から大幅な改正となったところであり、県民の皆様にご理解をいただけるよう、しっかりとした周知を図ってまいります。

貸切バスの状況及びアフターコロナの取組については、記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

快適なバス利用への取組について、につきましては、記載のとおりでございます。

4ページ下の段でございます。

（職員の処分について）

交通局においては、昨年12月14日、運転士のバス乗務前の呼気検査において、乗務停止とする基準以上のアルコール分（呼気1ℓ中0.215mg）が検出される事案が発生しました。乗務前のアルコール検査は、公共交通事業に従事する者としてアルコールの影響を受けた状態で運転に従事することを未然に防ぐため実施しておりますが、このような事案があったことはバス乗務員としてあってはならないことであり、当該職員に対し、去る12月24日付けで停職2月の懲戒処分を行っております。

交通局では、これまで飲酒運転防止の取組として、「飲酒運転防止対策マニュアル」の策定など、周知徹底を図ってきたところでありますが、バスの乗務は行っていないとはいえ、今回の不祥事が生じたことは誠に遺憾であり、公共

交通を担うバス事業者として県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

（長崎県行財政運営プラン2025（案）の策定について）

新たに取る行財政改革に関する計画につきましては、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえて、このたび、令和3年度から令和7年度までを推進期間とする「長崎県行財政運営プラン2025（案）～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」をとりまとめました。

交通局においては、公営企業を取り巻く環境変化を踏まえた地域公共交通サービスを提供するとともに、中期経営計画を着実に推進するなど経営健全化に取り組むこととしております。

今後、プランの実現に向けて全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 以上で、説明を終わります。

次に、議案外の所管事務一般について、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありますか。

【深堀委員】 事前通告しておりますので、1問だけ質問をしたいと思います。

長崎ニモカカードの普及状況についてであります。

ちょうど4年前にこの委員会に所属していた時に、旧スマートカードの長期化に伴って、メ

ンテナンス費用等々かかると。それを新しい仕組みに変えると。その設備投資には数億円のお金がかかるので、当時、国の有利な補助制度があって、それを利用して、こういった形に検討したということがありました。ただ、その当時、スマートカードを利用していた県下の公共交通機関のうち、スマートカードのシェアのほとんど半分以上を占めていた長崎バスグループがそこに参加をしなくて、独自の地域限定のカードに移行するということで、かなりいろんな議論をさせてもらったことを記憶しています。

先般の交通局の説明の中で、資料の中にもニモカカードの話が出ておりまして、昨年の12月末現在で3万4,711枚の発行をしているという報告がありました。直近の普及の枚数の状況と、あとは旧スマートカードの時に、どれくらい発行していたのか。確かに非常に利用しやすい形態になったというのは評価をしているんですけども、普及の状況について、お尋ねをしたいと思います。

【濱口営業部長】 委員ご質問のニモカの件でございますが、まず直近の発行枚数でございますが、ニモカは昨年の6月からスタートさせていただいております。2月までで約3万6,000枚、これは交通局のみの実績でございます。それに対しまして、スマートカードは、平成13年に運用開始いたしまして、3年計画で導入させていただいております。その3年間で、交通局で2万2,000枚の発売という実績としてございますので、ニモカのほうははるかに普及というのは早いのかなと思っております。普及状況というのがなかなか見方が難しいと思いますが、発売枚数としては、そういう状況でございます。

それから、収入のほうで、どれくらい利用しているかという状況でございますが、昨年の6

月から今年の12月まででございますが、ニモカにつきましては、最初、6月で1,000万円程度のご利用がありました。12月で月に8,500万円程度のご利用がっております。この月に8,500万円というのは、ニモカを導入する1年前の12月、スマートカードを利用していただいた額と同じ程度でございますので、一定定着はしているのかなという感じを持っております。

【深堀委員】 ありがとうございます。

発行枚数、長崎交通局単体の話ですから、もちろん全体の普及とイコールではないにしても、発券の枚数自体は旧スマートカードの時代から比べれば1.5倍程度増えているということで、県民の皆さんも、活用について、非常に評価を得ているのかなと思います。

実際の利用実績についても、スマートカード当時とあまり変わらないぐらいの売上になっているということであれば、恐らく、乗客数は一昨年と比べれば、かなり減少してきている中で、カードの利用があまり変わらないということは、それはいい方向に動いているのかなというふうに、これも評価できると思います。

その一方で、確認をしたいのは、ニモカカードは、県内でも、もちろんこのニモカカードに参加をしなかった長崎バスに乗った場合でも使えるし、全国の公共交通機関で使えるという、今までのスマートカードよりも、メリットがものすごく増えた、使う側の利便性が上がったということは評価するんです。ただ、その時に、例えば、長崎バスさんのエヌタスTカードというのがあって、これが全国と利用していないんだけれども、地域の経済を活性化させるための地域限定のカードという趣旨でスタートしているわけですね。スマートカードの時もそうなんです。例えばポイント、そういったもので使

う側の経済的なメリットがあったわけですね。今、ニモカは、ポイントはまだ付与していないと理解をしています。利便性は上がったけれども、経済的な利点が出ていないんじゃないか。本県の経済に対して、どれだけ影響を与えているのかという観点で、どういうふうに評価をしていますか。

【濱口営業部長】 ニモカの導入当時、一定のポイント付与というのを計画させていただいておりました。最大で9.5%の還元ということで当初、計画をさせていただいておりましたが、何分コロナ禍の影響で減収というのも非常にあって、そういう中で、ポイントの還元というのは経営上非常に困難ということで、見合わせさせていただきました。経営状況が一定よくなったら、またポイント付与については検討したいということで一旦見送ったのですが、一方、長崎バスさんも、今、ポイント付与率が1%でございます。そういう意味では、1%の違いがございすけれども、競合している他社さんとはそんなに変わらないのかなと思っています。

当初、ポイント付与をさせていただくということでお知らせをしていたのですが、ゼロになりましたが、それに対しての苦情、お問合せとかもほとんどあっておりませんので、ポイント自体についての意識というのが利用者の方が少し薄いのかなという感じはしております。経営状況を踏まえて、ポイント付与については今後も検討してまいりたいと思っております。

【深堀委員】 今の経営状況の中でポイント還元ということが物理的に難しいんだろなというふうには思います。ただ、カードを利用している方に対する利便性だけではなくて、そういったメリット、そして地域経済にどういう影響を与えるかということを考えた時に、今後、カー

ドがどういうふうにもっと改善できるか、よりグレードアップするののかというところを注視したいと思います。

というのが、もう一つだけ聞かせてもらいますけれども、スマートカード時代は、地域限定カードだったわけですね。今、ニモカに替わって、これは全国とつながった。ということで、そのカードのロイヤルティー、使用料というのが発生しているはずですね。結局、そこがどこにお金が行っているかというか、長崎県から出ていっているというふうには私は見るんですけれども、ニモカカードを導入したことによって、長崎県のお金がどれだけ外に出ていっているのか。実際に県内で県民が使っているにもかかわらず、そのお金が流れているんじゃないか、そこはどうですか。

【濱口営業部長】 委員ご指摘の件でございますけれども、まずバス事業者としては、カードの種類は別にして、使っていただいて初めて収入になるという考え方ですので、そういう意味では、今までスマートカードを利用して、スマートカードは県内の事業者だけでしたので、県内の事業者でしか使えない。今は、ニモカカードになりまして、スマートカードと同じように、県内で利用したら、当然県内の事業者の収入になる。外で利用しても、それは今まで外で現金で使っていたものが、ただニモカで支払えるようになっていくということで、基本的には、外に資金が流出というのは考えにくい。ただし、チャージの時には、今まで、事業者のところでは、チャージができた、プールしていたものが、ニモカでは、株式会社ニモカに1か月単位で一旦行くと、その違いはございますけれども、基本的には、利用者の方がどれだけ利用されたかによって事業者の収入になるので、そういう意味

では、県外への流出とかというのは考えにくいのかなと思っております。それと、ニモカを利用することによって、株式会社ニモカのほうに一定の手数料が入るという、そこはございます。

【深堀委員】 今、営業部長の答弁で、例えば、福岡とか東京で乗った分がそちの事業者に行くのは当然のことです。今、最後に言われた手数料の話なんです。それがどれくらいなのかということなんです。

【濱口営業部長】 ニモカの手数料率でございますが、1.5%でございます。

【深堀委員】 1.5%というのは、チャージした料金なのか、それとも使った料金なのか。

【濱口営業部長】 利用実績に応じてでございます。

【深堀委員】 1.5%と言われましたね。エヌタスTカードでいっても1%と言われましたけれども、もしその手数料がなければ、地元の利用者に還元をできたのかもしれない。これは仕組み上、仕方ないことではあるんですけれども、そういった意味では、1.5%とはいえ、かなりの額になるのではないかと思います。もう導入しているので、それはとやかく言うことはないんですけれども、できる限り地域経済に回るような仕組みが今のニモカカードではできないと思うんですが、例えば、交通局では、免許返納者パス、プラチナパス65とか、県民にとって非常にいい仕組みを入れていますよね。そういったところにこのカードの利便性を活用しながら、非常に経営状況は厳しいんですけれども、もっとも県民サービスの向上につながるような、経済的なメリットも出るような仕組みをぜひ考えていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、通告しております分について質問をさせていただきます。

まず、大村バスターミナルについて質問をさせていただきます。

大村バスターミナルは、昭和49年に建設をいたしました6階建ての鉄筋コンクリートの建物でございます。築47年ということで、かなり老朽化をしております。平成27年に耐震診断をしたところ、問題ありということで結果が出ております。現在、6階建てのうち、1階に交通局、2階に大村バスターミナルビル株式会社がありますが、3階の大村商工会議所は移転をいたしまして、4階から6階の長崎空港観光ホテルも実質もう営業していない状態が続いております。

こういった状況の中で、今、長崎と諫早のターミナルは建て替えも計画があるということですが、大村バスターミナルについては、どのように考えているのか、ご見解をお尋ねいたします。

【安藝管理部長】 大村バスターミナルビルについてのお尋ねでございますけれども、委員おっしゃるとおり、平成27年に耐震診断の結果、耐震性に問題があると診断されて、それをどうするかということで、交通局を含めた区分所有者によるターミナルビルの管理組合にて議論をしてきた結果、平成30年には、一旦解体、建て替えの方針を決定しております。解体に際しては、宿泊施設を対象とした県からの補助金を充当するよう見込んでおりましたけれども、ビルの4階から6階のホテル経営者の方が令和元年の夏にお亡くなりになりまして、事実上、ホテルが休業状態となりまして、補助要件を満たさなくなっております。加えて、新型コロナウイルスの影響で、交通局はじめ、区分所有者もなかなか資金の見込みが厳しい中で、各区分所有者の

費用負担を極力抑えた整備手法として、市街地再開発事業による整備を進める方針を令和2年10月に管理組合において、方針を変更、決定したところでございます。

その方針に沿って、ターミナルビルの底地は交通局と大村市がそれぞれ所有をしておりますけれども、昨年11月には、底地の所有者である大村市に対して、市街地再開発事業の参加を要請したところでございます。今後、市街地再開発事業を関係者と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

【松本委員】 先ほど答弁の中で、昨年11月に市街地再開発事業の方針を決定されたということで、交通局長も大村市のほうに要望を11月20日にされたということで伺っていますが、やはり気になるのは、午前中も、これだけ経営が厳しい状況の中で、長崎と諫早のターミナルも建て替えという状況の中で、さらに大村も建て替えの計画、再開発事業とはいえ3つ建て替えになると。人口減の中で厳しい運営を強いられる中ではあります。

ただ、そういう中でも、このビルは複合のビルで、大村市もありますし、民間も入っておりますので、いかに効率的な運営をやっていくかということが大事になってくると思います。市街地再開発事業の補助を取るにも、やはりバスターミナルだけではなくて、付随した様々な計画の変更、時代に即したバスターミナルの在り方というのもこれを機に見直す必要があるのではないかなと。方針を決めたということですから、県としては、バスターミナル事業をどのように進めていくのか、ターミナルをこれから大村市の中でどういうふうに変換して使っていくのか、ご見解をお尋ねいたします。

【安藝管理部長】 新しいバスターミナルビルの

機能でございますけれども、地権者で構成する事業実施組合で検討を進めてまいるところでございますけれども、ターミナル機能については、現在の利用実績を踏まえて、効率的で適正な規模を検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他、複合的な機能については、現ターミナルの立地の優位性や交通結節点としての役割を踏まえた上で、例えを挙げるなら、商業施設、マンション、オフィスビルとか考えられますけれども、関係機関と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】 大村駅前という好立地と、大村市の中心部に立地するわけです。ただし、時代の流れはありますが、しかし、この周辺には、市街地中心地の再開発計画も以前あって、マンションと商業施設が一体型のものも今、隣接しております。その中で、長崎市でいえばココウォークのようなバスターミナルに商業施設や、またマンションとかがあれば、要は、人が住んだり、買物をすることによって、人の移動の流れをまたつくっていく。そこで高齢の方がバスを使って買物をしたり、その上に住んだりすることによって、バスが活かされると思うんです。ただバスターミナルだけの存在になってしまうと、大変活かせない部分がある。ここはスクラップ・アンド・ビルドでいきっかけなので、ただ、そこは県営バスだけで決められることではないので、管理組合と大村市とそこは連携をしていただきたいと思います。

午前中の答弁の中に、大村市の地域公共交通再編実施計画というものの、私も見させていただきました。確かにこの計画はよくできていまして、バスを3つに分けると。1つは幹線バス、要は、主要な施設、大村駅、新大村駅、空港や市

民病院を結ぶ路線バスと、郊外の宅地を回る支線バス、さらに山間部を回るコミュニティバスと3つにバス路線を分けるという計画を大村市が立てております。これが令和2年から令和6年まで実施ということで、新幹線の開業もありますし、そういった流れの中で、バスターミナルビルは一つの大きな起爆剤になると思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

続きまして、高速シャトルバスの利用について、質問をいたします。

先ほどから、経営に対しての様々なご質問があり、改めて厳しい状況を認識したのですが、そういった中で、高速シャトルバス大村～長崎線というものを大村でよくお話を聞きます。このような時刻表をよく目にするのですが、実績を調べさせていただきました。平成22年から平成31年まで続いておりまして、10年間の状況を見ると、平成22年には便数が9だったものが、現在は65便、約7倍、利用者は、平成22年は年間4万2,654人だったものが、現在34万9,149人、実に8倍、10年間で倍々に増えていっているという顕著な実績を上げていることに驚いた次第でございます。

まず、このような好調な実績を上げている要因について、お尋ねをいたします。

【濱口営業部長】 大村シャトルについては、委員ご指摘のとおり、非常に優良路線でございます。この主な要因といたしましては、まず大村市内で、特に住宅地を通るルートを走っているということで、ドア・ツー・ドア的な設定をしているということと、あと高速道路の大村インターそれから木場スマートインター、高速道路のインターとしてこの2つがございます。このインターと市街地が非常に近いというものもあって、

最終的に長崎まで来る時に一定の時間が読める、定時運行が一定あるということが主な要因なのかなと思っております。そういう意味では、利用者にとっても非常に利用しやすい、利便性が高い路線となっているのかな、それが要因の大きなものかと考えております。

【松本委員】私も、どういうものかと、一度木場の停留所から乗ってみました。旧県庁の時でしたけれども、確におっしゃるとおり、県庁のほうまで30分ほどで来たと。渋滞もなく、出島を降りて、すぐ県庁ですから、便利だなと思ったし、その乗った時も満車状態で、大変多くの利用者がいらっしゃいました。

もう一つ伺いたいのは、利用者の層というか、どういう方が多いのか、どういう目的が多いのか、お尋ねをいたします。

【濱口営業部長】大村シャトルの利用者でございますが、まず通勤、通学が一番多いと考えております。ヘビーユーザーが多いということです。当然、県庁の職員の方もそうですし、あと学校関係、学生とかも多いですし、商業施設、というのは出島近辺の企業等もございます。大体そういった方々が主な利用者と考えております。

【松本委員】午前中の質疑の中でも、路線の約7割が赤字ということでございますが、この路線に関しては、かなり伸ばしているということでございます。経営が厳しい中で、やはり大事になっているのは、確かにコストは抑えなければいけないけれども、売上を上げないことには、コストだけ抑えても目先になってしまうので、そういった中で、やっぱり安定した売上を確保するには、もちろん貸切バスもそうですけれども、今、観光が厳しい状況の中では、通勤、通学の路線強化というのが一番重要になってくる

と思います。これから3、4月で会社や大学、学校とかにまた新たに通勤、通学される方が増える中で、新しいヘビーユーザーの獲得もしなければいけないし、メリットとしては、大村からしたら、渋滞がない、そして駅と違って歩かなくていいと、ドア・ツー・ドアで行けるというところを大村の中であまり発信されていないような気がします。JRは駅があるので目立ちますし、メジャーですけれども、高速シャトルバスを知っている方があまりいらっしゃらなくて、結構遅くまでもやっていたり、朝夕はすごく便数も多いんですけれども、これからの新年度に向けて、もうちょっと伸ばせるんじゃないかなと。だから、その部分は大村市とも連携して広報をもっと強化して、メリットというものをもっと強く訴えていかないと、JRに行っている方がバスに替えようかなと思っていただけるような働きかけというのは、どのようにお考えでしょうか。

【濱口営業部長】委員ご指摘のとおり、これからの周知方法というのは非常に大事なものだと考えております。この1年は、なかなかコロナ禍の影響で思うような動きができておりませんが、今後、委員のご意見も踏まえて、まず大村市と協力して、例えば大村市報への掲載を依頼したり、あるいは大村で有線テレビとかもございますので、そういったものへの依頼とか、あと学生とか企業を対象にしたポスティングなり、あるいはチラシ配布をしっかりとやっていきたいと思っておりますし、もっと大村市と連携して何かできるものがあれば、ぜひやっていきたいと考えております。

【松本委員】大村市内でのバス乗り場もここ何年かでかなり増やしていただいています、それに対して、大変喜びのお声も地元で聞かせて

いただいております。ただ、先ほどダイヤ改正の話もありましたが、利用者にとっては、この場所にあったら便利なのにな、この時間帯だったらありがたいのになとか、そういう声というものがあると思うんです。だから、利用者や市民にアンケートを取って、どういうところに高速シャトルバスが欲しいですかとか、どういう時間帯が必要ですかというニーズを把握する、そのことをダイヤ改正の一因にして、ニーズが高いところには、さらに重点的に増やしていくような取組をさせていただいて、せっかくのこの機会というものを逃さないように取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【前田委員】 同じくバスターミナルなんですけれども、長崎市大黒町のバスターミナルについて、まず築年数と耐震工事の有無についてお尋ねして、建て替えの計画ということになりますので、その概要とタイムスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

【安藝管理部長】 私のほうから、まず施設の概要について説明をさせていただきます。長崎ターミナルビルについては、昭和38年11月建設でございまして、地下1階地上6階の鉄骨鉄筋コンクリート造りでございます。土地面積が2,238平米、延べ床面積が1万2,379平米でございます。耐震性については、適当でないということで診断を受けております。築年数ですが、57年になります。

【柿原経営戦略室長】 私のほうからは、移転計画の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。長崎ターミナルにつきましては、従前より、私どものほうで、長崎駅に近接いたします北側の場所に新築移転する計画を進めて

おりましたけれども、現在、その計画というのは中断している状況にございます。と申しますのが、一昨年の8月からになります。約1年かけて、行政、学識経験者、経済界、交通事業者等で構成いたします長崎市中心部の交通結節等検討会議というものが開かれまして、長崎市の中心部の交通結節につきまして、その在り方について議論がなされたわけでございます。その結果、現在地の付近、大黒町側にバスターミナルを再整備するというような基本計画が昨年7月、策定されております。

こうした基本計画を踏まえまして、現在、こちらは土木部のほうで、施設規模やその事業手法について予備的な調査、検討が行われておりまして、来年度は、引き続きまして、具体的な検討を進めていくということをお聞きしております。

これらの検討を通じてになりますけれども、その事業を実施できるかどうか、実施するとした場合、こういった手法になるのかということの見極めがなされていくものと承知しておりますので、その結果等を踏まえまして、再整備等の具体的なスケジュールというのが明確になってこようかと思っております。

【前田委員】 都市計画まで含めた検討になってきているので、気の毒だなという気はしますが、築57年で、耐震が利いていないんですよね。そう考えた時に、やっぱり一刻も早い建て替えが必要ということで、駅の北側の土地区画整理事業に基づいてやったものだから、基本設計というのは、多分本体の設計まで出していたと思うんですが、基本設計だけで、もう打ち止めたという状態ですよ。だから、基本設計自身も、そこで建て替えない限りは完全に無駄に終わってしまうという状況だという認識をしているん

ですけれども、新幹線の開業にはもちろん間に合わないけれども、心配しているのは、大黒町側で建て替えるということの大筋が昨年7月に決まったということだけれども、さりとて現地で建て替えをするとなれば、その期間中、場所をほかに設けなければいけない。しかし、対面の駅の前は、もう残地が全く残らない状態で完成するわけです。予定していたところが空いた状態で置いていてくれば、そこに一時的に建て替えるということはあるのかもしれないけれども、しかし、仮にそこに建て替えたとしても、そもそも交通結節上、そこは望ましくないとか、効率的じゃないということで大黒町のほうになったのだから、となった時に、大黒町一帯の再開発で別地を探すかという話になっても、長崎市は、そこまで含めた再開発は全く考えていないと言っているんです。

そうすると、結局、八方塞がりの状態で、現地建て替えが果たして本当にできるのかということが疑問に思うんですが、事業主体の立場として、現況におけるこのような状況について、私は非常にまずいと思っているんだけど、交通局としては、そこら辺の認識というのは、あくまで土木部、県、市の調整を待つという形になるのですか。待つとなるならば、いつ建て替わるかもわからない状況で、現状のこの耐震が利いていないという状況は、どうやって改善するつもりなんですか。

【柿原経営戦略室長】 まず、委員ご指摘のとおり、もし現在地建て替えということになりますと、その建設期間の間、どこかに仮ターミナルを設けて、その機能を止めずに運営するということは必要になってこようと思います。そこは現在地建て替えをやる上では前提なのかなと考えておりますので、今後、土木部の検討状況に

はよりまずけれども、そこについては我々としても主張はしていきたいと思っております。

ただ、そういった中でも、今の長崎市中心部の交通結節等検討会議のその結果についてでございますが、こちらは昨年4月に策定されました基本計画ですけれども、現在地でありますと、新駅舎が国道から大分離れるという課題がございますが、そういった課題に対しまして、動く歩道を設置した歩行者デッキというものを結ぶなど、そういった具体的な解決というのが示されておりますので、こちらについては公共交通利用促進の観点からも、私のほうとしては前向きに捉えているところでございます。今後、県民や観光客等の利用者にとって、快適で、利便性が高く、公共交通の利用促進につながるような検討が進められればと思っております。

【前田委員】 土木部とやり取りする内容かもしれないけれども、県民というか、利用者含めたところで、私は、あまりにも策がなさ過ぎるというか、言葉が悪ければ、無責任だと思っているんですよ。あそこまでのイメージ図を描いて、あの場所であるということで設計までしていたんですよ。歯がゆい思いは多分、当局はあると思うけれども、しかし、現状を是としながら考えた時に、じゃ、5年後ですか、7年後ですか、10年後ですかと、全くわからないわけですよ。なおかつ、大黒町の再整備については、長崎市はそこまで考えていないとはっきり言っているんですよ。そうすると、おのずから選択肢は何が残るかといった時には、もう現地建て替えしかないわけで、その上で、経営戦略室長が言ったように、現地建て替えのその期間の代替地すら全く見込みもないという状態は、やっぱり説明がつかないですよ。

何年先なのかわからないという話の中でお答

えはなかったけれども、災害があるかないかわからないという話でしたけれども、耐震は今、どうするんですか。それだったら、今のところで、二重投資になるかもしれないけれども耐震化工事をやるべきだし、以前から私が指摘している、バリアフリーが利いていないという話。空港にもユニバーサルツーリズムの相談窓口等ができて、積極的にユニバーサルツーリズムを展開しようとなった時に、陸の玄関口である長崎駅はできて、バスターミナルはその状態。しかも、入ってしまって、もし仮に、高速で福岡に移動しようとしても、あそこの地下をくぐれないから、その時には、今あそこに、お困りの方、介助が必要な方はお申出くださいという貼り紙が一枚貼ってあるだけ。観光に寄与するという話も午前中、出ていたけれども、それは県都長崎、しかも、観光立県の長崎市の県営バスが持つバスターミナルのあるべき姿とはかけ離れていますよ。

そういうことを考えた時に、わかるけれども、やっぱりそこはきちんとした工程を立ててくれないと私は非常にまずいと思うんだけど、耐震化はどうしますか。

【安藝管理部長】 委員ご指摘のとおり、現在のバスターミナルビルは老朽化と耐震性に非常に問題があるというところは認識をしております。

今回、現地建て替えの計画が出てくる前になりますけれども、平成27年度に耐震診断を実施して、耐震性を有しないとの結果を受けて、平成28年度の区分所有者で構成する管理組合においては、耐震補強工事は実施しないということで合意はしております。

ただ、現時点では、管理組合としては、バスターミナルビルの現地での再整備計画の推移をどうするか見守っている状況ではありますけれ

ども、今後の動向を見ながら、ターミナルビルについてどうしていくかというところは、ビル管理組合の中で協議をしていくことになると思っております。

いずれにしろ、現状では、必要に応じた維持管理を行いながら、新しい施設の整備に向けて、解体工事が始まるまで、現バスターミナルビルを使用することになるのではないかと考えているところでございます。

【前田委員】 使用するのであればするでいいから、きちんとした耐震の対策を取らなければいけないと言っているんです。

大村もそうだけれども、区分所有は大変問題があるけれども、だったら区分所有をまず解決すべきですよ、そこも含めて。区分所有といっても、相手は1人か2人じゃないですか。どこどこですか。

【安藝管理部長】 区分所有者でございますけれども、建物が6階あるうちの6階が長崎市の所有になっております。5階が民間の方の所有になっております。2階から4階までが県でございすけれども、それぞれの階で担当課が異なっております。具体的には、管財課と生涯学習課と物産ブランド推進課になっております。1階が交通局となっております。

【前田委員】 行政関係が県と市、それから民間が1つといったことであれば、さっき言ったように、組合の中で耐震工事はしないという決定をしたということだけれども、そうであるならば、区分所有の解決も含めて検討してもらって、早急に耐震化工事をすべきだと私は思って、2年か3年後ぐらいにできるのだったら我慢するけれども、今の状況でいくと、多分、最低でも7年ぐらいかかるんじゃないですか。臆測で言っただけだけれども、どう考えたって7年、

下手すると10年かかりますよ。その間、ほっておくのかという話と、さっき言った、くどいけれども、バリアフリーも利いてないことも本当は非常にまずいと思いますよ。車椅子の方が来た時に、呼び出してくださいと言っても、あの状況で呼び出すというのもなかなか難しいと思うし、いずれにしても、土木部に任せてはいないと思うけれども、やっぱり目途とか工程をきちんと示すということが大事だと思うので、そこは一定、来年の末ぐらいまでにはきちっとした方向性を示すとかいう答弁を求めたいと思いますが、交通局長、まとめて答弁をお願いしたいと思います。

【太田交通局長】新長崎ターミナルの建設につきましては、私どもは、従来から駅北側に移転をするということで計画を進め、設計まで着手したところでございます。ただ、今回、交通の拠点をどのように整備するかという原点に返っての議論が起こりまして、現在、土木部において、その実施可能性というのを精査している状況でございまして、私どもも、その結果を待っているという状況でございます。

移転についての用地の確保というのはしておりますので、その状況を見て、今後のターミナルをどう整備していくかという部分も改めて検討することになるかと思えます。ただ、現在地の建て替えについては、これは国、県、市も含めたところでご議論いただいて、今、再開発をしていこうという方向性が決まりましたので、県営バスとしては、それを一定見守るという形でございます。

現在のビルの使用の状況につきましても、その確定後に、しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

【前田委員】終わるつもりだったんだけど、

すみません、私の認識が不足していたのか、状況が変わったのかわかりませんが、2つ確認します。移転の用地が確保できているというのが1つありましたよね。それは場所はどこですか。そこをまず1つおっしゃってください。それは何の移転の用地か、バスターミナルの移転の用地ということで理解していいのですか、それとも仮の期間の移転の用地ということですか。それが1つ。

それと、県、市で併せて再開発の確認が取れていると言いましたが、私が土木部に確認した時には、長崎市さんが全く大黒町側の一帯となった面としての再開発はしないという話を私は聞いていたんですけれども、それが再開発するということで決まったということで理解していいのですか。

【太田交通局長】1点目の用地の件でございしますが、新長崎駅の北側、新幹線の高架と在来線の高架のちょうど集まったところに用地を確保しております。その上に設計で建物を造るという準備をしたということでございます。

それと、国、県、市が一堂に会して今回の拠点の議論をしたわけでございますので、一定3者で方向性というのは定まったのではないかと私は思っております。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに、質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時22分 休憩 —

— 午後 2時22分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

このたび、長崎県職員として交通局を3月31日で定年退職されます営業部長の濱口 清様におかれましては、長年にわたり県政発展のためにご尽力いただきましたことに対しまして、本委員会を代表いたしまして心から感謝と敬意を表する次第でございます。これからは、培った経験と実績を活かされ、ご指導いただければ幸いかと存じます。濱口部長の今後ますますのご活躍とご健勝、ご慰労をご祈念申し上げます。本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。（拍手）

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

交通局の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

— 午後 2時23分 休憩 —

— 午後 2時24分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活建設分科会長報告及び環境生活建設委員長報告については、正副委員長一任のもとで報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時25分 休憩 —

— 午後 2時26分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、正副委員長にご

一任願いたいと存じます。

これをもちまして、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時27分 閉会 —

環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年3月15日

環境生活建設委員会委員長 中村 一三

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 22 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 27 号 議 案	長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号 議 案	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 29 号 議 案	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 30 号 議 案	長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号 議 案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 32 号 議 案	長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 33 号 議 案	長崎県特別会計条例の一部を改正する条例	原案可決
第 34 号 議 案	長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例	原案可決
第 35 号 議 案	長崎県港湾整備事業財産管理基金条例	原案可決
第 36 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 51 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 52 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 53 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 54 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 55 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決

番 号	件 名	審査結果
第 56 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 57 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 58 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 59 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 60 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 61 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 62 号 議 案	令和 2 年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について	原案可決
第 68 号 議 案	長崎県観光振興基本計画について	原案可決
第 69 号 議 案	第 4 次長崎県環境基本計画について	原案可決
第 70 号 議 案	第 4 次長崎県男女共同参画基本計画について	原案可決

計 26 件（原案可決 26 件）

委員長（分科会長） 中村 一三

副委員長（副会長） 北村 貴寿

署 名 委 員 中島 廣義

署 名 委 員 赤木 幸仁

書 記 坂 井 文 孝

書 記 永 井 美佐子

速 記 (有)長崎速記センター